

# 白岡市地域防災計画

## 第1編 総則編 (素案)

令和 5 年 1 1 月

白岡市防災会議



# 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1編 総則編               | 1  |
| 第1節 計画の策定             | 1  |
| 第1 計画の概要              | 1  |
| 第2 計画の運用等             | 4  |
| 第3 上位計画及び関連計画との関係     | 4  |
| 第2節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱 | 7  |
| 第1 市及び関係機関            | 7  |
| 第2 指定地方行政機関           | 8  |
| 第3 陸上自衛隊              | 10 |
| 第4 県及び県の機関            | 10 |
| 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関   | 11 |
| 第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割 | 15 |
| 第1 市民の役割              | 15 |
| 第2 自主防災組織の役割          | 15 |
| 第3 行政区の役割             | 15 |
| 第4 事業所の役割             | 15 |
| 第4節 白岡市の概要            | 16 |
| 第1 位置                 | 16 |
| 第2 自然条件               | 16 |
| 第3 社会条件               | 18 |
| 第5節 防災対策の基本方針         | 20 |
| 第1 基本理念               | 20 |
| 第2 防災施策の体系            | 21 |
| 第3 基本方針               | 22 |





# 第1編 総則編

## 第1節 計画の策定

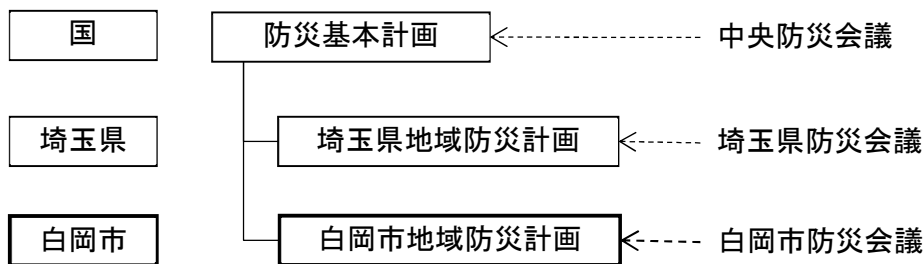
### 第1 計画の概要

#### 1 計画の目的

白岡市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白岡市防災会議が策定する計画であり、白岡市（以下「市」という。）、埼玉県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共の団体（以下「防災関係機関」という。）がその有する能力を有効に発揮して、市民組織及び市民との役割分担をもとに、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

#### 2 計画の体系

市は、災害対策基本法第16条の規定により、白岡市防災会議を設置する。  
災害対策基本法に定められている国、県、白岡市防災会議と地域防災計画の体系は次のとおりである。



#### 【防災会議と防災計画の体系】

#### ■資料-1 白岡市防災会議条例

#### 3 計画の構成

本計画は、「総則編」、「風水害対策編」、「震災対策編」、「事故対策編」、「複合災害対策編」、「広域応援編」、「資料編」の7編構成とし、各編の主要構成は次のとおりとする。

なお、災害時の対応を示す具体的行動指針や行動内容は別途各種マニュアル等に記載していく。

##### (1) 総則編

本計画の目的及び構成等、防災関係機関等の事務又は業務の大綱、市民・自主防災組織・行政区、事業所等の役割、白岡市の概要、防災対策の基本方針について定めている。

##### (2) 風水害対策編

風水害による被害を最小限にとどめる最も効果的な災害対策の確立を図るため、風水害

対策の総則、予防計画、応急対策計画、復旧復興計画、突風・竜巻等対策計画、大規模水害対策計画及び雪害対策計画を定めている。

(3) 震災対策編

平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (以下「東日本大震災」という。)、平成 28 年 (2018 年) 熊本地震、大阪府北部地震、平成 30 年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、震災対策の総則、予防計画、応急対策計画、復旧及び復興計画、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置のほか、火山噴火降灰対策計画や最悪事態(シビアコンディション)への対応計画を定めている。

(4) 事故対策編

火災や放射性物質及び原子力発電所事故など大規模な災害への対応に関する計画を定めている。

(5) 複合災害対策編

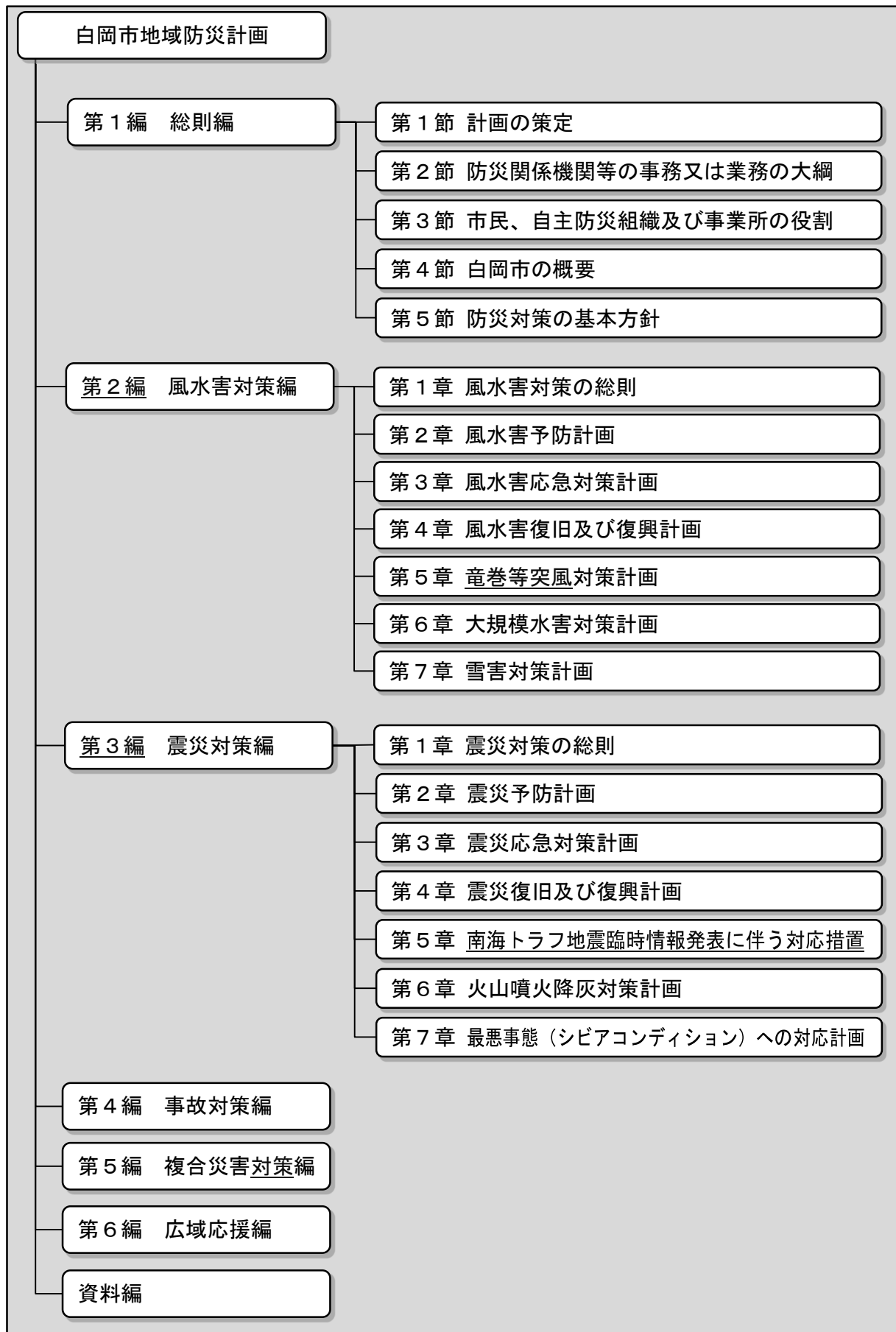
複合災害(台風の際に地震が同時発生等)を想定し、防災知識の普及、代替となる防災拠点、避難所、避難経路、運送手段等の想定、水防活動、情報の収集・伝達等に関する計画を定めている。

(6) 広域応援編

民間との連携強化、都道府県間の連携強化、後方応援本部(仮称)の設置、被害情報の収集・迅速な職員派遣、広域避難体制の整備等に関する計画を定めている。

(7) 資料編

「総則編」、「風水害対策編」、「震災対策編」、「事故対策編」、「複合災害対策編」、「広域応援編」に関する協定書や様式などの資料を「資料編」としてとりまとめる。



【計画の構成】

## 第2 計画の運用等

### 1 平常時の運用

#### (1) 計画に基づいた施策・事業の遂行

##### ア 施策・事業の企画・立案段階での防災上の配慮

各課は、各種施策・事業の企画・立案段階において、施策・事業が本計画に配慮したものとなっているかを検討する。

##### イ 施策・事業の検証、修正

各課は、施策・事業が本計画に照らして適当であるかを検討し、必要があれば本計画の記述内容の修正案を作成する。

#### (2) 計画の内容の熟知及びマニュアル等の整備

災害時に被害を最小限にとどめるためには、迅速かつ確実に防災活動を展開する必要があることから、本計画の内容を熟知しておくことが重要となる。

また、日頃から各課においては、防災活動に関する具体的行動指針や行動内容を示したマニュアル等を整備し、防災訓練等で運用するとともに内容の更新に努める。

#### (3) 計画の周知

防災関係機関は、本計画を防災関係機関及び重要な施設管理者等に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められる事項については、広く市民への周知徹底を図り、防災に寄与するよう努める。

### 2 発災時の運用

災害時には、本計画の応急対策計画、復旧復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

### 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定により、白岡市防災会議が毎年、本計画に検討を加え、必要があると認められるときは、白岡市防災会議がこれを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図る。

また、防災関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を白岡市防災会議に提出する。

### 4 計画の効果的推進

本計画の効果的推進を図るため、防災に関する政策、方針決定の過程及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を展開する。

## 第3 上位計画及び関連計画との関係

### 1 防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法第34条の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画であり、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の

迅速及び適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項について、基本的な方針を示すものである。

この計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとなる。

なお、前回の本計画修正（令和3年）以降は、災害対策基本法の改正を踏まえた修正（避難情報の一本化等）や令和3年7月の土砂災害を踏まえた修正（安否不明者の氏名公表等）が、最近では令和5年5月に被災者支援の取組強化、デジタル技術の活用等に関する修正が行われている。

## 2 埼玉県地域防災計画

埼玉県地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定により、県に係る災害について、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災基本計画に基づき、必要な事項を定めたものである。

また、災害対策基本法第42条第1項により、「当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。」と定めたものである。

なお、令和3年から5年の各年、関東地方に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風をはじめとする、過去の災害対応についての教訓を踏まえた修正のほか、上位計画である防災基本計画の修正や災害対策基本法等の関係法令の改正を反映した修正となっている時点修正が行われている。

## 3 各指定行政機関等の防災業務計画

防災業務計画は、災害対策基本法（第36条～第39条）の規定により、指定行政機関の長が、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、必要な事項を定めたものである。

また、指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成することが定められている。

## 4 第6次白岡市総合振興計画

第6次白岡市総合振興計画は、本市が将来にわたって持続的な成長を維持していくための新たなまちづくりを、より効率的かつ効果的に進めていくための指針として位置づけられる。計画においては「自然とともに安全で安心して暮らせるまち」を防災の基本目標として、「地域防災・消防体制の充実」を施策として掲げるとともに、国土強靱化地域計画を総合振興計画（基本計画）と一体的に策定し、実効性の高い防災対策の推進を図っている。

### (1) 防災の基本目標「自然とともに安全で安心して暮らせるまち」

市民と行政との協働による自然環境の保全や地球温暖化対策などを推進するとともに、循環型社会を形成するための取組を進める。また、防災や防犯などに自助・共助・公助の考え方をもとにして地域一体となって取組むとともに、市民一人ひとりの暮らしや生命を守る施策の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

### (2) 防災に関する施策「地域防災・消防体制の充実」

市民「自助」・地域「共助」・行政「公助」の力を結集し、地域防災・消防体制の充実を図ることで「みんなで取組む防災・減災のまち」の実現を目指す。

### (3) 地域防災・消防体制の充実に関する施策の取組

#### ア 地域の防災力の向上

・新しい訓練の取り入れや多くの市民が参加しやすい防災訓練を実施するとともに、

家庭における防災知識の普及や防災意識の向上を図る。

- ・市民の自主的な災害情報の入手と適切な避難行動につながる取組を推進するとともに、自主防災組織の活動に対する支援を行う。
- ・避難行動要支援者の円滑な避難のため、避難支援者による支援体制を推進する。

イ 防災・減災対策の推進

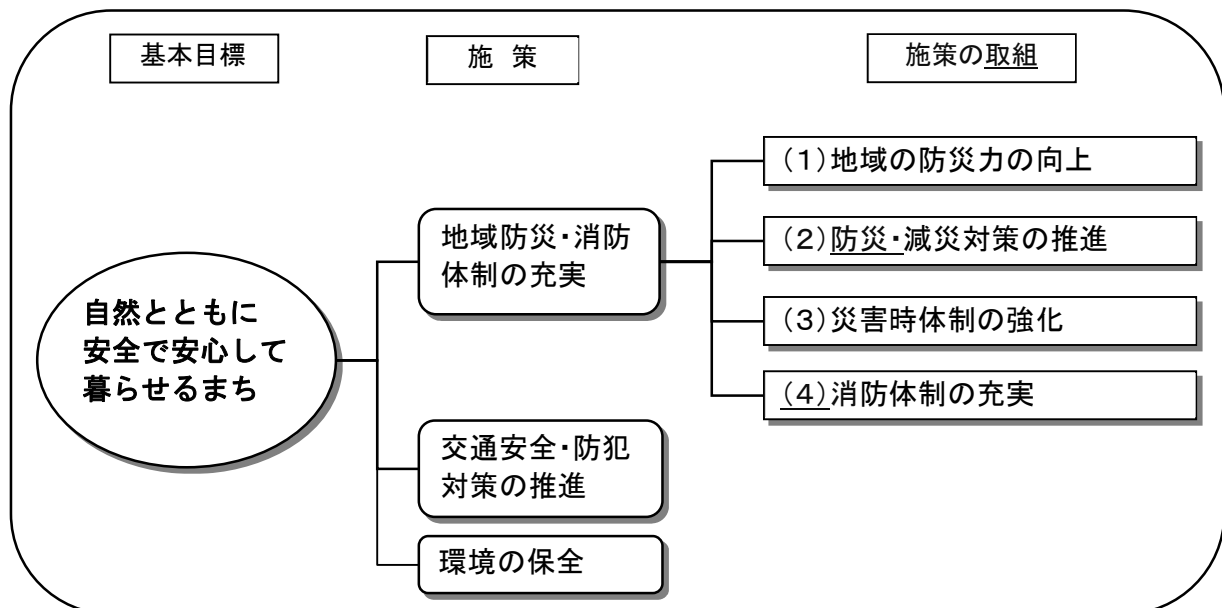
- ・災害情報などを迅速かつ的確に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化を図るとともに、利用方法の周知を図る。
- ・ハザードマップの配布を行うことで、災害発生時における安全で迅速な避難行動につながる取組を推進する。
- ・地震災害時における住宅の倒壊を防ぎ、市民の生命を守るために、旧耐震住宅居住者を対象とした耐震化の啓発やリフォームに合わせた耐震改修の誘導を行う。

ウ 災害時体制の強化

- ・社会情勢等の変化に応じた実効的な地域防災計画の見直しや、その他関連計画、マニュアル等の作成・見直しを行う。
- ・災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資器材や備蓄食糧などの充実を図る。
- ・他市町や民間企業などを中心に災害時応援協定を締結し、災害時における物資・資材の提供、人員派遣などの連携・協力体制の充実を図る。

エ 消防体制の充実

- ・埼玉東部消防組合と消防団が円滑な消火活動ができる体制の充実を図る。
- ・火災予防や地域防災に不可欠な消防団員の確保に努めるとともに、教育研修や活動備品の充実を図る。



出典：白岡市「第6次白岡市総合振興計画（令和4年3月）」

【防災に関する施策の体系】

## 第2節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

市の地域に係る災害については、市、指定地方行政機関、自衛隊、県、指定公共機関、指定地方公共機関等がその本来の任務を遂行しつつ、相互に協力し、その対策に当たる。防災関係機関が処理する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

### 第1 市及び関係機関

#### 1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱  |
|-------|--|
| 白岡市   | 1 災害予防<br>(1) 防災組織の整備に関する事。<br>(2) 市民の自主防災組織の育成に関する事。<br>(3) 防災訓練の実施に関する事。<br>(4) 防災物資、資材の備蓄、整備及び点検に関する事。<br>(5) 防災施設、設備の整備及び点検に関する事。<br>(6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。<br>2 災害応急対策<br>(1) 災害応急対策に必要な組織、職員の招集、情報の収集及び財政に関する事。<br>(2) 警報の伝達及び避難情報に関する事。<br>(3) 消防、水防その他の応急措置に関する事。<br>(4) 被災者の救助、救護その他の保護に関する事。<br>(5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。<br>(6) 施設及び設備の応急復旧に関する事。<br>(7) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。<br>(8) 緊急輸送の確保に関する事。<br>(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大の防止のための措置に関する事。<br>3 災害復旧<br>被災した施設の原形復旧に併せて、再度の災害発生を防止するための施設の新設又は改良に関する事。 |

#### 2 消防機関

消防機関は、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施する。

| 機関の名称                     | 事務又は業務の大綱  |
|---------------------------|--|
| 埼玉東部消防組合<br>白岡消防署及び白岡市消防団 | 1 災害情報、記録収集及び被害状況調査報告に関すること。<br>2 消防職員及び消防団員の動員に関すること。<br>3 障害物の除去に関すること。<br>4 行方不明者の捜索に関すること。<br>5 消防関係施設の応急復旧及び被害応急措置に関すること。<br>6 災害予防警戒及び防御活動に関すること。<br>7 危険物に対する予防措置に関すること。<br>8 爆発性物質に対する予防措置に関すること。<br>9 消防機器施設等の整備及び管理に関すること。<br>10 災害時の機械配備及び調達補給並びに修理に関すること。<br>11 人命救助に関すること。<br>12 水防に関すること。<br>13 その他消防全般に関すること。 |

### 3 一部事務組合

市が関係する一部事務組合の災害時における役割は、次のとおりである。

| 機関の名称    | 事務又は業務の大綱        |
|----------|------------------|
| 蓮田白岡衛生組合 | 災害廃棄物の処理に関すること。  |
| 埼玉葛斎場組合  | 災害時における火葬に関すること。 |

## 第2 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講じる責務を有する。

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱   |
|-------|---|
| 関東農政局 | 1 災害予防<br>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。<br>2 災害応急対策<br>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。<br>(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。<br>(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。<br>(4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。<br>(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。<br>(6) 応急用食料・物資の支援に関すること。<br>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。<br>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。<br>(9) 関係職員の派遣に関すること。<br>3 災害復旧<br>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。<br>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 |



| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---|--|
| 東京航空局<br>東京空港事務所  | 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。<br>2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。<br>3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。  |
| 東京管区気象台<br>(熊谷地方気象台)  | 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。<br>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。<br>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。<br>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。<br>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。<br>6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）   |
| 埼玉労働局<br>(春日部労働基準監督署)<br>(春日部公共職業安定所)                             | 1 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること。<br>2 職業の安定に関すること。  |
| 関東運輸局<br>埼玉運輸支局   | 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。<br>2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。<br>3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。  |
| 関東地方整備局<br>(大宮国道事務所)<br>(利根川上流河川事務所)<br>(荒川上流河川事務所)<br>(北首都国道事務所) | 管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。<br>1 災害予防<br>(1) 震災対策の推進<br>(2) 危機管理体制の整備<br>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進<br>(4) 防災教育等の実施<br>(5) 防災訓練<br>(6) 再発防止対策の実施<br>2 災害応急対策<br>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保<br>(2) 活動体制の確保<br>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検<br>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保<br>(5) 災害時における応急工事等の実施<br>(6) 災害発生時における交通等の確保<br>(7) 緊急輸送<br>(8) 二次災害の防止対策<br>(9) ライフライン施設の応急復旧<br>(10) 地方公共団体等への支援<br>(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱  |
|-------|--|
|       | (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)」の派遣<br>(13) 被災者・被災事業者に対する措置<br>3 災害復旧・復興<br>(1) 災害復旧の実施<br>(2) 都市の復興<br>(3) 被災事業者等への支援措置 |

### 第3 陸上自衛隊

| 機関の名称             | 事務又は業務の大綱   |
|-------------------|---|
| 陸上自衛隊<br>第32普通科連隊 | 1 災害派遣の準備<br>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。<br>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。<br>(3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施<br>2 災害派遣の実施<br>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。<br>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。 |

### 第4 県及び県の機関

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱  |
|-------|--|
| 埼玉県   | 1 災害予防<br>(1) 防災に関する組織の整備に関すること。<br>(2) 防災に関する訓練の実施に関すること。<br>(3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。<br>(4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。<br>(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。<br>2 災害応急対策<br>(1) 食料、生活必需品及び防災用資機材の要請受付、調達、配分等に関すること。<br>(2) 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は避難指示に関すること。<br>(3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。<br>(4) 被災者の救援、救助その他の保護に関すること。<br>(5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。<br>(6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。<br>(7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。<br>(8) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関すること。<br>(9) 緊急輸送の確保に関すること。 |

| 機関の名称              | 事務又は業務の大綱  |
|--------------------|--|
|                    | (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。   |
| 埼玉県利根<br>地域振興センター  | 1 災害予防に関する域内自治体に対する指導、教育及び連絡調整に関すること。<br>2 県支部応急活動組織の整備に関すること。<br>3 災害時における県本部、管内市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。<br>4 災害現地調査に関すること。<br>5 管内市町が実施する応急対策業務の支援に関すること。   |
| 埼玉県東部<br>中央福祉事務所   | 1 災害救助の実施に関すること。<br>2 救護調査に関すること。<br>3 救助活動の記録に関すること。<br>4 日本赤十字社その他の医療機関との連絡調整に関すること。   |
| 埼玉県幸手保健所           | 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。<br>2 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達及びあっせんに関すること。<br>3 各種消毒に関すること。<br>4 飲料水の水質検査に関すること。<br>5 災害救助食品の衛生に関すること。<br>6 病院、診療所及び助産所に関すること。<br>7 被災者の医療、助産その他の保健衛生に関すること。<br>8 その他の防疫及び保健衛生に関すること。 |
| 埼玉県春日部農林<br>振興センター | 1 農畜水産被害状況の調査に関すること。<br>2 <u>埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資に関すること。</u><br>3 <u>農地及び農業用施設等に係る災害復旧事業に関すること。</u><br>4 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。   |
| 埼玉県杉戸県土<br>整備事務所   | 1 降水量、河川の水位等の観測情報に関すること。<br>2 洪水予報、水防警報の受理並びに通報に関すること。<br>3 県管理の水こう門及び排水機場等に関すること。<br>4 水防管理団体との連絡及び指導に関すること。<br>5 県管理の河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。   |
| 埼玉県警<br>久喜警察署      | 1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。<br>2 警告及び避難誘導に関すること。<br>3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。<br>4 交通の秩序の維持に関すること。<br>5 犯罪の予防検挙に関すること。<br>6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。<br>7 漂流物等の処理に関すること。<br>8 その他治安維持に必要な措置に関すること。                |

## 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

## 1 指定公共機関

| 機関の名称                                 | 事務又は業務の大綱   |
|---------------------------------------|---|
| 日本郵便(株)<br>関東支社<br>(白岡郵便局)            | 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事<br>2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事  |
| 東日本旅客鉄道(株)<br>大宮支社<br>(白岡駅)<br>(新白岡駅) | 1 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行う事<br>2 災害により線路が不通となった場合<br>(1)列車の運転整理及び折返し運転、う回を行う事<br>(2)線路の復旧及び脱線車両を復線、修理をし、検査の上速やかな開通手配をすること<br>3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行う事<br>4 死傷者の救護及び処置を行う事<br>5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行う事<br>6 停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行う事 |
| 東日本電信電話(株)<br>埼玉事業部<br>(株)NTTドコモ      | 1 電気通信設備の整備に関する事<br>2 災害時における重要通信の確保に関する事<br>3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事   |
| KDDI(株)<br>ソフトバンク(株)                  | 1 重要通信の確保に関する事<br>2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事   |
| 日本赤十字社<br>埼玉県支部                       | 1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く。)を行う事<br>2 救助に関し、地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行う事<br>3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関する事  |
| 日本放送協会<br>さいたま放送局                     | 1 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事<br>2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事<br>3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事  |
| 東日本高速道路(株)<br>関東支社                    | 1 東日本高速道路の保全に関する事<br>2 東日本高速道路の災害復旧に関する事<br>3 災害時における緊急交通路の確保に関する事  |
| 東京電力パワーグリッド(株)<br>春日部支社               | 1 災害時における電力供給に関する事<br>2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事  |
| 東京ガスネットワーク(株)埼玉支社                     | 1 ガス供給施設の建設及び安全保安に関する事<br>2 ガスの供給の確保に関する事   |

## 2 指定地方公共機関

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---|--|
| (一社)埼玉県トラック協会                                     | 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する<br>こと。   |
| 土地改良区<br>水利組合                                     | 1 農業水利施設等の設備の整備と管理に関する<br>こと。<br>2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に<br>関すること。<br>3 たん水の防排除施設の整備と活動に関する<br>こと。  |
| (株)テレビ埼玉  | 1 市民に対する防災知識の普及啓発に関する<br>こと。<br>2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関す<br>ること。<br>3 災害時における広報活動、被害状況等の速報<br>に関すること。   |
| (株)エフエムナックフ<br>アイブ                                | 1 市民に対する防災知識の普及啓発に関する<br>こと。<br>2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関す<br>ること。<br>3 災害時における広報活動、被害状況等の速報<br>に関すること。   |
| (一社)埼玉県医師会<br>(一社)埼玉県歯科医<br>師会<br>(公社)埼玉県看護協<br>会 | 1 医療及び助産活動の協力に関する<br>こと。<br>2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する<br>こと。<br>3 災害時における医療救護活動の実施に関す<br>ること。   |
| (一社)埼玉県バス協<br>会                                   | 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協<br>力に関すること。   |
| (一社)埼玉県 LP ガス<br>協会                               | 1 LP ガス供給施設の安全保安に関する<br>こと。<br>2 LP ガスの供給の確保に関する<br>こと。<br>3 カセットボンベを含む LP ガス等の流通<br>在庫による発災時の調達に関する<br>こと。<br>4 自主防災組織等が LP ガスを利用して<br>行う炊出訓練の協力に関する<br>こと。 |
| 都市ガス事業者   | 1 ガス供給施設（製造施設も含む。）の<br>建設及び安全保安に関する<br>こと。<br>2 ガスの供給の確保に関する<br>こと。  |

■資料- 2 白岡市関連の土地改良区及び水利組合等 連絡先一覧表

## 3 公共団体その他防災上重要な機関等

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

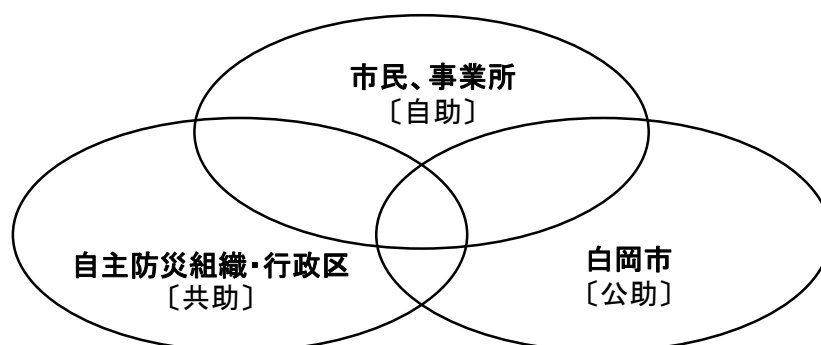
| 機関の名称          | 事務又は業務の大綱  |
|----------------|--|
| 南彩農業協同組合       | 1 市が行う被災状況調査及び応急対策の協<br>力に関する<br>こと。<br>2 農作物の災害応急対策の指導に関する<br>こと。<br>3 被災農家に対する融資、あつせんに関<br>する<br>こと。<br>4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、<br>あつせんに関する<br>こと。<br>5 農産物の需給調整に関する<br>こと。 |
| 生活協同組合         | 1 応急生活物資の調達及び安定供給に関<br>する<br>こと。<br>2 災害時における組合員が参加するボラ<br>ンティア活動の支援に関<br>する<br>こと。  |
| 白岡市社会福祉<br>協議会 | 1 要配慮者の支援に関する<br>こと。<br>2 災害時におけるボランティア活動の<br>支援に関<br>する<br>こと。  |

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---|--|
| 白岡市商工会  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が行う商工業関係被災調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。</li> <li>2 災害時における物価安定についての協力に関すること。</li> <li>3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。</li> </ol> |
| 病院等経営者  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。</li> <li>2 被災時の病人等の収容及び保護に関すること。</li> <li>3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。</li> </ol>                               |
| 社会福祉施設経営者   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。</li> <li>2 災害時における収容者の保護に関すること。</li> </ol>  |
| 金融機関  | 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。   |
| (一社)埼玉県建設業協会杉戸支部                                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧活動の協力体制の整備に関すること。</li> <li>2 応急復旧資器材の整備に関すること。</li> </ol>   |
| 白岡市管工事業協同組合<br>白岡市指定給水装置<br>工事事業者<br>白岡市指定排水設備<br>工事店 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。</li> <li>2 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。</li> <li>3 災害時における下水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。</li> </ol>      |
| 埼玉県獣医師会   | 動物愛護の協力に関すること。   |
| 学校法人  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。</li> <li>2 被災時における教育対策に関すること。</li> <li>3 被災施設の災害復旧に関すること。</li> </ol>  |

## ■資料- 3 防災関係機関連絡一覧

## 第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

東日本大震災では、地方公共団体の災害対応力の限界等により、特に災害発生直後において行政や民間の支援が被災者へ十分に届かず、行政等の「公助」による支援に頼らない「自助」「共助」の強化に努めなければならないことが明らかとなった。そのため、地域の状況を最も熟知している市民、自主防災組織・行政区、事業所と日頃から緊密に連携し、災害対策を強化しておく必要がある。



### 第1 市民の役割

市民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、平常時から非常食料等を備蓄する等自主的に災害に備え、災害発生時は防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力する。

### 第2 自主防災組織の役割

主防災組織は、日頃から防災訓練や防災学習等により共助に関する意識を高める取組等を進め、災害発生時は防災関係機関が行う防災活動に協力する。

#### ■資料- 4 白岡市自主防災組織一覧表

### 第3 行政区の役割

行政区は、日頃から自主防災組織の組織化、育成等を進め、災害発生時は市への情報提供、市からの命令、指示等の伝達及び市民の安全確保のために必要な措置等の防災活動に協力する。

### 第4 事業所の役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水・物資等の備蓄、防災訓練の実施等の防災活動を推進する。

## 第4節 白岡市の概要

### 第1 位置

市は、関東平野のほぼ中央、東京都心の北方約40kmの位置にあり、埼玉県の一部に位置する。

市域は、南東部でさいたま市及び春日部市、南西部で蓮田市、北部で久喜市、東部で宮代町と接しており東西9.8km、南北6.0km、総面積24.92km<sup>2</sup>である。

### 第2 自然条件

#### 1 気候・気象

気候は太平洋側気候に属し、冬は北西の強い季節風を伴う晴天の日が多く、空気が乾燥し、夏は日中に高温となり、雷の発生が多く、ひょうも多いことが特徴である。近隣の気象観測点（気象庁：久喜地域気象観測所）における年平均気温は約15℃、年降水量は約1,320mmとなっている。特に、5月から10月にかけての梅雨期から台風期に降雨が集中する傾向がある。

【白岡市気象状況】

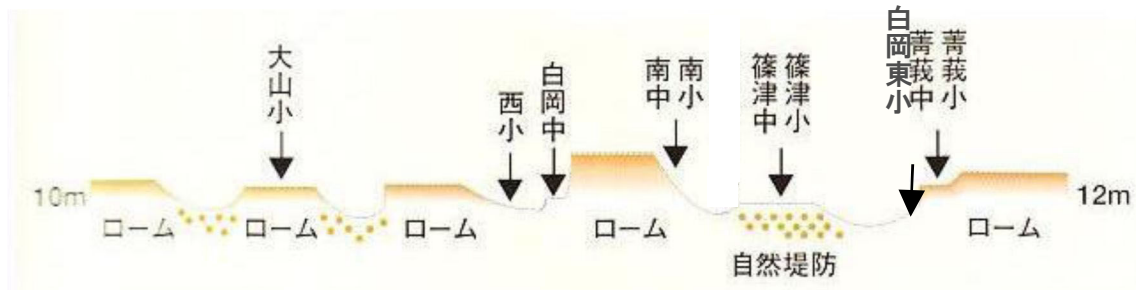
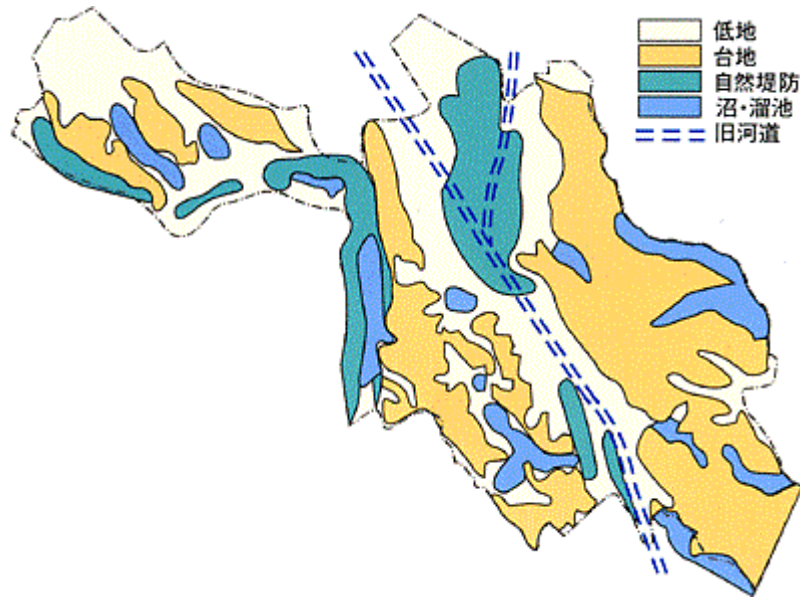
| 統計期間 | 降水量<br>(mm) | 平均気温<br>(℃) | 日最高気温<br>(℃) | 日最低気温<br>(℃) | 平均風速<br>(m/s) | 日照時間<br>(h) |
|------|-------------|-------------|--------------|--------------|---------------|-------------|
|      | 1991～2020   | 1991～2020   | 1991～2020    | 1991～2020    | 1991～2020     | 1991～2020   |
| 資料年数 | 30          | 30          | 30           | 30           | 30            | 30          |
| 1月   | 43.2        | 3.6         | 9.4          | -1.6         | 1.6           | 204.3       |
| 2月   | 38.6        | 4.6         | 10.4         | -0.7         | 1.8           | 191.0       |
| 3月   | 82.0        | 8.1         | 13.9         | 2.6          | 1.9           | 191.5       |
| 4月   | 99.5        | 13.4        | 19.5         | 7.7          | 2.0           | 188.7       |
| 5月   | 124.2       | 18.4        | 23.9         | 13.6         | 1.9           | 187.6       |
| 6月   | 142.7       | 21.8        | 26.5         | 18.0         | 1.7           | 132.4       |
| 7月   | 147.3       | 25.5        | 30.4         | 21.9         | 1.7           | 150.8       |
| 8月   | 146.8       | 26.7        | 31.8         | 22.9         | 1.7           | 178.6       |
| 9月   | 199.2       | 22.9        | 27.6         | 19.2         | 1.6           | 136.3       |
| 10月  | 190.9       | 17.2        | 21.9         | 13.0         | 1.4           | 140.9       |
| 11月  | 65.4        | 11.1        | 16.5         | 6.1          | 1.3           | 162.1       |
| 12月  | 41.6        | 5.8         | 11.6         | 0.6          | 1.4           | 186.0       |
| 年    | 1321.4      | 14.9        | 20.3         | 10.3         | 1.7           | 2050.2      |

出典：気象庁ホームページ（観測点：久喜地域気象観測所の平年値）

#### 2 地形・地質

市は、ほぼ平坦な地形であるが、台地と低地が入り組んでいる。台地は、大宮台地の一部をなす白岡台地と呼ばれ、その範囲はおおよそ標高10m以上の地域に一致する。白岡台地を構成する地質は、最上層を大里ローム・立川ローム・武蔵野ロームからなる関東ローム層とし、中部は火山灰質のシルト質砂層を主体とする大宮層、下部は泥層とその下位の砂礫層から構成される。台地の周辺及び台地内に入り込んだ低地は、利根川、荒川及びその支川から運ばれ、堆積した沖積層の粘土及び砂層からなる沖積低地で、約1万年以内の地層からなっている。





出典：白岡市教育委員会資料

【白岡市の地形復元図及び断面図】

### 3 河川・池沼等

1級河川（県管理）に指定されている野通川、元荒川、星川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川の7河川がある。用水は、見沼代用水やその支流の黒沼用水、笠原沼用水が市の中央部及び東部を流れ、水田耕作の涵養元となっている。北西部（柴山地区）の低地には柴山沼がある。

【白岡市内の主要河川図】



出典：市のホームページ プロフィール

【白岡市内の主要河川】

### 第3 社会条件

#### 1 人口・世帯

市の人口の動向を見ると、平成25年の約5万1千人から令和5年には約5万3千人となり、直近10年では微増傾向にある。

年齢別人口構成では、年少人口（0から14歳）及び生産年齢人口（15から64歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっている。高齢化率は直近の10年間で約5%上昇している。

世帯数の動向を見ると、平成27年には2万世帯を超え、令和5年には2万3千世帯に迫り、人口を上回るペースで増加を続けている。これにより、世帯当たりの人口は年々減少傾向となり、令和5年には2.31人/世帯となっている。

【市の人口動向】

| 年月日   | 世帯数<br>(世帯) | 人口<br>(人) |        |        |                  | 世帯当<br>り人口 | 年齢別人口<br>(人)      |                  |           | 高齢化率<br>(%) |
|-------|-------------|-----------|--------|--------|------------------|------------|-------------------|------------------|-----------|-------------|
|       |             | 男         | 女      | 計      | 0～<br>14歳<br>(a) |            | 15～<br>64歳<br>(b) | 65歳<br>以上<br>(c) | c/(a+b+c) |             |
| 平成10年 | 14,670      | 23,495    | 23,260 | 46,755 | 3.19             | 7,557      | 33,869            | 5,329            | 11.4      |             |
| 平成11年 | 14,957      | 23,691    | 23,503 | 47,194 | 3.16             | 7,520      | 34,022            | 5,652            | 12.0      |             |
| 平成12年 | 15,261      | 23,876    | 23,671 | 47,547 | 3.12             | 7,420      | 34,211            | 5,916            | 12.4      |             |
| 平成13年 | 15,543      | 24,107    | 23,869 | 47,976 | 3.09             | 7,392      | 34,312            | 6,272            | 13.1      |             |
| 平成14年 | 15,792      | 24,158    | 23,956 | 48,114 | 3.05             | 7,268      | 34,295            | 6,551            | 13.6      |             |
| 平成15年 | 16,087      | 24,214    | 24,066 | 48,280 | 3.00             | 7,177      | 34,165            | 6,938            | 14.4      |             |
| 平成16年 | 16,348      | 24,328    | 24,110 | 48,438 | 2.96             | 7,079      | 34,112            | 7,247            | 15.0      |             |
| 平成17年 | 16,649      | 24,427    | 24,329 | 48,756 | 2.93             | 7,092      | 34,021            | 7,643            | 15.7      |             |
| 平成18年 | 16,987      | 24,518    | 24,506 | 49,024 | 2.89             | 7,092      | 33,806            | 8,126            | 16.6      |             |
| 平成19年 | 17,363      | 24,665    | 24,660 | 49,325 | 2.84             | 6,990      | 33,650            | 8,685            | 17.6      |             |
| 平成20年 | 17,779      | 24,803    | 24,826 | 49,629 | 2.79             | 6,930      | 33,477            | 9,222            | 18.6      |             |
| 平成21年 | 18,183      | 25,043    | 25,030 | 50,073 | 2.75             | 6,893      | 33,390            | 9,790            | 19.6      |             |
| 平成22年 | 18,567      | 25,196    | 25,229 | 50,425 | 2.72             | 6,790      | 33,366            | 10,269           | 20.4      |             |
| 平成23年 | 18,833      | 25,311    | 25,354 | 50,665 | 2.69             | 6,722      | 33,401            | 10,542           | 20.8      |             |
| 平成24年 | 19,112      | 25,425    | 25,414 | 50,839 | 2.66             | 6,621      | 33,244            | 10,974           | 21.6      |             |
| 平成25年 | 19,260      | 25,516    | 25,454 | 50,970 | 2.65             | 6,595      | 32,778            | 11,597           | 22.8      |             |
| 平成26年 | 19,687      | 25,710    | 25,678 | 51,388 | 2.61             | 6,573      | 32,659            | 12,156           | 23.7      |             |
| 平成27年 | 20,070      | 25,799    | 25,852 | 51,651 | 2.57             | 6,553      | 32,470            | 12,628           | 24.4      |             |
| 平成28年 | 20,530      | 25,990    | 26,146 | 52,136 | 2.54             | 6,632      | 32,357            | 13,147           | 25.2      |             |
| 平成29年 | 20,906      | 26,079    | 26,250 | 52,329 | 2.50             | 6,576      | 32,199            | 13,554           | 25.9      |             |
| 平成30年 | 21,266      | 26,178    | 26,333 | 52,511 | 2.47             | 6,551      | 32,131            | 13,829           | 26.3      |             |
| 平成31年 | 21,491      | 26,139    | 26,338 | 52,477 | 2.44             | 6,587      | 31,800            | 14,090           | 26.8      |             |
| 令和2年  | 21,759      | 26,066    | 26,348 | 52,414 | 2.41             | 6,563      | 31,512            | 14,339           | 27.4      |             |
| 令和3年  | 22,135      | 26,043    | 26,419 | 52,462 | 2.37             | 6,499      | 31,373            | 14,590           | 27.8      |             |
| 令和4年  | 22,498      | 26,167    | 26,502 | 52,669 | 2.34             | 6,457      | 31,417            | 14,795           | 28.1      |             |
| 令和5年  | 22,815      | 26,160    | 26,561 | 52,721 | 2.31             | 6,382      | 31,460            | 14,879           | 28.2      |             |

出典：住民基本台帳（各年4月1日の値）注）日本人及び外国人の数値

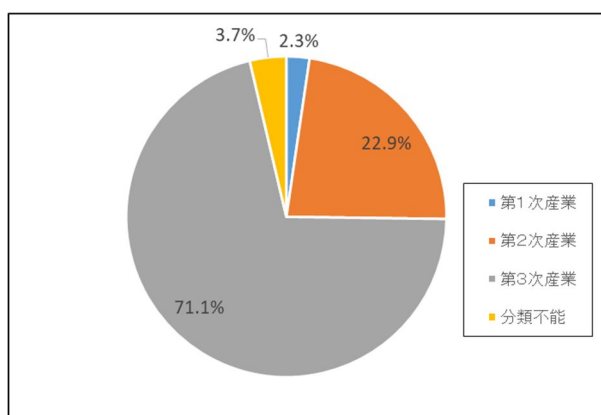
## 2 産業

国勢調査(令和2年)によると、就業者の総数は25,604人で、第1次産業が481人(1.9%)、第2次産業が5,493人(21.5%)、第3次産業が18,818人(73.5%)、分類不能が812人(3.2%)となっている。前回の国勢調査(平成27年)から、第1次産業と第2次産業の人口が減少し、第3次産業の人口は増加している。

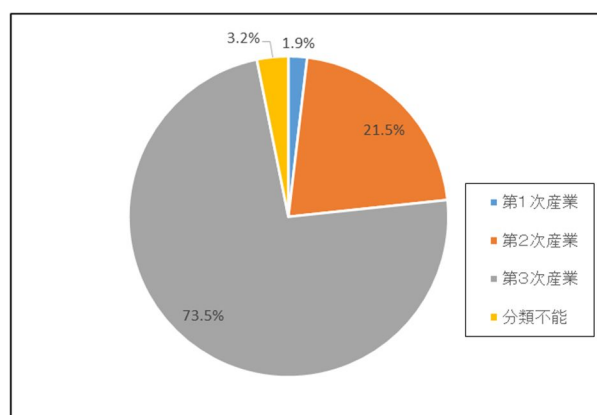
第1次産業の大半は農業で、主な作物は稲、梨である。特に梨は特産品であり、県内有数の産地となっている。ただし、近年、稲、梨はともに作付け面積が減少傾向にある。

第2次産業では、建設業と製造業が就業人口でおおよそ1:2の割合となっている。令和2年工業統計によれば、製造業事業所数が48事業所、年間製造品出荷額が約608億円となっている。

第3次産業は、令和3年経済センサスによれば、商業事業所数は237事業所、年間商品販売額では約645億円となっている。



出典：国勢調査(平成27年)



出典：国勢調査(令和2年)

### 【白岡市の産業分類別人口】

## 3 土地利用

昭和40年代までは農地を中心とした土地利用がなされていたが、昭和40年代以降宅地開発、工業団地の開発が進んだ。近年ではさいたま市や都心へのアクセスが良好な立地特性を背景として、宅地化が進んでいる。市街地・集落は、白岡台地上に集中して立地し、低地は農地、主として水田として利用されている。

## 4 交通

市内の中心部をほぼ南北にJR宇都宮線が通過しており、市内の中央部に白岡駅、北部に新白岡駅が立地するほか、JR東北新幹線がJR宇都宮線の西側に並行し、市内を南北に通過している。

道路では、市内の北西部を国道122号が南北に縦貫するほか、中心部を主要地方道春日部・菖蒲線が東西に横断している。

なお、市内を通過する交通として、中心部を東北自動車道が南北に縦貫し、北側には白岡市、久喜市にまたがる圏央道が整備されており、併せて白岡菖蒲ICが整備されている。

## 第5節 防災対策の基本方針

### 第1 基本理念

東日本大震災では、巨大な地震、津波により多数の建築物が倒壊・流失するとともに、多くの犠牲者が発生した。また、災害により地域の社会基盤が失われたため、災害直後における情報の収集や人命救助、応急給食・給水、救急医療等の最低限のサービスの提供が困難となり、さらには情報の不足や錯そうにより防災関係機関が相互に連携し、協力することが困難となり、初動において組織的な災害救助活動を行うことができなかった。

市では、防災の視点を導入した公共施設の整備を進めるとともに、ハザードマップの配布や防災訓練の実施により市民への防災知識の普及を通じて地域の災害対応力の向上などに努めており、これからも進めていく。

しかしながら、東日本大震災等の近年の災害事例からは、被害を最小限とし、また災害が発生した場合の被害の拡大を抑制するためには、行政だけでなく地域に居住する市民、地域に立地する事業所やその従業員等の防災への取組をより一層促進していくことが不可欠である。

また、市民の一人ひとりの防災への取組だけでなく、地域における相互扶助の精神に基づく自主防災活動の促進も不可欠である。

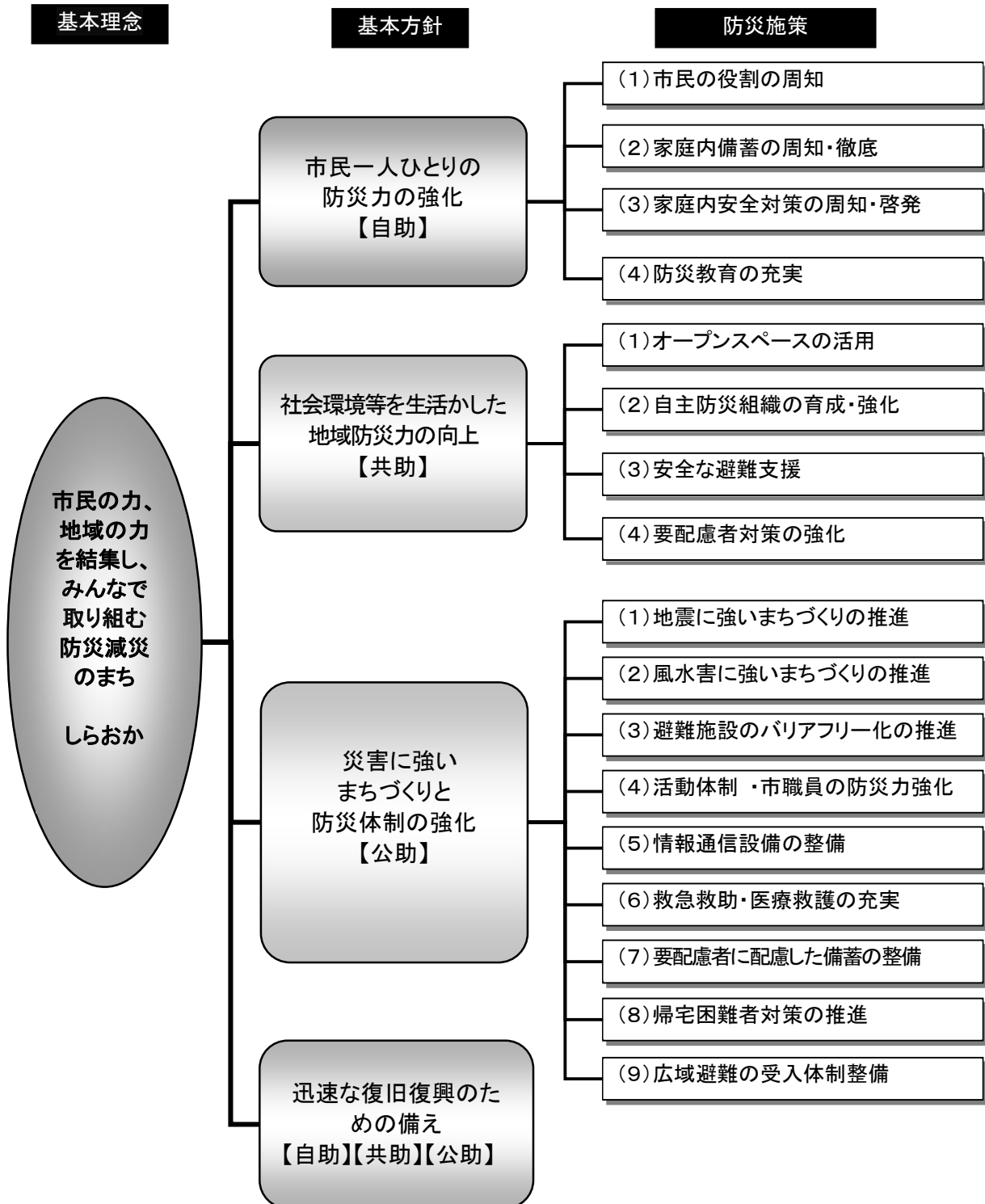
これらの認識に基づき、白岡市地域防災計画では、市内における減災、災害対応力の向上をより一層進めることとし、その基本理念を『**市民の力、地域の力を結集し、みんなで取り組む防災減災のまちしらおか**』とする。

### 防災施策の基本理念

市民の力、地域の力を結集し、  
みんなで取り組む防災減災のまち  
しらおか

第2 防災施策の体系

市の防災施策の基本理念『市民の力、地域の力を結集し、みんなで取り組む防災減災のまちしらおか』を実現するために、4つの基本方針と17の防災施策を設定し、本計画に位置づけた。



【防災施策の体系】

### 第3 基本方針

4つの基本方針と17の防災施策の内容は、次に示すとおりである。

#### 1 市民一人ひとりの防災力の強化 【自助】

市民や事業所がそれぞれの防災の役割を認識し、家庭や職場において減災の取組を行うとともに、家庭での飲料水・食料、生活必需品等の備蓄や防災訓練・講習会への参加、自身の家屋の耐火・耐震化など行えるよう市民一人ひとりの防災力の強化に努める。

##### (1) 市民の役割の周知

本計画を通じて市民の役割を周知するとともに、実践的な防災訓練等への参加により市民一人ひとりの防災力を強化する。

##### (2) 家庭内備蓄の周知・徹底

災害直後の混乱期における飲料水・食料の確保のため、広報紙や市のホームページを通じて家庭における1週間分の備蓄（最低3日分以上）を啓発、促進する。

##### (3) 家庭内安全対策の周知・啓発

市民が自身の家屋の耐火・耐震化や家具・備品等の転倒防止・落下防止などの安全対策を積極的に取り組めるよう、広報紙や市のホームページを通じて安全対策に必要な情報発信等を行い、市民一人ひとりの防災力の強化を促進する。

##### (4) 防災教育の充実

災害による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、生涯を通じた体系的な防災教育により、市民一人ひとりの災害対応力を高める。

#### 2 社会環境等を生活かした地域防災力の向上 【共助】

オープンスペースの活用、地域コミュニティの結集、自主防災組織の育成・強化を進めるとともに、要配慮者対策の強化により地域防災力の向上を図る。

##### (1) オープンスペースの活用

地域内の農地、寺社境内、公園、空き地等のオープンスペースを確保、整備し、避難の際に被災状況を確認する身近な一時避難場所として活用する。

##### (2) 自主防災組織の育成・強化

地域における災害発生時の初動体制の強化を図るため、地域の自主防災組織の育成支援に努めるとともに、防災資機材の整備・充実に努める。

##### (3) 避難の支援

災害時において自主防災組織、行政区等の地域組織が連携し、市民の避難誘導が行えるよう、防災知識の啓発、普及に努める。

##### (4) 要配慮者対策の強化

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの要配慮者については、日頃から社会福祉協議会や民生委員などの福祉活動団体及び自主防災組織等の協力を得て把握に努めるとともに、安否確認や避難支援等の整備を図る。

### 3 災害に強いまちづくりと防災体制の強化 【公助】

災害時の被害を最小限に低減するとともに、応急活動を円滑に行うため、建築物の耐震化、避難施設のバリアフリー化、情報通信設備の整備・強化等の災害に強いまちづくりを進めるとともに、行政等の防災体制の強化、人命に係る救急救助・医療救護の充実、要配慮者や帰宅困難者への対応の充実などを進める。

#### (1) 地震に強いまちづくりの推進

近年の地震災害を教訓とし、公共建築物、ライフライン施設、通信設備の耐震性の向上、道路・公園等の整備による防災空間の確保、住宅の耐震診断・耐震改修の促進、ブロック塀の耐震化及び生垣化の推進、消防団施設の建替・耐震化など、地震に強いまちづくりを進める。

#### (2) 風水害に強いまちづくりの推進

自然環境との調和に配慮しながら、河川・用排水路の改修や調整池の整備、下水道整備など、浸水・冠水防止対策及び排水対策を進める。

#### (3) 避難施設のバリアフリー化の推進

避難所や避難路となる道路等の段差の解消など、施設のバリアフリー化に努める。

#### (4) 活動体制・市職員の防災力強化

災害時の初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うために、あらかじめ活動体制の強化を図るとともに、的確に応急対策が実施できるよう、職員の災害対応力を高める。

#### (5) 情報通信設備の整備

災害情報の伝達、被害状況の把握、市民への避難指示、関係機関との連絡調整などの災害時の情報収集・伝達が確実にできるよう MCA 無線、IP 無線、衛星携帯電話、非常電源装置など情報通信設備の整備に努める。

#### (6) 救急救助・医療救護の充実

災害時の救急救助・医療救護の体制について、日頃から関係機関との連絡協議を行うとともに、防災訓練などを通じて、災害対応力の向上に努める。

#### (7) 要配慮者に配慮した備蓄の整備

要配慮者に配慮した食料、生活必需品、医薬品、仮設トイレ等の備蓄に努める。

#### (8) 帰宅困難者対策の推進

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や一時滞在施設の確保、飲料水、食料の提供等の具体的な支援策を関係機関と協議し、整備する。

#### (9) 広域避難の受入体制整備

東北新幹線の緊急停車に伴う乗客の避難誘導體制や白岡菖蒲 IC など近隣 IC からの滞留車の受入体制などの広域避難の受入体制の整備に努める。

近年の災害の広域化や、遠隔地との相互応援協定締結に伴う、市域や県域外からの広域避難の体制の整備に努める。

**4 迅速な復旧復興のための備え**                      **【自助】【共助】【公助】**

関係機関で連携し、公共公益施設の復旧を速やかに行うとともに、被災市民、被災企業等に対する経済的支援、生活相談、こころのケア等の支援を行ための体制・制度を整備する。



# 白岡市地域防災計画

## 第2編 風水害対策編 (素案)

令和 5 年 1 1 月

白岡市防災会議



# 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第2編 風水害対策編   | 25 |
| 第1章 風水害対策の総則   | 25 |
| 第1節 過去の水害と風水害の特徴   | 25 |
| 第1 カスリーン台風による水害  | 25 |
| 第2 近年の水害   | 26 |
| 第3 最近の被害状況   | 26 |
| 第2節 浸水想定区域   | 28 |
| 第1 荒川の浸水想定区域   | 28 |
| 第2 利根川の浸水想定区域  | 28 |
| 第3 白岡市までの到達時刻  | 31 |
| 第3節 被害想定と基本方針  | 31 |
| 第1 想定風水害   | 31 |
| 第2 主な被害予測項目  | 31 |
| 第3 想定結果  | 32 |
| 第4 風水害対策の基本方針  | 32 |
| 第2章 風水害予防計画  | 33 |
| 第1節 地域防災力の向上   | 33 |
| 第1 自助〔市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）〕【安心安全課】  | 33 |
| 第2 共助〔自主防災組織の強化〕【自主防災組織等】【安心安全課】   | 35 |
| 第3 共助〔事業所等の防災体制の充実〕【安心安全課】【消防署】  | 36 |
| 第4 共助〔地区防災計画の策定〕【安心安全課】  | 38 |
| 第2節 防災教育   | 39 |
| 第1 市民に対する防災教育【安心安全課】【消防署】  | 39 |
| 第2 児童・生徒に対する防災教育【教育指導課】  | 40 |
| 第3 自主防災組織に対する防災教育【安心安全課】【消防署】  | 41 |
| 第4 職員に対する防災教育【安心安全課】【消防署】  | 41 |
| 第5 防災上重要な施設に対する防災教育【安心安全課】【消防署】  | 42 |
| 第6 事業所に対する防災教育【安心安全課】【消防署】   | 42 |
| 第3節 防災訓練   | 43 |
| 第1 総合防災訓練の実施【防災関係機関】   | 43 |
| 第2 実践的な個別訓練の実施【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】   | 43 |
| 第3 事業所、自主防災組織等の訓練【安心安全課】【消防署】  | 44 |
| 第4 水防訓練【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】  | 45 |
| 第5 防災訓練の検証【安心安全課】  | 45 |
| 第6 消防訓練【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】  | 45 |
| 第4節 風水害に備えた活動体制の強化   | 46 |
| 第1 活動体制の整備【全職員共通】  | 46 |
| 第2 防災拠点の整備【安心安全課】【道路課】 <u>【上下水道課】</u> 【経営課】  | 49 |
| 第3 情報通信設備の整備【安心安全課】  | 50 |
| 第4 ボランティア等の活動支援体制の整備【安心安全課】 <u>【地域振興課】</u><br>【社会福祉協議会】  | 52 |
| 第5 消防力の強化【消防署】 <u>【安心安全課】</u>  | 53 |
| 第6 救急救助【消防署】   | 54 |
| 第7 医療救護【保険年金課】 <u>【健康増進課】</u> 【消防署】 <u>【各医療機関】</u>   | 54 |
| 第8 避難【安心安全課】 <u>【各施設の所管課】</u>  | 57 |
| 第9 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備<br>【安心安全課】 <u>【農政課】</u> <u>【健康増進課】</u> <u>【上下水道課】</u> 【経営課】 | 62 |
| 第10 帰宅困難者（帰宅抑制）対策【安心安全課】 <u>【教育指導課】</u> <u>【生涯学習援課】</u>  | 62 |
| 第11 遺体の埋・火葬【市民課】   | 62 |
| 第12 廃棄物処理対策【環境課】   | 62 |

|     |                           |                            |     |
|-----|---------------------------|----------------------------|-----|
| 第13 | 防疫対策                      | 【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】       | 63  |
| 第14 | 応急住宅対策                    | 【建築課】                      | 64  |
| 第15 | 動物愛護                      | 【環境課】                      | 65  |
| 第16 | 文教対策                      | 【教育総務課】【教育指導課】             | 65  |
| 第17 | 要配慮者の安全対策                 | 【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】 | 66  |
| 第5節 | 水害予防対策                    |                            | 73  |
| 第1  | 治水対策                      |                            | 73  |
| 第2  | 水防法に基づく浸水想定区域の周知等         |                            | 73  |
| 第3  | 地盤沈下対策                    |                            | 74  |
| 第3章 | 風水害応急対策計画                 |                            | 75  |
| 第1節 | 応急対策の活動体制                 |                            | 75  |
| 第1  | 活動体制及び配備基準                | 【全職員共通】                    | 75  |
| 第2  | 配備体制と職員の配置                | 【全職員共通】                    | 76  |
| 第3  | 災害対策本部の設置                 | 【全職員共通】                    | 78  |
| 第4  | 災害対策本部の運営                 | 【全職員共通】                    | 79  |
| 第2節 | 事前措置及び応急措置等               |                            | 88  |
| 第1  | 市長の事前措置及び応急措置             | 【安心安全班】                    | 88  |
| 第2  | 市長が実施すべき応急措置の代行           | 【安心安全班】                    | 88  |
| 第3  | 警察官の応急措置                  | 【久喜警察署】                    | 88  |
| 第3節 | 特別警報・警報・注意報等の伝達           |                            | 90  |
| 第1  | 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等   |                            | 90  |
| 第2  | 洪水予報及び水防警報                |                            | 95  |
| 第3  | 洪水予報の伝達系統                 |                            | 98  |
| 第4  | 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用      |                            | 99  |
| 第5  | 河川事務所及び県土整備事務所とのホットラインの運用 |                            | 99  |
| 第4節 | 水防活動                      |                            | 100 |
| 第1  | 市の配備体制                    | 【安心安全班】                    | 100 |
| 第2  | 県の配備体制                    |                            | 100 |
| 第3  | 水防信号及び標識                  |                            | 100 |
| 第4  | 水防作業                      | 【資材班】【土木班】【消防署】            | 100 |
| 第5  | 水防活動報告                    | 【資材班】【土木班】【上下水道班】【上下水道庶務班】 | 100 |
| 第6  | 決壊時の処置                    | 【資材班】【土木班】【消防署】            | 100 |
| 第7  | 協力応援                      | 【資材班】【土木班】【消防署】            | 101 |
| 第8  | 水防の解除                     | 【消防署】                      | 101 |
| 第5節 | 災害情報の収集伝達                 |                            | 102 |
| 第1  | 情報の連絡体制                   | 【企画政策班】【防災関係機関】            | 102 |
| 第2  | 風水害時に収集する情報               | 【企画政策班】【各班】                | 104 |
| 第6節 | 広報広聴活動                    |                            | 106 |
| 第1  | 市民への広報                    | 【企画政策班】【各班】                | 106 |
| 第2  | 帰宅困難者・要配慮者への広報            | 【企画政策班】【県】                 | 109 |
| 第3  | 被災者に対する広聴活動の実施            | 【企画政策班】【地域振興班】             | 109 |
| 第7節 | 自衛隊災害派遣要請                 |                            | 110 |
| 第1  | 災害派遣要請の判断と連絡              | 【安心安全班】                    | 110 |
| 第2  | 災害派遣部隊の受入体制               | 【安心安全班】                    | 111 |
| 第3  | 自衛隊の自主派遣                  |                            | 112 |
| 第4  | 災害派遣部隊の撤収要請               | 【安心安全班】                    | 112 |
| 第5  | 経費負担                      | 【財政班】                      | 113 |
| 第8節 | 応援要請・要員確保                 |                            | 114 |
| 第1  | 応援要請                      | 【安心安全班】                    | 114 |
| 第2  | 相互応援協力                    | 【安心安全班】                    | 115 |
| 第3  | 要員の確保                     | 【安心安全班】                    | 118 |
| 第9節 | 応援の受入                     |                            | 119 |
| 第1  | 地方公共団体等からの応援受入            | 【安心安全班】                    | 119 |

|      |                  |                                 |     |
|------|------------------|---------------------------------|-----|
| 第2   | ボランティアの応援受入      | 【安心安全班】【地域振興班】                  | 119 |
| 第10節 | 災害救助法の適用         |                                 | 121 |
| 第1   | 災害救助法の適用手続       | 【福祉班】                           | 121 |
| 第2   | 災害救助法の適用         | 【福祉班】                           | 121 |
| 第11節 | 救急救助・医療救護        |                                 | 124 |
| 第1   | 救急救助対策           | 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】   | 124 |
| 第2   | 医療・助産救護活動        | 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】   | 125 |
| 第3   | 保健衛生             | 【子育て支援班】【保健衛生班】                 | 127 |
| 第12節 | 避難支援             |                                 | 128 |
| 第1   | 自主避難             | 【高齢介護班】【教育総務班】【社会教育班】【避難所運営職員】  | 128 |
| 第2   | 警戒レベルを用いた避難情報の発令 | 【安心安全班】                         | 128 |
| 第3   | 警戒区域の設定          | 【消防署】【久喜警察署】                    | 132 |
| 第4   | 避難誘導             | 【安心安全班】【土木班】【消防署】               | 133 |
| 第5   | 避難所の開設           | 【避難所運営職員】                       | 134 |
| 第6   | 避難所の運営           | 【避難所運営職員】                       | 137 |
| 第13節 | 交通規制             |                                 | 141 |
| 第1   | 埼玉県警察による交通       | 【久喜警察署】                         | 141 |
| 第2   | 道路管理者による交通規制     | 【各道路管理者】                        | 141 |
| 第14節 | 障害物の除去           |                                 | 143 |
| 第1   | 住宅関係障害物除去        | 【建築班】                           | 143 |
| 第2   | 道路等の障害物の除去       | 【土木班】【道路事業者】                    | 143 |
| 第3   | 障害物の集積場所         | 【環境班】                           | 143 |
| 第4   | 必要な人員・機械器具等の確保   | 【安心安全班】                         | 144 |
| 第15節 | 緊急輸送             |                                 | 145 |
| 第1   | 緊急通行車両による輸送      | 【財政班】【土木班】                      | 145 |
| 第2   | ヘリコプターによる輸送      | 【安心安全班】                         | 148 |
| 第16節 | 飲料水・食糧・生活必需品の供給  |                                 | 149 |
| 第1   | 飲料水の供給           | 【上下水道班】【上下水道庶務班】                | 149 |
| 第2   | 食糧の供給            | 【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】 | 151 |
| 第3   | 生活必需品の供給         | 【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】      | 154 |
| 第4   | 救援物資の供給          | 【財政班】【農政班】                      | 155 |
| 第17節 | 遺体の取扱            |                                 | 157 |
| 第1   | 遺体の搜索            | 【消防署】【久喜警察署】                    | 157 |
| 第2   | 遺体の処理            | 【環境班】【久喜警察署】                    | 157 |
| 第3   | 遺体の埋・火葬          | 【市民班】                           | 158 |
| 第18節 | 環境衛生             |                                 | 160 |
| 第1   | 廃棄物処理            | 【環境班】                           | 160 |
| 第2   | 防疫活動             | 【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】            | 163 |
| 第3   | 保健衛生対策           | 【子育て支援班】【保健衛生班】                 | 164 |
| 第4   | 動物愛護             | 【環境班】                           | 165 |
| 第19節 | 応急住宅対策           |                                 | 166 |
| 第1   | 被災住宅の応急修理        | 【建築班】                           | 166 |
| 第2   | 応急住宅の供給          | 【建築班】                           | 166 |
| 第3   | 住宅の被害調査          | 【建築班】                           | 168 |
| 第4   | 住宅関係障害物除去        | 【建築班】                           | 168 |
| 第5   | 災害復旧用資機材の調達等     | 【建築班】                           | 168 |
| 第20節 | 文教対策             |                                 | 169 |
| 第1   | 休業等応急措置          | 【教育総務班】【教育指導班】                  | 169 |
| 第2   | 応急教育の準備・実施       | 【教育総務班】【教育指導班】                  | 169 |
| 第3   | 教材・学用品等の調達及び配給   | 【教育総務班】【教育指導班】                  | 170 |
| 第4   | 給食等の措置           | 【教育総務班】【教育指導班】                  | 171 |
| 第5   | 学校の衛生管理          | 【保健衛生班】                         | 172 |
| 第6   | 学校施設の緊急使用        | 【教育総務班】【教育指導班】                  | 172 |

|      |                        |                                     |     |
|------|------------------------|-------------------------------------|-----|
| 第7   | 文化財の応急措置               | 【社会教育班】                             | 172 |
| 第21節 | 要配慮者への支援               |                                     | 174 |
| 第1   | 社会福祉施設等入所者の安全確保        | 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】                | 174 |
| 第2   | 避難行動要支援者等の避難支援         | 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】                 | 174 |
| 第3   | 避難生活における要配慮者支援         | 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】                 | 175 |
| 第4   | 乳幼児への対応                | 【子育て支援班】【こども保育班】                    | 177 |
| 第5   | 外国人の安全確保               | 【地域振興班】                             | 177 |
| 第4章  | 風水害復旧及び復興計画            |                                     | 179 |
| 第1節  | 迅速な災害復旧                |                                     | 179 |
| 第1   | プロジェクト体制による推進          | 【企画政策班】                             | 179 |
| 第2   | 災害復旧事業計画の作成            | 【企画政策班】                             | 179 |
| 第3   | 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 | 【財政班】                               | 179 |
| 第4   | 激甚災害の指定                |                                     | 182 |
| 第5   | 災害復旧事業の実施              |                                     | 183 |
| 第2節  | 計画的な災害復興               |                                     | 183 |
| 第1   | 復興計画の作成                | 【企画政策班】【資材班】【建築班】                   | 183 |
| 第2   | 災害復興事業の実施              | 【企画政策班】【資材班】【建築班】                   | 184 |
| 第3節  | 生活再建等の支援               |                                     | 184 |
| 第1   | 災害相談窓口の設置              | 【地域振興班】                             | 184 |
| 第2   | 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行      | 【税務班】【福祉班】                          | 185 |
| 第3   | 被災者の生活確保               | 【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】【援護班】【子育て支援班】 | 187 |
| 第4   | 住宅資金及び生活福祉資金の融資        |                                     | 190 |
| 第5   | 被災者生活再建支援制度            |                                     | 192 |
| 第6   | 埼玉県・市町村被災者安心支援制度       |                                     | 194 |
| 第7   | 義援金・義援物資等の受入、保管        | 【福祉班】                               | 198 |
| 第8   | 被災中小企業等への融資            |                                     | 200 |
| 第9   | 被災農林漁業関係者への融資等         | 【農政班】                               | 201 |
| 第10  | 郵便物の特別扱い               | 【事業者】                               | 203 |
| 第11  | 尋ね人の相談                 | 【地域振興班】【市民班】                        | 204 |
| 第12  | 被災者の精神的ケア              | 【子育て支援班】【保健衛生班】                     | 204 |
| 第5章  | 竜巻等突風対策計画              |                                     | 205 |
| 第1節  | 竜巻等突風災害の現況             |                                     | 205 |
| 第1   | 竜巻の特徴                  |                                     | 205 |
| 第2   | その他の突風                 |                                     | 205 |
| 第3   | 気象庁の発表する気象情報           |                                     | 205 |
| 第2節  | 予防・事前対策                |                                     | 208 |
| 第1   | 竜巻の発生、対処に関する知識の普及      | 【安心安全課】                             | 208 |
| 第2   | 竜巻注意情報等気象情報の普及         | 【安心安全課】                             | 208 |
| 第3   | 被害予防対策                 | 【安心安全課】【各施設の所管課】                    | 208 |
| 第4   | 竜巻等突風対処体制の確立           | 【安心安全課】                             | 208 |
| 第5   | 情報収集・伝達体制の整備           | 【安心安全課】                             | 208 |
| 第6   | 適切な対処法の普及              | 【安心安全課】                             | 209 |
| 第3節  | 応急対策                   |                                     | 211 |
| 第1   | 情報伝達                   | 【安心安全班】【企画政策班】【各班】                  | 211 |
| 第2   | 救助の適切な実施               | 【福祉班】                               | 212 |
| 第3   | がれき処理                  | 【環境班】                               | 212 |
| 第4   | 避難所の開設・運営              | 【安心安全班】【子育て支援班】【援護班】【教育総務班】         | 212 |
| 第5   | 応急住宅対策                 | 【建築班】                               | 212 |
| 第4節  | 復旧・復興対策                |                                     | 212 |
| 第6章  | 大規模水害対策計画              |                                     | 213 |
| 第1節  | 大規模水害に係る被害想定           |                                     | 213 |
| 第1   | 利根川                    |                                     | 213 |

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第2  | 荒川   | 213 |
| 第2節 | 大規模水害の特徴   | 213 |
| 第1  | 広大な浸水地域、深い浸水深  | 213 |
| 第2  | 地下空間等を通じた浸水区域の拡大   | 213 |
| 第3  | 浸水による電力等のライフラインの途絶   | 213 |
| 第4  | 孤立期間の長期化と生活環境の悪化   | 213 |
| 第5  | 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間   | 213 |
| 第3節 | 大規模水害対策  | 214 |
| 第1  | 適時・的確な避難の実現 【安心安全課】【各施設の所管課】                                       | 214 |
| 第2  | 応急対応力の強化と重要機能の確保 【安心安全課】   | 215 |
| 第3  | 地域の大規模水害対応力の強化 【安心安全課】   | 215 |
| 第4  | 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減 【安心安全課】【 <u>上下水道課</u> 】<br>【経営課】【街づくり課】【建築課】 | 216 |
| 第5  | 防疫及び水害廃棄物処理対策 【環境課】  | 216 |
| 第7章 | 雪害対策計画   | 217 |
| 第1節 | 雪害対策   | 217 |
| 第1  | 予防・事前対策 【安心安全課】【各課】  | 217 |
| 第2  | 応急対策 【安心安全課】【各課】   | 218 |
| 第3  | 復旧対策 【企画政策班】【税務班】【福祉班】【農政班】【地域振興班】                                 | 220 |





## 第2編 風水害対策編

台風や梅雨前線等に伴う大雨による河川氾濫は、近年の気象予測技術の進歩によりある程度事前に予測することが可能になってきているが、その一方で異常気象などの過去に経験のない大雨に見舞われることも多くなってきている。

また、集中豪雨と呼ばれる短い時間に狭い範囲で発生する局地的大雨などは、その予測が難しく、予測できた場合でも対処する時間が極めて短い。

このような大雨をはじめとする風水害の特徴を踏まえ、この計画では日頃から行う防災・減災活動等に重点を置いた予防計画「第2章 風水害予防計画」、突発的又は暫時的災害が拡大する風水害に対処する初動・応急活動等に重点を置いた応急計画「第3章 風水害応急対策計画」、直接・間接に被害が及ぶ地域社会の迅速な復興と被災者の生活再建等に重点を置いた復旧復興計画「第4章 風水害復旧及び復興計画」、新たな災害リスクへの対応計画「第5章 突風・竜巻等対策計画」、「第6章 大規模水害対策計画」、「第7章 雪害対策計画」を定めている。

### 第1章 風水害対策の総則

第1章 風水害対策の総則においては、市の風水害履歴を把握するとともに、風水害予防計画、風水害応急対策計画等を策定する上での前提となる事項として、市に係る荒川及び利根川の浸水想定や風水害対策の基本方針、目標について整理する。

#### 第1節 過去の水害と風水害の特徴

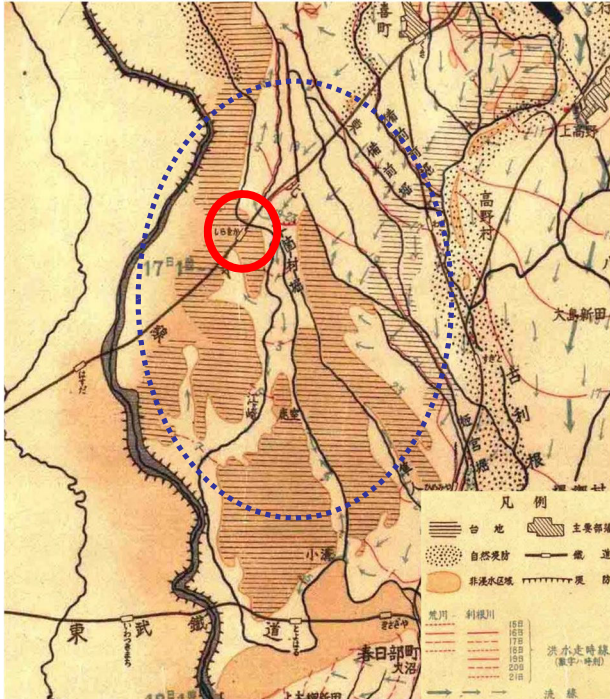
##### 第1 カスリーン台風による水害

昭和22年9月15日6時に浜松南方の沖合に現れたカスリーン台風は、同日20～21時房総半島の南端を横切り、台風が本土に接近する前から停滞していた前線を刺激して13日から大雨となり、特に南東に面した山岳斜面は、降雨量が大きく、300～500mmとなった。9月16日0時20分、埼玉県北埼玉郡東村新川通地先(現加須市)において延長340m、茨城県猿島郡中川村(現板東市)長沼地先で延長250mの堤防が決壊し、氾濫水は東京に到達し、葛飾区、江戸川区の大半が水没した。この氾濫による浸水面積は約440km<sup>2</sup>にも及んだ。

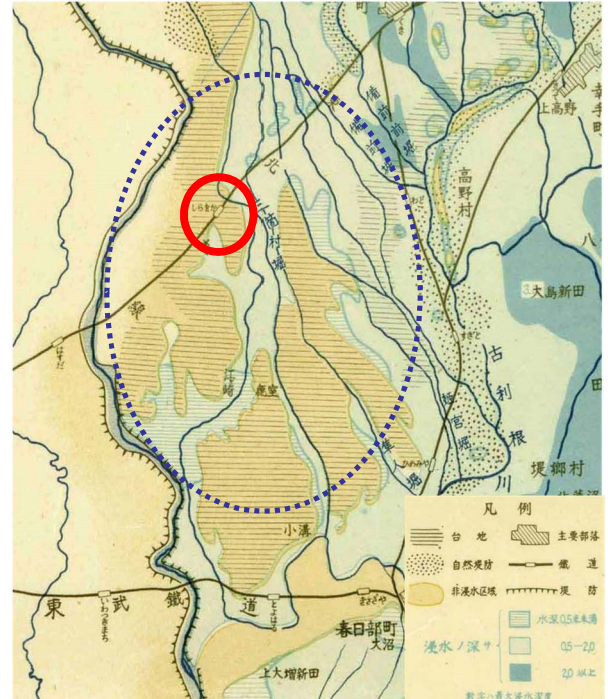
被害は、1都5県で家屋浸水が303,160戸(78,944戸)、家屋流出・倒壊が23,736戸(1,118戸)、死者1,100人(86人)、負傷者2,420人(1,394人)、田畑の浸水が176,789ha(66,524ha)に及んだ。( )内は、県の被害状況を示す。

市における被害は、氾濫流が北東部や南東部から台地部を除く低地部に流れ込み、白岡駅の北側には19日に到達している。低地部での浸水深は、台地部周辺が0.5m未満、その他地区が0.5m～2.0mに達した。

【氾濫水到達線】



【浸水深】



出典：利根川上流河川事務所

## 第2 近年の水害

市では、台風などにより隼人堀川、姫宮落川や中小河川の越流など、たびたび水害が発生している。

特に昭和57年9月の台風18号、平成3年9月の台風18号及び平成5年8月の台風11号では、人的被害はなかったものの道路冠水や河川の溢水、床下浸水などの被害があり、その都度河川改修や排水設備の増設などの対策に取り組んできた。

近年の水害は、堤防決壊による外水氾濫は発生しておらず、市街化の進展により河川や排水路に直接流入する雨水が増加し、中小河川や排水路の処理能力を超えることによる内水氾濫が発生している。

## 第3 最近の被害状況

過去5年間の市の風水害の主な発生形態は内水氾濫であり、ほぼ毎年、道路のアンダーパス部において冠水被害が発生している。これは近隣市町村とともに市においても台地部や水田等が開発され、市街化の拡大が行われたため、地下浸透や遊水機能が激減したことが要因となっている。この要因は、台風に伴う大雨や集中豪雨による雨水が一気に市内の中小河川へ流入し、急激に流量を増加させ、各河川及び排水路の排水機能の負荷が多くなり、内水災害を発生させている。

【風水害等の被害状況(平成19年～令和3年)】

| 発生日                      | 被害状況  | 気象条件等  |
|--------------------------|---|--|
| 平成19年7月30日               | アンダーパス冠水6箇所                                   | 時間最大雨量33mm、日雨量43mm   |
| 平成20年8月28～29日            | 道路冠水20箇所、床下浸水20箇所                             | 28日：時間最大雨量33mm、日雨量43mm<br>29日：時間最大雨量19mm、日雨量48mm               |
| 平成21年8月7日                | アンダーパス冠水10箇所、その他多数の冠水                         | 時間最大雨量73.5mm、日雨量116.5mm  |
| 平成21年10月8日<br>台風18号      | アンダーパス冠水5箇所                                   | 時間最大雨量40mm、日雨量127mm  |
| 平成22年7月26日               | アンダーパス冠水5箇所、町内各所降ひょうによる被害多数                   | 時間最大雨量24mm、日雨量52.5mm   |
| 平成23年7月19～20日<br>台風6号    | 床上浸水、床下浸水1箇所、道路冠水その他多数冠水                      | 時間最大雨量55.5mm、日雨量134mm  |
| 平成25年9月15～16日<br>台風18号   | 道路冠水13箇所、アンダーパス冠水7箇所                          | 15日：時間最大雨量33mm、日雨量107mm<br>16日：時間最大雨量10.5mm、日雨量25mm            |
| 平成25年10月15～16日<br>台風26号  | 道路冠水8箇所、アンダーパス冠水5箇所                           | 時間最大雨量23.5mm、積算雨量166mm   |
| 平成26年10月5～6日<br>台風18号    | 軽傷1人、道路冠水5箇所、そば畑冠水0.4ha                       | 時間最大雨量20mm、積算雨量184mm   |
| 平成26年10月13～14日<br>台風19号  | そば畑倒伏2.9ha                                    | 時間最大雨量17mm、積算雨量59mm  |
| 平成27年6月16日               | 道路冠水4箇所、宅地内及び一部道路冠水                           | 時間最大雨量24.5mm、積算雨量63.5mm  |
| 平成28年8月22日<br>台風9号       | 道路冠水8箇所、アンダーパス冠水3箇所                           | 時間最大雨量26.5mm、積算雨量100.0mm                                       |
| 平成29年7月4日<br>台風3号        | 道路冠水2箇所、アンダーパス冠水6箇所                           | 時間最大雨量31.5mm、積算雨量80.5mm  |
| 平成29年10月22日～23日<br>台風21号 | 道路冠水10箇所、アンダーパス冠水7箇所、越水1河川、田冠水                | 22日：積算雨量100.5mm<br>23日：時間最大雨量17.5mm、積算雨量79.5mm                 |
| 令和元年10月11～13日<br>台風19号   | 道路冠水12箇所、アンダーパス冠水10箇所、田冠水1箇所、その他公園冠水2箇所、越水1河川 | 11日：積算雨量4.0mm<br>12日：時間最大雨量33.0mm、積算雨量229.5mm<br>13日：積算雨量0.0mm |
| 令和2年9月4日                 | 道路冠水5箇所                                       | 4日積算雨量67.5mm、時間最大雨量63.5mm                                      |
| 令和3年7月30日                | 道路冠水6箇所                                       | 30日積算雨量55.0mm、時間最大雨量54.0mm                                     |

出典：白岡市調べ



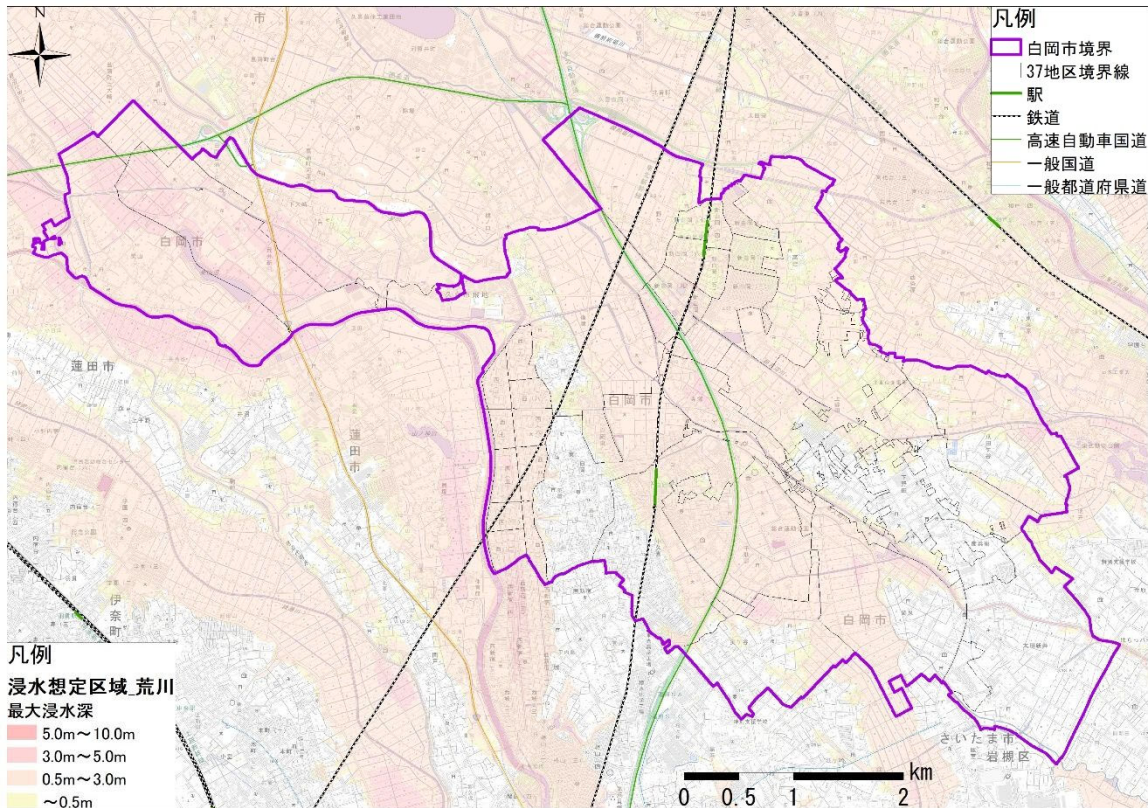
## 第2節 浸水想定区域

### 第1 荒川の浸水想定区域

国土交通省荒川上流河川事務所では、平成27年5月の水防法の一部改正により、想定され得る最大規模の降雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）により、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより算出している。

市に関する浸水想定区域を次に示す。

【荒川水系荒川浸水想定区域】



資料：荒川上流河川事務所「荒川水系荒川浸水想定区域（平成28年5月30日指定）」

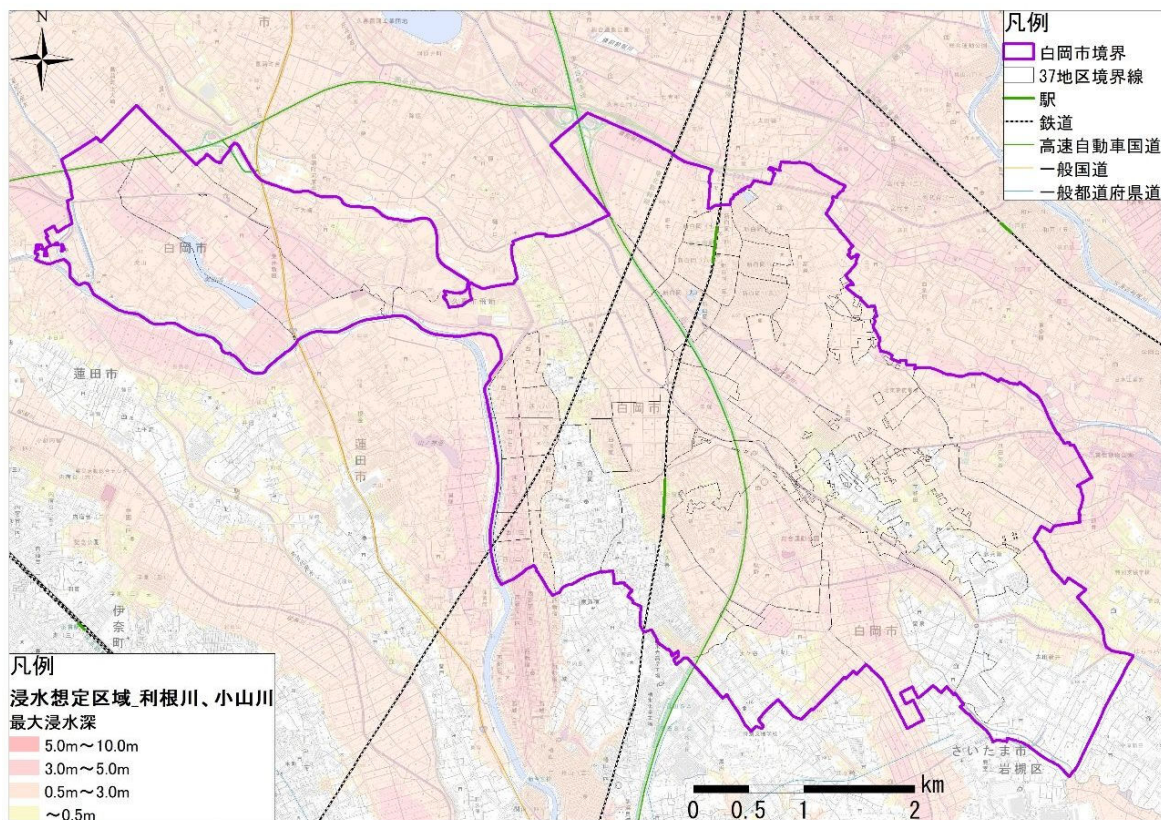
### 第2 利根川の浸水想定区域

#### 1 国の浸水想定

国土交通省利根川上流河川事務所では、平成27年5月の水防法の一部改正により、想定され得る最大規模の降雨（利根川上流域の八斗島上流域の3日間総雨量491mm）により、利根川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより算出している。

市に関する浸水想定区域（利根川水系利根川、利根川水系小山川（大臣管理区間））を次に示す。

【利根川水系利根川、小山川浸水想定区域図】



資料：利根川上流河川事務所「利根川水系利根川浸水想定区域図（平成29年7月20日指定）」

資料：利根川上流河川事務所「利根川水系小山川浸水想定区域図(大臣管理区間※)

(平成29年7月20日指定)」

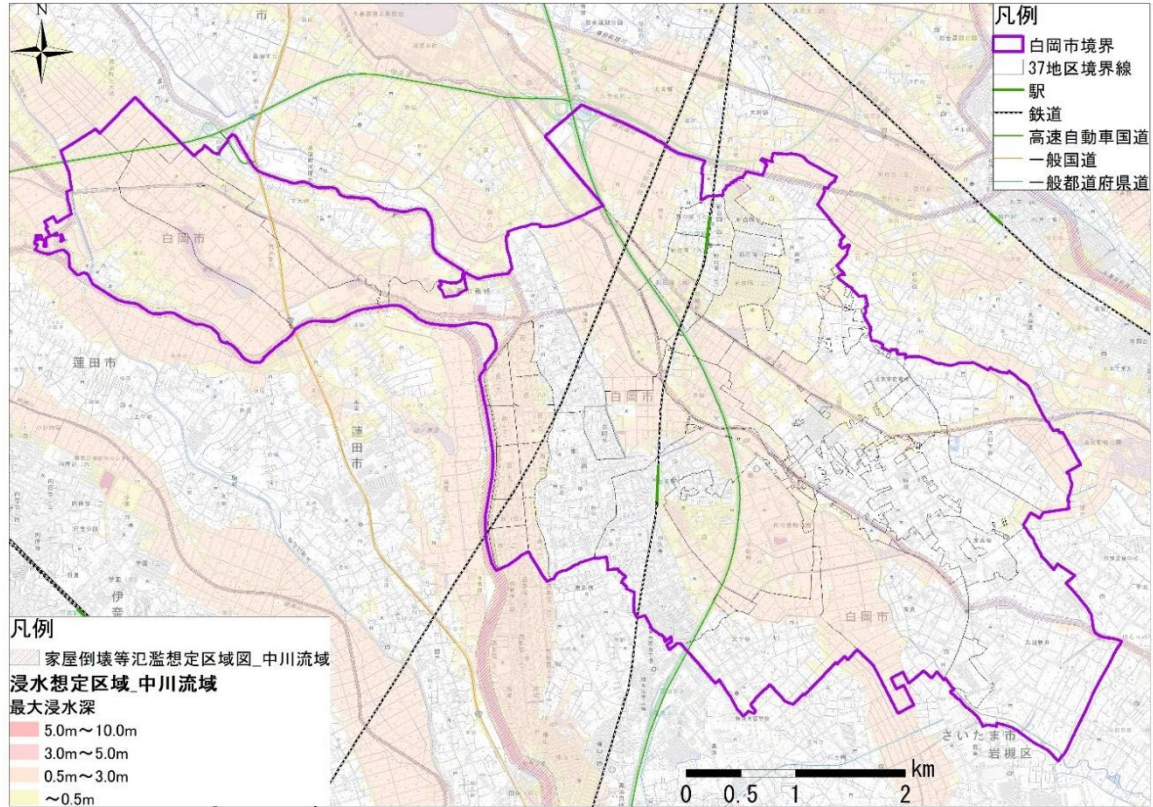
※大臣管理区間：小山川左岸(埼玉県深谷市高島宇前久保50番3地先新明橋下流端から利根川への合流地点まで)  
小山川右岸(埼玉県深谷市石塚宇住殿621番2地先 新明橋下流端から利根川への合流地点まで)



## 2 県の浸水想定

埼玉県では、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）以外の県管理河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を市町村ごとに水害リスク情報図として公表している。

【水害リスク情報図（利根川水系中川流域）】



資料：想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について（埼玉県ホームページ）

### 第3 白岡市までの到達時刻

荒川左岸の堤防が決壊した場合、市に浸水する可能性がある破堤点は、上流側は熊谷市久下地内（河口から74.8km）から、下流側は鴻巣市糠田地内（河口から63.2km）までの区間である。

この区間内では、鴻巣市荊原地内（河口から70.4km）から同糠田地内（河口から63.2km）までの区間で堤防が決壊した場合の到達時間が最も短く、堤防の決壊後約9～12時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

想定最大規模降雨に伴う洪水による利根川の氾濫があった場合、市に浸水する可能性がある破堤点は、上流側は本庄市新井地内（河口から183.5km）から、下流側は野田市瀬戸地内（河口から96.5km）までの区間である。

この区間内では、加須市弥兵衛地内（河口から135.0km）から五霞町川妻地内（河口から129.0km）までの区間で堤防が決壊した場合の到達時間が最も短く、堤防の決壊後約6～7時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

利根川水系小山川の影響は、想定最大規模降雨に伴う洪水による利根川の氾濫があった場合、約21～24時間で氾濫水が市に到達すると予測される。

到達時刻の出典：地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）  
<http://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/>

## 第3節 被害想定と基本方針

### 第1 想定風水害

市域において被害が想定される浸水害、地震等の危険性の評価や、都市構造、ライフラインなどの社会基盤を整理することにより、災害の危険性及び防災上の問題点等を明確化し、今後の防災対策のための基礎資料として活用するため、令和4年度に防災アセスメント調査を実施した。

防災アセスメント調査では、市域に被害をもたらす風水害として、国及び埼玉県が作成した洪水浸水想定区域を用いて被害想定を行った。

#### 【想定風水害（洪水浸水想定区域）】

| 流域    | 河川                              | 作成主体 | 指定・公表年月日       | 想定し得る最大規模降雨                   |
|-------|---------------------------------|------|----------------|-------------------------------|
| 中川流域  | 元荒川、星川、野通川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川 | 埼玉県  | 2020年<br>5月26日 | 中川流域<br>48時間雨量596mm           |
| 利根川流域 | 利根川、小山川                         | 国    | 2017年<br>7月20日 | 利根川流域、八斗島上流域の72時間<br>総雨量491mm |
| 荒川    | 荒川                              | 国    | 2016年<br>5月30日 | 荒川流域の72時間<br>総雨量632mm         |

### 第2 主な被害予測項目

風水害の被害想定における主な被害予測項目は次のとおりである。

【風水害の主な被害予測項目】

| 項目     | 予測内容             |
|--------|------------------|
| 建物被害   | 影響家屋戸数           |
| 避難者    | 要避難者数、屋内安全確保数    |
| ライフライン | 上水道、下水道、電力、ガス、電話 |
| 避難所収容力 | 避難所過不足数          |

第3 想定結果

各想定風水害における被害想定結果は次のとおりである。

【各想定風水害における想定結果】

| 想定項目           |         | 中川流域    | 利根川、小山川 | 荒川      |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 影響家屋数          |         | 5,416棟  | 10,625棟 | 9,834棟  |
| 避難者数           | 要避難者数   | 4,363人  | 9,934人  | 4,602人  |
|                | 屋内安全確保数 | 14,832人 | 28,059人 | 31,095人 |
| ライフライン<br>影響人口 | 上水道     | 31,490人 | 31,490人 | 31,490人 |
|                | 下水道     | 25,679人 | 26,702人 | 25,679人 |
|                | 都市ガス    | 4,656人  | 9,302人  | 4,656人  |
|                | 電力      | 25,545人 | 32,457人 | 25,545人 |
|                | 固定電話    | 25,633人 | 32,599人 | 25,633人 |
| 避難所収容力         | 収容可能人数  | 3,286人  | 1,898人  | 2,393人  |
|                | 過不足数    | ▲1,077人 | ▲8,036人 | ▲2,209人 |

第4 風水害対策の基本方針

自然災害の多い我が国では、毎年のように全国各地で人的・物的被害を伴う風水害が発生しているが、大規模なものでは平成29年の九州北部豪雨災害、令和元年9月の台風第15号（令和元年房総半島台風）、同10月の台風第19号（令和元年東日本台風）などがあり、関東地方においても大きな被害が発生している。国や県では、こうした災害による教訓を反映し、利根川、荒川等の浸水想定や各種ガイドライン等の見直しを行っているが、重点的に検討されている事項は次のとおりである。

- ・浸水想定区域の見直し（想定降雨を計画最大から想定最大へ修正）
- ・避難情報の発令・伝達
- ・防災気象情報や避難情報に応じた適切な避難行動
- ・住民の避難行動の促進による人命の保護
- ・避難所における環境確保

市は、これらの重点事項を踏まえ、防災アセスメントによる被害想定結果から、風水害対策の前提とする計画フレームを利根川、小山川浸水想定区域と設定するとともに、避難を確実にするための市民、自主防災組織、行政区の防災教育及び防災訓練、要配慮者の避難支援、河川水位と連動した災害対策本部の配備基準等の内容を反映させた計画を策定する。



## 第2章 風水害予防計画

日頃から防災、減災活動等に重点を置き、災害の発生を最小限にとどめるための予防計画とする。

### 第1節 地域防災力の向上

防災は「自らの身の安全は自ら守る」が基本であり、市民一人ひとりには「自助」が求められる。また、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織には「共助」が求められる。台風や梅雨の大雨による河川の氾濫、集中豪雨による内水氾濫などから地域を守るため、各組織は市や防災関係機関と連携して、風水害予防対策に取り組める防災体制を整える。

#### 第1 自助【市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）】 【安心安全課】

市民は、平常時より食料・飲料水等の備蓄などの災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るための行動をとることが重要である。また、発災時には、速やかな初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難場所や避難所での自主的な活動、あるいは市や防災関係機関公共機関が行う防災活動への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

市は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

#### 1 身近な自助

- (1) 防災に関する学習
- (2) マイ・タイムラインの活用
- (3) 火災の予防
- (4) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- (5) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (6) 食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (7) 自動車へのこまめな満タン給油
- (8) ガラスの飛散・落下防止対策
- (9) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- (10) 災害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- (11) 自主防災組織への参加
- (12) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (13) 近隣住民との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動）への参加
- (14) 近隣の要配慮者への配慮
- (15) 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- (16) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

#### 2 実践的な自助

- (1) 実践的な訓練の導入  
市及び県は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG<sup>\*1</sup>）や避難所開設・運営訓練（HUG<sup>\*2</sup>）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。  
また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする

る。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

(2) 防災意識の向上

市民は、市その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

(3) 家庭内の3つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

ア 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。

イ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。

ウ 家庭内で備蓄を行う(1週間分(最低3日間)を目標とする)。特に、飲料水や食糧などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄は、1週間分を行う。

市及び県は、3つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

(4) 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、県、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

| 各主体 | 点検事項   |
|-----|--|
| 家庭  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具や家電製品などの転倒防止対策</li> <li>・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認</li> <li>・備蓄品・非常持出品の点検</li> <li>・住居の耐震性の確認と必要な補強等</li> <li>・家族の非常時の連絡方法の話合い</li> <li>・避難場所や安全な避難経路の確認</li> <li>・消火器の設置場所、操作方法の確認</li> </ul> |
| 学校  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の防災体制の整備状況</li> <li>・教職員への研修</li> <li>・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況</li> <li>・学校の防災体制の確認</li> <li>・学校施設・設備の安全点検</li> <li>・危険物・化学薬品等の管理点検</li> <li>・避難所としての取組状況</li> </ul>                              |

3 適切な避難行動のための知識に関する普及啓発

市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス(自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向)等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、市は正常性バ

イアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

## 第2 共助 [自主防災組織の強化]

## 【自主防災組織等】【安心安全課】

大規模な風水害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災関係機関による応急活動に先立ち、市民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

### 1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化

#### (1) 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織が結成されていない地域の結成を推進する。自主防災組織の結成に当たっては、次の点に留意するとともに、地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織結成を行う。

ア 既存のコミュニティである行政区等を活用して結成する。

なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位とする（マンションの自治会等）。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

#### (2) 活動の充実・強化

市は、次に示す事項に留意し、自主防災組織の指導・育成を図る。

ア 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）

イ 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）

ウ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

市は、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。市は、既存の地域コミュニティである行政区・自主防災組織等を活用して、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。なお、県は市が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

#### (3) 避難計画の周知

市は、市民一人ひとりの避難行動の向上を啓発するため、自主防災組織や行政区等へ避難計画を周知する。併せて、要配慮者の避難支援の取組についても周知する。

■資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱

■資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱

### 2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、おおむね次に示すとおりとする。

【自主防災組織の活動内容】

|     | 活動内容   |
|-----|--|
| 平常時 | 1 要配慮者を含めた市民のコミュニティの醸成<br>2 日頃からの備えと風水害時の的確な行動等に関する防災知識の普及<br>(例 防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布)<br>3 情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出、救護等の防災訓練の実施<br>(例 要配慮者に対する情報伝達・避難誘導等)<br>4 防災用資機材、応急手当用医薬品等の整備・点検等<br>(例 初期消火資機材：軽可搬ポンプ、消火器等<br>救助用資機材：ジャッキ、バール、のこぎり、リヤカー等<br>救護用資機材：救急医療セット等)<br>5 地域の把握<br>(例 危険箇所の把握、要配慮者の把握)<br>6 普通救命講習の受講 |
| 発災時 | 1 初期消火の実施<br>2 情報の収集・伝達<br>3 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施<br>4 集団避難の実施<br>(特に、浸水想定区域内の要配慮者の安全確保)<br>5 避難所の運営活動の実施<br>(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)  |
| 発災時 | 6 要配慮者の安否確認、避難誘導支援<br>7 避難所での運営協力<br>(例 運営のルールづくり等)  |

第3 共助 [事業所等の防災体制の充実]

【安心安全課】【消防署】

事業所等は、大規模水害時に想定される被害事象や業務停止による影響を検討し、災害発生時であっても優先的に継続を必要とする重要業務をあらかじめ選定するとともに、目標復旧レベルや目標復旧時間を定める。また、これらの業務継続が確実に実行するための体制の整備や実施方法、手順等を検討する。

市は、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、白岡市商工会との連携により策定した事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等の小規模事業者を対象とする事業継続力強化支援事業（災害に対する事前対策、発災時の応急対策のための取組等）を実施する。

1 一般企業の防災組織

(1) データ等のバックアップ対策の強化

浸水想定区域内の一般企業は、大規模水害時における被害の軽減と重要業務の継続性の確保を図る観点から、浸水による損失影響が大きい在庫品、資機材、生産設備、サーバー機器、書類等をあらかじめリストアップし、これらのバックアップ対策を強化する。

(2) 重要データ、書類等の上層階等への搬送体制の確保による被災回避

浸水想定区域内の一般企業は、業務継続上重要となる在庫品、資機材、生産設備、サーバー機器、書類等をあらかじめリストアップし、浸水までの猶予時間にこれらを上層階等に移動するための手順や体制を検討する。

(3) 電力等のライフライン途絶時の代替手段の確保

浸水想定区域内の一般企業は、浸水に伴う停電被害に備え、非常用発電装置を備えるとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施

設内の停電範囲を最小限にとどめるための対策を検討する。

また、その他のライフラインが途絶した場合の影響を軽減するための対策を検討する。

#### (4) 大規模水害対策に対応した事業継続計画（BCP）の策定

浸水想定区域内の一般企業は、大規模水害に対応した事業継続計画の策定を推進する。また、計画を策定した機関は、その実効性を高めるため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた計画の改定を行う。なお、企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

#### (5) 従業員等の安全確保対策

企業は、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 2 集客施設内の防災組織

浸水想定区域内の学校、病院、公民館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に安全な避難誘導を実施するための自主的な防災組織の育成指導に努める。

## 3 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設、高圧ガス施設等の管理者やその自主防災組織に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動などに対する必要な助言及び指導に努める。

また、専門知識を有する高圧ガス関係業界及び高圧ガス関係の保安団体に対し、防災活動に関する技術又は防災訓練の実施等に関する指導・助言に努め、その育成を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 4 事業所内の防災組織

事業所の自衛消防組織又は中小企業等の自主防災組織の確立を支援し、事業所又は中小企業等と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

また、中小企業等は、水害時に企業が果たす役割を認識し、各企業において水害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

## 5 高層建築物の防災組織

高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について指導・助言を行い、自主的な防災組織の整備、充実を図る。

## 6 要配慮者利用施設の防災組織

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画等を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

### ■資料-7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

## 7 大規模工場等の防災組織

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するものとする。

## 8 関係機関との協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進し、民間との協力体制の充実を図る。

また、次の機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員及び行政区
- (2) 農林商工関係団体
- (3) PTA その他の市民団体
- (4) 公共的団体

## 第4 共助 [地区防災計画の策定]

## 【安心安全課】

市内の一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 防災教育

市は、風水害による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、生涯を通じた体系的な教育により、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境の整備に努める。

また、次の点に留意して、防災学習及び防災知識の普及の促進を図る。

### (1) 地域特性と対策の対応

防災学習及び防災知識は、地域特性（浸水想定区域、避難所、冠水などの水害履歴等）を踏まえて、普及の促進を図る。

### (2) 市民、自主防災組織、事業所等の防災学習

市民、自主防災組織、事業所等の防災学習対象者は、風水害時における避難のあり方を十分に理解しておく必要があり、対象者ごとに留意事項を明らかにして防災学習の促進を図る。

## 第1 市民に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

市は、市民に対して、防災知識の向上のため、防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

### 1 市民の防災学習の内容

- (1) 洪水発生時の仕組みと想定される被害
- (2) 浸水想定区域の浸水深及び避難所に係る周知啓発
- (3) 避難情報が発令されたときに市民がとるべき行動
- (4) 平常時から実施すべき水害への心構え
- (5) 過去の水害教訓の伝承（昭和22年のカスリーン台風における水害の教訓）

### 2 防災学習の方法

- (1) 埼玉県防災学習センター等の活用  
常設の防災学習拠点である埼玉県防災学習センターの利用を広報し、広く市民に対して継続的に防災学習を実施する。
- (2) 洪水ハザードマップの更新及び作成配布  
主に風水害に係る防災知識の普及啓発を図るため、市民向けの洪水ハザードマップの内容を更新し、風水害に関するPR資料として作成、配布する。
- (3) 防災学習用設備及び教材の貸出し  
防災学習に役立つ設備・機器、ソフトウェア、映像資料等の整備、周知を行い、希望する団体等に対して貸出しを行う。
- (4) 講演会・研修会・出前講座の実施  
防災に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害体験者等を講師とした講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (5) マスメディアの活用  
テレビ、ラジオ、新聞等の各種マスメディアを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに防災学習を実施する。
- (6) 広報紙等の活用  
広報紙、市ホームページ等に、風水害に関する情報を掲載する。
- (7) 特別警報、竜巻注意情報等の周知・啓発  
市に特別警報や県に竜巻注意情報等が発表されたときの市民の適切な対応行動を含め、特別警報、竜巻注意情報等の周知・啓発を図る。
- (8) 風水害時の避難行動の周知・啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

また、避難時における新型コロナウイルス感染症対策として、埼玉県による「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）（令和2年5月、埼玉県）」に基づき、発熱等の症状がある場合の対応や、避難所以外での安全確保等について周知するものとする。

### 3 災害に関する各種資料の収集・提供

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化\*を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

※「災害文化」：災害についての知識や伝承、あるいはそれに対応する方法や技術的産物の変化

## 第2 児童・生徒に対する防災教育

### 【教育指導課】

学校教育における防災教育は、家庭・地域社会との連携を図り、各学校における防災教育のねらいや重点などを明確にし、それらを学校の教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に行う。

また、風水害に際しては、防災意識の向上を図るため、学校の社会教育活動全体を通して災害教訓を伝承することに努める。

### 1 各教科等による防災教育

児童・生徒の発達段階などに応じ、児童・生徒一人ひとりが災害に対して適切に対応する態度や能力が確実に身につけられるようにする。

各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間など、様々な時間を利用して、過去の大規模水害の教訓を伝承するとともに、洪水の発生、現在の防災対策、洪水時の正しい行動及び安全な避難等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。身の回りの環境を災害の観点から見直すことより、防災を身近な問題として認識させる。

- (1) 小学校低学年では、洪水が発生したときに、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な避難行動ができるようにする。
- (2) 小学校中学年では、洪水時に発生する様々な危険について知り、自ら安全な避難行動ができるようにする。
- (3) 小学校高学年では、日常生活の様々な場面で発生する風水害の危険性を理解し、安全な避難行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りできるようにする。
- (4) 中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技術の習得、防災への日常の備え、的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や洪水時の避難所運営の補助などを体験し、ボランティア活動の大切さについて理解を深める。



## 2 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や大規模水害や竜巻の被災者の講演、カスリーン台風の被害等による疑似体験及び防災学習センター等での暴風体験学習を実施する。

さらに、学校における消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

## 3 教職員に対する防災研修

防災研修は、教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒のこころのケア及び災害発生時に特に留意する事項等に関しその周知徹底を図る。

### 第3 自主防災組織に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

市は、防災関係機関、消防署、消防団と連携し、自主防災組織に対して、リーダー養成に関することや防災用資機材の操作に関する事等の防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

- (1) リーダー養成に関すること。
- (2) 日頃の備えに関すること。
- (3) 防災用資機材の操作に関すること。
- (4) 応急手当用医薬品等の整備・点検等に関すること。
- (5) 救命技能認定講習会に関すること。
- (6) 初期消火の実施に関すること。
- (7) 情報の収集・伝達に関すること。
- (8) 救出・救護の実施及び協力に関すること。
- (9) 防災士資格の取得に関すること。
- (10) 集団避難の実施に関すること。
- (11) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力に関すること。
- (12) 要配慮者の安全確保等に関すること。
- (13) 避難所の運営協力に関すること。

### 第4 職員に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

応急対策の実行主体となる市職員は、風水害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を行う。

#### 1 市職員に対する防災教育

- (1) 職員初動マニュアルの配付・周知  
災害発生時の職員参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した「職員初動マニュアル」を配付し、周知する。
- (2) 実践的な現地訓練の実施  
避難情報の伝達や避難誘導を行う対策要員に対し、避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等の応急活動を想定した現地での訓練を実施する。
- (3) 研修会及び講演会等  
学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会、講演会等を実施する。

(4) 通信機器等の習熟

通信機器、自家発電機等の災害活動に必要な機器、資機材の基本操作の習熟のため研修を実施する。(燃料の補給、自家発電機等の始動操作、機器管理など)

## 2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関は、風水害時の応急活動を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

## 第5 防災上重要な施設に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

防災上重要な施設における応急活動の重要性を踏まえ、各施設の防災要員に対する防災教育を推進する。

### 1 病院及び社会福祉施設における防災教育

日頃から要介護者の把握、避難誘導訓練及び教育活動に努め、また、夜間や休日の地震災害発生に備え、市民との共同訓練等により連携を図る。

さらに、従業者及び入所者に対して防災知識の普及啓発、防災意識の高揚に努める。

### 2 ホテル及び旅館における防災教育

従業者に対して、消防設備、避難誘導、救助、救護等に重点をおいた教育及び訓練の実施に努める。

また、宿泊客に対しては、避難等の対処について、掲示板、広報紙等を通じて理解を得るよう指導する。

### 3 その他

その他大規模小売店、レクリエーション施設等不特定多数の人々が集まる施設においては、避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特性に応じた対策を迅速かつ確実に実施できる防災教育及び訓練に関する指導に努める。

## 第6 事業所に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

事業所における防災学習のテキスト等の作成に努め、その普及を図る。また、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

## 第3節 防災訓練

風水害時に迅速かつ的確な行動をとるためにはどのような行動をとるべきか、日頃からの実践的な訓練が重要である。また、実践的な想定に基づく防災訓練は、本計画の熟知及び防災関係機関と市民との間の協力体制の確立をはじめ、市民に対する防災知識の普及啓発、本計画の検証などの副次的な効果があるため継続的に実施する。

防災訓練は、次の点に留意して行う。

- (1) 実践的な訓練の実施
- (2) 参加意識を持った訓練の実施

訓練に参加する意義の明確化、興味を持ちやすいテーマの設定、現実味を持った、真摯に取り組める雰囲気づくり等に努める。

また、訓練内容は、参加型として地域特性を踏まえ、地域に密着した訓練を実施する。

### 第1 総合防災訓練の実施

【防災関係機関】

風水害時における迅速な避難行動がとれるよう、実践的な避難訓練を実施する。

#### 1 訓練項目（例）

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 災害情報の収集伝達訓練、広報訓練及び交通対策訓練
- (3) 災害現地調査訓練
- (4) 避難誘導訓練及び避難所・救護所運営訓練
- (5) 広域応援訓練
- (6) 道路応急復旧訓練
- (7) 水防訓練
- (8) 自主防災組織等の活動支援訓練
- (9) 配水管復旧訓練、応急給水訓練

#### 2 自主防災組織及び市民を主とする訓練項目（例）

- (1) 初期消火訓練
- (2) 応急救護訓練
- (3) 炊き出し訓練
- (4) 巡回点検訓練
- (5) 要配慮者の安全確保訓練
- (6) 避難訓練
- (7) 避難誘導訓練
- (8) 応急給水装置の組立て訓練

### 第2 実践的な個別訓練の実施

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

総合防災訓練と併せ、消防団、自主防災組織、市内事業所の協力、連携のもとに具体的なプログラムにより、次の実践的な個別訓練を毎年1回以上実施する。

#### 1 市が実施する避難訓練

- (1) 市の避難訓練

時宜に発令（設定）されている避難情報に基づき、円滑、迅速かつ確実に伝達及び立退等を行うため、市が中心となり、防災関係機関の参加のもと、市民や消防団、自主防災

組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。

(2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練

風水害時の幼児、児童・生徒、傷病者、高齢者及び障がい者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命や身体の安全を守り、被害を最小限にとどめるため、浸水想定区域内の要配慮者施設管理者に対し、安全な避難を目的とした実践的な訓練を中心とする防災訓練の実施を指導する。

## 2 市職員の訓練

(1) 非常参集訓練

市は、迅速に職員を参集させるため、非常参集訓練（予告なしの夜間・休日・帰宅時など）を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

(2) 応急手当訓練

市は、職員により、応急救護活動の支援や補助が行えるよう、職員に対し、定期的に応急手当訓練を実施し、職員の救護技術の向上を図る。

(3) 情報収集伝達訓練

市は、被害状況に関する情報を消防団、自主防災組織等と迅速かつ的確に伝達ができるよう、情報の収集、伝達等に関する訓練を実施する。併せて通信機器・設備を円滑に操作できるよう、通信機器の操作実習訓練を実施する。

(4) 災害想定訓練（図上訓練）

市は、風水害時の状況を想定し、判断能力・活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練等を実施する。

(5) 他市町村の防災訓練への参加

市は、広域災害が発生した場合に他市町村との連携が円滑に実施できるよう、他市町村が実施する防災訓練に市職員を派遣する。

## 第3 事業所、自主防災組織等の訓練

【安心安全課】【消防署】

風水害時には、市民の相互協力による自衛的な防災活動を実施することが重要である。そのため、事業所、自主防災組織及び市民等は、日頃から訓練を実施し、災害発生時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携に努める。

### 1 事業所等における訓練

市は、病院、工場、事業所等の消防法で定められた防火管理者に対し、市の消防計画に基づき、避難訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。なお、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場、地下施設等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保や浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

### 2 要配慮者利用施設における訓練

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難誘導に関する事項や防災訓練に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

### 3 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織が、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及

び防災関連機関との連携を図るため、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう消防署と協力して指導し、地域の事業所はこれに積極的に協調する。主な訓練項目は、次のとおりである。

- (1) 風水害時の情報収集・伝達訓練
- (2) 風水害時の初期消火訓練
- (3) 風水害時の救出・救護訓練
- (4) 風水害時の避難誘導訓練
- (5) 風水害時の給水訓練・炊き出し

#### 第4 水防訓練

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

- (1) 水防法第4条の規定により指定された水防管理団体（白岡市）が、水防管理団体の水防計画に基づき実施する。
- (2) 訓練の方法  
出水時期に実施することとし、水防管理者（市長）が要領を定める。

#### 第5 防災訓練の検証

【安心安全課】

総合防災訓練及び個別訓練後は、訓練参加者との意見交換、アンケート、協議等により訓練の内容評価及び検証を行う。

また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、次回の防災訓練計画づくりに反映する。

#### 第6 消防訓練

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

- (1) 消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、市消防計画により実施する。市は、消防に関する訓練を実施するため、県から勧告及び助言を受ける。
- (2) 訓練の種類
  - ア 基礎訓練
  - イ 火災防御訓練
  - ウ 水災防御訓練
  - エ 救助救急訓練
  - オ 総合防災訓練

## 第4節 風水害に備えた活動体制の強化

風水害時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が風水害に対応できる体制を確立する。

### 第1 活動体制の整備

【全職員共通】

初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うために、あらかじめ体制の構築を図る。

#### 1 初動体制の整備

各部は、確実に応急対策を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急に必要な初動職員の確保に努める。

##### (1) 職員の役割

ア 職員は、「職員初動マニュアル」を参照し、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

イ 各班は、「職員初動マニュアル」を補完するものとして、各班独自に初動体制時の活動内容について詳細な班別行動マニュアルを作成しておき、常に必要な見直し、修正を実施する。

##### (2) 避難所参集職員の確保

大雨・洪水警報発表後の局地的な水害の発生後に、迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ派遣する職員を「避難所運営職員等一覧表」に定めておくとともに、指定された職員は、自分の任務、参集場所等を十分習熟するよう努める。

#### 2 警戒体制・非常体制（災害対策本部設置）の整備

##### (1) 配備体制の明確化

的確に応急対策が実施できるよう、組織改革に沿った職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制、班体制を強化するとともに、職員の健康管理や交替要員の確保等について十分検討しておく。

ア 実施責任者不在時の対応（指揮者の優先順位の明確化）

イ 浸水等により市庁舎に災害対策本部が設置できない場合の代替施設

##### (2) 避難情報の発令基準の改善

市は、移動に要する時間を含めた避難完了までに要する時間を把握し、雨量、河川水位の状況、気象警報・洪水予報の発表状況等に応じた適切な避難情報の発令のタイミングを検討しておく。

##### (3) 職員の動員体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、参集体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り、体制の強化に努める。

##### (4) 活動体制等の周知・徹底

市は、職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割を示した「職員初動マニュアル」の活用等に必要事項の周知、徹底に努める。

##### (5) 浸水を想定した庁舎等における災害対策本部の整備

市は、浸水により庁舎等が孤立した場合を想定し、災害対策本部業務等の継続性の確保を図る観点から、重要となる書類、データ、機器類等の選定を行い、浸水までの猶予時間にこれらを上層階等や代替施設に移動するための手順や体制を整備する。

また、浸水に伴う停電に備え、非常用発電装置を配備するとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施設内の停電範囲を最小限にと

どめるための対策を実施する。

さらに、孤立の長期化への対策として、浸水を考慮した場所に飲料水・食糧、生活必需品や医薬品、必要な資機材等を備蓄するとともに、非常用発電装置用の燃料の補給をはじめ、必要物資等の浸水地域外からの調達体制を検討する。

### 3 逃げ遅れた場合の被災回避

#### (1) 緊急避難に利用可能な施設等の確保

指定避難所の上層階、浸水想定区域外の公共施設や広場等への避難が遅延した場合に備え、緊急避難収容施設等を確保するよう努める。

#### (2) 利用可能な施設の管理主体との利用協定の締結

指定避難所に指定されていない民間ビルやマンション、立体駐車場等の緊急避難に利用可能な施設の管理主体と利用協定を締結し、被災時の円滑な利用と連絡体制の整備に努める。

### 4 孤立者の救助

#### (1) 孤立発生場所の把握体制の整備

市は、孤立者の確認を迅速に進めるため、ボート等による孤立者の所在確認体制の整備に努める。併せて、孤立者が自ら所在を知らせるための方策やツール等を検討する。

#### (2) 救助活動に必要な資機材の確保

救助用ボート等を整備するとともに、救助活動に必要な資機材を確保する。

また、救助時における県のヘリコプターの有効利用を図るため、臨時ヘリポート等の追加登録と情報の共有化を進める。

### 5 応援協力体制の充実

大規模な風水害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、国、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

#### (1) 国との連携強化

各種情報の交換に関し、日頃から連携強化に努める。

#### (2) 県との連携強化

応急活動において、県との連携は不可欠であるため、日頃から通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

#### (3) 緊急消防援助隊の派遣要請

他市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派遣を県に要請する。そのため、市は、迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

#### (4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

#### (5) 他市町村との相互応援協力

市は、災害時に県境を越えた他市町村から応援を受けられるよう、県外の遠隔地の市町村との応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速な派遣要請ができるよう努める。

#### (6) 指定公共機関等の連携強化

災害時は、ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日頃から連絡や連携の強化に努める。

(7) 公共的団体との協力強化

市は、公共的団体に対して、応急活動等、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を強化する。

このため、公共的団体における防災組織を充実するための支援、指導を行い、相互の連絡を密にするように努める。

(8) 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市は、これらの制度の普及に努める。

## 6 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画（BCP）に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

## 7 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時に発生する状況を想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## 8 応援受入体制の整備

(1) 市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受入れる体制を確保するため、応援計画の策定に努める。

(2) 応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(4) 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

(5) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。

(6) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

## 9 広域避難・広域一時滞在の体制整備

市は、大規模広域災害時の円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との相互協力協定の締結や、市町村間の住民等の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 10 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するな



ど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

## 11 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は市民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

## 第2 防災拠点の整備

### 【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】

市は、市庁舎、生涯学習センター、避難所等の防災活動のための拠点施設の整備促進を図るとともに、これら防災拠点間を結ぶ緊急輸送道路のネットワーク化の推進に努める。

### 1 防災拠点施設の整備

応急活動の中核拠点となる防災拠点及び災害現場で応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

#### (1) 電源の確保

ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進める。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

#### (2) マニュアルの作成

防災拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

### 2 緊急輸送ネットワークの整備

市内の効率的な緊急輸送を行うため、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」等の調査結果をもとに、市の地域特性等を踏まえて、他市町村、防災関係機関等と協議し、次に示す施設を結ぶ路線を選定し、緊急輸送道路に指定する。

- (1) 市役所
- (2) 出先庁舎
- (3) 防災関係機関施設
- (4) 防災活動施設
- (5) 避難所等
- (6) 防災倉庫
- (7) 輸送の拠点となる施設
- (8) 臨時ヘリポート

### 3 応急復旧時の活動体制の整備

#### (1) 協力体制の整備

応急復旧活動が円滑に実施できるよう、県、東日本高速道路(株)、消防機関、警察、(一社)埼玉県建設業協会等との協力体制の整備に努める。

#### (2) 応急復旧資機材の整備

日頃から、応急復旧資機材の整備を行う。また、(一社)埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 復旧状況等の情報提供体制の整備

災害発生時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民へ周知するための情報提供手段等の整備に努める。

(4) 市民への周知

緊急輸送道路の役割に関して、日頃から市民への周知を図る。

### 第3 情報通信設備の整備

### 【安心安全課】

市は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓などを踏まえ、総合的な災害情報システムの確立を図る。また、災害情報システムの整備に関し、次の点に留意して整備に努める。

- ・ 情報通信技術の進展に伴う新しい技術の分析
- ・ 想定される災害に対応できる体制

#### 1 情報通信設備の安全対策

情報通信設備が十分機能し、活用できるよう、市は、安全対策として施設・機能の代替性の確保に努める。

(1) 非常用電源の確保

停電に備え、無停電電源装置(発動発電機、大容量バッテリー)等を整備しておく。また、断水時に機能する自家発電設備及び移動式簡易発動発電機、小容量バッテリー等の確保に努めるとともにこれらの定期的なメンテナンスを行う。

(2) 転倒防止のための措置

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種情報機器には、転倒防止措置を施す。

(3) スプリンクラー散水防止対策

多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、スプリンクラーからの散水により機器が使用不能とならないよう、散水防止に備える。

(4) システムのバックアップ体制の確保

無線ネットワークシステム等の多ルート化、バックアップシステムの別の場所への設置等により、庁舎が被災しても、情報通信機能が維持できるようなバックアップを整備する。

(5) 情報機器の整備点検

災害時に支障が生じないよう、情報機器や衛星携帯電話等の整備点検に努める。

#### 2 情報収集・伝達体制の充実

(1) 基本事項

被害状況を迅速かつ正確に把握するため、地域別又は被害の種別ごとに、情報収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配付、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せを行う等、情報収集体制をあらかじめ整備しておく。

また、市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たらせる。

(2) 情報収集体制の充実

市内の被害状況等を把握するため、次の情報収集体制の整備を強化する。

- ア 屋上テレビカメラによる被害状況把握システム
- イ 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- ウ 既存の災害情報システム

- エ 白岡市防災行政用無線システム
- オ MCA 無線・IP 無線等を用いた移動通信システム
- カ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- キ 市民によるかけつけ通報等の受付け

(3) 情報伝達体制の充実

市及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、市民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。

- ア 市の防災行政用無線
- イ アマチュア無線
- ウ タクシー無線
- エ テレビ（CATV システム、データ放送を含む）
- オ ラジオ（コミュニティ FM 放送、FM 文字多重放送を含む）
- カ インターネット（市のホームページ・白岡市安心安全メールサービス・緊急速報メール）
- キ デジタルサイネージ
- ク 白岡市公式 SNS
- ケ 広報車
- コ 道路情報表示板 等

### 3 情報処理・分析体制の整備

(1) 災害発生時に必要な情報の整理

情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、円滑に情報処理・分析が行えるよう、事前に準備すべき情報、必要となる情報を整理しておく。

ア 事前に準備すべき情報

(ア) 地域情報

地形、地質、人口、建築物、公共施設等に関する情報

(イ) 支援情報

防災組織、対策手順、基準等に関する情報

イ 必要となる情報

(ア) 観測情報

気象台、水位観測所、地震計等からの情報

(イ) 防災気象情報

台風情報、気象警報・注意報などの気象庁・気象台から発表される情報

(ウ) 被害情報

物的被害、人的被害、機能的被害に関する情報

(エ) 措置情報

市、県及び防災関係機関の行う対策に関する情報

(オ) 生活情報

ライフライン等生活に関する情報

(2) 災害情報データベースシステムの整備

日頃から災害に関する情報を収集し、災害発生時にこれらの情報が活用できるように災害情報のデータベース化を図る。

なお、災害情報のデータベースには、地形・地質、災害履歴、建築物、道路・鉄道、ライフライン、避難所等のデータを整備する。

### 4 職員の情報通信設備の使用方法の習熟

通信施設を有効に運用できる職員の配置及び参集体制を確立するため、日頃から担当職員の教育及び育成に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

また、情報通信設備の点検及び試験並びに通信訓練（通信網の単独及び防災関係機関と連携した運用等）を行い、使用方法の習熟を図る。

次の点を考慮して情報通信設備の運用を図る。

(1) 管理者の責務

各管理者の防災業務の認識とその環境づくりに努める。

(2) 担当者の指名と交替要員の確保

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、誰がどのような情報を収集するかを明確にし、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。また、自主防災組織、市民への情報伝達を円滑に行えるよう、担当者の任務の正しい認識及び交替要員の確保に努める。

(3) 関係機関との調整

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が災害時に円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努めるとともに、関係機関との通話試験及び方法並びに通信訓練を定期的実施する。

(4) 使用方法の習熟

市の防災行政用無線等の情報通信設備の使用方法を習熟させるため、次に示す訓練等を実施する。

なお、通信方法、通話試験方法、平常時点検及び随時点検の実施方法並びに総合点検の実施方法のマニュアル化を図っておく。

ア 平常業務における運用（防災行政用無線業務）

イ 通話試験の実施

ウ 平常時点検及び随時点検の実施（技術的知識の醸成）

エ 総合点検の実施（保守業者及び専門知識を持つ職員の活用）

オ 個別通信訓練の実施

カ 他の機関と連携した訓練（「非常通信協議会」等）

キ 総合通信訓練の実施

ク 災害想定通信訓練の実施

ケ 点検マニュアルの整備

## 5 災害情報のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

## 第4 ボランティア等の活動支援体制の整備

【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】

大規模災害発生時には、被災地内外から様々なボランティアが多数集まってくることが予想されるため、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

### 1 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

市は、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。そのため、彩の国会議、白岡市社会福祉協議会と連携して参集したボランティアを円滑に受入れるための次の事前対策を講じていく。

- ア 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- イ 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ウ ボランティアのための活動拠点の候補地を選定

## 2 ボランティア関係機関等との情報共有

市及び白岡市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

## 3 ボランティア団体等の把握

市及び白岡市社会福祉協議会は、災害時に、迅速にボランティアの派遣要請が行えるよう、ボランティア団体の活動内容、連絡先等を把握しておく。

## 4 ボランティアコーディネーターの養成

市及び白岡市社会福祉協議会は、ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

## 第5 消防力の強化

### 【消防署】【安心安全課】

市は、消防署と協力して火災に迅速に対応する対策計画を策定し、次のとおり活動体制の整備に努める。

### 1 消防体制の充実

- (1) 消防団員の養成、資質の向上
- (2) 消防団員の非常招集体制の確立
- (3) 消防団の育成

消防団は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。市は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

- (4) 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で市民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

- (5) 消防施設・車両・資機材等の整備

消防署は、震災対策に有効な消防資機材の充実を図る。消防団は、必要な消防資機材を整備する。また市及び県は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発、消防団分団施設の耐震化（補強）や建替えに努める。

- (6) 消防応急無線、消防通信設備の整備

迅速、確実な消防体制を図るため消防通信指令台の高機能化を進めるとともに、他の消防機関及び消防署間における効率的な情報収集及び連絡体制の強化を図る。

### 2 消防水利及び進入路の確保

- (1) 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

- (2) 地域の状況に対応した消防水利の配置
- (3) 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

### 3 協力応援体制の確立

- (1) 他市町村の消防機関・消防団の応援受入及び円滑に活動するために必要な支援
- (2) 市と消防署との一体的な災害対策の推進
- (3) 自主防災組織の育成と活性化

■資料-8 消防機械一覧表

■資料-9 消防団消防車両一覧表

■資料-10 白岡市消防団一覧

## 第6 救急救助

【消防署】

### 1 救急救助体制の整備

消防署は、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

### 2 傷病者搬送体制の整備

#### (1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制の確立に努める。

#### (2) 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、およその搬送順位を決定しておく。

#### (3) 搬送経路

搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

#### (4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を確認する。

#### (5) 効率的な出動・搬送体制の整備

骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

## 第7 医療救護

【子育て支援課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】

医療体制を確保するため、平常時から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制(救急病院等)及び近隣市町村との医療応援体制の整備を図る。また、自主防災組織等によ

る自主救護活動体制の整備に努める。

なお、次の点に留意して医療体制の整備を図る。

(1) 初期段階の救急医療体制の充実

災害発生直後は、119 番回線の不通又はふくそうや交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る。

(2) 医療救護活動のマニュアル化

効果的な医療救護活動を行うため、医療需要が時間経過や局面によって異なる点に配慮し、活動マニュアル等の整備に努める。

## 1 初期医療体制の整備 【健康増進課】

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び公的医療機関等並びに自主防災組織と協議し、事前に次の項目に関して計画を定めることとする。

(1) 救護所及び医療救護所の設置

(2) 救護班及び医療救護班の編成、出動

(3) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

## 2 職員による救護体制の支援 【健康増進課】【子育て支援課】【消防署】

市は、職員が応急救護活動の支援・補助を行えるよう、定期的に応急手当訓練を実施し、救護技術の向上を図る。

## 3 自主防災組織等による自主救護体制の整備 【安心安全課】【健康増進課】【消防署】

市は、初期医療を円滑に行うため、自主防災組織等の救護班が救護所などにおいて軽微な負傷者に対して応急救護活動を実施するための体制づくりを支援する。

また、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の普通救命講習会等を踏まえ応急救護能力が強化されるよう指導していく。

## 4 救急医療機関の災害時の対応力の強化 【消防署】【各医療機関】

救護班の応急処置に続き初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

## 5 医薬品等の確保 【健康増進課】

市は、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄\*の推進を図る。また、災害時に市内の販売業者、薬剤師会が医薬品、医療資機材等を提供していただけるよう、市内の販売業者、薬剤師会との協力体制の整備に努める。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

※ランニング備蓄：医薬品等卸売業者との委託契約により、鎮痛剤、シップ剤、外皮用軟膏、感冒剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、脱脂綿、ガーゼ、包帯、絆創膏などを確保すること。

## 6 後方医療体制の整備 【安心安全課】【消防署】【各医療機関】

(1) 後方医療体制

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を受入れ、治療及び入院等の救護を行う医療機関を後方医療機関と位置づける。

なお、後方医療機関は、地域災害拠点病院を中核とし、県立病院、国立病院、公立病院等の地域の中心となる病院とする。

利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院及び災害時連携病院\*並びに県内の基幹災害

拠点病院は、次のとおりである。

※災害時連携病院の主な活動内容

- ・災害拠点病院と連携し、中等症患者や容態の安定した重症患者の受入れ
- ・県内で活動する災害派遣医療チーム「埼玉地域DMAT」の派遣

【利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院】

令和5年6月現在

| 病院名                           | 郵便番号     | 所在地          | 電話番号         |
|-------------------------------|----------|--------------|--------------|
| 社会医療法人壮幸会<br>行田総合病院           | 361-0056 | 行田市持田 376    | 048-552-1111 |
| 社会医療法人社団埼玉巨樹の会<br>新久喜総合病院     | 346-8530 | 久喜市上早見 418-1 | 0480-26-0033 |
| 医療法人徳州会<br>羽生総合病院             | 348-8505 | 羽生市下岩瀬 446   | 048-562-3000 |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部<br>埼玉県済生会加須病院 | 347-0101 | 加須市上高柳 1680  | 0480-70-0888 |

【利根保健医療圏に係る災害時連携病院】

令和5年1月現在

| 病院名                                  | 郵便番号     | 所在地           | 電話番号         |
|--------------------------------------|----------|---------------|--------------|
| 社会医療法人ジャパンメディカル<br>アライアンス<br>東埼玉総合病院 | 340-0153 | 幸手市吉野 517-5   | 0480-40-1311 |
| 医療法人社団哺育会<br>白岡中央総合病院                | 349-0217 | 白岡市小久喜 938-12 | 0480-93-0661 |

【県内の基幹災害拠点病院】

令和5年6月現在

| 施設名            | 郵便番号     | 所在地            | 電話番号         |
|----------------|----------|----------------|--------------|
| 川口市立医療センター     | 333-0833 | 川口市西新井宿180     | 048-287-2525 |
| 埼玉医科大学総合医療センター | 350-8550 | 川越市鴨田1981      | 049-228-3411 |
| さいたま赤十字病院      | 333-8553 | さいたま市中央区新都心1-5 | 048-852-1111 |

■資料-11 災害拠点病院一覧表

■資料-12 救命救急センター一覧表

(2) 後方医療機関の機能

後方医療機関に求められる主な機能は、次の3つである。

- ア 既存入院患者などの治療の継続
- イ 災害による傷病者の受入
- ウ 救護班の派遣

(3) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関は、災害時に医療機能を確保するため、主に次の防災措置について整備を図る。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備
- ウ 飲料水及び食糧の備蓄及び配備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備
- カ 救護班の編成



- キ 傷病者の円滑な受入体制の整備
- (4) 後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備  
救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保すべく、災害時医療情報連絡体制の整備を図る。

**第8 避難** **【安心安全課】【各施設の所管課】**

風水害が発生した場合は、洪水等により、市民の避難を要する地域が数多く出現することが防災アセスメント調査結果から得られている。

このため、安全確保がされた自宅等での垂直避難が可能な場合、在宅避難に努めるよう周知する。また、安全確保が困難な地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、流出等により住居を失った被災者を一時収容又は保護するため、市民の避難について適切な避難予防対策の確立に努める。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

**1 避難所等の指定及び整備** **【安心安全課】【各施設の所管課】**

- (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定  
避難者は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために指定緊急避難場所に避難し、被害の状況を確認したのち、浸水や流出等により自宅に帰宅できない被災者については、被災者の生活環境を確保するために一定期間、指定避難所で収容する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。  
避難所等一覧を「風水害対策編第3章第12節第5 避難所の開設」に記載する。

**【指定緊急避難場所・指定避難所の区分及び内容】**

| 区分       | 内容  |
|----------|---|
| 指定緊急避難場所 | 指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。   |
| 指定避難所    | 指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。 |

- (2) 支援避難所の指定  
避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、集会所や自治会館等を支援避難所として位置づける。最近の新型コロナウイルス感染症対策により、指定避難所の収容人数を制限する可能性があるため、平常時からできる限り多くの避難所の確保を検討しておく。
- (3) 福祉避難所の指定  
高齢者、障がい者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的として福祉避難所を指定促進する。福祉避難所の増設に当たっては、別途「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、その内容に従って進めていくこととする。  
また、生活相談員等の確保が比較的容易である社会福祉施設（民間施設を含む）等と、災害時の受入体制及び移送体制等が確保できるよう、協定を締結することを検討しておく。
- (4) 要配慮者のための避難所における福祉避難室の検討

指定避難所となっている各施設の所管課は、多人数での共同生活が困難な障がい者等の収容や、介護や医療相談等を受けることができる空間として、指定避難所に福祉避難室を整備することを想定し、空き教室等の独立した空間や物資・器材等の事前整備に努める。

#### (5) 避難所等の整備

##### ア 災害に対する安全性の確認

避難所に指定した施設については、災害に対する安全性を点検し、避難所の開設時の判断資料とするほか、対象地域の市民に対しても周知する。市は、地域性、施設及び周囲の安全性、収容人員等を考慮し、指定避難所、支援避難所及び福祉避難所を指定する。

また、安全な避難を確保するため、市民にわかりやすい通学路を避難路に指定し、その他周辺状況を踏まえ、幹線道路等の避難路への指定に努める。

##### イ 良好な生活環境の確保

(ア) 指定避難所に指定した施設については、施設管理者は、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等生活環境が良好に保たれるよう配慮するものとする。

(イ) 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

(ウ) 指定避難所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の維持及び整備に努める。

(エ) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

##### ウ 機能の強化

避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源、燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

#### <避難所環境の整備・電源や燃料の多重化（例）>

(ア) LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置

(イ) 停電対応型空調機器の設置

(ウ) ガスコージェネレーションの設置

(エ) 太陽光発電や蓄電池

(オ) ソーラー付LED街灯

##### エ 感染症対策用資材の備蓄

新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- ・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など

- ・避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など

- ・避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、ガウン、フェイスシールド など

- ・その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド など

## 2 避難計画の策定

### 【安心安全課】

#### (1) 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織、行政区等を通じて、避難体制の確立に努める。

ア 避難情報発令の判断基準及び伝達方法

イ 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難所への経路及び誘導方法

エ 避難所開設に伴う被災者救援活動に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 避難所の管理・運営に関する事項

(ア) 管理・運営体制の確立

(イ) ボランティアの受入

(ウ) 避難収容中の秩序保持

(エ) 避難者に対する災害情報の伝達

(オ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(カ) 避難者に対する各種相談業務

(キ) 感染症対策

カ 広域避難地等の整備に関する事項

(ア) 収容施設

(イ) 給水施設

(ウ) 情報伝達施設

キ 避難所等の周知に関する事項

(ア) 市等による広報紙や市のホームページを利用した広報

(イ) 案内板等の設置（誘導標識、避難所案内図、避難所表示版）

(ウ) 防災訓練の実施

(エ) 市職員による市民に対する巡回指導

ク 災害時における情報伝達手段に関する事項

(ア) 市の防災行政用無線

(イ) 広報車

(ウ) 自主防災組織、行政区

(エ) 白岡市安心安全メール

(オ) 緊急速報メール

(2) 避難計画の見直し

市は、策定した避難計画に対し、次の点に留意し、随時、見直しを行う。

ア 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）

イ 避難所単位での物資・資機材の備蓄

ウ 避難所の管理・運営体制

エ 福祉避難所の設置

オ 災害対策本部との情報連絡体制

カ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員との役割分担

キ 被災者の自立支援

### 3 各施設の避難計画

【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】

(1) 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

ア 病院

健康増進課は、病院と協力して患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、収容施設の確保、移送の実施方法等に関して把握し、避難の万全を期する。

イ 高齢者、障がい者、児童等の社会福祉施設

福祉課、高齢介護課は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、市社会福祉協議会、施設管理者の協力のもと、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保について把握し、避難の万全を期する。

ウ 高層ビル、駅等の不特定多数の人が出入りする施設

安心安全課は、施設管理者と協力して、それぞれの地域特性や人の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に関して周知徹底を図り、避難の万全を期する。

エ 工場、危険物保有施設

消防署は、危険物、その他火薬類、液化石油ガス等の爆発、引火するおそれのある物品を貯蔵する建築物又は設置場所等の実態把握若しくは法令規制違反事項の是正に努める。また、危険物取扱者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等、防災教育の徹底を図り、避難の万全を期する。

オ その他公共施設

指定避難所となり得る公共施設の管理者は、施設の安全を確認したうえで、避難経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保について把握し、避難の万全を期する。

(2) 学校等の避難計画

教育総務課、教育指導課は、学校等において、多数の児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を講じる避難計画を定めるよう支援する。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

風水害発生時における児童及び生徒の生命の安全を確保するため、あらかじめ防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、小中学校管理規則等に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件（浸水想定区域内外）及び施設・設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(イ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その機能を十分に発揮し適切に行う。

(エ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。  
なお、消防用設備等についても点検する。

b 定期点検の実施

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、綿密に機能等を点検する。

イ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し、的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。

避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、地域防災計画に基づき、消防署、警察署、他市町村及び自治会等と密接な連携のもと、安全性の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(3) 高層集合住宅等の避難計画等

高層集合住宅では、災害時の避難に困難を伴うため、市民及び管理者は、次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、市等の協力を得て必要な訓練等を実施し、避難の万全を期する。

ア 自主避難の適切な判断

イ 避難情報の迅速な伝達

ウ ヘリコプター、はしご車等による救出

エ 居住者の把握

オ 倒壊救出対策

#### 4 避難誘導体制の確立

(1) 避難誘導体制の確立

市民の避難行動は、自発的な自主避難による避難行動も予想される。そのため、災害発生時の避難誘導は、安全を確保することを前提に、冠水箇所や危険箇所を把握の上、安全な自主避難に合致したものとなるよう避難誘導体制の整備に努める。

避難行動は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

(2) 案内標識、誘導標識等の設置

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、日頃から市民への周知を図るなど、速やかな避難ができるような対策を講じる。

(3) 夜間又は停電時の避難対策

夜間又は停電時における避難に備え、非常灯及び自家発電設備等の照明設備を整備する等の対策を検討する。また、市民に対しても、懐中電灯等を各家庭で準備しておくように周知を図る。

(4) 避難路等の周知

中心市街地等で狭隘な道路が多い地区における避難については、複数の被害想定を立て、避難所への避難訓練を含む市民参加の防災訓練等を実施し、自主防災組織等と一体となり、迅速な避難行動が取れるよう日頃から市民に周知を図るなど啓発活動を行う。

(5) 避難所要員、誘導員の配置

災害時には、「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所等に避難所要員を配置するほか、久喜警察署と連携してアンダーパスなどの危険箇所や道路の要所に誘導員を配置するなどの避難誘導の実施及び各避難所の収容状況を確認し、避難所へ誘導する等の体制づくりを今後検討する。

(6) 広域避難の連携体制

市は、広域地域間における円滑な連携活動のあり方を検討するため、周辺市町等からなる協議会を設けるなどの連携体制の構築を図る。

#### 5 避難所運営マニュアルの策定

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を実施するため、県が策定した「避

難所の運営に関する指針」及び「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な「避難所運営マニュアル」を作成する。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

- (1) 避難所の開設手順（特に鍵の管理を含めた夜間、休日等の対応）
- (2) 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- (3) 避難所の管理・運営体制
  - ア 避難所の管理責任者
  - イ 自主防災組織等が参加した運営体制
- (4) 災害対策本部との情報連絡体制
- (5) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員との役割分担

## 6 ヘルプカードの配布

在宅の要配慮者に対する避難所における的確な支援のため、あらかじめ「望む援助、避難先等」を記したヘルプカードを作成し、周囲への伝達準備をしておくことが有効である。市は、在宅の要配慮者に対してヘルプカードを配布し、各々が必要事項を記入しておくよう指導する。

## 第9 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備

**【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】**

「震災対策編第2章第8節第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備」を準用する。

## 第10 帰宅困難者（帰宅抑制）対策

**【安心安全課】【教育指導課】【生涯学習援課】**

「震災対策編第2章第8節第9 帰宅困難者（帰宅抑制）対策」を準用する。

## 第11 遺体の埋・火葬

**【市民課】**

### 1 遺体収容所の選定

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

### 2 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合又は火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備え、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

## 第12 廃棄物処理対策

**【環境課】**

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。

また、指定避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

### 1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害時における廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的として、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）」に準じ、災害廃棄物の処理のため必要な事項を定めた「白岡市災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定している。計画は、県の被害想定の見直しや市の状況により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 2 ごみ処理体制の整備

市は、ごみの処理体制について、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互応援体制の整備を図る。

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問い合わせへの対応が必要となることが想定される。

市は、このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物の処理について、平常時から様々な機会を通じて広報・啓発を行うものとする。また、災害発生時には、多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報提供を行うものとする。

### 3 し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害等によりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレ等し尿処理に必要な資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

### 4 仮置場（一時集積場所）の確保

大規模災害で発生した大量の災害廃棄物の焼却処分、最終処分を短期間で実施することは、困難な場合が想定される。

そのため、市は、災害廃棄物発生量の推計及び必要となる仮置場の面積を算定するとともに、災害発生時には、既に選定済の仮置場候補地のなかから仮置場を決定し、速やかな開設を行うものとする。

また、災害により死亡したペット等については、飼い主の心情に留意した管理を行う必要があることから、ペットに係る災害対策について別途検討を進めるものとする。

## 第13 防疫対策

【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】

### 1 防疫活動組織

市は、県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を策定する。

### 2 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用器材について、必要な資機材を調達する。

## 第14 応急住宅対策

【建築課】

住宅の損壊又は焼失により、多数の市民が住居を失い、さらに多くの市民がライフラインの途絶の長期化による生活支障のため、自宅での居住が困難となる。従って、仮設住宅の設置によって、一時的な住宅の緊急確保を図る。

### 1 応急措置の相談

被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故を防止するための市民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導の実施、相談を受ける等の運用体制の確立に努める。

- (1) 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、市と連携して、被災建築物応急危険度判定士を育成する等その実施体制の整備を図る。また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について市民への普及啓発を行う。
- (2) 市は、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等や、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

### 2 応急仮設住宅の準備

#### (1) 応急仮設住宅の事前計画

##### ア 事前の用地選定の考え方

市は、応急仮設住宅適地の基準に従い、市公有地、及び建設可能な私有地のなかから必要戸数を確保できる用地を選定する。私有地については、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。建設用地の選定基準については次のとおりとする。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- (カ) 工事車両のアクセスしやすい場所
- (キ) 既存生活利便施設が近い場所
- (ク) 造成工事の必要性が低い場所

##### イ 設置事前計画

県及び市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

- (ア) 応急仮設住宅の着工時期
- (イ) 応急仮設住宅の入居基準
- (ウ) 応急仮設住宅の管理基準
- (エ) 要配慮者に対する配慮

##### ウ 適地調査

市は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

#### ■資料-13 応急仮設住宅の設置予定場所



## 第15 動物愛護

【環境課】

災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の避難者とのトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

### 1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

#### (1) 所有者明示に関する普及啓発

市、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

#### (2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグのなかに入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

## 第16 文教対策

【教育総務課】【教育指導課】

児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

### 1 市

所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を策定しておく。

### 2 校長等

学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。

災害の発生に備えて次のような措置を講じる。

- (1) 市の地域防災計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、地震発生時の対応を検討し、その周知を図る。
- (2) 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- (3) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における所属教職員への連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知する。
- (5) 突発的な地震災害に対処する防災訓練を行う。

## 第17 要配慮者の安全対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災等の過去の災害の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められ、さらに令和3年の法改正により個別避難計画の作成が努力義務となった。

市及び県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 内閣府(防災担当)」(以下、「取組指針」という。)を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに市民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共施設等の人が多く集まる施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

#### (2) 災害時の要配慮者に係る定義

##### ア 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱い者、外国人などの災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、特段の手助けが必要な者のことをいう。

##### イ 避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者のことをいう。

社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。

##### ウ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことをいう。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織をあげているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根ざした幅広い団体のなかから、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

#### (3) 適時・的確な避難情報の発令・伝達

市は、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、適切な避難情報の発令基準を検討する。

市は、障がい者に対するインターネットやテレビの字幕放送、ラジオ放送、メール読み上げ機能付きの携帯電話など多様な情報伝達手段の活用による確実な情報伝達の実現に努める。

#### (4) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動のなかで在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職(ケアマネジャー・相談支援専門員等)、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

### 2 避難行動要支援者の安全対策

#### (1) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県知事その他の者に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

名簿に記載する者の範囲及び記載事項は次のとおりとする。

##### ア 名簿に記載する者の範囲

- (ア) 75歳以上の高齢者でひとり暮らしの者
- (イ) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (ウ) 介護保険で要介護の認定を受けた者
- (エ) 身体障害者のうち、身体障害者手帳1級又は2級の者
- (オ) 知的障害者のうち、療育手帳 $\text{\textcircled{A}}$ 又はAの者
- (カ) 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の者
- (キ) その他支援を必要とする者

##### イ 名簿に記載する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

#### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

#### (4) 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。そのため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。

なお、平常時から名簿情報を外部提供するために、避難行動要支援者の同意を得るよう努める。

また、災害の発生時、又は発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者本人の同意に関わらず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

#### (5) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

#### (6) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制について検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

#### (7) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市においては個人情報保護の管理徹底について説明を行うなど適切な措置を講じるよう努める。

#### (8) 個別避難計画の作成

令和3年5月の災害対策基本法改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「取組指針」が改定された。これを受け、市は、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い者から「取組指針」に準拠し、個別避難計画の作成に取り組むものとする。

##### ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿記載の避難行動要支援者のうち、市が作成したハザードマップで危険な区域に住む者とし、作成目標期間は、改正法施行後からおおむね5年程度とする。

個別避難計画を作成する取組を進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等実施者をはじめとする庁内・庁外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、市が有する各種の広報ツール(ホームページ、SNS、広報しらおか等)、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設などを活用し、制度の周知に努める。

##### イ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定するものとする。その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根ざした幅広い団体のなかから、地域の実情により、避難支援者を決めるものとする。

##### ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める

また、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者(本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など)から情報を把握するものとする。

##### エ 個別避難計画の更新に関する事項

###### (ア) 更新の契機

- ・本人、家族の申出があった場合(意向、申出、届出)
- ・平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認した場合
- ・自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけた場合

###### (イ) 更新が必要となる事情の変更があった場合

- ・避難行動要支援者の状態(転居、心身の状況等)
- ・災害時の情報伝達(緊急連絡先、情報伝達手段等)
- ・避難誘導等(避難支援等実施者、避難先、移動手段等)

(ウ) 更新の周期

- ・本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
- ・避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

個別避難計画情報の避難支援等関係者への提供に当たっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供する。情報提供の際には、情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い個別避難計画等を回収し、粉砕して処分する。

カ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全確保は「(5) 避難支援等関係者の安全確保の措置」に準ずるものとする。

(9) 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

### 3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 施設管理者

ア 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な風水害災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の「2 避難行動要支援者の安全対策」を準用する。

職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り、市は、これを指導する。

イ 緊急連絡体制の整備

(ア) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

(イ) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難誘導體制の整備

施設管理者は、避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

エ 施設間の相互支援システムの確立

市は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建築物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させる、又は相互の職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制、他施設への職員の派遣体制の整備を行う。また、施設管理者は市内又は近隣市町における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう努める。

オ 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、通常の避難所では生活が困難な在宅の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

カ 食糧、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、市は、これを指導する。

- (ア) 非常用食糧（老人食等の特別食を含む）（1週間分以上、最低3日分以上）
- (イ) 飲料水（1週間分以上、最低3日分以上）
- (ウ) 常備薬（1週間分以上、最低3日分以上）
- (エ) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- (オ) 照明器具
- (カ) 熱源
- (キ) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

キ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識の普及啓発を定期的  
に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」を周知徹底し、消防署や地域住民  
等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓  
練を定期的実施し、市は、これらを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受入  
れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、  
市はこれを促進する。

ク 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及  
び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日頃から近隣の行政区やボラン  
ティア団体及び近くの小中学校・高校等との連携を図る。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との  
連携を図る。

ケ 施設の耐震・不燃化対策

施設管理者は、建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修及び不燃  
化を行う。

コ 搬送手段の確保

浸水想定区域内の施設管理者は、施設入所者等を他施設へ円滑に搬送するため、救命  
講習を修了している運転手が勤務するタクシー事業者との協定締結等により、搬送手  
段の確保を図る。

(2) 市

ア 情報伝達体制の整備

社会福祉施設を支援するために、施設入所者の搬送・移送に必要な時間を考慮し、  
気象情報、河川の水位情報、氾濫情報、避難情報を適切なタイミングで伝達できる情  
報伝達体制を整備する。

イ 災害対策を網羅した消防計画の策定

計画及びマニュアルの策定、職員、入所者への周知徹底を指導する。

ウ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化し、施設の建築物が崩壊した場合は、入所者を  
他の施設に一時的に避難させる、又は職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援  
できるシステムを確立する。

エ 社会福祉施設等の耐震・不燃化

施設管理者は、建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修、不燃化を行うよう  
指導する。

## 4 要配慮者全般の安全対策

(1) 緊急通報システムの整備

市は、的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の  
促進及び緊急通報システムの整備・維持に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車椅子利用者にも支障のない出入口のある避難所の整備、明瞭で見やすい大きさの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、既存の集客施設に対しては、これを促進する。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、FAXの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(4) 地域との連携

ア 支援体制の強化

市は、要配慮者の避難・救助において、地域の連携が非常に重要となるため、病院、社会福祉施設、介護施設、行政区、自主防災組織、自治会、民生委員、災害ボランティア団体等と連携を図り、支援体制の強化に努める。

イ 社会福祉施設との連携

市は、介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図る。

ウ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

(5) 相談体制の確立

市は、被災者からの相談（経済、雇用、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保する。

(6) ヘルプカード

市は、要配慮者が必要としている援助の内容がわかるカードの作成、配布及びその周知に努める。

## 5 外国人の安全対策 【安心安全課】【地域振興課】

(1) 外国人の所在の把握

外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように日頃から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記を進め、外国人にもわかりやすい案内板の設置に努める。

また、市は、案内板のデザインの統一化について検討する。

(3) 防災知識の普及啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを

通じて配布を行い、防災知識の普及啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練への参加

日頃から外国人の防災認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。



## 第5節 水害予防対策

### 第1 治水対策

#### 1 現状

都市化が進み、保水・遊水機能を有する農地等が減少したため、大雨時の出水による道路や住宅等の冠水・浸水が生じるようになってきている。

また、集中豪雨や台風等が多数発生していることから、迅速な水害等の対応が求められているため、計画的な治水対策を図る必要がある。

#### 2 整備方針

雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川・池沼の効率的な維持・管理・改良を行う。また、河川改修、調節地等の整備を県に要望し、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により総合的な治水対策を推進する。

### 第2 水防法に基づく浸水想定区域の周知等

#### 1 洪水ハザードマップの作成・公表

##### (1) 国が管理する河川

国管理河川の洪水浸水想定区域図は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm、利根川上流域の八斗島上流域の72時間総雨量491mm）、があった場合に浸水が想定される区域を表示したもので、本市には、荒川水系荒川、利根川水系利根川、利根川水系小山川（大臣管理区間）の3河川が関係している。

洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、市は、水防法第15条に基づき、地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設等を記載するとともに、これらについて、ハザードマップを作成し、住民等に周知しなければならないとされていることから、市では令和4年4月に洪水ハザードマップを作成、公表している。

##### (2) 県が管理する河川

県が管理する河川のうち、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川において、本市に関係する洪水浸水想定区域（想定最大規模）はないが、県は、水防法で指定されている洪水予報河川・水位周知河川以外の本市に係る河川について、令和2年5月に「中川流域水害リスク情報図（白岡市）」として公表している。

水害リスク情報図が公表された場合、「埼玉県管理区間の氾濫に関する減災対策協議会」の構成員となっている市町村は、市町村地域防災計画に洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項等を記載するとともに、これらについてハザードマップを作成し、住民等に周知するとされていることから、市は国管理河川の洪水ハザードマップと併せて公表している。

#### 2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域に対して、次に掲げる事項について定める。

##### (1) 洪水予報等の伝達方法

##### (2) 避難場所その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

##### (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。）

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市は、市地域防災計画に上記（4）に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、市地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記（4）の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<要配慮者利用施設>

・ 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。

・ 計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施及び市町村長への報告（義務）

・ 自衛水防組織の設置（努力義務）

<大規模工場等>

・ 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。

・ 計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）

・ 自衛水防組織の設置（努力義務）

・ 計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市への報告（義務）

### 第3 地盤沈下対策

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水をリアルタイムで監視するテレメーターシステムを平成14年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、市は、地盤沈下対策として「埼玉県生活環境保全条例」により第1種指定地域に指定されており、地下水の採取が規制されている。

## 第3章 風水害応急対策計画

### 第1節 応急対策の活動体制

市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を県知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

#### 第1 活動体制及び配備基準

【全職員共通】

##### 1 配備体制

市における風水害対策に係る配備体制及び配備基準は、次のとおりである。

#### 【配備体制及び配備基準】

| 配備体制                        | 配備基準  | 活動内容   |
|-----------------------------|---|--|
| 待機体制                        | 1 大雨、洪水、強風等の注意報（注1）が発表されたとき。<br>2 24時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想される時。<br>3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「水防団待機水位」を超えたとき。<br>4 その他、総務部長が必要と認めたとき。                           | 通常の組織で情報収集や連絡活動が行える体制とする。  |
| 警戒体制                        | 1 暴風、大雨、洪水等の警報（注1）が発表され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。<br>2 12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想される時。<br>3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「避難判断水位」に達したとき。<br>4 その他状況により副市長が必要と認めたとき。    | 情報の収集伝達活動を強化するとともに、小規模な災害の発生に対処できる体制とする。   |
| 非常体制<br>第1配備<br>（災害対策本部の設置） | 1 暴風又は大雨特別警報（注1）が発表され、重大な災害の発生するおそれが著しく大きいとき。<br>2 市内に局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき。<br>3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「氾濫危険水位」に達したとき。<br>4 その他状況により市長が必要と認めたとき。 | 災害対策本部を庁議室に設置し、局地災害に直ちに対処できる体制をとるとともに、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる体制とする。   |
| 非常体制<br>第2配備<br>（災害対策本部の設置） | 1 市内に相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。<br>2 荒川、利根川の各観測地点の水位（注2）が「氾濫危険水位」を超え、重大な災害の発生するおそれがさらに高まったとき。<br>3 その他状況により市長が必要と認めたとき。                                 | 災害対策本部を庁議室に設置し、救助・救護活動を行い、災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。また、市民の避難を完了させるとともに、新たに氾濫が及ぶ区域の避難誘導及び逃げ遅れた市民の救助を行う。 |

注1) 特別警報・警報・注意報については、「風水害対策編第3章第3節第1 2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準」を参照のこと。

注2) 利根川、荒川の各観測所の水位については、「風水害対策編第3章第3節第2 2 国土交通大臣の水防警報」を参照のこと。

配備体制の決定権者及び決定権者の代理者は、次のとおりである。

**【配備体制の決定権者及び代理者】**

| 配備体制の決定権者 |      | 決定権者の代理者 |        |        |
|-----------|------|----------|--------|--------|
|           |      | 第1順位     | 第2順位   | 第3順位   |
| 待機体制      | 総務部長 | 安心安全課長   | 総務課長   | 企画政策課長 |
| 警戒体制      | 副市長  | 総務部長     | 安心安全課長 | 総務課長   |
| 非常体制第1配備  | 市長   | 副市長      | 教育長    | 総務部長   |
| 非常体制第2配備  | 市長   | 副市長      | 教育長    | 総務部長   |

**2 体制の解除、本部の廃止及び移行**

**【体制の解除、本部の廃止及び移行】**

| 配備体制     | 体制の解除、本部の廃止及び移行   |
|----------|---|
| 待機体制     | <p>総務部長は、次の基準に達した場合、待機体制を解除する。市長にこの旨を連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 待機体制の原因となった注意報等による被害が認められないとき。</li> <li>2 気象情報の収集や連絡活動の必要性がなくなったとき。</li> <li>3 気象警報の発表や台風の接近状況の変化により、待機体制では対処しきれず、警戒体制に移行する必要性が生じたとき。</li> </ol>  |
| 警戒体制     | <p>副市長は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除する。市長にこの旨を連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒体制の原因となった警報等による被害が認められないとき。</li> <li>2 警戒活動の必要性がなくなったとき。</li> <li>3 二次災害の拡大により、警戒体制では対処しきれず、非常体制第1配備に移行する必要性が生じたとき。</li> </ol>                   |
| 非常体制第1配備 | <p>災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第1配備を解除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常体制第1配備の原因となった風水害による被害が認められないとき。</li> <li>2 局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。</li> <li>3 二次災害の拡大により非常体制第1配備では、対処しきれず、非常体制第2配備に移行する必要性が生じたとき。</li> </ol> |
| 非常体制第2配備 | <p>災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制を解除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発生した被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。</li> <li>2 災害発生のおそれがなくなり、警戒体制に移行するとき。</li> </ol>   |

■資料-14 災害に係る受付及び指令表  
■資料-15 警戒体制非常体制配備計画書

**第2 配備体制と職員の配置**

**【全職員共通】**

応急対策に必要な人員を確保するため、次のとおり職員を配備する。

【配備体制】

| 部（部長）             | 班       | 班長      | 配備体制                |                |                        |                            |
|-------------------|---------|---------|---------------------|----------------|------------------------|----------------------------|
|                   |         |         | 待機体制<br>水防団待機<br>水位 | 警戒体制<br>避難判断水位 | 非常体制<br>第1配備<br>氾濫危険水位 | 非常体制<br>第2配備<br>氾濫危険<br>水位 |
| 経営企画部<br>(経営企画部長) | 企画政策班   | 企画政策課長  |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 財政班     | 財政課長    |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   |         | D X推進課  |                     |                | ○                      | ●                          |
| 総務部<br>(総務部長)     | 総務班     | 総務課長    |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 税務班     | 税務課長    |                     |                | ●                      | ◎                          |
|                   | 市民班     | 市民課長    |                     |                | ●                      | ◎                          |
|                   | 安心安全班   | 安心安全課長  | ●                   | ◎              | ◎                      | ◎                          |
|                   | 出納班     | 会計課長    |                     |                | ●                      | ◎                          |
|                   | 議会事務局班  | 議会事務局長  |                     |                | ●                      | ◎                          |
| 生活経済部<br>(生活経済部長) | 地域振興班   | 地域振興課長  |                     |                | ●                      | ◎                          |
|                   | 環境班     | 環境課長    |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 商工班     | 商工観光課長  |                     |                | ●                      | ◎                          |
|                   | 農政班     | 農政課長    |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
| 健康福祉部<br>(健康福祉部長) | 福祉班     | 福祉課長    |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 高齢介護班   | 高齢介護課長  |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 援護班     | 保険年金課長  |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 子育て支援班  | 子育て支援課長 |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | こども保育班  | こども保育課長 |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 保健衛生班   | 健康増進課長  |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
| 都市整備部<br>(都市整備部長) | 資材班     | 街づくり課長  |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 土木班     | 道路課長    |                     | ◎              | ◎                      | ◎                          |
|                   | 建築班     | 建築課長    |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
| 上下水道部<br>(上下水道部長) | 上下水道庶務班 | 経営課長    |                     | ◎              | ◎                      | ◎                          |
|                   | 上下水道班   | 上下水道課長  |                     | ◎              | ◎                      | ◎                          |
| 教育部<br>(教育部長)     | 教育総務班   | 教育総務課長  |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 教育指導班   | 教育指導課長  |                     | ○              | ●                      | ◎                          |
|                   | 社会教育班   | 生涯学習課長  |                     | ○              | ●                      | ◎                          |

◎：全職員

●：各班 1/3 以上（各班が定める）

○：当該災害に関係する職員又は災害対策本部長が必要と認める職員

**第3 災害対策本部の設置** **【全職員共通】**

**1 災害対策本部の設置**

市長が非常体制を指令する必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

**■資料-16 白岡市災害対策本部条例**

**2 災害対策本部の設置場所**

災害対策本部は、市役所庁議室に設置する。

なお、庁舎が浸水し、使用不可能が見込まれる場合は、市長の指示する代替施設に災害対策本部を設置する。

**【災害対策本部代替施設リスト 風水害時】**

| 順位 | 施設名                 | 所在地        | 代表電話    |
|----|---------------------|------------|---------|
| 1  | 白岡市生涯学習施設<br>こもれびの森 | 白岡市千駄野 432 | 92-1111 |
| 2  | 菁莪中学校               | 白岡市下野田 927 | 92-1706 |

**3 設置及び廃止の通知**

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときには、直ちに関係機関等に通知する。

**【関係機関通知先リスト】**

| 通知・公表先  | 通知・公表の方法                                 | 連絡担当                |
|---|--|---------------------|
| 埼玉県危機管理防災部災害対策課                                   | 県の防災行政用無線、 <u>電話、FAX、災害オペレーション支援システム</u> | 安心安全班（安心安全課）        |
| 国（消防庁）  | 防災関係機関の保有する無線、電話                         | 安心安全班（安心安全課）        |
| 陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）                                 | 電話、 <u>FAX</u>                           | 安心安全班（安心安全課）        |
| 久喜警察署   | 電話、 <u>FAX</u>                           | 安心安全班（安心安全課）        |
| 指定地方行政機関<br>指定公共機関<br>指定地方公共機関の長<br>その他必要と認める機関の長 | 電話、 <u>FAX</u>                           | 安心安全班（安心安全課）        |
| 議会  | 電話、 <u>FAX</u>                           | 議会事務局班（議会事務局）       |
| 報道機関  | 電話、 <u>FAX</u>                           | <u>企画政策班（企画政策課）</u> |
| 応援協定締結市町村等  | 電話、 <u>FAX</u>                           | 企画政策班（企画政策課）        |
| 市民  | 市の防災行政用無線、市ホームページ                        | <u>企画政策班（企画政策課）</u> |

注) 国（消防庁）へは、県に連絡できない場合通知する。

**■資料-3 防災関係機関連絡一覧**

## 第4 災害対策本部の運営

【全職員共通】

### 1 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の震災応急対策に関する基本方針、重要事項の協議及び連絡調整を行う。

- (1) 本部会議の協議、調整事項
  - ア 震災応急対策の基本方針に関すること。
  - イ 動員配備体制に関すること。
  - ウ 各部間の調整事項の指示に関すること。
  - エ 避難指示に関すること。
  - オ 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
  - カ 埼玉県、防災関係機関との連絡調整に関すること。
  - キ 災害救助法の適用申請に関すること。
  - ク 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
  - ケ 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
  - コ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。
- (2) 本部会議の事務分掌

本部長、副本部長及び本部員の事務分掌は、次のとおりである。

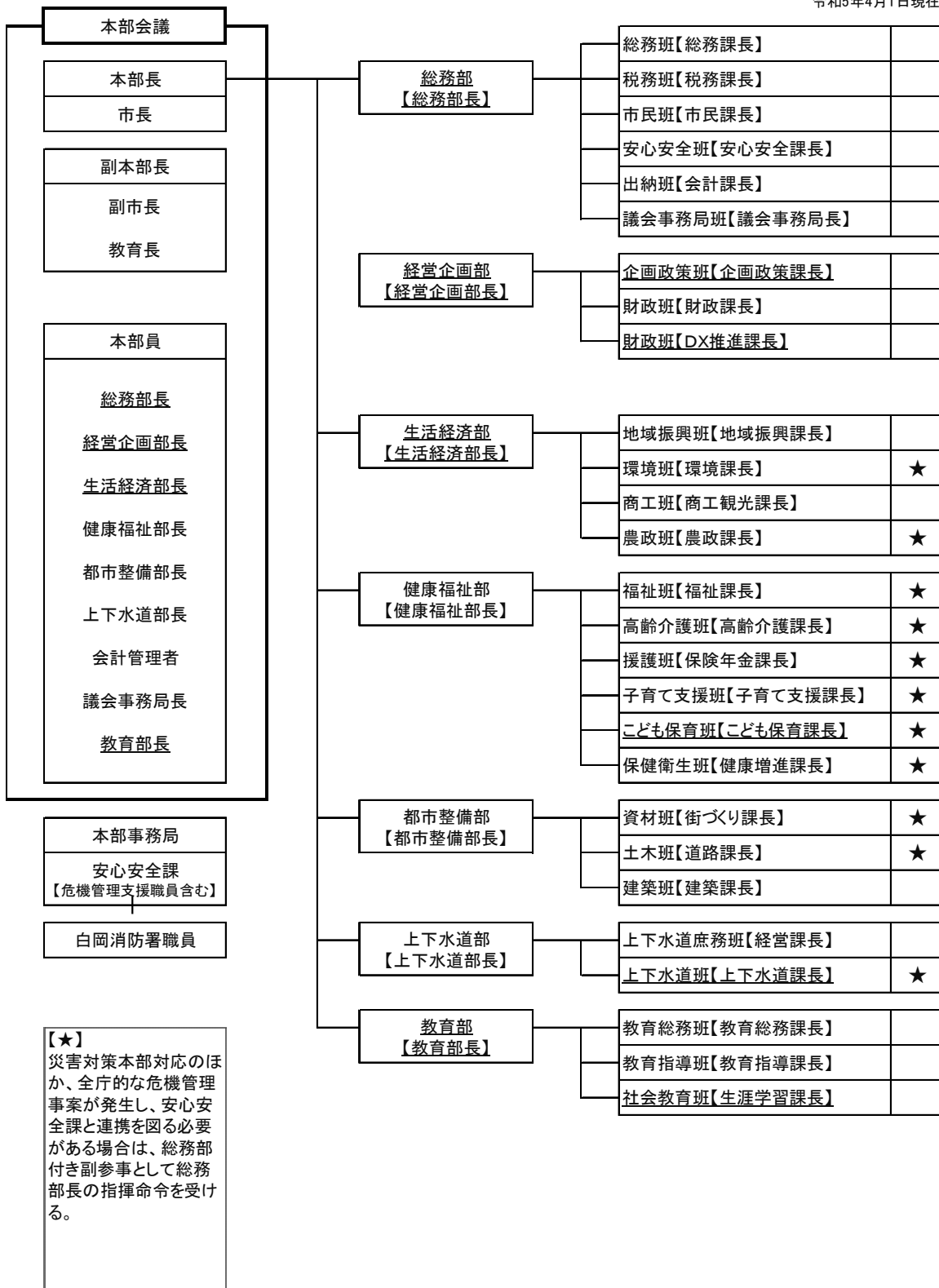
#### 【本部会議の事務所掌】

| 職名   | 担当者名   | 事務分掌  |
|------|--|---|
| 本部長  | 市長   | 本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。  |
| 副本部長 | 副市長<br>教育長   | 本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。<br>(順位は副市長、教育長、 <u>総務部長</u> の順とする。) |
| 本部員  | <u>総務部長</u><br><u>経営企画部長</u><br><u>生活経済部長</u><br>健康福祉部長<br>都市整備部長<br>上下水道部長<br>会計管理者<br>議会事務局長<br>教育部長 | 本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地に赴き各班の指揮をとる。                          |
| 本部付  | 安心安全課長   | 本部会議の事務局として従事する。  |
|      | 白岡消防署長が指名する消防職員  | <u>白岡消防署からリエゾンを派遣し、災害対策本部と白岡消防署との連絡調整を行う。</u>                     |

## 2 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成、各班の事務分掌は、次のとおりである。

令和5年4月1日現在



【災害対策本部の組織構成】



◆ 共通事項

- (1) 部内の応援に関する事。
- (2) 他部の応援に関する事。
- (3) 所管する課の電子データの保全・バックアップに関する事。
- (4) 避難所の開設及び運営に関する事。

【総務部（総務部長）】

| 班名<br>【班長】         | 担当部署  | 事務分掌   |
|--------------------|-------|--|
| 総務班<br>【総務課長】      | 総務課   | 1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。<br>2 派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに報酬に関する事。<br>3 他の機関、団体及び各部各班との連絡並びに調整に関する事。  |
| 税務班<br>【税務課長】      | 税務課   | 1 被災納税者の調査に関する事。<br>2 被災納税者の減免に関する事。<br>3 家屋被害認定調査及び罹災証明の発行に関する事。  |
| 市民班<br>【市民課長】      | 市民課   | 1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。<br>2 災害情報の収集伝達及び報告に関する事。<br>3 避難所収容者に対する情報及び指示等の伝達に関する事。<br>4 遺体の埋・火葬に関する事。                                |
| 安心安全班<br>【安心安全課長】  | 安心安全課 | 1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。<br>2 市防災会議に関する事。<br>3 職員の動員及び人員配置に関する事。<br>4 避難指示に関する事。<br>5 自衛隊派遣要請に関する事。<br>6 防災行政用無線に関する事。<br>7 他の所管に属さない事。 |
| 出納班<br>【会計課長】      | 会計課   | 1 災害対策に必要な金銭の出納に関する事。<br>2 災害情報の収集伝達及び報告に関する事。   |
| 議会事務局班<br>【議会事務局長】 | 議会事務局 | 1 議会への報告に関する事。<br>2 災害情報の収集伝達及び報告に関する事。  |

【経営企画部（経営企画部長）】

| 班名<br>【班長】                | 担当部署         | 事務分掌  |
|---------------------------|--------------|---|
| 企画政策班<br>【企画政策課長】         | 企画政策課        | 1 災害情報の収集、伝達及び報告に関する事。<br>2 災害情報等の市民に対する広報に関する事。<br>3 県、他市町村等への応援要請及び要員確保に関する事。<br>4 災害応急対策のとりまとめ及び調整に関する事。<br>5 災害の記録の収集及び編集保存に関する事。<br>6 報道機関への連絡及び対応に関する事。<br>7 本部役員の秘書に関する事。<br>8 災害復興計画の策定に関する事。 |
| 財政班<br>【財政課長】<br>【DX推進課長】 | 財政課<br>DX推進課 | 1 緊急予算編成及び資金調達に関する事。<br>2 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。<br>3 人員・物資の緊急輸送に関する事。<br>4 自動車の借上調達及び配車の調整に関する事。<br>5 公用自動車の需要調達及び集中運用に関する事。<br>6 車両用燃料の調達に関する事。  |

【生活経済部（生活経済部長）】

| 班名<br>【班長】        | 担当部署  | 事務分掌  |
|-------------------|-------|---|
| 地域振興班<br>【地域振興課長】 | 地域振興課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民相談窓口の開設に関する事。</li> <li>2 災害ボランティアの要請及び受入に関する事。</li> <li>3 自主防災組織、行政区との連絡調整に関する事。</li> <li>4 安否情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>5 要配慮者（外国人）の支援等や情報発信に関する事。</li> </ol>   |
| 環境班<br>【環境課長】     | 環境課   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地等の消毒及び防疫に関する事。</li> <li>2 し尿の収集、運搬及び処分に関する事。</li> <li>3 災害廃棄物の処理及び清掃に関する事。</li> <li>4 遺体の収容、安置等に関する事。</li> <li>5 公害の監視及び環境保全に関する事。</li> <li>6 放射能対策に関する事。</li> <li>7 蓮田白岡衛生組合の被災情報の収集及び応急復旧の連絡調整に関する事。</li> <li>8 避難所等の応急仮設トイレの設置に関する事。</li> <li>9 動物愛護・保護及び情報交換に関する事。</li> </ol> |
| 商工班<br>【商工観光課長】   | 商工観光課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 衣料及び寝具等生活必需品の調達に関する事。</li> <li>2 商業及び工業の被害調査に関する事。</li> <li>3 被災商工業者に対する融資に関する事。</li> </ol>  |
| 農政班<br>【農政課長】     | 農政課   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物及び農業用施設等の被害状況調査並びに農家に対する金融措置その他対策に関する事。</li> <li>2 農協等農業関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>3 農業関係の災害復旧に関する事。</li> <li>4 被災者用食糧（米、弁当、パン等の主食及び副食）の調達に関する事。</li> <li>5 米穀業者及び食糧供給業者等関係業者との連絡調整に関する事。</li> <li>6 炊き出しに関する事。</li> </ol>   |

【健康福祉部（健康福祉部長）】

| 班名<br>【班長】                          | 担当部署          | 事務分掌  |
|-------------------------------------|---------------|---|
| 福祉班<br>【福祉課長】                       | 福祉課           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用申請に関する事。</li> <li>2 身体障がい者等の救護に関する事。</li> <li>3 災害義援金、救援物資等の受付、保管及び配布に関する事。</li> <li>4 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関する事。</li> <li>5 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 被災者台帳の作成に関する事。</li> <li>7 社会福祉施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>8 要配慮者に関する事。</li> <li>9 要配慮者（障がい者）の支援等や情報発信に関する事。</li> </ol> |
| 高齢介護班<br>【高齢介護課長】                   | 高齢介護課         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要援護高齢者の救護に関する事。</li> <li>2 高齢者福祉施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>3 要配慮者（高齢者）の支援等や情報発信に関する事。</li> </ol>   |
| 援護班<br>【保険年金課長】                     | 保険年金課         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>2 被災者の収容及び援護に関する事。</li> </ol>   |
| 子育て支援班<br>【子育て支援課長】                 | 子育て支援課        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設等の被害状況調査、利用児童等の救護及び復旧等に関する事。</li> <li>2 避難所収容者に対する食糧及び生活必需品等救助物資の配布に関する事。</li> <li>3 <u>医療・助産救護に関する事</u></li> <li>4 <u>医療救護所の開設及び管理に関する事</u></li> <li>5 <u>傷病者の応急手当及び医師の派遣に関する事</u></li> <li>6 <u>救急薬品等の供給確保に関する事</u></li> <li>7 <u>感染症予防対策その他保健衛生対策に関する事</u></li> </ol>                       |
| <u>こども保育班</u><br>【 <u>こども保育課長</u> 】 | <u>こども保育課</u> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設等の被害状況調査、利用児童等の救護及び復旧等に関する事。</li> <li>2 避難所収容者に対する食糧及び生活必需品等救助物資の配布に関する事。</li> </ol>   |
| 保健衛生班<br>【健康増進課長】                   | 健康増進課         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療・助産救護に関する事。</li> <li>2 医療救護所の開設及び管理に関する事。</li> <li>3 傷病者の応急手当及び医師の派遣に関する事。</li> <li>4 救急薬品等の供給確保に関する事。</li> <li>5 感染症予防対策その他保健衛生対策に関する事。</li> <li>6 保健所等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 被災者等の精神的ケアに関する事。</li> </ol>  |

【都市整備部（都市整備部長）】

| 班名<br>【班長】      | 担当部署  | 事務分掌  |
|-----------------|-------|---|
| 資材班<br>【街づくり課長】 | 街づくり課 | 1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事<br>2 公園及び駅前広場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事<br>3 土地区画整理事業等の被害調査に関する事<br>4 復旧資材及び所要物品の調達に関する事   |
| 土木班<br>【道路課長】   | 道路課   | 1 土木関係被害状況の情報収集調査に関する事<br>2 道路、堤防、橋りょう等の危険防除及び応急復旧に関する事<br>3 災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運搬に関する事<br>4 道路等の障害物除去に関する事<br>5 関係機関との連絡調整に関する事<br>6 道路の通行止め及び車両の誘導等に関する事<br>7 災害対策のための労務供給に関する事<br>8 その他土木に関する事 |
| 建築班<br>【建築課長】   | 建築課   | 1 建築物の被害調査に関する事<br>2 被災建築物応急危険度判定活動に関する事<br>3 被災宅地危険度判定活動の実施に関する事<br>4 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事<br>5 建築業者等の連絡調整に関する事<br>6 被災者の住宅相談に関する事  |

【上下水道部（上下水道部長）】

| 班名<br>【班長】        | 担当部署  | 事務分掌   |
|-------------------|-------|--|
| 上下水道庶務班<br>【経営課長】 | 経営課   | 1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事<br>2 部内の広報に関する事<br>3 部内の支援に関する事   |
| 上下水道班<br>【上下水道課長】 | 上下水道課 | 1 上水道施設の被害状況調査、応急復旧に関する事<br>2 応急給水に関する事<br>3 飲料水の水質検査に関する事<br>4 下水道施設の被害状況調査、応急復旧及び清掃に関する事<br>5 排水水路施設の操作整備に関する事<br>6 その他上下水道に関する事 |

【教育部（教育部長）】

| 班名<br>【班長】        | 担当部署  | 事務分掌  |
|-------------------|-------|---|
| 教育総務班<br>【教育総務課長】 | 教育総務課 | 1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。<br>2 教育関係災害復旧、応援及び救助予算の要求に関する事。<br>3 教育関係被害状況の調査報告に関する事。<br>4 災害時における学校給食に関する事。   |
| 教育指導班<br>【教育指導課長】 | 教育指導課 | 1 児童・生徒の安全確保に関する事。<br>2 被災児童・生徒の教育に関する事。<br>3 被災校の保健及び衛生指導に関する事。<br>4 被災児童・生徒の学用品の給付に関する事。<br>5 災害時における学校給食に関する事。<br>6 帰宅困難者対応に関する事。<br>7 その他学校教育に関する事。 |
| 社会教育班<br>【生涯学習課長】 | 生涯学習課 | 1 公民館等の社会教育施設の災害対策に関する事。<br>2 文化財の保護及び被害状況の調査に関する事。<br>3 帰宅困難者対応に関する事。  |

【消防団（消防団長）】

| 団<br>【団長】     | 本部・分団  | 事務分掌  |
|---------------|--|---|
| 消防団<br>【消防団長】 | 本部<br>第1分団<br>第2分団<br>第3分団<br>第4分団<br>第5分団<br>第6分団<br>第7分団 | 1 市内の状況確認に関する事。<br>2 消火、救助、救急に関する事。<br>3 避難誘導、救出、救護に関する事。<br>4 避難所及び応急仮設住宅等での不審火、出火予防に関する事。<br>5 河川の巡視活動、応急措置に関する事。 |

### 3 職員招集の連絡方法

#### (1) 連絡方法

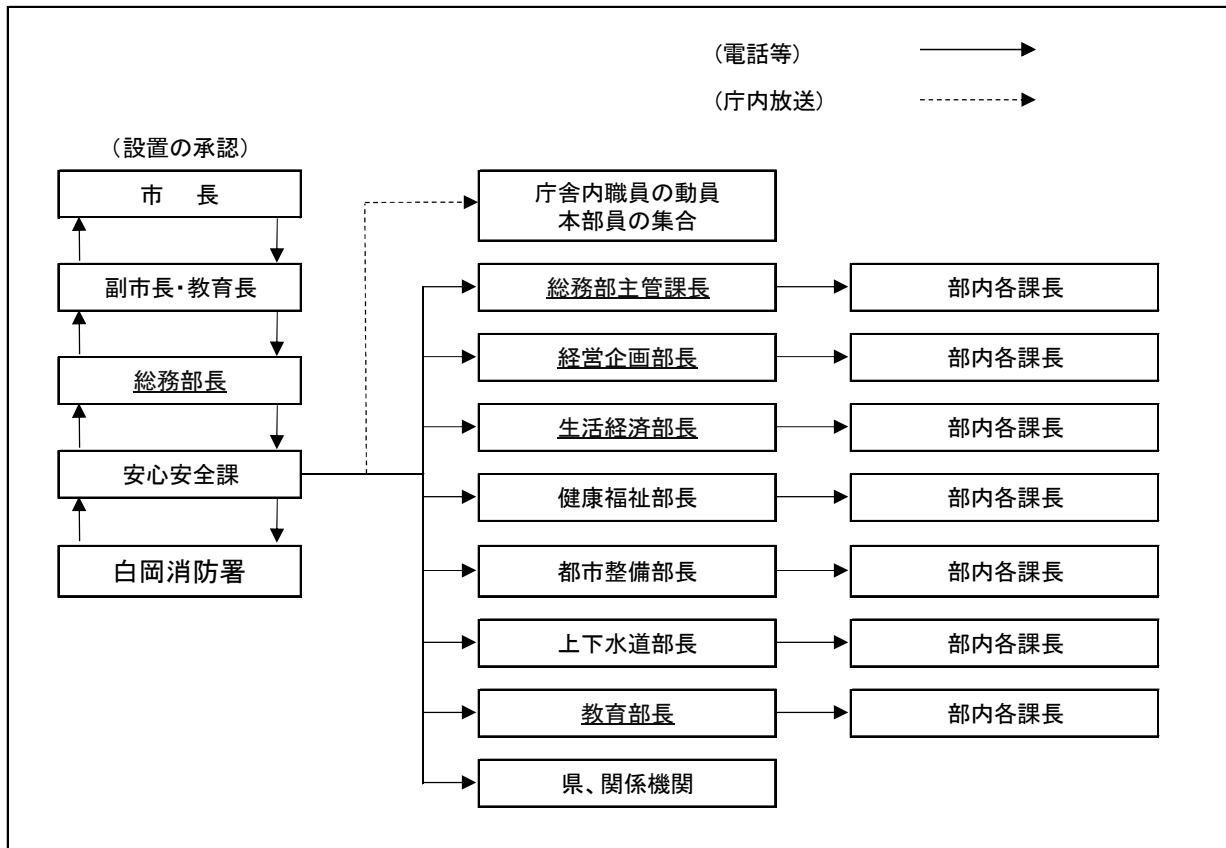
職員招集の連絡方法は、次のとおりである。

#### 【連絡方法】

| 体制区分 | 職員  | 勤務時間内             |              | 勤務時間外                |              |
|------|-----|-------------------|--------------|----------------------|--------------|
|      |     | 有線使用<br>(可)       | 有線使用<br>(不可) | 有線使用<br>(可)          | 有線使用<br>(不可) |
| 非常体制 | 全職員 | 職員参集システム          |              |                      |              |
|      |     | 庁内放送、電話、FAXを用いて連絡 | 使送(伝令)により連絡  | 自主参集<br>(部長以上には電話連絡) | 自主参集         |

#### (2) 勤務時間内の連絡

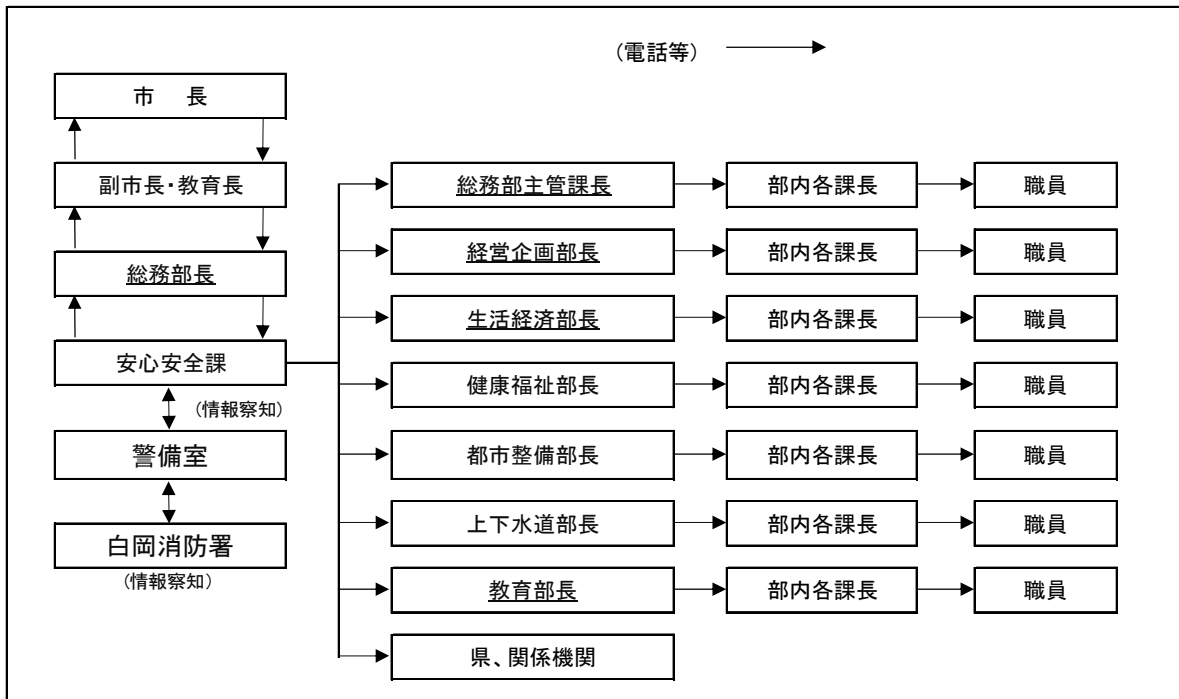
勤務時間内の職員の動員は、安心安全課が庁内放送、電話等を使用し、各部長を通じて連絡する。



【勤務時間内の職員への連絡系統】

(3) 勤務時間外の連絡

勤務時間外の職員の動員は、安心安全課がその旨、職員参集システム・電話等を使用し、各部長を通じて連絡する。



【勤務時間外の職員への連絡系統】

■資料-17 白岡市職員緊急時連絡系統図

■資料-18 避難所運営職員等一覧表

## 第2節 事前措置及び応急措置等

市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事前措置及び応急措置をとることを指示する。

### 第1 市長の事前措置及び応急措置

【安心安全班】

#### 1 市長の出動命令等

市長は、災害対策基本法第58条に基づき、水防団に出動の準備又は出動を命じる。

市長は、災害対策基本法第58条に基づき、消防機関に出動の準備又は出動を要請する。

また、警察官の出動を求めるなどの災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備を要請する。

#### 2 市長の事前措置等

市長は、災害対策基本法第59条第1項に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

警察署長等は、市長から要求があったときは、災害対策基本法第59条第2項に基づき、第1項に規定する指示を行うことができる。この場合において、同項に規定する指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。

### 第2 市長が実施すべき応急措置の代行

【安心安全班】

県知事は、災害発生時において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第73条に基づき、市長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

#### (1) 警戒区域設定権等

警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条第1項)

#### (2) 応急公用負担等

応急措置を実施するため、区域内の他人の土地、建築物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。(災害対策基本法第64条第1項)

#### (3) 応急公用負担等

応急措置を実施するため、応急措置に支障のある災害を受けた工作物等の除去その他必要な措置をとることができる。(災害対策基本法第64条第2項)

#### (4) 区域内の市民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。(災害対策基本法第65条第1項)

### 第3 警察官の応急措置

【久喜警察署】

#### 1 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められる際、市長又はその権限を代行する市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。



- (1) 警戒区域の設定、災害従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災害対策基本法第63条第2項）
- (2) 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災害対策基本法第64条第7項）
- (3) 区域内の市民又は現場にいる者の応急措置業務従事（災害対策基本法第65条第2項）

## 2 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

- (1) その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
- (2) 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
- (3) その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

## 第3節 特別警報・警報・注意報等の伝達

市は、風水害発生時に各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

### 第1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

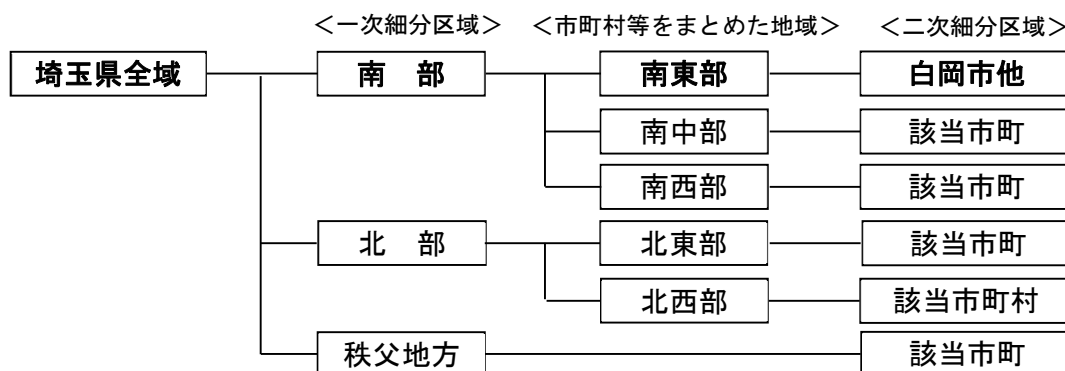
熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準並びに伝達系統は次のとおりである。

#### 1 対象地域

気象庁は、天気予報を、南部、北部、秩父地方に分けた一次細分区域単位で、特別警報・警報・注意報を市町村別に分けた二次細分区域単位で発表している。

市は、南部（一次細分区域）の南東部（市町村等をまとめた地域）に該当する。

【県の地域細分図】 平成24年10月1日現在



#### 2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準は、次のとおりである。

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

| 特別警報・警報・注意報の種類 |   | 概要   |
|----------------|---|--|
| 特別警報           | 大雨特別警報  | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、 <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u> |
|                | 大雪特別警報  | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。  |
|                | 暴風特別警報  | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。  |
|                | 暴風雪特別警報   | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。  |
| 警報             | 大雨警報  | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>                             |
|                | 洪水警報  | 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>  |
|                | 大雪警報  | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|                | 暴風警報  | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|                | 暴風雪警報   | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。   |
| 注意報            | 大雨注意報   | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。  |
|                | 洪水注意報   | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。   |
|                | 大雪注意報   | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
|                | 強風注意報   | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
|                | 風雪注意報   | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。  |
|                | 濃霧注意報   | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|                | 乾燥注意報   | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u>  |
|                | 雷注意報  | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。  |
|                | なだれ注意報  | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|                | 着氷注意報   | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u>  |
|                | 着雪注意報   | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u>  |
|                | 融雪注意報   | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</u>   |
|                | 霜注意報  | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u>  |
| 低温注意報          | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。</u> |  |

第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画  
第3節 特別警報・警報・注意報等の伝達

【特別警報・警報・注意報の発表基準】

発表官署：熊谷地方気象台

(一次細分区域：南部、市町村等をまとめた地域：南東部、二次細分区域：白岡市)

| 種 類        |   | 発表基準   |                       |
|------------|---|--|-----------------------|
| 警 報        | 大雨  | 浸水害  | 表面雨量指数基準<br>18        |
|            |   | 土砂災害   | 土壌雨量指数基準<br>—         |
|            | 洪水  | 流域雨量指数基準   | 元荒川流域=24.4、隼人堀川流域=6.1 |
|            |   | 複合基準※  | —                     |
|            |   | 指定河川洪水予報による基準  | —                     |
|            | 暴風  | 平均風速   | 20m/s                 |
|            | 暴風雪   | 平均風速   | 20m/s、雪を伴う            |
| 大雪         | 降雪の深さ   | 12時間降雪の深さ10cm  |                       |
| 注 意 報      | 大雨  | 表面雨量指数基準   | 9                     |
|            |   | 土壌雨量指数基準   | 117                   |
|            | 洪水  | 流域雨量指数基準   | 元荒川流域=19.5、隼人堀川流域=4.8 |
|            |   | 複合基準※  | 元荒川流域=(7, 19.5)       |
|            |   | 指定河川洪水予報による基準  | —                     |
|            | 強風  | 平均風速   | 11m/s                 |
|            | 風雪  | 平均風速   | 11m/s、雪を伴う            |
|            | 大雪  | 降雪の深さ  | 12時間降雪の深さ5cm          |
|            | 雷   | 落雷等で被害が予想される場合   |                       |
|            | 融雪  |  |                       |
|            | 濃霧  | 視程   | 100m                  |
|            | 乾燥  | 最小湿度25%、実効湿度55%  |                       |
|            | なだれ   |  |                       |
|            | 低温  | 夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合<br>冬季：最低気温-6℃以下（冬季の気温は熊谷地方気象台の値） |                       |
|            | 霜   | 早霜・晩霜期に最低気温4℃以下  |                       |
| 着氷・着雪      | 著しい着氷（雪）で被害が予想される場合                                 |  |                       |
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合 |  |                       |

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表している。

出典：気象庁ホームページ（令和5年6月8日現在）

【特別警報】

| 現象の種類 | 発表基準                                       |
|-------|--|
| 大 雨   | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合          |
| 暴 風   | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合     |
| 暴風雪   | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大 雪   | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                    |

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

### 3 キキクル（警報の危険度分布）等

気象庁では、土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数の3つの指数を用いて災害リスクの高まりを評価・判断し、警報の発表を行っている。

また、警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目でわかる「キキクル（危険度分布）」の提供を行っている。

#### 【警報の危険度分布等の種類と概要】

| 種 類                       | 概 要   |
|---------------------------|---|
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※ | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u><br>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。<br>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。<br>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。<br>・「注意」（黄）：ハザードマップによ災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。                   |
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）   | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<br>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u><br>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。   |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）        | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u><br>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。<br>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。<br>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。<br>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値                | 各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「 <u>湛水型内水氾濫</u> 」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 <u>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>   |

### 4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

### 5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。全般気象情報と関東甲信地方気象情報は気象庁が、埼玉県気象情報は熊谷地方気

象台が発表する。

## 6 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組合せた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

## 7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

## 8 火災気象通報

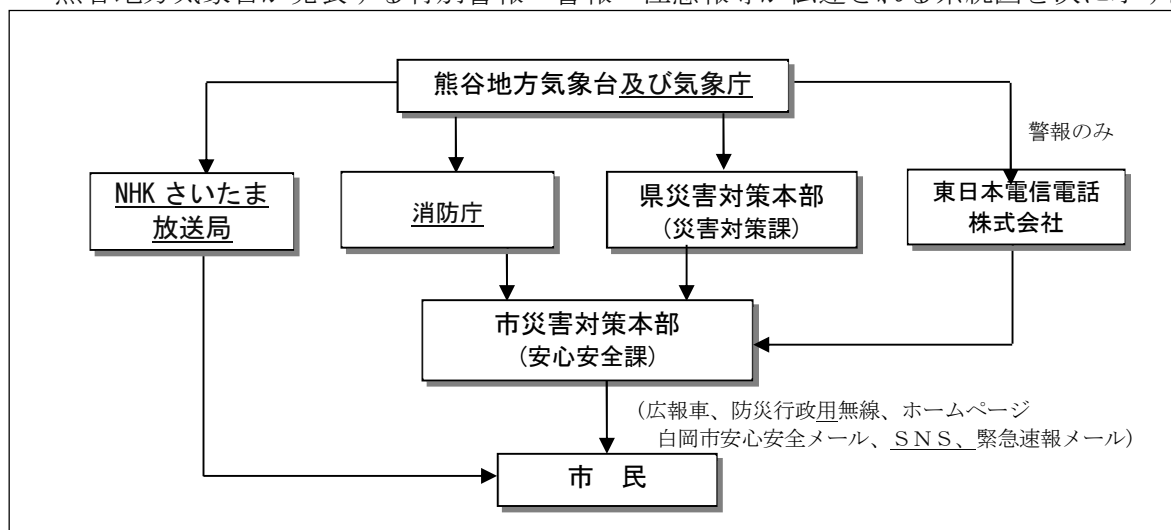
消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防止危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防署に伝達される。

## 9 災害時気象支援資料

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

## 10 特別警報・警報・注意報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等が伝達される系統図を次に示す。



【特別警報・警報・注意報等の伝達系統図】

## 第2 洪水予報及び水防警報

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁とが共同で発表するものである。

水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣又は県知事が指定した河川について実施するものである。

以上のうち、市に関係あるものは、次のとおりである。

### 1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

#### 【洪水予報を実施する河川（水防法第10条第2項による河川）】

| 予報区域名      | 河川名 | 区 域 |                       | 基準水位<br>観測所 |
|------------|-----|-----|-----------------------|-------------|
| 利根川<br>上流部 | 利根川 | 左岸  | 群馬県伊勢崎市栄町～茨城県猿島郡境町まで  | 八斗島         |
|            |     | 右岸  | 群馬県佐波郡玉村町～江戸川分派点まで    | 栗橋          |
|            | 小山川 | 左岸  | 埼玉県深谷市高島～利根川への合流点まで   | 八斗島         |
|            |     | 右岸  | 埼玉県深谷市石塚～利根川への合流点まで   |             |
| 荒川         | 荒川  | 左岸  | 埼玉県深谷市荒川字下川原～海まで      | 熊谷          |
|            |     | 右岸  | 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢～海まで | 岩淵水門(上)     |

#### 【洪水予報の種類】

| 洪水予報の標題<br>(洪水予報の種類) | 水位の種類       | 解説                              | 市・市民に<br>求める行動等   | 警戒<br>レベル  |
|----------------------|-------------|---------------------------------|---|------------|
| 氾濫発生情報<br>(洪水警報)     | (氾濫発生)      |                                 | 市は、緊急安全確保の発令を判断<br>市民の避難誘導<br>(新たに氾濫が及ぶ区域)<br>逃げ遅れた市民の救助等 | レベル5<br>相当 |
| 氾濫危険情報<br>(洪水警報)     | 氾濫<br>危険水位  | 河川の水があふれる<br>おそれのある水位           | 市は、避難指示の発令を判断   | レベル4<br>相当 |
| 氾濫警戒情報<br>(洪水警報)     | 避難<br>判断水位  | 避難判断の参考となる<br>水位                | 市は、高齢者等避難の発令を判断   | レベル3<br>相当 |
| 氾濫注意情報<br>(洪水注意報)    | 氾濫<br>注意水位  | 水防団が出動して水<br>防活動を行う目安と<br>なる水位  | 市民は洪水に関する情報に注意<br>水防団の出動                                  | レベル2<br>相当 |
| (発表なし)               | 水防団<br>待機水位 | 水防団が水防活動の<br>準備をはじめる目安<br>となる水位 | 水防団待機   |            |

【水位の種類と内容】

| 水位の種類   | 内容  |
|---------|---|
| 氾濫危険水位  | <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「氾濫のおそれが生じる水位」であり、洪水警報の発表において用いられる</li> <li>同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動体制を強化する水位</li> <li>避難指示の発令判断の目安であり、市民の避難判断の参考になる水位</li> </ul> |
| 避難判断水位  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等避難の発令判断の目安であり、市民の避難判断の参考になる水位</li> <li>水位周知河川において水防法第13条第2項の「洪水特別警戒水位」に対応する水位</li> </ul>   |
| 氾濫注意水位  | <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位</li> <li>同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位</li> </ul>   |
| 水防団待機水位 | <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位</li> <li>同法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備を行うための水位</li> </ul>   |

2 国土交通大臣の水防警報

国土交通大臣が発表する水防警報は、次のとおりである。

【河川名及びその区域】

| 河川名 | 基準水位観測所 | 水防警報区域                     |                            | 発表を行う者     |
|-----|---------|----------------------------|----------------------------|------------|
|     |         | 左岸                         | 右岸                         |            |
| 利根川 | 栗橋      | 茨城県古河市中田新田～茨城県猿島郡境町大字桐ヶ作まで | 埼玉県久喜市栗橋北～茨城県猿島郡五霞町大字山王まで  | 利根川上流河川事務所 |
| 小山川 | 八斗島     | 埼玉県深谷市高島地先（新明橋下流端）～幹川合流点まで | 埼玉県深谷市石塚地先（新明橋下流端）～幹川合流点まで | 利根川上流河川事務所 |
| 荒川  | 熊谷      | 埼玉県深谷市荒川字下川原～埼玉県上尾市大字平片まで  | 埼玉県大里郡寄居町～埼玉県川越市大字中老袋まで    | 荒川上流河川事務所  |

【水防警報の対象となる基準水位】

| 河川名 | 水位標名 | 地先名         | 水防団待機水位（通報水位） | 氾濫注意水位（警戒水位） | 避難判断水位 | 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） |
|-----|------|-------------|---------------|--------------|--------|------------------|
| 利根川 | 栗橋   | 埼玉県久喜市栗橋    | 2.70m         | 5.00m        | 7.60m  | 9.20m            |
| 小山川 | 八斗島  | 群馬県伊勢崎市八斗島町 | 0.80m         | 1.90m        | 3.10m  | 4.10m            |
| 荒川  | 熊谷   | 埼玉県熊谷市榎町    | 3.00m         | 3.50m        | 5.00m  | 5.50m            |

出典：「令和5年度 埼玉県水防計画」



【水防警報の種類及び発表基準】

| 種類 | 内容  | 発表基準  |
|----|---|---|
| 待機 | 出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予報・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。                            |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。   | 雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。                           |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。   | 氾濫注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 |
| 指示 | 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。   | 氾濫注意情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき。          |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。  | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。      |

注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

出典：「令和5年度 埼玉県水防計画」

3 県知事が管理する河川の水位周知

水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川は次のとおりである。

【県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川】

| 河川名 | 水位標名 | 水防団待機水位<br>(通報水位) | 氾濫注意水位<br>(警戒水位) | 避難判断水位      | 氾濫危険水位<br>(洪水特別警戒水位) |
|-----|------|-------------------|------------------|-------------|----------------------|
| 小山川 | 栗崎   | YP. 60. 45m       | YP. 61. 15m      | —           | YP. 61. 65m          |
|     | 内ヶ島  | YP. 35. 60m       | YP. 36. 50m      | YP. 38. 00m | YP. 38. 70m          |
| 福川  | 井殿橋  | YP. 25. 50m       | YP. 27. 20m      | YP. 27. 33m | YP. 28. 16m          |
| 元荒川 | 三野宮  | AP. 6. 15m        | AP. 6. 55m       | —           | AP. 6. 80m           |

注) YP：利根川及び支流の水位基準 AP：荒川及び支流の水位基準

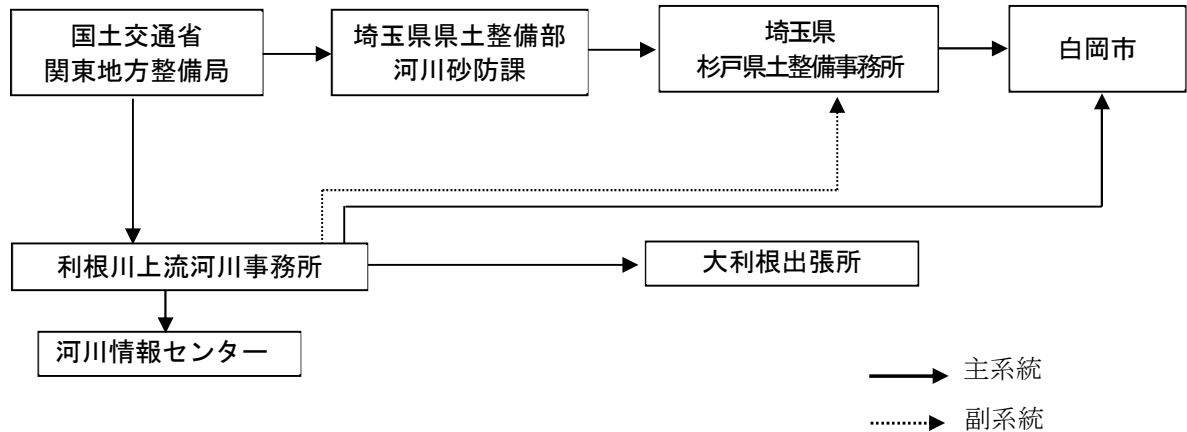
東京湾平均海面（TP：標高の基準面）との差は、YP=TP-0. 84(m)、AP=TP-1. 134(m)である。

出典：「令和5年度 埼玉県水防計画」

### 第3 洪水予報の伝達系統

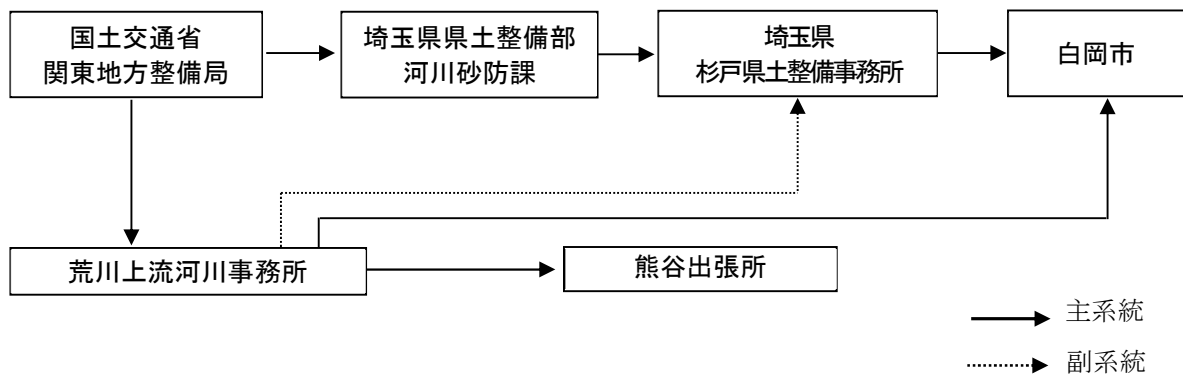
市への洪水予報の伝達系統は、次のとおりである。

#### 1 利根川上流部洪水予報伝達系統



【利根川洪水予報の伝達系統】

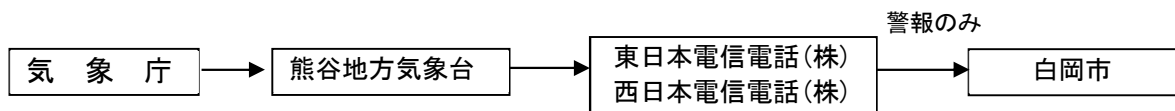
#### 2 荒川洪水予報伝達系統



【荒川洪水予報の伝達系統】

#### 3 東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)の措置

東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)は、熊谷地方気象台から警報の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村に通知する。



【東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)の措置】

#### 第4 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、市防災担当課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が、避難指示等発令の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求める。

- (1) 既に警報などを発表して十分警戒を呼びかけている状況下で、記録的な大雨等を観測し、さらに災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
  - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
  - イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
  - ウ 特別警報を警報に切替えた場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

#### 第5 河川事務所及び県土整備事務所とのホットラインの運用

各河川事務所及び県土整備事務所は、次の場合において水位現状、降雨状況及び今後の予測水位等を伝えるため、市長へ情報提供する。

なお、大規模な漏水、法崩れなど堤防の決壊につながるおそれのある被害があり、広範囲に影響を及ぼす場合は、水位等の情報に加え詳細情報についても各河川事務所及び県土整備事務所は市へ情報提供する。

- (1) 第一ホットライン（市長・事務所長）
  - ア 避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点
  - イ 大規模な漏水、法崩れなど、堤防の決壊につながるおそれのある状況が発生した場合
- (2) 第二ホットライン（部長・副所長・担当課長等）
  - ア 上記を代行若しくは補助する情報の伝達を行う

## 第4節 水防活動

### 第1 市の配備体制

【安心安全班】

#### 1 職員の配置

市長は、洪水予報が発表され、又は市の地域内に浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、市内の水害等における緊急出動職員を配置する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、消防署の連絡員を災害対策本部に配置し、水防活動に支障のないよう努める。

#### 2 出動命令

市長は、水害等における緊急出動職員及び消防機関に出動命令を下すのは、おおむね次の場合とする。

- (1) 市長が必要と認めたとき。
- (2) 水防警報によって水防団及び消防機関の出動が要請されたとき。
- (3) 県知事から出動の指示があったとき。

■資料-18 避難所運営職員等一覧表

### 第2 県の配備体制

埼玉県水防計画の非常配備体制による。

### 第3 水防信号及び標識

#### 1 信号

水防法第20条の規定による水防信号は、水防に関する規則第4条による。

#### 2 標識

水防法第18条による車両の優先通行標識は、水防に関する規則第3条に定める附図の1とする。

#### 3 水防要員詰所の標識

水防要員詰所の標識は、優先通行の例による。

### 第4 水防作業

【資材班】【土木班】【消防署】

水防作業については、埼玉県水防計画による。

### 第5 水防活動報告

【資材班】【土木班】【上下水道班】【上下水道庶務班】

水防活動報告については、埼玉県水防計画による。

### 第6 決壊時の処置

【資材班】【土木班】【消防署】

決壊時の処置については、埼玉県水防計画による。

## 第7 協力応援

【資材班】【土木班】【消防署】

協力応援については、埼玉県水防計画による。

## 第8 水防の解除

【消防署】

水防の解除については、埼玉県水防計画による。

## 第5節 災害情報の収集伝達

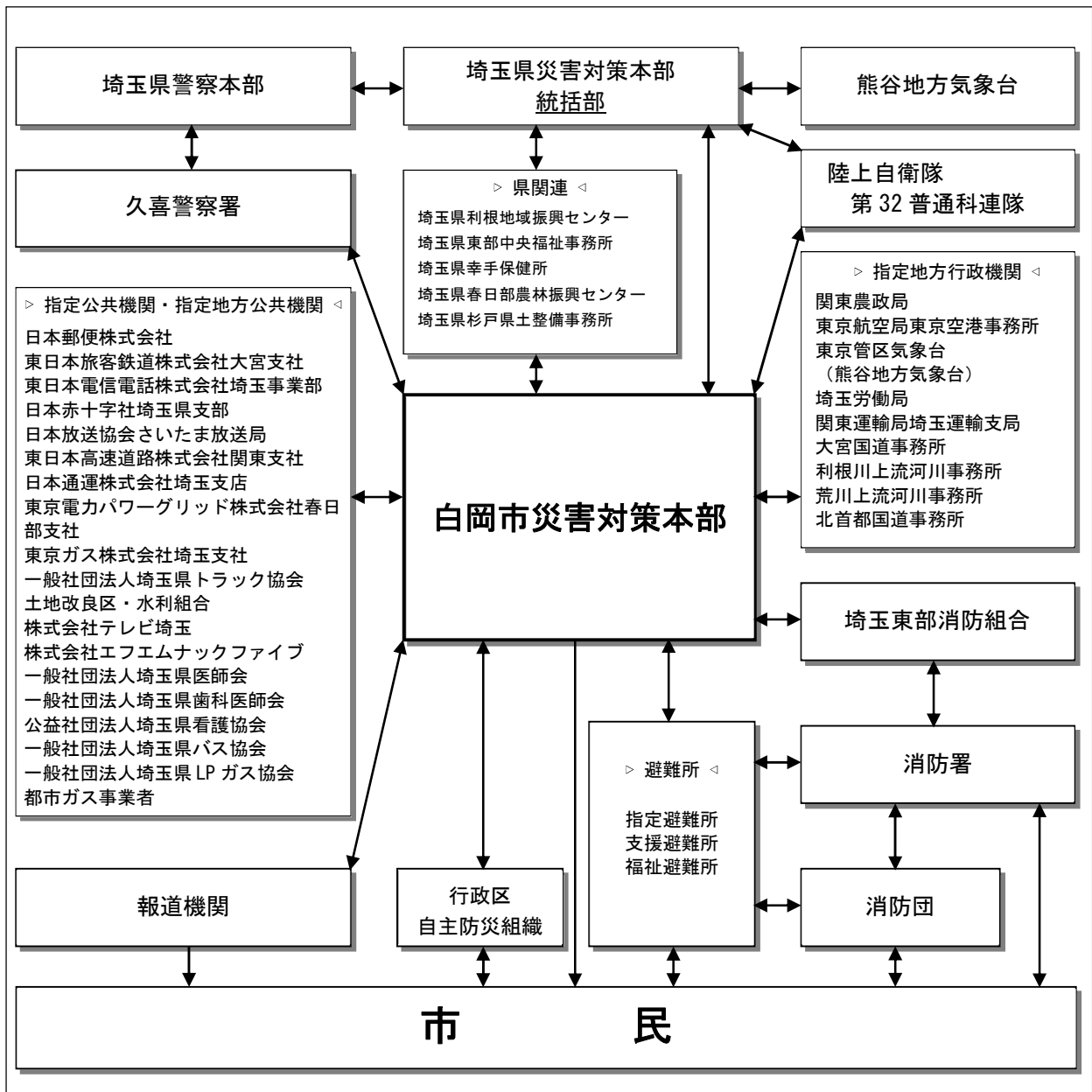
大規模風水害発生時、防災関係機関が緊密な連携のもと、被害状況の把握及び応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、社会的混乱等の二次災害を防止することが必要である。

### 第1 情報の連絡体制

【企画政策班】【防災関係機関】

#### 1 通信連絡系統

災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、次の系統により行う。



【通信連絡系統図】

#### 2 災害の通信

県、市及び防災関係機関は、有線が途絶し、又は途絶するおそれがある場合には、次に

より通信の確保等を行う。

(1) 通信連絡の確保

防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常時における通信を確保する。

(2) 指定有線電話及び連絡責任者

ア 市及び防災関係機関は、指定有線電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

イ 防災関係機関は、災害時においては指定有線電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たる。

ウ 防災関係機関は、指定有線電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに安心安全課に修正報告する。

(3) 県の防災行政用無線

市と県との間における連絡、予警報等の伝達は、県が設置している防災行政用無線によって行う。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県は、回線統制、一斉指令、割込み、強制切断及び直通回線の設置等の通信統制を行う。

(4) 市の防災行政用無線

被害状況、活動状況等の情報伝達は、市の防災行政用無線移動系によって行う。

また、久喜警察署に市職員を派遣し、携帯無線により相互連絡及び情報の収集を行う。

(5) 非常電報及び緊急電報の利用

防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

ア 非常電報

非常電報は、災害予防又は救済のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互において実施する。

イ 緊急電報

緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救済、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施する。

ウ 利用上の注意事項

非常電報又は緊急電報を発信する場合は、「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げるとともに、頼信紙の余白に「非常」又は「緊急」と朱書きする。

(6) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところによる。

ア 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

(ア) 警察機関

(イ) 消防機関

(ウ) 水防機関

(エ) 航空保安機関

(オ) 気象業務機関

(カ) 鉄道事業者

(キ) 電気事業者

(ク) 鉱業事業者

(ケ) 自衛隊

イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合

(ア) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。

(イ) 災害発生時において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

ウ 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合の注意事項

(ア) 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。

(イ) 市が災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定しておく。

(7) 非常通信

市、県及び防災関係機関は、有線通信や防災行政用無線等が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

なお、非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、次のとおりとする。

関東総合通信局無線通話部陸上第二課

電話 03-6238-1776（直通）

FAX 03-6238-1769

(8) 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

(9) 他団体への協力要請通信手段

有線電話の途絶した場合にアマチュア無線局、タクシー無線局の協力を得る。

■資料-19 防災行政用無線各課配置一覧表

■資料-20 市所有携帯電話一覧表

■資料-21 災害時における白岡町防災行政用無線の放送に関する協定書

■資料-22 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧

第2 風水害時に収集する情報

【企画政策班】【各班】

1 警戒段階で収集する情報

警戒段階で収集する情報は、次のとおりである。

【警戒段階で収集する情報】

| 情報項目               | 情報の内容  | 収集時期         | 収集源   | 伝達手段・経路等  |
|--------------------|--|--------------|---|---|
| 1 気象警報等、<br>気象情報   | 予測される雨量等<br>警戒すべき災害事項<br>警報の危険度分布                  | 発表後即時        | ・熊谷地方気象台  | ・防災情報提供システム（気象庁）<br>・専用回線電話<br>・加入電話、テレビ、ラジオ        |
| 2 雨量等の<br>気象情報の収集  | 降雨量<br>・先行雨量<br>・他区域の降雨状況<br>・時間雨量の変化              | 随時           | ・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図<br>・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等）<br>・各雨量観測実施機関<br>・市、消防独自の雨量観測所 | ・災害オペレーション支援システム<br>・市の防災行政用無線移動局<br>・消防無線<br>・加入電話 |
|                    | ・河川水位・流量等の時間変化<br>・内陸滞水の状況                         | 随時           | ・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等）<br>・消防機関の警戒員<br>・自主防災組織                               |   |
| 3 危害危険箇所等の<br>情報収集 | 河川周辺地域等における<br>災害危険状況<br>・河川の氾濫（溢水、決壊）<br>の予想される時期 | 異常の覚知後<br>即時 | ・市、消防機関等の警戒員<br>・自主防災組織、市民<br>・消防団  | ・市の防災行政用無線<br>・消防無線<br>・加入電話                        |



|         |  |        |  |  |
|---------|--|--------|--|--|
|         | ・箇所  |        |  | ・専用回線電話<br>・アマチュア無線                      |
| 4 市民の動向 | ・警戒段階の避難実施状況<br>(避難実施区域、避難人数、避難所等)<br>・自主避難の状況 | 避難所収容後 | ・避難所管理者<br>・災害対策本部員<br>・消防・警察<br>・自主防災組織<br>・消防団 | ・市の防災行政用無線<br>・消防無線<br>・加入電話<br>・アマチュア無線 |

## 2 発災段階で収集する情報

発災段階で収集する情報は、次のとおりである。

### 【発災段階で収集する情報】

| 情報項目    | 情報の内容  | 収集時期           | 収集源  | 伝達手段・経路等   |
|---------|--|----------------|--|--|
| 1 発災情報  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の氾濫状況(溢水、決壊箇所、時期等) 浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向</li> <li>・内陸滞水による浸水状況</li> <li>・発災による物的・人的被害に関する情報</li> </ul> <p>〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕</p> | 発災状況の覚知後即時     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、消防機関等の警戒員</li> <li>・警察</li> <li>・各公共施設の管理者等</li> <li>・自主防災組織、市民</li> </ul> <p>〔被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごと〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害オペレーション支援システム</li> <li>・市の防災行政用無線移動局</li> <li>・消防無線</li> <li>・加入電話</li> <li>・専用回線電話</li> <li>・警察無線</li> <li>・アマチュア無線</li> <li>・災害応急復旧用無線電話(T241等)</li> </ul> |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況</li> </ul>  | 被災後、被害状況を把握した後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ライフライン関係機関</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入電話</li> <li>・専用回線電話</li> <li>・災害応急復旧用無線電話</li> </ul>   |
| 2 市民の動向 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等)</li> </ul>   | 避難所の収容の後       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所管理者</li> <li>・消防・警察</li> <li>・自主防災組織</li> <li>・消防団</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の防災行政用無線移動系</li> <li>・消防無線</li> <li>・加入電話</li> <li>・アマチュア無線</li> </ul>  |

## 第6節 広報広聴活動

風水害発生時において、特別警報・警報・注意報、避難勧告指示等を踏まえた適切な避難行動がとれるよう、正確かつ迅速な広報を実施する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談、情報提供の窓口を設置し、被災者や市民等の様々な相談に適切に対応する。

### 第1 市民への広報

【企画政策班】【各班】

市は、パニックの発生を防止するためにも必要とされる正確な情報を迅速に収集し、発信する。

#### 1 広報内容

##### (1) 緊急広報

災害発生直後からおおむね24時間の初動対応期における緊急広報は、原則として次に掲げる内容について実施する。ただし、災害の状況等により、適宜、必要な項目についても広報を行う。

#### 【緊急広報の内容】

| 広報事項                 | 内容   |
|----------------------|--|
| 1 地震、火災等の災害の発生状況     | 1 災害の規模、範囲、内容の概要情報<br>2 余震情報<br>3 二次災害に関する情報                                 |
| 2 初期消火活動、人命救助活動の呼びかけ | 1 初期消火、出火防止（ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等）の協力要請<br>2 市民、自主防災組織、行政区、事業所への人命救助、要配慮者救助の協力要請 |
| 3 避難所、避難路等、避難に関する事項  | 1 避難指示、警戒区域設定関連情報<br>2 避難所、避難路の情報<br>3 避難時の注意<br>（携行品、車の利用規制、連絡先の表示）         |
| 4 医療、救護に関する事項        | 1 救護所の開設状況<br>2 医療機関等の受入情報<br>3 専門医療（透析等）機関の情報                               |
| 5 その時点で判明している被害の状況   | 1 ライフライン情報<br>2 道路情報（交通規制、緊急道路等）<br>3 交通機関情報（運休、運行状況）                        |
| 6 市及び関係機関の応急対策の状況    | 1 応急対策の実施状況<br>2 全国からの救援情報   |
| 7 その他必要な事項           | 1 飲料水、食糧、物資等の状況<br>2 安否に関する情報<br>3 遺体収容関係情報<br>4 その他必要な情報                    |

(2) 一般広報

災害発生後からおおむね24時間経過した後における一般広報は、その時点における応急対策の状況や被災者の生活維持に必要な情報等、原則として次に掲げる事項とする。

【一般広報の内容】

| 広報事項                 | 内容   |
|----------------------|--|
| 1 災害情報               | その時点での被害情報   |
| 2 市及び関係機関の応急対策状況     | その時点での各応急対策の実施状況   |
| 3 給水、給食、物資等の支給に関する状況 | 1 飲料水、食糧、生活必需品等の支給情報<br>(場所、日時、対象者等)<br>2 救援物資の受入、支給情報   |
| 4 ライフラインの復旧情報        | 1 ライフラインの復旧情報<br>2 復旧見込み及び代替措置等の情報<br>3 代替交通機関の情報  |
| 5 道路情報、交通機関の運行・復旧状況  | 1 道路情報(交通規制、緊急道路等)<br>2 公共交通機関の運行・復旧情報<br>3 代替交通機関の情報  |
| 6 市民の安否に関する事項        | 1 避難所での名簿記載、自宅への避難先表示等の協力依頼<br>2 自主防災組織等への安否確認の協力依頼<br>3 安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報   |
| 7 医療機関、救護所の運営状況      | 1 医療機関の受入情報<br>2 専門医療機関に関する情報<br>3 救護所の運営状況  |
| 8 避難施設、地域での生活関連事項    | 1 要配慮者に対する情報<br>2 ごみ処理、し尿処理等衛生関連の情報<br>3 風呂の情報<br>4 商店等の営業情報   |
| 9 施策の実施等に関する事項       | 1 住宅関連情報<br>(応急危険度判定、応急仮設住宅、空室あっせん等)<br>2 倒壊家屋、がれき処理関連情報<br>3 各種相談窓口の開設情報<br>4 罹災証明、義援金関連情報<br>5 教育関連情報(休校、再開等)<br>6 弔慰金等の支給関連情報<br>7 税、手数料等の減免措置の状況<br>8 各種貸付、融資制度関連情報<br>9 市の一般平常業務の再開情報 |
| 10 その他必要な事項          | 1 ボランティア関連情報<br>2 その他必要な情報   |

## 2 広報の方法

市は、次の媒体を活用して広報を行う。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

- (1) 市の防災行政用無線
- (2) 広報車
- (3) ハンドマイク
- (4) 回覧
- (5) インターネット（市のホームページ・SNS等）
- (6) 緊急速報メール
- (7) 白岡市安心安全メール
- (8) ケーブルテレビ

■資料-24 災害時における放送等に関する協定  
■資料-25 災害に係る情報発信等に関する協定書

## 3 報道機関への情報提供

災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。

県は、これらの報道機関に情報提供を行い、放送を通じて市民への広報を図る。ただし、やむを得ない場合は、市から直接要請する。

## 4 安否不明者の氏名等の公表

災害時には、建物の倒壊・流出や火災等により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認する。

### (1) 公表方針

市や県、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表は「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」（令和4年10月、埼玉県）に基づいて行うものとする。

### 【安否不明者、行方不明者の公表基準】

| 住民基本台帳の閲覧制限※1 | 家族等の同意                  | 公表・非公表 | 非公表 公表・非公表の理由                         |
|---------------|-------------------------|--------|---------------------------------------|
| 制限なし          | 同意<br>(例外:連絡が取れない場合等)※2 | 公表     | 人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるため |
| 制限あり          | 不同意                     | 非公表※3  | 本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため              |

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 家族等の同意を原則とするが、救出・救助活動等の効率化、円滑化の観点から知事が必要と判断した場合は、家族等の同意を必須とせずに公表する場合もある。ただし、その場合でも公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

### (2) 公表内容・時期

ア 氏名（フリガナ含む）

イ 住所（大字まで）

ウ 年代（年齢を公表する場合あり）

エ 公表時期は発災後おおむね48時間以内を目標（目安）とする。

## 第2 帰宅困難者・要配慮者への広報

【企画政策班】【県】

「震災対策編第3章第3節第2 帰宅困難者・要配慮者への広報」を準用する。

## 第3 被災者に対する広聴活動の実施

【企画政策班】【地域振興班】

「震災対策編第3章第3節第3 被災者に対する広聴活動の実施」を準用する。

## 第7節 自衛隊災害派遣要請

市長は、災害の態様及びその規模から、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

### 第1 災害派遣要請の判断と連絡

#### 【安心安全班】

市長は、市民の生命、身体、財産を守るために必要と判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

#### 1 自衛隊災害派遣の活動範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- (1) 緊急性の原則  
差し迫った必要性があること。
- (2) 公共性の原則  
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- (3) 非代替性の原則  
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

#### 【自衛隊災害派遣の活動範囲】

| 活動範囲                                   | 災害派遣時に実施する救援活動   |
|--|--|
| 1 被害状況の把握                              | 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。  |
| 2 避難の援助                                | 避難の命令等が発令され、避難、 <u>立退き</u> 等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。                      |
| 3 遭難者の搜索救助                             | 行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。   |
| 4 水防活動                                 | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。  |
| 5 消防活動                                 | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。 |
| 6 道路又は水路の啓開                            | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。  |
| 7 応急医療、救護及び防疫                          | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。  |
| 8 人員及び物資の緊急輸送                          | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。          |
| 9 <u>給食</u> 、 <u>給水</u> 及び <u>入浴支援</u> | 被災者に対し、 <u>給食</u> 、 <u>給水</u> 及び <u>入浴支援</u> を実施する。                                      |
| 10 物資の無償貸付又は譲与                         | 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。        |
| 11 危険物の保安及び除去                          | 能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。   |
| 12 その他                                 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。  |

出典：防衛省「防衛省防災業務計画（令和5年3月24日）」

## 2 災害派遣要請要領

- (1) 県知事に対する自衛隊災害派遣要請は、市長が行う。
- (2) 市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県(統括部)に依頼し、事後速やかに文書を送達する。  
また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

ア 提出(連絡先)

県(統括部)

イ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由  
(イ) 派遣を希望する期間  
(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容  
(エ) その他参考となるべき事項

### 【県への連絡先】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 勤務時間内<br>災害対策本部設置前 | 危機管理課(危機管理担当)<br>TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129 |
| 勤務時間外<br>災害対策本部設置後 | 危機管理防災部当直・統括部<br>TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119 |

### 【災害派遣要請窓口】

| 部隊名<br>(駐屯地等)             | 連絡責任者 |                    | 電話番号                                 |
|---------------------------|-------|--------------------|--------------------------------------|
|                           | 時間内   | 時間外                |                                      |
| 陸上自衛隊<br>第32普通科連隊<br>(大宮) | 第3科長  | 部隊当直司令<br>(連隊夜間当直) | 048-663-4241<br>内線 436<br>時間外 内線 402 |

## ■資料-26 自衛隊災害派遣要請書

## 第2 災害派遣部隊の受入体制

## 【安心安全班】

### 1 緊密な連絡協力

市は、県、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や必要な現地資材等の使用協定等に関する受入体制を確保する。

### 2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

### 3 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、先行性のある計画を次の基準により確立するとともに、作業実施に必要な十分な資料を整え、かつ、諸作業に関

係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

#### 4 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を「安心安全班」に一本化する。

#### 5 災害派遣部隊の受入

市は、派遣された部隊の受入に対し次の施設等を準備する。

##### 【災害派遣部隊の受入施設】

| 施設の種類の      | 施設名等                | 備考           |
|-------------|---------------------|--------------|
| 本部事務室       | 市役所<br>(災害対策本部設置場所) |              |
| 材料置場        | 適当な広場等              | 野外の適当な広さ     |
| 駐車場         | 適当な広場等              | 車1台の基準 3m×8m |
| ヘリコプター臨時発着場 | 総合運動公園              | 2方向に障害物がない広場 |
| 野営地         | ふれあいの森公園            |              |

##### 【ヘリコプター臨時発着場】

| 施設名      | 所在地           | 市役所からの距離 |
|----------|---------------|----------|
| 総合運動公園   | 白岡市千駄野 345 番地 | 約 0.5km  |
| ふれあいの森公園 | 白岡市小久喜 765 番地 | 約 0.1km  |

### 第3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に自衛隊は、県知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

自衛隊は、連絡員等により速やかに県知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- (1) 大規模地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- (2) 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合の人命の救助のための部隊の派遣
- (3) 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

### 第4 災害派遣部隊の撤収要請

#### 【安心安全班】

#### 1 市長から県知事への撤収依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収を依頼する。



## 2 撤収を依頼する際の留意事項

### (1) 撤収日時等の協議

市長は、消防機関及び自衛隊派遣部隊の責任者等と協議の上、撤収日時等を決定する(時刻までの調整を含む)。

### (2) 県への連絡

市長は、撤収日時等が決定次第、県に連絡する。  
連絡は、まず電話での連絡の後、文書にて行う。

## ■資料-27 自衛隊災害派遣撤収要請書

## 第5 経費負担

【財政班】

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建築物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は協議する。

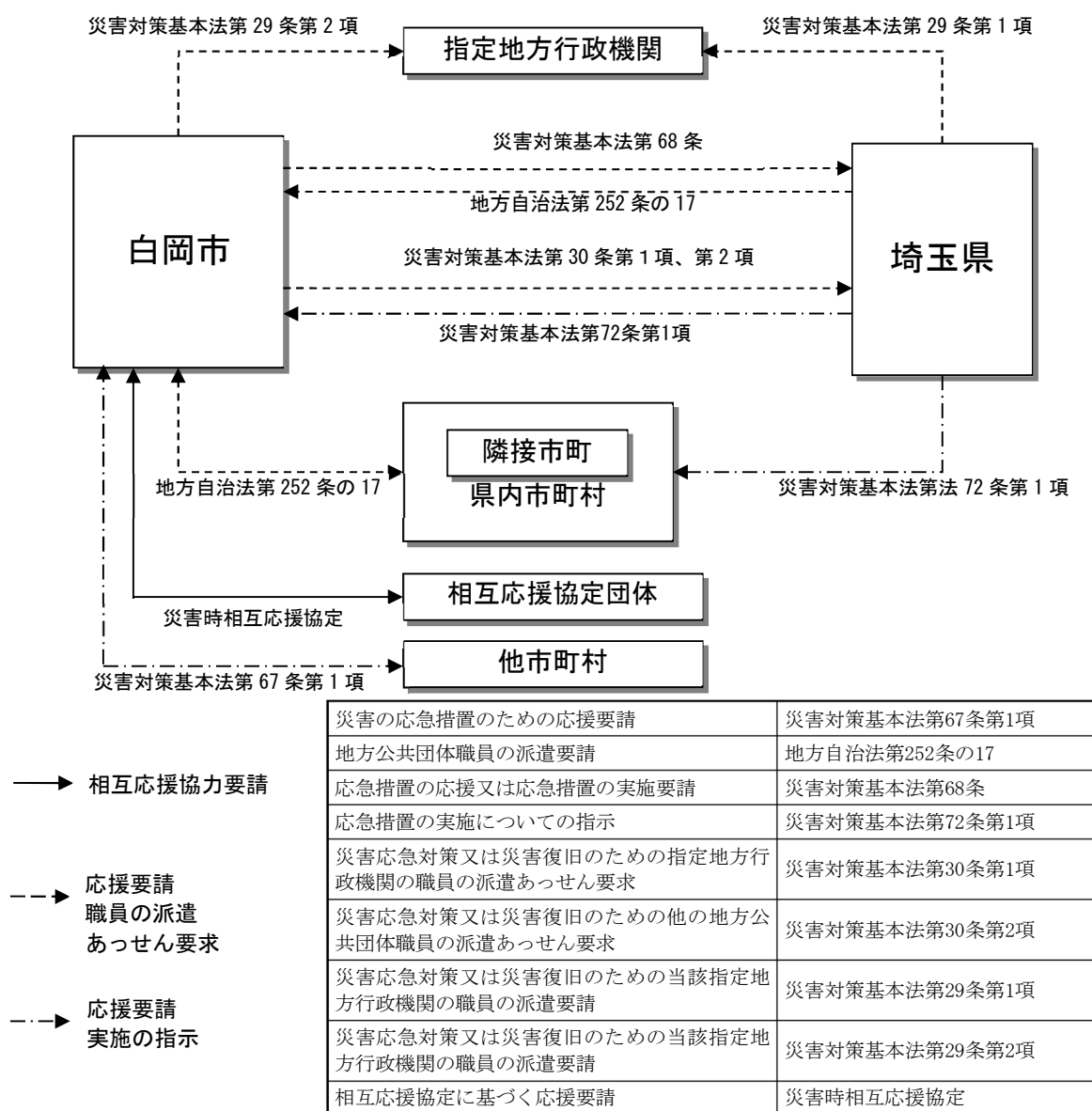
## 第8節 応援要請・要員確保

市の応急対応能力を超える大規模風水害が発生した場合、近隣市町村及び県へ応援要請する。また、災害応急対策を遂行する上で不足する労働力については、必要な要員を確保する。

### 第1 応援要請 【安心安全班】

#### 1 法律、協定に基づく応援要請の系統

災害対策基本法及び相互応援協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。



【応援要請の系統図】

**第2 相互応援協力**

**【安心安全班】**

**1 他市町村との相互応援**

市は、市の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項及び相互応援協定により、他市町村に対して応援を求めることができる。また、市は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援する。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救助のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ確実に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

- 資料-28 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- 資料-29 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書
- 資料-30 災害時における相互応援に関する協定書
- 資料-31 災害時相互応援協定書（白岡市・君津市）

**2 県への応援要請**

市は、県又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県統括部（危機管理防災部災害対策課）に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

**【応援要請の内容】**

| 要請の内容                       | 事項  | 備考              |
|-----------------------------|---|-----------------|
| 県への応援要請<br>又は応急措置の<br>実施の要請 | 1 災害の状況<br>2 応援（応急措置の実施）を要請する理由<br>3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量<br>4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所<br>5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）<br>6 その他必要な事項 | 災害対策基本法<br>第68条 |

**3 職員の派遣要請及び派遣あつせん要求**

- (1) 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該職員の派遣を要請する。

- (2) 指定地方行政機関の職員の派遣あつせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第1項に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを要求する。

- (3) 他の普通地方公共団体の職員の派遣あつせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定によるほかの普通地方公共団体の職員の派遣についてあつせんを要求する。

(4) 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

職員の派遣要請及び派遣あっせん要求については、「安心安全班」の指示に基づき、「総務班」が次の要領により行う。

ア 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣あっせん要求手続

県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんに要求するときは、災害対策基本法施行令第16条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんに必要な事項

(5) 他の市町村長を応援すべきことの指示

県知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第72条第1項に基づき、他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

(6) 相互応援協定に基づく応援要請

「総務班」は、相互応援協定を締結している地方公共団体への応援要請を行う。

なお、相互応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は協定書に基づく。

応援要請の手続等は次に示すとおりとする。

ア 市における応援要請者は市長とする。

イ 応援要請の手続は、「総務班」が行う。

ウ 応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行う。

エ ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請し、事後文書を提出する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 資機材、物資等の提供を要請する場合にあつては、その品名、数量等
- (ウ) 職員の派遣を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他応援要請に必要な事項

#### 4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市は、市だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

(1) 1次要請（県支部内支援） 想定：局地災害

市の要請に基づき、市を所管する県災害対策本部行田支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町の職員を市に派遣する。

(2) 2次要請（全県支援） 想定：広域災害

1 次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

**【派遣対象業務】**

| 期間   | 業務・職種  |
|--|--|
| 短期（派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を <u>交替</u> の引継ぎに当てる） | 災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等 |

**5 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣要請**

県は、県内自治体の相互応援だけでは、市において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあるのは区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、関東ブロック管内の都県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が市の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

**【支援の要請方法】**

|        |  |
|--------|--|
| 第1段階支援 | 県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、市への応援職員の派遣を要請する。  |
| 第2段階支援 | 第1段階支援における対口支援団体が市と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。<br>県は、市だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した被災市区町村応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。 |

(2) 市が行う災害マネジメントの支援

総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを市に派遣し、市長（本部長）への助言や幹部職員との調整等を行う。

市は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、総括支援チームの派遣を要請する。

**【支援の要請方法】**

|            |  |
|------------|--|
| 対口支援団体の決定前 | 県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に総括支援チームの派遣を要請する。 |
| 対口支援団体の決定後 | 対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。              |

### 第3 要員の確保

### 【安心安全班】

災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働力を確保する。

#### 1 要員確保の対象となる災害応急対策

市における応急救助の実施に必要な労務は、次の救助を行うために必要最小限の労働者の雇い上げによって要員を確保する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理、分配及び輸送
- (6) 遺体の捜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送道路の確保

#### 2 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

## 第9節 応援の受入

緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対して、国等から応援及びあつせんを円滑に受入れる。

また、大規模風水害発生時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。さらに、地方公共団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

### 第1 地方公共団体等からの応援受入

【安心安全班】

#### 1 受入体制の確立

国や他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、関係機関との相互協力により、原則として市で受入窓口を設置する。

- (1) 国や県からの応援
- (2) 県内・外の市町村からの応援
- (3) 災害時相互応援協定を結ぶ地方公共団体からの応援

#### ■資料-32 災害時の情報交換に関する協定書

#### 2 応援活動の内容

市が応援を依頼する活動として、以下の業務が想定される。

| 応援活動               | 業務例                       |
|--------------------|---------------------------|
| 1 災害救助に関連する業務      | 消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等 |
| 2 保健医療の広域応援に関連する業務 | 医療班等                      |
| 3 被災生活の支援等に関連する業務  | 物資の応援、応急危険度判定等            |
| 4 災害復旧・復興に関連する業務   | 被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）     |

### 第2 ボランティアの応援受入

【安心安全班】【地域振興班】

#### 1 ボランティア受入体制の確立

大規模な風水害が発生したとき、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体又は個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。

このため、市は、ボランティア活動に係るコーディネート業務を一元化して行うことを目的に白岡市社会福祉協議会と連携し、白岡市災害ボランティアセンターを設置する。

- (1) 災害ボランティアセンターの開設
  - ア 市は、発災後直ちに白岡市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる白岡市災害ボランティアセンターを設置する。
  - イ 災害ボランティアセンターは、白岡市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

- (ア) ボランティアの受入、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。
  - (イ) 市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣等の支援を要請する。
- (2) 備品等の用意  
災害ボランティアセンターには、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器、事務用品等を用意する。

## 2 ボランティア活動への支援

市は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- (1) 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受入れる。
- (2) ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

## 3 ボランティア活動保険の適用

市の依頼あるいは自主的な参加により、防災活動に従事した者についてはボランティア活動保険の対象となることから、白岡市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターが作成した「災害ボランティア受入名簿」に従いボランティア活動保険の加入手続を行う。  
また、支援活動者に対し、「ボランティア活動保険の概要」を配付するものとする。



## 第10節 災害救助法の適用

風水害による被害の程度が災害救助法の基準を超える場合には、同法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

### 第1 災害救助法の適用手続

【福祉班】

市は、災害救助法の適用基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

### 第2 災害救助法の適用

【福祉班】

#### 1 災害救助法の適応基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は、次のとおりである。

なお、適用基準は、国勢調査の人口 52,214人（令和2年） による。

#### 【災害救助法の適用基準】

| 政令で定める程度の災害  | 備考                |
|--|-------------------|
| 市における住家の滅失した世帯数が80世帯以上の場合  | 災害救助法施行令第1条第1項第1号 |
| 市における住家の滅失した世帯数が80世帯に達しない場合でも、県内の区域内の滅失世帯数が2,500世帯以上で、市における滅失住家の世帯数が40世帯以上の場合  | 災害救助法施行令第1条第1項第2号 |
| 県内の区域内の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で、市における被災世帯が多数（滅失世帯数が40世帯に達していないが、救助が必要な程度の被害）の場合    | 災害救助法施行令第1条第1項第3号 |
| 被害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合 |                   |
| 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合                         | 災害救助法施行令第1条第1項第4号 |

#### 2 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯とみなし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

#### 3 被災世帯の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、次の被災世帯の判定基準による。

【判定基準】

|               |   |
|---------------|---|
| 住家の滅失         | 1 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの |
|               | 2 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも          |
| 住家の半壊・半焼      | 1 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの   |
|               | 2 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの          |
| 住家の床上浸水、土砂の堆積 | 1 浸水がその住家の床上に達した程度のもの                         |
|               | 2 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの        |

【世帯及び住家の単位】

|    |  |
|----|--|
| 世帯 | 生計を一にしている実際の生活単位をいう。   |
| 住家 | 現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。 |

4 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の実施は、県知事が行う。ただし、県知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長は、県知事の補助機関として行う。

災害救助法による救助の種類と実施者は、次のとおりである。

【救助の種類と実施者】

| 救助の種類                | 実施期間   | 実施者区分                                     |
|----------------------|--|---|
| 避難所（福祉避難所を含む）の設置     | 7日以内   | 市   |
| 炊き出しその他による食品の給与      | 7日以内   | 市   |
| 飲料水の供給               | 7日以内   | 市   |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内  | 市   |
| 医療及び助産               | 14日以内（ただし、助産分娩した日から7日以内）   | 医療班派遣は県及び日赤支部<br>県から委任されたときは市             |
| 学用品の供与               | 教科書1か月以内<br>文房具15日以内   | 市   |
| 被災者の救出               | 3日以内   | 市   |
| 埋葬                   | 10日以内  | 市   |
| 応急仮設住宅の供与            | <u>（建設型応急住宅）</u><br>20日以内に着工<br><u>（賃貸型応急住宅）</u><br>速やかに借上げ、提供<br>※供与期間はいずれも | 対象者、設置箇所の選定：<br>市<br>設置：県<br>県から委任されたときは市 |

| 救助の種類   | 実施期間                                    | 実施者区分 |
|---|---|-------|
|   | 2年以内                                    |       |
| 被災した住宅の応急修理                                       | 3か月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了 | 市     |
| 死体の捜索   | 10日以内                                   | 市     |
| 死体の処理   | 10日以内                                   | 市     |
| 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | 10日以内                                   | 市     |

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

実施者区分は、災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した際の区分である。

## 5 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。

■資料-33 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

■資料-34 救助の特例等申請様式

## 第11節 救急救助・医療救護

風水害発生時には、広域又は局地的に、救急救助及び医療救護を必要とする逃げ遅れ、孤立した者や感染症等の発生が予想される。このため、風水害発生時における救急救助等の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を実施する。

### 第1 救急救助対策 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

風水害による負傷者及び逃げ遅れ孤立した者に対して迅速かつ適切な救急救助活動を行うために、次のような計画を定める。

#### 1 救急救助活動

救急救助活動は、消防署が中心となって当たるが、消防機関のみで対応しきれない場合は、警察署、自衛隊の派遣要請により逃げ遅れ孤立した者の救急救助活動を援助する。

#### 2 救急救助の実施方法

##### (1) 救急救助の対象者

家屋の浸水により、避難所等に逃げ遅れ、孤立状態にある者等を含む次の者を救出の対象者とする。

ア 風水害のため、実際に生命身体が危険な状態にある者

イ 風水害のため、生死不明の状態にある者

ウ 避難所等に逃げ遅れ孤立状態にある者

##### (2) 救急救助活動

ア 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ 逃げ遅れ孤立状態にある者の発生現場の把握を行う。

ウ 浸水拡大状況や予測情報に基づき、消防署、警察署、自衛隊等と協議により救助方法等に関する方針を検討する。

エ 傷病者に対する応急手当は、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、医師、看護師及び市職員により浸水域外の避難所又は市内各病院等に医療救護所を設置する。

オ 医療救護所における医師、看護師等医療関係者が不足するときは、日本赤十字社埼玉県支部その他医療機関に応援を要請する。

カ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、現場及び医療救護所以外の場所で取扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容についてもすべて調査し、現場指揮者に報告する。

##### (3) 関係機関への応援要請

市の救急救護・医療体制で対処できない場合は、県に埼玉県特別機動援助隊(埼玉 SMART)を応援要請する。

埼玉県特別機動援助隊(埼玉 SMART)は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉 DMAT、これら3隊が連携し、効果的な救助、救命活動を行う。

逃げ遅れ孤立状態にある者の救助は、消防署、警察署を中心に対応するが、対応が困難な場合には、県に自衛隊の災害派遣を要請する。

《参考》

◆ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

高度な資機材を装備し、特別の教育・訓練を受けた消防（局）本部の機動救助隊、県防災航空隊、埼玉DMAT（災害派遣医療チーム）から編成される。

（4）孤立者の生命維持対策（救助しきれない人への対応）

市は、関連事業者との連携により救助しきれない人に対する水、食糧、医薬品、生活必需品、簡易トイレ等の供給方策を検討する。

**第2 医療救護活動 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】**

大規模水害時に大量に発生する可能性がある感染症や皮膚疾患等の症状に対応できる医療救護体制を整備し、市民に医療の処置を施し、被災者の保健の万全を図るために、次の事項を定める。

**1 医療救護活動**

（1）医療及び助産対策の実施責任者

市は、必要に応じ、避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護チームを編成し、出動する。また、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

大規模水害の浸水域を踏まえ、市の能力のみによる対応では不十分であると認められるとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、保健所長を通じて、県（保健医療部長）、地区医師会等に協力を要請する。

（2）医療及び助産の対象者

災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にも関わらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

（3）医療救護活動

「保健衛生班」は、感染症対策等の専門の医療スタッフを確保するため、地区医師会の協力を得て市内の医療機関及び保健所と緊密な連絡を取り、医療及び助産活動に万全を期す。

ア 医療救護所の設置

大規模水害の浸水域を踏まえ、感染症等の発生状況により、応急救護所を浸水域外の避難所又は市内各病院等に設置し、被災者、消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

イ 医療救護活動

（ア）医療救護活動は、原則として医療救護チームが応急救護所において実施する。災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にも関わらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

（イ）医療救護チームの業務内容

- a 傷病者に対する応急処置（感染症や皮膚疾患等を含む）
- b トリアージの実施
- c 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- d 軽症者に対する医療
- e カルテの作成
- f 医薬品等の補給、医療救護チーム等の派遣要請
- g 助産救護

- h 死亡の確認
- i 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)
- ウ 埼玉DMAT(「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム)
  - 災害の超急性期(災害発生からおおむね48時間以内)に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。
  - 出動要請は、原則として県知事が行うこととなっているが、急性期に対応可能なDMATの機動性が損なわれないように、状況に応じて消防本部の長が直接、指定病院の長に出動の要請を行うことができる。
  - 利根保健医療圏では、4病院が埼玉DMAT指定病院に指定されている。
- エ 後方医療機関における救護活動
  - 医療救護所で手当を受けた負傷者、感染症等の患者のうち、医療機関による医療が必要な重傷者等については、県(保健医療部長)が定めた後方医療機関において、入院医療等の救護を実施する。
- オ 医療救護活動の原則
  - 原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者、感染症や皮膚疾患等の患者の受入体制を整え診療を継続する。
  - また、診療不能な医療機関については、医療救護チームを編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。
  - なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護チームを派遣する。
- カ 帳簿等の準備
  - 本計画により出動した医療救護チーム等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。
- キ 医療器具、医薬品等の調達
  - 医療及び救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての災害用医療資機材セットのほかは、「保健衛生班」が医薬品卸業者等から調達する。医師会で保有する医薬品の供給も受ける。医薬品の搬送は、「保健衛生班」が行う。
- (4) 傷病者搬送
  - ア 傷病者搬送の判定
    - 医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。
  - イ 傷病者搬送の要請
    - 医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、市、県、その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
  - ウ 傷病者の後方医療機関への搬送
    - (ア) 市は、傷病者搬送の要請を受けた場合、搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。搬送順位は、医療機関の規模位置、診療科目等をもとに、あらかじめ定めておき、災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。
    - (イ) 搬送は消防署に要請するほか、各応急救護所に「保健衛生班」の車両を搬送用の車両として配置する。「保健衛生班」の車両で不足が生じた場合には、「総務班」に配車の手配を要請する。
    - (ウ) 医療救護チームは、保有している自動車を使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。
- (5) 助産救護活動
  - 助産救護チームを医療救護チームの編成に準じ編成する。

■資料-35 市内の病院・診療所

■資料-36 市内の歯科診療所

■資料-37 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市医師会）

■資料-38 災害時の歯科医療救護に関する協定書（白岡市歯科医師会）

■資料-39 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市薬剤師会）

### 第3 保健衛生

#### 【子育て支援班】【保健衛生班】

健康相談や訪問指導等の健康対策の実施について定める。

#### 1 巡回健康相談

「保健衛生班」は、避難所や被災者の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

「保健衛生班」は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、健康相談、健康教育等を実施する。

「保健衛生班」は、巡回健康相談の実施に当たり、関係機関と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状態の把握に努める。

#### 2 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回相談等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

#### 3 巡回栄養相談の実施

「保健衛生班」は、避難所や仮設住宅、給食施設を巡回し、被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、巡回栄養相談を実施する。

「保健衛生班」は、避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養のバランスの適正化を支援する。

「保健衛生班」は、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

## 第12節 避難支援

風水害発生時又は発生のおそれがある場合、危険区域にある市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

避難に際しては、市民に対して警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を行う。避難は、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、避難所への誘導は、市職員、警察官及び消防職員、市民、自主防災組織、行政区等が協力して行う。避難所の運営は、自主防災組織等や「避難所運営職員」により組織される「避難所運営委員会」が中心となり、地域団体や避難住民等の協力を得ながら行う。

### 第1 自主避難 【高齢介護班】【教育総務班】【社会教育班】【避難所運営職員】

市は、局地的集中豪雨や異常気象による災害発生のおそれがある場合、高齢者等避難の発令前に市民が自主的に避難することも想定し、市民が円滑かつ安全に自主避難できるよう、気象情報や避難所等の周知、避難所の早期開設を行う。

#### 1 自主避難所の開設

自主避難は、住民自身で親戚宅や知人宅など安全な場所を事前に確保することを原則とするが、避難先が自身で確保できない住民からの問い合わせ等があった場合、市は、あらかじめ定めた指定避難所を、必要に応じて自主避難所として開設するものとする。

自主避難所の開設に当たっては、別途定める「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所に職員を配置する。

#### 2 自主避難所開設の周知

自主避難が開始された地区の避難所を市の防災行政用無線、広報車を通じ市民に知らせる。併せて、消防団員、自主防災組織、行政区の協力を得て、自主避難が開始された地区の要配慮者にも周知徹底を図る。

### 第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令 【安心安全班】

#### 1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の発令の目安は、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月、内閣府）」を参考に、次のとおりとする。

また、避難情報を発令する場合、熊谷地方气象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。



■警戒レベルを用いた避難情報の区分

| 避難情報等                            | 発令時の状況                   | 居住者等がとるべき行動等  |
|----------------------------------|--------------------------|---|
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保<br>(市が発令)     | ●災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) | ●命の危険 直ちに安全確保!<br>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。<br>・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。   |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示<br>(市が発令)       | ●災害のおそれ高い                | ●危険な場所から全員避難<br>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。  |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難<br>(市が発令)     | ●災害のおそれあり                | ●危険な場所から高齢者等は避難<br>・高齢者等*は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。<br>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者<br>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせはじめたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 |
| 【警戒レベル2】<br>大雨・洪水注意報<br>(気象庁が発表) | ●気象状況悪化                  | ●自らの避難行動を確認<br>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。   |
| 【警戒レベル1】<br>早期注意情報<br>(気象庁が発表)   | ●今後気象状況悪化のおそれ            | ●災害への心構えを高める<br>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。  |

■住民等のとる避難行動

| 避難行動             | 内容  |
|------------------|---|
| 避難行動<br>(安全確保行動) | 数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」をいう。<br>※下記①から③のすべてが避難行動である。  |
| 緊急安全確保           | ①命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること  |
| 立退き避難            | ②災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること<br>○避難先の例<br>・指定緊急避難場所(同施設)への移動<br>・安全な場所への移動(公園や親戚・友人宅等へ) |
| 屋内安全確保           | ③災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階にとどまること(待避)等により、計画的に身の安全を確保すること   |

【避難情報発令の基準及び伝達内容】

| 種別     | 基準   | 伝達内容   |
|--------|--|--|
| 緊急安全確保 | 1 大雨特別警報（注1）が発表され、重大な災害の発生するおそれ著しく大きいとき。<br>2 市内に相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。<br>3 荒川、利根川の各観測地点の水位（注2）が「氾濫危険水位」を超え、重大な災害の発生するおそれがさらに高まったとき。<br>4 その他状況により市長が必要と認めたとき。  | 1 発令者<br>2 避難理由<br>3 避難所<br>4 避難路<br>5 避難後の市の指示連絡等<br>6 災害の拡大についての今後の見通し |
| 避難指示   | 1 市内に中小河川の氾濫等局地的災害が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき。<br>2 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「氾濫危険水位」に達したとき。<br>3 その他状況により市長が必要と認めたとき。   | 1 発令者<br>2 避難理由<br>3 避難所<br>4 避難路<br>5 避難後の市の指示連絡等<br>6 災害の拡大についての今後の見通し |
| 高齢者等避難 | 1 大雨、洪水等の警報（注1）が発表され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。<br><u>なお、高齢者等避難の発令が必要となる強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することや、立ち退き避難が困難となる暴風になることが予想される場合は、早めに発令を検討する。</u><br>2 12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想される時。<br>3 荒川、利根川の各観測所の水位（注2）が「避難判断水位」に達したとき。<br>4 その他状況により副市長が必要と認めたとき。 | 1 発令者<br>2 避難理由<br>3 危険地域<br>4 携行品その他注意<br>5 災害の拡大についての今後の見通し            |

注1) 特別警報・警報・注意報については、「風水害対策編第3章第3節第1 2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準」を参照のこと。

注2) 利根川、荒川の各観測所の水位については、「風水害対策編第3章第3節第2 2 国土交通大臣の水防警報」を参照のこと。

2 実施責任者

避難情報の発令は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則として市長が実施するものである。

なお、避難情報発令の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。

【避難情報発令の実施責任者】

| 実施責任者                | 避難指示等を行う要件等   | 根拠法令        |
|----------------------|---|-------------|
| 市長<br>(県知事※)         | 市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、 <u>避難指示等</u> を行う。   | 災害対策基本法第60条 |
| 県知事、その命を受けた県職員、水防管理者 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難指示を実施。   | 水防法第29条     |
| 警察官                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市長が避難指示を発令できないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</li> <li>市長から要求があったとき。</li> </ul> | 災害対策基本法第61条 |
| 自衛官                  | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。   | 自衛隊法第94の3   |

※市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合

### 3 避難対象者

避難情報発令の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいるすべての者を指す。

### 4 避難情報の伝達方法

市長は、【避難情報発令の基準及び伝達内容】及びその他の状況を勘定の上、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。

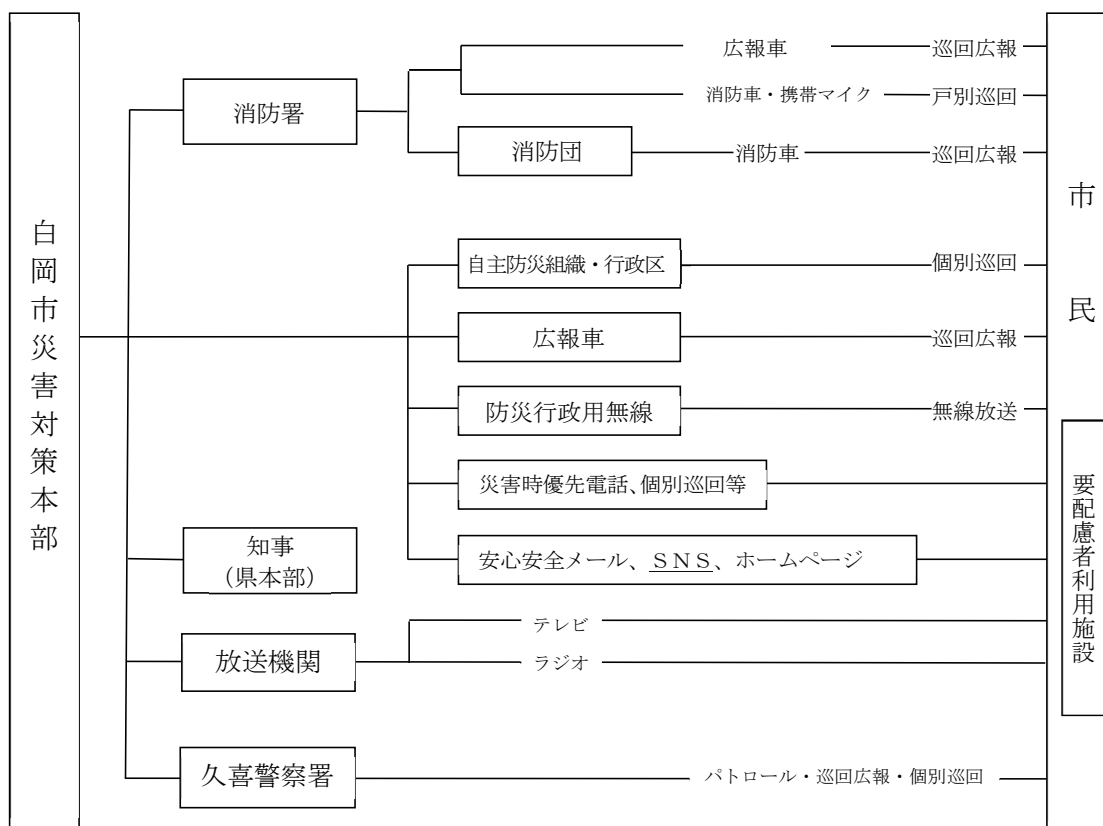
避難情報の伝達は、防災行政用無線（固定系）、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める。

### 5 避難情報の伝達系統

避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、次の内容を明示して行う。

- (1) 差し迫っている具体的な危険予想
- (2) 避難対象地区名
- (3) 避難日時、避難先及び避難経路
- (4) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
  - ア 火気等危険物の始末
  - イ 家庭内備蓄食料、飲料水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
  - ウ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
  - エ 隣近所そろって避難すること等

避難情報の伝達系統は、次のとおりである。

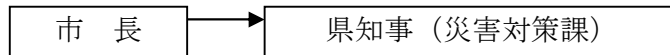


【避難情報の伝達系統図】

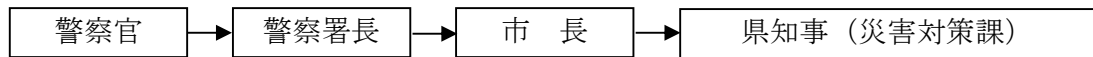
## 6 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知若しくは報告する。

- (1) 市長の措置（災害対策基本法第60条による措置）



- (2) 警察官の措置（災害対策基本法第61条による措置）



- (3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条による措置）



## 第3 警戒区域の設定

【消防署】【久喜警察署】

### 1 警戒区域の設定

市長は、風水害に伴う火災の延焼が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。

### 2 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。

#### 【警戒区域の設定権者】

| 状 況  | 措 置                            | 設定権者  | 対 象 者                     |
|--|--------------------------------|---|---------------------------|
| 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条） | ア 立入制限<br>イ 立入禁止<br>ウ 退去命令     | ア 市長<br>イ 警察官(注1)<br>ウ 自衛官(注3)<br>エ 県知事(注4) | 災害応急対策に従事する者以外の者          |
| 水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）   | ア 立入禁止<br>イ 立入制限<br>ウ 退去命令     | ア 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者<br>イ 警察官(注2)         | 水防関係者以外の者                 |
| 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）                                | ア 退去命令<br>イ 出入りの禁止<br>ウ 出入りの制限 | ア 消防吏員又は消防団員<br>イ 警察官(注2)                   | 命令で定める以外の者                |
| 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）     | 退去命令                           | 警察官   | その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者 |

注1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注2 アに属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行

うことができる。

注3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、ア及びイがその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注4 県知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。

## 第4 避難誘導

## 【安心安全班】【土木班】【消防署】

### 1 避難の準備

避難の準備に当たっては、市民一人ひとりが次の点を自覚し、避難準備する。

- (1) 避難に際しては、自宅や職場の戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る。）等を完全に行う。
- (2) 事業所又は工場等にあつては、建築物の損壊その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じる。
- (3) 避難者は、氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれても大丈夫なもの）を携行する。
- (4) 避難者は、3食分程度の食糧、飲料水、バスタオル、ウェットティッシュ、洗面用具、照明具（懐中電灯など）、感染症対策備品や救急薬品等を携行する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや、必要に応じて防寒具を携行する。
- (6) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持出さない。

### 2 避難誘導の方法

市長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとし、市職員、消防職員及び自主防災組織等が連携し、これを実施する。

- (1) 避難路の指示
  - ア 避難路は、市長から特定の指示がなされた場合については、その経路とする。
  - イ 特別の指示がないときは、「土木班」が指定するが、状況により指定が困難なときは特に指定しないこともある。指定のない場合は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
  - ウ 避難路は、避難開始前にその安全を検討確認し、危険な地域には表示や縄張りを行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に、夜間は照明を確保し、誘導の安全を期する。
  - エ 避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができないときは、災害対策本部を経由して避難路の確保（道路の啓開等）を要請する。
- (2) 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- (3) 危険な地域には、表示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し、安全を期すること。
- (4) 状況により、要配慮者を適当な場所に集合させるとともに、車両等による輸送を行うこと。
- (5) 避難誘導中は、事故防止に努めること。
- (6) 避難誘導は、避難所等の救助物資の配布等を考慮し、自主防災組織、行政区等の単位で行うこと。
- (7) 避難順位は、おおむね次の順序で行い、要配慮者には特に配慮の上、誘導を支援すること。
  - 第1順位 病弱者、障がい者
  - 第2順位 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
  - 第3順位 一般市民

#### (8) 避難者の避難先

避難者の避難先は、その災害の形態や避難の理由により異なるが、おおむね次のとおりである。

##### ア 大規模な市街地火災のとき

(ア) 必要に応じて避難所に避難する。

(イ) 臨時に近くの小規模公園等の広場に集合した場合にも、なるべく早い時点で避難所へ移動する。

(ウ) 火災が収まり安全が確認されたら、避難指示を解除する。

(エ) 生活の拠点を失った者を避難所に移送する。

##### イ 建築物が被害を受けたとき

緊急を要するときは、とりあえず屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。

## 第5 避難所の開設

### 【避難所運営職員】

市は、風水害によって住居が倒壊又は流出、焼失して救助を要する被災者に対し、宿泊、給食等の救助を実施するために避難所を開設し、収容保護する。避難所開設の詳細は「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に基づき実施する。

### 1 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

### 2 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける。

高齢者等避難が発令されると同時に避難所開設の準備を行う。

### 3 開設の手順

避難所は、次の手順に従って開設する。

- (1) 開設の決定と場所の選定割当て（避難所のなかから選ぶ。）
- (2) 開設、設営と給水、給食、寝具等生活必需品の調達及び給付
- (3) 自主防災組織等への避難所開設の周知
- (4) 避難者の収容

### 4 避難所の開設

- (1) 避難所の開設は、市長の指示に基づき避難所に当てられた施設の管理者が行う。
- (2) 避難所は、次の条件を満たす施設を優先して選定する。
  - ア 浸水に対し安全な床面積を有すること。
  - イ 被災地に近く集团的に収容できる既存の建築物であること。
  - ウ 耐震構造の建築物（学校、体育館等）であること。
  - エ 給食等の利便性があること。
    - (ア) 給水及び給食施設を有するもの

- (イ) 給食施設を急造し得るもの
- (ウ) 比較的容易に搬送給食できるもの
- (3) 既存の建築物を利用できない場合は、野外に天幕又はプレハブ等を仮設する。
- (4) 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- (5) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、公共施設やホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

## 5 避難所への収容対象者

収容対象者は、災害によって実際に被害を受けた者又は災害によって現に被害を受けるおそれがある者とする。

- (1) 災害によって実際に被害を受けた者には、次の者が該当する。
  - ア 住家が被害を受け、居住の場を失った者（全壊（流失、埋没、焼失）、半壊（焼）等の被害を受け、日常生活する場所を失った者）
  - イ 災害を受けた者（自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等））
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれのある場合には、次の場合が該当する。
  - ア 避難情報が発令された場合
  - イ 避難情報は発令されていないが、緊急避難の必要がある場合

## 6 避難所開設の公示と報告

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し、保護する。

### (1) 感染症対策の周知

市は、避難所を開設する場合は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、防災行政用無線、市ホームページ、SNS、白岡市安心安全メール等で次の事項を周知する。

- (ア) 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
- (イ) 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- (ウ) 市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- (エ) 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申出ること。
- (オ) 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

### (2) 県への報告

市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県知事に報告する。

- (ア) 避難所の開設の目的、日時及び場所
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み

■資料-40 避難所開設状況報告書

■資料-41 避難所運営記録簿

■資料-42 避難状況一覧

■資料-43 白岡市避難所等位置図

■資料-44 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表

【指定避難所等一覧表】

○…使用可能 △…洪水時2階以上使用可能

| 番号 | 施設名                | 指定緊急避難場所 |     |     |    | 指定避難所 | 防災倉庫 | 所在地              |
|----|--------------------|----------|-----|-----|----|-------|------|------------------|
|    |                    | 地震       | 洪水  |     |    |       |      |                  |
|    |                    |          | 利根川 | 小山川 | 荒川 |       |      |                  |
| 1  | 篠津小学校              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市篠津 2644       |
| 2  | 篠津中学校              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市篠津 2617       |
| 3  | 菁莪小学校              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市上野田 101-1     |
| 4  | 菁莪中学校              | ○        | ○   | ○   | ○  | ○     | ○    | 白岡市下野田 927       |
| 5  | 大山小学校              | ○        | △   | △   | △  | ○     | ○    | 白岡市荒井新田 339      |
| 6  | 南小学校               | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市小久喜 524-1     |
| 7  | 南中学校               | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市千駄野 356-1     |
| 8  | 西小学校               | ○        | △   | △   | △  | ○     | ○    | 白岡市西 6丁目 3-1     |
| 9  | 中央公民館              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市小久喜 1227-1    |
| 10 | 白岡市役所篠津分館          | ○        | ○   | ○   | ○  | ○     | ○    | 白岡市篠津 502-3      |
| 11 | 老人福祉センター           | ○        | —   | ○   | —  | ○     | ○    | 白岡市高岩 2177       |
| 12 | コミュニティセンター<br>西児童館 | ○        | △   | △   | ○  | ○     | —    | 白岡市白岡 857-6      |
| 13 | 八幡公園               | ○        | ○   | ○   | ○  | —     | ○    | 白岡市白岡 858-1      |
| 14 | 高岩公園               | ○        | —   | —   | —  | —     | ○    | 白岡市新白岡 3丁目 43    |
| 15 | 勤労者体育センター          | ○        | —   | ○   | —  | ○     | —    | 白岡市新白岡 3丁目 200-2 |
| 16 | 白岡中学校              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市白岡 1647-1     |
| 17 | 白岡東小学校             | ○        | △   | ○   | ○  | ○     | ○    | 白岡市新白岡 2丁目 28-1  |
| 18 | 総合運動公園             | ○        | —   | —   | —  | —     | —    | 白岡市千駄野 345       |
| 19 | 県立白岡高等学校           | ○        | △   | ○   | △  | ○     | —    | 白岡市高岩 275-1      |

【福祉避難所一覧表】

|   | 名称                         | 所在地          | 避難対象者             |
|---|----------------------------|--------------|-------------------|
| 1 | 保健福祉総合センター<br>(はびすしらおか) 注) | 白岡市千駄野 445   | 要配慮者の二次的な避難所として使用 |
| 2 | ありの実館                      | 白岡市白岡 805-2  |                   |
| 3 | 東ありの実館                     | 白岡市爪田ヶ谷 52-3 |                   |
| 4 | 介護予防事業拠点施設<br>(いきいきさぼと)    | 白岡市高岩 2177-1 |                   |

注) 浸水時2階以上使用可



## 第6 避難所の運営

### 【避難所運営職員】

#### 1 避難所の運営

避難所の開設に伴い、「避難所運営職員」は、自主防災組織、行政区等と連携し、別途作成する「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者からなる運営委員会等を組織し、避難所の自主運営に努める。

##### (1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食糧・物資等の需要を把握する。

避難所等の不足が見込まれる場合には、災害対策本部を通して県、近隣市町村に応援要請する。

##### (2) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

##### (3) 避難所の運営

避難所ごとに避難所運営要員を配置し、円滑な運営に努める。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう活動環境を整える。

##### (4) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、福祉避難室、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置し、巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意する。

##### (5) 要配慮者等に必要な物資の配布

要配慮者や女性等のために必要と思われる物資等を配布するように努める。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等】

| 要配慮者の分類                    | 物資名   |
|----------------------------|---|
| 高齢者                        | 紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤等  |
| 乳幼児                        | タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、スプーン、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、乳児用ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、ベビーバス、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おんぶ紐、ベビーカー等 |
| 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者           | 紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ等   |
| 病弱者・内部障がい者                 | 医薬品や使用装具、オストメイトトイレ（膀胱又は直腸機能に障がいのある者）、気管孔エプロン（咽頭摘出者）、酸素ボンベ（人工咽頭、呼吸機能障がいのある者）等  |
| 聴覚障がい者                     | 補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ等   |
| 視覚障がい者                     | 白杖、点字器、ラジオ等   |
| 知的障がい者<br>精神障がい者<br>発達障がい者 | 医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、おしりふき、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具（コミュニケーション支援ボード）等   |
| 女性                         | ウェットティッシュ、バスタオル、女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないごみ袋、防犯ブザー・ホイッスル等  |
| 妊産婦                        | マット、組立式ベッド等   |
| 外国人                        | 外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン、フォーク、ハラル食、ストール等  |

(6) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて応急救護所を設ける。

「保健衛生班」による巡回健康相談の実施、地元医師会との協定に基づく医療救護チームの派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、介護職員の派遣等の必要な措置をとる。

(8) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、避難所に避難すべき住民

が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月、埼玉県）及び「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に沿って、クラスター発生防止のための対策をとるものとする。

#### (9) 県への要請

県は、市から要請があった場合は、県職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し、当該職員の派遣を指示する。

#### (10) 避難者とともに避難した動物の取扱い

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

#### (11) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

#### (12) 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

## 2 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

## 3 広域避難

市は、市域に災害が発生するおそれがあり、避難指示等を発令した場合に、その避難先を市内のみで確保することが困難であり、かつ、被災のおそれがある市民等の安全を確保するため、他市町村への避難の必要があると認めるときは、当該市民等の受入れについて、県内又は県外の他市町村の長へ協力を要請する。県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

なお、県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

協力を求められた市町村は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供するものとする。

なお、県は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供する市町村を支援する。

なお、県は災害が発生するおそれがある場合で、居住者の生命又は身体を当該災害から保護するために緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者の運送を要請することができる。

### 3 広域一時滞在

市は、市域に災害が発生し、被災した市民の安全の確保又は居住場所の確保が市域では困難な場合において、当該被災市民の他市町村における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災市民の受入れについて、県内又は県外の他市町村の長へ協力を要請する。県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所等を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所等を提供する市町村を支援する。

また、県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

### 4 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。

## 第13節 交通規制

風水害発生時における浸水区域やアンダーパス等の局所的な浸水が生じているところへの流入抑制や交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

### 第1 埼玉県警察による交通

### 【久喜警察署】

災害応急対策を円滑に実施するため災害発生後速やかに、緊急通行車両及び緊急通行車両以外に災害時の交通規制から除外する車両を除く車両の通行を禁止し、又は制限する道路(以下「緊急交通路」という。)を確保し、交通規制等の措置及び緊急交通路の確認事務を実施するものとする。

#### (1) 交通部高速道路交通警察隊長が行う交通規制

交通部高速道路交通警察隊長は、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、次に掲げる高速道路等のうち、災害応急対策上必要な路線を緊急交通路として確保するものとする。

ア 東北自動車道

イ 首都圏中央連絡道

#### (2) 久喜警察署長が行う交通規制

久喜警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認められるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ただし、久喜警察署長が行うこれらの措置は、その期間が1か月を超えない場合に限るものとする。

#### (3) 警察官が行う交通規制

##### ア 道路交通法第6条第2項同条第3項に基づく交通規制

警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転手に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。

警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。

##### イ 道路交通法第6条第4項に基づく交通規制

警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。

### 第2 道路管理者による交通規制

### 【各道路管理者】

(1) 道路管理者は、管理する道路が損壊したこと等により、通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 道路管理者は、管理する道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ当該区域を管轄する久喜警察署長及び市長に禁止又は制限の対象、区間、期

間及び理由を通知する。

なお、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

## 第14節 障害物の除去

市は、洪水氾濫によりもたらされた大量の土砂、流木等の流下物により日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来す場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

なお、風水害発生時における障害物処理は、各市町村や県域を越えた広域処理が必要になることもあるため、県との連携を図る。

### 第1 住宅関係障害物除去

【建築班】

#### 1 除去作業の方針と内容

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

##### (1) 活動方針

- ア 障害物の除去は、市長が行う。
- イ 一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ウ 労力又は機械力が不足する場合は県（住宅課）に要請し、近隣市町村からの派遣を求める。
- エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。
- オ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

##### (2) 対象

住宅に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住宅を早急に調査の上、実施する。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- エ 住宅が半壊又は床上浸水したもの。
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

##### (3) 対象者の選定基準

障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

##### (4) 期間

障害物除去の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

#### 2 除去作業の支援

県は、市から要請があったときは、隣接市町村から職員の派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。

### 第2 道路等の障害物の除去

【土木班】【道路事業者】

「震災対策編第3章第18節第5道路・橋りょうの応急対策」を準用する。

### 第3 障害物の集積場所

【環境班】

「風水害対策編第3章第18節第1廃棄物処理」を準用する。

**第4 必要な人員・機械器具等の確保**

**【安心安全班】**

「風水害対策編第3章第8節第2相互応援協力、第3要員確保」を準用する。



## 第15節 緊急輸送

大規模風水害発生時、被災者を避難させるための輸送及び救助の実施に必要な人員と救助物資の輸送に万全を期さなければならない。災害時の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両及び施設に関して次の事項を定めて実行する。

### 第1 緊急通行車両による輸送

【財政班】【土木班】

#### 1 実施責任者

- (1) 緊急輸送の総括、市で必要とする車両等の調達、管理などは、「財政班」が担当する。
- (2) 輸送を行う班は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況について、「土木班」と連絡を取り、状況に応じた対応方法を考慮する。

#### 2 緊急輸送対象

##### (1) 人員

優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者及び医療（助産）救護を要する人、災害対策本部員、救急及び救助のための要員、消防機関の職員とする。

##### (2) 物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品、医療器具、災害復旧用資機材、車両用燃料、食糧、飲料水、生活必需品等の救護物資などとする。

#### 【各段階における輸送対象】

| 第1段階<br>(被災直後)   | 第2段階<br>(おおむね被災から<br>1週間後まで)  | 第3段階<br>(おおむね被災から<br>1週間後以降) |
|--|---|------------------------------|
| ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資<br>イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資<br>ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設・下水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資等<br>エ 医療機関へ搬送する負傷者等<br>オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 |   |                              |
| —  | ア 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資<br>イ 疾病者及び被災者の被災地外への輸送<br>ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 |                              |
|  | —   | ア 災害復旧に必要な人員及び物資<br>イ 生活必需品  |

#### 3 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位の原則を次のとおりとする。

- (1) 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

#### 4 緊急輸送道路の確保

##### (1) 道路被害状況等の把握

道路被害状況、復旧見込み等の情報収集は、「土木班」が担当し、その情報を「財政班」に報告し情報の共有を図る。

(2) 緊急輸送道路の選定

道路被害状況を検討し、最も適切な輸送ルートを選定する。

- ア 道路が障害物によって車両が立ち往生する可能性がある場合には、応急対策に支障が生じるため、特に注意をする。
- イ 一般車両等の駐車によって輸送が困難な場合は、警察に協力を要請するとともに、日頃から市民に周知しておく。

(3) 緊急輸送道路の確保

- ア 防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように緊急輸送道路は、市が指定する路線から順次確保する。
- イ 災害の状況により、地域によって指定路線の確保が困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、指示する。
- ウ 市が災害対策上の必要性から県の指定路線を確保する場合は、県知事にその旨を通知する。

(4) 緊急輸送道路の応急復旧

ア 作業順位の決定

あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況をもとに、緊急性を考慮し、県及び警察本部と調整の上、応急復旧順位を決定する。

なお、効率的な応急復旧のために、警察本部、(一社)埼玉県建設業協会と次の事項について、事前協議を行う。

- (ア) 復旧路線、区間
- (イ) 復旧車線数
- (ウ) 復旧作業の相互応援
- (エ) 協力建設会社との連携

イ 応急復旧作業

所管する道路について、応急復旧作業を行う。

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら(一社)埼玉県建設業協会と連携して行い、交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。

また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

ウ 放置車両対策

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急復旧状況の広報

効率的な緊急輸送を行うため、応急復旧、交通規制、交通量などの状況を情報収集し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行う。

■資料-45 白岡市緊急輸送道路一覧表

■資料-46 白岡市緊急輸送道路位置図

■資料-47 災害時における応急対策活動に関する協定書

## 5 車両の確保等

公用車を全面的に活用するとともに、市内の輸送業者及び市民に協力を依頼し、輸送力の確保に万全を期する。

**■資料-48 白岡市公用車一覧表**

**■資料-49 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書**

**■資料-50 災害時等におけるバス利用に関する協定書**

## 6 緊急通行車両の確認

### (1) 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両は、災害対策基本法施行令第32条に規定する車両であって、災害対策基本法第50条に規定する次の事項に対応する車両である。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救助、救助その他被災者の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの
- ク その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

### (2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合には、次のとおり確認を受ける。

- ア 確認機関  
久喜警察署
- イ 確認手続等

(ア) 「財政班」又は当該車両の使用者は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

(イ) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲出する。

**■資料-51 緊急通行車両の確認に関する事務処理要領**

## 7 車両の運用

- (1) 車両の運用は、「財政班」が災害対策本部各部の要請に基づき、使用目的に合わせた適正配車に努める。
- (2) 災害対策本部の各部は、応急対策を実施する上で車両が必要になったときは「財政班」に対し、用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を要請する。
- (3) 「財政班」は、常に配車状況を把握するなど車両台数を確認し、災害対策本部各部の要請に対応する。

## 8 燃料の調達方法

公用車に必要な石油類燃料の調達については、市内石油販売業者との災害時優先供給に関する協定により、緊急時に供給を受ける。

**■資料-52 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書**

## 9 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した経費は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第2 ヘリコプターによる輸送

【安心安全班】

空路からの救助物資輸送時のヘリコプター臨時発着場を次のとおり定める。

【ヘリコプター臨時発着場】

| 施設名      | 所在地           | 市役所からの距離 |
|----------|---------------|----------|
| 総合運動公園   | 白岡市千駄野 345 番地 | 約 0.5km  |
| ふれあいの森公園 | 白岡市小久喜 765 番地 | 約 0.1km  |

## 第16節 飲料水・食糧・生活必需品の供給

風水害により生活に必要な物資が被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に必要である飲料水、食糧及び生活必需品の確保に努め、市民の生活の安定を図る。

また、孤立の長期化に備え、浸水の危険性がない場所に飲料水、食糧、医薬品、生活必需品の備蓄を図る。

### 第1 飲料水の供給 【上下水道班】【上下水道庶務班】

飲料水が枯渇又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し最小限必要な量の飲料水の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

なお、応急給水活動は、復旧までの期間において、段階的に給水量を増加させるためのものとし、人工透析対応病院をはじめとする医療機関、社会福祉施設等に対して優先的に給水を行うほか、避難所等への給水を行う。

#### 1 給水の実施責任者

- (1) 一般の場合、水道により水を供給しているときは、「上下水道班」が供給の責務を有する。
- (2) 特別の事態が発生した場合、次のように法令の定める者が供給の責務を有する。

#### 【給水の実施責任者】

| 給水を必要とする場合   | 実施責任者         | 法令                             |
|--|---------------|--------------------------------|
| 災害により現に飲料水を得ることができない場合   | 市長*           | 災害救助法第23条                      |
| 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、県知事はその使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合 | 市長            | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条 |
| 災害その他非常の場合において、県知事が緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めた場合                                  | 水道事業者<br>(市長) | 水道法第40条                        |

\* 災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合

#### 2 応急給水活動

「上下水道班」及び「上下水道庶務班」は、応急給水実施に当たり、次の事項を検討し、給水計画を作成する。

##### (1) 断水区域、断水戸数の把握

各種被害情報等により、断(減・濁)水区域及び戸数を速やかに把握する。また、当該区域に医療施設及び福祉施設等の重要施設が含まれているかを確認する。

##### (2) 給水拠点

広範囲に断水が生じた場合は、高岩浄水場、岡泉浄水場及び大山配水場を給水拠点として開設する。また、断水対象地区については、避難所の応急給水装置(タンク等)が設置された場所への運搬給水を行う。

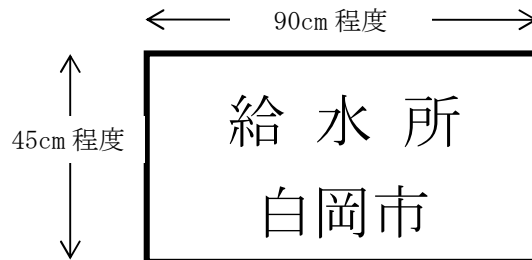
##### (3) 給水方法の選定

給水方法の選定に当たっては、次の事項に留意した上で最も効率的な給水方法を決定する。

ア 臨時給水

断水対象地区については、各避難所の避難者の状況、運搬経路の被害状況等を勘案し、避難所運営委員会は、臨時に給水所を設置する避難所の選定を行い、選定した避難所には、自主防災組織などにより応急給水装置（タンク等）を設置する。

「上下水道班」は、設置された応急給水装置へ運搬給水により給水を行う。



【給水所の表示】

イ 運搬給水

運搬給水は、車両一体型給水車、車載用給水タンク、ポリタンク及び給水袋により行う。

断水対象区域内に医療施設が含まれるときは、車載用給水タンク等により給水を行う。また、健康福祉部との連携により、独居老人世帯等に対し、給水袋等を配布する。

ウ 仮設給水

断水対象区域内に消火栓がある場合は、給水が便利な場所まで仮配管を行い、臨時給水栓を設置し、仮設給水を行う。

(4) 応急給水量の算定

厚生労働省が定めた「水道の耐震化計画等対策指針」の例により、応急給水目標量を次のとおり設定する。

【応急給水目標量】

| 災害発生からの日数 | 目標水量     | 市民の水の運搬距離    | 主な給水方法                                     |
|-----------|----------|--------------|--|
| 3日まで      | 30／人・日   | おおむね 1km 以内  | 車両一体型給水車、給水タンク車載車、ポリタンク等による運搬、県送水管付近の応急給水栓 |
| 10日まで     | 200／人・日  | おおむね 250m 以内 | 配水幹線付近の仮設給水栓                               |
| 21日まで     | 1000／人・日 | おおむね 100m 以内 | 配水支線上の仮設給水栓                                |
| 28日まで     | 2500／人・日 | 100m 以内      | 仮配管からの各戸給水、共用栓                             |

(5) 運搬給水優先順位及び運搬給水量の設定

ア 運搬給水優先順位の設定

運搬給水は、人工透析対応病院を最優先とし、次いで入院患者がいる一般医療機関及び福祉施設の給水を優先とする。また、並行して避難所に設置した応急給水装置等への給水を行う。

イ 給水量の設定

優先施設等への給水量は、事前に各施設と協議の上設定する。なお、臨時給水所等の給水量については、応急給水目標量とする。

(6) 応急給水に係る広報

断水対象範囲が狭小の場合は、広報車を主として周知し、断水区域が広範囲の場合は、広報車による広報のほか、市の防災行政用無線、市のホームページ及び広報紙等を活用する。

(7) 自家水利用者への配慮

地震等の影響による地下水の濁り、水脈の破断又は停電等により自家水の使用が困難となった市民に対しても応急給水の対象とする。

(8) 給水用資機材及び給水要員の確保

「上下水道班」及び「上下水道庶務班」は、応急給水の実施が見込まれる場合は、速やかに車両、給水用資機材及び人員を確保する。また、資機材及び人員不足により、対応が不可能であるときは、「安心安全班」に資機材の調達及び人員を要請し、応急給水体制を確保する。

### 3 給水施設の応急復旧

給水施設に被害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、市長は、白岡市管工事業協同組合の協力を得る必要があると認めたときは、「災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書」に基づき、組合員の出勤を要請し、水道施設の復旧又は応急措置を講じる。

また、被害が広範囲に及ぶなど白岡市管工事業協同組合による復旧が困難な場合は、「日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領」に基づき応援を要請する。

なお、被害状況の調査及び復旧工事は、おおむね1週間以内に完了するよう実施し、復旧資材の調達は、日本水道協会埼玉県支部への要請のほか、市長の要請に基づき県知事があつせんする。

■資料-53 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書

■資料-54 日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書

■資料-55 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱

■資料-56 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領

■資料-57 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

■資料-58 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

### 4 物資提供に関する協定

民間事業者などとの協定締結により、市内において震度5以上の地震又は同程度以上の災害が発生した場合、市内に設置されている地域貢献型自動販売機内の飲料水を無償提供するほか、飲料水の優先的な提供が実施される。

■資料-59 災害時における救援物資提供に関する協定書

■資料-60 災害時における救援物資提供に関する協定書

### 5 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

## 第2 食糧の供給 【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】

住家の損壊、焼失のため、多数の市民が食糧と自炊手段を失うと同時に、食糧の供給、販売機能がまひすることが予想される。そのため、被災者及び災害対策本部員に対して、配布する食糧について定める。

## 1 給食の実施責任者

実施責任者は、市長とする。

## 2 給食対象者、数量等

給食対象者、数量等については、次のとおりとする。

### (1) 対象者

- ア 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- イ 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- ウ 災害救助に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者で、他に食糧を得る手段のない者

なお、財産管理上の都合その他で、家を空けることができない被災者にもできる限り配布されるよう努力する。ただし、親戚、知人宅へ寄留し、当該箇所<sup>（ア）</sup>で食事の提供を受けることができる者、又は勤務先等における救済措置が講じられる者は、この限りでない。

### (2) 食糧の配布基準

応急時の食糧の配布基準は、次のとおりとする。

#### 【応急時の給食数量】

| 品 目 |     | 基 準     |                   |
|-----|-----|---------|-------------------|
| 米   | 穀   | 被災者     | 1食当たり精米 200g 以内   |
|     |     | 応急供給受給者 | 1人1日当たり精米 400g 以内 |
|     |     | 災害救助従事者 | 1食当たり精米 300g 以内   |
| 乾   | パン  | 1食当たり   | 1包（115g入り）以内      |
| 食   | パン  | 1食当たり   | 185g 以内           |
| 調   | 製粉乳 | 乳児1日当たり | 200g 以内           |

### (3) 応急食糧の種類

応急食糧としては、米穀、備蓄の乾パン、アルファーム米、スナックパック及び乳児用ミルクを基本とする。

#### ア 第1次調達品

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの間（24時間以内を目途とする）の応急的な食糧の供給では、乾パン、アルファーム米、スナックパック等とする。

#### イ 第2次調達品

体制が整い次第（24時間以内）、炊き出し、給食の実施により体系的かつ継続的な食糧を供給する。食糧は、主に、米穀類と副食類とする。

### (4) 引渡等の管理

食糧の引渡し又は受領等について、物品名、数量等を確認の上、物品輸送引渡書・物品受領書を作成し、適切な管理を行う。

#### ■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書

### (5) 必要数の把握と報告

応急食糧の必要数の把握と報告は、次のとおり行う。

ア 避難所については、「子育て支援班」が「こども保育班」、「農政班」の協力を得て行う。

イ 住宅残留者については、「援護班」が行政区等の協力を得て行う。

ウ 「子育て支援班」から把握した食糧の必要数を災害対策本部に報告し、本部長は供給数を決定する。決定後、「農政班」は、必要数を調達する。



### 3 食糧の調達

(1) 市内小売販売業者等からの調達

「農政班」は、市内小売販売業者等から米穀を購入する。

(2) 県知事への要請

市の調達食糧に不足が生じたり、調達不可能なときは、「農政班」は「供給割当申請書」によって、災害応急米穀を県知事に要請する。

(3) 応急米穀の緊急引渡しの要請

交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され、応急食糧が必要と認める場合、「農政班」は、あらかじめ県知事から指示される範囲内で農林水産省農産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付総合食料局長通知）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給を受ける。

(4) その他の食品の調達

市は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、なお不足を生ずる場合は、県知事に食品の調達を要請する。

#### ■資料-62 食糧調達状況

### 4 物資提供に関する協定

卸売事業者等からの食糧供給を目的とした優先的食糧の供給協定を締結し、食糧の安定供給を円滑に進める。

#### ■資料-63 災害時における物資の供給等に関する協定書

#### ■資料-64 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

### 5 食品の調達

「農政班」は、災害対策本部が設置され、災害の状況により応急食糧が必要と認める場合は、要配慮者に留意して、民間事業者から食品を調達する。

### 6 食品の輸送と集積地

(1) 食品の輸送

「財政班」は、市が調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、指定する避難所へ緊急輸送等を行う。

なお、被災状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送する方法、調達先の業者に輸送させる方法なども考慮する。

(2) 食品の集積地

食品の集積地については、原則として市役所庁舎とする。状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。

なお、食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期す。

### 7 給食の方法

(1) 配布の順序

原則として米穀とするが、状況等によって乾パン等の非常食品とする。

また、乳児食として生後1年未満の乳児には、乳児用ミルクを配布する。配布の種類とステップは、「2 給食対象者、数量等 (3) 応急食糧の種類」のとおりとする。

なお、炊き出し及び食品の配分は、指定避難所において実施する。

#### (2) 炊き出しの方法

炊き出しは、学校給食室等で行い、不足する場合は、自主防災組織、行政区、民間協力団体等に対し、協力を依頼する。

なお、学校給食室が利用不能又はその他の特別の場合は、市内の食堂等に対して炊き出しを委託する。また、多大な被害を受け、市内で炊き出しが困難と認められるときは、県知事に炊き出し等についての協力を申請する。

#### (3) 食品の配分

「子育て支援班」は、送付を受けた食品について、本部の指示に従い、定めた数量を配分する。配分に当たっては、収容被災者等の協力を得て公正に実施する。

市長は、炊き出し、食品の配分、その他食品の給与を実施したときは、実施状況を速やかに県知事に報告する。

### 8 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

## 第3 生活必需品の供給 【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】

被災者に支給する寝具（毛布）や衣料等、生活必需品の確保と供給を、次のとおり迅速、確実に行う。

### 1 実施責任者

生活必需品の供給等の実施責任者は、市長とし、供給等は「子育て支援班」が当たる。災害救助法を適用した場合の生活必需品等の供給等は、県知事の補助機関として、市長が実施する。

### 2 供給等の対象者及び品目

供給等の対象者及び品目については、次のとおりとする。

#### (1) 対象者

住家の全壊（焼）、半壊（焼）等で、生活上必要な家財等を喪失し、又はき損し、かつ、資力の有無に関わらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状態にある者を対象者とする。

#### (2) 品目

品目は、災害救助法の基準に準じて、次の8種類を目安とする。

ア 寝具（毛布） イ 外衣 ウ 肌着 エ 身の回り品 オ 炊事道具  
カ 食器 キ 日用品 ク 光熱材料

#### (3) 生活必需品の備蓄

市は、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

#### (4) 生活必需品の調達方法

ア 生活必需品は、市の防災倉庫にあらかじめ備蓄する。

イ 備蓄分で不足する場合は、市内小売販売業者等により、必要な品目を「商工班」が購入して補う。

ウ 予定されていない品目及び小売業者だけでは調達できない場合、その都度業者を選定し、購入する。

- エ 市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不能なときは、市長は県に調達を要請する。
- (5) 生活必需品等の輸送
- ア 「財政班」は他の班との合同により、市が調達した物資や県から給付された物資を指定の集積地（市役所）から輸送計画に基づき避難所へ緊急輸送する。
- イ 災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。
- ウ 生活必需品等の引渡し又は受領等については、物品名、数量等を確認の上、物品輸送引渡書・物品受領書を作成し、適切な管理を行う。

■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書

■資料-65 災害時における物資供給に関する協定書

【生活必需品の集積地】

| 名 称   | 所 在 地      | 電話番号         |
|-------|------------|--------------|
| 白岡市役所 | 白岡市千駄野 432 | 0480-92-1111 |

3 生活必需品等の配分方法

- (1) 供給する生活必需品の品目等の決定  
市長は、被災者に供給する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内で、その都度定める。
- (2) 災害救助法適用後は、市長の指示により被災者に配布後、直ちに県に報告する。
- (3) 生活必需品の供給の範囲  
生活必需品の供給は、主として避難所収容の被災者を対象に実施し、自宅残留者その他の被災者に対しても、必要に応じて実施する。
- (4) 生活必需品の配布  
子育て支援班長は、供給対象者の把握に努めるとともに、物資の提供場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を確立する。  
「子育て支援班」は配分計画に基づき、自主防災組織、行政区等及び被災者の協力を得て、被災者に公平に配布する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第4 救援物資の供給

【財政班】【農政班】

大規模な災害が発生したとき、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積地に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。

そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用して情報共有を図り、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

災害対策本部に、食糧、物資、輸送に係る「農政班」及び「財政班」の職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受入及び配送の指示を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資を

第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画

第16節 飲料水・食糧・生活必需品の供給

はじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

**■資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書**

**■資料-66 輸送状況**

## 第17節 遺体の取扱

市は、県の支援を得ながら、災害により死亡又は死亡していると推定される者の捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。

### 第1 遺体の捜索

【消防署】【久喜警察署】

#### 1 捜索体制

- (1) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、県、警察署等の協力のもとに、労務者の雇入れ、車両、機械器具等の借上げを行い実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合においても、災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合は、市長が実施する。

#### 2 捜索用資機材の調達

捜索用資機材は、市所有のものを用い、不足を生じる場合には「環境班」が調達する。

#### 3 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応は、「地域振興班」が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

### 第2 遺体の処理

【環境班】【久喜警察署】

災害の際、死亡した者に関して、市は、警察署及び県等の協力を得て、次により遺体の処理を行う。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 死体調査等         | 警察官は、検視又は死体調査を行う。<br>救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。   |
| 2 検案            | 救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。  |
| 3 遺体の輸送         | 市は県に報告の上、遺体を警察署、消防署等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。  |
| 4 遺体収容所（安置所）の開設 | 市は、二次災害のおそれのない適当な場所（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておく。<br>前記収容所（安置所）に遺体収容のための建築物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。 |
| 5 遺体の収容         | 市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。   |
| 6 安置所の管理運営      | 安置所の管理運営は、施設の管理責任者と環境班で当たる。<br>災害遺体処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺にちょう付する。   |
| 7 遺体の一時保管       | 市は検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。   |

|          |   |
|----------|---|
| 8 遺体の引渡し | 市は、久喜警察署と協力して、身元不明遺体の引取人を調査する。なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として、遺族、親族又は市長に連絡の上、遺体を引渡す。 |
|----------|---|

■資料-67 市内の寺院の状況

第3 遺体の埋・火葬

【市民班】

1 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、市が実施する。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 1 埋・火葬の場所             | 埋・火葬は原則として市で実施する。  |
| 2 他の市町村に漂着した遺体        | 遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引取らせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引取るいとまがないときは、当該市町村は県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。 |
| 3 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体 | 遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施する。   |
| 4 葬祭関係資材の支給           | 棺（付属品を含む）、骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。  |

2 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、市は、災害遺体送付表を作成の上、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 遺骨及び遺留品に災害遺留品処理票を付し、所定の保管所へ一時保管する。
- (3) 遺族等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、市は、災害遺留品処理票によって整理して引渡す。
- (4) 1年以内に引取人が判明しない無縁の遺骨は、納骨堂に収蔵するか無縁墓地に埋葬する。

【火葬場】

| 名 称    | 所 在 地       | 電 話 番 号      | 能 力  |
|--------|-------------|--------------|------|
| 埼玉斎場組合 | 春日部市内牧 1431 | 048-752-3441 | 21 体 |

3 遺体の埋葬

- (1) 収容した遺体が多数のため、火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- (2) 仮埋葬した遺体は、早期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。

4 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。なお、火葬場の

処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

## 5 埋・火葬のための資材の確保、火葬場の確保

- (1) 死亡された方の火葬は死亡後 24 時間以上を経過しないとできないため、被害状況の早期把握に努め、犠牲者数に応じて広域的な火葬場の応援を要請する。
- (2) 市は、棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合及び火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

## 6 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、処理、埋・火葬に係る費用や期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」に定めるところによる。

### ■資料-68 災害遺体処理票

## 第18節 環境衛生

災害時には、住家の損壊等により大量の廃棄物が排出され、また、上下水道の損壊や処理機能の低下等のため処理できない廃棄物が大量に発生することが考えられる。市は、災害時に発生するがれき等の災害廃棄物や避難所で発生する生活ごみ等の処理方法を示した「白岡市災害廃棄物処理計画」を策定している。災害廃棄物等の処理については、この計画に基づき進めるものとする。

風水害発生時において、浸水被害があった地域では環境衛生が一時的に不良な状態となり、感染症や食中毒が発生しやすい状況となる。そのため、家屋等が浸水した場合は必要に応じて家屋の洗浄、消毒を行う。

また、災害時の感染症予防のための防疫活動や食品衛生維持のための保健衛生活動を行うとともに、災害に伴う逸失動物の保護や避難所でのペット対策等についても配慮し、災害時であっても可能な限り生活環境の維持を図るものとする。

### 第1 廃棄物処理

【環境班】

#### 1 対象廃棄物

##### (1) 災害廃棄物

災害の発生により、平常時と異なる対応が必要となる廃棄物は次のとおりである。

##### ア がれき等

被災した建物等から発生する木くず、コンクリートがらなど

##### イ 処理困難物

有害廃棄物（廃石綿、PCB、フロン類）、感染性廃棄物、消火器、ボンベ類、ピアノ、バッテリーなどの適正処理困難物

##### ウ 一般ごみ等

災害により発生した金属くず、可燃物、不燃物など

##### エ 粗大ごみ

災害により発生した家具類や家電4品目以外の家電

##### オ 家電4品目

災害により発生したエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電4品目

##### (2) 生活ごみ等

##### ア 生活ごみ（平常時と同様にごみ集積所に排出、蓮田白岡衛生組合へ直接持込）

平常時と同様に家庭から排出される生活ごみや資源物、粗大ごみなど

##### イ 避難所ごみ（避難所に設置したごみ集積所に排出）

避難所から排出される生活ごみなど

##### (3) し尿

平常時と同様に家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥並びに避難所等に設置した仮設トイレから排出されるし尿

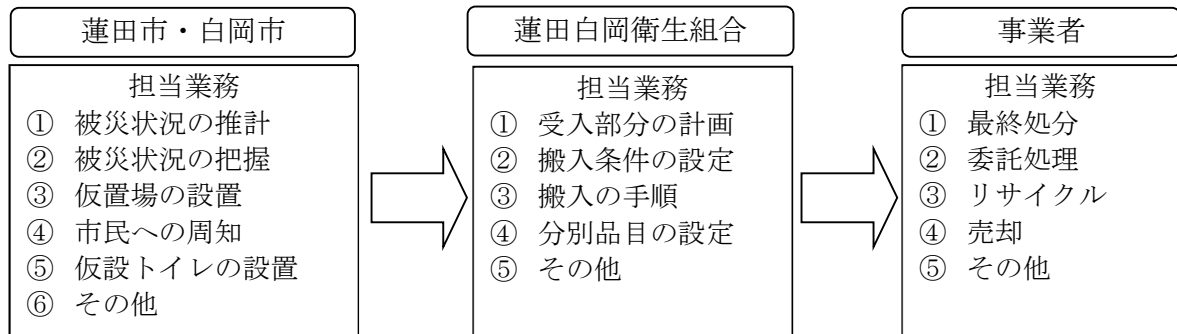
##### (4) 災害廃棄物の処理方針

白岡市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行うものとする。

##### (5) 役割分担

蓮田市・白岡市、蓮田白岡衛生組合及び事業者の主な役割は、次のとおりである。





【役割分担】

(6) 収集処理

ア 収集処理方法

(ア) 災害廃棄物は、現場での選別、一時保管場所での選別により原則として被災者が一時保管場所に搬入することとする。ただし、被災者の申立てにより自己搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理する場合は、市が収集処理を行う。

(イ) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。

(ウ) 応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

イ 仮置場の確保及び運営

(ア) 仮置場の機能

災害廃棄物を一時的にストックする機能に加え、場合によっては、災害廃棄物の積み替えや解体、選別を行う機能も求められる。

(イ) 仮置場の設置

既に仮置場の候補地は選定済であることから、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、必要となる仮置場の面積を算定の上、仮置場を決定し、速やかに開設する。

ウ 人員、資機材の調達

(ア) 人員の確保

市の人員に不足を生じる場合、「環境班」は臨時雇入れを行い、作業員を派遣する。さらに不足がある場合には、県（環境部）に近隣市町村等の協力が得られるよう連絡し、調達を図る。

(イ) 資機材の調達

市所有の資機材で不足が生じた場合には、市長から埼玉県建設業協会へ収集用車両や資機材の調達を依頼する。

エ 応援協力体制

埼玉県清掃行政研究協議会会長（県・県内市町村・一部事務組合が加盟）と埼玉県一般廃棄物連合会との間で「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を、埼玉県と一般社団法人埼玉県環境産業振興協会との間で「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結している。

市のみでの災害廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき、災害廃棄物等の収集・運搬、処分の協力を求めるものとする。

(7) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業所からの混入を防止し、適切な処置に努める。

(8) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

適正処理困難物として蓮田白岡衛生組合による収集・処理ができないものとして取扱う廃棄物、産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。

## 2 生活ごみ・避難所ごみ

被災時における生活ごみ・避難所ごみの処理は、蓮田白岡衛生組合の処理施設で処理可能な場合には平常時と同様に蓮田白岡衛生組合のごみ処理施設での処理を基本とする。

また、収集業務においては、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行う。

### (1) 処理対象とするごみ

災害時に排出されるごみは、次のものを想定する。

- ア 生活ごみ：一般ごみ、資源物、粗大ごみなど
- イ 避難所ごみ：避難所からの生活ごみ、資源物など

### (2) 収集処理

平常の収集作業と並行して行うことを原則とするが、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行う。

#### ア 収集順位

環境衛生の状況を悪化させないため、次の順序に従い収集する。

- ① 避難所等
- ② 被災者住宅
- ③ 被災していない地域

#### イ 収集・処理方法

収集したごみは、蓮田白岡衛生組合のごみ処理施設において処理することを基本とするが、蓮田白岡衛生組合施設の全部又は一部が被災により通常の稼働が困難となった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」により県内市町村の協力を要請する。さらに処理能力が不足する場合は、県を通じ、県が協定締結している団体への協力要請を行う。

#### ウ 廃棄物処理場

予定していた施設が損壊したときは蓮田白岡衛生組合が指定した施設において処理する。

### 【一般廃棄物処理施設】

| 名 称      | 所 在 地            | 電話番号         | 処理能力      |
|----------|------------------|--------------|-----------|
| 蓮田白岡衛生組合 | 白岡市篠津 1279 番地の 5 | 0480-92-8839 | 1 日 180 t |

#### エ ごみの処理

道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかにごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生したごみの早期の処理に努める。

### (3) 不法投棄対策

東日本大震災の被災地で見られたように、混乱時期には集積地以外に産業廃棄物等が処理場に持込まれるおそれがあるため、事前に監視等防止対策を行う。

## 3 し尿処理

### (1) し尿処理の基本

- ア し尿処理・浄化槽汚泥は、平常時と同様に蓮田白岡衛生組合の施設で処理を行うことを基本とする。
- イ 仮設トイレの貯留量は、家庭の汲取り便槽などと比較して少ないことから避難所の収集を定期的に行えるように配慮する。
- ウ 仮設トイレを利用したときの吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般廃棄物として取り扱い、焼却処理する。

(2) トイレ対策

- ア 仮設トイレの設置に当たっては、市民からの要請受付、必要性の判断、設置数等について蓮田市と協議して決定する。
- イ 仮設トイレの設置場所及び設置数は、被災者数等を考慮して「安心安全班」と協議して決定する。また、仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。
- ウ 仮設トイレを設置した場合は、設置場所を市民に周知する。
- エ 過去の大規模地震の被災地の教訓によれば、苦情の生じない適正基準としての仮設トイレの収集頻度は、1基当たり使用者数を60～70人として、収集は毎日1回行っていた。このため、これを基準とした維持に努める。
- オ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(3) 収集処理

ア 収集順位

保健衛生の状況を悪化させないため、被災地域や避難所等の重要性が高い施設から優先して収集する。

イ 収集・処理方法

避難所開設に併せて、し尿処理業者に委託して迅速に処理する。予定していた施設が損壊したときは、蓮田白岡衛生組合が指定した施設において処理する。

【し尿処理施設】

| 名 称      | 所 在 地            | 電話番号         | 処理能力                    |
|----------|------------------|--------------|-------------------------|
| 蓮田白岡衛生組合 | 白岡市篠津 1279 番地の 5 | 0480-92-8839 | 46 <sup>キ</sup> ロリットル／日 |

(4) し尿処理に係る被災による影響

便槽・浄化槽の破損、収集の遅れ、施設の処理の停滞などが想定されることから、公衆衛生や環境保全を速やかに確保するためにも、近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る。

■資料-69 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

4 処理施設の応急復旧

(1) 処理施設の状況把握

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には、適切な維持管理が難しくなるだけでなく、周囲の環境破壊を引き起こすおそれが考えられる。従って、平常時より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧の連絡調整を図る。

(2) 被害状況の報告

被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、早急に県に被害状況を報告するなどの処置を講じる。

(3) 処理施設の処理

収集作業に影響を与えるような場合には、期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動が行われるよう万全を期する。

第2 防疫活動

【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】

大規模水害時は、健康に問題を及ぼす汚水や汚物、衛生環境の悪化等により、感染症発生による周辺環境への影響により、消毒液等の薬剤散布を行う必要があり、そのための体制と

実施手順をあらかじめ定めておく。

床上浸水及び床下浸水被害の家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について次のとおり定める。

また、停電、断水、浸水などにより食品の汚染、腐敗も予想されることから食品衛生監視の方法についても定める。

## 1 防疫活動組織

「環境班」は、埼玉県幸手保健所の協力を得て、防疫活動を行うため、次の係を編成する。

【防疫活動組織の構成】

|         | 1班 | 2班 | 3班 | 計   |
|---------|----|----|----|-----|
| 班長（連絡員） | 1人 | 1人 | 1人 | 3人  |
| 消毒機械A   | 2人 | 2人 | 1人 | 5人  |
| 消毒機械B   | 2人 | 2人 | —  | 4人  |
| 計       | 5人 | 5人 | 2人 | 12人 |

### (1) ねずみ族・昆虫駆除係

防除業者の協力を得て、ねずみ族、昆虫等の害虫が発生した場所又は発生する可能性のある場所等を重点的に駆除する。

### (2) 消毒

浸水家屋に対する消毒は、感染症予防指定消毒剤及び殺菌剤入り粉剤を行政区を通じて希望者に配布し、消毒を行うよう別途詳細指導する。

### (3) 予防接種係

災害の状況、感染症発生状況等により予防接種が必要となった場合は、医師等の協力をもとに、「保健衛生班」が実施する。

## 2 防疫活動内容

- (1) 患者発生情報の収集と県への報告
- (2) 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施
- (3) 県の指示を受け、害虫駆除の実施
- (4) 患者の収容に係る県との連絡調整

## 3 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫用資機材の備蓄及び調達について次の対応を行う。

- (1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
- (2) 防疫及び衛生機材等の品質の安全確保
- (3) 災害対策防疫用資機材の整備・充実
- (4) 関係機関との連携による防疫資材の調達

## 第3 保健衛生対策

### 【子育て支援班】【保健衛生班】

### 1 保健衛生対策の実施責任者

市長が実施責任者となり、「保健衛生班」が実施する。

## 2 食品衛生監視指導

市は、県の食品衛生監視指導について、保健所長の指揮のもと次の活動を行う。

- (1) 救護食品の衛生確保及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他飲食に起因する被害発生の防止

## 3 予防広報

感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、広報紙の配布、拡声器の使用等により予防広報を行う。

## 第4 動物愛護

【環境班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や関係機関、獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

### 1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の動物、負傷動物等は県、市、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

### 2 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (2) 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (3) 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

### 3 情報の交換

市は、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼養状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の受入希望
- (4) 他都縣市への連絡調整及び応援要請

### 4 その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

## 第19節 応急住宅対策

風水害による建築物の流失や浸水被害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間、維持する。

### 第1 被災住宅の応急修理

【建築班】

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

#### 1 応急修理の実施

##### (1) 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定する。

##### (2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の範囲とする。

##### (3) 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

#### 2 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

### 第2 応急住宅の供給

【建築班】

災害救助法が適用され、必要と認められる場合には、応急仮設住宅及び空室の公的住宅等を「応急住宅」として供給する。

#### 1 既存住宅の利用

##### (1) 公的住宅等の利用

公営住宅等の空家を関係機関と連携し一時的に供給する。

##### ア 公的住宅の確保

県は、災害時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・埼玉県住宅供給公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

##### イ 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、県知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込は一世帯一箇所とする。

(ア) 住宅が全焼、全壊又は流出した者

(イ) 居住する住居のない者

(ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者

##### ウ 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準をもとに、その他の生活条件

等を考慮して各管理主体が行う。

## 2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

### (1) 建設型応急住宅

県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

#### ア 設置戸数の決定

県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

#### イ 建設用地の確保

県及び市は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、次の基準に適合した建設予定地を定める。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

#### ウ 維持管理

県は、市に委任し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。

#### エ 災害救助法が適用された場合の費用等

県知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

### (2) 民間賃貸住宅の利用（賃貸型応急住宅）

#### ア 民間賃貸住宅の確保

市は、関係団体等に対し災害時の協力を要請し、民間賃貸住宅を借上げて賃貸型応急住宅として提供する。

#### イ 入居資格

原則として上記（1）の公的住宅に準ずる。

#### ウ 入居者の募集・選定

市は、提供可能な住宅について入居者の募集を行い、県が定める基準をもとに申込者から入居者を選定する。

#### エ 入居者管理

市は、県が定める基準をもとに、入居者管理を行う。

### (3) 応急仮設住宅の供給

#### ア 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を決定する。

- (ア) 住宅が全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住宅がない者
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者

※選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定する。

※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

#### イ 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

#### ウ 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅を建設する際、建築物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

### 第3 住宅の被害調査

【建築班】

「震災対策編第3章第19節第1住宅及び宅地の被害」を準用する。

### 第4 住宅関係障害物除去

【建築班】

「風水害対策編第3章第14節第1住宅関係障害物除去」を準用する。

### 第5 災害復旧用資機材の調達等

【建築班】

#### 1 応急仮設住宅資材等の調達

市は、県に依頼し、あらかじめ協定を締結している一般社団法人プレハブ建築協会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。なお、市の実施する住宅応急修理について、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

#### 2 災害復旧用資機材の供給

農林水産省（関東森林管理局）は、県知事、市長からの要請により、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。



## 第20節 文教対策

風水害により、教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策及び罹災児童・生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施する。

### 第1 休業等応急措置

【教育総務班】【教育指導班】

市に気象警報が発表された場合、各学校では、児童生徒の安全を最優先した防災対策を講じ、児童生徒への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

また、学校が避難所として開設されることが予想されるため、学校長は教職員との連絡の確保に努める。

#### 1 児童生徒の登校前の措置

(1) 登校前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合

休校判断時刻において市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」の措置を講じる。

遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報、大雪警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、学校長の判断により、実施の可否を決定するものとする。

(2) 登校前に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

休校判断時刻において市内に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発表継続中の場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じる。

#### 2 児童生徒の登校後の措置

(1) 登校後に気象警報が発表又は避難指示が発令された場合

登校後に、気象警報が発表又は避難指示が発令された場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じる。

(2) 登校後に洪水予報等が発表された場合

登校後に、市内の指定河川に洪水予報等が発表され、又は水位周知河川における避難判断水位到達情報等が発表され、市から連絡を受けた場合、浸水想定区域内に位置する学校の校長は、避難確保計画等に基づき適切な措置を講ずる。

### 第2 応急教育の準備・実施

【教育総務班】【教育指導班】

#### 1 応急教育の準備

(1) 白岡市（教育委員会）

所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

(2) 校長

ア 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

イ 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 前記連絡網等の確立を図り、指示事項の徹底を期する。

エ 応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。

- オ 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、エに準じた指導を行うよう努める。
- カ 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、迅速な平常授業の再開に努め、その時期について、早急に保護者に連絡する。

## 2 学校施設の確保

- (1) 学校施設が使用可能な場合
  - ア 学校施設が被災し、一部が使用できない場合は、学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について、応急修理又は補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないように万全の措置を講じ、できる限り休業は避ける。
  - イ 避難者を多数収容しなければならない状況にある場合は、避難者の収容、生活支援を最優先する。その後、市の災害対策により避難者が安定した状況（およそ7日）を目途に授業の再開を目指す。
  - ウ 必要に応じて仮校舎の建築、2部授業、特別の学級編成を行う。所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
- (2) 学校施設が使用不可能な場合
  - ア 学校施設が被災し、その全部が使用できない場合は、近隣の余裕学校に応急収容し、分散授業を実施する。
  - イ 余裕学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容できない場合には、学校として使用可能な公民館等の建築物に応急に収容し、分散授業を実施する。
  - ウ 校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、具体化を図る。

## 3 教職員の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合には、当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。教職員に欠員を生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教職員の緊急派遣を求める。

## 4 応急教育の実施

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合には、当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。教職員に欠員を生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教職員の緊急派遣を求める。

- (1) 学校施設等の確保状況に応じ、2部授業、特別の学級編成による授業、短縮授業等を実施する。
- (2) 応急教育の実施計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。
- (3) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- (4) 被害の程度により臨時休業の措置をとることも予想されるので、授業のできなかつた時間について補習授業等を行い、その万全を期する。

## 第3 教材・学用品等の調達及び配給

【教育総務班】【教育指導班】

児童・生徒に対する学用品の給与は、災害救助法の適用基準に準じて行う。

## 1 学用品給与の実施機関

学用品の調達、配分等は、市が行う。市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給する。

## 2 学用品給与の基準

### (1) 学用品給与の対象

学用品の給与は、災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行う。

### (2) 学用品給与の実施

学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目に対して行う。

- ア 教科書（教材を含む。）
- イ 文房具
- ウ 通学用品

## 3 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

## 4 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

## 第4 給食等の措置

【教育総務班】【教育指導班】

### 1 被害状況等の報告

災害によって学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合には、教育長は、次のとおりその状況を災害対策本部長に報告する。

- (1) 被害を受けた家庭における児童・生徒数
- (2) (1)のうち学校給食を実施しているものの調査表
- (3) 学校給食物資災害状況調査書

### 2 給食の実施

埼玉県教育委員会と連絡を密にし、応急復旧を要するものについては速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、次の点に留意の上、できる限り給食を継続して実施する。

- (1) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講じる。
- (2) 学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
- (3) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

### 3 給食を中止する場合

次のような事情が発生した場合には、給食を一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。
- (3) 感染症その他の被害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の調達が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。

## 第5 学校の衛生管理

【教育総務班】【教育指導班】【保健衛生班】

### 1 学校施設の防疫方法

「保健衛生班」の指導によって各学校で実施する。

### 2 被災教職員、児童・生徒の健康管理方法

災害の状況により被災した学校の教職員、児童・生徒に対して感染症の予防接種や健康診断を、保健所に応援を依頼し、「保健衛生班」の指導によって各学校で実施する。

## 第6 学校施設の緊急使用

【教育総務班】【教育指導班】

### 1 避難所に指定された場合

市長から避難指示等の発令通知を受けた場合又は激甚な被害により被災者が自主的に避難してきた場合、市職員は市民の協力を得て、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 学校施設の安全確認を行い、危険箇所及び避難所の管理運営に必要な部屋（校長室、職員室、放送室、保健室、理科室、コンピュータールーム、会議室等）の立入制限措置を行う。
- (2) 避難者を収容場所（体育館、教室等）へ誘導する。
- (3) 校庭への自家用車の乗り入れを禁止する。
- (4) 避難者の名簿の作成及び移動の記録を行う。
- (5) 避難者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する。
- (6) 避難者に必要な情報を提供する。
- (7) 避難者に物資の配布等生活支援に必要なことを行う。

### 2 長期間学校が使用不可能な場合

避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急な授業の再開に期する。

■資料-70 義務教育施設の状況

## 第7 文化財の応急措置

【社会教育班】

市は、文化財の保存・活用の促進を図るため、「文化財保存活用地域計画」を策定している。文化財の応急措置等については、この計画に基づき進めるものとする。

## 1 建造物

文化財が被災した場合には、県の指示等により、次の応急措置を施す。

- (1) 被害の拡大を防ぐため、地元関係者と連絡を取り合い、応急修理を施す。
- (2) 被害が著しい場合は、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け安全と現状保存を図るようにする。

## 2 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

## 3 その他の文化財

遺跡などの被害の程度により、復旧の見込みがある場合は、地元関係者と連絡を取り合い、保存の処置を進める。

## 第21節 要配慮者への支援

風水害発生時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者及び言葉や文化が異なり、迅速かつ的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者に対しては、発災直後の避難誘導からその後の応急対策、復旧に至るまで、実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

### 第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】

市は、社会福祉施設に入所している要配慮者等の安全を確保するため、地域の浸水特性や避難環境、要配慮者の避難に要する時間を踏まえ、迅速な避難情報の伝達に努める。

#### 1 施設管理者

| 項目               | 内容  |
|------------------|---|
| 施設職員の確保          | 施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。                  |
| 避難誘導及び受入先への移送の実施 | 施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。                     |
| 物資の供給            | 施設管理者は、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。 |

■資料-71 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧

■資料-72 白岡市内の介護施設の一覧

#### 2 市

| 項目               | 内容   |
|------------------|--|
| 避難誘導及び受入先への移送の実施 | 市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。                 |
| 巡回サービスの実施        | 市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。 |
| ライフライン優先復旧       | 市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。                     |

### 第2 避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

#### 1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

## 2 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

市は、災害発生時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

## 3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

### (1) 安否確認及び救助活動

市は、災害時要援護者登録制度等による、避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン個別避難計画を活用し、浸水想定区域内の各住宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各住宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

### (2) 救助活動の実施及び受入先への移送

市は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

ア 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

イ 避難行動要支援者等を医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等に収容する。

ウ 自力歩行が困難な要配慮者の身体条件を考慮して、介護タクシー等による移送を実施する。

## 4 名簿に記載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

## 第3 避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

### 1 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの飲料水、食糧、生活必需品等の調達及び供給を行う。

配布を行う際には、場所や時間を別に設ける。

## 2 避難所における要配慮者への配慮

### (1) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

### (2) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

### (3) ヘルプカードの活用

市は、要配慮者への効果的な救助を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカードを避難所において配布し、回収する。

### (4) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

### (5) 福祉避難室の設置

市は、避難所での集団生活が困難な要配慮者に対しては、避難所である小中学校等の特別教室や空き教室に「福祉避難室」を開設し、受入れを行う。福祉避難室は、家族等の介助により避難生活が可能レベルの要配慮者を対象とするが、さらに専門的な介護等を必要とする要配慮者については、福祉避難所への移送を検討する。

### (6) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

福祉避難所の開設に当たっては、社会福祉施設と受入れ可能人数等を協議する。福祉避難所や福祉避難室を設置した場合は、速やかに住民に対し周知するとともに、県本部に報告する。

なお、「風水害対策編第3章第12節第5 避難所の運営」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

### (7) 逃げ遅れた場合の被災回避

逃げ遅れた場合の緊急避難のため堅牢な建築物の2階以上への垂直避難を市の防災行政用無線等により呼びかける。

## 3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

### (1) 情報提供

市は、ボランティア等の支援を受けて、在宅、避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供していく。

### (2) 相談窓口の開設

市は、相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医者、相談援助職等を配置し、総合的な相談を実施する。

また、庁舎が浸水した場合には、代替施設に相談窓口を開設する。

### (3) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、こころのケア等の巡回サービスを実施する。

### (4) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるように配布手段、方法を確立させる。



(5) 福祉避難所の利用

市及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(6) 逃げ遅れた場合の被災回避

逃げ遅れた場合の緊急避難のため堅牢な建築物の2階以上への垂直避難を市の防災行政用無線等により呼びかける。

#### 4 応急仮設住宅の提供に係る配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

### 第4 乳幼児への対応

#### 【子育て支援班】【こども保育班】

乳幼児の安全確保について、次の対策を実施する。

#### 1 避難所に避難する場合の対策

(1) 区画された専用の場所の設置

不特定多数の避難者のなかでの授乳や夜泣き等により避難者間でストレスが高まることがあるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用の場所を設ける。

(2) 乳幼児用の食糧・生活必需品の配布

乳幼児に必要な乳児用ミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配布する。

#### 2 在宅の場合の対策

(1) 在宅状況の把握

「子育て支援班」は、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、巡回パトロールなどを行い、在宅状況を把握する。

(2) 生活援助物資等の配布

「子育て支援班」は、必要に応じ、生活援助物資等を配布する。

### 第5 外国人の安全確保

#### 【地域振興班】

#### 1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等の協力により、調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や市の防災行政用無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

#### 2 情報提供及び相談窓口開設

(1) 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、広報紙・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボラン

ティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

また、庁舎が浸水した場合には、代替施設に相談窓口を開設する。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように通訳、翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

## 第4章 風水害復旧及び復興計画

被災した市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業等への融資、義援金の配布などについて適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえ、国・県と連携してより災害に強いまちづくりにつなげる復旧及び復興計画を策定する。

### 第1節 迅速な災害復旧

風水害の応急復旧の進捗状況に応じて災害対策本部から復旧復興本部への組織改正を検討し、必要な事業を迅速に推進する。

#### 第1 プロジェクト体制による推進

【企画政策班】

被害状況に応じて速やかに総合的な措置を講じるため、「企画政策班」が中心となって各部門と調整し、推進する「災害復旧・復興計画策定プロジェクト」体制をとる。

#### 第2 災害復旧事業計画の作成

【企画政策班】

##### 1 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分に調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### 2 災害復旧事業計画の種類

災害復旧事業の種類は、次に示すとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 下水道施設災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (12) その他の計画

#### 第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【財政班】

被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

特に公共土木工事施設の復旧に関しては、被災施設の災害の程度により、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

## 1 法律に基づく財政援助措置

法律又は予算の範囲内において国が全額又は一部負担又は補助して行う災害復旧事業の財政援助根拠法令等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業制度

都市災害復旧事業は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法

## 2 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）」が制定された。その内容は、激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助、激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等である。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業  
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害復旧事業関連事業  
公共土木施設災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設で、政令で定めるものの新設又は改良に関する事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業  
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業  
公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業  
生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業  
児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業  
老人福祉法第15条第3項又は第4項の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
  - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業  
身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業
  - ケ 障がい者自立支援施設等災害復旧事業

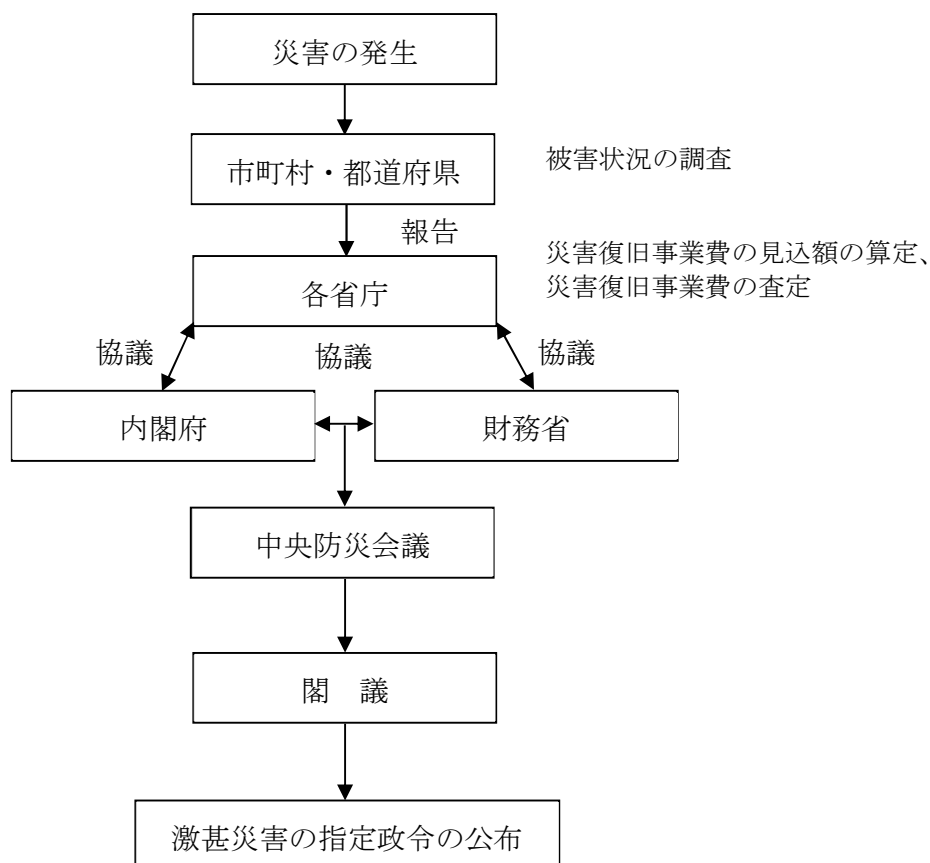
- 障害者自立支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障がい福祉サービス（同法第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業  
売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業  
激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58の規定による感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業  
（ア）区域内の排除事業  
激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で、激甚法で定めるものの区域内に堆積した、激甚法で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの  
（イ）区域外の排除事業  
激甚災害に伴い発生した上記（ア）に規定する区域外の堆積土砂であって、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
- セ 水排除事業  
激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が激甚法で定める程度に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの
- （2）農林水産業に関する特別の助成  
ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  
イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例  
ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助  
エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例  
オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助  
カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- （3）中小企業に関する特別の助成  
ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  
イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例  
ウ 事業組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- （4）その他の財政援助及び助成  
ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助  
イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助  
ウ 日本私学振興財団の業務の特例  
エ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例  
オ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例  
カ 水防資材費の補助の特例  
キ 罹災者公営住宅建設資金の特例  
ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助

- ケ 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業の基本手当の支給
- コ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

#### 第4 激甚災害の指定

市内に大規模な被害が生じた場合は激甚法による援助、助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。このため、本計画においては激甚法指定の促進及び手続について定める。

なお、激甚災害の指定手続の流れは、次のとおりである。



#### 【激甚災害の指定手続の流れ】

##### 1 激甚災害の指定の手続

地方公共団体の長等の報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

##### 2 激甚災害に関する調査報告

市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮して、次に示すような災害状況等を報告し、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域

- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 被害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

### 3 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長は、県知事及び担当局長と連絡をとり、指定の促進に努める。

### 4 特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する市長は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

## 第5 災害復旧事業の実施

被災施設の復旧を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等は、実施に必要な職員の配置、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度の被害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、市民の理解を得るように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

## 第2節 計画的な災害復興

### 第1 復興計画の作成

【企画政策班】【資材班】【建築班】

#### 1 復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

#### 2 復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

#### 3 復興計画の策定

##### (1) 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

市は、震災復興方針を策定した場合には、速やかにその内容を市民に公表する。

##### (2) 復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等に

おける円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

## 第2 災害復興事業の実施

【企画政策班】【資材班】【建築班】

### 1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

以下の法令に基づき対応する。

#### (1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

##### ア 県

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

##### イ 建築主事を置く市町村

建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

#### (2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

##### ア 市

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。

##### イ 県

県知事は、市町村による被災市街地復興推進地域の決定の同意又は協議を行う。

また、県は特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため、必要な措置をとる。

### 2 災害復興事業の実施

市は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

## 第3節 生活再建等の支援

風水害発生時には、建築物の流失や浸水被害等により住宅や家財等に喪失を被る可能性があり、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、異常な混乱状態に陥ることが予想される。

このため、被災した市民の生活再建を援護し、市民の自力復興を促進して、市民生活の早期安定を図る。

### 第1 災害相談窓口の設置

【地域振興班】

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるよう、総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図る。



## 1 災害相談窓口の設置

大規模な災害が発生したとき、又は市長の指示があったときは、市役所や各避難所に、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報等に関する問い合わせの相談に応じるための災害相談窓口を開設し、相談、問い合わせ等の受付業務を実施する。

なお、避難所が多数となる場合は、自動車等での巡回による相談実施とすることも考慮する。

## 2 災害相談窓口の業務

災害相談窓口では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整等柔軟に対応する。

### (1) 行方不明者等に関する相談

発災直後から警察、消防、医療関係機関等と連携し、被災者の安否に関する情報を収集するとともに、行方不明者等の相談に対応する。

### (2) 医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野での相談

医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅、法律等に関する相談や対応を、関連各課に依頼する。

### (3) 各種手続の総合窓口

災害弔慰金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配付・受付等の手続及び相談を一元的に受け、各課へ処理を依頼する。

### ■資料-73 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

### ■資料-74 災害時における被災者支援に関する協定書

## 第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

【税務班】【福祉班】

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果等をもとに罹災証明書を発行する。

### 1 被災者台帳の作成

被災者台帳で記載する内容は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他（内閣府令で定める事項）

### ■資料-75 被災者台帳の作成に係るデータ項目の例

### 2 台帳情報の利用及び提供

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

### 3 罹災証明事項

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によって被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

住家被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、浸水、流出等）

#### 4 罹災証明者

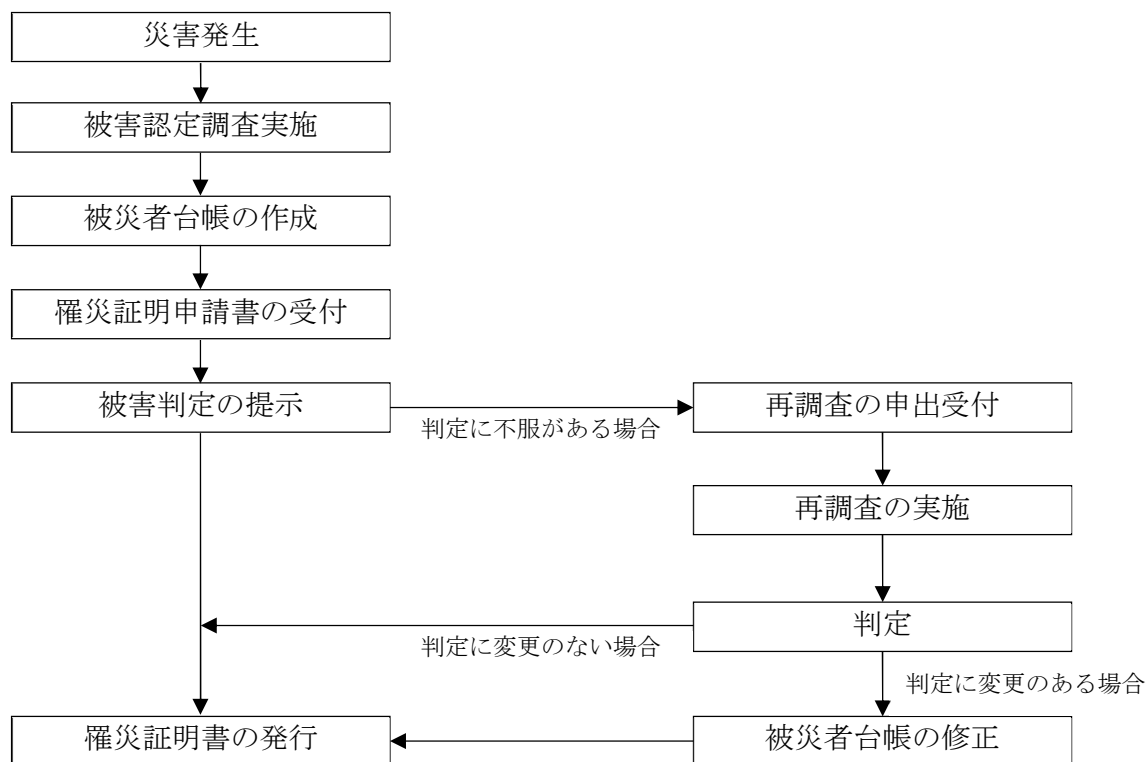
罹災証明は市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は「税務班」が担当する。ただし、火災による罹災証明は消防署長が行う。

#### 5 罹災証明書の発行

市は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等をもとに罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- (1) 火災以外の自然災害による罹災証明は、「税務班」で発行する。
- (2) 火災及び火災に伴う水損による罹災証明は、消防署で発行する。
- (3) いずれの場合も、罹災状況を確認できない場合には、罹災者の届出に基づく「罹災届出証明書」を発行する。



【罹災証明書発行の流れ（火災以外の自然災害）】

#### 6 被災程度の判定

家屋の被災程度の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）、内閣府（防災担当）」により行う。

■資料-76 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

#### 7 被害認定調査の概要

被災した住家に対する被害調査は、「税務班」を中心に「福祉班」の協力により第1次調

査、第2次調査の2段階で実施する。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視により把握する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について申出に基づき、調査を実施する。

第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握する。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いが必要となる。

## 8 被災者台帳の作成

「被災者台帳」は被害認定調査結果に基づき作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請の際に使用する。

## 9 罹災証明書の発行

市長は、申請のあった被災者に対し、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

なお、罹災証明書の交付については、白岡市手数料条例第5条第1項第4号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

### ■資料-77 罹災証明書交付申請書及び罹災証明書

## 10 被災者支援業務の標準化

市及び県は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

## 第3 被災者の生活確保

【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】  
【援護班】【子育て支援班】

被災した市民が早期に再起更生できるよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

### 1 職業のあっせん

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉労働局が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図る。

市は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、埼玉労働局及び県産業労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施を要請する。

### 2 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

### ■資料-78 災害弔慰金の支給等に関する条例

### ■資料-79 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(1) 災害弔慰金の支給

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 対象災害 | <p>1 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。</p> <p>2 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。</p> <p>3 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。</p> <p>4 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。</p> |
| 支給対象 | <p>1 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。）</p> <p>2 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者</p>  |
| 受給遺族 | 死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。  |
| 支給額  | <p>1 生計維持者が死亡した場合 500万円</p> <p>2 上記以外の場合 250万円</p>   |
| 費用負担 | 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4  |

(2) 災害障害見舞金の支給

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 対象災害 | 災害弔慰金の場合と同様である。  |
| 受給者  | 上記の災害によりにより精神又は身体に重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 |
| 支給額  | <p>1 生計維持者 250万円</p> <p>2 1以外の場合 125万円</p>             |
| 費用負担 | 災害弔慰金の場合と同様である。  |

(3) 災害援護資金の貸付

| 項目        | 内容   |
|-----------|--|
| 対象災害      | 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。  |
| 貸付対象者     | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。<br>1 世帯員が1人 220万円<br>2 世帯員が2人 430万円<br>3 世帯員が3人 620万円<br>4 世帯員が4人 730万円<br>5 世帯員が5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額<br>6 住居が滅失した場合にあっては、世帯員の人数に関わらず1,270万円   |
| 貸付対象となる被害 | 1 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷<br>2 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害  |
| 貸付金額      | 1 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円<br>2 家財の1/3以上の損害 限度額 150万円<br>3 住居の半壊 限度額 170(250)万円<br>4 住居の全壊 限度額 250(350)万円<br>5 住居の全体が滅失若しくは流失 限度額 350万円<br>6 1と2が重複 限度額 250万円<br>7 1と3が重複 限度額 270(350)万円<br>8 1と4が重複 限度額 350万円<br>(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は( )内の額 |
| 利率        | 年1% (据置期間中は無利子)  |
| 据置期間      | 3年 (特別の場合5年)   |
| 償還期間      | 10年 (据置期間を含む)  |
| 償還方法      | 年賦、半年賦又は月賦   |
| 貸付原資負担    | 国 2/3 都道府県・政令指定都市 1/3  |

3 市税等の徴収猶予、減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて適時・適切に講じる。

(1) 市税の納税緩和措置

ア 期限の延長（白岡市税条例第18条の2）

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により、災害が治まった後2か月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長する。

災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用地域と期限の延長を指定する。

イ 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分等の執行の停止等（地方税法第15条の5、第15条の7、第15条の9）

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分等の執行の停止、

- 換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を講じる。
- エ 減免（白岡市税条例第51条、第71条）  
被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。
- （ア）市民税（法人市民税を含む。）  
被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
- （イ）固定資産税、都市計画税  
被災した固定資産（土地、家屋及び償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。
- （2）国民健康保険税の減免等
- ア 減免（白岡市国民健康保険税条例第23条）  
災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。
- イ 徴収猶予（地方税法第15条）  
災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時に納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。
- （3）介護保険料の徴収猶予及び減免
- ア 徴収猶予（白岡市介護保険条例第11条）  
納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を納付することができないと認められる場合に、申請に基づき、納付することができないと認められる金額及び6か月以内の期間を限度として徴収猶予する。
- イ 減免（白岡市介護保険条例第12条）  
納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を全額負担することが困難であると認められる場合に、申請に基づき、その損害の程度に応じて減免する。
- （4）国民年金保険料の免除  
第一号被保険者（強制加入）又はその世帯員が被災により財産に損害を受け、保険料の納付が困難なときは、申請に基づき、内容審査の上、社会保険事務所に保険料免除申請書を提出する。
- （5）保育料の減免  
災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、保育所や学童保育所等の保育料を減免する。
- （6）国民健康保険一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条、白岡市国民健康保険に関する規則第12条）  
災害により国民健康保険の被保険者が死亡し、身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けた場合であって、医療機関から療養の給付を受ける際に、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合に、申請に基づき、一部負担金を減免し、又は6か月以内の期間を限度として徴収を猶予する。

## 第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資

### 1 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

(1) 災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資

| 項目             | 内容   |
|----------------|--|
| 融資を受けることができる者  | <p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された者（建設・購入の場合は住宅が「全壊」した旨の罹災証明書）<br/>※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、「罹災証明書」の提出に加えて被災住宅の修理が不能又は困難である旨の申出が必要</p> <p>2 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者</p> <p>3 年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が基準を満たす者</p> <p>4 日本国の者、永住許可などを受けている外国人</p> |
| 融資を受けることができる住宅 | <p>1 建設・購入・補修<br/>・居室、台所及びトイレが備えられていること。</p> <p>2 建設・購入<br/>・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。<br/>・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。</p>   |
| 融資限度額          | <p>1 建設の場合<br/>土地を取得する場合 3,700万円<br/>土地を取得しない場合 2,700万円<br/>※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算</p> <p>2 購入の場合 3,700万円<br/>※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算</p> <p>3 補修の場合 1,200万円</p>  |
| 融資金利           | <p>1. 12～1.36%（団体信用生命保険に加入する場合（保険の種類で金利が異なる））<br/>0.92%（団体信用生命保険に加入しない場合）（令和5年8月現在）</p>  |
| 最長返済期間         | <p>建設35年、購入35年、補修20年<br/>融資の日から3年間（補修：1年間）の金利据置期間を設けることができ、据置期間を設定すると返済期間の延長できる。<br/>年齢による最長返済期間は、80歳から申込本人の申込時の年齢を引いた値となる。</p>  |
| 担保             | <p>建設・購入：建物及び敷地に機構が第1順位の抵当権を設定<br/>補修：建物に機構が抵当権を設定</p>   |

## 2 生活福祉資金の融資

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。

### (1) 住宅の補修等に必要な経費

| 項目    | 内容  |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること |
| 資金使途  | 現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用   |
| 貸付限度  | 250万円以内   |
| 償還期間  | 6月以内の据置期間経過後、7年以内   |
| 貸付利子  | 貸付利子（連帯保証人を立てる場合は無利子）<br>（連帯保証人がいない場合据置期間後：年1.5%）   |

### (2) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

| 項目    | 内容  |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること |
| 資金使途  | 滅失した家財の購入、転居費用等   |
| 貸付限度  | 150万円以内   |
| 償還期間  | 6月以内の据置期間経過後、7年以内   |
| 貸付利子  | 貸付利子（連帯保証人を立てる場合は無利子）<br>（連帯保証人がいない場合据置期間後：年1.5%）   |

## 第5 被災者生活再建支援制度

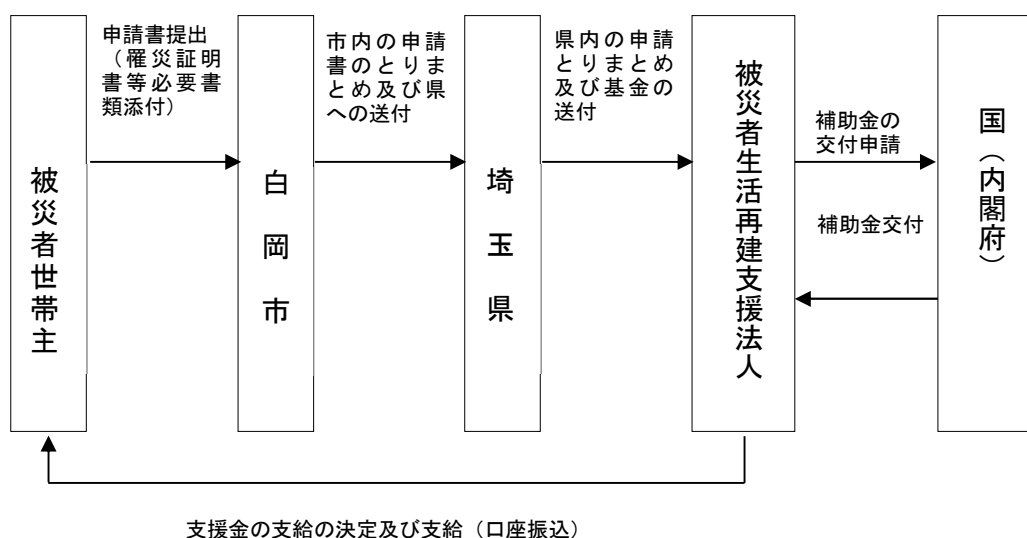
地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。



(1) 被災者生活再建支援制度の概要

|         |   |         |            |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
|---------|---|---------|------------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|------|---------|-------|----|------------|-----|-------|-------|------|---------|-------|----|------------|-----|-------|------|------|
| 目的      | 被害を受けた者に対し都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給しその生活の再建を支援する。   |         |            |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 対象災害    | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる災害）   |         |            |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 対象災害の規模 | <p>政令で定める自然災害</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</li> <li>2 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</li> <li>3 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</li> <li>4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</li> <li>5 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、1～3の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</li> </ol>   |         |            |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 対象被災世帯  | <p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅が全壊した世帯</li> <li>2 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</li> <li>3 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</li> <li>4 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</li> <li>5 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</li> </ol> <p>※ 全壊：損害割合50%以上<br/>半壊：損害割合20%以上50%未満<br/>大規模半壊：損害割合40%以上50%未満<br/>中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>  |         |            |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 支援金の支給額 | <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計となる。<br/>（注）世帯人数が1人の場合は、各当該欄の3/4の額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="443 1285 1401 1397"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> </li> <li>2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <p>[全壊等]</p> <table border="1" data-bbox="443 1464 1273 1576"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>[中規模半壊]</p> <table border="1" data-bbox="443 1621 1273 1733"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> </li> </ol> <p>（注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</p> | 住宅の被害程度 | 全壊         | 解体    | 長期避難 | 大規模半壊 | 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | 支給額 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |
| 住宅の被害程度 | 全壊  | 解体      | 長期避難       | 大規模半壊 |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 支給額     | 100万円   | 100万円   | 100万円      | 50万円  |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入   | 補修      | 賃貸（公営住宅以外） |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 支給額     | 200万円   | 100万円   | 50万円       |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入   | 補修      | 賃貸（公営住宅以外） |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 支給額     | 100万円   | 50万円    | 25万円       |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |
| 市町村     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の被害認定</li> <li>2 罹災証明書等必要書類の発行</li> <li>3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務</li> <li>4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</li> </ol>   |         |            |       |      |       |     |       |       |       |      |         |       |    |            |     |       |       |      |         |       |    |            |     |       |      |      |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 県               | 1 被害状況のとりまとめ<br>2 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示<br>3 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付 |
| 被災者生活<br>再建支援法人 | 1 国への補助金交付申請等<br>2 支援金の支給<br>3 支給申請書の受領・審査・支給決定<br>4 申請期間の延長・報告             |
| 国（内閣府）          | 被災者生活再建支援法人への補助金交付等   |



【支援金の支給手続の流れ】

## 第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

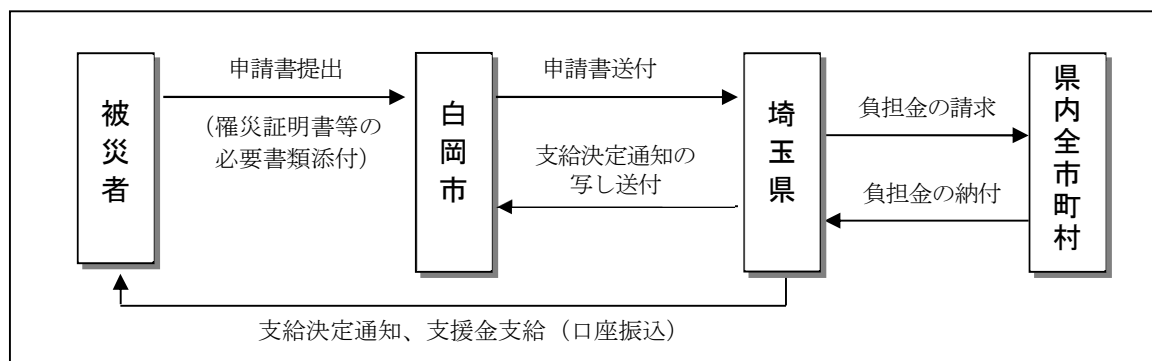
法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度（生活再建支援金の支給、半壊特別給付金の支給、家賃給付金の支給及び人的相互応援）を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

### ■資料-80 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

| 目的               | 被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。  |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
|------------------|--|-------|----------------|---------|-----|------------|-------|-------|------|---------|-----|--|--|-------|----|----------------|------------------|-------|-------|------|-------|-------|------|------|
| 対象災害             | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容  |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 対象災害の規模          | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。   |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 支援対象世帯           | 住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの<br>1 住宅が全壊した世帯<br>2 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯<br>3 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯<br>4 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯<br>5 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯<br>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容   |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 支援金の額            | 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。<br>（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）<br>1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="432 992 1137 1113"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="432 1149 1366 1384"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の被害程度</th> <th colspan="3">支給額</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借<br/>(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円<br>※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 |       |                | 住宅の被害程度 | 支給額 | 全壊、解体、長期避難 | 100万円 | 大規模半壊 | 50万円 | 住宅の被害程度 | 支給額 |  |  | 建設・購入 | 補修 | 賃借<br>(公営住宅以外) | 全壊、解体、長期避難、大規模半壊 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | 中規模半壊 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |
| 住宅の被害程度          | 支給額  |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 全壊、解体、長期避難       | 100万円  |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 大規模半壊            | 50万円   |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 住宅の被害程度          | 支給額  |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
|                  | 建設・購入  | 補修    | 賃借<br>(公営住宅以外) |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 全壊、解体、長期避難、大規模半壊 | 200万円  | 100万円 | 50万円           |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 中規模半壊            | 100万円  | 50万円  | 25万円           |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 市町村              | 1 住宅の被害認定<br>2 罹災証明書等必要書類の発行<br>3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務<br>4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付  |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |
| 県                | 1 被害状況のとりまとめ<br>2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定<br>3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付<br>4 被災世帯主へ支援金の支給<br>5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求<br>6 申請期間の延長決定  |       |                |         |     |            |       |       |      |         |     |  |  |       |    |                |                  |       |       |      |       |       |      |      |



【支援金の支給手続の流れ】

(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

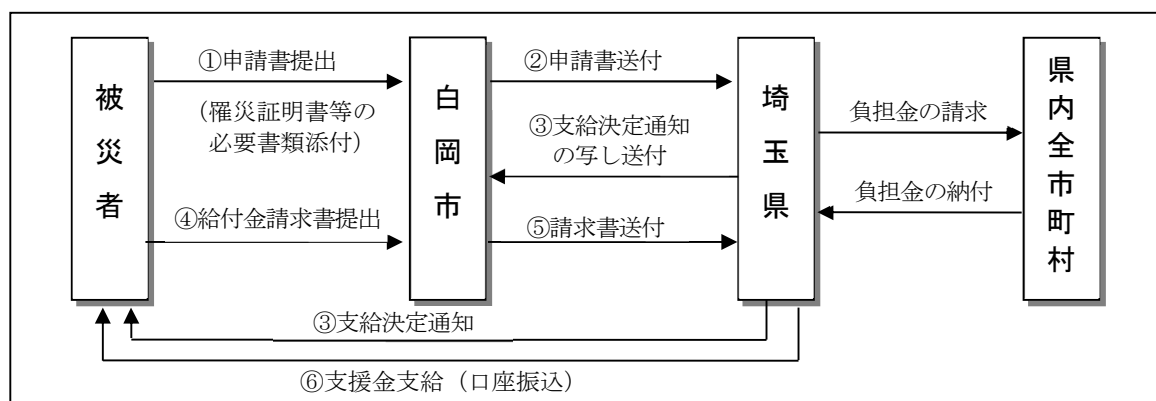
|         |   |
|---------|---|
| 目的      | 災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。  |
| 対象災害    | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）  |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。   |
| 支給対象世帯  | 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯   |
| 給付金の額   | 補修 50 万円、賃借（公営住宅以外） 25 万円<br>（※世帯人数が 1 人の場合は、補修 37 万 5 千円、賃借 18 万 7 千 5 百円）   |
| 市町村     | 1 住宅の被害認定<br>2 罹災証明書等必要書類の発行<br>3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務<br>4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付   |
| 県       | 1 被害状況のとりまとめ<br>2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定<br>3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付<br>4 被災世帯主へ給付金の支給<br>5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求<br>6 申請期間の延長決定 |

【支援金の支給手続の流れ】は「埼玉県・市町村生活再建支援金」と同じ

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

|         |   |
|---------|---|
| 目的      | 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。  |
| 対象災害    | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）  |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。   |
| 給付対象世帯  | 下記の特例な理由により、市又は県が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。<br>1 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅が |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>ないこと。</p> <p>2 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>3 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>4 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>5 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>6 その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由。</p> |
| 給付金の額 | <p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>  |
| 市町村   | <p>1 住宅の被害認定</p> <p>2 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務</p> <p>4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>  |
| 県     | <p>1 被害状況のとりまとめ</p> <p>2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>4 被災世帯主へ支援金の支給</p> <p>5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>6 申請期間の延長決定</p>  |

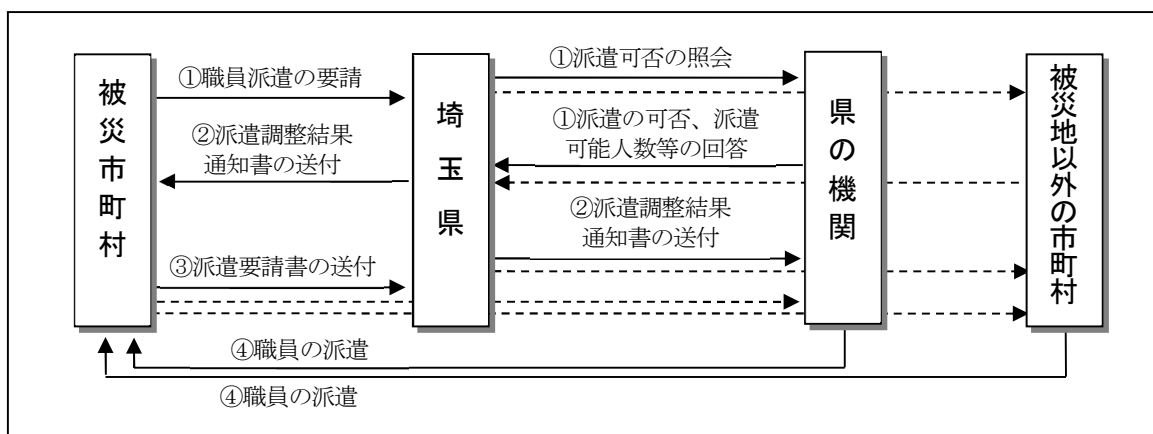


【給付金の支給手続の流れ】

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

|                  |  |
|------------------|--|
| 目的               | <p>災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。</p>                                      |
| 対象災害             | <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害</p>  |
| 応援内容             | <p>被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。</p> |
| 被災市町村<br>(要請市町村) | <p>1 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出）</p> <p>2 県から派遣調整結果通知書を受領、確認</p> <p>3 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出</p>      |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | 4 派遣職員の受入  |
| 被災地以外の市町村<br>(派遣市町村) | 1 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答<br>2 県から派遣調整結果通知書を受領、確認<br>3 要請市町村から派遣要請書を受領<br>4 職員の派遣   |
| 県<br>(統括部、支部)        | 1 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会<br>2 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付<br>3 要請市町村から派遣要請書を受領<br>4 県の派遣機関による職員の派遣 |

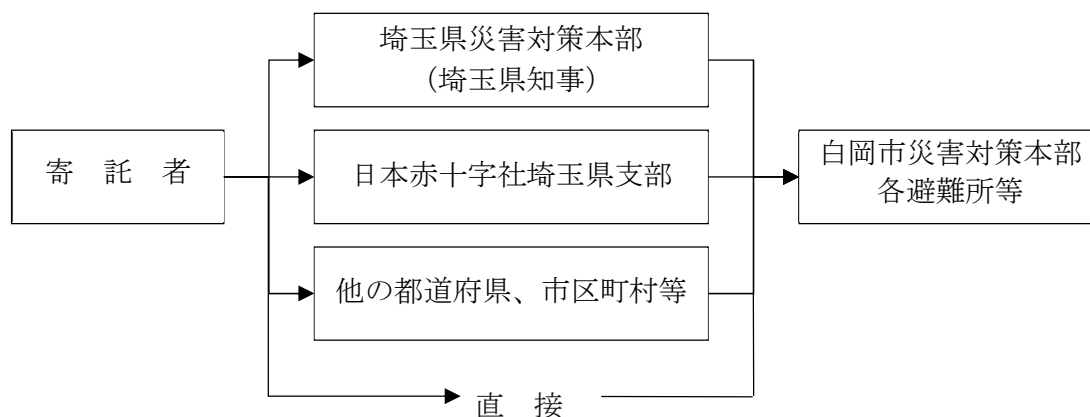


【派遣手続の流れ】

第7 義援金・義援物資等の受入、保管

【福祉班】

一般から拠出された義援金・義援物資等で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金・義援物資等を確実、迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。



【義援金・義援物資等の経路概要】

1 義援金・義援物資等の受付

(1) 一般から拠出された義援金・義援物資等で市に寄託されたもの及び県知事又は日赤

支部から送付された義援金・義援物資等については、「福祉班」において受付ける。  
ただし、災害の状況によっては、臨時にその他の場所でも受付ける。

(2) 義援金・義援物資等の受領については、寄託者に受領書を発行する。

## 2 義援金・義援物資等の配分・輸送

(1) 義援金・義援物資等の配分は、被害状況確定後、市長の決定に基づき、被災地区の罹災人員等の被災状況を勘案して、配分計画を立案して被災者に配分する。なお、市は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。

(2) 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

## 3 義援金・義援物資等の保管場所

寄託又は送付された義援金・義援物資等を、被災者に配分するまでの一時保管場所として、市役所会議室等を使用するほか、市長の指定する場所に保管する。

## 第8 被災中小企業等への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

### (1) 経営安定資金（災害復旧関連）

|          |  |                           |                      |
|----------|--|---------------------------|----------------------|
| 対象       | 地震、台風、大雨、火災等の災害の被害を受けた中小企業者及び中小企業組合  |                           |                      |
| 申込対象者の要件 | <p>信用保証協会及び取扱金融機関の保証（融資）条件を満たし、次のすべてに該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業に必要な許認可等を取得していること。</li> <li>2 事業は、信用保証の対象となる業種に属するものであること。</li> <li>3 融資申込分も含めて、保証残高が信用保証協会の保証限度額の範囲内であること。</li> <li>4 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けていること。</li> </ol> <p>(1) 大臣指定等貸付<br/>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた者のうち、災害関係保証を利用する者で、市の罹災証明を受けていること。</p> <p>(2) 知事指定等貸付<br/>災害の影響を受け、市の罹災証明を受けていること。</p> <p>5 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと</p> |                           |                      |
| 資金用途     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備資金<br/>災害の復旧に必要な工場、店舗の建設、機械設備の購入等の資金</li> <li>2 運転資金<br/>災害の影響を軽減するために必要な、商品の仕入れや外注費支払い等の資金</li> </ol>  |                           |                      |
| 融資限度額    | <p>設備資金 <u>8,000 万円</u>（組合の場合 1 億円）<br/>         運転資金 <u>8,000 万円</u>（組合の場合 8,000 万円）</p>  |                           |                      |
| 融資条件     | 融資期間   | 10 年以内                    |                      |
|          | 利率<br>(令和 5 年 4 月 1 日現在)   | 期間                        | 大臣指定等貸付<br>知事指定等貸付   |
|          |  | 5～10 年                    | 年 1.3%以内<br>年 1.4%以内 |
|          |  | 3～5 年                     | 年 1.2%以内<br>年 1.3%以内 |
|          |  | 1～3 年                     | 年 1.1%以内<br>年 1.2%以内 |
|          | 担保   | 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める |                      |
| 保証人      | <p>個人：原則として不要<br/>         法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要</p>  |                           |                      |
| 信用保証     | 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する   |                           |                      |
| 据置期間     | 2 年以内  |                           |                      |
| 申込受付場所   | <p>中小企業者：商工会議所又は商工会<br/>         中小企業組合：中小企業団体中央会</p>  |                           |                      |



第9 被災農林漁業関係者への融資等

【農政班】

市は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

|                |   |
|----------------|---|
| 根拠法            | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法   |
| 法律の発動          | 天災による農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、必要事項を定めた政令を制定し発動(法第2条)する。<br>具体的には、被害の規模、広がり、深さ、資金需要等を総合的に勘案し判断する。 |
| 対象者<br>(借受資格者) | 農業者の場合、減収量30%以上、かつ、損失額が平年の農業の総収入額の10%以上の被害を受けた者で、市長の認定を受けた者   |
| 貸付対象事業<br>資金使途 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金(農業共済又は漁業共済)の支払い等              |
| 貸付利率           | 年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内<br>(具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。)  |
| 償還期限           | 3～6年以内(ただし、激甚災害のときは4～7年以内)  |
| 貸付限度額          | 市長の認定した損失額又は200万円(個人)のいずれか低い額(激甚災害のときは250万円)  |
| 助成内容           | 市町村又は都道府県が金融機関(農協、銀行等)に対して、利子補給又は利子補給補助を行った場合、国は都道府県に対し利子補給補助を実施  |
| 融資機関           | 農業協同組合、金融機関   |

注) 最終改正：平成23年5月2日

(2) 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

|        |   |
|--------|---|
| 借入対象者  | 主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた農林漁業者<br>1 農業：農業を営む方<br>2 林業：林業を営む方（育林業、素材生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業等に限る。）   |
| 資金の用途  | 災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、 <u>農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金</u><br>1 <u>果樹の改植等（主務大臣指定施設）</u><br>果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用<br>2 <u>個人施設（主務大臣指定施設）</u><br>農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用<br>3 <u>共同利用施設</u><br>農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用 |
| 利率（年）  | 0.55%～1.00%（令和5年3月20日現在）  |
| 返済期間   | 15年以内（うち据置期間3年）以内<br>（果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内）   |
| 融資限度額  | 次の1又は2に掲げる額のいずれか低い額<br>1 負担する額の80%<br>2 300万円（特に必要と認められる場合には600万円）  |
| 取扱融資機関 | (株)日本政策金融公庫   |

※借入の際には市が発行する罹災証明書等が必要。

(3) 農林漁業セーフティネット資金

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 借入対象者  | 主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者                      |   |
|        | 個人  | 農林漁業に係る所得が総所得の過半を占める、又は、農林漁業に係る粗利益が200万円以上の個人     |
|        | 法人  | 農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占める、又は、農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の法人 |
| 資金の用途  | 農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金                                 |   |
| 利率（年）  | 0.30～0.80%（平成5年8月21日現在）                               |   |
| 返済期間   | 15年以内（うち据置期間3年以内）                                     |   |
| 融資限度額  | 一般：600万円<br>特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合） |   |
| 取扱融資機関 | (株)日本政策金融公庫   |   |
| その他    | 担保又は保証人が必要  |   |

※借入の際には市が発行する罹災証明書等が必要。

(4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

|       |  |
|-------|--|
| 貸付の相手 | 被害農業者  |
| 資金使途  | 種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・養蚕・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業場の復旧に必要な資金等 |
| 貸付利率  | 年0%（県・市の利子補給により実質無利子）  |
| 償還期限  | 6年以内（据置1年）   |
| 貸付限度額 | 市長が認定した損失額又は500万円のいずれか低い額  |
| 融資機関  | 農業協同組合等  |
| 担保    | 保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する   |
| その他   | 市の被害認定を受けた者  |

(5) 農業共済制度

農業保険法に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 支払の相手              | 当該共済加入の被災農家  |
| 本県で農業共済の対象としている作物等 | 1 農作物共済：水稲、陸稲、麦<br>2 家畜共済：牛、豚、馬<br>3 果樹共済：ぶどう、なし<br>4 畑作物共済：大豆、蚕繭、茶（埼玉中部のみ）、スイートコーン（埼玉北部のみ）<br>5 園芸施設共済：園芸施設（温室など）、付帯施設、施設内の作物<br>6 任意共済：建物、農機具、保管中農産物 |
| 支払機関               | 農業共済組合   |

第10 郵便物の特別扱い

【事業者】

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。）
- (2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 当社が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち、協力できる事項

### ■資料-81 害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書

#### 第11 尋ね人の相談

【地域振興班】【市民班】

東日本大震災等では、情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について全国各地の親族、知人・友人等から安否の照会が市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮している。この教訓を踏まえ、被災者の安否等の情報を正確に把握し、迅速な対応を図る。

(1) 相談窓口の開設

ア 正確な情報の把握

「地域振興班」は、発災直後から警察、消防、医療等の関係機関、避難所、住民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集する。

イ 警察との連携

「市民班」は、収集した被災者に関する情報を整理する。久喜警察署と連携して「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を閉鎖する。

(2) 情報の提供

ア 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の活用

イ 臨時広報等の発行、避難所への掲示

ウ NTTの伝言ダイヤルサービス(171)等の活用

エ 市ホームページ等の活用

#### 第12 被災者の精神的ケア

【子育て支援班】【保健衛生班】

東日本大震災等では、被災後に被災者の震災のショックと長期間にわたる避難生活等のストレスにより、心身の不調を原因とする被災者が多く見られ、被災者の精神的ケアをすることが提起されている。こうした報告を踏まえ、被災者の精神的ケアの計画を図る。

被災者の精神的ケアは、次のとおりとする。

(1) 避難生活が長期化した場合、巡回訪問等の対応

(2) 精神科医師、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカーの確保

(3) 健康状態調査の実施

(4) 精神面の相談所などの拠点の整備

(5) 話し相手、介護等のボランティアの協力

(6) 医療機関、関係機関と連携をした災害時の患者の精神的ケアの支援

(7) 職員への惨事ストレス対策(精神科医師等の専門家の派遣要請)

## 第5章 竜巻等突風対策計画

### 第1節 竜巻等突風災害の現況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。竜巻の発生数は、台風シーズンの9月が最も多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

#### 第1 竜巻の特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

#### 第2 その他の突風

##### 1 ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数は数100mから10km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

##### 2 ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり数は竜巻やダウンバーストより大きく、数10km以上に達することもある。



出典：気象庁 [ホームページ](#)

#### 【主な突風の種類】

#### 第3 気象庁の発表する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

### 1 竜巻注意情報の概要

- (1) 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- (2) 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

#### 【竜巻注意情報の発表例】

| 目撃情報を含まない場合  | 目撃情報を含む場合   |
|--|---|
| <p>〇〇県竜巻注意情報 第1号<br/>令和××年4月20日10時27分 <u>気象庁発表</u></p> <p>〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。</p> <p>空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。<br/>落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</p> <p>この情報は、20日11時30分まで有効です。</p> | <p>〇〇県竜巻注意情報 第1号<br/>令和××年4月20日10時27分 <u>気象庁発表</u></p> <p><b>【目撃情報あり】〇〇県南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。</b></p> <p>〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています</p> <p>空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。<br/>落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</p> <p>この情報は、20日11時30分まで有効です。</p> |

※ 目撃情報を含まない場合と異なる箇所には太字で下線を付す。また、目撃情報があった場合に記載する地域名称は、気象庁の天気予報で用いる一次細分区域名を用いる。

※ 竜巻の目撃情報は、全国の気象庁職員及び一部の公的機関によるもののうち、信頼性の高いものを活用することとしている。

### 2 竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

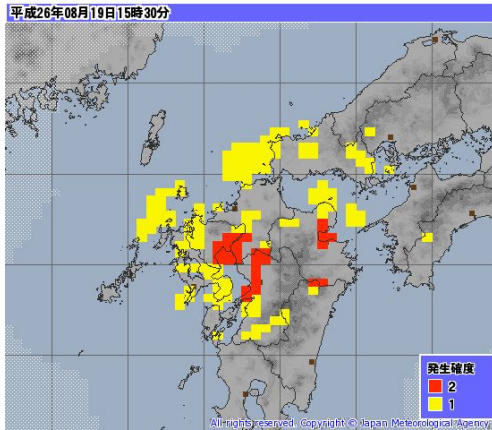
#### (1) 発生確度2

竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。(適中率 7~14%、捕捉率 50~70%)

#### (2) 発生確度1

竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。(適中率 1~7%、捕捉率 80%程度)  
発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

第2編 風水害対策編 第5章 竜巻等突風対策計画  
第1節 竜巻等突風災害の現況



|       |   |
|-------|---|
| 発生確度2 | 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。 |
| 発生確度1 | 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。   |

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合  
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合  
 (補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従風資料による検証値です。

出典：気象庁ホームページ

【竜巻発生確度ナウキャストについて】

## 第2節 予防・事前対策

竜巻等突風が市民生活等に与える影響を最小限にするため、市では、竜巻の発生、対処に関する知識の普及を図るとともに、予防・事前対策について計画する。

### 第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及 【安心安全課】

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

#### 1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料等を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

#### 2 学校における竜巻発生や避難に関する指導

学校においては、竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させるよう努める。日頃から、竜巻から身を守る適切な避難行動等を理解させるなど、竜巻へ備える態度を育て、安全管理運用体制の充実を図る。

### 第2 竜巻注意情報等気象情報の普及 【安心安全課】

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

また、熊谷地方気象台は市及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。

### 第3 被害予防対策 【安心安全課】【各施設の所管課】

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

市は、特に物的被害を軽減させるための方策として、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

### 第4 竜巻等突風対処体制の確立 【安心安全課】

竜巻等突風が発生し、又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

### 第5 情報収集・伝達体制の整備 【安心安全課】

竜巻等突風が発生し、又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。



## 1 市民への伝達体制

事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、市民への登録を促す。  
また、防災行政用無線、緊急速報メールなど市民への多様な伝達手段のなかから、有効で時機を失しない伝達方法を検討する。

## 2 目撃情報の活用

市及び県や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

# 第6 適切な対処法の普及 【安心安全課】

竜巻等突風への具体的な対処法を市民にわかりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

## 1 具体的な対処方法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市及び県は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。竜巻から命を守るための対処法については次のとおりである。

- (1) 頑丈な建物へ避難する
- (2) 窓ガラスから離れる
- (3) 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- (4) 避難時は飛来物に注意する

### 【具体的な対応例】

| 状況の時系列的変化  | 対処行動例  |
|--|--|
| (A) 竜巻注意情報発表時  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。</li> <li>・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。</li> <li>・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用やこども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。</li> </ul> |
| (B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき<br>(積乱雲が近づく兆し)<br>空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。</li> <li>・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。</li> </ul>   |
| (C) 竜巻の接近を認知したとき<br>(竜巻接近時の特徴)<br>①雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲が見られる<br>②飛散物が筒状に舞い上がる<br>③ゴーというジェット機のような音が聞こえる | <p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓から離れる。</li> <li>・窓のない部屋等へ移動する。</li> <li>・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。</li> <li>・地下室か最下階へ移動する。</li> </ul>  |

| 状況の時系列的変化   | 対処行動例   |
|---|---|
| <p>④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知する<br/>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。<br/>(屋外)</li> <li>・近くの頑丈な建物に移動する。</li> <li>・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。</li> <li>・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車のなかでも頭を抱えてうずくまる。</li> </ul> |

出典：「竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）」

## 第3節 応急対策

竜巻等突風により被害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市が実施すべき必要な措置について定める。

### 第1 情報伝達

【安心安全班】【企画政策班】【各班】

市及び県は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

また、市は市民の適切な対処行動を支援するため、市民に適切な情報伝達を行うことが重要である。

#### 【市町村単位での情報の付加に係る参考】

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- ・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- ・竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- ・竜巻注意情報が県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- ・気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- ・竜巻発生確度ナウキャストを用い、市が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、市が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- ・多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報FAXを用いて情報伝達を行う。

(C) 市において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- ・市において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで市が発生確度2の範囲に入った場合に、市民に対して防災行政用無線やインターネット等を用いて情報伝達を行う。
- ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動（風水害対策編第5章第2節第6【具体的な対応例】を参照）の2点がある。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 市において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- ・市及び周辺において竜巻が発生したことを市が確認した場合は、防災行政用無線やインターネット等を用いて市民へ情報伝達を行う。
- ・情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨及び市民の対処行動（風水害対策編第5章第2節第6【具体的な対応例】を参照）の2点がある。

(例文) 先ほど、市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がる様子が見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです）。

出典：「竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）」

**第2 救助の適切な実施**

**【福祉班】**

「風水害対策編第3章第10節災害救助法の適用」を準用する。

**第3 がれき処理**

**【環境班】**

「風水害対策編第3章第18節第1廃棄物処理」を準用する。

**第4 避難所の開設・運営【安心安全班】【子育て支援班】【援護班】【教育総務班】**

「風水害対策編第3章第12節第5避難所の開設、第6避難所の運営」を準用する。

**第5 応急住宅対策**

**【建築班】**

「風水害対策編第3章第19節応急住宅対策」を準用する。

**第4節 復旧・復興対策**

「風水害対策編第4章震災復旧及び復興計画」を準用する。

## 第6章 大規模水害対策計画

### 第1節 大規模水害に係る被害想定

国土交通省は、想定最大規模の降雨により利根川・荒川等が氾濫した場合の「洪水浸水想定区域」を水防法第14条第1項及び同条第3項の規定に基づき指定・公表した。

本市において、被害を及ぼす可能性のある洪水氾濫は次のとおりである。

#### 第1 利根川

想定し得る最大規模の降雨（72時間総雨量491mm）に伴う洪水により利根川が氾濫した場合、市内の広範囲に浸水し、最大で2週間程度浸水が継続するものとされている。

#### 第2 荒川

想定し得る最大規模の降雨（72時間総雨量632mm）に伴う洪水により荒川が氾濫した場合、市内の広範囲に浸水し、最大で2週間程度浸水が継続するものとされている。

### 第2節 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

#### 第1 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の氾濫による洪水が発生した場合、広域かつ大規模な浸水が想定される。

また、想定される浸水深は3階以上に達する地域が存在する。

#### 第2 地下空間等を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下、共同住宅の地下駐車場部分の浸水などの被害が発生する。

#### 第3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

#### 第4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

#### 第5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

市内の地域特性や堤防決壊箇所的位置により、氾濫流が到達するまでに6時間から数日間かかる想定がされている。

## 第3節 大規模水害対策

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

県では、大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じることとしている。

- ・適時・的確な避難の実現
- ・応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・地域の大規模水害対応力の強化
- ・氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・防疫及び水害廃棄物処理対策

### 第1 適時・的確な避難の実現

### 【安心安全課】【各施設の所管課】

「風水害対策第2章第4節第8避難、第3章第12節 避難支援」を準用するほか、次のとおりとする。

#### 1 取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。

市内の地域特性や堤防決壊箇所的位置により、氾濫流が到達するまでに6時間から数日間かかる想定がされている。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

#### 2 具体的な取組内容

##### (1) 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市、国及び県は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の指定緊急避難場所の位置や収容可能人数を把握し、避難経路や避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

##### (2) 大規模水害リスクに関する情報の普及

市及び県は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを市民にわかりやすく提供する。

##### (3) 適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民自らが、避難行動の適時・的確な判断ができるよう市及び県は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難経路や安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

##### (4) 適時・的確な避難情報の発令

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準の改善を図る。

また、雨量や河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難情報の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

##### (5) 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

また、県は緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう支援する。

(6) 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に市民に理解されるよう方策を検討する。

また、伝達に当たっては、消防署、警察署、消防団及び自主防災組織等が連携し、市民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう十分留意する。

(7) 広域避難に向けた検討

市は、市町村を超える広域避難を円滑に実施するため、県や他市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、他市町村間との避難者受入協定の締結や受入対象となる洪水時に利用可能な避難所の指定を推進する。

(8) 孤立者の救助体制の整備

市及び県、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

(9) 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入に関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市及び県は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

## 第2 応急対応力の強化と重要機能の確保

### 【安心安全課】

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な市、警察署、消防署、水防組合、県、その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

### 1 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市及び県は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講じる。

### 2 防災活動拠点の浸水危険性の把握

市、防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく支障を生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

### 3 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

## 第3 地域の大規模水害対応力の強化

### 【安心安全課】

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

### 1 避難行動力の向上

市、県及び防災関係機関は、自主防災組織の組織化の推進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。

また、個人や地域コミュニティ向けの研修、防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

### 2 水防活動の的確な実施

市及び県は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

### 3 事業継続に有効な建築構造・設備配置

事業者、社会福祉施設及び病院等は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

## 第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

【安心安全課】【上下水道課】【経営課】【街づくり課】【建築課】

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。

また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい市域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

### 1 治水対策の着実な実施

市、国及び県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

### 2 排水対策の強化

市、国及び県は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

### 3 土地利用誘導による被害軽減

市及び県は、市民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。

また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住み方についても理解を推進するとともに、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

## 第5 防疫及び水害廃棄物処理対策

【環境課】

「風水害対策編第3章第18節 環境衛生」を準用する。



## 第7章 雪害対策計画

### 第1節 雪害対策

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、市内では、14日から15日までの降雪・積雪量は20cmとなった。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

#### 第1 予防・事前対策

【安心安全課】【各課】

##### 1 市民が行う雪害対策

###### (1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食糧、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分）、除雪作業用品の準備・点検など、自ら雪害に備えるための対策を講じるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及・啓発を行う。

###### (2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発及び広報に努める。

##### 2 情報通信体制の充実強化

###### (1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

また、熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、市に伝達する体制整備に努める。

###### (2) 市民への伝達及び事前の周知

市、県及び熊谷地方気象台は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。

##### 3 避難所の確保

市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、「風水害対策編第2章第4節第8避難」に準じて、必要に応じ避難所をあらかじめ確保する。

##### 4 建築物の雪害予防

###### (1) 物的被害を軽減させるための措置

庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

###### ア 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

###### イ 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

## 5 道路交通対策

### (1) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市は、県や国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。

「風水害対策編第2章第4節第2 防災拠点の整備」を準用する。

### (2) 道路交通の確保

市は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

なお、道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

### (3) 雪捨て場の選定

道路管理者は、運搬排雪作業に備えて、適当な雪捨て場を選定する。

## 6 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、気象予報等に基づき計画運休が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民に周知する。

## 7 ライフラインにおける雪害対策の推進

(1) ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

(2) ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう連携体制の強化を図るものとする。

## 8 農産物等への被害軽減対策

市及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に抑えるため、農業団体等と連携を密にして、積雪に耐え得る低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討するとともに、被害防止に関する指導を行う。

## 第2 応急対策

## 【安心安全課】【各課】

市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

## 1 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

## 2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「風水害対策編第3章第3節特別警報・警報・注意報等の伝達」を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政用無線、緊急速報メール、データ放送など市民への多様な伝達手段のなかから、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、市民に周知する。行動例は次のとおりとする。

ア 不要不急の外出は極力避ける。

イ 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。

ウ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。

エ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。

オ 自動車が立ち往生した場合に自動車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。

カ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。

キ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

## 3 道路機能の確保

(1) 道路開削等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 効率的な除雪

異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

### (3) 除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。なお、除雪応援の受入に当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

## 4 避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊等により、住家を失った市民等を収容するため、市は避難所を開設・運営する。気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「風水害対策編第3章第12節避難支援」を準用する。

## 5 ライフラインの確保

ライフライン事業者、市及び県は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じるとともに、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

## 6 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」を準用する。

## 7 地域における除雪協力

除雪は、土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

## 第3 復旧対策 【企画政策班】【税務班】【福祉班】【農政班】【地域振興班】

### 1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講じる。

「風水害対策編第4章第3節生活再建等の支援」を準用する。

### 2 その他復旧対策

「風水害対策編第4章第1節迅速な災害復旧」を準用する。

### 3 生活再建等の支援

「風水害対策編第4章第3節生活再建等の支援」を準用する。

# 白岡市地域防災計画

## 第3編 震災対策編 (検討素案)

令和 5 年 1 1 月

白岡市防災会議



# 目 次

|   |     |
|---|-----|
| 第3編 震災対策編                                 | 221 |
| 第1章 震災対策の総則                               | 221 |
| 第1節 活断層及び地震履歴                             | 221 |
| 第1 県周辺の活断層                                | 221 |
| 第2 過去の地震被害                                | 222 |
| 第2節 被害想定と基本方針                             | 223 |
| 第1 想定地震                                   | 223 |
| 第2 被害想定条件及び主な被害予測項目                       | 224 |
| 第3 想定結果                                   | 224 |
| 第4 震災対策の基本方針                              | 225 |
| 第2章 震災予防計画                                | 226 |
| 第1節 建築物・施設等の安全対策                          | 226 |
| 第1 建築物の耐震化 【建築課】                          | 226 |
| 第2 窓ガラス等の落下・脱落防止 【建築課】                    | 227 |
| 第3 空家等の実態把握 【環境課】【建築課】                    | 227 |
| 第4 ブロック塀の倒壊防止 【建築課】【教育指導課】【環境課】           | 227 |
| 第5 自動販売機の転倒防止 【商工観光課】                     | 228 |
| 第6 エレベーターの閉じ込め防止 【建築課】                    | 228 |
| 第2節 震災に強い防災都市づくり                          | 229 |
| 第1 防災都市づくりの推進 【安心安全課】【街づくり課】【建築課】【道路課】    | 229 |
| 第2 都市計画マスタープランへの位置づけ 【街づくり課】              | 229 |
| 第3 市街地の整備等 【企画政策課】【街づくり課】                 | 229 |
| 第4 建築物の不燃化 【街づくり課】【建築課】【消防署】              | 230 |
| 第5 オープンスペース等の確保 【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【農政課】  | 230 |
| 第6 交通施設の安全化 【道路課】【東日本旅客鉄道(株)】【東日本高速道路(株)】 | 231 |
| 第7 ライフライン施設の安全化 【上下水道課】【経営課】【事業者】         | 232 |
| 第8 地盤災害の予防 【建築課】【上下水道課】【経営課】【道路課】         | 233 |
| 第3節 地震火災等の予防                              | 235 |
| 第1 住宅等からの出火防止 【消防署】                       | 235 |
| 第2 初期消火体制の充実強化 【消防署】                      | 235 |
| 第3 消防力の強化 【消防署】                           | 236 |
| 第4 危険物取扱施設の安全化 【消防署】                      | 236 |
| 第4節 地域防災力の向上                              | 237 |
| 第1 自助 [市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)] 【安心安全課】       | 237 |
| 第2 共助 [自主防災組織の強化] 【自主防災組織等】【安心安全課】        | 237 |
| 第3 共助 [民間防火組織の育成] 【消防署】                   | 239 |
| 第4 共助 [事業所等の防災体制の充実] 【安心安全課】【消防署】         | 239 |
| 第5 共助 [地区防災計画の策定] 【安心安全課】                 | 241 |
| 第5節 防災教育                                  | 242 |
| 第1 市民に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】                | 242 |
| 第2 児童・生徒に対する防災教育 【教育指導課】                  | 244 |
| 第3 自主防災組織に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】            | 245 |
| 第4 職員に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】                | 245 |
| 第5 防災上重要な施設に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】          | 245 |
| 第6 事業所に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】               | 245 |
| 第6節 防災訓練                                  | 246 |
| 第1 総合防災訓練の実施 【防災関係機関】                     | 246 |
| 第2 実践的な個別訓練の実施 【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】       | 246 |

|     |                                   |                                   |     |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|-----|
| 第3  | 事業所、自主防災組織等の訓練                    | 【安心安全課】【消防署】                      | 247 |
| 第4  | 防災訓練の検証                           | 【安心安全課】                           | 247 |
| 第5  | 消防訓練                              | 【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】              | 247 |
| 第7節 | 震災に関する調査研究                        |                                   | 248 |
| 第1  | 地震被害想定調査                          | 【安心安全課】                           | 248 |
| 第2  | 震災対策に関する調査研究                      | 【各課】                              | 248 |
| 第3  | 防災研究成果の活用                         | 【各課】                              | 249 |
| 第8節 | 震災に備えた活動体制の強化                     |                                   | 250 |
| 第1  | 活動体制の整備                           | 【全職員共通】                           | 250 |
| 第2  | 防災拠点の整備                           | 【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】          | 251 |
| 第3  | 情報通信設備の整備                         | 【安心安全課】【各課】                       | 252 |
| 第4  | ボランティア活動の環境整備                     | 【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】           | 252 |
| 第5  | 救急救助                              | 【消防署】                             | 252 |
| 第6  | 医療救護                              | 【安心安全課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】        | 252 |
| 第7  | 避難                                | 【安心安全課】【各施設の所管課】                  | 252 |
| 第8  | 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備 | 【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】   | 253 |
| 第9  | 帰宅困難者（帰宅抑制）対策                     | 【安心安全課】【教育指導課】【生涯学習課】             | 259 |
| 第10 | 遺体の埋・火葬                           | 【市民課】                             | 261 |
| 第11 | 廃棄物処理対策                           | 【環境課】【蓮田白岡衛生組合】                   | 261 |
| 第12 | 防疫対策                              | 【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】              | 261 |
| 第13 | 応急住宅対策                            | 【建築課】                             | 261 |
| 第14 | 動物愛護                              | 【環境課】                             | 261 |
| 第15 | 文教対策                              | 【教育総務課】【教育指導課】                    | 261 |
| 第16 | 要配慮者の安全対策                         | 【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】        | 261 |
| 第3章 | 震災応急対策計画                          |                                   | 262 |
| 第1節 | 応急対策の活動体制                         |                                   | 262 |
| 第1  | 活動体制及び配備基準                        | 【全職員共通】                           | 262 |
| 第2  | 配備体制と職員の配置                        | 【全職員共通】                           | 264 |
| 第3  | 災害対策本部の設置                         | 【全職員共通】                           | 265 |
| 第4  | 災害対策本部の運営                         | 【全職員共通】                           | 266 |
| 第2節 | 災害情報の収集伝達                         |                                   | 267 |
| 第1  | 情報の連絡体制                           | 【企画政策班】【防災関係機関】                   | 267 |
| 第2  | 地震情報の収集・伝達                        | 【企画政策班】【防災関係機関】                   | 267 |
| 第3  | 被害情報等の収集体制                        | 【企画政策班】【各班】                       | 268 |
| 第3節 | 広報広聴活動                            |                                   | 271 |
| 第1  | 市民への広報                            | 【企画政策班】【各班】                       | 271 |
| 第2  | 帰宅困難者・要配慮者への広報                    | 【企画政策班】【福祉班】【地域振興班】<br>【高齢介護班】【県】 | 271 |
| 第3  | 被災者に対する広聴活動の実施                    | 【企画政策班】【地域振興班】                    | 272 |
| 第4節 | 自衛隊災害派遣要請                         |                                   | 274 |
| 第1  | 災害派遣要請の判断と連絡                      | 【安心安全班】                           | 274 |
| 第2  | 災害派遣部隊の受入体制                       | 【安心安全班】                           | 274 |
| 第3  | 自衛隊の自主派遣                          |                                   | 274 |
| 第4  | 災害派遣部隊の撤収要請                       | 【安心安全班】                           | 274 |
| 第5  | 経費負担                              | 【財政班】                             | 274 |
| 第5節 | 応援要請・要員確保                         |                                   | 275 |
| 第1  | 応援要請                              | 【安心安全班】【企画政策班】                    | 275 |
| 第2  | 相互応援協力                            | 【安心安全班】                           | 275 |
| 第3  | 要員の確保                             | 【安心安全班】                           | 275 |
| 第6節 | 応援の受入                             |                                   | 276 |
| 第1  | 地方公共団体等からの応援受入                    | 【安心安全班】                           | 276 |



|      |                   |   |     |
|------|-------------------|---|-----|
| 第2   | ボランティアの応援受入       | 【安心安全班】【地域振興班】                                | 276 |
| 第3   | 市民、自主防災組織等の協力     | 【安心安全班】【地域振興班】                                | 276 |
| 第7節  | 災害救助法の適用          |   | 278 |
| 第1   | 災害救助法の適用手続        | 【福祉班】   | 278 |
| 第2   | 災害救助法の適用          | 【福祉班】   | 278 |
| 第8節  | 消防活動              |   | 279 |
| 第1   | 消防活動の基本方針         | 【消防署】   | 279 |
| 第2   | 応援要請              | 【消防署】   | 280 |
| 第3   | 危険物の安全措置          | 【消防署】   | 281 |
| 第4   | 市民の活動             | 【市民】  | 281 |
| 第5   | 自主防災組織の活動         | 【自主防災組織】                                      | 281 |
| 第6   | 事業所の活動            | 【事業所】   | 282 |
| 第9節  | 救急救助・医療救護         |   | 283 |
| 第1   | 救急救助対策            | 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】                 | 283 |
| 第2   | 医療・助産救護活動         | 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】                 | 284 |
| 第3   | 保健衛生              | 【子育て支援班】【保健衛生班】                               | 286 |
| 第10節 | 水防対策              |   | 287 |
| 第1   | 水防活動              | 【農政班】【資材班】【土木班】【建築班】【上下水道班】【上下水道庶務班】<br>【消防団】 | 287 |
| 第2   | 応急復旧活動            | 【農政班】【土木班】【上下水道班】【上下水道庶務班】                    | 287 |
| 第11節 | 避難支援              |   | 288 |
| 第1   | 避難指示の発令           | 【安心安全班】【消防署】【久喜警察署】                           | 288 |
| 第2   | 避難誘導              | 【安心安全班】【土木班】【消防団】                             | 290 |
| 第3   | 避難所の開設            | 【避難所運営職員】                                     | 290 |
| 第4   | 避難所の運営            | 【避難所運営職員】                                     | 293 |
| 第12節 | 交通規制              |   | 294 |
| 第1   | 埼玉県警察による交通規制      | 【久喜警察署】                                       | 294 |
| 第2   | 道路管理者による交通規制      | 【各道路管理者】                                      | 294 |
| 第13節 | 緊急輸送              |   | 295 |
| 第1   | 緊急通行車両による輸送       | 【財政班】【土木班】                                    | 295 |
| 第2   | ヘリコプターによる輸送       | 【安心安全班】                                       | 295 |
| 第14節 | 飲料水・食糧・生活必需品の供給   |   | 296 |
| 第1   | 飲料水の供給            | 【上下水道班】【上下水道庶務班】                              | 296 |
| 第2   | 食糧の供給             | 【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】               | 296 |
| 第3   | 生活必需品の供給          | 【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】                    | 296 |
| 第4   | 救援物資の供給           | 【財政班】【農政班】                                    | 296 |
| 第15節 | 帰宅困難者対策           |   | 297 |
| 第1   | 帰宅困難者への情報提供       | 【企画政策班】【安心安全班】【社会教育班】                         | 297 |
| 第2   | 一時滞在施設の確保         | 【安心安全班】【社会教育班】【久喜警察署】                         | 298 |
| 第3   | 帰宅支援              | 【県】【事業者】                                      | 299 |
| 第4   | 代替輸送の提供           | 【安心安全班】                                       | 299 |
| 第16節 | 遺体の取扱             |   | 300 |
| 第1   | 遺体の搜索             | 【消防署】【久喜警察署】                                  | 300 |
| 第2   | 遺体の処理             | 【環境班】【久喜警察署】                                  | 300 |
| 第3   | 遺体の埋・火葬           | 【市民班】   | 300 |
| 第17節 | 環境衛生              |   | 301 |
| 第1   | 廃棄物処理             | 【環境班】   | 301 |
| 第2   | 防疫活動              | 【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】                          | 301 |
| 第3   | 保健衛生対策            | 【子育て支援班】【保健衛生班】                               | 301 |
| 第4   | 動物愛護              | 【環境班】   | 301 |
| 第18節 | 公共施設等の応急対策        |   | 302 |
| 第1   | 施設管理者への応急対策の指導    | 【各施設の所管課】                                     | 302 |
| 第2   | 市の公共施設が共通してとるべき措置 | 【各施設の所管課】【建築班】                                | 302 |

|      |                        |                                     |     |
|------|------------------------|-------------------------------------|-----|
| 第3   | 社会福祉施設の応急対策            | 【福祉班】                               | 303 |
| 第4   | ライフライン施設               | 【事業者】                               | 303 |
| 第5   | 道路・橋りょうの応急対策           | 【土木班】【道路事業者】                        | 309 |
| 第6   | その他施設の応急対策             | 【事業者】                               | 310 |
| 第19節 | 応急住宅対策                 |                                     | 311 |
| 第1   | 住宅及び宅地の被害              | 【建築班】                               | 311 |
| 第2   | 被災住宅の応急修理              | 【建築班】                               | 312 |
| 第3   | 住宅関係障害物除去              | 【建築班】                               | 312 |
| 第4   | 応急住宅の供給                | 【建築班】                               | 312 |
| 第5   | 災害復旧用資機材の調達等           | 【建築班】                               | 312 |
| 第20節 | 文教対策                   |                                     | 313 |
| 第1   | 休業等応急措置                | 【教育総務班】【教育指導班】                      | 313 |
| 第2   | 応急教育の準備・実施             | 【教育総務班】【教育指導班】                      | 314 |
| 第3   | 教材・学用品等の調達及び配給         | 【教育総務班】【教育指導班】                      | 314 |
| 第4   | 給食等の措置                 | 【教育総務班】【教育指導班】                      | 314 |
| 第5   | 学校の衛生管理                | 【保健衛生班】【教育総務班】【教育指導班】               | 314 |
| 第6   | 学校施設の緊急使用              | 【教育総務班】【教育指導班】                      | 314 |
| 第7   | 文化財の応急措置               | 【社会教育班】                             | 314 |
| 第21節 | 要配慮者への支援               |                                     | 315 |
| 第1   | 社会福祉施設等入所者の安全確保        | 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】                | 315 |
| 第2   | 避難行動要支援者等の避難支援         | 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】                 | 315 |
| 第3   | 避難生活における要配慮者支援         | 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】                 | 315 |
| 第4   | 乳幼児への対応                | 【子育て支援班】【こども保育班】                    | 315 |
| 第5   | 外国人の安全確保               | 【地域振興班】                             | 315 |
| 第4章  | 震災復旧及び復興計画             |                                     | 316 |
| 第1節  | 迅速な災害復旧                |                                     | 316 |
| 第1   | プロジェクト体制による推進          | 【企画政策班】                             | 316 |
| 第2   | 災害復旧事業計画の作成            | 【企画政策班】                             | 316 |
| 第3   | 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 | 【財政班】                               | 316 |
| 第4   | 激甚災害の指定                |                                     | 316 |
| 第5   | 災害復旧事業の実施              |                                     | 316 |
| 第2節  | 計画的な災害復興               |                                     | 317 |
| 第1   | 復興計画の作成                | 【企画政策班】【資材班】【建築班】                   | 317 |
| 第2   | 震災復興事業の実施              | 【企画政策班】【資材班】【建築班】                   | 317 |
| 第3節  | 生活再建等の支援               |                                     | 318 |
| 第1   | 災害相談窓口の設置              | 【地域振興班】                             | 318 |
| 第2   | 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行      | 【税務班】【福祉班】                          | 318 |
| 第3   | 被災者の生活確保               | 【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】【援護班】【子育て支援班】 | 318 |
| 第4   | 住宅資金及び生活福祉資金の融資        |                                     | 318 |
| 第5   | 被災者生活再建支援制度            |                                     | 318 |
| 第6   | 埼玉県・市町村被災者安心支援制度       |                                     | 318 |
| 第7   | 義援金・義援物資等の受入、保管        | 【福祉班】                               | 318 |
| 第8   | 被災中小企業等への融資            |                                     | 318 |
| 第9   | 被災農林漁業関係者への融資等         |                                     | 318 |
| 第10  | 郵便物の特別扱い               | 【事業者】                               | 318 |
| 第11  | 尋ね人の相談に関する計画           | 【地域振興班】【市民班】                        | 319 |
| 第12  | 被災者の精神的ケアに関する計画        | 【保健衛生班】                             | 319 |
| 第5章  | 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置   |                                     | 320 |
| 第1節  | 趣旨                     |                                     | 320 |
| 第2節  | 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応     |                                     | 321 |

|     |                          |                                  |     |
|-----|--------------------------|----------------------------------|-----|
| 第1  | 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応       | 【安心安全課】                          | 321 |
| 第2  | 地震発生後の対応                 | 【各班】                             | 322 |
| 第6章 | 火山噴火降灰対策計画               |                                  | 323 |
| 第1節 | 火山噴火降灰対策の概況              |                                  | 323 |
| 第1  | 被害想定                     |                                  | 323 |
| 第2節 | 予防・事前対策                  |                                  | 325 |
| 第1  | 火山噴火に関する知識の普及            | 【安心安全課】                          | 325 |
| 第2  | 降灰による災害の予防・事前対策の検討       | 【安心安全課】                          | 328 |
| 第3  | 水、食糧、生活必需品の備蓄            | 【農政課】【安心安全課】                     | 328 |
| 第3節 | 応急対策                     |                                  | 329 |
| 第1  | 応急活動体制の確立                | 【全職員共通】                          | 329 |
| 第2  | 情報の収集・伝達                 | 【企画政策班】【各班】                      | 329 |
| 第3  | 避難所の開設・運営                | 【避難所運営職員】                        | 330 |
| 第4  | 医療救護                     | 【保健衛生班】【消防署】                     | 330 |
| 第5  | 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 | 【財政班】【土木班】<br>【上下水道班】【ライフライン事業者】 | 330 |
| 第6  | 農業者への支援                  | 農政班                              | 330 |
| 第7  | 降灰の処理                    | 【環境班】                            | 331 |
| 第8  | 広域一時滞在                   | 【安心安全班】                          | 331 |
| 第9  | 物価の安定、物資の安定供給            | 【商工班】                            | 331 |
| 第7章 | 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画   |                                  | 332 |
| 第1節 | シビアコンディションを設定する目的        |                                  | 332 |
| 第2節 | シビアコンディションへの対応           |                                  | 332 |
| 第3節 | シビアコンディションの共有と取組の実施      |                                  | 332 |



## 第3編 震災対策編

本編は、震災に対して強いまちづくりを目指し、「第1章 震災対策の総則」、「第2章 震災予防計画」、「第3章 震災応急対策計画」、「第4章 震災復旧及び復興計画」、「第5章 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応措置」、「第6章 火山噴火降灰対策計画」、「第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画」により構成する。

### 第1章 震災対策の総則

第1章 震災対策の総則においては、県周辺の活断層や地震履歴を把握するとともに、震災予防計画、震災応急対策計画等を策定する上で前提となる事項として、市に係る地震被害想定や震災対策の基本方針、目標について整理する。

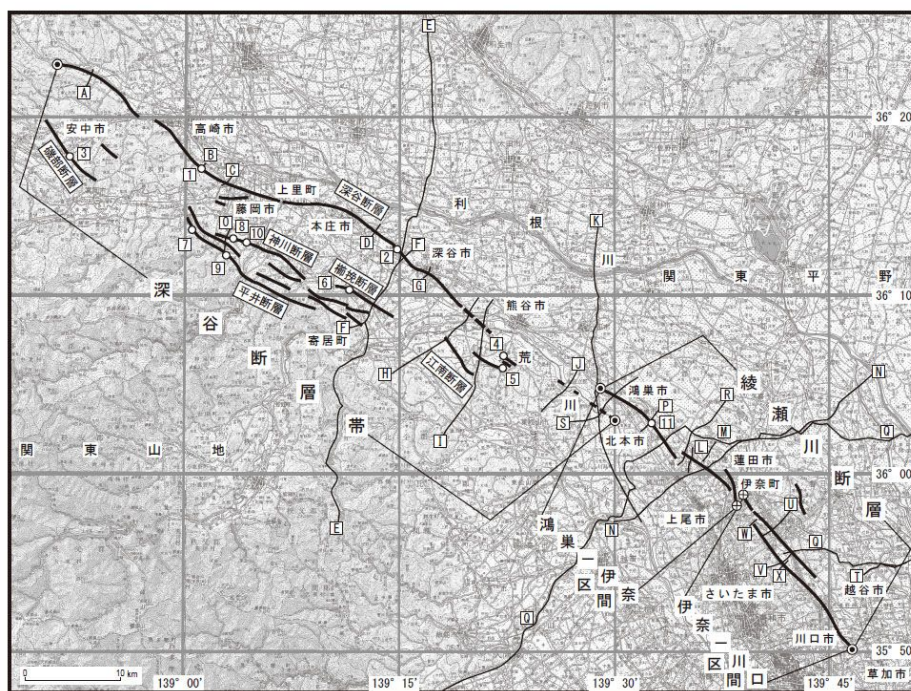
#### 第1節 活断層及び地震履歴

##### 第1 県周辺の活断層

県周辺の活断層は次のとおりである。

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的、経済的影響が大きいと考えられる主要な活断層について、震源の位置や形状等を調査し、その結果を長期評価として公表している。

なお、地震調査研究推進本部の最新の評価では、関東平野北西縁断層帯及び元荒川断層帯については、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関して新たな知見が得られたことから、これらに基づき、断層帯の活動区間及びそれらの位置・形状や活動履歴について改訂を行っている。これに伴い、断層帯の名称を深谷断層帯・綾瀬川断層に改訂した。



【深谷断層帯・綾瀬川断層の位置】

## 【地震調査研究推進本部による活断層の長期評価の概要】

| 断層帯名               | 断層帯を構成する断層                    | マグニチュード | 地震発生確率   |          |          |
|--------------------|-------------------------------|---------|----------|----------|----------|
|                    |                               |         | 30年以内    | 50年以内    | 100年以内   |
| 立川断層帯              | 立川断層、名栗断層                     | 7.4程度   | 0.5～2%以内 | 0.8～4%以内 | 2～7%以内   |
| 深谷断層帯              | 深谷断層、磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層 | 7.9程度   | ほぼ0～0.1% | ほぼ0～0.2% | ほぼ0～0.5% |
| 綾瀬川断層<br>(鴻巣-伊奈区間) | 綾瀬川断層                         | 7.0程度   | ほぼ0%     | ほぼ0%     | ほぼ0%     |
| 綾瀬川断層<br>(伊奈-川口区間) | 綾瀬川断層                         | 7.0程度   | 不明       | 不明       | 不明       |

出典：地震調査研究推進本部

## 第2 過去の地震被害

## 【県に被害を及ぼした過去の地震】

| 西暦<br>(和暦)             | 名称         | マグニチュード | 埼玉県の主な被害                          | 白岡市の主な被害                           |
|------------------------|------------|---------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 1923年9月1日<br>(大正12年)   | 関東地震       | 7.9     | 死者行方不明者343名<br>住家全壊4,759戸         | 死傷者8名、住家全壊24戸、住家半壊3戸<br>液状化現象記録あり。 |
| 1931年9月21日<br>(昭和6年)   | 西埼玉地震      | 6.9     | 死者11名、負傷者114名、<br>住家全壊63戸         | 死傷者1名、住家全壊7戸、<br>住家半壊8戸            |
| 2004年10月23日<br>(平成16年) | 新潟県中越地震    | 6.8     | 負傷者1名                             | 特に被害は認められない。                       |
| 2005年2月16日<br>(平成17年)  | 茨城県南部地震    | 5.4     | 負傷者6名                             | 特に被害は認められない。                       |
| 2005年7月23日<br>(平成17年)  | 千葉県北西部地震   | 6.0     | 負傷者9名                             | 特に被害は認められない。                       |
| 2005年8月16日<br>(平成17年)  | 宮城県沖地震     | 7.2     | 負傷者4名、住家全壊1戸                      | 特に被害は認められない。                       |
| 2005年8月16日<br>(平成17年)  | 茨城県沖地震     | 7.0     | 負傷者1名                             | 特に被害は認められない。                       |
| 2011年3月11日<br>(平成23年)  | 東北地方太平洋沖地震 | 9.0     | 死者1名、負傷者104名、<br>建物全壊24戸、建物半壊199戸 | 屋根瓦等被害536戸、<br>ブロック塀の被害、電柱の傾斜等の被害。 |

出典：地震調査研究推進本部（平成31年3月1日現在）



## 第2節 被害想定と基本方針

### 第1 想定地震

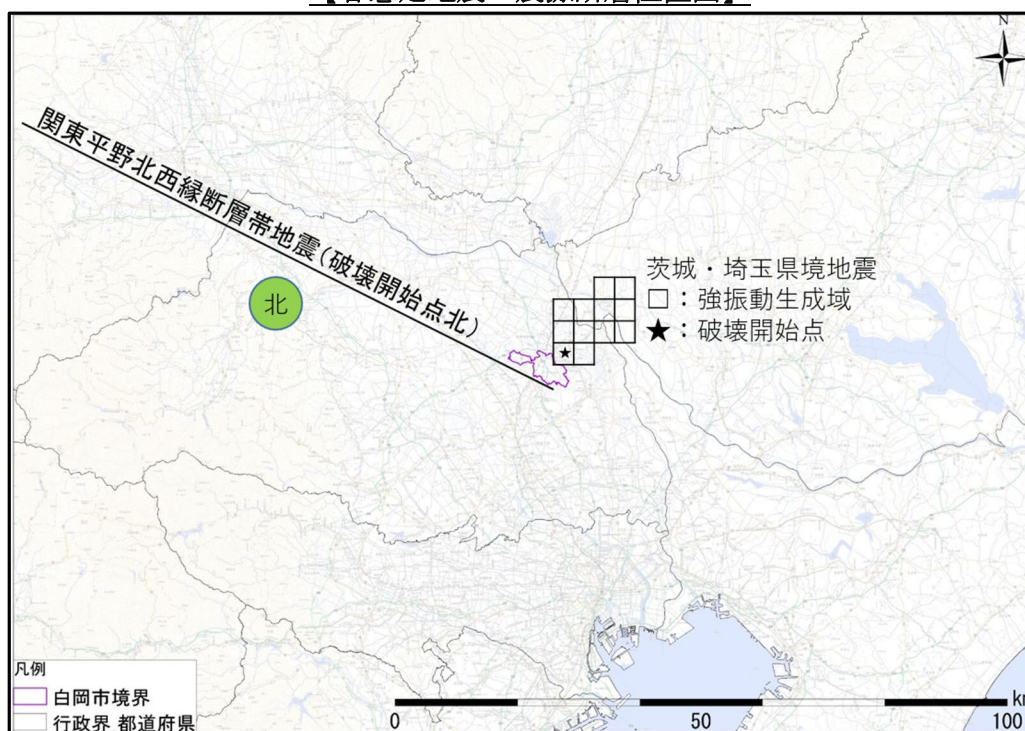
市域において被害が想定される地震、浸水害等の危険性の評価や、都市構造、ライフラインなどの社会基盤を整理することにより、災害の危険性及び防災上の問題点等を明確化し、今後の防災対策のための基礎資料として活用するため、令和4年度に防災アセスメント調査を実施した。

防災アセスメント調査では、埼玉県による地震被害想定調査や新たな知見等を踏まえ、市域に大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」(断層型地震)と「茨城・埼玉県境地震」(海溝型地震)を想定地震として、最新の社会状況・自然状況を反映した地震被害想定を行っている。

#### 【想定震源の概要】

| 想定地震         | マグニチュード | 地震のタイプ | 説明  |
|--------------|---------|--------|---|
| 関東平野北西縁断層帯地震 | 8.1     | 活断層型   | 深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定<br>埼玉県地震被害想定(2014)の想定地震の一つで、<br>市域の3/4の地域で震度6弱、市西側では震度6強<br>が想定される。<br>※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%~0.008%           |
| 茨城・埼玉県境地震    | 7.3     | 海溝型    | 内閣府首都直下地震モデル検討会(2013)の想定地<br>震の一つで、フィリピン海プレートと北米プレート<br>境界に想定する地震として、震源断層域を「茨城・<br>埼玉県境」に設定<br>※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生<br>する確率：70% |

#### 【各想定地震の震源断層位置図】



## 第2 被害想定条件及び主な被害予測項目

地震による被害は、季節、時刻、風速による条件などの違いによって変わることから、異なる季節、時刻、風速を設定して想定が行われている。

防災アセスメント調査における予測条件と主な被害予測項目は次のとおりである。

### 【被害想定予測条件】

| 項目             | 条件     | 内容  |
|----------------|--------|---|
| 季節・時刻<br>3 ケース | 夏 12 時 | 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース             |
|                | 冬 5 時  | 大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース              |
|                | 冬 18 時 | 火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース              |
| 風速<br>2 ケース    | 平均     | 夏 12 時：1.85m/s、冬 5 時：1.49m/s、冬 18 時：2.30m/s |
|                | 強風     | 夏 12 時：3.15m/s、冬 5 時：3.38m/s、冬 18 時：4.47m/s |

### 【主な被害予測項目】

| 項目     | 予測内容                |
|--------|---------------------|
| 地震動    | 震度                  |
| 液状化    | 液状化可能性              |
| 建物被害   | 全壊棟数、半壊棟数           |
| 火災被害   | 出火件数、焼失棟数           |
| 人的被害   | 死者数、負傷者数            |
| ライフライン | 上水道、下水道、電力、ガス、電話    |
| 交通被害   | 道路橋りょう被害、鉄道路線被害     |
| 避難者    | 避難者数（避難所、避難所外）      |
| 生活支障   | 備蓄数量（食糧、飲料水、生活必需品等） |
| 災害廃棄物  | 可燃物、不燃物             |

## 第3 想定結果

市において想定地震が発生した場合、市域の最大震度は6強と予測され、それに伴う主な被害の程度は次のとおりである。



【想定地震における主な被害想定結果】

| 想定項目                  |                                | 関東平野北西縁<br>断層帯地震 | 茨城・埼玉県境<br>地震 |
|-----------------------|--------------------------------|------------------|---------------|
| 白岡市の最大震度              |                                | 6強               | 6強            |
| 建物被害                  | 全壊数（揺れ＋液状化）                    | 99棟              | 329棟          |
|                       | 半壊数（揺れ＋液状化）                    | 629棟             | 1,317棟        |
|                       | 焼失棟数 <sup>注1)</sup>            | 0棟               | 10棟           |
| 人的被害 <sup>注2)</sup>   | 死者                             | 3人               | 10人           |
|                       | 重傷者                            | 6人               | 18人           |
|                       | 軽傷者                            | 107人             | 204人          |
| 避難者数 <sup>注1)</sup>   | 1日後                            | 380人             | 1,144人        |
|                       | 1週間後                           | 1,913人           | 3,400人        |
|                       | 1か月後                           | 599人             | 7,567人        |
| ライフライン                | 上水道（1日後の断水人口）                  | 24,720人          | 36,943人       |
|                       | 下水道（1日後の機能支障人口）                | 12,820人          | 12,232人       |
|                       | 都市ガス（1日後の供給停止件数）               | 0件               | 5,259件        |
|                       | 電力（1日後の停電世帯数） <sup>注1)</sup>   | 338世帯            | 1,181世帯       |
|                       | 固定電話（1日後の不通回線数） <sup>注1)</sup> | 6回線              | 20回線          |
| 震災廃棄物量 <sup>注1)</sup> |                                | 9,200トン          | 30,000トン      |

注1) の項目に関しては、冬18時、強風の結果

注2) の項目に関しては、冬5時の結果

■資料-82 防災アセスメント調査における白岡市の被害想定結果

第4 震災対策の基本方針

東日本大震災以降、国では「減災」や「自助・共助・公助による取組」等を震災対策の基本方針として防災基本計画の大幅な改正を行っており、県地域防災計画においても同様の修正が行われている。

市では、これまでの計画修正により、「総則編」にこれらの基本方針（「第5節 防災対策の基本方針」）を掲げていることから、震災対策編では、この基本方針に基づき計画を策定するものとする。その際、震災対策の前提とする計画フレームには、市において起こり得る最大規模の地震である「茨城・埼玉県境地震」の被害想定結果を設定する。

## 第2章 震災予防計画

本計画は、東日本大震災等の教訓を生かし、市が実施した「防災アセスメント調査令和5年3月」及び「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」等をもとに、日頃からその地震災害の予防に万全を期し、被害の発生を最小限にとどめるための計画とする。

### 第1節 建築物・施設等の安全対策

市は、事前の予防措置として施設ごとに耐震性を備えるよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等に基づき、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を図る。

令和2年現在、公共建築物の耐震化は完了しており、多数の者が利用する建築物（民間建物）の耐震化も目標に達している。今後、住宅の耐震化を促進する。

#### 第1 建築物の耐震化

【建築課】

建築物の耐震性の向上を図るため、市は、県に協力し、資料の配布、説明会等を通じて、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

##### 1 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

具体的内容としては、建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る規定がある。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火災事例に鑑み、一般構造及び防火・避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防火上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

##### 2 耐震化対策

###### (1) 耐震化に関する相談窓口の設置

住宅の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応ずる窓口等を設置する。

###### (2) 耐震診断を行う技術者の養成

県が開催する耐震診断講習会への参加を促し、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

###### (3) 耐震性に関する知識の普及啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会等を通じ、市民への知識の普及啓発に努める。

###### (4) 緊急輸送道路等における既存建築物の耐震化の助言等

県及び関係団体と連携して、物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（緊急輸送道路等）に面する地域に存する既存建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修又は維持保全について指導、助言又は勧告を行う。

## 第2 窓ガラス等の落下・脱落防止

【建築課】

建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため次の対策を講じる。

### 1 落下防止対策の実施

県が実施する繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物の窓ガラス等落下対象物の調査結果の実態把握に努める。

### 2 落下防止に関する普及啓発

建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発を行う。

### 3 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修等の普及に努める。

### 4 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

## 第3 空家等の実態把握

【環境課】【建築課】

「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「白岡市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき空家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行うものとする。

## 第4 ブロック塀の倒壊防止

【建築課】【教育指導課】【環境課】

過去の地震災害では、ブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊による死亡者が発生しているが、その原因は、倒壊したブロック塀が建築基準法に適合しない粗悪な施工によるものであったことが判明している。こうしたことから、ブロック塀を設置している市民に対し、広報紙等を通じて、安全対策及び転倒防止対策を周知する。

地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、次の対策を講じる。

### 1 市街地内のブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

### 2 ブロック塀の倒壊防止に関する普及啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識を普及させる。

### 3 ブロック塀の点検・撤去・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している市民に対し、点検を行うよう指導するとともに、1の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。

また、ブロック塀の撤去・改修や生垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

#### 4 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

### 第5 自動販売機の転倒防止

【商工観光課】

#### 1 自動販売機の転倒防止に関する普及啓発

県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

#### 2 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

### 第6 エレベーターの閉じ込め防止

【建築課】

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食糧、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

## 第2節 震災に強い防災都市づくり

多種多様な都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに、建築物の不燃化促進及び道路や公園緑地等のオープンスペースを確保することにより、都市型災害に強いまちづくりを進める。

### 第1 防災都市づくりの推進 【安心安全課】【街づくり課】【建築課】【道路課】

#### 1 防災都市づくりの基本的考え方

- (1) 都市計画マスタープランや立地適正化計画において、防災都市づくりの基本的な考え方を踏まえて、分野別方針や防災指針を定める。
- (2) 市の防災面から見た地域特性にあった市街地整備を計画するとともに、建築物の耐震化、不燃化を促進する。
- (3) 広域災害に対処するため、避難地の確保や避難路の整備等行政界を越えた近隣市町と連携した計画とする。
- (4) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮し、道路や公園等の都市基盤施設のバリアフリー化を図る。
- (5) 平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を確保する。

#### 2 土地利用の適正化

##### (1) 土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づいて策定した国土利用計画や土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行うことにより、地震に強い安全な国土づくりを誘導する。

##### (2) 土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

### 第2 都市計画マスタープランへの位置づけ 【街づくり課】

都市計画マスタープランについては、地域防災計画を踏まえ、「防災まちづくり方針」の修正など、防災と都市の将来像の関係を調整することで、災害に配慮したまちづくりを位置づける。

### 第3 市街地の整備等 【企画政策課】【街づくり課】

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、土地区画整理事業などを引き続き推進しながら、市街地の整備を行う。

#### 1 都市機能の更新及び土地区画整理事業の活用

防災上重要な地域においては、耐火建築物等を誘導することなどにより地域の不燃化を図る。また、土地区画整理事業により、街路・公園等を整備し、オープンスペースを確保する。

#### ■資料-83 市街地整備の実施状況

## 2 地区計画等の活用

市が定める地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

## 3 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、迅速な復旧及び復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を推進する。

## 第4 建築物の不燃化

【街づくり課】【建築課】【消防署】

### 1 防火・準防火地域の指定

都市計画法、建築基準法に基づく諸制度を活用し、防火地域及び準防火地域を指定し建築物の不燃化を促進する。

### 2 屋根不燃化地区の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼を防止するため、建築基準法に基づき、屋根の不燃化を図る。

### 3 建築物の防火対策の推進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火対策の指導に努めるとともに、既存建築物に関しては、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火対象物定期点検報告制度に基づき、防火及び避難に係る改善対策の指導に努める。

## 第5 オープンスペース等の確保

【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【農政課】

被災者の安全確保と応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止を図るため、公園の整備や緑地等の保全を行い、オープンスペースを確保する。

### 1 都市公園の整備

震災時の避難場所となる防災公園、周辺自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動拠点とする都市公園については、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

■資料-84- 都市公園の状況

### 2 緑地・農地の保全

市街化区域内の農地（生産緑地）等は、火災の延焼防止に大きな効果がある。また、井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、保全等を推進していく。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

### 3 避難場所及び避難路周辺の不燃帯の形成促進

市街地火災からの安全を確保できる十分な広さの避難場所及び避難路を整備することが困難である現状を踏まえて、不燃帯の形成による避難所及び避難路周辺の建築物の不燃化

を促進する。

#### 4 広幅員街路の整備

火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な応急活動に資する道路網の整備を促進する。

#### ■資料-85 都市計画道路の状況

### 第6 交通施設の安全化 【道路課】【東日本旅客鉄道(株)】【東日本高速道路(株)】

交通施設の各管理者は、施設の耐震化及び安全対策並びに二次災害の発生防止を図る。また、市は、各管理者と協力して、情報提供等緊急時の連絡体制の確立に努める。

#### 1 道路及び橋りょう対策 【道路課】

道路、橋りょうの被害予防対策は、揺れに対する強度を増大させるだけでなく、柔軟性や粘りを高めることを基本とする。橋脚等については、耐震対策状況を点検し、必要に応じて橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。路盤については、特に液状化による地盤流動の影響を基礎の設計で十分にチェックする。

また、道路付帯設備や植樹についても地域状況を配慮し、適切に配備していくとともに、交通規制用や応急復旧用の資材等の備蓄を進める。

#### 2 鉄道施設 【東日本旅客鉄道(株)】

鉄道施設の耐震化等により被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

##### (1) 施設の現状

ア 線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。

耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。

イ 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

##### (2) 事業計画

ア 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。

イ 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」(平成7年7月運輸省通達)により対応する。

#### 3 高速道路 【東日本高速道路(株)】

市内では、東北自動車道が市域を南北に縦断し、圏央道(白岡菖蒲IC～久喜白岡JCT 東側までの延長3.3km)が北西部を東西に通過している。高速道路は災害時の緊急輸送道路として特に重要であることから、施設の安全対策と災害時の交通確保に万全を期すものとする。

(1) 高速道路等の維持管理に当たっては、高速道路等の周辺環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。

(2) 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するために必要な補修等の災害予防措置を講じる。

(3) 橋りょう等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

(4) 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

- (5) 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努める。

## 第7 ライフライン施設の安全化 **【上下水道課】【経営課】【事業者】**

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、県及び事業者は、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点分散、代替施設整備等による代替性の確保を進める。

### 1 電気供給施設の安全化 **【東京電力パワーグリッド(株)】**

電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊を免れた家屋が焼失する二次災害が予想される。このため、市は、事業者に、供給施設の耐震化、安全設備の整備、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう要請、協力するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

### 2 ガス供給施設の安全化 **【都市ガス事業者】【(一社)埼玉県LPガス協会】**

ガス供給施設は、漏えい、混触発火を引き起こし、誘爆や被害の拡大の可能性があり、市民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、市は、ガス事業者に、供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう要請、協力するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

### 3 上水道施設の安全化 **【安心安全課】【上下水道課】【経営課】【事業所】**

水道管の破損や停電により市内全域で断水が発生し、飲料水の確保や消火活動が困難になることが予想される。

このため、水道施設の耐震性を向上させることのみならず、災害復旧のための水道台帳の複数確保や事業所、近隣自治体との協力など、復旧を短時間で迅速かつ円滑に実施できる即応体制を確立する。また、断水に備え応急給水資材の備蓄を行うとともに、市民に対し給水拠点の周知を図る。

#### (1) 水道施設の震災予防対策 **【上下水道課】【経営課】**

大山配水場は耐震基準適合施設であるが、岡泉浄水場の一部と高岩浄水場の施設は、平成9年以前の耐震工法指針に基づいて建設された構造物であるため、耐震性能調査を実施するとともに、基準を満たさない施設については適切な改修が必要である。また、災害時における断水区域を小範囲に止めるため、老朽管の布設替えによる計画的な耐震化を進める。

#### (2) 耐震性貯水槽の整備 **【上下水道課】【経営課】**

断水が発生した場合に備え、常時は水道管路の一部として機能し、非常時に消火用及び飲料用として貯留水を利用することができる耐震性貯水槽の整備を図る。

#### (3) 民間所有井戸の活用 **【安心安全課】**

断水等が発生した場合に備え、現在、使用されている民間所有井戸の所有者に対し、災害時に一般に開放できる井戸を募集し、「災害用井戸（飲料以外）」として指定するよう努める。

なお、民間所有井戸の募集に当たっては、指定の基準の策定に努める。

#### (4) 災害用井戸の設置 **【安心安全課】【教育総務課】**

災害時の飲料水以外の生活用水を確保するため、避難所であるすべての小中学校に「手押しポンプ式による災害用井戸」の設置を進める。



■資料-86 白岡市上水道施設位置図

4 下水道施設の安全化及びトイレ対策

【安心安全課】【環境課】【上下水道課】【経営課】

汚水処理場の機能停止、中継ポンプ場や管渠の亀裂・破断、土砂の流入及びマンホールの異常等の被害を受けるとともに、汚水が道路に漏れ出す、逆流してトイレからあふれ出るなどの被害が起きるおそれがある。

(1) 下水道施設の災害予防対策

【上下水道課】【経営課】

下水道施設は、既設管等の事前調査などにより、老朽管の取替、接続部の改良補修及びクラックが生じた部分の改修を実施し、汚水排除の確保及び雨水の氾濫防止に努めるとともに、下水道施設の耐震性の向上、下水道台帳の複数保管及び近隣市町村との協力体制等の確立を図る。

また、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

(2) トイレ対策

【安心安全課】【環境課】【上下水道課】【経営課】

トイレ使用の可否は、公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすため、仮設トイレ等の設置や下水マンホール及び既存浄化槽の利用等により、迅速に対応できるように資機材の備蓄を図る。

公共下水道区域内の避難所となる学校などについては、要所にマンホールトイレが整備されているが、マンホールトイレが未整備の避難所などについては、仮設トイレの設置場所等について事前に検討しておくとともに、災害用トイレ（マンホールトイレ、貯留式）の整備を進める。また、既設の公園についても、災害用トイレ（ベンチ貯留式トイレ）の整備を進める。

■資料-87 白岡市下水道施設位置図

5 電話通信施設の安全化

【東日本電信電話(株)】【携帯電話各社】

東日本電信電話(株)埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、平素から171（災害用伝言ダイヤル）・web171（災害用伝言板）<sup>※1</sup>・災害用伝言版<sup>※2</sup>のPRに努める。

※1：東日本電信電話(株)提供、※2：携帯電話事業者提供

6 廃棄物処理施設の震災予防対策

【環境課】【蓮田白岡衛生組合】

- ・施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。
- ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。
- ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

第8 地盤災害の予防

【建築課】【上下水道課】【経営課】【道路課】

地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

## 1 液状化対策

東日本大震災では、市内の電柱の傾斜や道路陥没などの被害が見られ、また、東京湾の埋立地などの軟弱地盤で激しい液状化現象が起り、住宅の傾斜、宅地や道路の陥没など多くの被害をもたらした。

国土交通省においては、東日本大震災による液状化被害を踏まえ、液状化対策技術検討会議を設置し、液状化被害の実態把握や発生メカニズムの検証等を行い、液状化被害想定手法や宅地、道路、住宅・建築などの分野で技術基準の再検討を進めている。

大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年4月）」における液状化危険度分布等の結果を参考に液状化対策を推進する。

### （1）液状化対策工法の普及

液状化対策工法などの情報提供を行い、施設整備に反映させる。

### （2）耐震診断の実施

災害時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施していく。

### ■資料-88 白岡市液状化危険度

## 2 地盤沈下対策

【建築課】

地盤沈下は、地震時に被害を増大させる可能性がある。また、建築物や土木構造物等の耐震性の劣化が指摘されている。地盤沈下と建築物や土木構造物の劣化現象の関連に関する調査をもとに、地盤沈下が激しい地域の建築物、土木構造物の耐震性の劣化状況の把握に努める。

## 3 宅地造成地の災害予防対策

【建築課】

都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

## 第3節 地震火災等の予防

地震によってもたらされる被害のうち、火災は、発災時の気象状況や市街地の状況によって、甚大な被害をもたらす。火災による被害をできるだけ少なくするため、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進する。

### 第1 住宅等からの出火防止

【消防署】

#### 1 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- (1) 災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知しておく。また、過熱防止装置の付いた火気器具の普及に努める。
- (2) 災害時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等には対震自動消火装置が普及しているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- (3) 通電火災の防止のため、感震ブレーカーや過熱防止装置等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発に努める。
- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

#### 2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火及び自然発火等の形で出火する危険性がある。混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性がある化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

### 第2 初期消火体制の充実強化

【消防署】

#### 1 市民の初期消火力の強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消火力にも限界がある。地域の自主防災組織を充実させ、災害時に有効に機能するよう組織の活動力の向上を図り、市民による消火やバケツリレー等の初期消火力を高め、消防署及び消防団等と一体となった火災防止のための活動体制の確立に努める。

#### 2 事業所の初期消火力の強化

地震時に、事業所独自で行動できる対策を図るとともに、職場での従業員及び周辺市民の安全確保のために、日頃から地震時の初期消火について具体的な対策計画の確立を図るよう指導する。

#### 3 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

### 第3 消防力の強化

【消防署】

「風水害対策編第2章第4節第5消防力の強化」を準用する。

### 第4 危険物取扱施設の安全化

【消防署】

軟弱地盤地域の危険物取扱施設は、液状化のため損傷（燃料タンク等の傾斜など）を受けおそれがあり、損傷を受けた燃料タンクからの燃料漏れは、大きな災害を誘発させる要因になる。

消防署は消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令に基づき、施設の耐震性、危険物の安全管理等について適切な指導を行う。また、市民の安全を図るため、危険物の現状と被害状況を迅速に把握する体制を確立する。

危険物取扱施設関係の火災予防に関しては、安全管理及び立入検査を行い、保安上の責任と事故防止の指導に努める。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え、安全対策指針の整備に努める。

#### 1 危険物取扱施設

県及び市は、危険物取扱施設の安全確保のため、法令基準の適用を受けない小規模施設等を含め、実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

#### ■資料-89 市内の危険物施設の現況

#### 2 毒劇物取扱施設

県は、毒劇物取扱施設について、その取扱に係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、監視指導を行っている。

毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。このため、県は、これらの実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

#### ■資料-90 市内の毒劇物取扱施設の現況

#### 3 高圧ガス施設

県は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

#### 4 火薬類施設

火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づき、製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱が厳しく規制されていることから、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

## 第4節 地域防災力の向上

防災は「自らの身の安全は自ら守る」が基本であり、市民一人ひとりには「自助」が求められる。また、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織には「共助」が求められ、各組織は市や防災関係機関と連携して災害予防対策に取り組める防災体制を整える。

### 第1 自助【市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）】 【安心安全課】

「自らの身の安全は自ら守る」（自助）の取組を促進・推進する。

#### 1 身近な自助

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (5) 食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (6) 自動車へのこまめな満タン給油
- (7) 家具類の転倒防止やガラスの飛散・落下防止対策
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- (9) 災害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (12) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動）への参加
- (13) 近隣の要配慮者への配慮
- (14) 住宅の耐震化
- (15) 地震保険への加入など生活再建に向けた事前の備え
- (16) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

#### 2 実践的な自助

「風水害対策編第2章第1節第1 2実践的な自助」を準用する。

### 第2 共助【自主防災組織の強化】 【自主防災組織等】【安心安全課】

大規模な地震が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災関係機関による応急活動に先立ち、市民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

同時に、自主防災組織は、市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、地域における防災の点検を実施する。

【主な点検例】

| 各主体    | 点検事項  |
|--------|---|
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の危険性の把握</li> <li>・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認</li> <li>・市民への連絡系統の確認</li> <li>・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品）</li> <li>・消防水利や施設の点検・確認</li> <li>・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検</li> </ul> |

1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化

(1) 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織が結成されていない地域の結成を推進する。自主防災組織の結成に当たっては、次の点に留意するとともに、地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織結成を行う。

ア 既存のコミュニティである行政区等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位とする（マンションの自治会等）。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(2) 活動の充実・強化

市は、次に示す事項に留意し、自主防災組織の指導・育成を図る。

ア 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）

イ 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）

ウ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

市は、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。市は、既存の地域コミュニティである行政区・自主防災組織等を活用して、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。なお、県は市が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

■資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱

■資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、おおむね次に示すとおりとする。

【自主防災組織の活動内容】

|     | 活動内容  |
|-----|---|
| 平常時 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者を含めた市民のコミュニティの醸成</li> <li>2 日頃からの備えと地震発生時の的確な行動等に関する防災知識の普及（例 防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布）</li> <li>3 情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出、救護等の防災訓練の実施（例 要配慮者に対する情報伝達・避難誘導等）</li> <li>4 防災用資機材、応急手当用医薬品等の整備・点検等（例 初期消火資機材：軽可搬ポンプ、消火器等）</li> </ol> |

|     | 活動内容  |
|-----|---|
|     | 救助用資機材 : ジャッキ、バール、のこぎり、リヤカー等<br>救護用資機材 : 救急医療セット等)<br>5 地域の把握<br>(例 危険箇所の把握、要配慮者の把握)<br>6 普通救命講習の受講   |
| 発災時 | 1 初期消火の実施<br>2 情報の収集・伝達の実施<br>3 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施<br>4 集団避難の実施 (特に、避難行動要支援者の安全確保に留意)<br>5 避難所の運営活動の実施<br>(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)<br>6 要配慮者の安否確認、避難誘導支援<br>7 避難所での運営協力<br>(例 運営のルールづくり等) |

### 第3 共助 [民間防火組織の育成]

【消防署】

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく。

#### 1 活動内容

民間防火組織の活動は、次に示すとおりである。

- (1) 幼年消防クラブ (知識の習得、啓発活動)
- (2) 少年消防クラブ (知識の習得、啓発活動)
- (3) 女性防火クラブ (啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動)

#### 2 結成促進及び活性化

組織の結成促進を図るとともに、研修会の開催等により活動の活性化を図る。

### 第4 共助 [事業所等の防災体制の充実]

【安心安全課】【消防署】

地震発生時は、市や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間県外へ通勤して不在のケースも多い。

従って、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るとともに、事業所等における事業継続のための取組を支援する。

また、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、事業者は職場、地域における防災の点検を実施する。

【主な点検例】

| 各主体 | 点検事項   |
|-----|--|
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の防災体制の整備</li> <li>・ 職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）</li> <li>・ 建物の耐震診断、必要な補強等</li> <li>・ 備蓄品・非常持出品の点検</li> <li>・ 従業員等との非常時の連絡方法等の整備</li> <li>・ 消火器、発電機など防災資機材の点検</li> <li>・ 危険物施設の安全点検</li> </ul> |

### 1 一般企業の防災組織

一般企業を対象とした防災意識の向上を図るため、組織整備の支援、指導及び助成等を行う。

市は、一般企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

一般企業は企業が果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また一般企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の市民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

### 2 集客施設内の防災組織

学校、病院、公民館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導に努める。

### 3 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設、高圧ガス施設等の管理者やその自主防災組織に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動などに対する必要な助言及び指導に努める。

また、専門知識を有する高圧ガス関係業界及び高圧ガス関係の保安団体に対し、防災活動に関する技術又は防災訓練の実施等に関する指導・助言に努め、その育成を図る。

### 4 事業所内の防災組織

事業所の自衛消防組織又は中小企業等の自主防災組織の確立を支援し、事業所又は中小企業等と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

また、中小企業等は、企業が果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

### 5 高層建築物の防災組織

高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について指導・助言を行い、自主的な防災組織の整備、充実を図る。

### 6 関係機関との協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進し、民間との協力体制の充実を図る。

また、次の機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員及び行政区
- (2) 農林商工関係団体



- (3) PTA その他の市民団体
- (4) 公共的団体

**第5 共助 [地区防災計画の策定]**

**【安心安全課】**

「風水害対策編第2章第1節第4共助[地区防災計画の策定]」を準用する。

## 第5節 防災教育

市は、地震による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、生涯を通じた体系的な教育により、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組める環境の整備に努める。

### 第1 市民に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

市は、市民に対して、防災知識の向上のため防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

#### 1 市民の防災学習の内容

- (1) 地震発生の仕組みと想定される被害
- (2) 地域の地震に対する危険性
- (3) 災害状況別の行動指針
- (4) 日頃から実施すべき地震への備え
- (5) 地震防災対策の現状
- (6) 災害教訓の伝承

#### 2 防災学習の方法

- (1) 埼玉県防災学習センター等の活用  
常設の防災学習拠点である埼玉県防災学習センターの利用を広報し、市民に対して継続的に防災学習を実施する。
- (2) PR資料の作成配布  
防災知識の普及啓発を図るため、市民向けの防災に関するPR資料を作成、配布する。  
PR資料としては、学習対象に応じてポスター、リーフレット、小冊子、図書、広報紙等を適正に選択する。
- (3) 防災学習用設備及び教材の貸出し  
防災学習に役立つ設備・機器、ソフトウェア、映像資料等の整備、周知を行い、希望する団体等に対して貸出しを行う。
- (4) 講演会・研修会・出前講座の実施  
防災に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害体験者等を講師とした講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (5) マスメディアの活用  
テレビ、ラジオ、新聞等の各種マスメディアを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに防災学習を実施する。
- (6) 広報紙等の活用  
広報紙、市のホームページ等に、防災に関する情報を掲載する。
- (7) 地震情報等の普及・啓発  
熊谷地方気象台は、地震や気象災害に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、気象災害等の解説に努める。
- (8) 緊急地震速報の普及・啓発  
緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び市、県は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。  
また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

なお、震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけているが、とるべき行動に変更はない。

**【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】**

| 入手場所                  | とるべき行動の具体例   |
|-----------------------|--|
| 自宅などの<br>屋内           | 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。<br><注意><br>・あわてて外へ飛び出さない。<br>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。<br>・扉を開けて避難路を確保する。  |
| 駅やデパート<br>などの<br>集客施設 | 館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。<br><注意><br>・あわてて出口・階段などに殺到しない。<br>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。  |
| 街などの屋外                | ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。<br>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。<br>丈夫なビルのそばであればビルのなかに避難する。  |
| 車の運転中                 | 後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。<br>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。<br>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。 |

**3 災害に関する各種資料の収集・提供**

「風水害対策編第2章第2節第1 3 災害に関する各種資料の収集・提供」を準用する。

## 第2 児童・生徒に対する防災教育

## 【教育指導課】

学校教育における防災教育は、教育のねらいや重点などを明確にし、学校の教育課程に位置づけられるとともに、教育活動を通じて体系的、計画的に行う。

また、防災意識の向上を図るため、学校の教育活動を通して災害教訓を伝承することに努める。

### 1 各教科等による防災教育

児童・生徒の発達段階などに応じて、児童・生徒一人ひとりが災害に対して適切に対応する態度や能力が確実に身につけられるようにする。

各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間など、様々な時間を利用して、災害教訓を伝承するとともに地震の発生の仕組み、地震発生時の正しい行動等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

- (1) 小学校低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従う適切な避難行動ができるようにする。
- (2) 小学校中学年では、様々な危険を知り、自ら安全な避難行動ができるようにする。
- (3) 小学校高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険性を理解し、安全な避難行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りできるようにする。
- (4) 中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技術の習得、防災への日常の備え、的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や避難所運営の補助などを体験し、ボランティア活動の大切さについて理解を深める。

### 2 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災学習センター等での体験学習を実施する。

さらに、消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画する学校での体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

### 3 教職員に対する防災研修

防災研修は、地震発生時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒のこころのケア及び特に留意する事項等に関しその周知徹底を図る。

なお、文部科学省は平成23年7月に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）」を作成している。この手引書をもとに各学校の学校防災マニュアルを整備・充実するように努める。

**第3 自主防災組織に対する防災教育** **【安心安全課】【消防署】**

「風水害対策編第2章第2節第3 自主防災組織に対する防災教育」を準用する。

**第4 職員に対する防災教育** **【安心安全課】【消防署】**

応急対策の実行主体となる市職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を行う。

**1 市職員に対する防災教育**

(1) 職員初動マニュアルの配付・周知

職員参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した職員初動マニュアルを配付し、周知する。

(2) 実践的な現地訓練の実施

地域で活動する対策要員に対し、避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等の応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

(3) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会、講演会等を実施する。

(4) 通信機器等の習熟

通信機器、自家発電機等の災害活動に必要な機器、資機材の基本操作の習熟のため研修を実施する。(燃料の補給、自家発電機等の始動操作、機器管理など)

(5) 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等により職員としての防災活動が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持出品の用意等が徹底されるよう、定期的に職員に安全対策の実施を促す。

**2 防災関係機関職員に対する防災教育**

防災関係機関は、応急活動を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

**第5 防災上重要な施設に対する防災教育** **【安心安全課】【消防署】**

「風水害対策編第2章第2節第5 防災上重要な施設に対する防災教育」を準用する。

**第6 事業所に対する防災教育** **【安心安全課】【消防署】**

「風水害対策編第2章第2節第6 事業所に対する防災教育」を準用する。

## 第6節 防災訓練

地震時に迅速かつ的確な行動をとるためにはどのような行動をとるべきか、日頃からの実践的な訓練が重要である。また、実践的な想定に基づく防災訓練は、本計画の熟知及び防災関係機関と市民の協力体制の確立をはじめ、市民に対する防災知識の普及啓発、本計画の検証などの副次的な効果があるため継続的に実施する。

防災訓練は、次の点に留意して行う。

- (1) 実践的な訓練の実施
- (2) 参加意識を持った訓練の実施

訓練に参加する意義の明確化、興味を持ちやすいテーマの設定、現実味を持った、真摯に取り組める雰囲気づくり等に努める。

また、訓練内容は、参加型として地域特性を踏まえ、地域に密着した訓練を実施する。

### 第1 総合防災訓練の実施

【防災関係機関】

大規模な地震の発生を想定し、総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と自衛隊及び防災関係機関相互の協力連携体制の確立並びに確認を図る。

### 第2 実践的な個別訓練の実施

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

総合防災訓練と併せ、消防団、自主防災組織、市内の事業所等の協力及び連携のもとに具体的なプログラムにより、次の実践的な個別訓練を毎年1回以上実施する。

#### 1 市が実施する避難訓練

- (1) 市の避難訓練

円滑、迅速かつ確実な避難勧告指示、立退き等を行うため、市が中心となり、防災関係機関の参加のもと、市民や消防団、自主防災組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。

- (2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練

幼児、児童・生徒、傷病者、高齢者及び障がい者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命や身体の安全を守り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し、避難訓練を中心とする防災訓練の実施を指導する。

#### 2 市職員の訓練

- (1) 非常参集訓練

市は、迅速に職員を参集させるため、非常参集訓練（予告なしの夜間・休日・帰宅時など）を実施するとともに地震発生時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

- (2) 応急手当訓練

市は、職員により、応急救護活動の支援や補助が行えるように、職員に対し、定期的に応急手当訓練を実施し、職員の救護技術の向上を図る。

- (3) 情報収集伝達訓練

市は、被害状況に関する情報を消防団、自主防災組織等と迅速かつ的確に伝達ができるよう、情報の収集、伝達等に関する訓練を実施する。併せて通信機器・設備を円滑に操作できるよう、通信機器の操作実習訓練を実施する。

- (4) 災害想定訓練（図上訓練）

市は、地震発生時の状況を想定し、判断能力・活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練等を実施する。

- (5) 応急復旧訓練

市は、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等のため、警察、県、消防等の関係機関と連携して、応急復旧の訓練を実施する。

(6) 他市町村の防災訓練への参加

市は、広域災害が発生した場合に他市町村との連携が円滑に実施できるよう、他市町村が実施する防災訓練に市職員を派遣する。

**第3 事業所、自主防災組織等の訓練** **【安心安全課】【消防署】**

震災時には、市民の相互協力による自衛的な防災活動を実施することが重要である。そのため、事業所、自主防災組織及び市民は日頃から訓練を実施し、地震発生時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携に努める。

**1 事業所（防火管理者）における訓練**

市は、病院、工場、事業所等の消防法で定められた防火管理者に対し、市の消防計画に基づき、避難訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。

**2 自主防災組織等における訓練**

市は、自主防災組織が、市民の災害対応力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう消防署と協力して指導し、地域の事業所はこれに積極的に協調する。主な訓練項目は、次のとおりである。

- (1) 情報収集・伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 炊き出し・給水訓練

**第4 防災訓練の検証** **【安心安全課】**

「風水害対策編第2章第6節第5 防災訓練の検証」を準用する。

**第5 消防訓練** **【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】**

「風水害対策編第2章第6節第6 消防訓練」を準用する。

## 第7節 震災に関する調査研究

地震災害は、地震の規模や市の地形条件、社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性が求められる。従って、市内の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災予防対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野について総合的かつ効率的な基礎研究を行う。

内閣府中央防災会議から「首都直下地震の被害想定と対策についての最終報告（平成25年12月）」や、「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告（平成24年3月）」が公開された。

今後も防災関係機関による最新の情報を収集するなど調査研究に努める。

### 第1 地震被害想定調査

【安心安全課】

市内の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにするため、市内の地質や地盤等の特性を把握し、地震被害想定調査を定期的実施する。

なお、調査のために収集した資料や調査結果は、防災関係機関等が活用できるように随時提供する。

### 第2 震災対策に関する調査研究

【各課】

市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な応急活動を行えるように日頃から調査研究に努める。

#### 1 公共施設・ライフライン施設の震災対策に関する調査研究

公共施設やライフライン施設は、現代の都市生活に必要なものであり、これらの機能が喪失した場合には、大きな社会的混乱が予想される。そこで、これらの公共施設等の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究に努める。

また、人的・物的被害の大きな原因は、建築物等の倒壊と延焼火災である。そこで、既存建築物の耐震性及び耐火性を向上するための方策について、技術的側面とそれを誘導するための政策的側面から調査研究に努める。

#### 2 地震火災対策に関する調査研究

地震発生と同時に多発すると予想される地震火災への対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究に努める。

#### 3 避難者の安全確保に関する調査研究

避難者を安全に誘導するため、避難所や避難路の安全性の確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究に努める。

#### 4 効果的な緊急輸送に関する調査研究

効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究に努める。

#### 5 地震情報等の伝達方法に関する調査研究

地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、市民が適切な行動を行うために有用



な情報の迅速な伝達が必要とされることから、効果的な情報の伝達方法等に関する調査研究に努める。

#### 6 社会的混乱の防止に関する調査研究

平常時に機能している社会システムの大きな混乱が予想されることから、物価高騰や都市機能低下などによる社会的混乱の防止に関する調査研究に努める。

#### 7 災害時の生活確保に関する調査研究

被災者への飲料水、食糧、生活必需品及び住宅等の迅速な供給は、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要であることから、供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究に努める。

#### 8 震災復興に関する調査研究

被災者の生活再建や地域経済の健全な回復を図るためには、被災地の迅速な復興が不可欠であることから、震災復興についての基本方針や行政手続等に関する調査研究に努める。

### 第3 防災研究成果の活用

【各課】

国・県等で実施した防災に関する研究成果等も踏まえ、震災予防対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の強化に努める。

## 第8節 震災に備えた活動体制の強化

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

### 第1 活動体制の整備

【全職員共通】

初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ体制の構築を図る。

#### 1 初動体制の整備

地震発生時に、確実に応急活動を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、緊急に必要な初動職員の確保に努める。

##### (1) 職員の役割

ア 職員は、「職員初動マニュアル」を参照し、地震発生時の参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

イ 「職員初動マニュアル」を補完するものとして、詳細な「職員班別行動マニュアル」を作成し、常に必要な見直し、修正を行う。

##### (2) 避難所参集職員の確保

迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ派遣する職員を「避難所運営職員等一覧表」に定めておくとともに、指定された職員は、参集場所等を十分習熟するよう努める。

#### 2 非常体制（災害対策本部設置）の整備

##### (1) 配備体制の明確化

的確に応急活動が実施できるよう、組織改革に沿った職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制を強化するとともに、職員の健康管理や交替要員の確保等について十分検討しておく。

ア 実施責任者不在時の対応（指揮者の優先順位の明確化）

イ 市庁舎に災害対策本部が設置できない場合の代替施設

##### (2) 職員の配属体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、配備体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて配備体制の見直しを図る。

##### (3) 配備体制等の周知・徹底

職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施し、配備体制、災害時の役割等を示した「職員初動マニュアル」を周知する。

#### 3 応援協力体制の充実

市の体制のみでは十分な応急活動の実施が困難となることが想定されるため、国、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

##### (1) 国との連携強化

各種情報の交換に関し、日頃から連携強化に努める。

##### (2) 県との連携強化

応急活動において、県との連携は不可欠であるため、日頃から通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

##### (3) 緊急消防援助隊の派遣要請

他市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派

遣を県に要請する。そのため、市は、迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(5) 他市町村との相互応援協力

市は、県境を越えた他市町村から応援を受けられるよう、県外の遠隔地の市町村との応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(6) 指定公共機関等との連携強化

ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日頃から連絡や連携の強化に努める。

(7) 公共的団体との協力強化

市は、公共的団体に対して、応急活動等、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を強化する。

このため、公共的団体における防災組織を充実させるための支援、指導を行い、相互の連絡を密にするように努める。

(8) 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市は、これらの制度の普及に努める。

(9) 救援物資の受入体制の整備

東北自動車道及び圏央道が通過しており、白岡菖蒲 IC を活用した救援物資の受入体制などの整備に努める。

#### 4 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

「風水害対策編第2章第4節第1 6業務継続計画（BCP）の策定及び推進」を準用する。

#### 5 応援受入体制の整備

「風水害対策編第2章第4節第1 8応援受入体制の整備」を準用する。

#### 6 広域避難・広域一時滞在の体制整備

「風水害対策編第2章第4節第1 9広域避難・広域一時滞在の体制整備」を準用する。

#### 7 応急対応、復旧復興のための人材の確保

「風水害対策編第2章第4節第1 10応急対応、復旧復興のための人材の確保」を準用する。

#### 8 罹災証明書の発行体制の整備

「風水害対策編第2章第4節第1 11罹災証明書の発行体制の整備」を準用する。

### 第2 防災拠点の整備

### 【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】

「風水害対策編第2章第4節第2 防災拠点の整備」を準用する。

**第3 情報通信設備の整備** **【安心安全課】【各課】**

「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。

**第4 ボランティア活動の環境整備** **【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】**

「風水害対策編第2章第4節第4ボランティア活動の環境整備」を準用する。

**第5 救急救助** **【消防署】**

「風水害対策編第2章第4節第6救急救助」を準用する。

**第6 医療救護** **【安心安全課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】**

「風水害対策編第2章第4節第7医療救護」を準用する。

**第7 避難** **【安心安全課】【各施設の所管課】**

地震が発生した場合は、火災の延焼拡大等により、市民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想される。

このため、これらの危険地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、倒壊、焼失等により住居を失った被災者を一時収容又は保護するため、市民の避難について適切な避難予防対策の確立に努める。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

**1 避難所等の指定及び整備** **【安心安全課】【各施設の所管課】**

「風水害対策編第2章第4節第8 1避難所等の指定及び整備」を準用する。

**2 避難計画の策定** **【安心安全課】**

「風水害対策編第2章第4節第8 2避難計画の策定」を準用する。

**3 各施設の避難計画** **【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】**

「風水害対策編第2章第4節第8 3各施設の避難計画」を準用する。

**4 避難誘導體制の確立**

(1) 避難誘導體制の確立

市民の避難行動は、空地や校庭などのオープンスペースに自発的に避難し、災害の状況によって再び避難行動を起こすことが予想される。そのため、避難誘導はこのような活動に合致したものとなるよう避難誘導體制の整備に努める。

(2) 案内標識、誘導標識等の設置

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、外来者などに対しても場所がわかるよう配慮するとともに、日頃から市民への周知を図るなど、速やかな避難ができるような対策を講じる。

(3) 夜間又は停電時の避難対策

夜間又は停電時における避難に備え、非常灯及び自家発電設備等の照明設備を整備す

る等の対策を検討する。また、市民に対しても、懐中電灯等を各家庭で準備しておくように周知を図る。

(4) 避難路等の周知

中心市街地等で狭隘な道路が多い地区における避難については、複数の被害想定を立て、避難所への避難訓練を含む市民参加の防災訓練等を実施し、自主防災組織等と一体となり、迅速な避難行動がとれるよう日頃から市民に周知を図るなど啓発活動を行う。

(5) 避難所要員、誘導員の配置

「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所等に避難所要員を配置するほか、久喜警察署と連携して道路の要所に誘導員を配置するなどの避難誘導の実施及び各避難所の収容状況を確認し、避難所へ誘導する等の体制づくりを今後検討する。

■資料-91 地域貢献型広告に関する協定書

5 避難所運営マニュアルの策定

「風水害対策編第2章第4節第8 5 避難所運営マニュアルの策定」を準用する。

6 ヘルプカードの配布

「風水害対策編第2章第4節第8 6 ヘルプカードの配布」を準用する。

**第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備**  
**【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】**

市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の物資、資機材等の備蓄及び調達など供給体制の整備を推進する。

物資、資機材等の備蓄は、次の点に留意して対策を図る。

(1) 想定される被害の規模

備蓄数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を対象に設定する必要がある。「白岡市防災アセスメント調査(令和5年3月)」では、市内で最も被害が大きくなると想定される茨城・埼玉県境地震での被害を次のとおり想定している。

建物全壊・半壊数： 1,656棟 (市内の建物の約 5%7.5%)  
 避難者数： 1,144人 (1日後)

また、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制の整備が必要である。

(2) 地震発生時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行う。

(3) 発災時間と備蓄品目との関係

地震発生の季節及び時間帯等の発生時期は、事前には特定できないため、想定される最悪のケースに対応できるように品目の選定に努める。

(4) 既存施設の活用

備蓄拠点として公共施設の活用に努める。

(5) 高齢者及び障がい者等への配慮

食糧及び生活必需品等の備蓄並びに調達品目については、高齢者及び障がい者等を十分に考慮して品目を積極的に補充する。

1 飲料水の調達体制の整備

**【安心安全課】【上下水道課】【経営課】**

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完する。

イ 応急給水の対象

応急給水活動の対象は、指定避難所等に設置された応急給水装置及び断水区域内に所在する病院等の医療機関とする。

ウ 1日当たり目標給水量

「白岡市防災アセスメント調査(令和5年3月)」で想定した茨城・埼玉県境地震による最大断水人口を想定し、被災後の時間経過に沿って、次の給水量を応急給水の目標とする。防災アセスメント調査によると、茨城・埼玉県境地震による断水人口は、1日後には36,943人となる。

【応急給水の目標給水量】

| 災害発生からの期間        | 目標給水量    | 給水量の根拠                        |
|------------------|----------|-------------------------------|
| 災害発生から3日         | 3ℓ/人/日   | 生命維持に最低限必要な水量                 |
| <u>災害発生から10日</u> | 20ℓ/人/日  | 炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量 |
| <u>災害発生から21日</u> | 100ℓ/人/日 | 通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量       |
| <u>災害発生から28日</u> | 250ℓ/人/日 | ほぼ通常の生活に必要な水量                 |

エ 品目

保存水、給水タンク、ポリタンク、給水袋等

オ 備蓄場所

- (ア) 高岩浄水場、岡泉浄水場、大山配水場
- (イ) 防災倉庫

【飲料水の貯水量】

| 配水場名  | 住 所              | 緊急遮断弁 | 貯水量  |
|-------|------------------|-------|--|
| 高岩浄水場 | 白岡市高岩 2211 番地    | あり    | 4,375m <sup>3</sup> ×2基                          |
| 岡泉浄水場 | 白岡市岡泉 1325 番地    | なし    | 740m <sup>3</sup> ×2基<br>1,386m <sup>3</sup> ×1基 |
| 大山配水場 | 白岡市下大崎 1590 番地 1 | なし    | 1,329m <sup>3</sup> ×1基                          |

注) 貯水量は、常時平均貯水量を計上している。

(2) 応急給水資機材の備蓄計画の策定

断水世帯想定に基づき、応急給水資機材及び物品の備蓄数量、調達数量、調達先、輸送方法等の備蓄計画の策定を図る。

(3) 応急給水資機材の備蓄、更新

市は、給水拠点開設マニュアルの変更等により、応急給水資機材が不足する場合は、マニュアルに合わせた資機材の調達を行い、現有資機材については、適切な更新、メンテナンスに努める。また、不足する品目については、備蓄計画により、計画的な備蓄に努める。

(4) 応急給水資機材の調達体制の整備

市は、応急給水資機材の備蓄及び備蓄計画に基づき、日本水道協会埼玉県支部及びそ

の他当該資機材を有する機関等と十分協議し、協力体制の確立を図る。

(5) 耐震性貯水槽の整備

現在、当市には耐震性貯水槽による給水拠点の整備がされていないことから、浄、配水場を給水拠点としているが、浄、配水場施設には、重要な機械や設備、薬品などがあるため、安全確保や衛生管理などの観点から、耐震性貯水槽を整備し、浄、配水場以外への給水拠点の確保に努める。

(6) 車両一体型給水タンク車の配備

現在、車両一体型給水車（約2,000ℓ）を1台、車載用給水タンク2基（各1,000ℓ）を保有し、災害時の市内各所の避難所等の応急給水装置などへの供給する資器材は概ね整っている。

今後も、災害時の効率的な供給体制を確立するため、必要人員（協力職員等）の確保に努めていく。

(7) 自己水の活用

県水の供給が断たれた場合を想定し、現在浄水場で取水している深井戸や付随する設備等の維持管理に努め、災害時の自己水の活用を図る。

2 食糧の調達体制の整備

【安心安全課】【農政課】

(1) 基本事項

ア 実施主体

市、及び市民が行う。県は、それを補完する。

イ 食糧給与対象者

災害時の食糧供給の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

ウ 基本目標量

防災アセスメント調査において、市内で最も被害が大きくなると想定されている茨城・埼玉県境地震の1日後における避難人口の3日分に相当する量を目標として、県、市でそれぞれ備蓄するとともに、帰宅困難者用を市は1.5日分備蓄する。

なお、市民は、避難する際に食糧を持出すものとする。

【食糧備蓄目標量】

| 供給対象者   | 市の備蓄  | 県の備蓄  | 市民の備蓄      |
|---------|-------|-------|------------|
| 避難者     | 1.5日分 | 1.5日分 | 3日（推奨1週間）分 |
| 災害救助従事者 | 3日分   | 1.5日分 | なし         |

| 項目                 | 避難者、帰宅困難者                                   | 災害救助従事者                                |
|--------------------|---|--|
| 供給対象者              | 4,276人 <sup>※</sup>                         | 400人                                   |
| 供給対象者食数<br>(1人/1日) | 3食  | 3食                                     |
| 備蓄目標数量             | $4,276人 \times 3食 \times 1.5日分$<br>=19,242食 | $400人 \times 3食 \times 3日分$<br>=3,600食 |

※県の被害想定による「関東平野北西縁断層帯地震」の帰宅困難者数（3,132人）を含む

エ 品目

食糧は、保存期間が長く、かつ、調理不要のもので、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに対応したものとして、主に次の品目のなかから適宜選定して備蓄する。

(ア) 主食品：アルファーマ、レトルトがゆ、缶入りパン等

- (イ) 乳児食：乳児用ミルク、離乳食等
- (ウ) その他：保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等
- (エ) 高齢者及び障がい者等：アルファーマ（おかゆ）、減塩食品等

オ 要配慮者への配慮

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態には、特別の配慮が必要であるため、食べやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食糧の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布する。

カ 保育所における備蓄

保育所においては、保育する児童数に応じ、必要な飲料水、食糧及び生活必需品等を備蓄する。

キ 学校における備蓄

学校においては、必要な飲料水、食糧及び生活必需品等を備蓄する。

ク 備蓄場所

- (ア) 市役所
- (イ) 防災倉庫

(2) 食糧の備蓄計画の策定

市は、食糧の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食糧の備蓄計画を策定しておくものとし、避難者及び災害救助従事者を対象とする備蓄を行う。

(3) 食糧の調達計画の策定

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、食糧の調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、食糧の調達計画の策定に努める。

(4) 食糧の調達体制の整備

市は、食糧の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合その他の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結に努める。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

(5) 食糧の輸送体制の整備

市は、食糧の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄及び調達を行う食糧の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

(6) 食糧集積地の指定

市は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利で、かつ、管理が容易な施設（建築物）のなかから市の集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県知事に報告する。

(7) 食糧の供給

災害時の被災者等に対する食糧の供給は、災害救助法の基準に従い市が実施する。

また、市は、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。

### 3 生活必需品の調達体制の整備

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として、市（農政課、安心安全課）が行い、県は、それを補完する。

イ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給（貸）与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、かつ、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。



ウ 基本目標量

防災アセスメント調査における茨城・埼玉県境地震の被害想定に基づき、市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄することを目標とする。

さらに、備蓄の目標を上回った分については、国や他県への応援要請等により確保する。

エ 品目

市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

- (ア) 毛布、タオル (イ) 下着、靴下 (ウ) 簡易食器 (エ) 懐中電灯
- (オ) ラップフィルム (カ) おむつ（こども用、大人用） (キ) 生理用品
- (ク) 石鹸 (ケ) ウェットティッシュ
- (コ) 使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- (サ) 更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
- (シ) マスク、防塵マスク、消毒液

オ 備蓄場所

- (ア) 市役所
- (イ) 防災倉庫

(2) 生活必需品の調達

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の調達計画の策定に努める。

(3) 生活必需品の備蓄

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画の策定に努める。

(4) 生活必需品の調達体制の整備

市は、生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

(5) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市は、備蓄及び調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

4 防災用資機材の調達体制の整備

【安心安全課】

資機材を用いて行う救助活動等は地震発生直後に行わなければならないため、即対応が可能な市が備蓄を行う。

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として、市が行い、県は、それを補完する。

イ 目標数量

茨城・埼玉県境地震の被害想定に基づき、市の必要数とする。

ウ 品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

- (ア) ろ水器、発動発電機
- (イ) 仮設トイレ
- (ウ) 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- (エ) 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）

- (オ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
  - (カ) 避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
  - (キ) 投光機
  - (ク) 炊飯器
  - (ケ) テント
  - (コ) ブルーシート
  - (サ) 土のう袋
  - (シ) 携帯電話用充電器
- エ 備蓄場所
- (ア) 市役所（現業棟）
  - (イ) 防災倉庫
- (2) 資機材の備蓄計画の策定
- 市は、各避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、資機材の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法その他の必要事項の備蓄計画の策定に努める。また、自主防災組織又は行政区単位での備蓄体制の整備を図る。
- (3) 防災用資機材等の備蓄
- 市は、防災用資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災用資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスに努める。
- (4) 調達体制の整備
- 市及び県は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の事業所、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。
- また、契約や協定を締結した事業所、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

## 5 医薬品等の調達体制の整備 【安心安全課】【健康増進課】

- (1) 基本事項
- ア 実施主体
- 原則として、市が行い、県は、それを補完する。
- イ 利用対象者
- 災害時の医療救護活動を行う市、県及び市、県が要請した機関とする。
- ウ 品目
- (ア) 災害用医療資機材セット
  - (イ) 消毒剤
  - (ウ) 止血剤
  - (エ) 各種疾患用剤等
- エ 目標数量
- 備蓄数量は、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」に基づく人的被害の数量を目安とする。
- オ 備蓄場所
- (ア) 防災倉庫
  - (イ) 市役所
  - (ウ) 保健センター
- (2) 医薬品等の備蓄及び調達計画の策定
- 市は、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で備蓄数量を把握し、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄及び調達計画の策定に努める。
- (3) 医薬品等の備蓄
- ア 市は、医薬品等の備蓄及び調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬

品等の備蓄、更新及びメンテナンスに努める。

イ 医薬品の品質の安全確保について管理責任者体制を明確にし、自主対策の推進を図る。

#### (4) 医療救護資機材及び医薬品の調達体制の整備

市は、医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬品等の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

## 6 石油類燃料の調達・確保

市は、公用車や市役所、指定避難所等の重要な防災拠点施設に必要な石油類燃料の調達については、白岡給油所組合等との災害時優先供給に関する協定の締結に努め、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

■資料-9222 防災備蓄品一覧表

## 第9 帰宅困難者（帰宅抑制）対策

【安心安全課】【教育指導課】【生涯学習課】

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を県など関係機関と研究・協議し、実施する。

また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

### 1 帰宅困難者の概要

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者のうち、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」によれば、「関東平野北西縁断層帯地震」が夏12時に発生した場合、市における帰宅困難者は3,132人に上るものと算定されている。

また、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の地震被害想定調査によれば、首都圏において最も切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされている。

### 2 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

#### (1) 地域の災害対応力の低下

多くの市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

#### (2) 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

#### (3) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が

行われる。

### 3 帰宅困難者（帰宅抑制）対策

#### (1) 市民への啓発

「むやみに移動を開始しない」を徹底するとともに、「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本に、次の点を実行するよう啓発する。

- ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路や沿道市町村の避難所などに関する各自による事前確認をしておく。
- イ 災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則をもとに被災状況を確認して、勤務先での宿泊を含め無理のない帰宅計画を立案、実施する。
- ウ 徒歩帰宅の心得7カ条

#### 「 留まる 」

- 1 連絡手段、事前に家族で話し合い
- 2 携帯も、ラジオも必ず予備電池

#### 「 知る 」

- 3 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
- 4 災害時の味方、帰宅支援ステーション

#### 「 帰る 」

- 5 職場には、小さなリュックとスニーカー
- 6 帰宅前には、状況確認
- 7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

#### (2) 災害時伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法

災害時伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法について、PR活動を実施する。

#### (3) 一時滞在施設の確保

駅周辺に発生した滞留者を一時的に避難させるための施設として、公共施設（指定避難所）や民間施設（集客施設）を問わず幅広く確保する。また、駅周辺から一時滞在施設へ安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

#### (4) 一時滞在施設での備蓄

一時滞在施設には、飲料水、食糧、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努める。

#### (5) 事業者等における対策

市内事業者は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員を一定期間とどめるために、飲料水、食糧等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

市内事業者は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

#### (6) 学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、児童・生徒の引取りが困難な場合を想定した災害時のマニュアルを作成する。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(7) 帰宅困難者への情報提供

新たに駅前に大型ビジョンや緊急速報メール等の活用方法を検討する。

(8) 帰宅困難者支援のための応急的な連携

安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとする協定を締結している。市は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

**第10 遺体の埋・火葬**

**【市民課】**

「風水害対策編第2章第4節第11 遺体の埋・火葬」を準用する。

**第11 廃棄物処理対策**

**【環境課】【蓮田白岡衛生組合】**

「風水害対策編第2章第4節第12 廃棄物処理対策」を準用する。

**第12 防疫対策**

**【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】**

「風水害対策編第2章第4節第13 防疫対策」を準用する。

**第13 応急住宅対策**

**【建築課】**

「風水害対策編第2章第4節第14 応急住宅対策」を準用する。

**第14 動物愛護**

**【環境課】**

「風水害対策編第2章第4節第15 動物愛護」を準用する。

**第15 文教対策**

**【教育総務課】【教育指導課】**

「風水害対策編第2章第4節第16 文教対策」を準用する。

**第16 要配慮者の安全対策**

**【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】**

「風水害対策編第2章第4節第17 要配慮者の安全対策」を準用する。

## 第3章 震災応急対策計画

### 第1節 応急対策の活動体制

市内に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を県知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

#### 第1 活動体制及び配備基準

【全職員共通】

##### 1 配備体制

市における震災応急対策に係る配備体制及び配備基準は、次のとおりである。

#### 【配備体制及び配備基準】

| 配備体制  | 配備基準   | 活動内容   |
|---|--|--|
| 警戒体制  | <ol style="list-style-type: none"> <li>市内で震度5弱の地震が発生したとき。</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）を受けたとき。</li> <li>その他状況により副市長が必要と認めたとき。</li> </ol>                        | 情報の収集伝達活動を強化するとともに、小規模な災害の発生に対処できる体制とする。                                 |
| 非常体制第1配備<br>（災害対策本部の設置）                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>市内で震度5強の地震が発生したとき。</li> <li>埼玉県及び東京都で震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>地震により市内の数地域で被害が発生したとき。</li> <li>その他状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ol> | 災害対策本部を庁議室に設置し、局地災害に直ちに対処できる体制をとるとともに、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる体制とする。 |
| 非常体制第2配備<br>（災害対策本部の設置）                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>市内及び隣接市町で震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>その他状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ol>   | 災害対策本部を庁議室に設置し、救助・救護活動を行い、災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。     |
| 市内で震度4の地震が発生したときは、通常の組織で情報収集や連絡活動が行える体制をとる。 |  |  |

配備体制の決定権者及び決定権者の代理者は、次のとおりである。

**【配備体制の決定権者及び代理者】**

| 配備体制の決定権者 |     | 決定権者の代理者 |        |      |
|-----------|-----|----------|--------|------|
|           |     | 第1順位     | 第2順位   | 第3順位 |
| 警戒体制      | 副市長 | 総務部長     | 安心安全課長 | 総務課長 |
| 非常体制第1配備  | 市長  | 副市長      | 教育長    | 総務部長 |
| 非常体制第2配備  | 市長  | 副市長      | 教育長    | 総務部長 |

**2 体制の解除、本部の廃止及び移行**

**【体制の解除、本部の廃止及び移行】**

| 配備体制     | 体制の解除、本部の廃止及び移行   |
|----------|---|
| 警戒体制     | 副市長は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除するとともに、警戒本部を廃止及び移行し、市長にこの旨を連絡する。<br>1 警戒体制の原因となった地震による被害が認められないとき。<br>2 警戒活動の必要性がなくなったとき。<br>3 二次災害の拡大により、警戒体制では対処しきれず、非常体制に移行する必要性が生じたとき。                         |
| 非常体制第1配備 | 災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第1配備を解除するとともに、災害対策本部を廃止及び移行する。<br>1 非常体制第1配備の原因となった地震による被害が認められないとき。<br>2 局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。<br>3 二次災害の拡大により非常体制第1配備では対処しきれず、非常体制第2配備に移行する必要性が生じたとき。 |
| 非常体制第2配備 | 災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第2配備を解除するとともに、災害対策本部を廃止及び移行する。<br>1 被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。<br>2 災害発生のおそれなくなり、警戒体制に移行するとき。  |

■資料-14 災害に係る受付及び指令表

■資料-15 警戒体制非常体制配備計画書

第2 配備体制と職員の配置

【全職員共通】

応急対策に必要な人員を確保するため、次のとおり職員を配置する。

【配備体制】

| 部（部長）             | 班       | 班長      | 配備体制         |                      |                      |
|-------------------|---------|---------|--------------|----------------------|----------------------|
|                   |         |         | 警戒体制<br>(5弱) | 非常体制<br>第1配備<br>(5強) | 非常体制<br>第2配備<br>(6弱) |
| 経営企画部<br>(経営企画部長) | 企画政策班   | 企画政策課長  | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 財政班     | 財政課長    | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   |         | D X推進課  | ○            | ●                    | ◎                    |
| 総務部<br>(総務部長)     | 総務班     | 総務課長    | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 税務班     | 税務課長    |              | ●                    | ◎                    |
|                   | 市民班     | 市民課長    |              | ●                    | ◎                    |
|                   | 安心安全班   | 安心安全課長  | ◎            | ◎                    | ◎                    |
|                   | 出納班     | 会計課長    |              | ●                    | ◎                    |
|                   | 議会事務局班  | 議会事務局長  |              | ●                    | ◎                    |
| 生活経済部<br>(生活経済部長) | 地域振興班   | 地域振興課長  |              | ●                    | ◎                    |
|                   | 環境班     | 環境課長    | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 商工班     | 商工観光課長  |              | ●                    | ◎                    |
|                   | 農政班     | 農政課長    | ○            | ●                    | ◎                    |
| 健康福祉部<br>(健康福祉部長) | 福祉班     | 福祉課長    | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 高齢介護班   | 高齢介護課長  | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 援護班     | 保険年金課長  | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 子育て支援班  | 子育て支援課長 | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | こども保育班  | こども保育課長 | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 保健衛生班   | 健康増進課長  | ○            | ●                    | ◎                    |
| 都市整備部<br>(都市整備部長) | 資材班     | 街づくり課長  | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 土木班     | 道路課長    | ◎            | ◎                    | ◎                    |
|                   | 建築班     | 建築課長    | ○            | ●                    | ◎                    |
| 上下水道部<br>(上下水道部長) | 上下水道庶務班 | 経営課長    | ◎            | ◎                    | ◎                    |
|                   | 上下水道班   | 上下水道課長  | ◎            | ◎                    | ◎                    |
| 教育部<br>(教育部長)     | 教育総務班   | 教育総務課長  | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 教育指導班   | 教育指導課長  | ○            | ●                    | ◎                    |
|                   | 社会教育班   | 生涯学習課長  | ○            | ●                    | ◎                    |

◎：全職員 ●：各班 1/3 以上（各班が定める）  
○：当該災害に関する職員又は災害対策本部長が必要と認める職員



第3 災害対策本部の設置

【全職員共通】

1 災害対策本部の設置

市長は、市内で震度5強以上の地震が発生し、若しくは埼玉県及び東京都で震度6弱以上の地震が発生したとき、その他状況により市長が必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

■資料-16 白岡市災害対策本部条例

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所庁議室に設置する。  
なお庁舎が被災した場合は、市長の指示する代替施設に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部代替施設リスト 震災時】

| 順位 | 施設名                | 所在地                 | 代表電話    |
|----|--------------------|---------------------|---------|
| 1  | 白岡市生涯学習施設<br>もれびの森 | 白岡市千駄野 432          | 92-1111 |
| 2  | 勤労者体育センター          | 白岡市新白岡<br>3丁目-200-2 | 93-2828 |

3 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときには、直ちに関係機関等に通知する。

【関係機関通知先リスト】

| 通知・公表先  | 通知・公表の方法               | 連絡担当          |
|---|------------------------|---------------|
| 埼玉県危機管理防災部災害対策課                                   | 県の防災行政用無線、電話、FAX       | 安心安全班（安心安全課）  |
| 国（消防庁）注）  | 防災関係機関の保有する無線、電話       | 安心安全班（安心安全課）  |
| 陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）                                 | 電話、FAX                 | 安心安全班（安心安全課）  |
| 久喜警察署   | 電話、FAX                 | 安心安全班（安心安全課）  |
| 指定地方行政機関<br>指定公共機関<br>指定地方公共機関の長<br>その他必要と認める機関の長 | 電話、FAX                 | 安心安全班（安心安全課）  |
| 議会  | 電話、FAX                 | 議会事務局班（議会事務局） |
| 報道機関  | 電話、FAX                 | 企画政策班（企画政策課）  |
| 応援協定締結市町村等  | 電話、FAX                 | 企画政策班（企画政策課）  |
| 市民  | 市の防災行政用無線、<br>市のホームページ | 企画政策班（企画政策課）  |

注）国（消防庁）へは、県に連絡できない場合通知する。

■資料-3 防災関係機関連絡一覧

#### 4 県への行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

- (1) トップマネジメントが機能しているか
- (2) 人的体制は充足しているか
- (3) 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

#### 第4 災害対策本部の運営

【全職員共通】

「風水害対策編第3章第1節第4災害対策本部の運営」を準用するほか、以下によるものとする。

##### 1 勤務時間外及び休日における動員

- (1) 勤務時間外の動員
  - ア 勤務場所への参集（あらかじめ定められている参集区分）
    - (ア) 震度5強以上の地震情報を入手した職員は、自主参集する。
    - (イ) 本部長、副本部長、本部員は、本部に自主参集する。
    - (ウ) 全職員は、テレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。
  - イ 参集が困難な場合  
交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努め、班長の指示に従う。
  - ウ 参集の報告  
班長は、班員の参集状況を本部に報告する。
- (2) 1次被害情報の把握  
職員は、参集途上において収集した被害情報を把握し、班長に報告する。
- (3) 被害情報の報告  
班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を「企画政策班」に報告する。
- (4) 参集における注意事項  
参集においては、次の点に留意する。
  - ア 家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
  - イ 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装する。
  - ウ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
  - エ 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建築物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の被害情報を収集する。
  - オ 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一とする。
  - カ 勤務場所への参集途中においての火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合は消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、被災者の救助を優先し、救助後にはできる限り迅速に参集する。
  - キ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として徒歩、自転車、バイク等で参集する。
  - ク 自らの言動で市民に不安、誤解を与えない。

## 第2節 災害情報の収集伝達

大規模な地震が発生したとき、防災関係機関が緊密な連携のもと、被害状況の把握及び応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、社会的混乱等の二次災害を防止することが必要である。

### 第1 情報の連絡体制

【企画政策班】【防災関係機関】

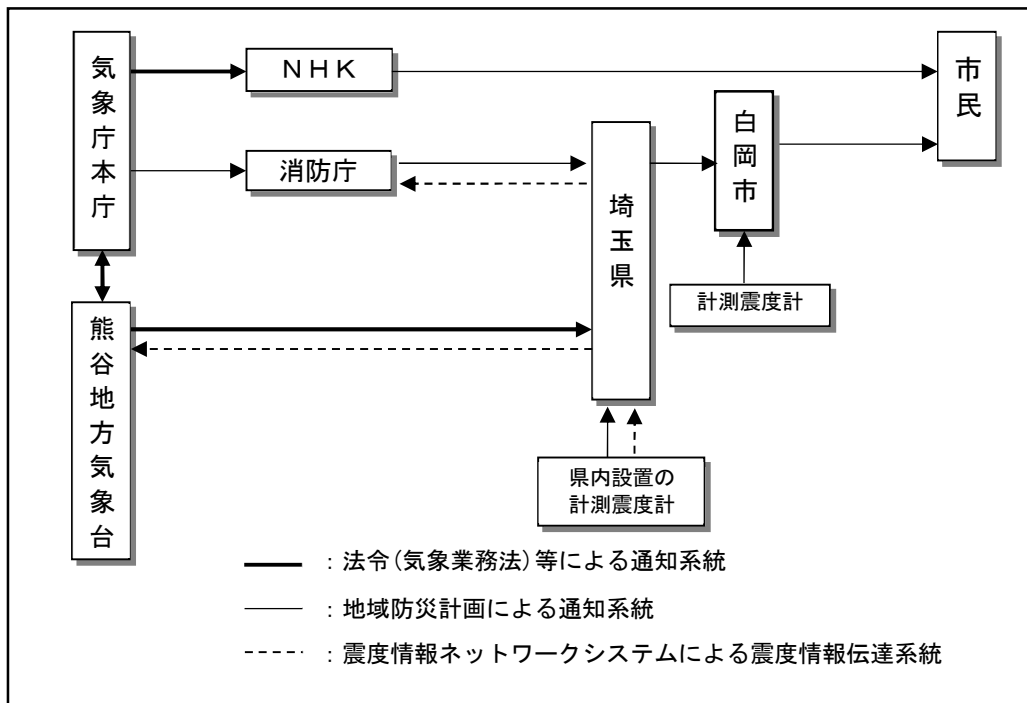
「風水害対策編第3章第5節第1 情報の連絡体制」を準用する。

### 第2 地震情報の収集・伝達

【企画政策班】【防災関係機関】

#### 1 地震情報の収集伝達系統

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。



【地震情報の収集伝達系統図】

#### 2 地震情報の収集伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県の防災行政用無線により市に伝達する。

市は、地震情報を収集した場合、市の防災行政用無線や広報車等により直ちに市民等に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

#### 3 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用して熊谷地方気象台に伝達する。

また、市へは、県内で震度4以上の地震を観測した場合に市の防災行政用無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧を送信する。

#### 4 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）経由による市防災行政用無線等を通して市民に伝達される。

市は、市民等への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政用無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

### 第3 被害情報等の収集体制

【企画政策班】【各班】

市は、速やかに被害状況を取りまとめ、市が災害応急対策に関し、措置した事項及び今後の措置に関する事項と併せて、埼玉県災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

#### 1 情報統括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たらせる。

なお、選任の結果を現地災害対策本部又は支部に充てられる埼玉県利根地域振興センターに報告する。

#### 2 情報の収集

- (1) 市は、災害情報の収集に当たって、所轄の久喜警察署と緊密に連携する。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。
- (5) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域で行方不明となった者について、久喜警察署等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- (6) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

### ■資料-93 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

#### 3 情報の報告

市は、市内の被害状況等について、次により県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

- (1) 報告すべき災害

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
  - イ 市又は県が災害対策本部を設置したもの
  - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
  - エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
  - オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
  - カ 地震が発生し、県内で震度4以上を観測したもの
  - キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの
- (2) 報告の種別
- ア 被害速報
    - (ア) 発生速報
      - 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。
      - なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、発生速報(様式第1号)により防災行政用無線やFAX等で報告する。
    - (イ) 経過速報
      - 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。
      - なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、経過速報(様式第2号)により防災行政用無線やFAX等で報告する。
  - イ 確定報告
    - 被害状況調(様式第3号)により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

■資料-94 被害調査要領

■資料-95 確定報告記入要領

#### 4 報告先

- (1) 被害速報及び確定報告
- 被害速報及び確定報告は、埼玉県危機管理防災部災害対策課に報告する。  
なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。  
電話 048-830-8111 (直通)  
防災行政用無線 (発信特番)-200-6-8111 (内線)
- (2) 消防庁への報告
- 市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する(災害対策基本法第53条第1項括弧書)。  
また、本市域において震度5強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。

【消防庁への報告先】

| 報告先                          | 通信手段             | 番号  |                     |
|------------------------------|------------------|-----|---------------------|
| 平日（9:30～18:15）<br>（消防庁応急対策室） | NTT 回線           | 電話  | 03-5253-7527        |
|                              |                  | FAX | 03-5253-7537        |
|                              | 消防防災行政用無<br>線    | 電話  | TN-90-49013         |
|                              |                  | FAX | TN-90-49033         |
|                              | 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電話  | TN-048-500-90-49013 |
|                              |                  | FAX | TN-048-500-90-49033 |
| 上記以外<br>（消防庁宿直室）             | NTT 回線           | 電話  | 03-5253-7777        |
|                              |                  | FAX | 03-5253-7553        |
|                              | 消防防災行政用無<br>線    | 電話  | TN-90-49102         |
|                              |                  | FAX | TN-90-49036         |
|                              | 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電話  | TN-048-500-90-49102 |
|                              |                  | FAX | TN-048-500-90-49036 |

（注）TN は、回線選択番号を示す。

【電子メールによる報告の場合】

|               |   |
|---------------|---|
| 報告先の電子メールアドレス | ●●●●●@ml.soumu.go.jp<br>※●●●●●を別途連絡済みの英字に変更                           |
| 添付ファイルの形式     | Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式                              |
| その他           | 電子メールの件名は、【埼玉県白岡市】及び災害名（又は事故種別）を含むものとする。<br>・電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。 |

## 第3節 広報広聴活動

被災した市民が適切な行動をとれるよう、正確かつ迅速な広報を実施する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談、情報提供の窓口を設置し、被災者や市民等の様々な相談に適切に対応する。

### 第1 市民への広報

【企画政策班】【各班】

「風水害対策編第3章第6節第1市民への広報」を準用する。

### 第2 帰宅困難者・要配慮者への広報

【企画政策班】【福祉班】【地域振興班】【高齢介護班】【県】

#### 1 帰宅困難者への広報

帰宅困難者への広報は、次のとおり実施する。

#### 【帰宅困難者への広報】

| 区分                 | 実施主体 | 内容  |
|--------------------|------|---|
| 東京都内通勤通学者への広報      | 埼玉県  | 1 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報<br>2 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報<br>3 県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリ等による情報提供  |
| 埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報 | 埼玉県  | 1 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報<br>2 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報<br>3 県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリ等による情報提供<br>4 駅前の大型ビジョンによる情報提供<br>5 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起 |

#### 2 要配慮者に対する広報

広報を実施するに当たっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対してのFAXや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進する。

##### (1) 高齢者、障がい者への広報

- ア 文字放送テレビ、FAX、メール等による情報提供
- イ 自主防災組織との連携による情報提供
- ウ 手話通訳者の派遣による情報提供
- エ 民生委員、ホームヘルパー、ボランティアの活用による情報提供
- オ 視覚障がい者に対する音声による情報提供
- カ 高齢者、障がい者専用の相談窓口の設置

##### (2) 外国人への広報

- ア テレビ・ラジオ、インターネット等を活用した外国語による情報提供
- イ 語学ボランティアの活用による情報提供
- ウ 広報紙、情報誌等の発行による情報提供
- エ 外国人専用の相談窓口の設置

### 第3 被災者に対する広聴活動の実施

### 【企画政策班】【地域振興班】

生活の基本である住居や職を失ったり、家族や身内を失った悲しみ、地震で受けた衝撃や余震への恐怖、さらには生活再建への不安など被災者の多くは精神的にも大きな苦難と直面する。こうした被災者の抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じることで少しでも不安、悩みを解消し、被災者の生活再建と安定を支援する。

#### 1 被災者に対する広聴の実施

「企画政策班」は、全般の応急対策の実施状況を把握し、他の防災関係機関と連携を図り、被災者の要望、苦情等の収集に努める。また、必要により県へ広聴活動の支援を要請する。

#### 2 相談窓口の開設

「地域振興班」は、市内の公共施設や避難所に相談窓口を開設する。

「企画政策班」は、他の防災関係機関と連絡の上、市民からの問い合わせや要望を受付けるとともに、相談内容や要望事項の整理を行い、「地域振興班」にそれらの内容を報告する。

#### 3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な安否情報の提供を行う。なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

また、被災者のなかに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

#### 4 県ホームページの活用

災害時には、県ホームページ上に速やかに「埼玉県震災コーナー」が開設される。

市は、必要により「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

#### 5 県の災害情報相談センターの活用

情報収集及び情報提供等、県の災害情報相談センターの業務に協力するとともに、その活用を図る。

#### 6 震災相談連絡会議の設置

震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、県、



市町村及び関係団体による震災相談連絡会議が開催される。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

## 第4節 自衛隊災害派遣要請

市長は、災害の態様及びその規模から、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

### 第1 災害派遣要請の判断と連絡 【安心安全班】

「風水害対策編第3章第7節第1 災害派遣要請の判断と連絡」を準用する。

### 第2 災害派遣部隊の受入体制 【安心安全班】

「風水害対策編第3章第7節第2 災害派遣部隊の受入体制」を準用する。

### 第3 自衛隊の自主派遣

「風水害対策編第3章第7節第3 自衛隊の自主派遣」を準用する。

### 第4 災害派遣部隊の撤収要請 【安心安全班】

「風水害対策編第3章第7節第4 災害派遣部隊の撤収要請」を準用する。

### 第5 経費負担 【財政班】

「風水害対策編第3章第7節第5 経費負担」を準用する。

## 第5節 応援要請・要員確保

市の応急対応能力を超える大規模地震が発生したとき、近隣市町村及び県へ応援を要請する。また、災害応急対策を遂行する上で不足する労働力については、必要な要員を確保する。

### 第1 応援要請

【安心安全班】【企画政策班】

「風水害対策編第3章第8節第1 応援要請」を準用する。

### 第2 相互応援協力

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第8節第2 相互応援協力」を準用する。

### 第3 要員の確保

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第8節第3 要員の確保」を準用する。

## 第6節 応援の受入

緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対して、国等から応援及びあっせんを円滑に受入れる。

また、大規模地震発生時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。さらに、地方公共団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を他機関との連携により円滑に受入れる。

### 第1 地方公共団体等からの応援受入

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第9節第12-地方公共団体等からの応援受入」を準用する。

### 第2 ボランティアの応援受入

【安心安全班】【地域振興班】

「風水害対策編第3章第9節第23-ボランティアの応援受入」を準用する。

### 第3 市民、自主防災組織等の協力

【安心安全班】【地域振興班】

多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、市民、自主防災組織等が、市や県、防災関係機関と連携して、災害対策を円滑に進める。

#### 1 市民の活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行う。

- ア 適切な初期消火（消火器、バケツリレーによる消火など）
- イ 避難時前の電気ブレーカーとガス元栓の確認
- ウ 自主防災活動への参加、協力
- エ 市民共助による負傷者、要配慮者の救出・救助
- オ 避難所での自主的な活動、ゆずりあい
- カ 避難所運営への積極的な参加
- キ 避難所における要配慮者への支援
- ク 市、県及び防災関係機関が行う防災活動への協力

#### 2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、災害が発生したときは、活動マニュアルに基づいて次の活動を行う。

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施
- エ 集団避難の実施（特に、要配慮者の安全確保）
- オ 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
- カ 要配慮者の避難誘導支援
- キ 避難所での運営協力（例 運営のルールづくり等）
- ク 災害対策本部の要請に基づく応急活動業務の協力
- ケ 防災関係機関の要請による応急活動業務の協力

#### 3 事業所等の活動

事業所等は、発災が発生したときは、次の活動を行う。

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 出火防止措置、初期消火の実施
- ウ 従業員、利用者等の避難誘導
- エ 応急救助・救護
- オ ボランティア活動への支援
- カ 自主防災組織活動への協力
- キ BCP 発動による事業の継続

## 第7節 災害救助法の適用

被害の程度が災害救助法の基準を超える場合には、同法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

### 第1 災害救助法の適用手続

【福祉班】

「風水害対策編第3章第10節第1 災害救助法の適用手続」を準用する。

### 第2 災害救助法の適用

【福祉班】

「風水害対策編第3章第10節第2 災害救助法の適用」を準用する。

## 第8節 消防活動

地震に伴って発生する火災や危険物の漏えい等による二次災害を防止するため、消防署及び消防団の全機能をあげて消防活動に取り組む。

市民、自主防災組織、事業所は、出火防止に努めるとともに消防団と連携し、初期消火活動に取り組む。

### 第1 消防活動の基本方針

【消防署】

#### 1 消防署による消防活動

##### (1) 情報収集

###### ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等から被害の状況を把握し、初動体制を整える。

###### イ 把握結果の緊急報告

消防署長は災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れないよう対処する。

##### (2) 同時多発火災への対応

###### ア 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

###### イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

###### ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

###### エ 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

###### オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

##### (3) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

##### (4) 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。

#### 2 消防団による消防活動

##### (1) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火に当たる。

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防署と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防署による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防署と協力して行う。

## 第2 応援要請

【消防署】

### 1 他消防機関に対する応援要請手続

(1) 消防相互応援協定による応援要請

市長等は、市内の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 県知事への応援要請

市長等は、市内の消防力で十分な活動が困難である場合には、県知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

### 2 応援要請の内容

市長等は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県知事に要請する。要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (1) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）、応援要請の理由、災害種別及びその状況
- (2) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4) 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- (5) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

### 3 緊急消防援助隊の受入

被災市町村が二つ以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部が県に設置される。被災市町村が一つの場合には、県知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織が設置される。

(1) 受入体制

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- ウ 活動拠点の確保

(2) その他応援隊

円滑な受入を図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。



### 第3 危険物の安全措置

【消防署】

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者が当該危険物施設の実態に応じて、次の応急措置を講じるよう指導する。

- (1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置  
危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- (2) 危険物施設の応急点検  
危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の貯蔵・取扱施設、消火設備、付帯設備周辺の把握等の応急点検を実施する。
- (3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置  
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い引火防止に努める。
- (4) 災害発生時の応急活動  
危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、状況に応じた初期消火、危険物の拡散防止措置を行う。
- (5) 防災関係機関への通報  
災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等の防災関係機関に通報し、状況を報告する。
- (6) 従業員及び周辺市民に対する人命安全措置  
災害発生事業所は、消防、警察等の防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺市民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

### 第4 市民の活動

【市民】

市民は、次の活動を行う。

#### 1 火気の遮断

ガス栓の閉止及び石油ストーブ、電気機器類等の火気遮断を速やかに行う。

#### 2 初期消火活動

自宅及び近隣において火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、119番通報する。

#### 3 通電火災の防止

避難時には、通電ショート等の二次的火災の発生防止のため、ブレーカーやガスの元栓を閉めるとともに確認を行う。

### 第5 自主防災組織の活動

【自主防災組織】

自主防災組織は、次の活動を行う。

#### 1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のブレーカー、ガス栓の閉止等の火気遮断の呼びかけを行うとともに、一人暮らし世帯の火気遮断の点検及び確認を迅速に行う。

#### 2 初期消火活動

火災が発生した場合には、初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器等）を活用して初期消火を実施するとともに、消防機関に通報する。

### 3 要配慮者の避難支援

火災の延焼拡大の状況判断により、要配慮者を安全な場所に避難誘導する。

## 第6 事業所の活動

## 【事業所】

### 1 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火を実施するとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### 2 火災拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、立入禁止等必要な措置を講じる。

## 第9節 救急救助・医療救護

広域又は局地的に、救急救助及び医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助等の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療救護活動を実施する。

### 第1 救急救助対策 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

災害による負傷者等に対して、迅速かつ適切な救急救助対策を行うために、次の計画を定める。

#### 1 救急救助活動

救急救助活動は、消防署が中心となって当たるが、消防機関のみで対応しきれない場合は、警察署、「保健衛生班」がこれを援助する。

#### 2 救急救助の実施方法

##### (1) 救急救助の対象者

災害救助法による災害にかかった者の救出の対象者は、次のとおりである。

なお、この場合の災害にかかった者とは、本人自身が生命の危険な状態に陥ったことを意味し、住家の被害程度には関係がない。

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

##### (2) 救急救助活動

ア 救助活動は、救命処置を要する負傷者を最優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ 現場が多発する場合の対応

(ア) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(イ) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急救助活動を行う。

(ウ) 同時に小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急救助活動を行う。

ウ 傷病者に対する応急手当を実施し、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、医師、看護師及び市職員により災害対策本部が指定する場所に医療救護所を設置する。

エ 医療救護所における医師、看護師等医療関係者が不足するときは、日本赤十字社埼玉県支部その他医療機関に応援を要請する。

オ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、現場及び医療救護所以外の場所で取扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容についてもすべて調査し、現場指揮者に報告する。

##### (3) 関係機関への応援要請

市の救助、救護体制で対処できない場合は、県に埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）を応援要請する。

埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉 DMAT、これら3隊が力を合わせて効果的な救助、救命活動を行う。

### 3 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

## 第2 医療救護活動 子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

医療機関の機能が停止又は不足若しくは混乱して、被災地の市民が医療の途を失うような状態になった場合には、市が、被災地の市民に医療又は助産等の処置を施し、被災者の保健の万全を図るために、次の事項を定める。

### 1 医療救護活動

#### (1) 医療及び助産対策の実施責任者

市は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護チームを編成し、出動する。また、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

災害の程度により、市の能力をもってしては十分でない認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、保健所長を通じて、県、地区医師会等に協力を要請する。

#### (2) 医療及び助産の対象者

災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

#### (3) 医療救護活動

「保健衛生班」は、地区医師会の協力を得て市内の医療機関及び保健所と緊密な連絡を取り、医療及び助産活動に万全を期す。

##### ア 医療救護所の設置

震災の規模や患者の発生状況により、医療救護所を保健福祉総合センター（はびすしらおか）、中央公民館、各学校及び市内の各病院等に設置し、被災者、消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

##### イ 医療救護活動

(ア) 医療救護活動は、原則として医療救護チームが医療救護所において行う。災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

##### (イ) 医療救護チームの業務内容

- a 傷病者に対する応急処置
- b トリアージの実施
- c 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- d 軽症者に対する医療
- e カルテの作成
- f 医薬品等の補給、医療救護チーム等の派遣要請
- g 助産救護
- h 死亡の確認
- i 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)

##### ウ 埼玉DMAT（「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム）

災害の超急性期（災害発生からおおむね48時間以内）に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。

出動要請は、原則として県知事が行うこととなっているが、急性期に対応可能なDMATの機動性が損なわれないように、状況に応じて消防本部の長が直接、指定病院の長に出動の要請を行うことができる。

利根保健医療圏では、4病院が埼玉 DMAT 指定病院に指定されている。

エ 後方医療機関における救護活動

医療救護所で手当を受けた傷病者のうち、医療機関による医療が必要な重傷者等については、県（保健医療部長）が定めた後方医療機関において、入院医療等の救護を実施する。

オ 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

また、診療不能な医療機関については、医療救護チームを編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護チームを派遣する。

カ 帳簿等の準備

本計画により出動した医療救護チーム等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。

キ 医療器具、医薬品等の調達

医療及び救護活動に必要な医療器具や医薬品等は、備蓄品としての災害用医療資機材セットのほかは、「保健衛生班」が医薬品卸業者等から調達する。医師会で保有する医薬品の供給も受ける。医薬品の搬送は、「保健衛生班」が行う。

(4) 傷病者搬送

ア 傷病者搬送の判定

医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

イ 傷病者搬送の要請

医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、市、県、その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

(ア) 傷病者搬送の申請を受けた県、市及びその他の関係機関は、搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。搬送順位は、医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、あらかじめ定めておき、災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(イ) 搬送は消防署に要請するほか、各応急救護所に「保健衛生班」の車両を搬送用の車両として配置する。「保健衛生班」の車両で不足が生じた場合には、「総務班」に配車の手配を要請する。

(ウ) 医療救護チームは、保有している自動車を使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

(5) 助産救護活動

助産救護チームを医療救護チームの編成に準じ編成する。

## 2 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して県知事による医療・助産救援活動の実施を待つことができず、市が医療・助産救援活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

**第3 保健衛生**

**【子育て支援班】【保健衛生班】**

「風水害対策編第3章第11節第3保健衛生」を準用する。

## 第10節 水防対策

市は、地震の発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害を防止するための応急対策を実施する。

### 第1 水防活動 **【農政班】【資材班】【土木班】【建築班】【上下水道班】 【上下水道庶務班】【消防団】**

#### 1 監視・警戒活動

市長（水防管理者）は、出動命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに、杉戸県土整備事務所長に報告する。

#### 2 水門等の操作

水門等の管理者は、地震を観測した場合、直ちに門扉を開閉できるよう体制を整え、必要に応じて適正な開閉を行う。

#### 3 資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

### 第2 応急復旧活動 **【農政班】【土木班】【上下水道班】【上下水道庶務班】**

地震により河川施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急復旧を行う。

#### 1 堤防及び護岸の破壊等

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

#### 2 内水の排除

水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

## 第11節 避難支援

危険区域にいる市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

避難に際しては、市民に対して避難指示を行う。避難は、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、避難所への誘導は、市職員、警察官及び消防職員、市民、自主防災組織、行政区等が協力して行う。避難所の運営は、自主防災組織等や「避難所運営職員」により組織される「避難所運営委員会」が中心となり、地域団体や避難住民等の協力を得ながら行う。

### 第1 避難指示の発令 【安心安全班】【消防署】【久喜警察署】

#### 1 実施責任者

避難指示は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則として市長が実施するものである。

なお、避難指示の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。

#### 【避難指示の実施責任者】

| 実施責任者                | 勧告等避難指示を行う要件等  | 根拠法令        |
|----------------------|--|-------------|
| 市長<br>(県知事※)         | 市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、 <u>避難のための立退きを指示する</u> 。      | 災害対策基本法第60条 |
| 県知事、その命を受けた県職員、水防管理者 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施。   | 水防法第29条     |
| 警察官                  | ・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。<br>・市長から要求があったとき。 | 災害対策基本法第61条 |
| 自衛官                  | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。      | 自衛隊法第94の3   |

※市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合

#### 2 警戒区域の設定

市長は、地震災害に伴う火災の延焼が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。

#### 3 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。



【警戒区域の設定権者】

| 状 況  | 措 置                            | 設定権者  | 対 象 者                     |
|--|--------------------------------|---|---------------------------|
| 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条） | ア 立入制限<br>イ 立入禁止<br>ウ 退去命令     | ア 市長<br>イ 警察官 <sup>(注1)</sup><br>ウ 自衛官 <sup>(注3)</sup><br>エ 県知事 <sup>(注4)</sup> | 災害応急対策に従事する者以外の者          |
| 水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）   | ア 立入禁止<br>イ 立入制限<br>ウ 退去命令     | ア 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者<br>イ 警察官 <sup>(注2)</sup>                                 | 水防関係者以外の者                 |
| 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）                                | ア 退去命令<br>イ 出入りの禁止<br>ウ 出入りの制限 | ア 消防吏員又は消防団員<br>イ 警察官 <sup>(注2)</sup>   | 命令で定める以外の者                |
| 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）     | 退去命令                           | 警察官   | その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者 |

注1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注2 アに属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、ア及びイがその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注4 県知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。

4 避難対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等、警戒区域にいるすべての者を指す。

5 避難指示等の伝達方法

市長は、収集した被害情報等に基づき、必要に応じて避難指示、警戒区域の設定を行う。

避難指示、警戒区域の設定を行う場合は、防災行政用無線（固定系）、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める。

【避難指示、警戒区域の設定について】

| 区分      | 内容   |
|---------|--|
| 避難指示—   | 災害対策基本法第60条に基づく避難の「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を <u>立退か</u> せるものである。   |
| 警戒区域の設定 | 災害対策基本法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への <u>立入り</u> を制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずるものである。 |

## 6 避難指示の伝達系統

「風水害対策編第3章第12節第2 5 避難情報の伝達系統」を準用する。

## 7 関係機関相互の通知及び連絡

「風水害対策編第3章第12節第2 6 関係機関相互の通知及び連絡」を準用する。

## 第2 避難誘導 【安心安全班】【土木班】【消防団】

「風水害対策編第3章第12節第4 避難誘導」を準用する。

## 第3 避難所の開設 【避難所運営職員】

「風水害対策編第3章第12節第5 避難所の開設」を準用する。

【指定避難所等一覧表】

○…使用可能 △…洪水時2階以上使用可能

| 番号 | 施設名                | 指定緊急避難場所 |     |     |    | 指定避難所 | 防災倉庫 | 所在地               |
|----|--------------------|----------|-----|-----|----|-------|------|-------------------|
|    |                    | 地震       | 洪水  |     |    |       |      |                   |
|    |                    |          | 利根川 | 小山川 | 荒川 |       |      |                   |
| 1  | 篠津小学校              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市篠津 2644        |
| 2  | 篠津中学校              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市篠津 2617        |
| 3  | 菁莪小学校              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市上野田 101-1      |
| 4  | 菁莪中学校              | ○        | ○   | ○   | ○  | ○     | ○    | 白岡市下野田 927        |
| 5  | 大山小学校              | ○        | △   | △   | △  | ○     | ○    | 白岡市荒井新田 339       |
| 6  | 南小学校               | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市小久喜 524-1      |
| 7  | 南中学校               | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市千駄野 356-1      |
| 8  | 西小学校               | ○        | △   | △   | △  | ○     | ○    | 白岡市西 6 丁目 3-1     |
| 9  | 中央公民館              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市小久喜 1227-1     |
| 10 | 白岡市役所篠津分館          | ○        | ○   | ○   | ○  | ○     | ○    | 白岡市篠津 502-3       |
| 11 | 老人福祉センター           | ○        | —   | ○   | —  | ○     | ○    | 白岡市高岩 2177        |
| 12 | コミュニティセンター<br>西児童館 | ○        | △   | △   | ○  | ○     | —    | 白岡市白岡 857-6       |
| 13 | 八幡公園               | ○        | ○   | ○   | ○  | —     | ○    | 白岡市白岡 858-1       |
| 14 | 高岩公園               | ○        | —   | —   | —  | —     | ○    | 白岡市新白岡 3 丁目 43    |
| 15 | 勤労者体育センター          | ○        | —   | ○   | —  | ○     | —    | 白岡市新白岡 3 丁目 200-2 |
| 16 | 白岡中学校              | ○        | △   | ○   | △  | ○     | ○    | 白岡市白岡 1647-1      |
| 17 | 白岡東小学校             | ○        | △   | ○   | ○  | ○     | ○    | 白岡市新白岡 2 丁目 28-1  |
| 18 | 総合運動公園             | ○        | —   | —   | —  | —     | —    | 白岡市千駄野 345        |
| 19 | 県立白岡高等学校           | ○        | △   | ○   | △  | ○     | —    | 白岡市高岩 275-1       |

【避難所以外の支援避難所一覧表】

|    | 名 称          | 所 在 地            | 延床面積(㎡) | 敷地面積(㎡)  |
|----|--------------|------------------|---------|----------|
| 1  | 岡泉行政区集会所     | 白岡市岡泉 1121-3     | 122.81  | 315.05   |
| 2  | 実ケ谷自治会館      | 白岡市実ケ谷 478       | 93.33   | 629.00   |
| 3  | 千駄野自治会館      | 白岡市千駄野 814-1     | 94.05   | 165.28   |
| 4  | 小久喜区民会館      | 白岡市小久喜 21-1      | 151.31  | 1,473.71 |
| 5  | 沖山区民会館       | 白岡市小久喜 524-1     | 104.49  | 644.00   |
| 6  | 上野田公会堂       | 白岡市上野田 533-1     | 161.70  | 281.00   |
| 7  | 宮山コミュニティ会館   | 白岡市上野田 529-4     | 142.44  | 423.02   |
| 8  | 下野田集会所       | 白岡市下野田 941-49    | 156.30  | 461.00   |
| 9  | 爪田ケ谷集会所      | 白岡市爪田ケ谷 585-2    | 85.95   | 413.00   |
| 10 | 太田新井集会所      | 白岡市太田新井 1162-1   | 112.20  | 166.26   |
| 11 | 太田新井海老島団地集会所 | 白岡市太田新井 1371-8   | 92.95   | 132.00   |
| 12 | 彦兵衛第1区集会所    | 白岡市彦兵衛 88-1      | 121.07  | 598.00   |
| 13 | 東伸自治会館       | 白岡市太田新井 443-2    | 98.34   | 330.00   |
| 14 | 神山自治会館(2階建)  | 白岡市篠津 1946-2     | 125.62  | 107.86   |
| 15 | 神山西集会所       | 白岡市西 8丁目 18-3    | 98.50   | 400.00   |
| 16 | 篠津宿集会所       | 白岡市篠津 1798-1     | 95.86   | 2,915.00 |
| 17 | 篠津横宿区集会所     | 白岡市篠津 1834-1     | 113.44  | 763.00   |
| 18 | 篠津横宿西集会所     | 白岡市西 10丁目 10-20  | 104.57  | 629.00   |
| 19 | 上宿会館(2階建)    | 白岡市篠津 3074-1     | 103.56  | 169.80   |
| 20 | 馬立集会所        | 白岡市篠津 5081-1     | 122.10  | 804.00   |
| 21 | 野牛集会所        | 白岡市野牛 652-1      | 105.78  | 929.00   |
| 22 | 高岩参集所        | 白岡市高岩 1616-1     | 171.62  | 194.18   |
| 23 | アメニティセンタープラザ | 白岡市新白岡 2丁目 17-14 | 167.14  | 400.17   |
| 24 | アメニティサウスプラザ  | 白岡市新白岡 3丁目 12-16 | 168.93  | 400.23   |
| 25 | 西北集会所        | 白岡市西 5丁目 1-1     | 100.95  | 542.53   |
| 26 | 新田集会所        | 白岡市白岡 1059-1     | 80.00   | 247.00   |
| 27 | 西の南区民会館      | 白岡市西 2丁目 7-6     | 97.71   | 406.00   |
| 28 | 消防会館         | 白岡市白岡 1487-6     | 92.60   | 98.53    |
| 29 | 柴山集会所        | 白岡市柴山 1021-2     | 119.25  | 375.47   |
| 30 | 大山農村センター     | 白岡市下大崎 1341-1    | 190.46  | 1,243.53 |
| 31 | 荒井新田区集会所     | 白岡市荒井新田 549-1    | 71.21   | 437.34   |
| 32 | ノースプラザ       | 白岡市新白岡 1-19-4    | 199.94  | 372.21   |
| 33 | 白岡1東あずま館     | 白岡市東 10-9, 10    | 101.01  | 481.07   |

【福祉避難所一覧表】

|   | 名 称                      | 所 在 地        | 避難対象者             |
|---|--------------------------|--------------|-------------------|
| 1 | 保健福祉総合センター<br>(はびすしらおか)  | 白岡市千駄野 445   | 要配慮者の二次的な避難所として使用 |
| 2 | ありの実館                    | 白岡市白岡 805-2  |                   |
| 3 | 東ありの実館                   | 白岡市爪田ヶ谷 52-3 |                   |
| 4 | 介護予防事業拠点施設<br>(いきいきさぼーと) | 白岡市高岩 2177-1 |                   |

第4 避難所の運営

【避難所運営職員】

「風水害対策編第3章第12節第6 避難所の運営」を準用する。

## 第12節 交通規制

交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

### 第1 埼玉県警察による交通規制

【久喜警察署】

「風水害対策編第3章第13節第1埼玉県警察による交通規制」を準用する。

### 第2 道路管理者による交通規制

【各道路管理者】

「風水害対策編第3章第13節第2道路管理者による交通規制」を準用する。

## 第13節 緊急輸送

被災者を避難させるための輸送及び救助の実施に必要な人員と救助物資の輸送に万全を期さなければならない。輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両及び施設に関して次の事項を定めて実行する。

また、応急対策において、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送車両の確保やその確認等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

### 第1 緊急通行車両による輸送

【財政班】【土木班】

「風水害対策編第3章第15節第1 緊急通行車両による輸送」を準用する。

### 第2 ヘリコプターによる輸送

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第15節第2 ヘリコプターによる輸送」を準用する。

## 第14節 飲料水・食糧・生活必需品の供給

生活に必要な物資が被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に必要である飲料水、食糧及び生活必需品の確保に努め、市民の生活の安定を図る。

### 第1 飲料水の供給 【上下水道班】【上下水道庶務班】

「風水害対策編第3章第16節第1飲料水の供給」を準用する。

### 第2 食糧の供給 【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】

「風水害対策編第3章第16節第2食糧の供給」を準用する。

### 第3 生活必需品の供給 【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】

「風水害対策編第3章第16節第3生活必需品の供給」を準用する。

### 第4 救援物資の供給 【財政班】【農政班】

「風水害対策編第3章第16節第4救援物資の供給」を準用する。



## 第15節 帰宅困難者対策

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、首都圏で大規模な地震が発生したとき、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

### 第1 帰宅困難者への情報提供 【企画政策班】 【安心安全班】 【社会教育班】

#### 1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

#### 【帰宅困難者に伝える情報の種類・内容例】

| 種類               | 内容                           |
|------------------|------------------------------|
| 被害状況に関する情報       | 震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等  |
| 鉄道等の公共交通機関に関する情報 | 路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等   |
| 帰宅に当たって注意すべき情報   | 通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等         |
| 支援情報             | 帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等 |

#### 【帰宅困難者への情報提供例】

| 実施機関           | 項目        | 対策内容   |
|----------------|-----------|--|
| 埼玉県            | 情報の提供、広報  | 1 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報<br>2 ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供<br>3 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起                               |
| 白岡市            | 誘導        | 1 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布<br>2 ホームページ、メール、防災行政用無線等による情報提供<br>3 自動販売機などデジタルサイネージを活用した情報提供<br>4 緊急速報メールによる情報提供<br>5 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 |
| 鉄道機関           | 情報の提供、広報  | 鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等   |
| 東日本電信電話株式会社    | 安否確認手段の提供 | 1 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言版（web171）のサービス提供<br>2 特設公衆電話の設置等  |
| 各携帯事業者         | 安否確認手段の提供 | 災害用伝言板のサービス提供  |
| ラジオ、テレビ等放送報道機関 | 情報の提供     | 帰宅困難者向けの情報の提供<br>(県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)   |

**第2 一時滞在施設の確保** **【安心安全班】【社会教育班】【久喜警察署】**

**1 主要駅周辺における一時滞在施設の確保**

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機する場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。

(1) 一時滞在施設の運営の流れ

ア 建物の被害状況の把握や施設の安全性の確認

イ 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定

ウ 施設利用案内等の掲示

エ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保

オ 市等へ一時滞在施設の開設報告

※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

(2) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食糧等を提供する。

市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設管理者は、市から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

(3) 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後おおむね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応をはじめたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設管理者は、閉鎖に当たっては市と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

**2 新幹線が停止した場合の対応**

地震の発生により、県内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、JR東日本は埼玉県災害対策本部、沿線市町村と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受入れる。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食糧等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。

**3 災害救助法の適用の検討**

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において飲料水、食糧等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

**第3 帰宅支援**

**【県】【事業者】**

**1 帰宅の支援**

県は、近隣都県や関係事業者と連携・協力し、避難行動要支援者を中心とした代替輸送を実施するとしている。市が代替輸送の発着所となる際には、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。

また、市は必要に応じ、発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。徒歩帰宅者を支援するため、災害時帰宅ステーションは、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の市民や企業等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

**【帰宅への支援】**

| 実施機関            | 項目                   | 対策内容   |
|-----------------|----------------------|--|
| 県、市、県バス協会       | 帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請 | ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請 |
|                 | 代替輸送の提供              | バス輸送の実施<br>マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施        |
| 鉄道事業者           | トイレ等の提供              | トイレ等の提供                                      |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 | 沿道照明の確保              | 帰宅経路となる幹線道路への照明用電力の供給                        |

**2 帰宅途上における一時滞在施設の確保**

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所の提供が必要となる。

地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

**第4 代替輸送の提供**

**【安心安全班】**

バス事業者との連携により、バス輸送を行う。

## 第16節 遺体の取扱

市は、県の支援を得ながら、災害により死亡又は死亡していると推定される者の捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。大規模地震が発生したとき、多数の死亡者、行方不明者が発生することが予想され、これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

### 第1 遺体の捜索

【消防署】【久喜警察署】

「風水害対策編第3章第17節第1遺体の捜索」を準用する。

### 第2 遺体の処理

【環境班】【久喜警察署】

「風水害対策編第3章第17節第2遺体の処理」を準用する。

### 第3 遺体の埋・火葬

【市民班】

「風水害対策編第3章第17節第3遺体の埋・火葬」を準用する。

## 第17節 環境衛生

災害時には、住家の損壊等により大量の廃棄物が排出され、また、上下水道の損壊や処理機能の低下等のため処理できない廃棄物が大量に発生することが考えられる。市は、災害時に発生するがれき等の災害廃棄物や避難所で発生する生活ごみ等の処理方法を示した「白岡市災害廃棄物処理計画」を策定した。災害廃棄物等の処理については、この計画に基づき進めるものとする。

また、災害時の感染症予防のための防疫活動や食品衛生維持のための保健衛生活動を行うとともに、災害に伴う逸失動物の保護や避難所でのペット対策等についても配慮し、災害時であっても可能な限り生活環境の維持を図るものとする。

### 第1 廃棄物処理 【環境班】

「風水害対策編第3章第18節第1 廃棄物処理」を準用する。

### 第2 防疫活動 【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】

「風水害対策編第3章第18節第2 防疫活動」を準用する。

### 第3 保健衛生対策 【子育て支援班】【保健衛生班】

「風水害対策編第3章第18節第3 保健衛生対策」を準用する。

### 第4 動物愛護 【環境班】

「風水害対策編第3章第18節第4 動物愛護」を準用する。

## 第18節 公共施設等の応急対策

応急対策上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、上下水道、電力、ガス、電信電話等のライフライン施設、河川その他の土木構造物は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、これらの施設については、相互の連携を図り迅速な応急対策に努める。

### 第1 施設管理者への応急対策の指導

【各施設の所管課】

市は、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を指導する。

- (1) 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 災害時における混乱の防止措置を講じる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を県担当部局に報告する。

### 第2 市の公共施設が共通してとるべき措置

【各施設の所管課】【建築班】

#### 1 利用者の安全確保

利用者の安全を確保するため、避難の際の庁舎及び施設管理責任者は、階段等避難施設を利用して安全な場所に誘導する。

また、エレベーターの閉じ込めやトイレ等の利用者の安全についても確認し、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。

#### 2 館内設備等の点検

館内設備については、施設管理者又は各設備の管理者が、点検を行い、必要な措置を講じる。

##### (1) 通信設備及び放送設備の点検

通信設備及び放送設備の点検を直ちに実施する。

##### (2) 機械設備及び電気設備の点検

機械設備及び電気設備の点検を直ちに実施し、設備担当者は、各々の箇所の配置に付く。稼働可能な状況であっても、当面次の設備は使用を停止する。

ア 冷暖房

イ その他必要以外の電気、機械の運転

##### (3) ガス器具等の点検

ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講じる。

##### (4) その他の設備

その他管理上、注意を要する施設・設備については、その固有の特性、機能について必要な点検措置をあらかじめ定めておく。

#### 3 応急危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

- (1) 市及び防災関係機関が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二

次災害の防止と建築物の地震後での使用の可能性について判断を行う。

- (2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が足りない場合には、県に派遣を依頼する。

#### 4 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建築物の耐震性能の劣化度を調査・判定するもので、建築物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料とする。

市は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、県内の建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

#### 5 応急措置

被災した建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

### 第3 社会福祉施設の応急対策

【福祉班】

高齢者、障がい者等の社会的にハンディキャップを持った人たちは、独力で自身の安全を確保することが極めて困難である。

これらの人達が利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため、施設関係者は平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な災害活動を実施し、応急措置等を行う。

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

### 第4 ライフライン施設

【事業者】

ライフライン施設の応急対策は、次の手順により各事業者が実施する。

施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧に当たっては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

また、市、県及びライフライン事業者等は、必要に応じて、被災地域のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

#### 1 電気施設応急対策

【東京電力パワーグリッド(株)春日部支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

##### (1) 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう次により人員の動員や連絡の徹底を図る。

ア 非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

- イ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。
- (2) 災害時における広報宣伝
  - ア 感電事故及び漏電による出火を防止するため、次の事項を十分広報する。
    - (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
    - (イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。
    - (ウ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。
    - (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないことまた、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
    - (オ) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
    - (カ) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
    - (キ) 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
    - (ク) その他事故防止のため留意すべき事項。
  - イ 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。
  - ウ 上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。  
なお、この伝達経路は次のとおりとする。  
感電事故防止周知：各現業機関 → PR車 → 直接一般公衆に周知する  
復旧周知：非常災害対策支店本部 → 県災害対策本部
- (3) 災害時における危険予防措置  
電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。
- (4) 復旧
  - ア 被害状況の早期把握  
全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大きく影響を及ぼすため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。
  - イ 災害時における復旧資材の確保
    - (ア) 調達  
非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
      - a 請負工事会社保管在庫の相互流用
      - b 本（支）部相互の流用
      - c 支店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）
    - (イ) 輸送  
非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。  
なお、道路被害状況（橋りょう損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。
    - (ウ) 復旧資材置場の確保  
災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ、自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。
  - ウ 復旧順位  
災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核とな



る官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

### ■資料-96 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

## 2 ガス施設の応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

### (1) 県

#### ア 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）

県は、地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる措置を講じるよう指導する。

- (ア) 高圧ガスの漏えい又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。
- (イ) 災害発生時には、その状況に応じ、市民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあっては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。
- (ウ) 漏えいガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。

対策主体：高圧ガスを扱う関係事業所の管理者、保安統括者、保安技術管理者及び製造保安責任者等

#### イ 高圧ガス災害対策（地震発生後）

高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、消防、警察、防災事業所その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

- (ア) 県は、高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生し、必要と判断したときは、埼玉県高圧ガス地域防災協議会に対して必要な情報の提供を行い、応急措置及び災害拡大防止措置等の防災活動への協力を要請する。
- (イ) 上記の協力要請を受けたときは、当協議会が定める防災事業所の防災応援要員は、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる事故及び災害の応急措置及び被害拡大防止措置等を講じる。
- (ウ) 上記の応急措置を講じたときは、高圧ガスに係る事故災害の概要及び応急措置の内容等について県へ報告する。

対策主体：埼玉県高圧ガス地域防災協議会

さいたま市浦和区高砂3-4-9太陽生命ビル

TEL 048-833-1878

### (2) ガス事業者

#### 【都市ガス事業者】

#### ア 災害応急対策

##### (ア) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- a 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- b 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- c その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

- (イ) 情報の集約  
被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。
- (ウ) 広報活動  
テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。
- (エ) 対策要員の確保
- (オ) 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）
- (カ) 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）
- (キ) 地震発生時の供給停止
- (ク) 応急工事
- (ケ) その他必要な対策
- イ ガス施設復旧対策
  - (ア) 復旧計画の策定  
救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。
  - (イ) 復旧作業（製造設備・供給設備）  
復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。
- ウ 復旧活動資機材の確保
  - (ア) 調達  
予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により速やかに確保する。
    - a 取引先・メーカー等からの調達
    - b 被災していない他地域からの流用
    - c 他ガス事業者等からの融通
  - (イ) 復旧用資機材置場等の確保  
災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

**■資料-97 都市ガス事業者一覧**

- (3) LP ガス **【(一社)埼玉県LPガス協会】**  
災害の発生によって、LP ガスの供給、LP ガス充てん器の一時的な麻痺状態のおそれがあるので、被災者に速やかにLP ガス及び燃焼器具の供給ができるよう平時から備蓄を指導するほか、緊急に調達して燃焼器具の確保に万全を期すよう指導する。
  - ア 被災者に対するLP ガスの供給は、主として避難所を対象に調達できるよう業界を指導する。
  - イ 家庭用のガス燃焼器具は、ガスの種類によって異なるが、LP ガスの燃焼器具の供給は、主として避難所を対象に調達できるよう業界を指導する。

**■資料-98 プロパンガス業者一覧表**

**■資料-99 災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書**

**3 電気通信設備の災害対策** **【東日本電信電話(株)埼玉事業部】**

災害等により電気通信設備に被害が生じるおそれのあるとき又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

- (1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講じる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講じる。

(イ) 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(ウ) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

(ア) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(イ) 通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(ウ) テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及び市ホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

ア 復旧要員計画

(ア) 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

(イ) 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。

イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

エ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、措置を講じる。

オ 復旧工事  
応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

#### ■資料-100 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

### 4 鉄道施設の応急対策 【東日本旅客鉄道(株)(大宮支社)】

#### (1) 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

#### (2) 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

#### (3) 運転規制

ア 地震発生時の運転取扱は、次のとおりである。

(ア) 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。

(イ) 6カイン以上12カイン未満の場合、25km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。

(ウ) 6カイン未満の場合、特に運転規制は行わない。

注) カイン (Kine) は、速度の単位。1カイン=1cm/秒

イ 列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

(ア) 迂回又は折り返し運転

(イ) バス代行又は徒歩連絡

(ウ) 臨時列車の特発

#### (4) 大規模地震(震度6弱以上)が発生したときの対応

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区センター及び各駅箇所に直ちに対策本部を設置する。

イ 各地区センター(埼玉県では大宮、浦和)は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。

ウ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

### 5 上下水道施設の応急対策 【上下水道班】【上下水道庶務班】

災害時の上水道及び下水道のライフラインの復旧が長期に及ぶと、市民は衛生管理面から日常生活に支障を来すことから、速やかに上下水道施設が機能するよう応急対策に努める。

#### (1) 被害状況の調査と応急復旧計画

ア 「上下水道班」は、各関連施設の被害状況を調査し、その実態を把握した上で、作業の難易度及び復旧資材の調達等状況を考慮し、緊急度に応じて復旧計画を定める。

イ 被害状況調査によって復旧資材の所要量を把握し、備蓄資材で不足する分は、手配、発注する。

#### (2) 上水道施設の応急対策

ア 復旧は、取水施設、浄水施設及び配水池を起点とする配水幹線を最優先させる。

イ 医療機関等の重要施設への配水管については、3日以内を目標に復旧作業に当たる。

ウ 配水池の漏水がある場合は、可能な限り配水を停止することがないよう復旧作業に当たる。

- エ 浄水処理のための薬品は、各浄水場とも、災害に備え、貯蔵量の確保に努める。
- (3) 下水道施設の応急対策
- ア 下水道等に被害が生じた場合は、汚水や雨水の流れに支障のないように応急措置を講じる。
- イ 市長は、白岡市建設業協会加盟業者及び白岡市指定排水工事店の協力を得る必要があると認めるときは、工事店の出勤を要請し、排水整備の応急処置を講じる。
- ウ 停電又は電線切断等のためにポンプ場や処理場の機能が停止した場合、自家発電装置を稼働させて、排水不能事態が起こらないようにする。

■資料-101 白岡市管工事業共同組員名簿

■資料-102 白岡市指定給水装置工事事業者一覧表

■資料-53 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書

■資料-103 白岡市指定排水設備工事店一覧表

第5 道路・橋りょうの応急対策

【土木班】【道路事業者】

1 東日本高速道路(株)

(1) 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害発生時には、非常体制をとり、関東支社及び管理事務所にて災害対策本部を設置する。

災害本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

(2) 地震発生時の震災点検措置

地震発生時には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため速やかに震災点検を実施する。

(3) 地震発生時の交通規制

地震発生時には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、埼玉県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施し、避難措置等の情報を標識、情報板及びパトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者へ提供する。

(4) 応急復旧工事

地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から、応急復旧に努める。

2 県

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、県は、所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については、所轄警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置する。

3 市

行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか、県の措置に

準じて措置する。

## 第6 その他施設の応急対策

【事業者】

### 1 医療救護活動施設

- (1) 施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

### 2 不特定多数の人が利用する施設

- (1) 施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設管理者は、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

### 3 畜産施設等

市長は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

### 4 動物園施設の応急対策

- (1) 入園者の避難誘導に当たっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難所に誘導し安全確保に万全を期する。
- (2) 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちに破損箇所を修理する等の応急措置を行う。
- (3) 動物の脱出等の事態が発生した場合は、あらかじめ定められた計画に基づき処理する。
- (4) 被災後直ちに被害状況を把握し、復旧を行う。特に、動物の脱出により人命に危害を及ぼすおそれがある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

## 第19節 応急住宅対策

住宅の倒壊、焼失等の被害により、住宅を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保する。また、災害により、大規模半壊、半焼、半壊又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

### 第1 住宅及び宅地の被害

【建築班】

市は、被災した建築物の倒壊や宅地の崩落等による二次災害を防止するため必要と認めた場合、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

県は、被災した建築物が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、市による被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を支援するとともに、必要に応じて自らもこれを行う。

#### 1 建築物及び宅地の被害調査

「建築班」は、建築物及び宅地の被害状況を迅速に把握するために、建築物及び宅地の被害調査を実施する。

#### 2 被災建築物応急危険度判定

##### (1) 判定実施体制の確立

「建築班」の被害状況の分析をもとに、被災建築物を判定する被災建築物応急危険度判定士、機材を確保し、危険度判定体制を整える。

##### (2) 判定実施順位の決定

被災建築物応急危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある建築物を優先する。

##### (3) 判定の実施

被災建築物応急危険度判定調査は、次の3段階により行う。判定結果は、特に必要な注意を付して建築物の玄関付近などの見やすい場所に掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

| 判定  | 内容                      |
|-----|-------------------------|
| 危険  | この建築物に立入ることは危険です。       |
| 要注意 | この建築物に入る場合は、十分注意してください。 |
| 調査済 | この建築物の被害程度は小さいと考えられます。  |

#### 3 被災宅地危険度判定

##### (1) 判定実施体制の確立

「建築班」の被害状況の分析をもとに、被災宅地を判定する被災宅地危険度判定士、器材を確保し、危険度判定体制を整える。

##### (2) 判定実施順位の決定

被災宅地危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある宅地を優先する。

##### (3) 判定の実施

被災宅地危険度判定調査は、次の3段階により判定する。特に必要な注意を付して宅地等の見やすい場所に掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

| 判 定   | 内 容                       |
|-------|---------------------------|
| 危 険   | この宅地に <u>立入る</u> ことは危険です。 |
| 要 注 意 | この宅地に入る場合は、十分注意してください。    |
| 調 査 済 | この宅地の被害程度は小さいと考えられます。     |

## 第2 被災住宅の応急修理

【建築班】

「風水害対策編第3章第19節第1被災住宅の応急修理」を準用する。

## 第3 住宅関係障害物除去

【建築班】

「風水害対策編第3章第14節第1住宅関係障害物除去」を準用する。

## 第4 応急住宅の供給

【建築班】

「風水害対策編第3章第19節第2応急住宅の供給」を準用する。

## 第5 災害復旧用資機材の調達等

【建築班】

「風水害対策編第3章第19節第5災害復旧用資機材の調達等」を準用する。



## 第20節 文教対策

教育施設の被災又は児童・生徒の罹災により、通常の教育を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策及び罹災児童・生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施する。

### 第1 休業等応急措置

### 【教育総務班】【教育指導班】

#### 1 発災時の対応

##### (1) 市（教育委員会）

震度5弱以上が発生し、大規模と判断された場合、原則児童は、保護者の引取りとなることを市の防災行政用無線を用いて広報する。

##### (2) 校長

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合、状況に応じて、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 児童・生徒、職員の安否、施設の安全等を速やかに把握するとともに、教育委員会等に報告する。

ウ 状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。

エ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。

オ 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。

カ 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知する。

キ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う。

ク 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建築物の内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

#### 2 在校時に発災した場合（震度5弱以上）

##### (1) 児童・生徒の避難

校長は、児童・生徒、施設・設備の被災状況を確認後、適切な緊急避難の指示を与える。

さらに、災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

##### (2) 児童・生徒の帰宅方法（震度5弱以上で大規模と判断された場合）

児童の帰宅に当たっては、保護者等が迎えにくるまで児童を学校に留め置き、確実に保護者等に引き渡す。

生徒の帰宅に当たっては、学校周辺及び通学路上での安全が確認されない場合は学校に引き留め、保護者に連絡後、確実に引き渡す。安全が確保できたならば、下校させる。

#### 3 登校・下校中に発災した場合

##### (1) 児童・生徒の避難

児童・生徒はまず建築物等から離れ安全を確保する。学校は安全な避難先として、周囲の状況を見極めた上で学校又は自宅に近い方に避難するよう誘導する。児童・生徒は学校又は自宅への避難が困難な場合、公園、交番、110番の家、空地、駐車場等へ避難する。学校は、地区巡視を行う。

##### (2) 児童・生徒の帰宅方法

児童・生徒が学校に避難した場合、学校は保護者へ連絡し、保護者に確実に引き渡す。

自宅に避難したならば、保護者等はできるだけ早く学校へ連絡を行う。

#### 4 在校時以外に発災した場合

- (1) 休日、休業中等に災害が発生した場合は、校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努める。  
なお、交通機関等が不通の場合には、学校近くの教職員に連絡を取り、極力状況の把握に努める。
- (2) 地震が発生した場合の適切な措置については、各校長が具体的な応急計画を立てて行う。
- (3) 被害状況により休業措置を決定した場合には、学級連絡網等によって児童・生徒へ連絡する。  
なお、通信途絶等の場合には市の防災行政用無線や広報車で周知する。

### 第2 応急教育の準備・実施 【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第2 応急教育の準備・実施」を準用する。

### 第3 教材・学用品等の調達及び配給 【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第3 教材・学用品等の調達及び配給」を準用する。

### 第4 給食等の措置 【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第4 給食等の措置」を準用する。

### 第5 学校の衛生管理 【保健衛生班】【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第5 学校の衛生管理」を準用する。

### 第6 学校施設の緊急使用 【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第6 学校施設の緊急使用」を準用する。

### 第7 文化財の応急措置 【社会教育班】

「風水害対策編第3章第20節第7 文化財の応急措置」を準用する。

## 第21節 要配慮者への支援

身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者及び言葉や文化が異なり、迅速かつ的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者に対しては、発災直後の避難誘導からその後の応急対策、復旧に至るまで、実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

### 第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】

「風水害対策編第3章第21節第1社会福祉施設等入所者の安全確保」を準用する。

### 第2 避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

「風水害対策編第3章第21節第2避難行動要支援者等の避難支援」を準用する。

### 第3 避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

「風水害対策編第3章第21節第3避難生活における要配慮者支援」を準用する。

### 第4 乳幼児への対応 【子育て支援班】【こども保育班】

「風水害対策編第3章第21節第4乳幼児への対応」を準用する。

### 第5 外国人の安全確保 【地域振興班】

「風水害対策編第3章第21節第5外国人の安全確保」を準用する。

## 第4章 震災復旧及び復興計画

市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業等への融資、義援金の配布などについて適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえ、国・県と連携してより災害に強いまちづくりに繋げる復旧及び復興計画を策定する。

### 第1節 迅速な災害復旧

応急復旧の進捗状況に応じて災害対策本部から復旧復興本部への組織改正を検討し、必要な事業を迅速に推進する。

#### 第1 プロジェクト体制による推進 【企画政策班】

「風水害対策編第4章第1節第1プロジェクト体制による推進」を準用する。

#### 第2 災害復旧事業計画の作成 【企画政策班】

「風水害対策編第4章第1節第2災害復旧事業計画の作成」を準用する。

#### 第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 【財政班】

「風水害対策編第4章第1節第3災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」を準用する。

#### 第4 激甚災害の指定

「風水害対策編第4章第1節第4激甚災害の指定」を準用する。

#### 第5 災害復旧事業の実施

「風水害対策編第4章第1節第5災害復旧事業の実施」を準用する。

## 第2節 計画的な災害復興

### 第1 復興計画の作成 【企画政策班】【資材班】【建築班】

「風水害対策編第4章第2節第1復興計画の作成」を準用する。

### 第2 震災復興事業の実施 【企画政策班】【資材班】【建築班】

「風水害対策編第4章第2節第2災害復興事業の実施」を準用する。

## 第3節 生活再建等の支援

多くの市民が負傷、又は住家や家財等の喪失を被る可能性があり、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、異常な混乱状態に陥ることが予想される。このため、被災した市民の生活再建を援護し、市民の自力復興を促進して、市民生活の早期安定を図る。なお、市のみならず他自治体との協力体制を確立する。

### 第1 災害相談窓口の設置 【地域振興班】

「風水害対策編第4章第3節第1 災害相談窓口の設置」を準用する。

### 第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 【税務班】【福祉班】

「風水害対策編第4章第3節第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行」を準用する。

### 第3 被災者の生活確保 【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】 【援護班】【子育て支援班】

「風水害対策編第4章第3節第3 被災者の生活確保」を準用する。

### 第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資

「風水害対策編第4章第3節第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資」を準用する。

### 第5 被災者生活再建支援制度

「風水害対策編第4章第3節第5 被災者生活再建支援制度」を準用する。

### 第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

「風水害対策編第4章第3節第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を準用する。

### 第7 義援金・義援物資等の受入、保管 【福祉班】

「風水害対策編第4章第3節第7 義援金・義援物資等の受入、保管」を準用する。

### 第8 被災中小企業等への融資

「風水害対策編第4章第3節第8 被災中小企業等への融資」を準用する。

### 第9 被災農林漁業関係者への融資等

「風水害対策編第4章第3節第9 被災農林漁業関係者への融資等」を準用する。

### 第10 郵便物の特別扱い 【事業者】

「風水害対策編第4章第3節第10 郵便物の特別扱い」を準用する。

**第11 尋ね人の相談に関する計画** **【地域振興班】【市民班】**

「風水害対策編第4章第3節第11 尋ね人の相談に関する計画」を準用する。

**第12 被災者の精神的ケアに関する計画** **【保健衛生班】**

「風水害対策編第4章第3節第12 被災者の精神的ケアに関する計画」を準用する。

## 第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

### 第1節 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本市を含む埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生し得る最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表するとされているが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、本市においても、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

本市を含む埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。これまで本市地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われなかったこととなった。このため、今後は警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

#### ■資料-104 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置



## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

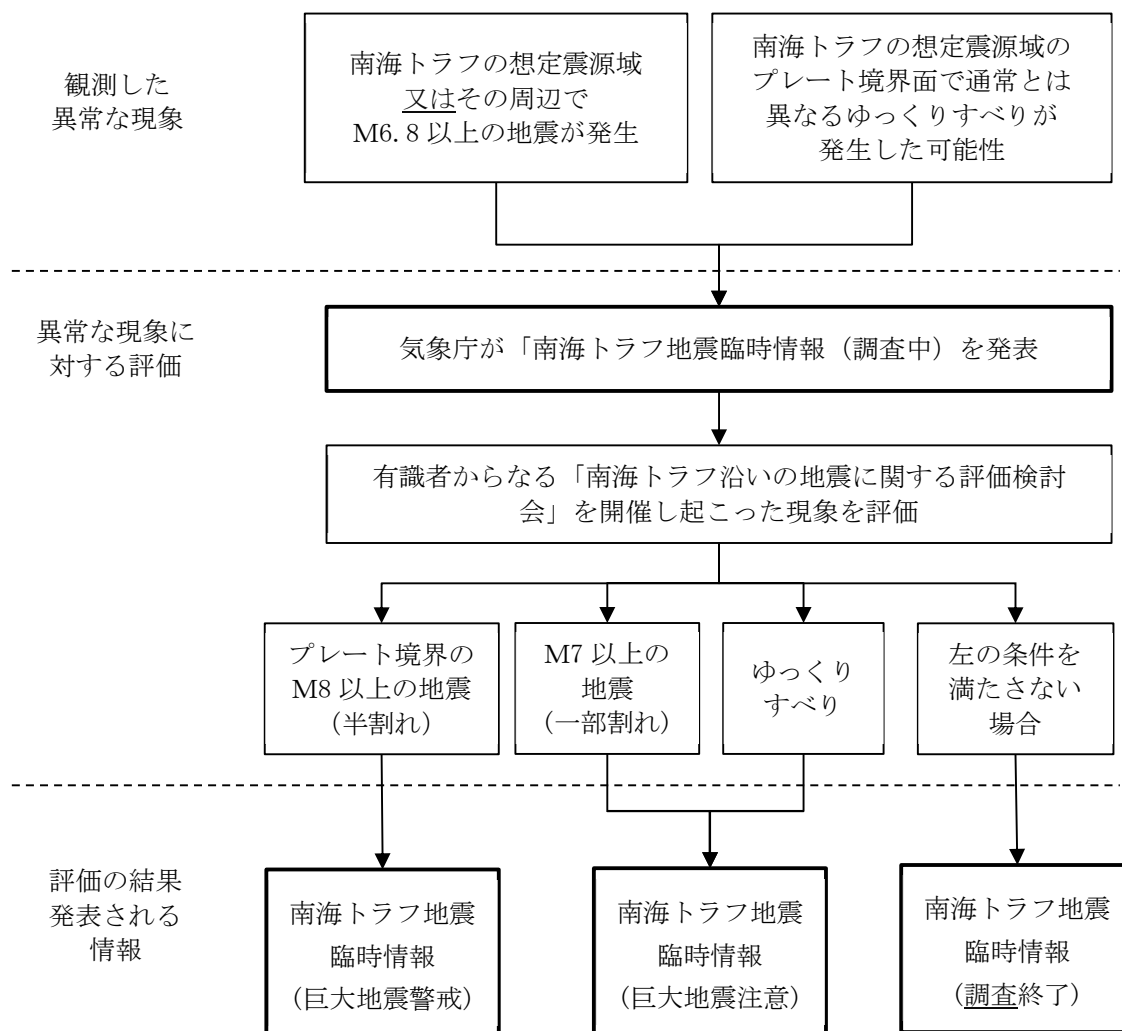
### 第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

【安心安全課】

#### 1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から南海トラフ地震臨時情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。



【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

## 2 市民、企業等への呼びかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

| ケース     | 気象庁発表情報                 | 警戒、注意をする期間                                       |
|---------|-------------------------|--|
| 半割れ     | 南海トラフ地震臨時情報<br>(巨大地震警戒) | 2週間<br>(警戒：1週間)<br>(注意：1週間)                      |
| 一部割れ    | 南海トラフ地震臨時情報<br>(巨大地震注意) | 1週間  |
| ゆっくりすべり | 南海トラフ地震臨時情報<br>(巨大地震注意) | すべりの変化が収まってから<br>変化していた期間と <u>おおむね</u><br>同程度の期間 |

## 3 住民の防災対応

(1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

<防災対応の例>

- ・家具の固定状況の確認
- ・非常用持出袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

<防災対応の例>

- ・高いところにものを置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

## 4 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

<防災対応の例>

- ・安否確認手段の確認
- ・什器の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

## 第2 地震発生後の対応

【各班】

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、市及び防災関係期間は、「第3編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

## 第6章 火山噴火降灰対策計画

### 第1節 火山噴火降灰対策の概況

市内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、中央防災会議では相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内では、南部で最大約2～10cmの降灰が予想されており、本市内でも、風向き等によっては降灰の可能性はある。

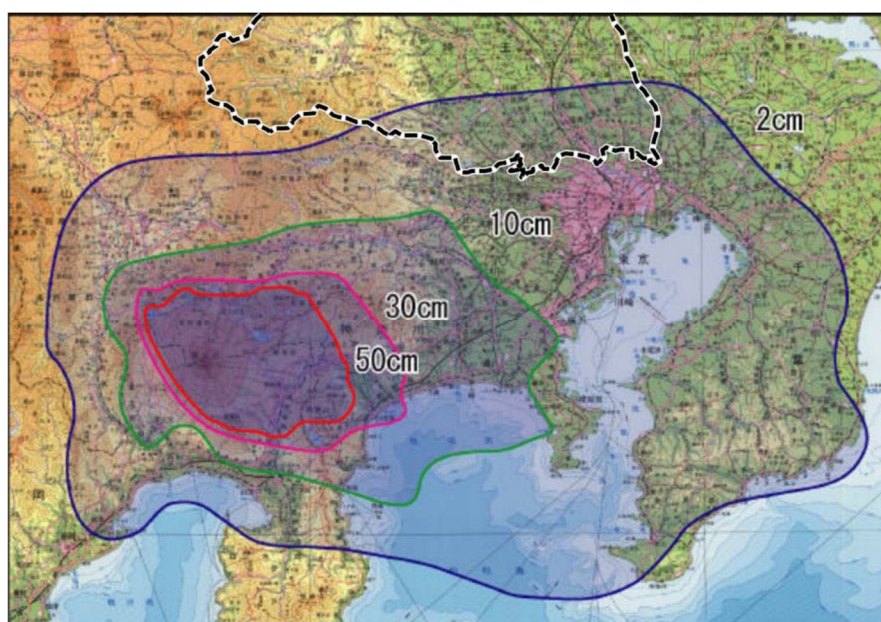
また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、県北西部にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

#### 第1 被害想定

##### 1 富士山が噴火した場合

本市内は、被害想定降灰範囲には含まれていないが、風向き等によっては降灰の可能性も考えられる。



出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

##### 2 その他近隣の火山

浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、状況によっては降灰の可能性が考えられる。

《参考》

◆降灰

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにつれ徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

◆火山灰の特徴

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物(2~0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある)
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス(SO<sub>2</sub>)、硫化水素(H<sub>2</sub>S)、フッ化水素(HF)等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム(石膏)となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
  - 苦鉄質(シリカに乏しい) マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
  - 珪長質(シリカに富む) マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

## 第2節 予防・事前対策

富士山及び浅間山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするため、市では、火山噴火に関する知識の普及を図るとともに、予防・事前対策について計画する。

### 第1 火山噴火に関する知識の普及 【安心安全課】

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

#### 1 気象庁が発表する火山に関する情報

##### (1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

##### (2) 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

#### 【噴火警戒レベル運用状況(近隣の火山)】

| 区分               | 火山名                                   |
|------------------|---------------------------------------|
| 噴火レベルが運用されている火山  | 富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他 |
| 噴火レベルが運用されていない火山 | 赤城山、榛名山他                              |

#### 【噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル】

| 名称                           | 対象範囲              | 発表基準                                       | 噴火警戒レベル<br>(キーワード) |
|------------------------------|-------------------|--|--------------------|
| 噴火警報<br>(居住地域)<br>又は<br>噴火警報 | 居住地域及びそれ<br>より火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。       | レベル5<br>(避難)       |
|                              |                   | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。 | レベル4<br>(高齢者等避難)   |

| 名称                             | 対象範囲                          | 発表基準  | 噴火警戒レベル<br>(キーワード)    |
|--------------------------------|-------------------------------|---|-----------------------|
| 噴火警報<br>(火口周辺)<br>又は<br>火口周辺警報 | 火口から居住地<br>近くまでの広い範<br>囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。 | レベル3<br>(入山規制)        |
|                                | 火口から少し離れたところまでの火口周辺           | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。          | レベル2<br>(火口周辺規制)      |
| 噴火予報                           | 火口内等                          | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。     | レベル1<br>(活火山であることに留意) |

【噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合】

| 名称                             | 対象範囲                          | 発表基準  | 噴火警戒レベル<br>(警戒事項等) |
|--------------------------------|-------------------------------|---|--------------------|
| 噴火警報<br>(居住地)<br>又は<br>噴火警報    | 居住地及びそれより火口側                  | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。                             | 居住地<br>嚴重警戒        |
| 噴火警報<br>(火口周辺)<br>又は<br>火口周辺警報 | 火口から居住地<br>近くまでの広い範<br>囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。 | 入山危険               |
|                                | 火口から少し離れたところまでの火口周辺           | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。          | 火口周辺危険             |
| 噴火予報                           | 火口内等                          | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。     | 活火山であることに留意        |

(3) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合<sup>(※)</sup>
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(4) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を

行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引上げる可能性は低い、又は、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

#### (5) 噴火予報

噴火予報は、気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

#### (6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

##### ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

##### イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山<sup>(注1)</sup>に対して、事前計算した降灰予報結果のなかから最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(注1) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

##### ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山<sup>(注2)</sup>に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

(注2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

#### 【降灰量階級と降灰の厚さ】

| 降灰量階級 | 予想される降灰の厚さ      |
|-------|-----------------|
| 多量    | 1mm 以上          |
| やや多量  | 0.1mm 以上 1mm 未満 |
| 少量    | 0.1mm 未満        |

#### (7) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

#### (8) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

## 2 市及び県が行う火山噴火に関する知識の普及

市は、県と協力し、次の事項について市民への普及・啓発に努める。

- (1) 火山現象や前兆現象に関する知識
- (2) 火山情報の種類と発表基準
- (3) 降灰予想や備蓄品目、噴火時にとるべき行動等  
(マスク、ゴーグル、水、食糧、衣料品、携帯ラジオなど非常持出品)

### 第2 降灰による災害の予防・事前対策の検討

【安心安全課】

降灰によって生じることが想定される健康被害、空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農作物等への被害、上下水道施設等への影響、降灰処理について、予防・事前対策を検討する。

### 第3 水、食糧、生活必需品の備蓄

【農政課】【安心安全課】

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食糧、飲料水、食糧、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品（3日分以上を目標とし、可能であれば1週間以上を推奨）の備蓄を推進する。



## 第3節 応急対策

市内で富士山等の噴火により降灰が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市が実施すべき必要な措置について定める。

### 第1 応急活動体制の確立

【全職員共通】

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

市の配備体制については、「風水害対策編第3章第1節第1活動体制及び配備準基」を準用する。

### 第2 情報の収集・伝達

【企画政策班】【各班】

#### 1 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市内に降灰があったときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

発信手段は、「風水害対策編第3章第5節第1情報の連絡体制」を準用する。埼玉県災害オペレーション支援システムで取得する情報は次のとおりとする。

- (1) 噴火警報・予報
- (2) 火山の状況に関する解説情報
- (3) 噴火に関する火山観測報
- (4) 噴火速報
- (5) 降灰予想

#### 2 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、埼玉県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・警報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおりとする。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ
- (8) 構成粒子の大きさ

#### 3 降灰に伴うとるべき行動の周知

降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、防災行政用無線、エリアメール、SNS、データ放送など）も活用する。

**【とるべき行動の例】**

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー(※)を使用し視界を確保する。また、すべりやすくなるため、スリッパに注意する。  
※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払い落とし、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

**第3 避難所の開設・運営** **【避難所運営職員】**

降灰により自宅での生活に支障を来す市民を收容するため、「風水害対策編第3章第12節避難支援」を準用し、避難所を開設・運営する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

**第4 医療救護** **【保健衛生班】【消防署】**

「風水害対策編第3章第11節 救急救助・医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

**第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策**  
**【財政班】【土木班】【上下水道班】【ライフライン事業者】**

「風水害対策編第3章第15節緊急輸送」を準用する。

降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。なお、他県においては以下の事例が報告されている。

|      |   |
|------|---|
| 電気設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・降灰の荷重により、電線が切れる。</li> <li>・雨を含んだ火山灰が付着した<sup>が</sup>碍子の絶縁不良によってショートする。</li> </ul>               |
| 上水道  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。</li> <li>・火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。</li> </ul> |
| 道路   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。</li> </ul>  |
| 鉄道   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。</li> </ul>   |

※<sup>が</sup>碍子：電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具。一般には電柱・鉄塔などに装着される電力用又は電信用のものを指す。

**第6 農業者への支援** **【農政班】**

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するよう市は県と協力し、支援す

る。

また、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

## 第7 降灰の処理

【環境班】

### 1 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。なお、道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな降灰の除去を行う。

### 2 降灰の収集

市は、家庭から排出された灰の回収を一般廃棄物と別にして実施するとともに、回収した灰の一時的な仮置場を設置する。なお、市は火山灰の処分場所を事前に選定する。

また、市は各家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

各事業者から排出された灰については、一時的な仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

## 第8 広域一時滞在

【安心安全班】

市は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受入れる。受入に当たっては、「広域応援編第2節第3 広域避難の支援」を準用する。

## 第9 物価の安定、物資の安定供給

【商工班】

市及び県は、食糧をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

## 第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画

### 第1節 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率をもとに、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

### 第2節 シビアコンディションへの対応

震災対策編の第1章から第6章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にもなり得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

### 第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる埼玉県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行い、市はそれに協力していくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主なシビアコンディションと、その対策の方向性を検討する。

## 1 命を守るのは「自分」が基本

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| リスク状況の認識 | <p>市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。</p> <p>しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。</p> <p>発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。</p> <p>また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。</p> <p>県が実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（本市の死者・負傷者はなし）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。</p> <p>緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。</li> <li>▶ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。</li> </ul>  |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。</li> <li>▶ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。</li> <li>▶ 地震に備えた防災総点検を行う。</li> </ul>  |

## 2 支援者の犠牲はあってはならない

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| リスク状況の認識 | <p>総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。</p> <p>阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。</p> <p>犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。</p> <p>内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。</p> <p>また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員等の地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。</p> <p>しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発災後、救出救助・初期消火に<u>当たっている</u>支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。</li> <li>➤ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを<u>逃がす</u>事態を回避する。</li> </ul>  |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 救出救助・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。</li> <li>➤ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。</li> <li>➤ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。</li> <li>➤ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速かつ的確に行う。</li> </ul>   |

### 3 火災から命を守る

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| リスク状況の認識 | <p>関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。</p> <p>延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百箇所「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言われている。</p> <p>一方、首都直下地震（都心南部直下地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。</p> <p>シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。</p> <p>また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。</p> <p><b>【参考：東京都被害想定】</b><br/>区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。</p> <p><b>【参考：国被害想定】</b><br/>地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。</li> <li>➢ 消防機関の現場到達を早める。</li> <li>➢ 火災から逃げ遅れる人をなくす</li> </ul>  |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。</li> <li>➢ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。</li> <li>➢ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、報道機関、防災行政用無線等あらゆる手段を活用する。</li> <li>➢ 通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。</li> </ul>  |

#### 4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| リスク状況の認識 | <p>東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。</p> <p>発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。</p> <p>これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。</p> <p>大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用をはじめとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。</p> <p>公的機関や災害拠点病院等の防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、市災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各指定避難所における避難生活等に大きな影響が出る。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたって停電時においても、活動を継続させなければならない。</li> <li>▶ 電力、ガス、水道等のライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。</li> <li>▶ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。</li> </ul>   |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される市役所等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。</li> <li>▶ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。</li> <li>▶ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、協定の締結を検討する。</li> <li>▶ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。</li> <li>▶ 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。</li> <li>▶ 長期避難を想定し、指定避難所の環境を向上させるとともに、市民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。</li> </ul>   |



5 その時、道路は通れない

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| リスク状況の認識 | <p>高速道路や国道、主要な県道等、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地等の軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。</p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。</p> <p>一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。</p> <p>鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもある。</p> <p>これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。</li> <li>▶ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応が必要となる（平成26年の災害対策基本法の改正により）。</li> <li>▶ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。</li> </ul>  |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。</li> <li>▶ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。</li> </ul>  |

6 デマやチェーンメールは新たな災害

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| リスク状況の認識 | <p>東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。</p> <p>その中で、SNS等、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。</p> <p>これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。</p> <p>東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。</p> <p>デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時にはかえって危険かもしれない。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。</li> <li>➤ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。</li> <li>➤ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。</li> </ul>  |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 正しい情報の発信者・取得方法等の防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。</li> <li>➤ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。</li> </ul>   |

7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| リスク状況の認識 | <p>阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、<u>圧挫症候群をはじめ</u>、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。</p> <p>一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。</p> <p>首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。</p> <p>国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。</p> <p>医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。</p> <p>また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。</p> <p>さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。</li> <li>▶ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。</li> <li>▶ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。</li> </ul>  |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。</li> <li>▶ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の民間事業者等による救命救助活動が行える仕組みの検討及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。</li> </ul>   |

## 8 都心からの一斉帰宅は危険

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| リスク状況の認識 | <p>県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。</p> <p>まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。</p> <p>次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間あたり最大12万人という大混雑が予測される。</p> <p>その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。</p> <p>発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。</li> <li>▶ 徒歩帰宅者が特定の箇所集まり、混乱が生じる</li> <li>▶ 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。</li> </ul>  |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。</li> <li>▶ <u>あわてて</u>帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。</li> <li>▶ 市内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。</li> <li>▶ 徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路の沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。</li> <li>▶ 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。</li> </ul>   |

9 危険・不便な首都圏からの避難

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| リスク状況の認識 | <p>国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。</p> <p>1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。</p> <p>道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がある。</p> <p>特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、埼玉県は、被害が大きい都心南部からの避難者を<u>受入れる</u>とともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。</li> <li>▶ 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。</li> <li>▶ 市外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。</li> </ul>   |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。</li> <li>▶ 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。</li> <li>▶ 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。</li> <li>▶ 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。</li> </ul>   |

## 10 助かった命は守り通す

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| リスク状況の認識 | <p>大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがある。</p> <p>東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。</p> <p>首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保</li> <li>➢ 福祉避難所等の比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立</li> <li>➢ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）</li> </ul>   |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。</li> <li>➢ 指定避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。</li> <li>➢ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。</li> <li>➢ 被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケアの長期的提供を行う。</li> </ul>   |

## 11 食糧が届かない

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| リスク状況の認識 | <p>東日本大震災では、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食糧は62万食だけだった。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食糧は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。</p> <p>道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。</p> <p>また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。</p> <p>シビアコンディションの極めつけは、首都直下地震と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食糧のほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。</p> |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 救援物資の不足</li> <li>➤ 物資調達の困難</li> </ul>   |
| 対策の方向性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 被災情報及び指定避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。</li> <li>➤ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。</li> <li>➤ 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。</li> </ul>   |





# 白岡市地域防災計画

第4編 事故対策編

第5編 複合災害対策編

第6編 広域応援編

(素案)

令和 5 年 1 1 月

白岡市防災会議



# 目 次

|  |            |
|--|------------|
| <b>第4編 事故対策編</b> .....   | <b>345</b> |
| 第1節 大規模火災対策計画 .....  | 345        |
| 第1 大規模火災予防【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【建築課】【消防署】 .....                  | 345        |
| 第2 大規模火災応急対策【安心安全班】【財政班】【消防署】【久喜警察署】 .....                     | 348        |
| 第2節 危険物等災害対策計画 .....   | 351        |
| 第1 危険物災害予防【消防署】【施設管理者】 .....                                   | 351        |
| 第2 危険物施設災害応急対策【消防署】【施設管理者】 .....                               | 352        |
| 第3 高圧ガス災害応急対策【消防署】【施設管理者】 .....                                | 352        |
| 第4 火薬類災害応急対策【消防署】【施設管理者】 .....                                 | 353        |
| 第5 毒物・劇物災害応急対策【消防署】【施設管理者】 .....                               | 353        |
| 第6 サリン等による人身被害対策【安心安全班】【消防署】 .....                             | 354        |
| 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 .....                                | 357        |
| 第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方【安心安全課】【環境課】<br>【消防署】【事業所】 ..... | 357        |
| 第2 放射線関係事故予防（計画）【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業者】 .....                   | 357        |
| 第3 応急・復旧対策【安心安全班】【財政班】【消防署】 .....                              | 360        |
| 第4節 農業災害対策計画 .....   | 368        |
| 第1 農業災害対策【農政課】 .....   | 368        |
| 第5節 道路災害対策計画 .....   | 369        |
| 第1 道路災害予防【道路課】 .....   | 369        |
| 第2 道路災害応急対策【安心安全班】【土木班】【消防署】 .....                             | 370        |
| 第6節 鉄道事故対策計画 .....   | 375        |
| 第1 目標 .....  | 375        |
| 第2 活動体制【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】<br>【東日本旅客鉄道(株)】 .....       | 375        |
| 第3 応急措置【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】<br>【東日本旅客鉄道(株)】 .....       | 376        |
| 第7節 航空機事故対策計画 .....  | 378        |
| 第1 目標 .....  | 378        |
| 第2 活動体制【安心安全班】【県】【航空事業者】 .....                                 | 378        |
| 第3 応急措置【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】 .....                       | 378        |
| 第8節 文化財災害対策計画 .....  | 380        |
| 第1 基本方針【生涯学習課】 .....   | 380        |
| 第2 実施計画【生涯学習課】 .....   | 380        |
| <b>第5編 複合災害対策編</b> .....                                       | <b>381</b> |
| 第1節 対策の方向性 .....   | 381        |
| 第2節 予防・事前対策 .....  | 381        |
| 第1 複合災害に関する防災知識の普及【安心安全課】 .....                                | 381        |
| 第2 複合発生時の被害想定の実施【埼玉県】 .....                                    | 382        |
| 第3 防災施設の整備等【安心安全課】 .....                                       | 382        |
| 第4 非常時情報通信の整備【埼玉県】 .....                                       | 382        |
| 第5 避難対策【安心安全課】【各施設の所管課】 .....                                  | 382        |
| 第6 災害医療体制の整備【保険年金課】【子育て支援課】【健康増進課】【消防署】<br>【各医療機関】 .....       | 383        |
| 第7 災害時の要配慮者対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】 .....                  | 383        |
| 第8 緊急輸送体制の整備【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】 .....                     | 383        |
| 第3節 応急対策 .....   | 384        |
| 第1 情報の収集・伝達【企画政策班】【防災関係機関】 .....                               | 384        |
| 第2 交通規制【土木班】【久喜警察署】 .....                                      | 384        |

|            |                    |                              |            |
|------------|--------------------|------------------------------|------------|
| 第3         | 道路の修復              | 【土木班】                        | 384        |
| 第4         | 避難所の再配置            | 【安心安全班】【避難所運営職員】             | 384        |
| <b>第6編</b> | <b>広域応援編</b>       |                              | <b>385</b> |
| 第1節        | 事前対策               |                              | 385        |
| 第1         | 広域応援体制の整備          | 【埼玉県】【安心安全課】                 | 385        |
| 第2         | 広域支援拠点の確保          | 【安心安全課】                      | 385        |
| 第3         | 応援応援要員派遣体制の整備      | 【埼玉県】【安心安全課】                 | 385        |
| 第4         | 広域避難受入体制の整備        | 【安心安全課】                      | 386        |
| 第5         | 市内被害の極小化による活動余力づくり | 【安心安全課】【街づくり課】【道路課】<br>【建築課】 | 386        |
| 第2節        | 応急対策               |                              | 387        |
| 第1         | 応援に必要な広域災害情報の収集    | 【埼玉県】【安心安全班】                 | 387        |
| 第2         | 広域応援要員の派遣          | 【安心安全班】【総務班】                 | 387        |
| 第3         | 広域避難の支援            | 【埼玉県】【安心安全班】                 | 387        |
| 第4         | がれき処理支援            | 【環境班】                        | 388        |
| 第5         | 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援  | 【環境班】                        | 388        |
| 第3節        | 復旧・復興対策            |                              | 389        |
| 第1         | 広域復旧復興支援           | 【安心安全課】【総務課】                 | 389        |
| 第2         | 遺体の埋葬・火葬支援         | 【埼玉県】                        | 389        |
| 第3         | 生活支援               | 【埼玉県】                        | 389        |

## 第4編 事故対策編

### 第1節 大規模火災対策計画

#### 第1 大規模火災予防【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【建築課】【消防署】

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失に繋がる事象への対策について定める。

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、さらには、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

#### 1 災害に強いまちづくり

##### (1) 災害に強いまちの形成

火災による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりのある快適なまちを目指す。

##### ア 基本的方針

##### (ア) 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

##### (イ) 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

##### (ウ) 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

##### (エ) 消防署と県の役割分担による火災予防対策の推進

消防署は、必要に応じて都市における火災予防に関する基本的な計画の策定を行い、火災予防のまちづくりを総合的に推進する。

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な火災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める消防署との連携、協力及び消防署に対する必要な支援を行う。

##### イ まちの災害危険度データ整備

災害に強いまちづくりを効率的に進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、火災に関する基礎的データを整備する。

また、消防署と県は、災害に強いまちづくりを市民参加により計画的・重点的に促進するため、地盤特性や市街地形態、建築物の立地状況等を総合的に勘案して、都市レベル、地区レベルでの災害危険度を明らかにして、その公表に努める。

##### (2) 火災に対する建築物の安全化

##### ア 消防用設備等の整備、維持管理

市は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また、事業所はそれらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

##### イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- (ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
  - (イ) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
  - (ウ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
  - (エ) 高層建築物等に係る防災計画指導
- (3) 火災発生原因の制御
- ア 防火管理者制度の効果的な運用
    - (ア) 学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。
    - (イ) 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。
  - イ 予防査察指導の強化
    - 消防署は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期す。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立する。
  - ウ 高層建築物等の火災予防対策
    - 高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。
  - エ 火災予防運動の実施
    - 市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。
  - オ 火災防御検討会の開催
    - 県は、大火災又は特殊な原因による火災について、市の協力を得て、発生地の消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- (1) 情報の収集・連絡
  - ア 情報の収集・連絡体制の整備
    - 市は、消防署、県、警察及び防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。
    - また、機動的な情報収集活動を行うため、県のヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムを活用し、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。
  - イ 通信手段の確保
    - 市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、市の防災行政用無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。なお、整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。
- (2) 災害応急体制の整備
  - ア 職員の体制
    - 市は、職員の非常体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員へ周知する。
    - また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知を徹底する。
    - 職員の非常体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性

に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するなど、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

(3) 消火活動体制の整備

ア 市及び消防署は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

イ 市は、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動の整備

ア 避難誘導

(ア) 市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知徹底するとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

(イ) 市は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

市、県及び事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材をあらかじめ整備しておく。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

市及び事業者は、大規模火災を想定し、市民参加による実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を行う。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 市及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

### 3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所でのとるべき行動等について周知を徹底する。

イ 市は、防災アセスメント調査を実施し、市民に分かりやすい防災マップ、防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、市民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

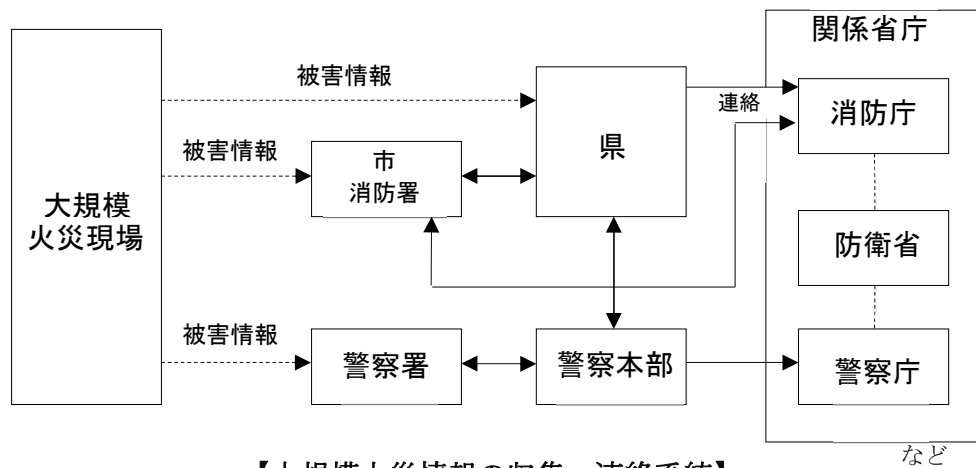
ウ 学校等の教育機関、自主防災組織、各行政区等においては、防災に関する教育の充実に努める。

- (2) 防災関連設備等の普及  
市は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。
- (3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮  
防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

**第2 大規模火災応急対策 【安心安全班】【財政班】【消防署】【久喜警察署】**

**1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保**

- (1) 災害情報の収集・連絡
  - ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡  
市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
  - イ 大規模火災情報の収集・連絡系統  
大規模火災情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



**【大規模火災情報の収集・連絡系統】**

- ウ 応急対策活動情報の連絡  
市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。  
また、必要に応じて、応急対策活動情報に関し、県及び関係機関と相互に情報交換を行う。
- (2) 通信手段の確保  
市は、火災発生直後に災害情報連絡のための通信手段を確保する。  
また、電気通信事業者は、市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

**2 活動体制の確立**

- (1) 市の活動体制  
市は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。  
また、火災発生直後には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。
  - ア 職員の非常参集  
市は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとと



もに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

イ 災害対策本部の設置

(ア) 市は、大規模火災発生時は、災害対策本部条例等に基づき、直ちに市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(イ) 市長は、災害対策本部の設置を決定した場合は、「風水害対策編第3章第1節応急対策の活動体制」に基づき直ちに職員を配備する。

(ウ) 市長は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに県知事に被害状況の報告をするとともに、防災関係機関に通知する。

ウ 現地対策本部の設置

本部長は、特定の地域に著しい被害が生じた場合など、必要に応じて、現地対策本部を設置する。

エ 県等への応援要請

市長は、市の能力のみによる対応では不十分であると判断した場合、県知事に対して、応援要請を行う。

オ 緊急消防援助隊の要請

市長は、消防力の増強に必要があると認めたときは、県知事に対し緊急消防援助隊の要請を行う。

カ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」による。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のために必要な措置を講じるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等の必要な対策を講じる。

(3) 広域的な応援体制

県知事は、市長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、市を応援するよう他の市町村長に対し指示する。

また、県知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行う。

### 3 消火活動

消防署は、大規模火災発生時は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

### 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努める。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡をとる。

## 5 避難収容活動

災害発生時における避難誘導については、「風水害対策編第3章第12節第2避難誘導」に準ずる。

## 6 施設・設備の応急復旧活動

市は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

## 7 被災者等への的確な情報伝達活動

### (1) 被災者等への情報伝達活動

市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、市の防災行政用無線、広報車、市のホームページ、掲示板、広報紙等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、被災者以外の市民に対しても、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

### (3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

## 第2節 危険物等災害対策計画

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、市は、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理等の保安措置を講じるとともに、保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

市及び県は、危険物施設管理者と密接に連携し、災害の防止を図る。

### 第1 危険物災害予防

【消防署】【施設管理者】

#### 1 危険物

市は、危険物施設管理者と密接に連携し、災害の防止を図る。

- (1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。
  - ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
  - イ 立入検査を励行して災害防止の指導をする。
- (2) 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。
  - ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
  - イ 危険物の取扱について技術上の基準を遵守するよう指導する。
  - ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。
- (3) 次により施設、取扱の安全管理を図る。
  - ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
  - イ 危険物取扱の安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

#### 2 高圧ガス

県は、高圧ガス施設管理者と密接に連携し、次の予防対策を行う。

- (1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故事例を配付し、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

#### 3 銃砲・火薬類

県は、銃砲、火薬類の製造所及び販売所の管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

- (1) 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱を武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで、公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防本部と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を行うほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配付し、火薬類の自

主保安体制の確立を図る等の防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

#### 4 毒物・劇物

- 県は、毒物、劇物の製造所及び営業所の管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。
- (1) 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱について、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
  - (2) 警察及び消防本部と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導を行う。
  - (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導を行う。

### 第2 危険物施設災害応急対策

【消防署】【施設管理者】

#### 1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

### 第3 高圧ガス災害応急対策

【消防署】【施設管理者】

#### 1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移し、又は放出し、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防署又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### 2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。
- (2) 施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、速やかに次の措置を講じる。
  - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
  - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
  - ウ 上記ア、イに掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて

付近の市民に退避するよう警告する。

- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (3) 県知事（権限移譲市の長）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

## 第4 火薬類災害応急対策

【消防署】【施設管理者】

### 1 活動方針

火薬類取締法により、規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

### 2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、警備員等を配置し、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険な状態である、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

## 第5 毒物・劇物災害応急対策

【消防署】【施設管理者】

### 1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、施設管理者が直ちにその旨を保健所、警察署又は消防署に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講じる。

### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。
- (2) 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

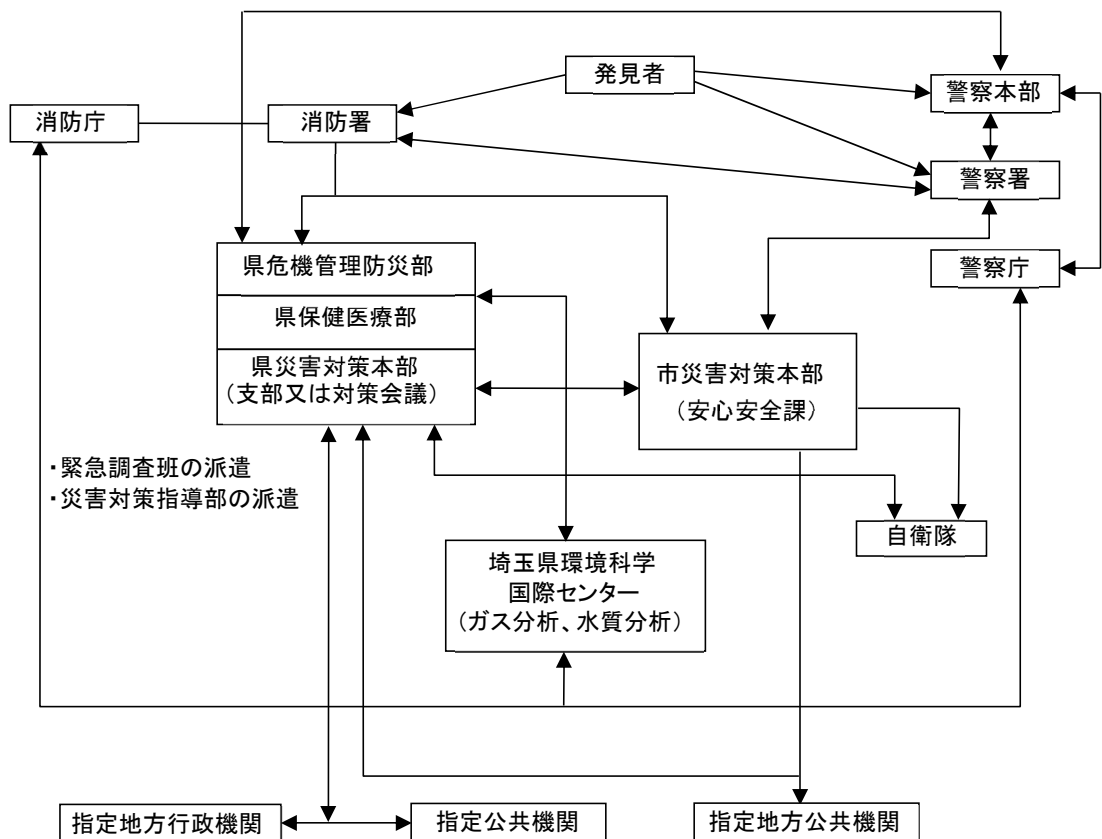
第6 サリン等による人身被害対策

【安心安全班】【消防署】

本計画は、市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

1 活動体制

市は、市の地域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

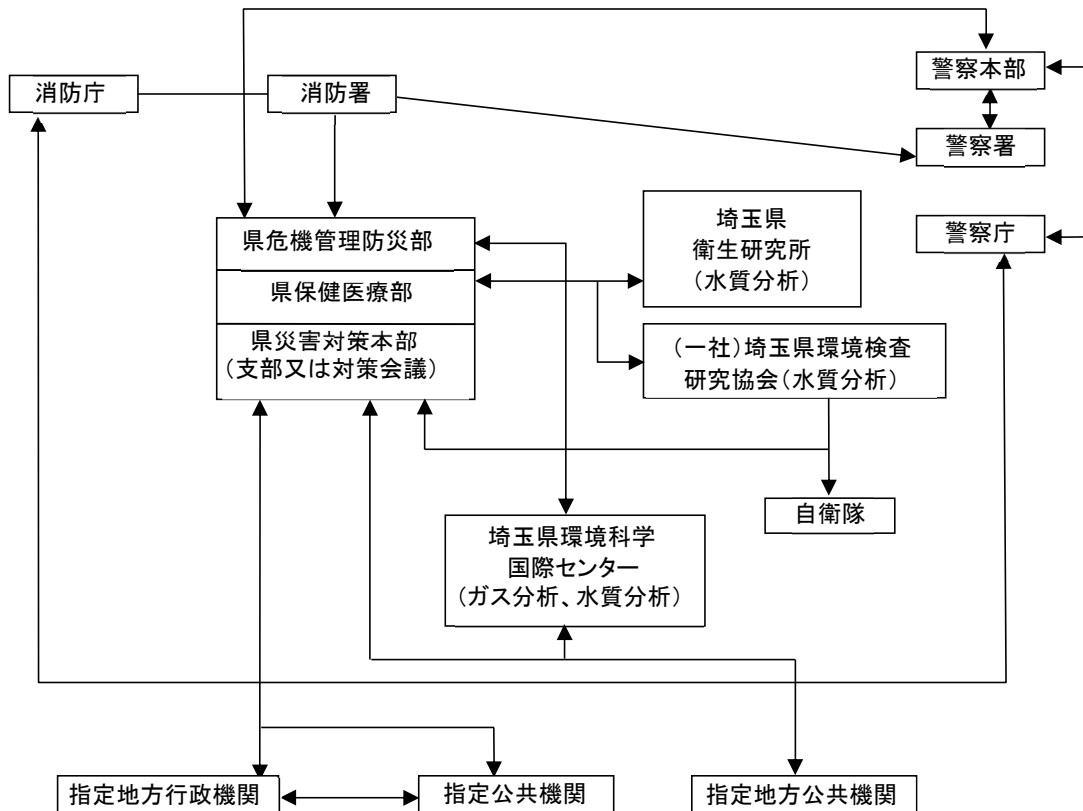


【サリン等による人身被害の連絡通報体制】

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、次の体制により、迅速、確実な原因解明と、応急措置の速やかな実施に努める。



**【サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制】**

(2) 情報収集

市は、市の区域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、人身被害応急対策に関し、市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」を準用する。

(3) 立入禁止等の措置

消防署及び警察署は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建築物、車両その他の場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させる。

(4) 救出、救助

市は、消防署を主体とした救出、救助活動に当たる。

(5) 医療救護

市は、市内に人身被害が発生した場合、「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」を準用して、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

(6) 救急搬送

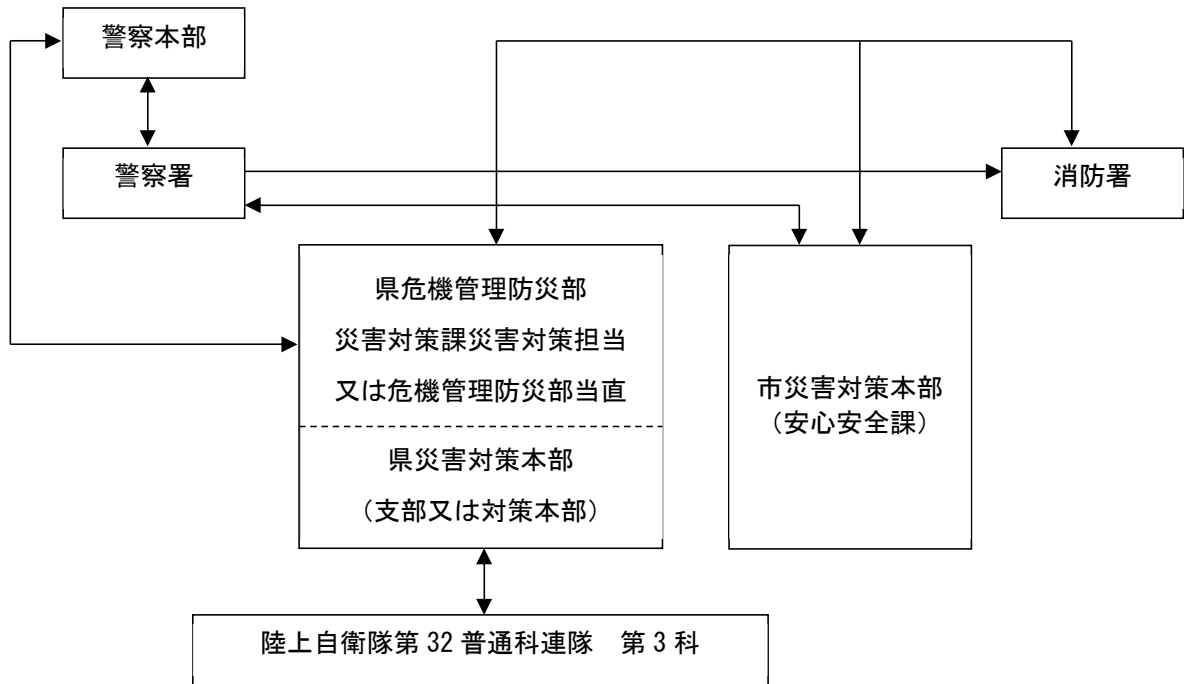
救急搬送については、「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」を準用する。

(7) 医療機関の確保

医療機関の確保については、「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」を準用する。

(8) 汚染除去

市内に人身被害が発生した場合、汚染除去は県知事が自衛隊に要請し、実施する。



【自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統】

(9) 避難誘導

市長、警察官等は、「風水害対策編第3章第12節避難支援」を準用して、被害拡大のおそれがあると認められるときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難指示を行う。

(10) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合に、市長と緊密な連絡を図りながら、情報収集等を含む、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。自衛隊への応援要請は「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」を準用する。



## 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

### 第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業所】

#### 1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、市民生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定める。

#### 2 現況

市には、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用事業所（放射線障害防止法に基づく届出事業所）が所在している。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本市は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設からおおむね半径5km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・施設からおおむね半径30km））に含まれていない。

しかしながら、本市から約95kmの位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取扱事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設を把握している。

#### 3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、市はその動向に注視していくものとする。

**■資料-105 原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項**

### 第2 放射線関係事故予防（計画） 【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業者】

#### 1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

##### （1）放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏えい等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

## (2) 放射性物質取扱施設の把握

市、県及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

## 2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

## (1) 情報の収集・連絡関係

## ア 情報の収集・連絡体制の整備

市及び県は、国、関係市町村、警察、消防機関及び放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

## イ 情報の分析・整理

市は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県及び国、その他関係機関との連携を図る。

## ウ 通信手段の確保

市及び県は、放射線関係事故発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政用無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。

## (2) 災害応急体制の整備

## ア 職員の体制

市は、職員の非常招集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

## イ 防災関係機関の連携体制

市及び県は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合も考えられるため、市は、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県及び国その他の関係機関との連携を図る。

## ウ 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故発生時は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実する。

## (3) 緊急被ばく医療体制の整備

## ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握する。

また、必要に応じて県外のこれらの施設、設備を備える医療機関との連携を図っておく。

市及び県は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

## イ 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難者に対する外部被ばくの簡易測定が実施できるよう、あらかじめ県内保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制を把握しておく。

## ウ 傷病者搬送体制の整備

## 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内及び近隣の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県と協力し、ヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努める。

なお、搬送に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意する。

## (4) 防護資機材の整備

市、県、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

## (5) 放射線量等の測定体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した場合に県内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

## (6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

## ア 大規模な避難者の受入

放射線関係事故に伴う大規模な避難者の受入については「風水害対策編第2章第4節第8避難」を準用する。

## イ 避難所の指定

市は、放射線関係事故に備え、あらかじめ避難所を指定するとともに、市民への周知徹底を図る。

## ウ 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

## (7) 飲料水の供給体制の整備

市及び県は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、県水の放射性物質の測定結果などにより安全性が確認された上で「風水害対策編第3章第16節第1飲料水の供給」を準用して飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施する。

## (8) 広報体制の整備

市及び県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

## (9) 市民相談窓口の整備

市及び県は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制をあらかじめ整備する。

## (10) 防災教育・防災訓練の実施

## ア 防災関係者の教育

市及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施する。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射線防護に関すること。
- (ウ) 放射線による健康への影響に関すること。
- (エ) 放射性物質事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。
- (オ) 放射性物質事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (カ) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- (キ) その他必要と認める事項に関すること。

## イ 市民に対する知識の普及

市及び県は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、次のとおりとする。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射線防護に関すること。

- (ウ) 放射線による健康への影響に関すること。
- (エ) 放射性物質事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。
- (オ) 放射性物質事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (カ) その他必要と認める事項に関すること。

#### ウ 訓練の実施と事後評価

市及び県は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第3 応急・復旧対策

### 【安心安全班】【財政班】【消防署】

#### 1 想定

市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び医療機関、試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。市内を通過する核燃料物質の輸送物は、専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物<sup>注)</sup>についても視野に入れたものとする。

さらに、市から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難者等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講じる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

注) B型輸送物：大量の放射性物質を収納しているため、輸送中に予想される大事故にも十分耐えられるように極めて強固な輸送物として安全性を確保するもの。

#### 2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

##### (1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

###### ア 事故情報の収集・連絡

###### (ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。（以下「事業者」という。))の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める第10条通報様式により、また、それ以降は次の事項について、消防本部、警察署に通報するとともに、県、事故が市内で発生した場合は市及び関係省庁などに通報する。

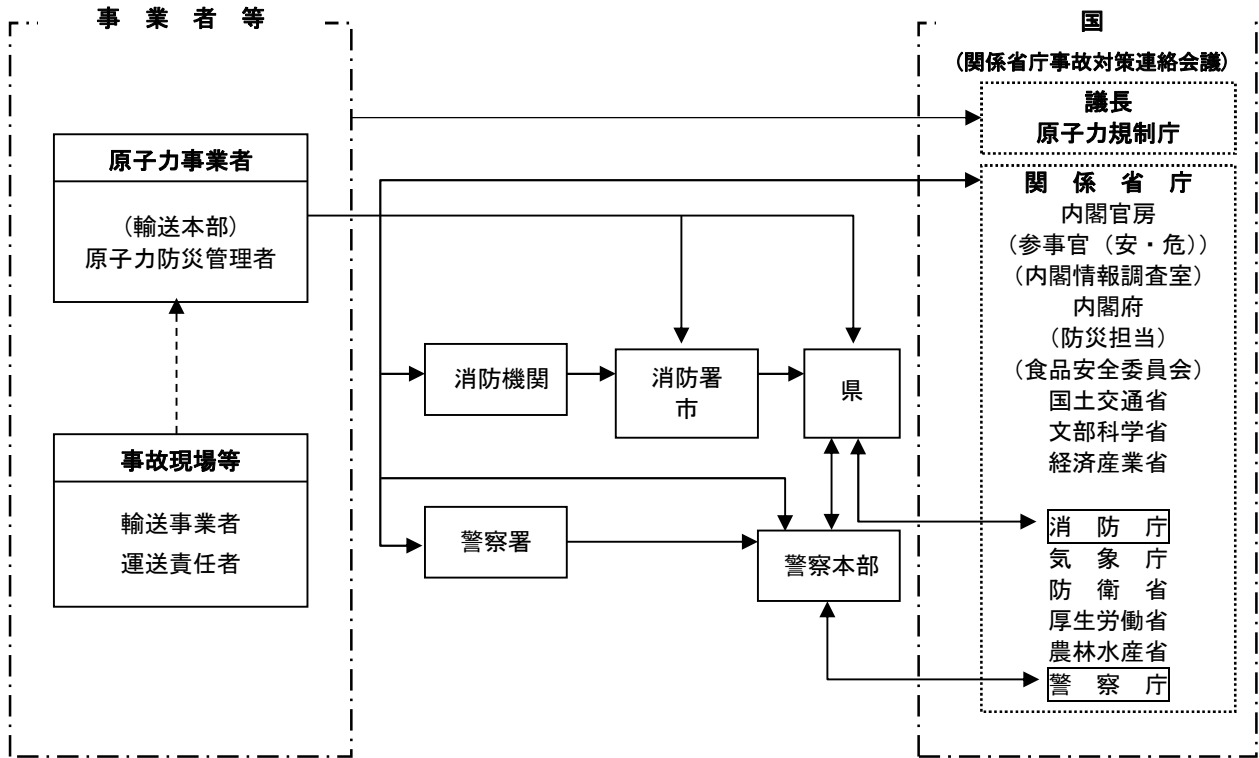
- a 特定事象発生の場所及び時刻
- b 特定事象の種類
- c 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- d 気象状況（風向・風速など）
- e 周辺環境への影響
- f 輸送容器の状態
- g 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- h 応急措置
- i その他必要と認める事項

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、市、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で交換などを行う。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



注) 通報先は事故発生現場を管轄する県、市、消防署、消防機関、警察署である。

【核燃料物質等輸送時の(特定事象)発生に係る連絡系統】

(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング(国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。)の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

また、市は、県、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請する。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

イ 通信手段の確保

市及び県は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また、電気通信事業者は、市及び県の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者(以下「事業者等」という。)

は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立

## 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防署員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

なお、事業者等の講じるべき措置は、次のとおりとする。

- (ア) 関係機関への通報・連絡
- (イ) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- (ウ) 消火及び輸送物への延焼防止
- (エ) 輸送物の移動
- (オ) 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入りを制限する）
- (カ) 汚染の拡大防止及び除染
- (キ) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- (ク) その他放射線障害の防止のために必要な措置

## イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講じる。

## ウ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

## 注) 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね 100m を確保する。

## エ 自衛隊の災害派遣要請

県知事は、事故の規模や収集した被害状況等から判断し、必要があると認められる場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認められるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」を準用する。

## オ 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制を取り、関係機関相互の連携を図る。

## (3) 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防署は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、県の応急計画では、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施することを要請している。

## (4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

## ア 災害対策本部の設置等

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市は、それぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として国の原子力災害対策本部又は現地対策本部に出席するとともに、必要に応じて、次の措置を講じる。

## イ 災害対策本部の閉鎖

## 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

## (5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

## ア 緊急輸送活動

市及び県は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

## イ 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡をとる。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

## (6) 退避・避難収容活動など

## ア 退避・避難等の基本方針

市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避又は避難指示の措置を講じる。

この場合においては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

## ■資料-106 OILと防護措置について

## イ 警戒区域の設定

## (ア) 警戒区域の設定

市長は、原子力事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避又は避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

## (イ) 市民への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を講じるよう、地域住民に指示等を行う。

また、県知事は、市内の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、市長を応援するよう指示する。

## (ウ) 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

## ウ 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添

人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じる。

#### エ 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、飲料水、食糧等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、市は、避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

#### オ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

#### カ 市民への的確な情報伝達活動

##### （ア）市民への情報伝達活動

市及び県は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

##### （イ）市民等からの問い合わせへの対応

市及び県は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

#### （7）核燃料物質等の除去等

事業者は、市及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

#### （8）各種規制措置と解除

##### ア 飲料水・飲食物の摂取制限

市及び県は、警戒区域を設定した場合など、原子力事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

#### ■資料-106 OILと防護措置について

##### イ 解除

市、県、原子力事業者等及び消防署等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された場合、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

#### （9）被害状況の調査等

市は、県の指示に基づき、次の事項を実施する。

##### ア 被災者の登録

医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、市は、原則として避難所に収容した市民を登録する。

##### イ 被害調査

市は、県の指示に基づき次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害について調査する。

##### （ア）退避・避難等の措置

##### （イ）立入禁止措置



(ウ) 飲料水、飲食物の制限措置

(エ) その他必要と認める事項

ウ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保有する。

(10) 市民の健康調査等

市及び県は、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、県が把握している医療機関と連携を図り、収容等を行う。

なお、この場合の搬送等を行うに当たっては、二次汚染に十分配慮し、実施する。

### 3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

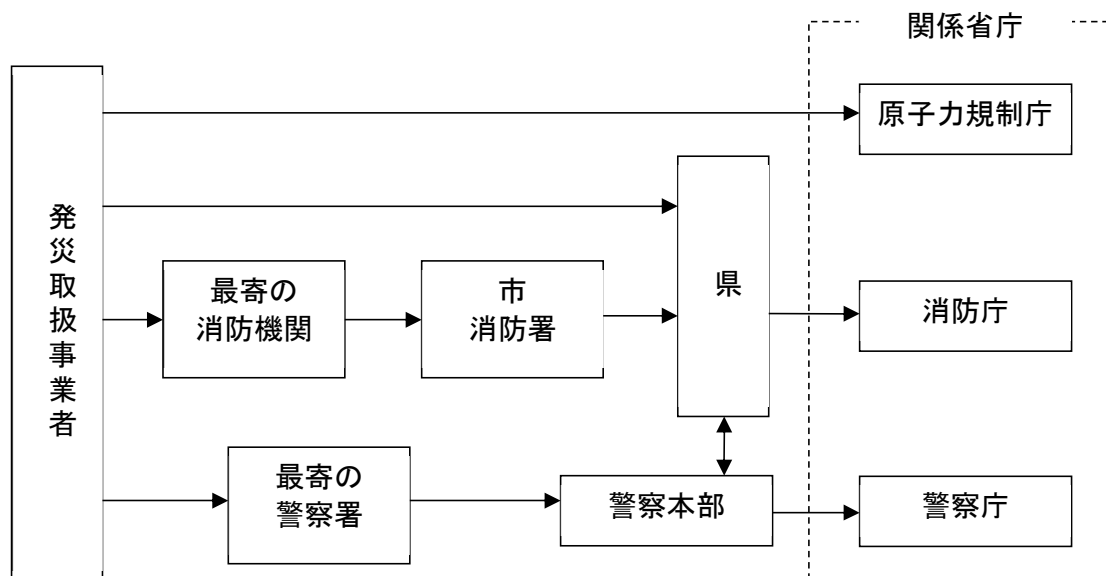
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに次の事項について、市、県、警察、消防署及び国の関係機関に通報する。

- a 事故発生の時刻
- b 事故発生の場所及び施設
- c 事故の状況
- d 気象状況（風向・風速）
- e 放射性物質の放出に関する情報
- f 予想される災害の範囲及び程度等
- g その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市など関係機関等へ連絡する。

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。



## 【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】

## (ウ) 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握する。

## (エ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

## イ 通信手段の確保

市及び県は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。

また電気通信事業者は、市及び県の通信の確保を優先的に行う。

## (2) 活動体制の確立

市及び県は、埼玉県地域防災計画「第6編第3節第3 2核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」を準用し、活動体制の確立を図る。

## 4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

## (1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

## ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。

ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりが発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき原子力事業者が行う。

## ■資料-107 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

## イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、市民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を、防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に市民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)を設定する。

**■資料-108 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等**

**■資料-109 防護措置実施のフローの例**

- (2) 「事故対策編第3節第3 2核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策(4)～(10)」については、原子力発電所事故対策にも準用する。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県、市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

- (3) 放射線量等の測定体制の整備

ア 市民及び他県からの避難者の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

県は、市民及び他県からの避難者に対し、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに保健所における健康相談窓口を開設する。

イ 空間放射線量の測定体制の整備

市及び県は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握する。

ウ 飲料水及び給食用食材の放射性物質測定体制の整備

市及び県は、飲料水及び農畜水産物については、安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき国と緊密な連携を図りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて「事故対策編第3節第3 2核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策(8)」の摂取制限等を行う。

エ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

県は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

## 第4節 農業災害対策計画

### 第1 農業災害対策

【農政課】

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

#### 1 実施計画

##### (1) 注意報及び警報の伝達

安心安全課は、次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、農政課へ伝達する。

なお、土曜、日曜、祝祭日並びに夜間に注意報等の発令があった場合は、別に定める凍霜害予防計画を除き原則として伝達を行わない。

#### 【伝達する注意報の種類】

| 区 分      | 種 類                |
|----------|--------------------|
| 注意報      | 強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水 |
| 警報       | 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水    |
| その他の気象情報 | 大雨、洪水、台風、低温        |

##### (2) 措置

春日部農林振興センターは、県の農業支援課からの伝達に基づき、関係機関へ伝達するとともに市へ必要な支援を行う。

#### 2 災害の応急対策及び復旧

##### (1) 農作物・農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また市は、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要な認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を県に要請する。

##### (2) 農地及び農業用施設

被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づく必要な助成措置を県に要請する。

##### (3) 家畜・家禽

災害に伴い発生するおそれのある家畜感染性疾患及びその他の多発性病を予防するため、災害の態様に応じて必要な措置を県に要請する。

また、飼料の確保について、飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう県より指導を受ける。

##### (4) その他

卸売市場、農林業関係団体の施設など、(1)～(3)以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を受けるとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

## 第5節 道路災害対策計画

### 第1 道路災害予防

【道路課】

アンダーパスの崩壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合に備えた予防対策について定める。

#### 1 道路の安全確保

##### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

###### ア 道路管理者

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象及び水象に関する情報を有効に活用するため、情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策をとるため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性の情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

###### イ 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制を整備する。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備する。

##### (2) 道路施設等の整備

###### ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時交通規制区間及び特殊交通規制区間として事前設定し、交通関係者並びに市民や道路利用者へ広報する。

###### イ 予防対策の実施

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(エ) バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

###### ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

#### 2 情報の収集・連絡

##### (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市及び道路管理者は、県、国、関係市町村、警察、消防署等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

##### (2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政用無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。

### 3 災害応急体制の整備

#### (1) 職員の体制の整備

市及び道路管理者は、各機関における職員の非常招集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員へ周知する。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常招集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するなど、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

また、県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

### 4 緊急輸送活動体制の整備

#### (1) 市、道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は、「風水害対策編第2章第4節第2 防災拠点の整備」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について発災時の道路交通管理体制の整備に努める。

#### (2) 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努めるとともに、発生時において交通規制が実施された場合の車両等の運転者の義務について、平常時から周知を図る。

また、情報通信ネットワークの整備などにより、災害時の道路交通管理体制を整備する。

### 5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

## 第2 道路災害応急対策

## 【安心安全班】【土木班】【消防署】

### 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集・連絡

##### ア 事故情報等の連絡

##### (ア) 道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等による大規模事故発生時は、速やかに市、県、関係都県及び国土交通省に連絡する。

##### (イ) 県

県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、市、警察及び各関係機関等へ連絡する。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、被害状況を、市、県、関係都県及び国土交通省に連絡する。

(イ) 県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。

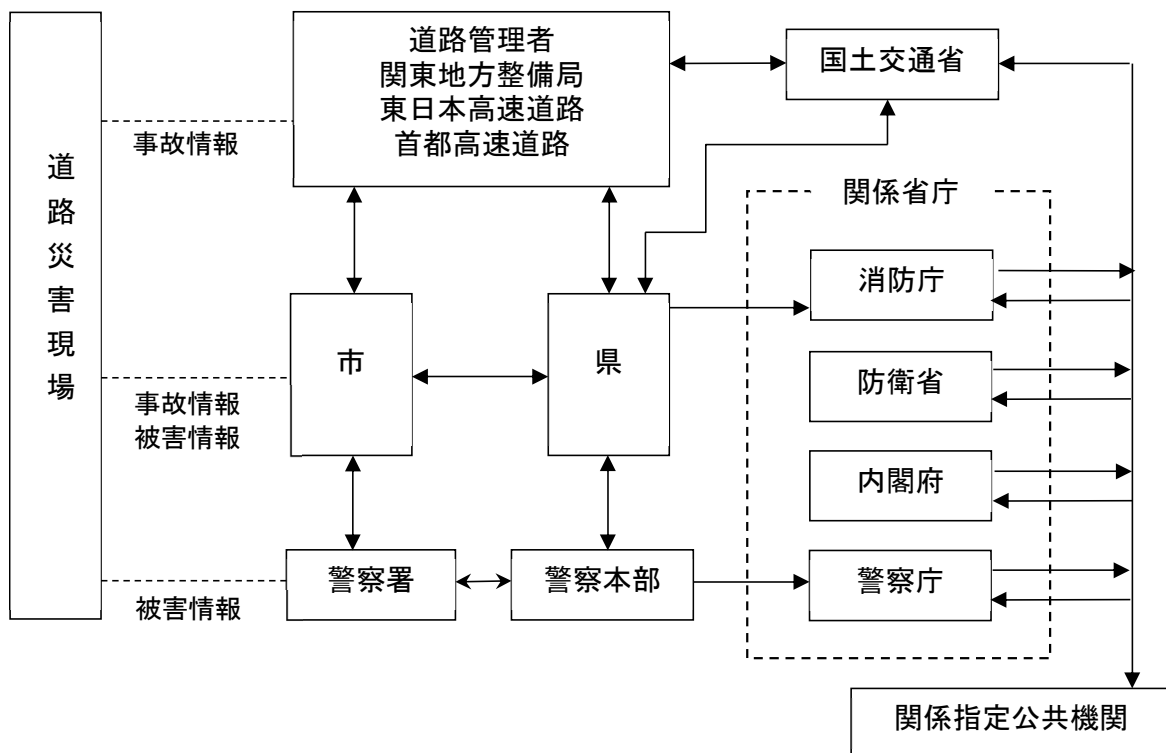
また、市から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(ウ) 市

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



【道路災害情報の収集・連絡系統】

エ 応急対策活動情報の連絡

(ア) 道路管理者

市、県、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

(イ) 県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。

また、市から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括

的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(ウ) 市

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

(2) 通信手段の確保

市、県等の防災機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、市、県等の防災機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## 2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、東北自動車道及び圏央道での大規模交通事故発生時、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、市は、大規模災害発生時、災害対策本部を設置し、速やかに県に対して設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

県知事は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要があると認められる場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認められるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」を準用する。

(3) 警察の活動体制

警察は、道路災害発生時は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動する。

(4) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じる。

(5) 広域的な応援体制

県知事は、市長の要請があった場合、また特に必要があると認められるときは、被災市を応援するよう他の市町村長に対し指示する。

また、県知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他都道府県知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行う。

## 3 消火活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、市、県、警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 消防機関

消防署は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

## 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急



度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、道路管理者と連携を保ち緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡をとる。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

## 5 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められる場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 消防署

消防署は、危険物の流出が認められる場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 警察

警察は、危険物の流出が認められる場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

## 6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。

また、警察は災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

## 7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に被災者等へ提供する。

また、情報提供に当たっては、市の防災行政用無線、広報車、市のホームページ、掲示板、広報紙等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報

の収集・整理並びに提供に努める。

## 8 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

## 第6節 鉄道事故対策計画

### 第1 目標

本計画は、県の地域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策、復旧等の諸対策について定める。

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

### 第2 活動体制 【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】

#### 1 鉄道事業者の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

#### 2 県の活動体制

##### (1) 任務

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

##### (2) 鉄道事故対策における災害対策本部の設置

ア 県内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、県は、災害対策本部及び事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動に当たる。

イ 県内に鉄道事故が発生した場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動に当たる。

#### 3 市の活動体制

市は、市内に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

#### 4 連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は、「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」に準ずる。

**第3 応急措置 【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】**

鉄道事故発生時の応急措置は、「風水害対策編第3章の各節」に定める応急対策計画に準ずるものとするが、市内の東北新幹線区間内で脱線事故や緊急停止などが発生した場合には、次に掲げる項目についても万全を期する。

(1) 情報収集

市は、市内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」に準ずる。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命、身体に危険が及ぶ場合、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故発生時は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

ウ 消防の対応

消防署は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し、列車内又は駅構内の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶおそれがある場合には、市長は、「風水害対策編第3章第12節避難支援」に準じ、避難指示を行う。

(4) 救出、救助

ア 市

(ア) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。

(イ) 協力者の動員を行う。

(ウ) 避難所を開設し、要配慮者を優先して収容する。

イ 警察

(ア) 市長等の事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市長の行う救出、救助活動に協力する。

(イ) 事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防署等と協力して積極的に生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつ、これを救出するとともに、危険箇所監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、消防署は、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

自衛隊への応援要請は「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」に、又他機

関への応援要請は「風水害対策編第3章第8節応援要請・要員確保」に準ずる。

(7) 医療救護

市は、市内に鉄道事故が発生した場合には、「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

## 第7節 航空機事故対策計画

### 第1 目標

本計画は、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が市内で発生した場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、法令、県及び市の地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

### 第2 活動体制

【安心安全班】【県】【航空事業者】

#### 1 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する。(航空法第76条)

警察官又は消防署員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

#### 2 市

市の地域に航空機事故が発生した場合には、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

#### 3 県

##### (1) 責務

県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

##### (2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

ア 県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、県は、災害対策本部及び事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動に当たる。

イ 県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し応急活動に当たる。

### 第3 応急措置

【安心安全班】【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】

#### 1 情報収集

市は、市の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」を準用する。

## 2 避難誘導

### (1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

#### ア 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故発生時は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

#### イ 警察の対応

警察は、航空機事故発生時は、事業者、消防機関と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

#### ウ 消防の対応

消防署は、航空機事故発生時は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

### (2) 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長は、「風水害対策編第3章第12節避難支援」に準じ、避難指示を行う。

## 3 救出、救助

### (1) 市

ア 事故救急対策本部などの消防署を主体とした組織の一員として救出、救助活動に当たる。

イ 協力者の動員を行う。

### (2) 警察

ア 警察は、市長等の事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市長の行う救出、救助活動に協力する。

イ 警察は、事故災害発生時、事故災害現場にある消防署等と協力して生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつ、これを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

## 4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されることから、消防署は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

## 5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

自衛隊への応援要請は、「風水害対策編第3章第7節自衛隊災害派遣要請」に、また、他機関への応援要請は、「風水害対策編第3章第8節応援要請・要員確保」に準ずる。

## 6 医療救護

市は、市内に航空機事故が発生した場合には、「風水害対策編第3章第11節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

## 第8節 文化財災害対策計画

### 第1 基本方針

【生涯学習課】

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

なお、市内において現在特に防火、防災を必要とする「指定文化財建造物」は、資料編のとおりである。

### 第2 実施計画

【生涯学習課】

#### 1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

#### 2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底に期する。

##### (1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

##### (2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

##### (3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

■資料-110 白岡市指定文化財一覧



## 第5編 複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市及び県、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

市及び県、防災関係機関が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

### (1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

### (2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

### (3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

## 第1節 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源(※1)で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外や県外からの応援を速やかに確保することが重要である。そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 本市域に属し、災害対応のために活用できる人や組織(行政・警察・消防など防災関係機関)、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

## 第2節 予防・事前対策

### 第1 複合災害に関する防災知識の普及

### 【安心安全課】

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、市民に対して周知する。

#### 1 複合する可能性のある災害の種類

##### (1) 地震災害

##### (2) 風水害(風害、水害、雪害)

##### (3) 大規模事故災害(大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故)など

## 2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の2つのパターンに分けられる。

### パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

(例)

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| <b>先発災害</b> | 巨大地震の発生→堤防・水門が損傷、機能低下 |
| <b>後発災害</b> | 巨大台風が直撃               |
| <b>影響</b>   | 河川氾濫が発生（利根川・荒川決壊など）   |

### パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

(例)

|             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| <b>先発災害</b> | 巨大地震の発生                         |
| <b>後発災害</b> | 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風が直撃          |
| <b>影響</b>   | 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ |

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県や近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県や近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

## 第2 複合発生時の被害想定の実施

【埼玉県】

県は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

## 第3 防災施設の整備等

【安心安全課】

市は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

## 第4 非常時情報通信の整備

【埼玉県】

県は、行政防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

## 第5 避難対策

【安心安全課】【各施設の所管課】

「風水害対策編第2章第4節第8避難」を準用する。

なお、市は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定するよう努める。

また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

#### **第6 災害医療体制の整備 【保険年金課】【子育て支援課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】**

「風水害対策編第2章第4節第7医療救護」を準用する。

なお、市は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握する。

#### **第7 災害時の要配慮者対策【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】**

「風水害対策編第2章第4節第17要配慮者の安全対策」を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定するよう努める。

#### **第8 緊急輸送体制の整備 【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】**

「風水害対策編第2章第4節第2防災拠点の整備」を準用する。

なお、市は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

## 第3節 応急対策

### 第1 情報の収集・伝達

【企画政策班】【防災関係機関】

「風水害対策編第3章第5節災害情報の収集伝達」を準用する。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

### 第2 交通規制

【土木班】【久喜警察署】

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害発生時、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察は速やかに交通規制を実施する。

### 第3 道路の修復

【土木班】

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市及び県は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

### 第4 避難所の再配置

【安心安全班】【避難所運営職員】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

## 第6編 広域応援編

大規模な災害が発生した際には、全国からの応援が必須となる。  
市域において、被害が軽微だった場合、市は避難者の受入や物資・人的応援の拠点として、被災地の救援、復旧・復興に取組むものとする。

### 第1節 事前対策

#### 第1 広域応援体制の整備 【埼玉県】【安心安全課】

##### 1 九都県市合同防災訓練等への参加

県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

また、市は、九都県市合同防災訓練等に参加するよう努める。

##### 2 広域避難者の受入体制の整備

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都県からの避難者を受入れる施設の事前確保に努める。

また、市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

#### 第2 広域支援拠点の確保 【安心安全課】

市は、県が県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地の選定に協力する。

なお、災害発生時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて候補地の選定に協力する。

※広域支援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うための拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）

#### 第3 広域応援要員派遣体制の整備 【埼玉県】【安心安全課】

##### 1 応援職員派遣体制の整備

県は、相互応援協定に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

応援要員はとして、総合調整を行う埼玉県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員等を検討する。

##### 2 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

さいたま市を除く市町村は、県と一体となって応援を行うことから、市は、県の体制整備への協力を努めるものとする。

### 3 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備

市は県に協力し、上記2以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

## 第4 広域避難受入体制の整備

【安心安全課】

首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から県内に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

### 1 避難所の選定、確保

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受入れる施設の事前確保に努める。

### 2 応急仮設住宅適地調査の実施

市及び県は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

## 第5 市内被害の極小化による活動余力づくり

【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【建築課】

### 1 市民への普及・啓発

市民に次の内容を普及・啓発する。

- (1) 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- (2) 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- (3) DIG、HUG を取り入れた市民参加型の実践的な訓練を推進する。

### 2 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

また、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。

### 3 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

市及び県は、市街地開発事業による防災空間の確保とともに、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化・不燃化を促進する。

また、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋りょう（跨線橋）、高速道路を跨ぐ橋りょう（跨道橋）等を優先して実施する。

さらに、市及び県は、老朽化の進む社会資本（橋りょう、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

### 4 事業者等による事業継続の取組の促進

事業者等においては、災害時の事業継続の取組を促進するとともに、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

## 第2節 応急対策

### 第1 応援に必要な広域災害情報の収集 【埼玉県】【安心安全班】

県は、広域災害が発生した場合、被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。市は、広域応援に当たって県に協力するよう努める。

### 第2 広域応援要員の派遣 【安心安全班】【総務班】

市は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣に当たっては、さいたま市を除く市町村と一体となって行う。被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

### 第3 広域避難の支援 【埼玉県】【安心安全班】

県は、首都圏広域災害発生時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受入れる。その際、市は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。

なお、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市を支援する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を市が受入れた場合は、避難所の運営を支援する。

#### 1 応援要請と受入の流れ

- (1) 被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
- (2) 被災都県内では受入困難な場合、県への要請及び被災都県との受入協議
- (3) 市と県との受入協議
- (4) 市と避難所（施設管理者）との協議
- (5) 県への受入回答及び避難所開設の公示
- (6) 被災都県への受入回答
- (7) 被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達
- (8) 被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- (9) 避難者の受入（避難誘導を含む）
- (10) 避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

#### 2 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、被災都県知事から避難者受入の要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県内各市町村長に対して各市町村が設置する避難所での避難者の受入を要請する。市は、要請があった場合、避難所の管理者と協議の上、直ちに避難所を提供するものとする。

なお、被災都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう多数を収容できる施設を優先して選定する。

#### 3 避難者受入方針の決定

県は、市町村に対し、当該避難者の受入に係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

#### 4 避難所開設の公示及び避難者の収容

市長は、広域避難者を受入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

なお、避難所の管理運営については、「風水害対策編第3章第12節第6 避難所の運営」を準用する。

#### 5 要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

市及び県は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

#### 6 自主避難者への支援

市及び県は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

#### 7 避難者登録システム等の活用

県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、市はこれに協力する。

### 第4 がれき処理支援

【環境班】

市は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれき処理について協力するよう努める。

### 第5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

【環境班】

市は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理について協力するよう努める。



## 第3節 復旧・復興対策

### 第1 広域復旧復興支援

【安心安全課】【総務課】

#### 1 復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。市は、職員派遣や必要資材の調達支援等について、県に協力する。

#### 2 その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

### 第2 遺体の埋葬・火葬支援

【埼玉県】

県は、首都圏広域災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋葬・火葬の調整及びあっせんを行う。

その際、市は県に協力する。

### 第3 生活支援

【埼玉県】

県は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行うものとし、市は県の取組に協力する。



---

資 料 編

---



## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 資料編                                  | 1  |
| 資料-1 白岡市防災会議条例                       | 1  |
| 資料-2 白岡市関連の土地改良区及び水利組合等 連絡先一覧表       | 4  |
| 資料-3 防災関係機関連絡一覧                      | 5  |
| 資料-4 白岡市自主防災組織一覧表                    | 7  |
| 資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱                | 8  |
| 資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱           | 12 |
| 資料-7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設              | 14 |
| 資料-8 消防機械一覧表                         | 16 |
| 資料-9 消防団消防車両一覧表                      | 17 |
| 資料-10 白岡市消防団一覧                       | 18 |
| 資料-11 災害拠点病院一覧表                      | 19 |
| 資料-12 救命救急センター一覧表                    | 20 |
| 資料-13 応急仮設住宅の設置候補場所                  | 21 |
| 資料-14 災害に係る受付及び指令表                   | 22 |
| 資料-15 警戒体制非常体制配備計画書                  | 23 |
| 資料-16 白岡市災害対策本部条例                    | 24 |
| 資料-17 白岡市職員緊急時連絡系統図                  | 25 |
| 資料-18 避難所運営職員等一覧表                    | 26 |
| 資料-19 防災行政無線各課配置一覧表                  | 27 |
| 資料-20 市所有携帯電話一覧表                     | 30 |
| 資料-21 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書     | 31 |
| 資料-22 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧           | 32 |
| 資料-23 非常時の広報例文                       | 33 |
| 資料-24 災害時における放送等に関する協定               | 37 |
| 資料-25 災害に係る情報発信等に関する協定書              | 40 |
| 資料-26 自衛隊災害派遣要請書                     | 42 |
| 資料-27 自衛隊災害派遣撤収要請書                   | 43 |
| 資料-28 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定   | 44 |
| 資料-29 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書  | 46 |
| 資料-30 災害時における相互応援に関する協定書             | 49 |
| 資料-31 災害時相互応援協定書（白岡市・君津市）            | 53 |
| 資料-32 災害時の情報交換に関する協定書                | 56 |
| 資料-33 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 | 57 |
| 資料-34 救助の特例等申請様式                     | 60 |
| 資料-35 市内の病院・診療所                      | 74 |
| 資料-36 市内の歯科診療所                       | 75 |
| 資料-37 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市医師会）        | 76 |
| 資料-38 災害時の歯科医療救護に関する協定書（白岡市歯科医師会）    | 78 |

|       |                                     |     |
|-------|-------------------------------------|-----|
| 資料-39 | 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市薬剤師会）            | 80  |
| 資料-40 | 避難所開設状況報告書                          | 82  |
| 資料-41 | 避難所運営記録簿                            | 83  |
| 資料-42 | 避難状況一覧                              | 84  |
| 資料-43 | 白岡市避難所等位置図                          | 85  |
| 資料-44 | 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表             | 86  |
| 資料-45 | 白岡市緊急輸送道路一覧表                        | 87  |
| 資料-46 | 白岡市緊急輸送道路位置図                        | 88  |
| 資料-47 | 災害時における応急対策活動に関する協定書                | 89  |
| 資料-48 | 白岡市公用車一覧表                           | 93  |
| 資料-49 | 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書     | 96  |
| 資料-50 | 災害時等におけるバス利用に関する協定書                 | 98  |
| 資料-51 | 緊急通行車両の確認に関する事務処理要領                 | 100 |
| 資料-52 | 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書              | 106 |
| 資料-53 | 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書          | 110 |
| 資料-54 | 日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書         | 116 |
| 資料-55 | 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱                | 118 |
| 資料-56 | 日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領            | 120 |
| 資料-57 | 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定     | 124 |
| 資料-58 | 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領 | 127 |
| 資料-59 | 災害時における救援物資提供に関する協定書                | 134 |
| 資料-60 | 災害時における救援物資提供に関する協定書                | 135 |
| 資料-61 | 物品輸送引渡書、物品受領書                       | 138 |
| 資料-62 | 食糧調達状況                              | 139 |
| 資料-63 | 災害時における物資の供給等に関する協定書                | 140 |
| 資料-64 | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定           | 142 |
| 資料-65 | 災害時における物資供給に関する協定書                  | 145 |
| 資料-66 | 輸送状況                                | 148 |
| 資料-67 | 市内の寺院の状況                            | 149 |
| 資料-68 | 災害遺体処理票                             | 150 |
| 資料-69 | 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書       | 151 |
| 資料-70 | 義務教育施設の状況                           | 153 |
| 資料-71 | 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧                    | 154 |
| 資料-72 | 白岡市内の介護施設の一覧                        | 155 |
| 資料-73 | 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書             | 157 |
| 資料-74 | 災害時における被災者支援に関する協定書                 | 160 |
| 資料-75 | 被災者台帳の作成に係るデータ項目の例                  | 163 |
| 資料-76 | 災害に係る住家の被害認定基準運用指針                  | 169 |
| 資料-77 | 罹災証明書交付申請書及び罹災証明書                   | 179 |
| 資料-78 | 災害弔慰金の支給等に関する条例                     | 181 |

|        |   |     |
|--------|---|-----|
| 資料-79  | 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....                                      | 185 |
| 資料-80  | 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定.....                                   | 189 |
| 資料-81  | 災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書.....                              | 190 |
| 資料-82  | 防災アセスメント調査における白岡市の被害想定結果.....                                 | 193 |
| 資料-83  | 市街地整備の実施状況.....   | 195 |
| 資料-84  | 都市公園の状況.....  | 196 |
| 資料-85  | 都市計画道路の状況.....  | 198 |
| 資料-86  | 白岡市上水道施設位置図.....  | 199 |
| 資料-87  | 白岡市下水道施設位置図.....  | 200 |
| 資料-88  | 白岡市液状化危険度マップ.....   | 202 |
| 資料-89  | 市内の危険物施設の現況.....  | 203 |
| 資料-90  | 市内の毒劇物取扱施設の現況.....  | 204 |
| 資料-91  | 地域貢献型広告に関する協定書.....   | 205 |
| 資料-92  | 防災備蓄品一覧表.....   | 207 |
| 資料-93  | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書.....                                  | 209 |
| 資料-94  | 被害調査要領.....   | 213 |
| 資料-95  | 確定報告記入要領.....   | 218 |
| 資料-96  | 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書.....                                   | 220 |
| 資料-97  | 都市ガス事業者一覧.....  | 222 |
| 資料-98  | プロパンガス業者一覧表.....  | 223 |
| 資料-99  | 災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書.....                                 | 224 |
| 資料-100 | 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書.....                                       | 226 |
| 資料-101 | 白岡市管工事業共同組合員名簿.....   | 231 |
| 資料-102 | 白岡市指定給水装置工事業業者一覧表.....  | 232 |
| 資料-103 | 白岡市指定排水設備工事店一覧表.....  | 237 |
| 資料-104 | 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置.....   | 242 |
| 資料-105 | 原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項..... | 250 |
| 資料-106 | OILと防護措置について.....   | 251 |
| 資料-107 | 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて.....                                  | 253 |
| 資料-108 | 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等.....                            | 263 |
| 資料-109 | 防護措置実施のフローの例.....   | 265 |
| 資料-110 | 白岡市指定文化財一覧.....   | 266 |





白岡市防災会議条例

昭和 38 年 9 月 20 日  
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、白岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長(消防長が欠けているときは、消防本部次長)及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 3 人、5 人、1 人、8 人、7 人及び 9 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 8 月 28 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日条例第 16 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 4 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

白岡市防災会議委員名簿

令和5年10月1日現在

| 委員の別 | 区 分                  | 機 関 名                      | 役職名                   |
|------|----------------------|----------------------------|-----------------------|
| 1号委員 | 指定地方行政機関             | 国土交通省関東地方整備局<br>利根川上流河川事務所 | 事務所長                  |
|      |                      | 関東農政局埼玉県拠点                 | 関東農政局地方参事官<br>(埼玉県担当) |
|      |                      | 東京管区気象台熊谷地方気象台             | 台長                    |
| 2号委員 | 県の機関                 | 利根地域振興センター                 | 所長                    |
|      |                      | 春日部農林振興センター                | 所長                    |
|      |                      | 幸手保健所                      | 所長                    |
|      |                      | 杉戸県土整備事務所                  | 所長                    |
| 3号委員 | 埼玉県警                 | 県警察(久喜警察署)                 | 署長                    |
| 4号委員 | 市の機関                 | 白岡市                        | 副市長                   |
|      |                      | 白岡市                        | 総合政策部長                |
|      |                      | 白岡市                        | 市民生活部長                |
|      |                      | 白岡市                        | 健康福祉部長                |
|      |                      | 白岡市                        | 都市整備部長                |
|      |                      | 白岡市                        | 上下水道部長                |
| 5号委員 | 教育長                  | 白岡市教育委員会                   | 教育長                   |
| 6号委員 | 消防長及び<br>消防団長        | 埼玉東部消防組合消防局                | 消防長                   |
|      |                      | 白岡市消防団                     | 消防団長                  |
| 7号委員 | 指定公共機関及び<br>指定地方公共機関 | 東京電力パワーグリッド株式会社            | 支社長                   |
|      |                      | 東日本旅客鉄道株式会社蓮田駅             | 駅長                    |
|      |                      | 日本郵便(株)白岡郵便局               | 局長                    |
|      |                      | 白岡市医師会                     | 会長                    |
|      |                      | 朝日自動車株式会社菖蒲営業所             | 所長                    |
|      |                      | 東日本電信電話株式会社                | 取締役埼玉事業部長             |
| 8号委員 | 自主防災組織又は<br>学識経験者    | 白岡市自主防災組織連絡協議会             | 会長                    |
|      |                      | 白岡市行政区長会                   | 副会長                   |
|      |                      | 白岡市母子愛育会                   | 会長                    |
|      |                      | 白岡市障害児者福祉を考える連絡<br>協議会     | 会長                    |
|      |                      | 白岡市管工事業協同組合                | 代表理事                  |
|      |                      | 埼玉県建設業協会杉戸支部               | 副支部長                  |
|      |                      | 白岡市防火安全協会                  | 会長                    |
|      |                      | 白岡市PTA連絡協議会                | 会長                    |
|      |                      | 白岡市社会福祉協議会                 | 事務局長                  |

資料- 2 白岡市関連の土地改良区及び水利組合等 連絡先一覧表

白岡市関連の土地改良区及び水利組合等 連絡先一覧表

令和3年3月31日

| 団 体 名                 | 連 絡 先                         |              |
|-----------------------|-------------------------------|--------------|
|                       | 住 所                           | 電話番号         |
| 見沼代用水土地改良区            | 久喜市菖蒲町菖蒲 65                   | 85-9100      |
| 独立行政法人<br>水資源機構 見沼管理所 | 久喜市菖蒲町上大崎 760                 | 85-1300      |
| 新堀土地改良区               | 蓮田市黒浜 3110-2                  | 048-768-0957 |
| 元荒川土地改良区              | さいたま市岩槻区新方須賀 1160             | 048-799-0799 |
| 隼人堀姫宮堀悪水路組合           | 白岡市千駄野 432<br>(事務局 白岡市役所 農政課) | 92-1111      |

資料- 3 防災関係機関連絡一覧

防災関係機関連絡先一覧

指定地方行政機関

| 機関の名称                 | 電話番号         |
|-----------------------|--------------|
| 農林水産省関東農政局企画調整室（防災担当） | 048-740-5835 |
| 東京航空局東京空港事務所          | 03-5757-3000 |
| 東京管区気象台（熊谷地方気象台防災担当）  | 048-521-5858 |
| （熊谷地方気象台観測予報担当）       | 048-521-0058 |
| 埼玉労働局（春日部労働基準監督署）     | 048-735-5471 |
| （ハローワーク春日部）           | 048-736-7611 |
| 関東運輸局埼玉運輸支局           | 048-624-1835 |
| 関東地方整備局（大宮国道事務所）      | 048-669-1200 |
| （利根川上流河川事務所防災対策課）     | 0480-52-3956 |
| （荒川上流河川事務所防災情報課）      | 049-246-6384 |
| （北首都国道事務所）            | 048-942-4041 |

陸上自衛隊【陸上自衛隊第32普通科連隊】

| 機関の名称         | 電話番号         |
|---------------|--------------|
| 陸上自衛隊第32普通科連隊 | 048-663-4241 |

埼玉県及び県の機関

| 機関の名称           | 電話番号         |
|-----------------|--------------|
| 埼玉県危機管理防災部危機管理課 | 048-830-8121 |
| 夜間連絡先（当直室）      | 048-830-8111 |
| 埼玉県利根地域振興センター   | 048-555-1110 |
| 埼玉県東部中央福祉事務所    | 048-737-2132 |
| 埼玉県幸手保健所        | 0480-42-1101 |
| 埼玉県春日部農林振興センター  | 048-737-2134 |
| 埼玉県杉戸県土整備事務所    | 0480-34-2381 |
| 埼玉県警久喜警察署       | 0480-24-0110 |

消防

| 機関の名称         | 電話番号         |
|---------------|--------------|
| 埼玉東部消防組合白岡消防署 | 0480-92-1800 |

### 指定公共機関

| 機関の名称                     | 電話番号         |
|---------------------------|--------------|
| 日本郵便株式会社関東支社 (白岡郵便局)      | 0480-92-0001 |
| 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 (白岡駅)     | 0480-92-5665 |
| (新白岡駅)                    | 0480-92-7959 |
| 東日本電信電話株式会社埼玉事業部          | 048-626-6623 |
| 日本赤十字社埼玉県支部               | 048-789-7117 |
| 日本放送協会さいたま放送局             | 048-833-2041 |
| 東日本高速道路株式会社関東支社 (加須管理事務所) | 0480-61-4685 |
| 日本通運株式会社埼玉支店              | 048-822-1111 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社コンタクトセンター  | 0120-995-007 |
|                           | 03-6375-9803 |
| 東京ガス株式会社 埼玉支社             | 048-862-8651 |

### 指定地方公共機関

| 機関の名称            | 電話番号         |
|------------------|--------------|
| 一般社団法人埼玉県トラック協会  | 048-645-2771 |
| 土地改良区・水利組合       | —            |
| 株式会社テレビ埼玉        | 048-824-3131 |
| 株式会社エフエムナックファイブ  | 048-650-0795 |
| 一般社団法人埼玉県医師会     | 048-824-2611 |
| 一般社団法人埼玉県歯科医師会   | 048-829-2323 |
| 公益社団法人埼玉県看護協会    | 048-624-3300 |
| 一般社団法人埼玉県バス協会    | 048-824-5539 |
| 一般社団法人埼玉県L Pガス協会 | 048-823-2020 |

### 公共団体その他防災上重要な機関等

| 機関の名称          | 電話番号         |
|----------------|--------------|
| 南彩農業協同組合白岡大山支店 | 0480-92-2315 |
| 生活協同組合         | —            |
| 白岡市社会福祉協議会     | 0480-92-1746 |
| 白岡市商工会         | 0480-92-9151 |
| 病院等経営者         | —            |
| 社会福祉施設経営者      | —            |
| 白岡市管工事業協同組合    |              |
| 白岡市指定給水装置工事事業者 | —            |
| 白岡市指定排水設備工事店   |              |
| 公益社団法人埼玉県獣医師会  | 048-645-1906 |
| 学校法人           | —            |

## 資料- 4 白岡市自主防災組織一覧表

## 白岡市自主防災組織一覧表

令和5年1月31日現在

| 自主防災組織名 |               | 構成行政区                         | 構成組織<br>世帯数 | 設立年月日      |
|---------|---------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 1       | 白岡ニュータウン自主防災会 | 新白岡1丁目区<br>新白岡2丁目区<br>新白岡3丁目区 | 1,499       | 平成8年9月1日   |
| 2       | 新白岡グランガーデン区民会 | 新白岡グランガーデン区                   | 303         | 平成8年10月15日 |
| 3       | 白岡4区自主防災会     | 白岡4区                          | 489         | 平成9年4月1日   |
| 4       | 宮山団地自治会防災委員会  | 上野田2区                         | 441         | 平成10年4月1日  |
| 5       | 西の南区自主防災会     | 白岡2西南区                        | 893         | 平成11年4月1日  |
| 6       | パークシティ白岡自主防災会 | 小久喜1パークシティ区                   | 790         | 平成12年11月1日 |
| 7       | 三光区自主防災会      | 小久喜1三光区                       | 768         | 平成16年4月1日  |
| 8       | 神山西行政区自主防災会   | 篠津1神山西区                       | 762         | 平成16年4月1日  |
| 9       | 小久喜二行政区自主防災会  | 小久喜2区                         | 244         | 平成17年5月21日 |
| 10      | 柴山行政区自主防災・防犯会 | 柴山区                           | 215         | 平成18年5月27日 |
| 11      | 沖山1行政区自主防災会   | 小久喜1沖山1区                      | 1,002       | 平成19年6月1日  |
| 12      | 白岡2山行政区自主防災会  | 白岡2山区                         | 624         | 平成20年4月1日  |
| 13      | 西北安心安全自主防災    | 白岡1西北区                        | 786         | 平成21年4月1日  |
| 14      | 小久喜1本村区自主防災会  | 小久喜1本村区                       | 938         | 平成21年6月1日  |
| 15      | 千駄野自主防災会      | 千駄野区                          | 1,249       | 平成22年4月13日 |
| 16      | 白岡3区自主防災会     | 白岡3区                          | 236         | 平成22年6月13日 |
| 17      | 彦兵衛第二行政区自主防災会 | 彦兵衛2区                         | 312         | 平成23年4月1日  |
| 18      | 白岡2新田行政区自主防災会 | 白岡2新田区                        | 893         | 平成23年9月1日  |
| 19      | 沖山2区自主防災会     | 小久喜1沖山2区                      | 738         | 平成23年12月1日 |
| 20      | 下野田自主防災会      | 下野田区                          | 429         | 平成24年4月1日  |
| 21      | 白岡1茶屋行政区自主防災会 | 白岡1茶屋区                        | 403         | 平成24年6月1日  |
| 22      | 上野田自主防災会      | 上野田1区                         | 663         | 平成24年12月1日 |
| 23      | 高岩駒形自主防災会     | 高岩1駒形区                        | 873         | 平成25年4月1日  |
| 24      | 白岡1東行政区自主防災会  | 白岡1東区                         | 442         | 平成25年4月1日  |
| 25      | 高岩行政区自主防災会    | 高岩1区 高岩2区                     | 621         | 平成26年12月1日 |
| 26      | 横宿・西地区防災会     | 篠津2横宿                         | 250         | 平成27年5月24日 |
| 27      | 北区自主防災会       | 小久喜1北区                        | 522         | 平成28年6月1日  |

## 白岡市自主防災組織補助金交付要綱

平成 12 年 3 月 31 日  
告示第 50 号

白岡町自主防災組織補助金交付要綱（平成 8 年白岡町告示第 73 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るため、自主防災組織に対し、予算の範囲において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 10 年白岡町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 白岡市行政区設置規則（昭和 63 年白岡町規則第 10 号）第 2 条に規定する行政区又は自治会を単位として、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するため、次に掲げる防災活動を行う団体で、様式第 1 号の白岡市自主防災組織設立届出書により市長に届出があったものをいう。

ア 防災に関する意識の高揚及び防災知識の普及

イ 地震等の災害に関する予防

ウ 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等の応急対策

エ 防災訓練及び防災教室等の開催

オ その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項

(2) 防災資器材 自主防災組織が防災活動を行うために必要な器材等で、別表第 1 に掲げる防災に関する器材及び啓発用品並びに防災倉庫をいう。

(3) 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち 3 以上の個別訓練について実施するものをいう。ただし、3 以上の個別訓練を計画し、雨天等の不可抗力により、市長の承認を得て 2 以下の個別訓練を実施する場合も防災訓練とみなす。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 初期消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難誘導訓練

オ 炊き出し・給水訓練

カ その他災害の発生に備えて実施する訓練

(4) 防災士 「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業は、自主防災組織が行う次に掲げる活動とする。

(1) 自主防災組織の設立

(2) 防災資器材の購入等

(3) 防災訓練の実施

(4) 防災士資格取得に係る経費（研修会場までの往復の旅費及び食費等は除く。）

(5) その他自主防災組織の活動のうち市長が認める事業

（補助額）



第4条 補助金の額は、前条に規定する補助事業に要する経費のうち、別表第2の補助金額の欄に掲げる額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする（防災士資格取得に係る経費は除く。）。

（申請書の様式等）

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する事業 様式第2号の白岡市自主防災組織設立補助金交付申請書
- (2) 第3条第2号に規定する事業 様式第3号の白岡市自主防災組織防災資器材購入等補助金交付申請書
- (3) 第3条第3号に規定する事業 様式第4号の白岡市自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書
- (4) 第3条第4号に規定する事業 様式第5号の白岡市自主防災組織防災士資格取得補助金交付申請書
- (5) 第3条第5号に規定する事業 市長が別に定める申請書

2 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の添付については、これを要しない。

3 規則第6条第2項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、別表第2の添付書類の欄に掲げるとおりとする。

4 補助金を申請できる回数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する事業 自主防災組織に対し、1回
- (2) 第3条第2号に規定する事業 年度1回
- (3) 第3条第3号に規定する事業 年度1回
- (4) 第3条第4号に規定する事業 年度5人以内（1人1回）
- (5) 第3条第5号に規定する事業 市長が認める回数

（令2告示52・一部改正）

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第9条の交付決定通知書の様式は、様式第6号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金額決定通知書のとおりとする。

（変更の承認申請書の様式等）

第7条 規則第11条第1項の変更の承認申請書の様式は、様式第7号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金変更（中止・廃止）承認申請書のとおりとする。

2 市長は、規則第11条第1項の変更の承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、様式第8号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書により通知する。

（実績報告書の様式）

第8条 規則第15条の実績報告書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する事業 様式第9号の白岡市自主防災組織設立補助事業実績報告書
- (2) 第3条第2号に規定する事業 様式第10号の白岡市自主防災組織防災資器材購入等補助事業実績報告書
- (3) 第3条第3号に規定する事業 様式第11号の白岡市自主防災組織防災訓練実施補助事業実績報告書
- (4) 第3条第4号に規定する事業 様式第12号の白岡市自主防災組織防災士資格取得補助事業実績報告書
- (4) 第3条第5号に規定する事業 市長が別に定める実績報告書

（補助金の額の確定）

第9条 規則第16条に規定する補助金等の額の確定の通知は、様式第13号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 10 条 補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 14 号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の白岡町防災組織補助金交付要綱第 2 条第 1 号の自主防災組織の設立の届出をしている者は、この告示による改正後の白岡町防災組織補助金交付要綱第 2 条第 1 号の規定による自主防災組織の設立の届出をしているものとみなす。

附 則（平成 16 年 11 月 16 日告示第 170 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の白岡町自主防災組織補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 11 月 1 日告示第 218 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の白岡町自主防災補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 22 日告示第 48 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日告示第 52 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 区分         |       | 品名  |
|------------|-------|---|
| 防災に関する器材   | 本部運営用 | 作業着、ヘルメット、腕章、帽子、テント、発電機、コードリール、燃料（缶詰タイプの長期保存ができるもの）             |
|            | 情報収集用 | トランシーバー、受令機、携帯用ラジオ、テレビ、パソコン、プリンタ                                |
|            | 消火用   | 消火器、バケツ、防火衣、可搬式動力ポンプ、消防用ホース                                     |
|            | 救出救護用 | はしご、のこぎり、ハンマー、バール、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、一輪車、ジャッキ、ロープ、担架、おの、救急セット、毛布 |
|            | 給食給水用 | なべ、釜、携帯コンロ、ポリタンク、浄水機、井戸水水質検査                                    |
|            | 避難誘導用 | 避難誘導旗、トランジスターメガホン、強力ライト   |
|            | その他   | 市長が特に必要と認めたもの   |
| 防災に関する啓発用品 | 啓発用   | 図書、パンフレット、ビデオ等  |
|            | その他   | 市長が特に必要と認めたもの   |
| 防災倉庫       |       | 自主防災倉庫  |

別表第2（第4条、第5条関係）

| 補助対象区分    | 補助金額   | 添付書類   |
|-----------|--|--|
| 自主防災組織の設立 | 世帯割額（世帯数に1世帯当たりの金額200円を乗じて得た額）に均等割額10,000円を加えて得た額と設立に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額                |  |
| 防災資器材の購入等 | (1) 補助初年度は、購入金額の4分の3以内の額（200,000円を限度とする。）<br>(2) 次年度以降は、購入金額の2分の1以内の額（150,000円を限度とする。）     | 仕様書（カタログ）、見積書及び保管場所又は設置場所図面<br>防災倉庫を設置する場合は、設置場所の土地の所有者承諾書 |
| 防災訓練の実施   | 世帯割額（世帯数に1世帯当たりの金額200円を乗じて得た額）に均等割額10,000円を加えて得た額と訓練の実施に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額             | 実施計画書  |
| 防災士資格取得   | (1) 防災士研修センター等が実施する講座受講料（教本料含む。）<br>(2) 防災士資格取得試験受験料<br>(3) 防災士資格認証登録料<br>上記項目に係る費用の全額（実費） | 研修講座の受講を証する書類  |
| 市長が認める事業  | 予算の範囲内において市長が定める額  |  |

白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱

平成 14 年 3 月 14 日  
告示第 76 号

(趣旨)

- 第 1 条 市は、白岡市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）の活動の推進及び地域住民の防災意識の高揚を図るため、協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 10 年白岡町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の額)

- 第 2 条 補助金の額は、協議会の活動に要する経費のうち、予算の範囲内において市長の定める額とする。

(申請書の様式)

- 第 3 条 規則第 6 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付申請書のとおりとする。
- 2 規則第 6 条第 2 項に規定する事項を記載した書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

- 第 4 条 規則第 9 条第 1 項の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付決定通知書のとおりとする。

(変更の承認申請書の様式)

- 第 5 条 規則第 11 条第 1 項の変更の承認申請書の様式は、様式第 3 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助事業内容変更（中止・廃止）承認申請書のとおりとする。
- 2 市長は、規則第 11 条第 1 項の変更の承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、様式第 4 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助事業内容変更（中止・廃止）承認決定通知書により通知するものとする。

(状況報告)

- 第 6 条 規則第 13 条の規定により、市長から要求があったときは、補助事業等の執行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

- 第 7 条 規則第 15 条の実績報告書の様式は、様式第 5 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助事業実績報告書のとおりとする。
- 2 規則第 15 条の実績報告書は、事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 8 条 規則第 16 条に規定する補助金の額の確定の通知は、様式第 6 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第 9 条 補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 7 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

- 第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。

## 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

## (1) 医療施設

| 番号 | 施設名称             | 所在地                                 | 電話番号    | F A X   |
|----|------------------|-------------------------------------|---------|---------|
| 1  | 新井クリニック          | 白岡市小久喜 1190-5(1F)                   | 92-4052 | 92-4224 |
| 2  | 新井レディースクリニック     | 白岡市小久喜 1190-5(2F)                   | 91-0330 | 91-0330 |
| 3  | 大林内科             | 白岡市千駄野 656-1                        | 93-8556 | 93-8514 |
| 4  | 大村内科             | 白岡市西 8-5-8                          | 93-0161 | 93-0162 |
| 5  | 奥山こどもクリニック       | 白岡市小久喜 805-1                        | 91-1020 | 91-1020 |
| 6  | 開誠医院             | 白岡市西 1-7-12                         | 92-7366 | 93-5079 |
| 7  | 児玉医院             | 白岡市小久喜 1101-1                       | 92-8733 | 92-9047 |
| 8  | 斎木眼科             | 白岡市篠津 1936-5(2F)                    | 93-7511 | 93-7511 |
| 9  | 山王クリニック          | 白岡市寺塚 123-1                         | 93-0311 | 92-6653 |
| 10 | 山王ドームクリニック       | 白岡市寺塚 97-2                          | 91-0311 | 91-0311 |
| 11 | 篠津医院             | 白岡市篠津 1936-5(1F)                    | 92-1600 | 92-1600 |
| 12 | 白岡整形外科           | 白岡市小久喜 1067-2                       | 93-5522 | 93-5521 |
| 13 | 白岡内科総合診療所        | 白岡市千駄野 1311-1                       | 93-6588 | 93-6959 |
| 14 | 新白岡駅前内科          | 白岡市新白岡 4-13-3<br>新白岡駅前ホスピタリティパーク 2F | 92-0112 | 92-0112 |
| 15 | 新しらおか病院          | 白岡市上野田 1267-1                       | 90-5550 | 90-5551 |
| 16 | 新白岡・あだち眼科        | 白岡市新白岡 7-11-9                       | 53-8501 | —       |
| 17 | 杉本医院             | 白岡市小久喜 1444-7                       | 92-1817 | 92-1817 |
| 18 | 高梨内科医院           | 白岡市西 1-3-2                          | 90-5660 | 90-5660 |
| 19 | 富田皮膚科            | 白岡市千駄野 1340-3                       | 93-3060 | 93-7000 |
| 20 | なかむら内科クリニック      | 白岡市新白岡 3-41 ルネグランガーデン 1F            | 53-8028 | —       |
| 21 | パーク病院            | 白岡市千駄野 1086-1                       | 91-6200 | 91-6201 |
| 22 | 藤野医院             | 白岡市高岩 990-1                         | 93-3711 | 93-3691 |
| 23 | まきの消化器内科・外科クリニック | 白岡市新白岡 4-6-13 ルネ新白岡駅前 1F            | 91-1234 | —       |
| 24 | 矢部医院             | 白岡市上野田 615                          | 92-0015 | 92-7807 |
| 25 | 山本クリニック          | 白岡市新白岡 2-1 ルネグランテラス 1F              | 90-1252 | 90-1290 |
| 26 | ゆりのき皮膚科形成外科      | 白岡市新白岡 7-15-3                       | 91-7901 | —       |
| 27 | りゅう内科・整形外科医院     | 白岡市白岡 1501 イリーデ・カーサ 1F              | 93-2188 | 93-2188 |

## (2) 障がい児・障がい者施設

| 番号 | 施設名称          | 所在地                      | 電話番号         | F A X        |
|----|---------------|--------------------------|--------------|--------------|
| 1  | 太陽の里          | 白岡市小久喜 450               | 93-1101      | 93-1486      |
| 2  | ありの実館         | 白岡市白岡 805-2              | 92-4968      | 92-4968      |
| 3  | 東ありの実館        | 白岡市爪田ヶ谷 52-3             | 92-7940      | 92-7940      |
| 4  | 白岡太陽の家にじ      | 白岡市西 2-18-6              | 92-7686      | 31-7824      |
| 5  | クローバー         | 白岡市下大崎 294-1             | 97-0033      | 97-0033      |
| 6  | かるがも工房        | 白岡市小久喜 1344-3            | 53-5422      | 53-5422      |
| 7  | こころ寮          | 白岡市西 6-8-22              | 91-2255      | 93-2219      |
| 8  | サンライズ         | 白岡市小久喜 843-2             | 048-769-8800 | 048-769-8800 |
| 9  | 障害者デイサービスセンター | 白岡市千駄野 445 番地 はびすしらおか 1階 | 93-0201      | 48-6288      |
| 10 | めぐみの里         | 白岡市下大崎 1274-1            | 53-6933      | 53-6944      |
| 11 | ばくの樹          | 白岡市小久喜 842-5             | 53-4788      | 53-4416      |
| 12 | みつばち          | 白岡市下大崎 317-3             | 97-0977      | 97-0033      |

## (3) 高齢者施設

| 番号 | 施設名称       | 所在地        | 電話番号        | F A X       |
|----|------------|------------|-------------|-------------|
| 1  | 光乃里        | 荒井新田 359-1 | 97-0171     | 97-0172     |
| 2  | いなほの里      | 千駄野 663-1  | 90-5557     | 90-5556     |
| 3  | ずいせん長寿村    | 高岩 1051-1  | 90-1155     | 90-1166     |
| 4  | ぼっかぼか      | 上野田 357-1  | 90-5666     | 90-5665     |
| 5  | ケアハウスおおるり  | 上野田 1741-1 | 90-5700     | 90-5656     |
| 6  | 白岡ひばり館     | 西 10-13-9  | 31-6286     | 31-6287     |
| 7  | シルバーコート白岡西 | 西 9-3-3    | 31-9528(本社) | 31-9529(本社) |
| 8  | ウエルガーデン白岡  | 小久喜 1413   | 90-5111     | 90-5112     |
| 9  | ル・レーヴ新白岡   | 新白岡 9-3-3  | 53-8723     | 53-8752     |

| 番号 | 施設名称                                  | 所在地        | 電話番号    | F A X   |
|----|---------------------------------------|------------|---------|---------|
| 10 | メディカルフローラ新白岡                          | 新白岡 7-5-11 | 92-4466 | 92-3444 |
| 11 | 愛の家グループホーム白岡                          | 新白岡 6-12-4 | 90-5450 | 90-5451 |
| 12 | ソレアド新白岡                               | 新白岡 8-12-3 | 90-5117 | 90-5187 |
| 13 | デイサービス CORE 白岡<br>Conditionig Support | 高岩 990-1   | 31-8083 | 31-8099 |
| 14 | デイサービスセンター いち里                        | 下野田 1119-1 | 53-7475 | 53-7476 |
| 15 | デイサービス 一番山車                           | 篠津 1926-3  | 53-7893 | 58-7839 |
| 16 | でいほーむ・ほのほの                            | 西 6-4-17   | 93-6931 | 93-6983 |
| 17 | おおしま デイサービス                           | 高岩 38-3    | 38-6969 | 38-6959 |
| 18 | あんしんホーム白岡                             | 小久喜 847-1  | 90-5600 | 90-5601 |

#### (4) 児童福祉施設

| 番号 | 施設名称              | 所在地                                | 電話番号    | F A X   |
|----|-------------------|------------------------------------|---------|---------|
| 1  | 高岩保育所             | 白岡市高岩 2227-1                       | 92-7582 | 92-6369 |
| 2  | 西保育所              | 白岡市西 6-10-3                        | 92-1690 | 92-1690 |
| 3  | 千駄野保育所            | 白岡市千駄野 880                         | 92-1303 | 92-1703 |
| 4  | しらおか虹保育園          | 白岡市上野田 1 2 5 2 番地 1                | 31-7750 | 31-7750 |
| 5  | ピノ保育園白岡           | 白岡市野牛 6 4 3 番地                     | 90-4152 | 90-4152 |
| 6  | はっぴー白岡園           | 白岡市西 1 丁目 1 2 番 4                  | 91-0881 | 91-0881 |
| 7  | フレンドキッズランド新白岡西口園  | 白岡市新白岡 7 丁目 1 5 番 4                | 38-6632 | 38-6632 |
| 8  | フレンドキッズランド新白岡東口園  | 白岡市新白岡 4 丁目 6 番 1 3<br>ルネ新白岡駅前 1 階 | 48-7432 | 48-7432 |
| 9  | 白岡めばえ保育園          | 白岡市小久喜 874 番地 1 新和ビル 1 階           | 93-2065 | 93-2065 |
| 10 | はっぴー保育園白岡駅東口園     | 白岡市小久喜 1 1 3 0 番地                  | 93-1881 | 93-1881 |
| 11 | 希望の杜保育園           | 白岡市千駄野 1 2 1 1 番地 1                | 53-7881 | 53-7741 |
| 12 | サクラ保育所            | 白岡市小久喜 1 1 5 7 - 1                 | 93-4488 | —       |
| 13 | 新しらおか病院 ピュアハウス    | 白岡市上野田 1 2 6 7 - 1                 | 90-5550 | —       |
| 14 | (株)加須ヤクルト 白岡保育ルーム | 白岡市寺塚 4 5 - 1 3                    | 92-6379 | —       |
| 15 | 篠津児童クラブ (第 1・2・3) | 白岡市篠津 2644 (篠津小学校内)                | 93-4936 | 93-4936 |
| 16 | 菁莪児童クラブ           | 白岡市上野田 101-1 (菁莪小学校内)              | 92-8580 | 92-8580 |
| 17 | 白岡東児童クラブ (第 1・2)  | 白岡市新白岡 2-28-1 (白岡東小学校内)            | 92-8472 | 92-8472 |
| 18 | 南児童クラブ (第 1・2)    | 白岡市小久喜 524-1 (南小学校内)               | 93-2732 | 93-2732 |
| 19 | 西児童クラブ (第 1・2)    | 白岡市西 6-3-1 (西小学校内)                 | 92-9653 | 92-9653 |
| 20 | うぐす保育園新白岡         | 白岡市新白岡 6 丁目 1 2 番 1                | 91-0880 |         |

#### (5) 学校

| 番号 | 施設名称   | 所在地           | 電話番号    | F A X   |
|----|--------|---------------|---------|---------|
| 1  | 篠津小学校  | 白岡市篠津 2644    | 92-1503 | 92-1538 |
| 2  | 菁莪小学校  | 白岡市上野田 101-1  | 92-1702 | 92-1721 |
| 3  | 大山小学校  | 白岡市荒井新田 339   | 97-0627 | 97-0677 |
| 4  | 南小学校   | 白岡市小久喜 524-1  | 92-5642 | 92-5646 |
| 5  | 西小学校   | 白岡市西 6-3-1    | 92-1405 | 92-4496 |
| 6  | 白岡東小学校 | 白岡市新白岡 2-28-1 | 92-5521 | 92-3006 |
| 7  | 篠津中学校  | 白岡市篠津 2617    | 92-1508 | 92-1551 |
| 8  | 菁莪中学校  | 白岡市下野田 927    | 92-1706 | 92-4438 |
| 9  | 南中学校   | 白岡市千駄野 356-1  | 92-1621 | 92-1601 |
| 10 | 白岡中学校  | 白岡市白岡 1647-1  | 93-2771 | 93-2772 |

## 資料- 8 消防機械一覧表

## 消防機械一覧表

| 区分<br>車両名   | 車名・形式<br>及び年式                             | エンジン形式<br>原動機の形式             | エンジン性能<br>総排気量  | その他性能                        | 登録年月                |
|---|---|------------------------------|-----------------|------------------------------|---------------------|
| 白岡指揮 1  | 日産<br>LDF-CW8E26<br>2014 年                | YD25 型                       | 2480 c c        |                              | 平成 26 年 11 月        |
| 白岡 1  | 日野<br>BDG-GX7JGWA<br>2011 年               | J07E 型                       | 6403 c c        | 小池 K F -5<br>A-2<br>バランスタービン | 平成 23 年 1 月         |
| 白岡 2  | 日野<br><u>2KG-XZU685M</u><br>2021 年        | <u>N04C 型</u>                | <u>4000 c c</u> | <u>CAFS</u>                  | <u>令和 3 年 10 月</u>  |
| 白岡救助 1  | 日野<br>SDG-GX7JGAA 改<br>2015 年             | J07E 型                       | 6403 c c        |                              | 平成 27 年 12 月        |
| 白岡梯子 1  | 日野<br>KL-PR4FPHF<br>2003 年                | F21C 型                       | 20780<br>c c    | 梯子 5 連式<br>40m               | 平成 15 年 11 月        |
| 救急白岡 1  | トヨタ<br>CBF-TRH226S<br>2017 年              | 2TR 型                        | 2690 c c        |                              | <u>平成 29 年 9 月</u>  |
| 救急白岡 2  | トヨタ<br>CBF-TRH226S<br>2015 年              | 2TR 型                        | 2690 c c        |                              | <u>平成 27 年 11 月</u> |
| 指令白岡 1  | 日産<br>DBF-V M20<br>2015 年                 | HR16 型                       | 1590 c c        |                              | 平成 27 年 11 月        |
| 白岡管理 1  | スズキ<br>DAA-MK42S<br>2017 年                | R06A-WA04A 型                 | 660 c c         |                              | 平成 29 年 10 月        |
| <u>救助艇</u><br><u>しらおか</u><br><small>(ゴムボート)</small> | <u>アキレス(株)</u><br><u>SG-124</u><br>2021 年 | <u>3RS 型</u><br><u>(船外機)</u> | <u>20 p s</u>   |                              | <u>令和 3 年 11 月</u>  |



## 資料- 9 消防団消防車両一覧表

## 消防団消防車両一覧表

| 区分<br>分団名 | 車名・型式<br>及び年式                       | 登録番号             | 登録<br>年月日    | エンジン形式<br>原動機の型式 | エンジン性能<br>総排気量 | ポンプ形式                       |
|-----------|-------------------------------------|------------------|--------------|------------------|----------------|-----------------------------|
| 第1分団      | 三菱 キャンター<br>KK-FE73FB<br>2005年      | 大宮 800<br>す 7048 | 平成16年3月      | 4M51             | 5240cc         | 小池<br>A-2<br>バランスタービン       |
| 第2分団      | 日野 デュトロ<br>TKG-XZU640M<br>2012年     | 大宮 800<br>せ 8022 | 平成24年10<br>月 | N04C             | 4009cc         | 小池KF-5<br>A-2<br>バランスタービン   |
| 第3分団      | 日野 デュトロ<br>TKG-XZU640<br>M<br>2013年 | 大宮 800<br>せ 9063 | 平成25年11<br>月 | N04C             | 4009cc         | 小池KF-1<br>A-2<br>バランスタービン   |
| 第4分団      | いすゞ エルフ<br>BKG-NLR85N<br>2009年      | 大宮 800<br>せ 5580 | 平成21年11<br>月 | 4JJ1             | 2999cc         | 篠崎S-10<br>A-2<br>3段バランスタービン |
| 第5分団      | いすゞ エルフ<br>BKG-NLR85N<br>2008年      | 大宮 800<br>せ 4403 | 平成20年10<br>月 | 4JJ1             | 2999cc         | 小池KF-1<br>A-2<br>バランスタービン   |
| 第6分団      | 日野 デュトロ<br>SKG-XZU640M<br>2011年     | 大宮 800<br>せ 7282 | 平成23年11<br>月 | N04C             | 4009cc         | 小池KF-5<br>A-2<br>バランスタービン   |
| 第7分団      | 三菱 キャンター<br>KK-FE73FB<br>2005年      | 大宮 800<br>す 7050 | 平成16年3月      | 4M51             | 5240cc         | 小池<br>A-2<br>バランスタービン       |

## 白岡市消防団一覧

令和3年2月1日現在

| 分団名  | 分団区域  | 人員  | 分団施設        |            |         |        |           |          |
|------|---|-----|-------------|------------|---------|--------|-----------|----------|
|      |   |     | 配置車両        | 分団小屋       |         |        |           |          |
|      |   |     |             | 所在地        | 敷地面積    | 延床面積   | 構造        | 建築年月     |
| 第1分団 | 千駄野区、小久喜1(沖山1区・沖山1区・パークシティ区・三光区・小久喜2区(JRの東側地区))、白岡4区(JRの東側地区)           | 18名 | CD-I型<br>1台 | 小久喜1213番地1 | —       | 47.98㎡ | 鉄骨トタン葺2階建 | 昭和55年3月  |
| 第2分団 | 岡泉区、実ヶ谷区、太田新井区、彦兵衛2区  | 14名 | CD-I型<br>1台 | 岡泉1363番地3  | 330㎡    | 70.21㎡ | 鉄骨トタン葺2階建 | 平成13年3月  |
| 第3分団 | 上野田1区、上野田2区、下野田区、爪田ヶ谷区、彦兵衛1区  | 18名 | CD-I型<br>1台 | 上野田1478番地5 | 498.88㎡ | 80.76㎡ | 鉄骨トタン葺2階建 | 平成30年6月  |
| 第4分団 | 篠津4区、野牛1区、野牛2区、高岩1区、高岩1駒形区、高岩2区、新白岡1丁目区、新白岡2丁目区、新白岡3丁目区、新白岡グランガーデン区、寺塚区 | 19名 | CD-I型<br>1台 | 新白岡6丁目8番5  | 327㎡    | 70.21㎡ | 鉄骨トタン葺2階建 | 平成6年2月   |
| 第5分団 | 篠津1(神山区・神山西区・下宿区、)篠津2(横宿区・宿区)篠津3区、白岡1(茶屋区・東区・西北区)                       | 19名 | CD-I型<br>1台 | 篠津1917番地3  | 155㎡    | 47.26㎡ | 鉄骨トタン葺平屋建 | 昭和55年12月 |
| 第6分団 | 柴山区、荒井新田区、下大崎区  | 17名 | CD-I型<br>1台 | 荒井新田359番地4 | 241.59㎡ | 70.21㎡ | 鉄骨トタン葺2階建 | 平成9年3月   |
| 第7分団 | 小久喜1(本村区・北区・小久喜2区(JRの西側地区))、白岡2新田区、白岡2山区、白岡2西南区、白岡3区、白岡4区(JRの西側地区)      | 15名 | CD-I型<br>1台 | 小久喜1153番地5 | 72.92㎡  | 52.05㎡ | 鉄骨トタン葺2階建 | 昭和50年10月 |

## 資料-11 災害拠点病院一覧表

## 災害拠点病院一覧表

令和5年6月現在

| 区分                            | 病院名                             | 郵便番号        | 所在地               | 電話番号         |
|-------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------------|--------------|
| 基幹災害拠点病院                      | 川口市立医療センター                      | 333-0833    | 川口市西新井宿 180       | 048-287-2525 |
|                               | 埼玉医科大学総合医療センター                  | 350-8550    | 川越市鴨田 1981        | 049-228-3400 |
|                               | さいたま赤十字病院                       | 330-8553    | さいたま市中央区新都心 1-5   | 048-852-1111 |
| 地域災害拠点病院                      | 自治医科大学附属さいたま医療センター              | 330-8503    | さいたま市大宮区天沼町 1-847 | 048-647-2111 |
|                               | 北里大学メディカルセンター                   | 364-8501    | 北本市荒井 6-100       | 048-593-1212 |
|                               | 深谷赤十字病院                         | 366-0052    | 深谷市上柴町西 5-8-1     | 048-571-1511 |
|                               | 獨協医科大学埼玉医療センター                  | 343-8555    | 越谷市南越谷 2-1-50     | 048-965-1111 |
|                               | さいたま市立病院                        | 336-8522    | さいたま市緑区三室 2460    | 048-873-4111 |
|                               | 防衛医科大学校病院                       | 359-8513    | 所沢市並木3-2          | 04-2995-1511 |
|                               | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部<br>埼玉県済生会川口総合病院 | 332-8558    | 川口市西川口 5-11-5     | 048-253-1551 |
|                               | 埼玉医科大学国際医療センター                  | 350-1298    | 日高市山根1397-1       | 042-984-4111 |
|                               | 社会医療法人壮幸会行田総合病院                 | 361-0056    | 行田市持田 376         | 048-552-1111 |
|                               | 医療法人社団埼玉巨樹の会<br>新久喜総合病院         | 346-8530    | 久喜市上早見 418-1      | 0480-26-0033 |
|                               | 独立行政法人国立病院機構埼玉病院                | 351-0102    | 和光市諏訪 2-1         | 048-462-1101 |
|                               | 草加市立病院                          | 340-8560    | 草加市草加 2-21-1      | 048-946-2200 |
|                               | 埼玉医科大学病院                        | 350-0495    | 入間郡毛呂山町毛呂本郷 38    | 049-276-1111 |
|                               | 社会医療法人さいたま市民医療センター              | 331-0054    | さいたま市西区島根 299-1   | 048-626-0011 |
|                               | 医療法人社団愛友会上尾中央総合病院               | 362-8588    | 上尾市柏座 1-10-10     | 048-773-1111 |
|                               | 医療法人徳洲会羽生総合病院                   | 348-8505    | 羽生市下岩瀬 446        | 048-562-3000 |
|                               | 埼玉県立小児医療センター                    | 330-8777    | さいたま市中央区新都心 1-2   | 048-601-2200 |
|                               | 医療法人社団東光会戸田中央総合病院               | 335-0023    | 戸田市本町 1-19-3      | 048-442-1111 |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉<br>県済生会加須病院 | 347-0101                        | 加須市上高柳 1680 | 0480-70-0888      |              |

## 資料-12 救命救急センター一覧表

## 救命救急センター一覧表

令和5年9月1日現在

| 施設名                        | 設置者        | 郵便番号     | 所在地              | 電話番号         |
|----------------------------|------------|----------|------------------|--------------|
| さいたま赤十字病院高度救命救急センター        | 日 赤        | 330-8553 | さいたま市中央区新都心1-5   | 048-852-1111 |
| 埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター   | 学校法人       | 350-8550 | 川越市鴨田1981        | 049-228-3400 |
| 深谷赤十字病院救命救急センター            | 日 赤        | 366-0052 | 深谷市上柴町西5-8-1     | 048-571-1511 |
| 防衛医科大学校病院救命救急センター          | 防 衛 省      | 359-8513 | 所沢市並木3-2         | 04-2995-1511 |
| 川口市立医療センター救命救急センター         | 川 口 市      | 333-0833 | 川口市西新井宿180       | 048-287-2525 |
| 獨協医科大学越谷病院救命救急センター         | 学校法人       | 343-8555 | 越谷市南越谷2-1-50     | 048-965-1111 |
| 埼玉医科大学国際医療センター救命救急センター     | 学校法人       | 350-1298 | 日高市山根1397-1      | 042-984-4111 |
| 自治医科大学附属さいたま医療センター救命救急センター | 学校法人       | 330-8503 | さいたま市大宮区天沼町1-847 | 048-647-2111 |
| さいたま市立病院救命救急センター           | さいたま市      | 336-8522 | さいたま市緑区三室2460    | 048-873-4111 |
| 独立行政法人国立病院機構埼玉病院救命救急センター   | 独立行政<br>法人 | 351-0102 | 和光市諏訪2-1         | 048-462-1101 |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院  | 社会福祉<br>法人 | 347-0101 | 加須市上高柳1680       | 0480-70-0888 |

資料-13 応急仮設住宅の設置候補場所

応急仮設住宅の設置候補地

|           | 名 称       | 種 別  | 所在地      | 面積<br>(ha)     | 管理者  |
|-----------|-----------|------|----------|----------------|------|
| 1         | ツツジヶ丘公園   | 街区公園 | 西二丁目地内   | 0.36           | 白岡市長 |
| 2         | イチョウ公園    | 〃    | 西十丁目地内   | 0.3            | 〃    |
| 3         | モミジ公園     | 〃    | 西九丁目地内   | 0.57           | 〃    |
| 4         | シラカバ公園    | 〃    | 西一丁目地内   | 0.25           | 〃    |
| 5         | アジサイ公園    | 〃    | 西四丁目地内   | 0.29           | 〃    |
| <u>6</u>  | 新白岡もみじ公園  | 〃    | 新白岡三丁目地内 | 0.08           | 〃    |
| <u>7</u>  | 新白岡さくら公園  | 〃    | 〃        | 0.08           | 〃    |
| <u>8</u>  | 新白岡中央公園   | 〃    | 新白岡二丁目地内 | 0.17           | 〃    |
| <u>9</u>  | 新白岡くすのき公園 | 〃    | 〃        | 0.08           | 〃    |
| <u>10</u> | 新白岡さざんか公園 | 〃    | 〃        | 0.08           | 〃    |
| <u>11</u> | 新白岡けやき公園  | 〃    | 新白岡一丁目地内 | 0.08           | 〃    |
| <u>12</u> | 新白岡つつじ公園  | 〃    | 〃        | 0.09           | 〃    |
| <u>13</u> | 白岡公園      | 近隣公園 | 西五丁目地内   | 1.21           | 〃    |
| <u>14</u> | 高岩公園      | 〃    | 新白岡三丁目地内 | 2.32           | 〃    |
| <u>15</u> | ふれあいの森公園  | 〃    | 小久喜地内    | 2.05           | 〃    |
| <u>16</u> | 原ヶ井戸北公園   | 街区公園 | 白岡東地内    | 0.14           | 〃    |
| <u>17</u> | 原ヶ井戸南公園   | 〃    | 白岡東地内    | 0.22           | 〃    |
| <u>18</u> | 駒形公園      | 〃    | 新白岡五丁目地内 | 0.29           | 〃    |
| <u>19</u> | 白岡市総合運動公園 | 運動公園 | 千駄野地内    | 12.7<br>(1.45) | 〃    |
| <u>20</u> | 中ノ宮公園     | 街区公園 | 新白岡八丁目地内 | 0.45           | 〃    |
| <u>21</u> | どんぐり公園    | 街区公園 | 千駄野地内    | 0.24           | 〃    |

資料-14 災害に係る受付及び指令表

| 本部長                                  | 副本部長                   | 担当本部員   | 安心安全課長       | 防災担当主査 | 受付者 |
|--------------------------------------|------------------------|---------|--------------|--------|-----|
|                                      |                        |         |              |        |     |
| <b>災 害 に 係 る 受 付 及 び 指 令 表</b><br>No |                        |         |              |        |     |
| 受 付 期 日                              | 年 月 日 ( ) 午前 時 分<br>午後 |         |              |        |     |
| 行政区等名                                |                        | 氏 名     |              |        |     |
| 住 所                                  |                        | 電 話     |              |        |     |
| 内 容                                  | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
| 回 答                                  | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
| 担当班<br>(担当者)                         |                        | 指 令 時 間 | 午前 時 分<br>午後 |        |     |
| 対 応                                  | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
|                                      | -----                  |         |              |        |     |
| 処 理                                  | 処理済                    | 未処理     | 午前 時 分<br>午後 |        |     |

資料-15 警戒体制非常体制配備計画書

|    |     |
|----|-----|
| 市長 | 副市長 |
|    |     |

警戒体制非常体制配備計画書

次のとおり配備したので人員の報告をいたします。

|      |           |          |          |
|------|-----------|----------|----------|
| 配備体制 | 警戒体制      | 非常体制第1配備 | 非常体制第2配備 |
| 配備時間 | 年 月 日 ( ) |          | 時 分      |
| 所属名  |           |          |          |
| 待機場所 |           |          |          |
| 人員数  | 名         |          |          |

| No | 課名 | 担当名 | 氏名 | 備考 |
|----|----|-----|----|----|
| 1  |    |     |    |    |
| 2  |    |     |    |    |
| 3  |    |     |    |    |
| 4  |    |     |    |    |
| 5  |    |     |    |    |
| 6  |    |     |    |    |
| 7  |    |     |    |    |
| 8  |    |     |    |    |
| 9  |    |     |    |    |
| 10 |    |     |    |    |
| 11 |    |     |    |    |
| 12 |    |     |    |    |
| 13 |    |     |    |    |
| 14 |    |     |    |    |
| 15 |    |     |    |    |
| 16 |    |     |    |    |
| 17 |    |     |    |    |
| 18 |    |     |    |    |
| 19 |    |     |    |    |
| 20 |    |     |    |    |

白岡市災害対策本部条例

昭和 38 年 9 月 20 日  
条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、白岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策本部員は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 4 号）抄

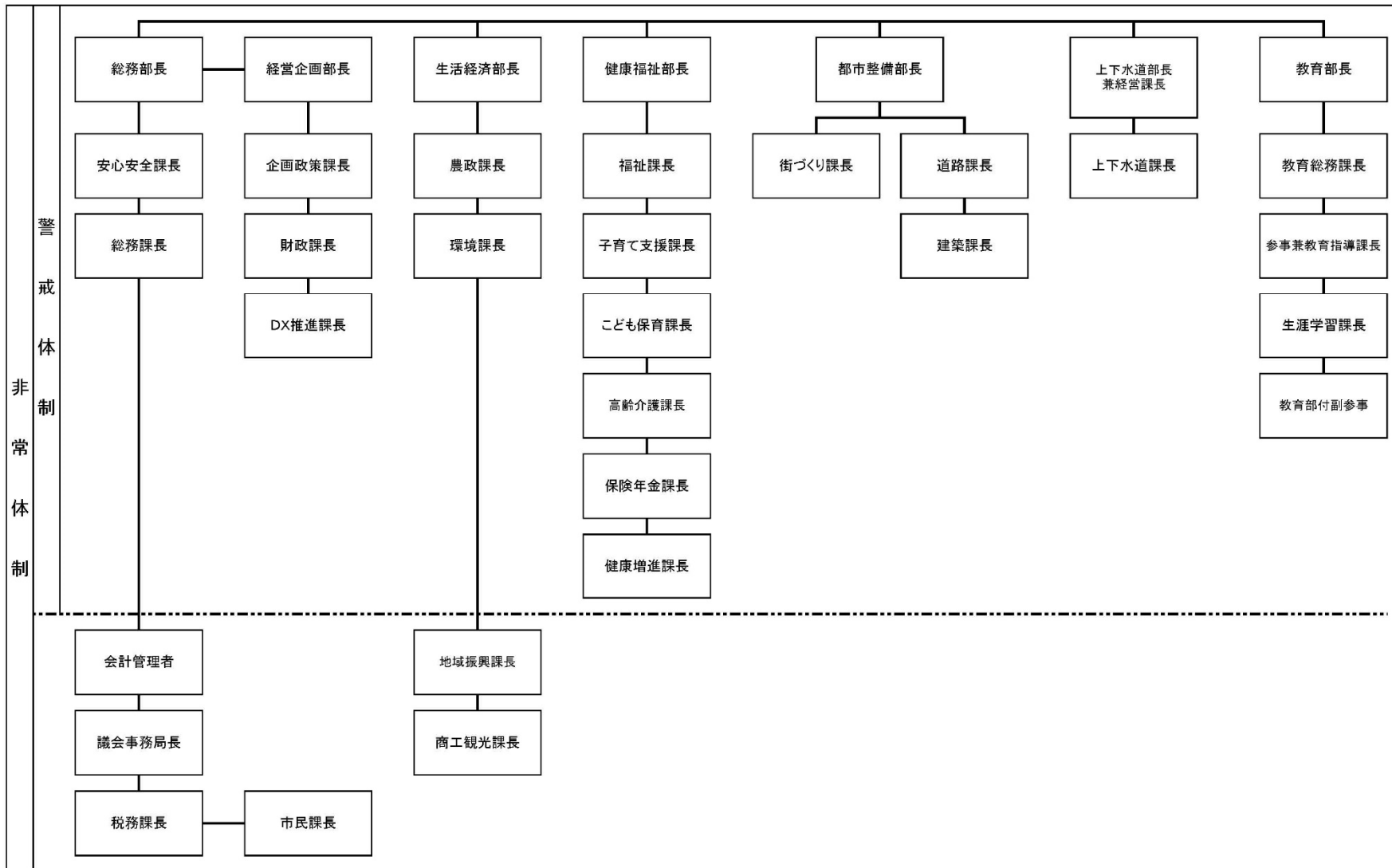
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。



白岡市職員緊急時連絡系統図【モデル】

令和5年8月1日現在



資料-18 避難所運営職員等一覧表

令和5年11月1日現在

| 業務内容                                   | 所属部    | 所属課       | 配置場所                | 差出人<br>人数 | 編入<br>人数 | 項   | 担当者名 |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--------|-----------|---------------------|-----------|----------|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |        |           |                     |           |          |     | 氏名   | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 災害対策本部                                 | 総務部    | 安心安全課     | 安心安全課               | 7         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 経営企画部  | 企画政策課     |                     |           | 2        | 0   | A    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 経営企画部  | 財政課       |                     | 2         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 経営企画部  | DX推進課     |                     | 2         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総務広                                    | 経営企画部  | 企画政策課     | 安心安全課               | 2         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 総務部    | 総務課       |                     | 4         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 教育部    | 教育総務課     | 安心安全課               | 2         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 教育部    | 教育指導課     |                     | 2         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 福祉広                                    | 総務部    | 市民課       | 財政課                 | 4         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第1段階<br>避難所開設班<br>(自主避難所としての<br>開設を含む) | 教育部    | 生涯学習課     | 中央公民館               | 6         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 生活経済部  | 地域振興課     | コミュニティセンター<br>・西内華館 | 5         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 生活経済部  | 商工観光課     |                     | 3         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 健康福祉部  | 高齢介護課     | 津津分館                | 3         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 健康福祉部  | 保険年金課     | 青森中学校               | 6         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 総務部    | 税務課       | 白岡東小学校              | 6         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第2段階<br>避難所開設班                         | 健康福祉部  | 子ども保育課    | 西小学校                | 2         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        | 高齢介護課     |                     |           | 2        | 0   | A/B  |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 総務部    | 市民課       |                     | 5         | 0        | A/B |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | C   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 健康福祉部  | 子ども保育課    | 黒立白岡高等学校            | 2         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 教育部    | 生涯学習課     |                     | 4         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 総務部    | 税務課       | 津津小学校               | 4         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 会計管理者  | 会計課       |                     | 2         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 生活経済部  | 環境課       | 津津中学校               | 5         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | A/B  |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 経営企画部  | DX推進課     |                     | 1         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 経営企画部  | 財政課       | 青森小学校               | 3         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 1        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 経営企画部  | 企画政策課     |                     | 2         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 健康福祉部  | 子育て支援課    | 大山小学校               | 6         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 総務部    | 税務課       | 南小学校                | 6         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 生活経済部  | 農政課       | 南中学校                | 4         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | 0   | A/B  |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総務部                                    | 総務課    |           | 2                   | 0         | B        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 教育部                                    | 生涯学習課  | 勤労者体育センター | 6                   | 0         | A        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 健康福祉部                                  | 保険年金課  | 白岡中学校     | 3                   | 0         | A        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生活経済部                                  | 農政課    |           |                     | 1         | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 議会事務局                                  | 議会事務局  |           | 2                   | 0         | B        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 健康福祉部                                  | 高齢介護課  | 老人福祉センター  | 2                   | 0         | A        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 子育て支援課 |           | 2                   | 0         | B        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 福祉避難所班                                 | 健康福祉部  | 福祉課       | いきいきさぼーと            | 2         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 2        | 0   | B    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           | ありの支館               | 3         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           | 東ありの支館              | 3         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           | 6                   | 0         | A        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | B        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     | 0         | C        |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 救護班                                    | 健康福祉部  | 健康増進課     | はびりしらおか             | 7         | 0        | A   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | B   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |        |           |                     |           | 0        | C   |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 公共施設班<br>(公園、道路、水路等)                   | 都市整備部  | 街づくり課     | 都市整備部               | 14        |          |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 都市整備部  | 道路課       |                     | 16        |          |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 都市整備部  | 建築課       |                     | 9         |          |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 公共施設班<br>(調整池、遊水池、水塔等)                 | 上下水道部  | 経費課       | 上下水道部               | 5         |          |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 上下水道部  | 上水道課      |                     | 14        |          |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 農作物被害調査                                | 生活経済部  | 農政課、農業委員会 | 農政課                 | 4         |          |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 市内巡回パトロール                              | 生活経済部  | 市消防団      | 各消防団小屋              |           |          |     |      |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |

資料-19 防災行政無線各課配置一覧表

1 同報系無線（固定系）

(1) 制御装置

|   |           |
|---|-----------|
|   | 配 置 先     |
| 主 | 安 心 安 全 課 |
| 副 | 白 岡 消 防 署 |

(2) 同報系無線子局配置

| 管理番号 | 型 名    | 製造番号  | 設置場所                   | 名 称    | 送信所からの距離 (Km) | 備考 |
|------|--------|-------|------------------------|--------|---------------|----|
| 0    | RV8242 | 91291 | 千駄野 432 (市役所)          | 市役所    | 0             |    |
| 1    | RV8242 | 91305 | 上野田 1269               | 上野田 1  | 1.4           |    |
| 3    | RV8242 | 91307 | 上野田 965-1              | 上野田 2  | 0.75          |    |
| 4    | RV8242 | 91309 | 上野田 640-1              | 下野田 1  | 1.3           |    |
| 5    | RV8242 | 91311 | 爪田ヶ谷 241-1             | 爪田ヶ谷 2 | 1.9           |    |
| 6    | RV8242 | 91308 | 上野田 477-231            | 上野田 3  | 0.6           |    |
| 7    | RV8242 | 91314 | 上野田 423-1              | 上野田 4  | 0.6           |    |
| 8    | RV8242 | 91313 | 上野田 274-5              | 下野田 3  | 1.05          |    |
| 9    | RV8242 | 91312 | 下野田 716-5              | 下野田 2  | 1.5           |    |
| 10   | RV8242 | 91319 | 爪田ヶ谷 805-1             | 爪田ヶ谷 3 | 2.1           |    |
| 11   | RV8242 | 91320 | 爪田ヶ谷 947-1             | 爪田ヶ谷 4 | 2.7           |    |
| 12   | RV8242 | 91316 | 下野田 941-49 (鷲宮神社)      | 下野田 4  | 1.4           |    |
| 13   | RV8242 | 91318 | 下野田 244-1              | 下野田 5  | 2.2           |    |
| 14   | RV8242 | 91333 | 千駄野 823-2              | 千駄野 1  | 0.8           |    |
| 15   | RV8242 | 91315 | 岡泉 1493                | 岡泉 1   | 1.3           |    |
| 16   | RV8242 | 91317 | 上野田 1711-1             | 上野田 5  | 2.1           |    |
| 17   | RV8242 | 91321 | 太田新井 1602-3 (あけぼの児童遊園) | 太田新井 1 | 2.6           |    |
| 18   | RV8242 | 91322 | 太田新井 1328-1            | 太田新井 2 | 3.15          |    |
| 19   | RV8242 | 91329 | 岡泉 362-2               | 岡泉 4   | 1.4           |    |
| 20   | RV8242 | 91327 | 岡泉 1139-2              | 岡泉 2   | 1.9           |    |
| 21   | RV8242 | 91326 | 太田新井 1178-1 (安楽寺)      | 太田新井 5 | 2.5           |    |
| 22   | RV8242 | 91323 | 太田新井 863-1             | 太田新井 3 | 3.4           |    |
| 23   | RV8242 | 91337 | 太田新井 645-2             | 太田新井 6 | 3.25          |    |
| 25   | RV8242 | 91325 | 太田新井 443-2             | 彦兵衛 1  | 2.9           |    |
| 26   | RV8242 | 91328 | 実ヶ谷 280-1              | 岡泉 3   | 1.75          |    |
| 27   | RV8242 | 91330 | 実ヶ谷 119-1              | 実ヶ谷 1  | 1.9           |    |
| 28   | RV8242 | 91331 | 実ヶ谷 478 (薬師堂)          | 実ヶ谷 2  | 1.6           |    |
| 29   | RV8242 | 91332 | 実ヶ谷 951-1              | 実ヶ谷 3  | 1.5           |    |
| 30   | RV8242 | 91341 | 小久喜 1213-1 (旧庁舎)       | 小久喜 6  | 0.7           |    |
| 32   | RV8242 | 91338 | 千駄野 880 (千駄野保育所)       | 千駄野 2  | 0.6           |    |
| 33   | RV8242 | 91342 | 小久喜 1053-7 (白岡物産館)     | 小久喜 7  | 0.9           |    |
| 34   | RV8242 | 91336 | 小久喜 129-1              | 小久喜 3  | 1.25          |    |
| 35   | RV8242 | 91335 | 小久喜 575 (南小学校)         | 小久喜 2  | 1.25          |    |
| 36   | RV8242 | 91334 | 小久喜 318-36 (埜地団地児童遊園)  | 小久喜 1  | 1.6           |    |
| 37   | RV8242 | 91292 | 高岩 1380-2              | 高岩 1   | 2.5           |    |
| 38   | RV8242 | 91298 | 高岩 1795-8              | 高岩 3   | 1.75          |    |
| 39   | RV8242 | 91304 | 高岩 2211 (高岩浄水場)        | 高岩 4   | 1.15          |    |
| 40   | RV8242 | 91295 | 篠津 2927-2              | 野牛 1   | 2.65          |    |

| 管理番号 | 型名     | 製造番号  | 設置場所                       | 名称     | 送信所からの距離 (Km) | 備考 |
|------|--------|-------|----------------------------|--------|---------------|----|
| 41   | RV8242 | 91300 | 篠津 2693 (馬立集会所)            | 篠津 1   | 1.7           |    |
| 42   | RV8242 | 91301 | 野牛 1541-1                  | 寺塚 1   | 1.8           |    |
| 43   | RV8242 | 91302 | 野牛 73-2                    | 寺塚 2   | 1.2           |    |
| 44   | RV8242 | 91306 | 野牛 420-1                   | 寺塚 3   | 0.9           |    |
| 45   | RV8242 | 91340 | 寺塚 162 (消防署)               | 寺塚 4   | 0.6           |    |
| 46   | RV8242 | 91350 | 白岡 1432-1 (白岡中学校)          | 白岡 6   | 1.1           |    |
| 47   | RV8242 | 91359 | 篠津 54-1                    | 篠津 6   | 2.8           |    |
| 48   | RV8242 | 91358 | 篠津 3076                    | 篠津 5   | 2.6           |    |
| 49   | RV8242 | 91360 | 篠津 944-6 (商工会館)            | 篠津 7   | 3.4           |    |
| 50   | RV8242 | 91357 | 篠津 3078-1                  | 篠津 4   | 2.3           |    |
| 51   | RV8242 | 91356 | 西 9 丁目 4 (モミジ公園)           | 西 5    | 2.3           |    |
| 52   | RV8242 | 91354 | 西 8 丁目 43                  | 篠津 3   | 1.96          |    |
| 53   | RV8242 | 91355 | 西 10 丁目 4 (イチョウ公園)         | 西 4    | 2.4           |    |
| 54   | RV8242 | 91353 | 篠津 1978-1                  | 篠津 2   | 1.7           |    |
| 55   | RV8242 | 91351 | 白岡東 4 (原ヶ井戸北公園)            | 白岡 7   | 1.55          |    |
| 56   | RV8242 | 91352 | 西 6 丁目 3-1 (西小学校)          | 西 3    | 2.05          |    |
| 57   | RV8242 | 91348 | 西 5 丁目 12 (白岡公園)           | 西 2    | 2.25          |    |
| 58   | RV8242 | 91349 | 白岡 920-42 (茶屋児童遊園)         | 白岡 5   | 1.7           |    |
| 59   | RV8242 | 91347 | 白岡 1059-8 (新田集会所)          | 白岡 4   | 1.4           |    |
| 60   | RV8242 | 91346 | 白岡 857-3 (白岡浄水場)           | 白岡 3   | 1.85          |    |
| 61   | RV8242 | 91343 | 白岡 1103-1                  | 白岡 1   | 1.45          |    |
| 62   | RV8242 | 91344 | 白岡 751-1                   | 白岡 2   | 1.8           |    |
| 63   | RV8242 | 91345 | 西 2 丁目 4 (ツツジヶ丘公園)         | 西 1    | 2.2           |    |
| 64   | RV8242 | 91293 | 新白岡 1 丁目 13-4 (北側遊水地)      | 新白岡 1  | 2.6           |    |
| 65   | RV8242 | 91294 | 高岩 710-1 (旧区画整理事務所)        | 高岩 2   | 2.5           |    |
| 66   | RV8242 | 91297 | 新白岡 2 丁目 5-13 (さざんか公園)     | 新白岡 2  | 2.1           |    |
| 67   | RV8242 | 91299 | 新白岡 3 丁目 12-15 (さくら公園)     | 新白岡 3  | 1.7           |    |
| 68   | RV8242 | 91296 | 野牛 1217-2 (中ノ宮公園)          | 野牛 2   | 2.2           |    |
| 69   | RV8242 | 91303 | 新白岡 3 丁目 200-2 (勤労者体育センター) | 新白岡 4  | 1.5           |    |
| 70   | RV8242 | 91361 | 下大崎 1194-1                 | 下大崎 1  | 4.05          |    |
| 71   | RV8242 | 91362 | 下大崎 560-3                  | 下大崎 2  | 4.45          |    |
| 72   | RV8242 | 91363 | 荒井新田 852-1                 | 荒井新田 1 | 4.7           |    |
| 73   | RV8242 | 91364 | 荒井新田 549-1 (大山共選場跡地)       | 荒井新田 2 | 5.1           |    |
| 74   | RV8242 | 91365 | 下大崎 340-2                  | 荒井新田 3 | 5             |    |
| 75   | RV8242 | 91366 | 荒井新田 265-4 (大山小学校)         | 荒井新田 4 | 5.8           |    |
| 76   | RV8242 | 91367 | 柴山 770-24                  | 柴山 1   | 5.62          |    |
| 77   | RV8242 | 91368 | 柴山 710-1                   | 柴山 2   | 5.5           |    |
| 78   | RV8242 | 91369 | 柴山 1021-2 (大山神社)           | 柴山 3   | 6.1           |    |
| 79   | RV8242 | 91370 | 柴山 1339-5                  | 柴山 4   | 6.5           |    |

## 2 白岡市移動系防災行政無線（MCA）無線局一覽

|       |          |          |          |          |          |          |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 呼出名称  | 白岡001    | 白岡002    | 白岡003    | 白岡004    | 白岡005    | 白岡006    | 白岡007    | 白岡008    |
| 設置場所  | 安心安全課    | 安心安全課    | 財政課      | 農政課      | 道路課      | 下水道課     | 安心安全課    | 水道課      |
| 無線機型式 | EF-6195A | EF-6195A | EF-6195A | EF-6195A | EF-6195A | EF-6195A | EF-6195A | EF-6195A |
| 製造番号  | 100025   | 100026   | 100027   | 100028   | 100029   | 136575   | 136576   | 136577   |
| 製造年月  | 2013/8   | 2013/8   | 2013/8   | 2013/8   | 2013/8   | 2013/12  | 2013/12  | 2013/12  |
| 設置タイプ | 据置型      | 車載型      | 車載型      | 車載型      | 車載型      | 車載型      | 車載型      | 車載型      |

|       |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 呼出名称  | 白岡009    | 白岡010    | 白岡011    | 白岡012    | 白岡013    | 白岡014    | 白岡015    | 白岡016    | 白岡017    | 白岡018    |
| 設置場所  | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      |
| 無線機型式 | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A |
| 製造番号  | A053775  | A053776  | A053777  | A053778  | A053779  | A053780  | A053781  | A053782  | A053783  | A053789  |
| 製造年月  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  |
| 設置タイプ | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      |

|       |          |          |          |          |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 呼出名称  | 白岡019    | 白岡020    | 白岡021    | 白岡022    | 白岡023    | 白岡024    |
| 設置場所  | 道路課      | 道路課      | 街づくり課    | 農政課      | 水道課      | 下水道課     |
| 無線機型式 | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A |
| 製造番号  | A053861  | A053862  | A053863  | A053864  | A053865  | A053866  |
| 製造年月  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  |
| 設置タイプ | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      |

|       |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 呼出名称  | 白岡025    | 白岡026    | 白岡027    | 白岡028    | 白岡029    | 白岡030    | 白岡031    | 白岡032    | 白岡033    | 白岡034    |
| 設置場所  | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      |
| 無線機型式 | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A |
| 製造番号  | A053867  | A053868  | A053869  | A053870  | A053871  | A053872  | A053922  | A053923  | A053924  | A053925  |
| 製造年月  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  |
| 設置タイプ | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      |

|       |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 呼出名称  | 白岡035    | 白岡036    | 白岡037    | 白岡038    | 白岡039    | 白岡040    | 白岡041    | 白岡042    | 白岡043    | 白岡044    | 白岡045    |
| 設置場所  | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      | 無線室      |
| 無線機型式 | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A | EK-6175A |
| 製造番号  | A053926  | A053927  | A053928  | A053929  | A053930  | A053931  | A054024  | A054025  | A054026  | A054027  | A054028  |
| 製造年月  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  | 2014/12  |
| 設置タイプ | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      | 携帯型      |

## 市所有携帯電話一覧表

令和5年4月1日現在

| 番号 | 携帯電話番号        | 所管課    | 機種             | 特記         |
|----|---------------|--------|----------------|------------|
| ①  | 090-3339-6999 | 財政課    | FOMA<br>SH-03E | オレンジ<br>防水 |
| ②  | 090-3339-6898 | 財政課    | FOMA<br>SH-03E | オレンジ<br>防水 |
| ③  | 090-3090-7894 | 財政課    | FOMA<br>SH-03E | オレンジ<br>防水 |
| 4  | 090-3090-7889 | 財政課    | FOMA<br>SH-03E | ホワイト<br>防水 |
| 5  | 090-5408-8735 | 財政課    | FOMA<br>SH-03E | ホワイト<br>防水 |
| 6  | 090-3090-7931 | 生涯学習課  | FOMA<br>SH-03E | ホワイト<br>防水 |
| 7  | 090-2424-5835 | 財政課    | FOMA<br>P-07B  | ブラック       |
| 8  | 090-5347-2539 | 上下水道課  | FOMA<br>SH-03E | ホワイト<br>防水 |
| 9  | 090-5416-0180 | 上下水道課  | FOMA<br>SH-03E | ホワイト<br>防水 |
| 10 | 090-7275-3931 | 道路課    | FOMA<br>SH-03E | ホワイト<br>防水 |
| 11 | 090-8870-6888 | 企画政策課  | FOMA<br>P-07B  | ゴールド       |
| 12 | 090-3200-9736 | 財政課    | FOMA<br>P-07B  | ブラック       |
| 13 | 090-5190-1471 | 財政課    | FOMA<br>P-07B  | ゴールド       |
| 14 | 090-3472-0211 | 財政課    | FOMA<br>P-07B  | ホワイト       |
| 15 | 090-2465-5434 | 子ども保育課 | FOMA<br>P-07B  | ピンク        |
| 16 | 090-7183-0415 | 子ども保育課 | FOMA<br>P-07B  | ピンク        |
| 17 | 090-7182-3173 | 子ども保育課 | FOMA<br>P-07B  | ゴールド       |
| 18 | 090-5326-3999 | 安心安全課  |                |            |
| 19 | 090-7182-7644 | 安心安全課  |                |            |
| 20 | 090-5582-9647 | 上下水道課  | FOMA<br>P-01F  | 赤<br>防水    |
| 21 | 090-6930-9091 | 上下水道課  | FOMA<br>P-01J  | 白<br>防水    |

\* 番号に○印は、優先電話

## 資料-21 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書

### 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書

白岡町（以下甲という）と東京電力株式会社（以下乙という）は、大規模災害および設備害等による相当規模の停電が発生した場合における、白岡町防災行政無線（以下「防災無線」という）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （協定の目的）

第1条 大規模災害および設備災害等による相当規模の停電が発生した場合において、乙が独自の広報活動を迅速に行うとともに、必要に応じて甲の防災行政無線での放送により、住民に対し周知を行うことを目的とする。

#### （放送の依頼方法・内容等）

第2条 乙は、前条を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を書面にて依頼するものとする。

- (1) 依頼年月日、時分
- (2) 依頼者の所属及び氏名・連絡先
- (3) 停電の原因（判明している場合）
- (4) 影響する範囲
- (5) 復旧の見通し
- (6) 放送依頼文
- (7) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

#### （情報の収集等）

第3条 甲は、停電の状況についての情報を収集するため、乙に対して情報の提供を求めることができる。

2 乙は前項の求めがある時、または情報を提供する必要がある時は、速やかに連絡することとする。

#### （放送の判断）

第4条 甲は乙より第2条の依頼を受けたときは、防災無線により放送する必要があるか否かについて速やかに判断し、乙へ回答するものとする。

#### （有効期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとして、以後この例による。

#### （疑義の決定等）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成21年4月2日

白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧

| No | 電話番号         | 設置場所           | 施設名             |
|----|--------------|----------------|-----------------|
| 1  | 0480-92-1304 | 白岡市高岩 2211     | 水道課             |
| 2  | 0480-92-4484 | 白岡市岡泉 1325     | 岡泉浄水場           |
| 3  | 0480-90-4611 | 白岡市高岩 2211     | 下水道課            |
| 4  | 0480-92-1690 | 白岡市西 6-10-3    | 西保育所            |
| 5  | 0480-92-1303 | 白岡市千駄野 880     | 千駄野保育所          |
| 6  | 0480-92-7582 | 白岡市高岩 2227-1   | 高岩保育所           |
| 7  | 0480-92-1205 | 白岡市高岩 2177     | 老人福祉センター        |
| 8  | 0480-93-6132 | 白岡市白岡 1172     | 市役所篠津分館         |
| 9  | 0480-92-4760 | 白岡市白岡 857-6    | コミュニティセンター・西児童館 |
| 10 | 0480-92-6000 | 白岡市小久喜 1227-1  | 中央公民館           |
| 11 | 0480-93-2828 | 白岡市新白岡 3-200-2 | 勤労者体育センター       |
| 12 | 0480-92-1538 | 白岡市篠津 2644     | 篠津小学校           |
| 13 | 0480-92-1721 | 白岡市上野田 101-1   | 菁莪小学校           |
| 14 | 0480-97-0627 | 白岡市荒井新田 339    | 大山小学校           |
| 15 | 0480-92-5646 | 白岡市小久喜 524-1   | 南小学校            |
| 16 | 0480-92-4496 | 白岡市西 6-3-1     | 西小学校            |
| 17 | 0480-92-3006 | 白岡市新白岡 2-28-1  | 白岡東小学校          |
| 18 | 0480-92-1551 | 白岡市篠津 2617     | 篠津中学校           |
| 19 | 0480-92-4438 | 白岡市下野田 927     | 菁莪中学校           |
| 20 | 0480-92-1601 | 白岡市千駄野 356-1   | 南中学校            |
| 21 | 0480-93-2771 | 白岡市白岡 1647-1   | 白岡中学校           |

【災害時優先電話】とは

災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため通話を規制する場合があります。

予め災害時優先電話として登録した電話番号から発信する通話については優先的に取り扱われます。



非常時の広報例文

---

【発生直後】

- こちらは防災しらかがです。  
ただいま、大きな地震がありました。  
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。  
声をかけ合って、まず火の後始末をしましょう。
  
  - こちらは防災しらかがです。  
先ほどの地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推測されます。  
白岡市の震度は〇で、地震の規模はマグニチュード〇でした。  
テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意して行動してください。
- 

---

【地震 10 分後】

- こちらは防災しらかがです。  
埼玉県地方（関東地方）の地震はおさまりました。  
今後、余震の発生も予想されます。  
落ち着いて行動してください。  
皆さん、崩れ掛かった塀や物や落ちやすい物には、十分注意してください。  
余震をおそれず、落ち着いて行動してください。
- 

---

【被害の状況】

- こちらは防災しらかがです。  
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。  
亡くなられた方 〇〇人、行方のわからない方 〇〇人  
重傷者 〇〇人 軽傷者 〇〇人  
全壊家屋 〇〇棟 半壊家屋 〇〇棟  
テレビ、ラジオの情報に注意し、デマに惑わされないよう、  
落ち着いて行動してください。
  
  - こちらは防災しらかがです。  
ただいま、〇〇地区で電気、水道の供給を停止しています。  
また、電話も不通となっています。現在復旧作業を実施中です。  
ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないよう、  
落ち着いて行動してください。
  
  - こちらは防災しらかがです。  
現在、市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。  
また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。  
ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないよう、  
落ち着いて行動してください。
-

---

#### 【火災発生状況】

- こちらは防災しらかです。  
現在、〇〇地区で火災が発生しております。  
〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
  
  - こちらは防災しらかです。  
現在、〇〇地区の火災は、（〇〇方面へ）燃え広がっております。  
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇へ（〇〇方面へ）避難してください。
- 

---

#### 【交通情報】

- こちらは防災しらかです。  
現在、JR宇都宮線は、運転をすべて見合わせています。  
JRでは、線路などの点検を行っていますが、  
まだ、運転再開の見通しは立っていません。  
今後の情報に注意してください。
  
  - こちらは防災しらかです。  
現在、市内のすべての道路が、〇〇のため、車両の通行が禁止されています。  
市民の皆さん、ラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。
  
  - こちらは防災しらかです。  
現在、JR宇都宮線は、〇〇～〇〇間で、運転が再開されました。
- 

---

#### 【避難の準備の周知】

- こちらは防災しらかです。  
警戒レベル3。高年齢者等避難を発令します。  
現在、〇〇地区では〇〇のため、危険な状態になりつつあります。  
高齢の方等避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。  
その他の人は避難の準備を始めてください。  
避難所は、〇〇を開設しています。  
避難する際の持ち物は、非常持ち出し品など最小限にとどめましょう。
-

---

#### 【避難の指示誘導】

- こちらは防災しらかがです。  
警戒レベル4。避難指示を発令します。避難を開始してください。  
〇〇地区周辺は、〇〇のため、災害発生のおそれがあります。  
速やかに全員避難を開始してください  
避難先は、〇〇小学校です。  
戸締まりをし、家族そろって、早く避難してください。
  
  - こちらは防災しらかがです。  
警戒レベル5。緊急安全確保を発令します。命を守る最善の行動をとってください。  
〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。  
〇〇地区で堤防から水があふれだしました。  
〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。  
命を守るために最善の行動をとってください。
- 

---

#### 【救護対策の周知】

- こちらは防災しらかがです。  
負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられております。  
けがをされた方は〇〇に行ってください。
  
  - こちらは防災しらかがです。  
負傷者の収容についてお知らせします。  
〇〇付近でけがをされた方は、〇〇（所在地）の〇〇病院に収容されています。
- 

---

#### 【避難収容場所の周知】

- こちらは防災しらかがです  
避難場所のお知らせをします。  
被災者の避難場所は、〇〇と〇〇に開設されています。  
お困りの方は、直接避難場所においでになるか、市役所にご相談ください。
- 

---

#### 【防疫、保健衛生に関する注意】

- こちらは防災しらかがです。  
市民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、  
飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。  
また、熱がでたり、下痢等、からだに異常を感じたときは、  
すぐ医師の手当を受けてください。  
食中症状のときは、医師、または市役所に連絡してください。
-

---

【震度 5 弱以上の際、小学校からの引き取り依頼】

●こちらは、防災しらおかです。

本日の地震により、市内の小学校では児童の安全確保のため、保護者のお迎えをお願いしています。

なお、お迎えのない児童は、学校で待機します。

車でのお迎えは、予期せぬ渋滞を引き起こし、

緊急車両通行の妨げになります。

車の使用は避けてください。

---

## 資料-24 災害時における放送等に関する協定

### 災害時における放送等に関する協定

白岡市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム北関東（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、白岡市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

#### （災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

#### （要請の手続き）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

#### （災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

#### （情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

#### （協力体制の整備）

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

#### （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定す

る。

(その他)

第9条 災害情報等の広報に関する協定書(平成26年3月19日)は廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年12月25日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目34番8  
株式会社ジェイコム北関東  
代表取締役社長 今井 達雄

(株)ジュピターテレコム 関東メディアセンター/(株)レスキューナウ 危機管理情報センター 宛

NO. \_\_\_\_\_

□ML\_KMC\_bousai\_shiraoka@jupiter.jcom.co.jp

メール送信と合わせてFAXも送信ください

FAX : 042-385-3100

送信後、03-5759-6745 へ 受信確認 TEL お願いします

### 災害情報放送要請書

| 要請日時                         |                               |       |         |                   |  |  |
|------------------------------|-------------------------------|-------|---------|-------------------|--|--|
| 201__年                       | 平成__年                         | __月   | __日     | __時__分<br>(24時表記) | <input type="checkbox"/> 第1報<br><input type="checkbox"/> 第1報<br><input type="checkbox"/> 第3報 | <input type="checkbox"/> __報<br><input type="checkbox"/> 最終報 |
| 要請者                          |                               |       |         |                   |  |  |
| 市・町                          |                               | 担当 役職 | 固定電話    | -                 | -  |  |
| 部署名                          | 担当 氏名                         |       | 携帯電話    | -                 | -  |  |
| 要請件名                         |                               |       |         |                   |  |  |
|                              |                               |       |         |                   |  |  |
| 要請の理由                        |                               |       |         |                   |  |  |
|                              |                               |       |         |                   |  |  |
| 放送依頼テロップ原稿                   |                               |       |         |                   |  |  |
|                              |                               |       |         |                   |  |  |
| 放送希望日時                       |                               |       |         |                   |  |  |
| <input type="checkbox"/> 今すぐ | <input type="checkbox"/> 時間指定 |       | __月 __日 | __時__分<br>(24時表記) |  |  |
| 電話での要請時<br>代筆情報              | 代筆者                           |       |         | 受付<br>時間          | 時 分  |  |

\* 最終報の発報は必須でお願いします。

\* メールおよびFAXの要請では間に合わない場合、電話等にて受け付けます。本紙は後で提出お願いします。

ジュピターテレコム 関東メディアセンター TEL-042-301-0222

緊急時専用 メールアドレス : ML\_KMC\_bousai\_shiraoka@jupiter.jcom.co.jp

※ジュピターテレコム使用欄



### 災害に係る情報発信等に関する協定書

白岡市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、白岡市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、白岡市が白岡市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ白岡市の行政機能の低下を軽減させるため、白岡市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組の内容は、次の中から白岡市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、白岡市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、白岡市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 白岡市が、白岡市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 白岡市が、白岡市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 白岡市が、災害発生時の白岡市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 白岡市が、白岡市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて白岡市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 白岡市が、白岡市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 白岡市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、白岡市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。



(費用)

第3条 前条に基づく白岡市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、白岡市から提供を受ける情報について、白岡市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、白岡市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、白岡市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、白岡市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月13日

白岡市：埼玉県白岡市千駄野432  
白岡市  
白岡市長 小島卓

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 宮坂学

第 年 月 日  
年 月 日

埼玉県知事 様

白岡市長

**自衛隊災害派遣要請書**

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区 域
  - (2) 活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

資料-27 自衛隊災害派遣撤収要請書

第 年 月 号  
日

埼玉県知事 様

白岡市長

**自衛隊災害派遣撤収要請書**

当市 地区の避難救助活動のため、 年 月

日付 発第 号をもって自衛隊の出勤を要請しましたが、

避難救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収方要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

## 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

### (目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「**災対法**」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「**災害**」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

### (応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「**知事**」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

### (応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

### 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書

災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関し、春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町（以下「協定市町」という。）との間に、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において大規模な災害が発生し、各市町が独自では、十分に被災者救援等の応急措置ができない場合における、協定市町の相互応援及び避難場所の相互利用について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援等に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡し、情報交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等、並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設、応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) その他被災者救援等の応急措置に必要なもので、特に要請のあった事項

（相互利用する避難場所の範囲）

第4条 協定市町の住民は、災害時において協定市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第5条 避難場所に避難している協定市町の住民に対して、当該避難場所を管理する市町は、すべて同等に救護、救助活動等を行うものとする。

（応援の手続）

第6条 協定市町が、応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 第3条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

（相互利用の手続）

第7条 協定市町が、避難場所利用の応援を受けようとするとき及び、連絡なしで被災者を受け入れたときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援の要請及び受け入れ状況を連絡し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災者の避難予定人員（性別、年齢等を含む。）
- (2) 避難させる場所
- (3) 受け入れた被災者の避難場所及び人員（性別、年齢等を含む。）
- (4) その他相互利用に関し、必要な事項

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費及び相互利用に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する費用及び避難場所に要する費用は、原則として応援を受ける市町の負担とする。

2 応援を受けた市町が、前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合には、応援を行った市町が、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第9条 協定市町は、この協定に基づく相互応援等が円滑に機能するよう、平常時において、防災に関する情報、資料を相互に交換するとともに、防災対策の調査研究及び防災体制の整備に努力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

(従前の協定書の失効の確認)

第11条 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書（平成17年10月1日締結）は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成24年10月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するための本書5通を作成し、協定市町署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

春日部市中央六丁目2番地  
春日部市  
春日部市長 石川良三

蓮田市大字黒浜2799番地1  
蓮田市  
蓮田市長 中野和信

白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島卓

宮代町笠原一丁目4番1号  
宮代町  
宮代町長 庄司博光

杉戸町清地二丁目9番29号

杉戸町  
杉戸町長 古谷松雄

別表（第2条関係）

| 市町名  | 連絡担当課   | 所在地                                | 連絡先  |
|------|---------|------------------------------------|--|
| 春日部市 | 危機管理防災室 | 〒344-8577<br>春日部市<br>中央六丁目2番地      | 電話 048 - 736-1111<br>FAX 048 - 734-0869<br>携帯電話 090 -1501-1001 |
| 蓮田市  | 危機管理課   | 〒349-0193<br>蓮田市<br>大字黒浜 2799 番地 1 | 電話 048 - 768-3111<br>FAX 048 - 765-1700<br>携帯電話 070 -5455-0393 |
| 白岡市  | 安心安全課   | 〒349-0292<br>白岡市<br>千駄野 432 番地     | 電話 0480- 93 -5630<br>FAX 0480- 92 -9096<br>携帯電話 090 -3339-6999 |
| 宮代町  | 町民生活課   | 〒345-8504<br>宮代町<br>笠原一丁目4番1号      | 電話 0480- 34 -1111<br>FAX 0480- 34 -1093<br>携帯電話 080 -6500-6895 |
| 杉戸町  | 住民参加推進課 | 〒345-8502<br>杉戸町<br>清地二丁目9番29号     | 電話 0480- 33 -1111<br>FAX 0480- 33 -4550<br>携帯電話 090 -3404-9784 |



## 災害時における相互応援に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、田園都市づくり協議会を構成する久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町及び杉戸町（以下「協定市町」という。）において、災害が発生し、各市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

### (連絡体制等)

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援等に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡し、情報交換するものとする。

### (応援の内容)

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) その他被災者救援等に必要な事項

### (避難場所の範囲)

第4条 協定市町の住民は、災害時において協定市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

### (被災者への救護等)

第5条 避難場所に避難している協定市町の住民に対して、当該避難場所を管理する市町は、すべて同等に救護、救助活動を行うものとする。

### (応援の手続)

第6条 協定市町が応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話・ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項から第3号までに掲げる資機材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 第3条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

### (相互利用の手続)

第7条 協定市町が、避難場所利用の応援を受けようとするとき及び連絡なしで被災者を受け入れたときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援の要請及び受け入れ状況を連絡し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災者の避難予定人員（性別、年齢等を含む。）
- (2) 避難させる場所
- (3) 受け入れた被災者の避難場所及び人員（性別、年齢等を含む。）
- (4) その他相互利用に関し、必要な事項

(経費の負担)

第 8 条 応援に要する経費及び相互利用に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 第 3 条第 4 号に規定する職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する費用及び避難場所に要する費用は、原則として応援を受ける市町の負担とする。

2 応援を受けた市町が、前項第 2 号の費用を支弁するいとまがない場合には、応援を行った市町が当該費用を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第 9 条 協定市町は、この協定に基づく相互応援等が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うとともに、防災対策の強化に努力するものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書 9 通を作成し、協定市町署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 12 年 1 月 14 日

久喜市大字下早見 85 番地の 3  
久喜市長 田中 暄二

蓮田市大字黒浜 2799 番地 1  
蓮田市長 樋口 暁子

幸手市東 4 丁目 6 番 8 号  
幸手市長 増田 実

宮代町中央 3 丁目 6 番 11 号  
宮代町長 榊原 一雄

白岡町大字千駄野 432 番地  
白岡町長 濱田 福司

菖蒲町大字新堀 38 番地  
菖蒲町長 中山登司男

栗橋町大字間鎌 251 番地 1  
栗橋町長 齊藤 和夫

鷺宮町鷺宮 6 丁目 1 番 1 号  
鷺宮町長 渡邊 正義

杉戸町清地 2 丁目 9 番 29 号  
杉戸町長 小川 伊七

## 災害時における相互応援に関する協定書実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (連絡の窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課は、別表のとおりとする。

### (職員の派遣に要する経費負担)

第3条 協定第8条第1項第1号に規定する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 応援を行った職員が応援業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、応援した市町の負担とする。
- (2) 応援を行った職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた市町が、応援の往復途中において生じたものについては応援した市町が、賠償の責を負うものとする。

### (応援業務等に要する費用負担)

第4条 協定第8条第1項第2号に規定する費用は、次に定めるところにより算出した額について、応援を受けた市町に対し請求できるものとする。

- (1) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (2) 調達物資については、当該物資の購入価格及び輸送費
- (3) 車両及び機械器具については、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (4) 避難場所の提供については、利用に要した費用又は施設等の借上料
- (5) 協定第6条第6号及び協定第7条第4号については、その実施に要した額

### (経費負担の協議)

第5条 協定第8条の規定にかかわらず、応援を受けた市町は被災状況を勘案し、特段の事情があると認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援した市町と協議することができるものとする。

### (情報の交換)

第6条 協定第9条に規定する情報の交換に関し必要な資料は、協定市町の地域防災計画及びその他必要と認める資料とする。

### 附 則

この実施細目は、平成12年1月14日から施行する。

別表（実施細目第2条関係）

連絡担当課

| 市町名 | 課名    | NTT番号                                | 県防災無線番号                   | 携帯電話番号                         |
|-----|-------|--------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 久喜市 | 市民生活課 | TEL 0480-22-1111<br>FAX 0480-22-3319 | 無線 76-4429<br>FAX 76-4420 | —                              |
| 蓮田市 | 庶務課   | TEL 048-768-3111<br>TEL 048-765-1700 | 無線 76-4439<br>FAX 76-4430 | 090-3234-3412                  |
| 幸手市 | 市民生活課 | TEL 0480-43-1111<br>FAX 0480-42-9115 | 無線 76-4249<br>FAX 76-4240 | 090-3479-0030                  |
| 宮代町 | 生活環境課 | TEL 0480-34-1111<br>FAX 0480-34-7820 | 無線 76-4229<br>FAX 76-4220 | 090-3207-1164                  |
| 白岡町 | 総務課   | TEL 0480-92-1111<br>FAX 0480-93-0118 | 無線 76-4449<br>FAX 76-4440 | 090-3339-6999<br>090-3090-7889 |
| 菖蒲町 | 総務課   | TEL 0480-85-1111<br>FAX 0480-85-1806 | 無線 76-4459<br>FAX 76-4450 | 090-3479-3481<br>090-3479-3531 |
| 栗橋町 | 総務課   | TEL 0480-53-1111<br>FAX 0480-52-6027 | 無線 76-4239<br>FAX 76-4230 | 090-3349-1981<br>090-3349-1982 |
| 鷲宮町 | 庶務課   | TEL 0480-58-1111<br>FAX 0480-58-2020 | 無線 76-4469<br>FAX 76-4460 | 090-3205-8836<br>090-3349-1345 |
| 杉戸町 | 総務課   | TEL 0480-33-1111<br>FAX 0480-33-4550 | 無線 76-4259<br>FAX 76-4250 | 090-3404-9784                  |

## 災害時相互応援協定書

白岡市及び君津市（以下「協定市」と総称する。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることに關し、次のとおり協定を締結する。

### （相互に行う応援）

- 第1条 協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に關し応援を実施する。
- 2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）が判断し、過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

### （応援の内容）

- 第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
  - (5) 被災した児童又は生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
  - (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請のあった事項

### （応援の要求の手續）

- 第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援の求め（以下「応援の要求」という。）をするものとする。
- 2 前項の規定による応援の要求の方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして、電話その他の早期に情報の伝達可能な方法により連絡するものとする。
- (1) 災害による被害の状況
  - (2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量等
  - (3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数
  - (4) 応援を受けたい期間
  - (5) 応援の実施に係る場所
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項
- 3 前項の規定によるもののほか、応援の要求に際しては、協定市が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

### （応援の実施等）

- 第4条 応援市は、前条の規定による応援の要求を受けたときは、直ちに可能な範囲内における応援を実施するものとする。
- 2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲における応援（以下「自主応援活動」という。）を実施するものとする。
- 3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しな

ればならない。

(指揮権)

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費(自主応援活動に要する経費を除く。)は、被災市が負担することを原則とする。ただし、応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。

2 自主応援活動に要する経費は、応援市が負担するものとする。

3 応援に要する経費について第1項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、又は提供するものとする。

(訓練の参加)

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第11条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し協定市長それぞれ署名押印の上、保有する。

平成30年 3月13日

白 岡 市

白岡市長 小島 卓

君 津 市

君津市長 鈴木 洋邦

### 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と白岡町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の地域について災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ確かな災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 乙の地域内で重大な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- (2) 乙の災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関する事
- (2) 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関する事
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。  
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上、各1通を所有する。

平成24年5月31日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省  
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地  
白岡町  
白岡町長 小 島 卓



資料-33 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和5年6月現在

| 救助の種類                    | 対象  | 費用の限度額  | 期間  | 備考   |
|--------------------------|---|---|---|--|
| 避難所の設置（ <u>法第4条第1項</u> ） | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者                         | （基本額）<br>避難所設置費<br>1人1日当たり340円以内<br><br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。                                     | 災害発生の日から7日以内  | 1 費用は、避難所の設置・維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上<br>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。） |
| 避難所の設置（ <u>法第4条第2項</u> ） | 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者         | （基本額）<br>避難所設置費<br>1人1日当たり340円以内<br><br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。                                     | 法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間） | 1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上   |
| 応急仮設住宅の供与                | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型応急住宅<br>1 規模<br>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内<br>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 | 災害発生の日から20日以内着工   | 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。<br>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる）<br>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>4 供与期間は2年以内   |
|                          |   | ○賃貸型応急住宅<br>1 規模<br>建設型仮設住宅に準じる<br>2 基本額<br>地域の実情に応じた額  | 災害発生の日から速やかに借上げ、提供  | 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。<br>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。   |
| 炊き出しその他による食品の給与          | 1 避難所に収容された者<br>2 住家に被害を受けて炊事できない者                | 1人1日当たり1,230円以内   | 災害発生の日から7日以内  | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）  |
| 飲料水の供給                   | 現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）              | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から7日以内  | 輸送費、人件費は別途計上   |

| 救助の種類                 | 対象   | 費用の限度額  | 期間   | 備考                                     |        |        |        |               |        |
|-----------------------|--|---|--|--|--------|--------|--------|---------------|--------|
| 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者                  | 1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内   | 災害発生日から 10日以内  | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること      |        |        |        |               |        |
|                       |  | 区分  | 1人世帯   | 2人世帯                                   | 3人世帯   | 4人世帯   | 5人世帯   | 6人以上1人増すごとに加算 |        |
|                       |  | 全壊  | 夏  | 19,200                                 | 24,600 | 36,500 | 43,600 | 55,200        | 8,000  |
|                       |  | 全焼  | 冬  | 31,800                                 | 41,100 | 57,200 | 66,900 | 84,300        | 11,600 |
| 半壊                    | 夏  | 6,300   | 8,400  | 12,600                                 | 15,400 | 19,400 | 2,700  |               |        |
| 半焼                    | 冬  | 10,100  | 13,200   | 18,800                                 | 22,300 | 28,100 | 3,700  |               |        |
| 医療                    | 医療の途を失った者（応急的処置）   | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の実費<br>2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内<br>3 施術者…協定料金の額以内   | 災害発生日から 14日以内  | 患者等の移送費は、別途計上                          |        |        |        |               |        |
| 助産                    | 災害発生日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）                        | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額   | 分べんした日から 7日以内  | 妊婦等の移送費は、別途計上                          |        |        |        |               |        |
| 被災者の救出                | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明の状態にある者   | 当該地域における通常の実費   | 災害発生日から 3日以内   | 輸送費、人件費は、別途計上                          |        |        |        |               |        |
| 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 | 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者  | 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、<br>1世帯当たり 50,000 円以内   | 災害発生日から 10日以内  |  |        |        |        |               |        |
| 日常生活に必要な最小限度の部分の修理    | 1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分<br>1世帯当たり<br>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯<br>706,000 円以内<br>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯<br>343,000 円以内        | 災害発生日から 3ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内） |  |        |        |        |               |        |
| 学用品の供与                | 住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒             | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学生児童 4,800円<br>中学生生徒 5,100円<br>高等学校等生徒 5,600円 | 災害発生日から<br>教科書<br>1ヵ月以内<br>その他学用品<br>15日以内   | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |        |        |        |               |        |
| 埋葬                    | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者   | 1体当たり<br>大人（12歳以上）<br>219,100円以内<br>小人（12歳未満）<br>175,200円以内   | 災害発生日から 10日以内  | 災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。               |        |        |        |               |        |
| 死体の捜索                 | 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者   | 当該地域における通常の実費   | 災害発生日から 10日以内  | 輸送費、人件費は、別途計上                          |        |        |        |               |        |

| 救助の種類               | 対象  | 費用の限度額  | 期間              | 備考  |
|---------------------|---|---|-----------------|---|
| 死体の処理               | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う者  | (洗浄、縫合、消毒等)<br>1体当たり3,500円以内<br>(一時保存)<br>【既存建物借上費】<br>通常の実費<br>【既存建物以外<br>1体当たり5,400円以内<br>(検案)<br>救護班以外は慣行料金                    | 災害発生の日から10日以内   | 1 検案は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は、別途計上<br>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。  |
| 障害物の除去              | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者                                | 1世帯当たり<br>138,300円以内  | 災害発生の日から10日以内   |   |
| 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難に係る支援<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の捜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費   | 救助の実施が認められる期間以内 | 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。<br>・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用<br>・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費 |
| 実費弁償                | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者   | 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別に定める額  |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

**救助の特例等申請様式**

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」(通称赤本)を参照すること。
- (4) 前項の特例は、内閣総理大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式1

第 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

避難所開設期間の延長承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、罹災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

様式2

第 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ( (1) - (2) )  
(1) 設置戸数の総数 戸  
(2) 設置基準戸数 戸 (全壊 (焼)、流失世帯 戸 × 30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊 (焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住

様式3

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式4

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、罹災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切換えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出し所ごとの給与人員
- 4 その他

様式5

第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

白岡市 印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式6

第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

白岡市 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

| 被害別       | 被害数 |    | 季別の変更を要する数 |    | 備考 |
|-----------|-----|----|------------|----|----|
|           | 世帯数 | 人員 | 世帯数        | 人員 |    |
| 全壊（焼）流失   |     |    |            |    |    |
| 半壊（焼）床上浸水 |     |    |            |    |    |
| 計         |     |    |            |    |    |

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式7

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、罹  
災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますの  
で、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額の差額概算
- 5 その他

様式8

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給  
与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長御  
承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他



様式9

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

医療期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であっ  
て、罹災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情  
でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する限度額
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式10

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

助産期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であっ  
て、罹災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から日間では、助産を打切ることが困  
難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式11

第 年 月 日 号

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、  
救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長  
を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式12

第 年 月 日 号

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、  
罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修  
理戸数のみでは、人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にあります  
ので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ( (1) - (2) ) 戸  
(1) 修理戸数の総数 戸  
(2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、罹災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ( (1) - (2) ) 世帯  
(1) 貸与世帯数の総数 世帯  
(2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼)、流失 世帯戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式15

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式16

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式17

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式18

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、搜索期間である 日間では搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式19

第 年 月 日 号

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式20

第 年 月 日 号

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ( (1) - (2) ) 戸  
(1) 除去戸数の総数 戸  
(2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸 × 15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式21

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

### 障害物除去期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく  
除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延  
長を御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式22

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

### 輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要  
がありますので御承認下されたく申請します。

#### 記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式23

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

### 輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式24

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市 印

### 人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

#### 記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇い上げを要する期間
- 4 人夫の雇い上げに要する経費
- 5 人夫の雇い上げを要する具体的理由
- 6 その他



様式25

第 年 月 号  
日

(あて先)  
埼玉県知事

白岡市

印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇い上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

## 資料-35 市内の病院・診療所

## 市内の病院・診療所

| 番号 | 医療機関名                | 所在地                                 | 電話番号    | 診療科目   |
|----|----------------------|-------------------------------------|---------|--|
| 1  | 新井クリニック              | 白岡市小久喜 1190-5(1F)                   | 92-4052 | 内・神内・老内  |
| 2  | 新井レディースクリニック         | 白岡市小久喜 1190-5(2F)                   | 91-0330 | 婦  |
| 3  | 大林内科                 | 白岡市千駄野 656-1                        | 93-8556 | 内・小・消・循・呼・神内・アレ                                |
| 4  | 大村内科                 | 白岡市西 8-5-8                          | 93-0161 | 内・循・内分   |
| 5  | 奥山こどもクリニック           | 白岡市小久喜 805-1                        | 91-1020 | 小・アレ   |
| 6  | 開誠医院                 | 白岡市西 1-7-12                         | 92-7366 | 内・小・外・皮・泌・整                                    |
| 7  | 児玉医院                 | 白岡市小久喜 1101-1                       | 92-8733 | 耳・アレ   |
| 8  | 斎木眼科                 | 白岡市篠津 1936-5 (2F)                   | 93-7511 | 眼  |
| 9  | 山王クリニック              | 白岡市寺塚 123-1                         | 93-0311 | 産婦   |
| 10 | 山王ドームクリニック           | 白岡市寺塚 97-2                          | 91-0311 | 小児科(新生児内科)                                     |
| 11 | 篠津医院                 | 白岡市篠津 1936-5 (1F)                   | 92-1600 | 内・小・循  |
| 12 | 白岡整形外科               | 白岡市小久喜 1067-2                       | 93-5522 | 整・リハ・内・外                                       |
| 13 | 白岡中央総合病院             | 白岡市小久喜 938-12                       | 93-0661 | 内・神内・消内・循内・腎内・小・外・消外・乳外・整・形・美・脳・皮・泌・眼・耳・放・麻・リハ |
| 14 | 白岡内科総合診療所            | 白岡市千駄野 1311-1                       | 93-6588 | 内・アレ・リウ・呼内・消内・皮                                |
| 15 | 白岡ファミリークリニック         | 白岡市小久喜 200-1                        | 90-5590 | 内・皮  |
| 16 | 新白岡駅前内科              | 白岡市新白岡 4-13-3<br>新白岡駅前ホスピタリティパーク 2F | 92-0112 | 内  |
| 17 | 新しらおか病院              | 白岡市上野田 1267-1                       | 90-5550 | 精・内  |
| 18 | 新白岡・あだち眼科            | 白岡市新白岡 7-11-9                       | 53-8501 | 眼  |
| 19 | 杉本医院                 | 白岡市小久喜 1444-7                       | 92-1817 | 内・小  |
| 20 | 高梨内科医院               | 白岡市西 1-3-2                          | 90-5660 | 内・消  |
| 21 | 富田皮膚科                | 白岡市千駄野 1340-3                       | 93-3060 | 皮  |
| 22 | なかむら内科クリニック          | 白岡市新白岡 3-41<br>ルネグランガーデン 1F         | 53-8028 | 内・消  |
| 23 | パーク病院                | 白岡市千駄野 1086-1                       | 91-6200 | 内・眼・呼・アレ・整・消内・リハ                               |
| 24 | 藤野医院                 | 白岡市高岩 990-1                         | 93-3711 | 内・小・麻(ペインクリニック)                                |
| 25 | まきの消火器内科・外科<br>クリニック | 白岡市新白岡 4-6-13<br>ルネ新白岡駅前 1F         | 91-1234 | 外・消内・肛外  |
| 26 | 矢部医院                 | 白岡市上野田 615                          | 92-0015 | 外・内・胃・肛・リハ・小                                   |
| 27 | 山本クリニック              | 白岡市新白岡 2-1<br>ルネグランテラス 1F           | 90-1252 | 内・小・循  |
| 28 | ゆりのき皮膚科形成外科          | 白岡市新白岡 7-15-3                       | 91-7901 | 皮・形・美  |
| 29 | りゅう内科・整形外科医院         | 白岡市白岡 1501<br>イリーデ・カーサ 1F           | 93-2188 | 内・整  |

アレ：アレルギー　神内：神経内科　リハ：リハビリ

資料-36 市内の歯科診療所

市内の歯科診療所

| 番号 | 医療機関名                    | 所在地                                  | 電話番号                        | 診療科目        |
|----|--------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|-------------|
| 1  | 青空歯科クリニック                | 白岡市千駄野 1105                          | 93-2288                     | 歯・小歯        |
| 2  | アリス歯科クリニック               | 白岡市新白岡 1-1-1                         | 91-0144                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 3  | おがわ歯科クリニック               | 白岡市小久喜 1082-2                        | 93-7001                     | 歯・小歯・矯正歯・歯外 |
| 4  | 金子歯科医院                   | 白岡市白岡 1160                           | 92-1500                     | 歯・小歯        |
| 5  | 川島歯科医院                   | <u>白岡市小久喜 999-9</u>                  | 92-1118                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 6  | きのした歯科医院                 | 白岡市西 6-12-4                          | 93-4678                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 7  | くりはら歯科医院                 | 白岡市千駄野 719                           | 93-0390                     | 歯・小歯・矯正歯・歯外 |
| 8  | 小島歯科医院                   | 白岡市小久喜 1167-2                        | 92-0022                     | 歯・小歯        |
| 9  | 新白岡デンタルクリニック             | 白岡市新白岡 4-13-3<br>新白岡駅前ホスピタリティパーク 2F  | 31-7474                     | 歯・小歯・矯正歯・歯外 |
| 10 | 新白岡<br>口腔リハ・歯科クリニック      | 白岡市新白岡 7-14-14<br>新白岡ホープ館 101        | 90-7910                     | 歯           |
| 11 | 高井歯科医院                   | 白岡市高岩 1060                           | 92-1180                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 12 | たけおだ歯科医院                 | 白岡市小久喜 674-3 シティービル (1F)             | 93-8448                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 13 | 田島歯科医院                   | 白岡市小久喜 1139-1                        | 92-7563                     | 歯・小歯        |
| 14 | ななえ・桜沢歯科医院               | 白岡市白岡 1082-6                         | 92-6713                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 15 | のもと歯科クリニック               | 白岡市寺塚 364-2                          | 93-4141                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 16 | はまだ歯科医院                  | 白岡市新白岡 4-15-5                        | 90-4180                     | 歯・小歯・矯正歯・歯外 |
| 17 | ほんざわ歯科クリニック              | 白岡市下大崎 1356-1                        | 90-2090                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 18 | 松永歯科医院                   | 白岡市小久喜 1203-1                        | 92-8885                     | 歯・小歯・歯外     |
| 19 | 松丸・歯科・矯正歯科<br>白岡駅ビルクリニック | 白岡市小久喜 1213-3<br>ビーンズアネックス (2F)      | フリーダイヤル<br>0120-4184-<br>86 | 歯・小歯・矯正歯・歯外 |
| 20 | 宮山歯科医院                   | 白岡市下野田 1373-3                        | 93-1600                     | 歯・小歯・矯正歯    |
| 21 | 本木歯科医院                   | 白岡市小久喜 731-9                         | 92-8740                     | 歯           |
| 22 | 安井歯科医院                   | 白岡市上野田 1161-1                        | 91-0050                     | 歯・小歯・歯外     |
| 23 | 渡辺歯科医院                   | <u>白岡市西 6-5-2</u><br><u>生鮮 TOP 内</u> | 44-8858                     | 歯・小歯・矯正歯    |

### 災害時の医療救護に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と白岡市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

（医師会救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、災害対策本部において、乙の推薦により事前に選出された医師（以下「選出医師」という。）と調整を図ったうえで、乙に対し、医師会救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 前項に規定する乙が推薦する選出医師については、名簿を作成しておくものとする。
- 3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに医師会救護班を編成し、甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（連絡調整）

第3条 選出医師及び白岡市歯科医師会から選出された歯科医師並びに白岡市薬剤師会から選出された薬剤師の相互の調整を行う者として、選出医師の中から災害医療総合調整監を選出するものとする。

- 2 災害医療総合調整監は、災害対策本部と医療救護活動に係る連絡調整を行うものとする。

（医師会救護班の業務）

第4条 医師会救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所等において医療救護活動を行うものとする。

- 2 医師会救護班の業務は、次のとおりとする。
  - （1） 傷病者の傷病の程度の判定
  - （2） 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
  - （3） 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
  - （4） 死亡の確認
  - （5） その他必要な措置

（医師会救護班の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医師会救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第6条 乙が派遣する医師会救護班が使用する医薬品等は、当該医師会救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1） 医師会救護班の編成及び派遣に要する経費
  - （2） 医師会救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - （3） 医師会救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
  - （4） 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月12日

甲 白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 白岡市千駄野656番地1  
白岡市医師会  
会 長 大林 日出雄

### 災害時の歯科医療救護に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と白岡市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合、災害対策本部において、乙の推薦により事前に選出された歯科医師（以下「選出歯科医師」という。）と調整を図ったうえで、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項に規定する乙が推薦する選出歯科医師については、名簿を作成しておくものとする。

3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 歯科医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所等において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- （2） 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- （3） 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- （4） 検視・検案に際しての法歯学上の協力（身元確認）
- （5） 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- （6） その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第4条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1） 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- （2） 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3） 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- （4） 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた

経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月12日

甲 白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 白岡市小久喜1008番地4  
白岡市歯科医師会  
会長 川島 悦雄

### 災害時の医療救護に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と白岡市薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、災害対策本部において、乙の推薦により事前に選出された薬剤師（以下「選出薬剤師」という。）と調整を図ったうえで、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 前項に規定する乙が推薦する選出薬剤師については、名簿を作成しておくものとする。

3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第3条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- （2） 救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理
- （3） その他医療救護活動において必要な業務

（派遣薬剤師の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第5条 救護所等で使用する医薬品等は、原則として甲が確保するものとする。

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1） 薬剤師の派遣に要する経費
- （2） 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- （3） 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（細則）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）



第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月12日

甲 白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 白岡市彦兵衛40番地2  
白岡市薬剤師会  
会 長 渡邊 昇子

資料-40 避難所開設状況報告書

避難所開設状況報告書【第 報】

|         |                                  |      |            |                  |                   |     |
|---------|----------------------------------|------|------------|------------------|-------------------|-----|
| 発信者     |                                  | 受信者  |            | 報告日時             | 月 日 時 分           |     |
| 避難所名    |                                  |      | 電話         |                  |                   |     |
| 開設日時    |                                  |      | 閉鎖日時       |                  |                   |     |
| 月 日 時 分 |                                  |      | 月 日 時 分    |                  |                   |     |
| 班長名     | 氏 名                              | 参集時間 | 施設<br>管理者名 |                  |                   |     |
| 避難所担当職員 | No.                              | 時 分  | 建物安全<br>確認 | 未確認・安全・要注意・危険    |                   |     |
|         | 1                                | 時 分  | 人命救助       | 不要・必要(約 人)・不明    |                   |     |
|         | 2                                | 時 分  | 延焼         | なし・延焼中(約 件)・大火   |                   |     |
|         | 3                                | 時 分  | ライフ<br>ライン | 断水・停電・ガス停止・電話不通  |                   |     |
|         | 4                                | 時 分  | 道路状況       | 通行可・片側通行・通行不可    |                   |     |
|         | 5                                | 時 分  | がけ崩れ       | 未確認・なし・あり・要警戒    |                   |     |
| 避難状況    | 行政区名                             |      | 世帯         | 人数               | 内 訳               | 備 考 |
|         |                                  |      |            |                  | 男 人・女 人<br>要配慮者 人 |     |
|         |                                  |      |            |                  | 男 人・女 人<br>要配慮者 人 |     |
|         |                                  |      |            |                  | 男 人・女 人<br>要配慮者 人 |     |
|         |                                  |      |            |                  | 男 人・女 人<br>要配慮者 人 |     |
|         |                                  |      |            |                  | 男 人・女 人<br>要配慮者 人 |     |
|         | 合計                               |      |            |                  | 男 人・女 人<br>要配慮者 人 |     |
|         | 帰宅困難者数                           |      |            |                  | 男 人・女 人<br>要配慮者 人 |     |
|         | 避難所数増減見込み                        |      |            | 増 加 ・ 減 少 ・ 変化なし |                   |     |
| 報告事項    | (食糧・毛布その他の必要物品等の状況、運営状況、その他報告事項) |      |            |                  |                   |     |

資料-41 避難所運営記録簿

避難所運営記録簿

|                 |         |         |  |
|-----------------|---------|---------|--|
| 年 月 日 ( ) 天気    |         | 記入者     |  |
| 避難者数            | 新規入所者数  | 退所者数    |  |
| 世帯 ( 人)         | 世帯 ( 人) | 世帯 ( 人) |  |
| 避難所運営委員会の会議内容   |         |         |  |
| 連絡事項            |         |         |  |
| 避難所担当職員         |         |         |  |
| 運営チーム           |         |         |  |
| 広報チーム           |         |         |  |
| 食糧・物資チーム        |         |         |  |
| 保健・衛生チーム        |         |         |  |
| 施設管理者           |         |         |  |
| ボランティア          |         |         |  |
| 【会議での検討事項】      |         |         |  |
|                 |         |         |  |
| 【災害対策本部からの伝達事項】 |         |         |  |
|                 |         |         |  |
| 【避難所内の出来事】      |         |         |  |
|                 |         |         |  |

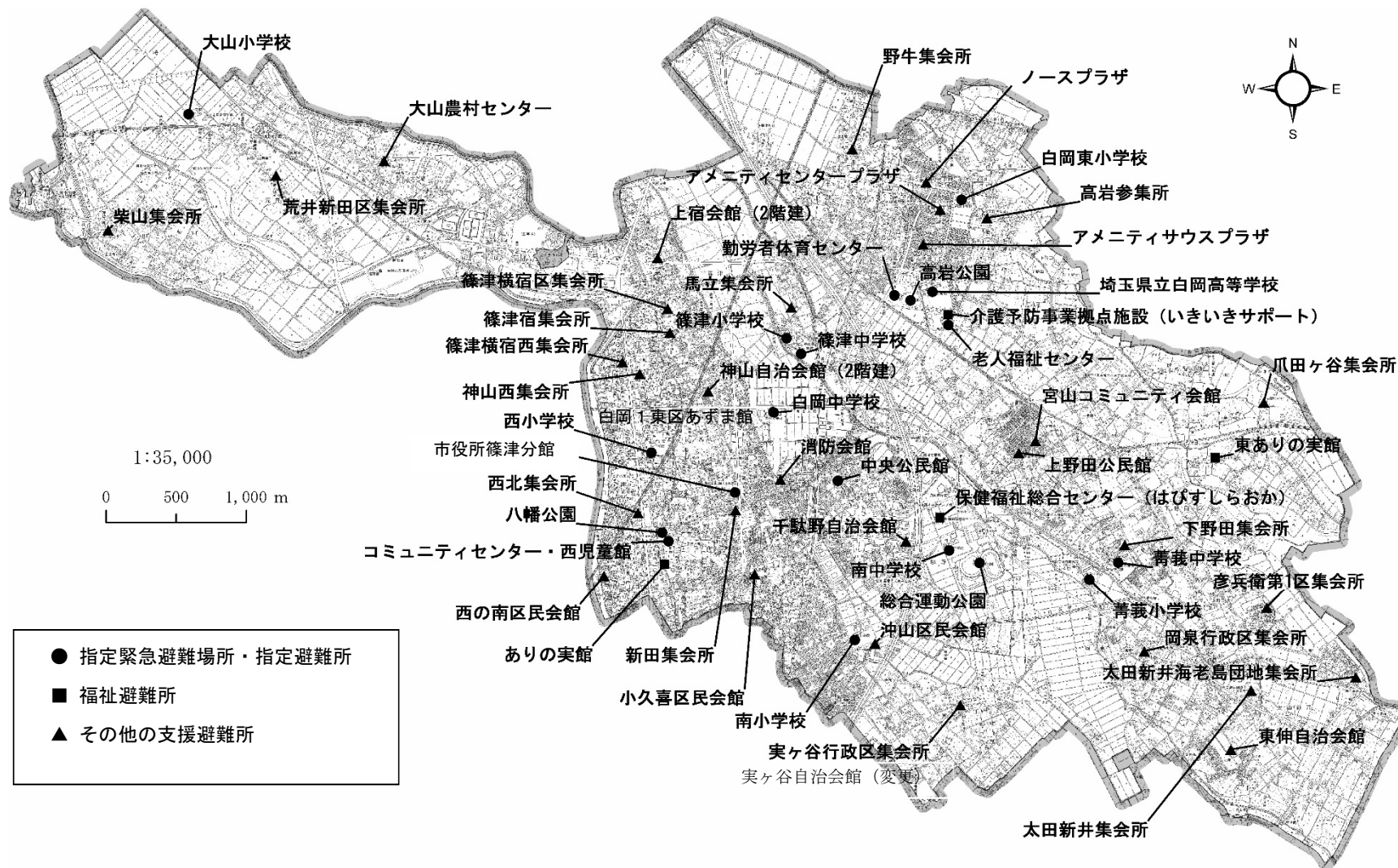
資料-42 避難状況一覧

避難状況一覧

| 避難所名 | 電話 | 責任者 | 開設日時 | 作成者<br>避難状況（地区名・人数等） |     |     |     |
|------|----|-----|------|----------------------|-----|-----|-----|
|      |    |     |      | 時 分                  | 時 分 | 時 分 | 時 分 |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |
|      |    |     |      |                      |     |     |     |

資料-43 白岡市避難所等位置図

資料85



資料-44 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表

○…使用可能 △…洪水時2階以上使用可能

| 番号 | 施設名             | 指定避難所 | 指定緊急避難場所 |    | 面積(m <sup>2</sup> ) |        |        | 避難可能人員(人)      |       |       |
|----|-----------------|-------|----------|----|---------------------|--------|--------|----------------|-------|-------|
|    |                 |       | 地震       | 洪水 | 屋外                  | 建物     | 体育館    | 屋外             | 建物    | 体育館   |
| 1  | 篠津小学校           | ○     | ○        | △  | 15,870              | 963    | 840    | 7,935          | 481   | 420   |
| 2  | 篠津中学校           | ○     | ○        | △  | 21,899              | 756    | 1,249  | 10,949         | 378   | 624   |
| 3  | 菁莪小学校           | ○     | ○        | △  | 21,299              | 693    | 813    | 10,649         | 346   | 406   |
| 4  | 菁莪中学校           | ○     | ○        | ○  | 19,735              | 372    | 1,190  | 9,867          | 186   | 595   |
| 5  | 大山小学校           | ○     | ○        | △  | 8,504               | 362    | 398    | 4,252          | 181   | 199   |
| 6  | 南小学校            | ○     | ○        | △  | 12,746              | 1,320  | 1,138  | 6,373          | 660   | 569   |
| 7  | 南中学校            | ○     | ○        | △  | 15,266              | 792    | 1,157  | 7,633          | 396   | 578   |
| 8  | 西小学校            | ○     | ○        | △  | 10,080              | 1,116  | 1,138  | 5,040          | 558   | 569   |
| 9  | 中央公民館           | ○     | ○        | △  | 1,563               | 1,079  | —      | 781            | 539   | —     |
| 10 | 市役所篠津分館         | ○     | ○        | ○  | 1,585               | 586    | —      | 792            | 293   | —     |
| 11 | 老人福祉センター        | ○     | ○        |    | 4,205               | 466    | —      | 2,102          | 233   | —     |
| 12 | コミュニティセンター・西児童館 | ○     | ○        | ○  | 4,509               | 564    | —      | 2,254          | 282   | —     |
| 13 | 八幡公園            |       | ○        | ○  | <u>7,121</u>        | —      | —      | <u>3,560</u>   | —     | —     |
| 14 | 高岩公園            |       | ○        |    | <u>23,249</u>       | —      | —      | <u>11,624</u>  | —     | —     |
| 15 | 勤労者体育センター       | ○     | ○        |    | 8,911               | 1,001  | —      | 4,455          | 500   | —     |
| 16 | 白岡中学校           | ○     | ○        | △  | 13,800              | 792    | 1,274  | 6,900          | 396   | 637   |
| 17 | 白岡東小学校          | ○     | ○        | ○  | 13,558              | 945    | 1,152  | 6,779          | 472   | 576   |
| 18 | 総合運動公園          |       | ○        |    | 126,959             | —      | —      | 63,479         | —     | —     |
| 19 | 県立白岡高等学校        | ○     | ○        | △  | 16,258              | —      | 1,265  | 8,129          | —     | 632   |
|    | 合計              | 16    | 19       | 15 | <u>347,117</u>      | 11,807 | 11,614 | <u>173,553</u> | 5,901 | 5,805 |

※ 屋内の建物の面積は、建物の延床面積のうち避難所の用に供することができる部分の面積。

※ 避難可能人員は、1人当たり面積2㎡で積算。

資料-45 白岡市緊急輸送道路一覽表

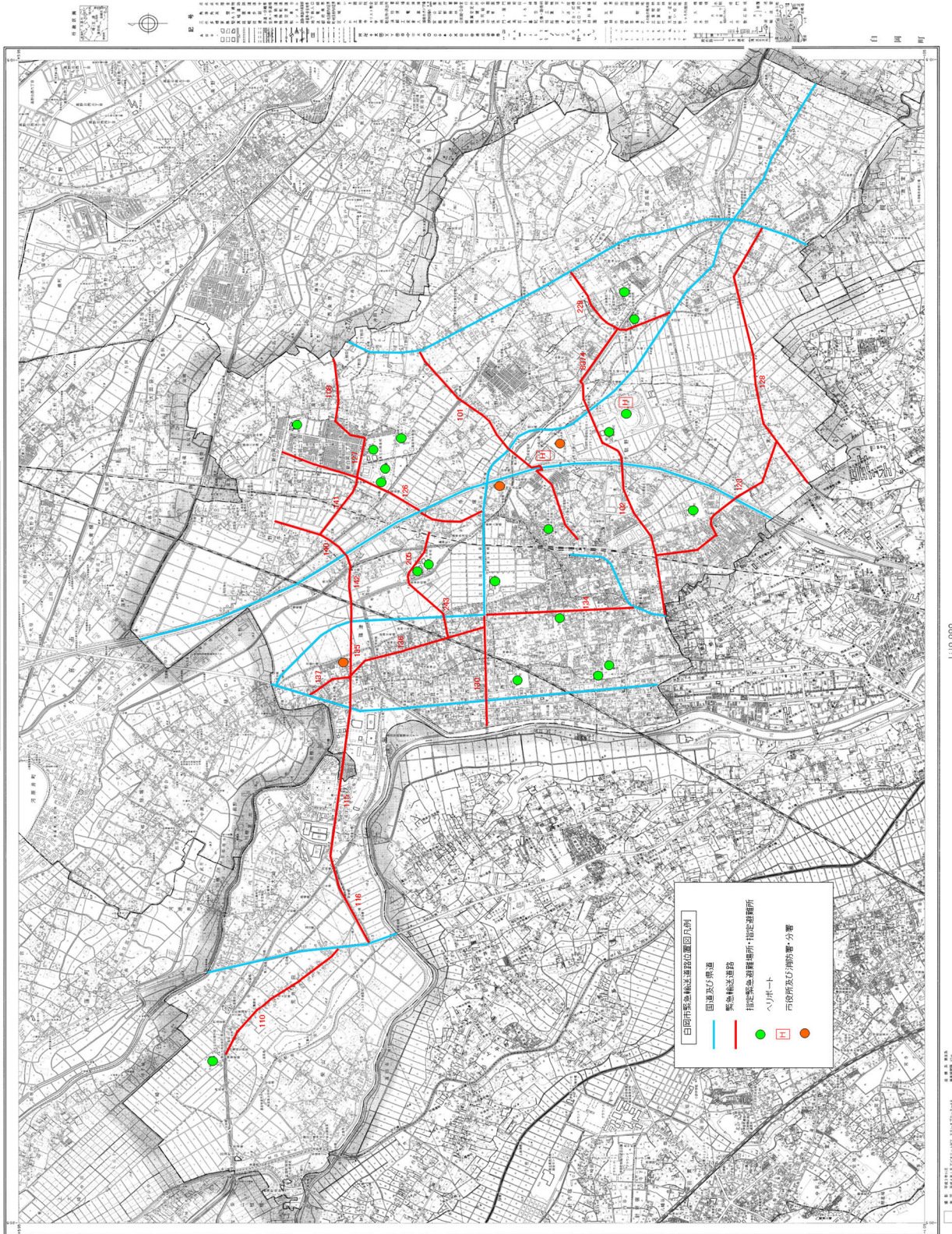
白岡市緊急輸送道路一覽表

| No | 路 線 名        |
|----|--------------|
| 1  | 1 級市道 101 号線 |
| 2  | " 102 号線     |
| 3  | " 108 号線     |
| 4  | " 110 号線     |
| 5  | " 115 号線     |
| 6  | " 116 号線     |
| 7  | " 123 号線     |
| 8  | " 126 号線     |
| 9  | " 127 号線     |
| 10 | " 128 号線     |
| 11 | " 130 号線     |
| 12 | " 134 号線     |
| 13 | " 135 号線     |
| 14 | " 136 号線     |
| 15 | " 137 号線     |
| 16 | " 140 号線     |
| 17 | " 141 号線     |
| 18 | " 142 号線     |
| 19 | 2 級市道 205 号線 |
| 20 | " 229 号線     |
| 21 | " 243 号線     |
| 22 | 市道 8374 号線   |



資料-46 白岡市緊急輸送道路位置図

白岡市緊急輸送道路位置図





## 災害時における応急対策活動に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合宮代支部（以下「乙」という。）とは、白岡市内に災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対策活動に関わる業務（以下「応急業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙の甲に対する応急業務の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 災害時等において甲が乙に要請できる応急業務は、次のとおりとする。

- （1）市が所有及び管理する施設で、被災した建物等からの救助活動に関すること。
- （2）市が所有及び管理する施設の応急的な修復に関すること。
- （3）その他、甲が必要と認める応急業務への協力に関すること。

### （協力の要請）

第3条 甲が災害対策本部を設置し、応急業務を行う必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項による要請を受けたときは、甲に対して協力するものとする。
- 3 甲は、乙の組合員以外の建設業者に対しても必要と認めた場合は、協力を要請することができるものとする。
- 4 協力の要請は、応急対策活動要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、事後要請書を提出するものとする。

### （協力体制の確保）

第4条 乙は甲からの協力要請に対応できるよう、あらかじめ乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制を整備しておくものとする。

### （応急対策活動の方法）

第5条 第3条の規定により応急対策活動を行う乙の組合員は、現地に派遣された甲の職員の指示に従うものとする。

- 2 応急対策活動が必要とされた現地に甲の職員が派遣されないときは、活動を行う乙の組合員の安全が確保されていることを確認のうえ、人命救助活動を行うものとする。

### （活動の報告）

第6条 乙は、第1条及び第2条の規定に基づいて応急対策活動を行った場合は、応急対策活動報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を速やかに甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、事後報告書を提出するものとする。

### （費用負担）

第7条 甲の要請を受けて行った乙の応急対策活動に係わる費用は、甲が負担する。ただし、費用の支払い時期については、甲の被災状況から甲の判断により適当な時期に支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、「埼玉県積算基準」等により積算し、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

### （損害補償）

第8条 応急対策活動に従事した乙の組合員が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償

保険法」を適用するものとする。

2 乙の組合員が所有する車両、工具、資機材を甲又は甲に協力する団体、組織等の使用により損害が生じた場合あるいは紛失、盗難により被害が生じた場合は、甲がその損害を補償するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年11月4日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地  
白岡市

白岡市長 小島 卓

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀2244-3  
埼玉土建一般労働組合 宮代支部

支部長 鈴木 重夫

様式1号（第3条第4項関係）

## 応急対策活動要請書

年 月 日

埼玉土建一般労働組合  
宮代支部長 様

要請責任者

印

応急対策活動に関する協定第3条第4項の規定により、次のとおり協力を要請します。

|        |  |
|--------|--|
| 要請する内容 |  |
| 要請の期間  |  |
| 連絡事項   |  |

様式 2 号（第 6 条関係）

## 応急対策活動報告書

年 月 日

白岡市長 あて

埼玉土建一般労働組合 宮代支部長

応急対策活動に関する協定第 6 条の規定により、実施した応急対策活動を以下のとおり報告します。

| 実施した活動の内容 | 活動に要した費用 |
|-----------|----------|
|           |          |

【連絡事項】

|  |
|--|
|  |
|--|

## 白岡市公用車一覧表

令和3年3月31日現在

| No. | 登録番号          | 車種                    | 所管課 | 備考<br>ドラ:ドライブレコーダー<br>スタ:スタッドレス<br>チェ:チェーン |
|-----|---------------|-----------------------|-----|--|
| 1   | 大宮 302 ち 7490 | 普通乗用<br>トヨタ カムリ (HV)  | 財政課 | 市長車・ドラ・ナビ・スタ・ET                            |
| 2   | 大宮 503 に 1483 | 小型乗用<br>トヨタ パッソ       | 財政課 | ドラ・チェ (リース)                                |
| 3   | 大宮 503 て 7554 | 小型乗用<br>トヨタ ノア        | 財政課 | 送迎・ドラ・スタ (リース)                             |
| 4   | 大宮 500 ゆ 2200 | 小型乗用<br>トヨタ ノア        | 財政課 |  |
| 5   | 大宮 503 て 7555 | 小型乗用<br>トヨタ ノア        | 財政課 | 送迎・ナビ・ET・ドラ・スタ (リース)                       |
| 6   | 大宮 502 に 1527 | 小型乗用<br>トヨタ ノア        | 財政課 | ET   |
| 7   | 大宮 400 ひ 2158 | 小型貨物<br>トヨタ プロボックス    | 財政課 | ドラ・チェ (リース)                                |
| 8   | 大宮 400 ひ 2159 | 小型貨物<br>トヨタ プロボックス    | 財政課 | ドラ・チェ (リース)                                |
| 9   | 大宮 581 た 4881 | 軽乗用<br>ダイハツ ミライース     | 財政課 | ドラ・チェ (リース)                                |
| 10  | 大宮 581 た 4882 | 軽乗用<br>ダイハツ ミライース     | 財政課 | ドラ・チェ (リース)                                |
| 11  | 大宮 580 や 4983 | 軽乗用<br>ダイハツ ムーヴ       | 財政課 | チェ (リース)                                   |
| 12  | 大宮 580 や 4984 | 軽乗用<br>ダイハツ ムーヴ       | 財政課 | チェ (リース)                                   |
| 13  | 大宮 581 せ 1013 | 軽乗用<br>ダイハツ ムーヴ       | 財政課 | ドラ・チェ (リース)                                |
| 14  | 大宮 480 た 1553 | 軽貨物<br>ダイハツ ハイゼットダンプ  | 財政課 | トラック ドラ・チェ (リース)                           |
| 15  | 大宮 503 て 2847 | 小型乗用<br>トヨタ ノア (HV)   | 財政課 | 議長・送迎・市名なし・ナビ・ET・ドラ・スタ (リース)               |
| 16  | 大宮 400 は 4265 | 小型貨物<br>トヨタ タウンエース    | 財政課 | チェ   |
| 17  | 大宮 400 に 8240 | 小型貨物<br>トヨタ プロボックス    | 財政課 | チェ   |
| 18  | 大宮 400 に 8239 | 小型貨物<br>トヨタ プロボックス    | 財政課 | チェ   |
| 19  | 大宮 480 た 1551 | 軽貨物<br>ダイハツ ハイゼットカーゴ  | 財政課 | ドラ (リース) チェ                                |
| 20  | 大宮 480 た 1552 | 軽貨物<br>ダイハツ ハイゼットカーゴ  | 財政課 | ドラ (リース) チェ                                |
| 21  | 大宮 581 す 3903 | 軽乗用<br>ダイハツ キャストアクティバ | 財政課 | 防災・スピーカー付・ドラ・スタ (リース)                      |

| No. | 登録番号          | 車種                    | 所管課           | 備考<br>ドラ:ドライブレコーダー<br>スタ:スタッドレス<br>チェ:チェーン |
|-----|---------------|-----------------------|---------------|--|
| 22  | 大宮 503 に 1482 | 小型乗用<br>トヨタ パッソ       | 財政課           | ナビ・ET・ドラ・スタ<br>(リース)                       |
| 23  | 大宮 400 た 6309 | 小型貨物<br>トヨタ ライトエース    | 財政課           | トラック                                       |
| 24  | 大宮 580 て 3477 | 軽乗用<br>ダイハツ ミラ        | 財政課           |  |
| 25  | 大宮 501 せ 8675 | 小型乗用<br>ホンダ シビック (HV) | 財政課           | スタ・ET                                      |
| 26  | 大宮 50 ほ 5503  | 軽乗用<br>スズキ アルト        | 財政課           | 市名表示なし                                     |
| 27  | 大宮 581 い 7777 | 軽乗用<br>三菱 ek ワゴン      | 安心安全課         | 久喜遊戯組合寄贈                                   |
| 28  | 大宮 480 ち 179  | 軽貨物<br>ダイハツ ハイゼットトラック | 学び支援課         | ドラ・チェ (リース) ト<br>ラック                       |
| 29  | 大宮 480 さ 9070 | 軽貨物<br>ダイハツ 多目的ダンプ    | 環境課           | トラック                                       |
| 30  | 大宮 400 は 4266 | 小型貨物<br>トヨタ キャブオーバ    | 街づくり課<br>(公園) | <u>ドラ・スタ (リース)</u>                         |
| 31  | 大宮 581 せ 1014 | 軽乗用<br>ダイハツ ムーヴ       | 財政課           | ドラ・チェ (リース)                                |
| 32  | 大宮 581 せ 1015 | 軽乗用<br>ダイハツ ムーヴ       | 財政課           | ドラ・スタ (リース)                                |
| 33  | 大宮 480 ち 181  | 軽貨物<br>ハイゼットカーゴ       | 道路課           | ドラ・チェ (リース)                                |
| 34  | 大宮 480 ち 180  | 軽貨物<br>ハイゼットカーゴ       | 道路課           | ドラ・チェ (リース)                                |
| 35  | 大宮 400 の 9889 | 小型貨物<br>トヨタ レジアスエース   | 道路課           | スタ   |
| 36  | 大宮 800 そ 2796 | 普通特殊<br>清掃車 (バキューム)   | 道路課           | ドラ (リース)                                   |
| 37  | 大宮 400 ひ 2162 | 普通特殊<br>2t ダンプ        | 道路課           | ドラ (リース)                                   |
| 38  | 大宮 400 ひ 2163 | 普通特殊<br>3t ダンプ        | 道路課           | ドラ (リース)                                   |
| 39  | 白岡町い 191      | 大型特殊<br>コマツ ショベルローダ   | 道路課           | WA50                                       |
| 40  |               | コマツ ミニバックハウ           | 道路課           | PC20MR                                     |
| 41  |               | アグリップ (草刈機)           | 道路課           |  |
| 42  | 大宮 581 た 4883 | 軽乗用<br>ダイハツ ミライース     | 高齢介護課         | ドラ   |
| 43  | 大宮 581 た 4884 | 軽乗用<br>ダイハツ ミライース     | 高齢介護課         | ドラ・スタ (リース)                                |
| 44  | 大宮 581 た 4885 | 軽乗用<br>ダイハツ ミライース     | 高齢介護課         | ドラ・スタ (リース)                                |
| 45  | 大宮 400 の 3081 | 小型貨物<br>トヨタ タウンエース    | 農政課           |  |

| No. | 登録番号          | 車種                         | 所管課    | 備考<br>ドラ:ドライブレコーダー<br>スタ:スタッドレス<br>チェ:チェーン |
|-----|---------------|----------------------------|--------|--|
| 46  | 大宮 580 め 7906 | 軽乗用<br>三菱 トッポ              | 子育て支援課 |  |
| 47  | 大宮 581 め 8291 | 軽乗用 (西保育所)<br>ダイハツ ミライース   | こども保育課 | 担当課所管                                      |
| 48  | 大宮 581 め 8290 | 軽乗用 (千駄野保育所)<br>ダイハツ ミライース | こども保育課 | 担当課所管                                      |
| 49  | 大宮 581 め 8289 | 軽乗用 (高岩保育所)<br>ダイハツ ミライース  | こども保育課 | 担当課所管                                      |
| 50  | 大宮 400 た 7803 | 小型貨物<br>トヨタ プロボックス         | 財政課    | 赤十字寄贈                                      |
| 51  | 大宮 800 す 7185 | 普通特殊<br>トヨタ リフトカー          | 福祉課    | ハイエースウエルキャブ                                |
| 52  | 大宮 800 す 7184 | 普通特殊<br>トヨタ リフトカー          | 福祉課    | ハイエースウエルキャブ                                |
| 53  | 大宮 800 す 7192 | 普通特殊<br>トヨタ リフトカー          | 福祉課    | 担当課所管                                      |
| 54  | 大宮 503 さ 9066 | 小型乗用<br>ニッサン セレナ (HV)      | 福祉課    |  |
| 55  | 大宮 502 ひ 1238 | 小型乗用<br>トヨタ パッソ            | 保健センター |  |
| 56  | 大宮 581 ち 9385 | 軽乗用<br>ダイハツ ミライース          | 保健センター | ドラ・チェ (リース)                                |
| 57  | 大宮 50 に 8590  | 軽乗用<br>スズキ ワゴンR            | 教育指導課  |  |
| 58  | 大宮 501 な 1941 | 小型乗用<br>トヨタ プロボックス         | 学び支援課  |  |
| 59  | 大宮 400 は 8190 | 小型貨物<br>ニッサン バネット          | 福祉課    |  |
| 60  | 大宮 480 た 9137 | 軽貨物<br>ダイハツ ハイゼットカーゴ       | 経営課    | 担当課所管                                      |
| 61  | 大宮 501 な 5329 | 小型乗用<br>トヨタ プロボックス         | 経営課    | 担当課所管                                      |
| 62  | 大宮 580 む 4205 | 軽乗用<br>ダイハツ ムーヴ            | 経営課    | 担当課所管                                      |
| 63  | 大宮 46 せ 3399  | 小型貨物<br>トヨタ ダイナ            | 経営課    | 担当課所管                                      |
| 64  | 大宮 800 す 5151 | 普通特殊<br>トヨタ ライトエース         | 経営課    | 担当課所管                                      |
| 65  | 大宮 400 は 7912 | 小型貨物<br>ニッサン バネット          | 経営課    | 担当課所管                                      |
| 66  | 大宮 580 の 7603 | 軽乗用<br>ホンダ ライフ             | 経営課    | 担当課所管                                      |

**災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書**

白岡町（以下「甲」という。）と（社）埼玉県トラック協会久喜支部（以下「乙」という。）は、地震・風水害及びその他の災害発生時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）における輸送業務の提供について、次の条項のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、災害時に被災者及び救援物資の輸送業務の提供を受けようとするときは、乙に対し協力を要請することができる。
- 2 甲は、前項の要請をするときは、災害の状況・場所・活動内容・希望人員・機材等について、通知するものとする。

（協力の実施）

- 第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

（経費の負担）

- 第3条 甲は、乙から協力をを受けたときは、その経費を負担するものとする。

（供給価格）

- 第4条 供給価格は、災害時直前における価格を基準として、供給時に甲乙協議のうえ定める。

（要請の手続）

- 第5条 災害時、乙に対する協力の要請その他必要な手続きは、白岡町災害対策本部において処理する。

（保有数量の報告）

- 第6条 甲の要請により、災害現場に出動した乙の会員（以下「会員」という。）は、甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い応急措置活動に従事するものとする。
- 2 災害現場に、職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い応急措置活動を実施するものとする。
- この場合において会員は、応急措置活動の終了後活動内容の概要を甲に報告するものとする。

（公務災害補償）

- 第7条 甲の要請により出動した会員に事故が発生した場合、労働者災害補償保険法（昭和22年4月法律第50号）の適用を受けない会員については、埼玉县市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年埼玉县市町村消防災害補償組合条例第1号）を適用し、補償する。

（報告の要請）

- 第8条 甲は、応急措置活動に出動できる人員、機材等の状況について、本協定締結後必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

（有効期間及び更新）

- 第9条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとして、以後この例による。



(協議)

第10条 本協定の定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成17年8月1日

甲 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野 432  
白岡町  
白岡町長 濱 田 福 司

乙 埼玉県北葛飾郡栗橋町大字高柳 2181  
(社)埼玉県トラック協会久喜支部  
支部長 遠 藤 勝 三

連絡先 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎 1480  
有限会社 金本運輸  
代表取締役 本 澤 正 吉

### 災害時等におけるバス利用に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）とダイヤモンド観光バス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙所有のバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 は、白岡市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、被災者等をバスにより安全かつ迅速に緊急輸送すること、又は一時的な避難施設としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、被災者等の安全を確保することを目的とする。

#### （協力要請）

第2条 害時等において、被災者等の緊急輸送又は一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。

2 前項の被災者等の緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- （1）被災者等（滞留者を含む。）の輸送、保護活動
- （2）災害救助活動に必要な物品及び人員等の輸送活動
- （3）災害応急活動に必要な人員等の輸送活動

3 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### （協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、当該要請に基づく活動を行うものとする。

#### （活動報告）

第4条 乙は、前条の活動を完了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 第3条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な額を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

#### （経費の請求等）

第6条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

#### （連絡調整）

第7条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

#### （準用）

第8条 この協定は、白岡市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年10月11日

甲 白岡市千駄野432  
白岡市

白岡市長 小島 卓

乙 白岡市荒井新田451-1  
ダイヤモンド観光バス株式会社

代表取締役 齋藤 保

## 緊急通行車両の確認に関する事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「令」という。）第33条第1項に基づく緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。以下同じ。）の確認の実施に関して必要な事項を定める。

### 第2 用語の定義

この要領において、指定行政機関等とは、指定行政機関（別表の1に掲げる機関）の長、指定地方行政機関（別表の2に掲げる機関）の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関（別表の3に掲げる公共機関）、指定地方公共機関（別表の4に掲げる公共機関）及び県政記者クラブ加盟報道機関で当該報道機関と知事又は公安委員会との間で、災害時等における報道要請に関する協定を締結した報道機関（別表の5に掲げる報道機関。以下「指定地方公共機関に準じた機関」という。）をいう。

一部改正〔平成8年例規第57号〕

### 第3 事前届出の審査の実施

警察署長は、届出に基づき、緊急通行車両の需要数を事前に把握するとともに、災害発生時の確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものかどうかの審査を実施するものとする。

### 第4 緊急通行車両の事前届出の申請の受理及び審査

#### 1 事前届出の申請の受理

警察署長は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有するもの（代行者を含む。）から、前記第3の審査を受ける旨の申請（以下「事前届出の申請」という。）があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 申請に係る車両の使用の本拠の位置が当該警察署の管轄区域内にあることを確認すること。
- (2) 申請者には、緊急通行車両事前届出書（様式第1号）2通及び次の添付書類を提出させること。

ア 指定行政機関等が保有し又は他の関係機関・団体等から調達する車両にあっては、自動車検査証の写し（指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両については、調達先を欄外に明記した自動車検査証の写し）ただし、指定地方公共機関に指定されている報道機関又は指定地方公共機関に準じた機関（以下「指定報道機関」という。）が災害発生時に緊急取材用に使用する車両で、タクシー等車両を事前に特定することが困難なもの（タクシー等）については、使用契約をした道路運送事業者等を疎明する書類

イ その他の車両にあっては、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）

- (3) 申請者が指定報道機関であるときは、緊急通行車両事前届出書の車両の使用者欄に契約をした道路運送事業者（社）の住所、氏（社）名を、業務の内容欄中その他の括弧内に報道とそれぞれ記載させること。
- (4) 警察署長は、事前届出の申請を受理したときは、備付けの緊急通行車両事前届出受理簿（届出書済証交付簿）（様式第2号。以下「交付簿」という。）に所定の事項を記載すること。

#### 2 審査

警察署長は、事前届出の申請を受理したときは、次について審査するものとする。

- (1) 当該車両が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に掲げる災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、かつ、輸送人員又は輸送品名、使用者等が適正であること。
- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

であること。

### 3 届出済証の交付等

#### (1) 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両として使用されるものであると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証（様式第3号。以下「届出済証」という。）を申請者に交付するとともに、交付簿に交付年月日を記載すること。

#### (2) 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から、交付内容に変更を生じ、又は届出済証を忘失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとする。この場合、申請者に変更事項又は再交付の理由を記載した届出書を提出させ、届出書の欄外及び交付簿の備考欄に「再」と朱書きするものとする。

なお、自動車登録番号及び使用者の住所、氏名に変更があった場合は、新規の申請として取扱うこと。

#### (3) 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用される計画がなくなり、又は廃車になったときは、速やかに届出済証を返納させるものとする。

## 第5 確認等

### 1 確認

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定による交通規制が実施されたときは、令第33条第1項の規定による確認を次により実施するものとする。

#### (1) 確認申請

申請者には、緊急通行車両確認申請書（様式第4号。以下「申請書」という。）を提出させること。

#### (2) 受理先

警察署及び災害対策のために設置した検問所において受理すること。

#### (3) 審査

前記第4の2の規定は、確認の際の審査について準用する。

### 2 届出済証の交付を受けている車両の確認

前記1の規定にかかわらず、届出済証の交付を受けている車両は、次により取り扱うものとする。

#### (1) 確認申請

申請書の提出は省略させ、すでに交付されている届出済証のみを提出させること。

#### (2) 確認

届出済証の交付を受けている車両の確認は、他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略すること。

### 3 標章、証明書の交付及び再交付

#### (1) 標章及び証明書の交付

緊急通行車両として確認したときは、緊急通行車両確認申請受理簿（様式第5号）に所定の事項を記載し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「規則」という。）別記様式第3の標章（以下「標章」という。）及び規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）を申請者に交付するものとする。この場合、証明書の番号欄には、発行場所ごとに発行場所名を冠した一連番号を次の例のように付すること。

例 警察署の場合 第 大宮123号

検問所の場合 第 大宮桜木123号

#### (2) 標章及び証明書の再交付

前記第4の3(2)の規定は、標章及び証明書の再交付について準用する。

一部改正〔平成8年例規第57号〕

## 第6 留意事項

- 1 確認事務は、迅速かつ適切に処理する必要があることから、休日、夜間等で係が不在であっても遅滞なく事務が行われるよう当直勤務員への引継ぎ等を徹底すること。
- 2 届出済証、標章及び証明書の交付に当たっては、申請者に対し、標章については、前部ダッシュボード等外部から見やすい位置に掲出することについて、届出済証及び証明書については、当該車両の自動車検査証との一体的保管について、それぞれ指導すること。
- 3 標章及び証明書を交付するに当たっては、災害応急対策等の進捗状況に応じ、おおむね次に掲げる区分にしたがって順次交付すること。
  - (1) 最優先車両
    - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資を輸送する車両
    - イ 消防・水利活動等災害の拡大防止のための人員及び物資を輸送する車両
    - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員、物資等を輸送する車両
    - エ 医療機関へ搬送する負傷者等を輸送する車両
    - オ 緊急輸送車両に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資を輸送する車両
  - (2) 優先車両
    - ア 食糧、水等生命の維持に必要な物資を輸送する車両
    - イ 傷病者及び被災者を被災地以外へ輸送する車両
    - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資を輸送する車両
    - エ 災害復旧に必要な人員及び物資を輸送する車両
    - オ 生活必需品を輸送する車両
- 4 災害時における報道関連車両は次により取り扱うこと。
  - (1) 指定報道機関に標章及び証明書を交付するときは、実際に使用している車両の登録(車両)番号を標章及び緊急通行車両確認証明書に記載すること。
  - (2) 指定報道機関が、災害が発生した場合において、正当な理由によりやむを得ず事前届出がなされていない車両を緊急通行車両として使用するときは、腕章、身分証明書の携帯や社旗の届出等により、外見上も緊急通行車両と認められる車両に限り、交通検問所等において、速やかに緊急通行車両としての確認手続きを行い、暫定的に標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うこと。

なお、この場合における標章の有効期間は短期間(災害の状況に応じて1~2日程度)とし、有効期間終了後、警察署等へ返還させること。ただし、引き続き災害応急対策に従事する旨の申出があった場合は、当該指定報道機関に係る事前届出がなされている車両のうち標章の交付が行われていないものの台数等を勘案し、緊急通行車両としての要件を満たすものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うこと。
  - (3) 埼玉県以外の都道府県において、災害対策基本法に基づく通行禁止等が行われている場合、埼玉県警察は事前届出がなされている車両のうち災害地に緊急取材車両として赴く必要性が認められるものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うこと。この場合において、標章の交付を行った警察署等にあつては、その都度、標章の交付数を交通部交通規制課長に報告すること。
  - (4) 被災地に係る新聞又はロール紙を搬送する車両は、交通規制の例外的な除外対象車両とすること。

## 第7 報告

報告は、次の表の区分に応じて交通部交通規制課長を経て報告すること。

| 区分      | 報告内容         | 報告期限等                      |                         |
|---------|--------------|----------------------------|-------------------------|
| 事前届出の受理 | 届出証の写し       | 1ヶ月分を取りまとめて翌月の10日までに報告すること |                         |
| 標章の交付   | 事前届出済証に基づく交付 | 標章の交付件数                    | 前日分を翌日の午前9時までに電話報告すること。 |
|         | 現場確認に基づく交付   | 同上                         | 同上                      |

様式第1号（第4条関係）

|  |  |        |         |         |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
|--|--|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|------|--------|--------|---------|-----|
| <p>災害応急対策用</p> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">緊急通行車両事前届出書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p>申請者<br/>機関等の所在地（住所）</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">フリガナ</p> <p>機関等の名称</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">フリガナ</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p>電話 ( )</p> <p>【担当係 氏名】</p> |  |        |         |         |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
| 番号標に表示されている番号  |  |        |         |         |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
| 輸送人員（定員）又は品名   |  |        |         |         |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
| 車両の所有者   | 住 所  |        |         |         |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
|  | 氏 名  |        |         |         |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
| 業 務 の 内 容  | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 救助救護</td> <td style="width: 25%;">4 災害予知</td> <td style="width: 25%;">7 人員輸送</td> <td style="width: 25%;">10 飲食料</td> <td style="width: 25%;">13 広報啓発</td> </tr> <tr> <td>2 応急避難</td> <td>5 災害復旧</td> <td>8 避難生活</td> <td>11 医療医薬</td> <td>14 その他</td> </tr> <tr> <td>3 捜索</td> <td>6 施設点検</td> <td>9 調査研究</td> <td>12 混乱防止</td> <td>( )</td> </tr> </table> | 1 救助救護 | 4 災害予知  | 7 人員輸送  | 10 飲食料 | 13 広報啓発 | 2 応急避難 | 5 災害復旧 | 8 避難生活 | 11 医療医薬 | 14 その他 | 3 捜索 | 6 施設点検 | 9 調査研究 | 12 混乱防止 | ( ) |
| 1 救助救護   | 4 災害予知   | 7 人員輸送 | 10 飲食料  | 13 広報啓発 |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
| 2 応急避難   | 5 災害復旧   | 8 避難生活 | 11 医療医薬 | 14 その他  |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
| 3 捜索   | 6 施設点検   | 9 調査研究 | 12 混乱防止 | ( )     |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
| 出 発 地  |  |        |         |         |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |
| <p>（注） この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。</p>  |  |        |         |         |        |         |        |        |        |         |        |      |        |        |         |     |



様式第 4 号（第 5 条関係）

|                                |       |                    |
|--------------------------------|-------|--------------------|
|                                |       | 年 月 日              |
| 埼玉県公安委員会 殿                     |       | <b>緊急通行車両確認申請書</b> |
| 申請者                            |       | 住所<br>氏 名          |
|                                |       | 印                  |
| 番号に標示されている番号                   |       |                    |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） |       |                    |
| 使用者                            | 住所    | ( ) 局 番            |
|                                | 氏 名   |                    |
| 運行日時                           |       |                    |
| 運 行 経 路                        | 出 発 地 | 目 的 地              |
|                                |       |                    |
| 備 考                            |       |                    |

### 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と白岡市石油給油所組合（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、白岡市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策に必要な燃料等（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給の円滑な実施を図ることを目的とする。

#### （供給の要請）

第2条 甲は、災害時において燃料等を調達する必要があるときは、別記様式の災害時における燃料等の優先供給要請書により乙に対して燃料等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、事後において、要請書を乙に提出するものとする。

2 前項の場合において、甲は別表に掲げる乙の会員に対して直接要請できるものとする。

#### （供給の実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し、優先的に燃料等を供給するものとする。

2 乙又は乙の会員は、災害応急対策用資機材の燃料等の供給の要請を請けたときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

#### （費用負担）

第4条 甲は、前条による供給を受けた燃料等の代金を負担するものとする。この場合の価格は、次に掲げるとおりとする。

(1) ガソリン、軽油 災害等の発生直前の燃料に係る物品供給契約書の単価を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(2) オイル、混合油、灯油、重油 災害等の発生直前の小売価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （請求及び支払）

第5条 乙は、燃料等の供給又は納入が完了した後に、前条の価格による代金について、納品書を添付して甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から代金の請求に対し、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置が必要となる場合には、乙にその旨を連絡し、可能な限り速やかに支払うものとする。

#### （看板の掲示）

第6条 甲は、乙の承諾を得て、乙の会員の店舗に「白岡市災害応急対策車両等優先給油協力店」の看板を掲示し、地域住民に周知するものとする。

2 前項の看板に要する費用は、甲が負担する。

#### （災害応急対策車両の表示）

第7条 災害時に燃料等の供給を受ける車両は、市の災害応急対策車両と分かるように「緊急 白岡市災害対策本部」の表示標を車両に掲示するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後期間満了となる場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月24日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地  
白岡市

白岡市長

乙 埼玉県白岡市白岡1186番地4  
白岡市石油給油所組合

組合長

別表（第2条関係）

白岡市石油給油所組合会員

| 会員名           | 所在地              | 電話番号    |
|---------------|------------------|---------|
| (有)騎西屋油店      | 白岡市白岡 1186 番地 4  | 92-0077 |
| (有)騎西屋油店八幡給油所 | 白岡市西 1 丁目 2 番地 9 | 92-0369 |
| クロス砥油(株)      | 白岡市篠津 44 番地 1    | 92-2965 |
| 斉藤商店          | 白岡市太田新井 992 番地 2 | 92-3667 |
| 田中商店          | 白岡市岡泉 1276 番地 2  | 92-1021 |
| 吉田石油          | 白岡市下野田 758 番地 1  | 92-3469 |

別記様式（第2条関係）

## 災害時における燃料等の優先供給要請書

年 月 日

白岡市石油給油所組合 様

白岡市長

「災害時における燃料等の優先供給に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり燃料等の供給を要請します。

記

1 優先供給を要請する燃料等

| 品 目 | 数 量 | 納入場所又は<br>供給車両番号 | 備 考 |
|-----|-----|------------------|-----|
|     |     |                  |     |
|     |     |                  |     |
|     |     |                  |     |
|     |     |                  |     |

2 納入日時

3 連絡先

4 その他

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

### 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書

白岡町長（以下「甲」という。）と白岡町管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における水道施設の応急活動の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害により甲が管理する水道施設に被害があった場合において、甲の要請に基づく乙の応急活動の応援に関し必要な事項を定めることにより、迅速かつ的確に復旧作業を行い、もって水道の安定供給を図ることを目的とする。

#### （応援要請）

第2条 甲は、災害による被害の状況により、乙の応援が必要な場合は、乙に対し、様式第1号の水道施設応急活動応援要請書（以下「要請書」という。）により、応援を要請することができる。ただし、要請書による要請が困難な場合又は時間的余裕がない場合は、電話又は口頭により要請することができるものとし、事後において要請書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず被害の状況により、やむを得ないと認める場合は、直接、乙の組合員に応急活動の従事を要請することができるものとする。

#### （応援体制の確立）

第3条 乙は、応援要請に対応するため、事前に連絡体制及び動員体制を整備しなければならない。

#### （応急活動の業務）

第4条 乙が行う応急活動の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 甲が管理する水道施設の応急復旧、修繕業務
- (2) 応急給水業務
- (3) その他甲が必要と認める応急措置等

#### （従事者の把握）

第5条 乙は、第2条の規定により、甲から応援要請があった場合は、様式第2号の応援従事者記録票に従事者の活動時間、活動内容等を記録し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、第2条の規定により、応援を要請した場合は、従事者の活動時間、活動内容等の把握に努めなければならない。

#### （経過報告）

第6条 乙は、第4条に規定する業務に従事したときは、被害の状況及び経過等について、随時、甲に報告するよう努めなければならない。

#### （業務の完了）

第7条 乙は、第4条に規定する業務が完了したときは、様式第3号の応急活動実施報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめのうえ、甲に提出しなければならない。

#### （費用負担）

第8条 この協定に基づき、乙が応急活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する応急活動に要した費用の額は、甲、乙協議のうえ決定する。

(請求及び支払い)

第9条 乙は、前条第2項の規定により決定した費用を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害補償)

第10条 第4条に規定する応急活動に従事した者が、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときの災害補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年組合条例第28号)の規定により甲が補償する。

(第三者等に対する損害)

第11条 乙の応急活動に伴い、第三者等に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新をしない旨の意思表示がないときは、協定の期間満了日の翌日から1年間更新したものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年11月18日

埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地  
甲 白岡町  
白岡町長 小島 卓

埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野675番地5  
乙 白岡町管工事業協同組合  
理事長 弓木進一

## 水道施設応急活動応援要請書

災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書第2条に基づき、下記のとおり要請します。

1 要請業務

2 応急活動を必要とする日時又は期間及び場所

(1) 日時又は期間

(2) 場所

3 その他

年 月 日

白岡市管工事業協同組合

理事長

様

白岡市長





## 応 急 活 動 実 施 報 告 書

|         |  |  |             |  |  |
|---------|--|--|-------------|--|--|
|         | 年 月 日  |  | 白岡市管工事業協同組合 |  |  |
| 整理番号    |  |  |             |  |  |
| 施工期間    | 年 月 日( ) 時 分 ~ 年 月 日( ) 時 分  |  |             |  |  |
| 監督者     | 白岡市  |  |             |  |  |
| 施工業者    |  |  |             |  |  |
| 場 所     | 白岡市  |  |             |  |  |
| 被害施設    | <input type="checkbox"/> 管路 <input type="checkbox"/> 属具 <input type="checkbox"/> その他( )  |  |             |  |  |
| 修理管路    | 漏水管路   | <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 導水管 <input type="checkbox"/> 送水管 <input type="checkbox"/> 給水管(1次・2次)   |             |  |  |
|         | 口 径  | φ  |             |  |  |
|         | 材 質  | <input type="checkbox"/> ACP <input type="checkbox"/> DIP <input type="checkbox"/> CIP <input type="checkbox"/> SGP <input type="checkbox"/> LGP <input type="checkbox"/> HIVP <input type="checkbox"/> VP <input type="checkbox"/> PP |             |  |  |
|         |  | <input type="checkbox"/> SUS <input type="checkbox"/> その他( )   |             |  |  |
| 接 手 形 式 | <input type="checkbox"/> A形 <input type="checkbox"/> K形 <input type="checkbox"/> NS形 <input type="checkbox"/> フランジ形 <input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> ねじ込み <input type="checkbox"/> カラー <input type="checkbox"/> RR <input type="checkbox"/> TS |  |             |  |  |
|         | <input type="checkbox"/> 融着 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他( )  |  |             |  |  |
| 属 具     | <input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> 仕切弁 <input type="checkbox"/> 空気弁 <input type="checkbox"/> スリースバルブ・止水栓 <input type="checkbox"/> サドル分水栓 <input type="checkbox"/> その他( )  |  |             |  |  |
| 被害状況    | 管 路  | <input type="checkbox"/> タテ割れ <input type="checkbox"/> ヨコ割れ <input type="checkbox"/> 折れ <input type="checkbox"/> 破断 <input type="checkbox"/> その他( )  |             |  |  |
|         | 接 手  | <input type="checkbox"/> 抜け <input type="checkbox"/> ずれ <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> ゴムリング(切断・ズレ) <input type="checkbox"/> その他( )  |             |  |  |
|         | 属 具  | <input type="checkbox"/> 機能不全 <input type="checkbox"/> 抜け <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> ズレ <input type="checkbox"/> その他( )  |             |  |  |
| 地盤状況    | 道 路 状 況  | <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 隆起 <input type="checkbox"/> 割裂 <input type="checkbox"/> その他( )  |             |  |  |
|         | クラック幅  | <input type="checkbox"/> 管直角方向                      cm   |             | <input type="checkbox"/> 水平方向                      cm (1cm以上を記入) |  |
|         |  | <input type="checkbox"/> 段差(沈下量)                      cm (漏洩位置から15m範囲内(全体で30m))  |             |  |  |
|         | 地盤の傾斜  | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 管軸方向 <input type="checkbox"/> 管直角方向 (傾斜角度= °)   |             |  |  |
| 液 状 化   | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※付近に噴砂跡はあるか  |  | 盛 土         | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無            |  |
| 備 考     |  |  |             |  |  |

### 使用材料調書

| 使用材料 | 数量 | 使用材料 | 数量 | 使用材料 | 数量 |
|------|----|------|----|------|----|
|      |    |      |    |      |    |
|      |    |      |    |      |    |
|      |    |      |    |      |    |
|      |    |      |    |      |    |

|          |          |
|----------|----------|
| 位置図      | 配管図(施工前) |
| 配管図(施工後) |          |

日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書

(趣 旨)

第1条 この覚書は、水道に係る災害対策の重大性にかんがみ、日本水道協会埼玉県支部の東部地区会員都市（以下「会員都市」という。）に災害が発生した際、円滑かつ迅速なる救助活動を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部課等)

第2条 会員都市は、非常災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれのあるときは、速やかに必要な情報を相互に連絡又は交換するものとする。

(援助要請の手続)

第3条 災害を受け、他の会員都市に応援を求めようとする都市は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条の連絡部課を通じて、役務の提供、緊急援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた都市は、極力これに応じ、援助に努めるものとする。

(援助経費の負担)

第4条 前条の援助に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援都市の職員を派遣するために要する経費は、応援都市が支弁し、被応援都市は、応援都市の旅費に関する規程による当該応援職員の旅費相当額の範囲内の額を負担する。

(2) 援助物資の調達その他援助に要する経費は、被応援都市が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援都市の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えて場合において、当該損害が応援業務に従事中に生じたものについては被応援都市が、被応援都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、その賠償の責に任ずる。

2 前項の定めによりがたいときは、関係都市が協議して定める。

(物資等の調査交換)

第5条 会員都市は、非常災害に際し援助物資などの相互融通を円滑にするため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具などの品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換する。

(災害防止方策の調査研究)

第6条 会員都市は、非常災害に備え、常に災害防止の方策について調査、研究を行い、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換する。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、昭和58年5月1日から昭和59年4月30日までとする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、会員都市のいずれからもこの覚書を改定する意思表示がないときは、更に、1年間有効期間を延長するものとし、以後、この例による。

3 会員都市は、この覚書の有効期間内においても、協議のうえ、この覚書を改定することができる。

(委 任)

第8条 会員都市は、この覚書の趣旨に則り、広域的な相互応援を図るため、代表幹事都市に、埼玉県支部長及び、他地区代表幹事都市と相互援助に係る覚書の締結を委任する。

2 会員都市は、前項により、代表幹事都市が締結した覚書の遵守義務を負うものとする。

この覚書の成立を証するため、本書18通を作成し、日本水道協会埼玉県支部東部地区代表幹事都市及び、同会員都市が、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和 58 年 5 月 1 日

日本水道協会埼玉県支部  
東部地区代表幹事都市

日本水道協会埼玉県支部  
東部地区会員都市

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

日本水道協会埼玉県支部  
東部地区会員都市

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

岩槻市水道事業管理者

岩槻市長 関根 龍之丞

伊奈町水道事業管理者

伊奈町長 加藤 操

蓮田市水道事業管理者

蓮田市長 小山 道夫

菖蒲町水道事業管理者

菖蒲町長 伊藤 愛蔵

鷺宮町水道事業管理者

鷺宮町長 小倉 富治

栗橋町長 石井 保

幸手町長 田口 勝美

杉戸町水道事業管理者

杉戸町長 平井 滋通

宮代町長 日下部 義道

久喜市水道事業管理者

久喜市長 坂本 友雄

白岡市水道事業管理者

白岡市長 荒井 宏

越谷・松伏水道企業団

企業長 植竹 勇

草加市水道事業管理者

草加市長 今井 宏

八潮市水道事業管理者

八潮市長 鈴木 泰治

三郷市水道事業管理者

三郷市長 木津 三郎

吉川市水道事業管理者

吉川市長 浅子 鴻

庄和町水道事業

庄和町長 神谷 尚

春日部市水道事業

管理者 吉村 武雄

日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱

平成18年5月18日 総会決議

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本水道協会埼玉県支部規則（昭和39年4月29日総会決議）第3条の2の規定に基づき、異常湧水その他の災害により被災した場合において、会員相互間で行う応援活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 会員は、この要綱の実施に必要な情報を担当する連絡担当部署を定め、災害時連絡票（第1号様式）により支部長に報告するものとし、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を交換するものとする。

2 副支部長は、各地区会員へ情報を伝達するため通信連絡系統図を整備するものとする。

3 会員は、前項の報告内容に変更が生じた場合は、速やかに支部長に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、原則として、副支部長を経由し支部長に要請するものとする。

2 支部長は、副支部長と協議して、速やかに会員に応援を要請するものとする。

(代理)

第4条 支部長である事業体が被災し、適切に連絡調整が行えない場合は、東部、西部、南部、北部地区の順位で、副支部長がこの要綱における支部長の事務を代理するものとする。

(要請方法)

第5条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次の事項を明示し、電話、その他の通信手段により要請し、後日、速やかに支部相互応援要請書（第2号様式）を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要とする応援の内容

(3) 応援を要する職員の職種別人員

(4) 応援を要する期間

(5) 応援の場所及び経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

(応援内容)

第6条 会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急復旧用資器材の供出

(保有物資等の調査)

第7条 会員は、保有する物資、車両等の状況を、防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査票（第3号様式）により、支部長に報告するものとする。

(応援体制)

第8条 応援会員が職員を派遣するときは、職員は災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援会員の職員は、応援会員名を表示する標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(被応援体制)

第9条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

2 資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第10条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」を「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第11条 第6条各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援会員が職員の派遣に要した経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当、旅費等をいう。）は、応援要請会員が負担する。
  - (2) 応援物資の調達、応援会員の職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
  - (3) 応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
  - (4) 応援会員の職員が応援作業中、第三者に損害を与えた場合においては、応援要請会員が、応援の往復途上に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任じる。
- 2 前各項の定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して経費の補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。
- 3 前2項の定めにより難しいときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(特別会計積立金)

第12条 県支部特別会計予算の積立金は、県支部災害対策に係る経費に充てるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での応援が困難なときは、支部以外の日本水道協会会員（以下「他支部の会員」という。）の応援を要請するものとする。

2 他支部の会員が、地震等の災害により被災した場合で、支部に応急給水、応急復旧等の応援要請を受けた場合は、応援に努めるものとする。

(協議)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項又はこの要綱に定めのないものについては、その都度幹事会で協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、平成18年5月18日から適用する。  
(日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱及び災害対策相互応援計画の廃止)
- 2 昭和59年4月27日付け日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱及び災害対策相互応援計画は廃止する。

日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領

制定 平成20年2月7日 幹事会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱（平成18年5月18日制定。以下「要綱」という。）に基づく会員相互の応援活動を円滑に機能させるため、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、地震、暴風、豪雨、渇水その他の異常な自然現象又は漏水、水質汚濁等の偶発的事故により、正常な給水が行えない事象が大規模又は広域的に発生し、日本水道協会埼玉県支部（以下「支部」という。）としての対応が必要な場合に適用するものとする。

(各都県支部の応援体制)

第3条 会員は、支部内で地震災害が発生した場合、次のとおり当該地震の震度に応じて応援態勢を整えるものとする。

| 種別   | 発令の時期                   | 体制  |
|------|-------------------------|---|
| 注意体制 | 震度5弱の地震が発生したとき          | 情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。           |
| 警戒体制 | 震度5強の地震が発生し、かつ被害が発生したとき | 情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災都市の要請に応じて出動できる体制とする。                  |
| 非常体制 | 震度6弱以上の地震が発生したとき        | 情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。 |

- 2 地震以外の異常な自然現象又は偶発的事故が発生した場合における応援体制は、その発生の都度、支部長の判断により決定するものとする。
- 3 会員は、勤務時間外に警戒体制又は非常体制を執ることが必要となったときは、速やかに要綱第2条第1項の規定による情報の交換を行う体制を準備するものとする。
- 4 副支部長は、地区内に被災会員がある場合は、まず、地区内で応援体制を整備するものとする。
- 5 副支部長は、地区内での相互応援ができない又は不十分な場合は、要綱第3条第1項により支部長に応援を要請するものとする。
- 6 副支部長は、支部長から応援要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた場合は、地区内の会員に対して速やかに連絡し、応援活動について調整を図るものとする。
- 7 会員は、応援活動に当たっては、地域的特性及び災害時の周辺地域への影響度を考慮して、次の表に定める地区の優先順位を基に応援体制を整えるものとする。

| 応援を受ける地区 | 応援する地区の優先順位 |
|----------|-------------|
| 東部地区     | 南部 西部 北部    |
| 西部地区     | 南部 北部 東部    |
| 南部地区     | 東部 西部 北部    |
| 北部地区     | 西部 東部 南部    |

- 8 前項の規定にかかわらず、支部長は、被災状況等から必要と認めるときは、前項の規定の定める優先順位によらないで他の地区へ応援要請することができる。



(埼玉県支部災害対策本部)

第4条 支部長は、次の各号いずれかに該当するときは、埼玉県支部災害対策本部（以下「県支部対策本部」という。）を設置する。

- (1) 支部内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 水道施設に被害が発生し、会員から支部の応援を要請されたとき。
- (3) その他支部長が設置の必要を認めたとき。

2 県支部対策本部は、支部長都市及び副支部長都市の指定された職員その他必要と認められる職員（以下「県支部対策本部員」という。）で構成する。

3 各会員は、前2項の規定により県支部対策本部を設置したときは、必要に応じ、県支部対策本部員を派遣し、応援要請会員の依頼に基づく円滑な応援の実施に努めるものとする。

4 県支部対策本部は、原則として支部事務局に設置する。

(県支部対策本部の運営)

第5条 県支部対策本部は、次の役割を行う。

- (1) 応援要請のとりまとめ
- (2) 応援が可能な会員の確認
- (3) 会員への応援隊の編成及び派遣指示
- (4) 現地災害支援対策本部との連絡調整
- (5) 応援隊を派遣した会員との連絡調整
- (6) 日本水道協会関東地方支部への応援の要請に係る検討
- (7) 応援体制の縮小及び解除指示
- (8) その他、応援活動終了までに必要な事項の実施

(埼玉県支部現地災害支援対策本部)

第6条 支部長は、指揮命令系統の統一性を確保する必要となるときは、副支部長と調整の上、埼玉県支部現地災害支援対策本部（以下「県支部現地対策本部」という。）を置くことができる。

2 県支部現地対策本部は、現地において支援活動に従事する会員の中から指定された職員その他必要があると認められる者で構成する。

3 応援要請会員と県支部現地対策本部との調整を効率的に行うため、県支部現地対策本部に幹事応援会員を置く。

4 幹事応援会員は県支部現地対策本部を構成する応援会員の中から、支部長が指名する。

(県支部現地対策本部の運営)

第7条 県支部現地対策本部は、次の役割を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の整理
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受入体制の支援
- (5) 応援要請会員との連絡調整
- (6) 現地での応援会員相互の連絡調整
- (7) 県支部対策本部との連絡調整
- (8) 日本水道協会関東地方支部その他関係機関との連絡調整
- (9) その他現地での円滑な活動に必要な事項

(応援活動)

第8条 応援活動は、応援要請会員の指示に従い、当該会員が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整して行う。

2 応急復旧の応援要請を受けた会員は、工事業者を選定する場合は、被災地での応急復旧等の業務の請負に同意した工事業者を選定する。

(応援活動の体制)

第9条 各会員が派遣する応援隊の基本編成は、次のとおりとする。ただし、会員が単独で応援隊を編成できない場合は、地区内の複数の会員で編成することができるものとし、この場合の県支部対策本部又は現地対策本部が設置された場合は現地対策本部との連絡調整は、編成員の中からあらかじめ定めた会員があたるものとする。

| 項目     | 編成   |
|--------|--|
| 応急給水活動 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水班 1班あたり 3名体制（運転手 1名、給水要員 2名）を標準とする。</li> <li>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、4、5日間程度とする。</li> </ol>              |
| 応急復旧活動 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧班 1班あたり 8名体制（責任者 1名、記録者 1名及び作業員 6名）を標準とする。</li> <li>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、4、5日間程度とする。</li> </ol>       |
|        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漏水調査班 1班あたり 4名体制（責任者 1名及び作業員 3名）を標準とする。</li> <li>2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、4、5日間程度とする。</li> </ol> |

2 県支部対策本部は、被災会員からの応援要請又は応援体制の準備の要請があったときは、速やかに各会員に対し、当該会員における応援体制等の準備状況について報告を求めるものとする。

3 県支部対策本部は、前項の規定に基づく各会員からの報告により、応援隊を編成し、応援要請会員との連絡調整を行った上、応援会員に対して派遣を支持するものとする。

（応援の受入体制）

第10条 会員は、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次に掲げる事項等に関する応援受入マニュアル等を整備するように努め、支部長は、当該マニュアルを把握するよう努めるものとする。

| 事項         | 内容   |
|------------|--|
| 一般的事項      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応援に当たっての留意事項</li> <li>2 責任者の役割と留意事項</li> <li>3 図面（管路全体図、配水管図、給水管図、施設図等）の整備と保管</li> <li>4 応援活動のために派遣される職員のための宿舎、駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策</li> <li>5 他機関との応援体制</li> </ol> |
| 応急給水活動     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水の方法</li> <li>2 応急給水の水源となる水道施設等</li> <li>3 応急給水拠点の位置</li> <li>4 作業報告の内容と手続き</li> <li>5 担当との連絡方法</li> <li>6 給水車の要請リスト</li> </ol>                                      |
| 応急復旧活動     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧の方法と手順</li> <li>2 復旧優先線路の明示</li> <li>3 資機材及び残土等の置場の確保</li> <li>4 作業報告の内容と手続き</li> <li>5 担当との連絡方法</li> </ol>   |
| 応急復旧資機材の提供 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資機材の備蓄及び整備状況</li> <li>2 必要となる資機材の種別</li> <li>3 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様</li> </ol>  |

(費用の負担)

第11条 要綱第11条に規定する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援会員が派遣する職員に係る手当（地域手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。）及び旅費については、当該職員を派遣した応援会員の規定により算定した手当相当額及び旅費相当額の範囲において、応援要請会員が負担する。
- (2) 応援会員の職員の被災地での宿泊や食料に係る経費については、応援要請会員の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援会員の負担とする。
- (3) 応援会員の職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援要請会員の負担とし、応援会員の清算基準による。

2 前項に定める経費負担の詳細は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区 分           | 応援要請会員が負担すべき費用   | 応援会員が負担すべき費用   |
|---------------|--|--|
| 人件費等          | 超過勤務手当 深夜勤務手当<br>特殊勤務手当 管理職員特別勤務<br>手当 旅費                          | 給料<br>地域手当等基本的な手当て   |
| 材料費           | 継ぎ手 直管類  |  |
| 工事請負代金        | 請負工事代金   |  |
| 車両、機材等の<br>費用 | 燃料費（ガソリン及び軽油）<br>修理費 賃借料 輸送料                                       |  |
| 滞在費用          | 食料費（弁当等）宿泊料<br>仮設ハウス設置費用   | 携行する食料費 携行する寝袋・テント<br>等に要する費用<br>被服費（防寒服、被服貸与のない職員<br>分及びクリーニング代）<br>生活用品 その他福利厚生費 |
| その他事務費等       | 写真代（工事確認用） 作業用消<br>耗品に要する費用 電話料金<br>トランシーバー 消火器 地図等に<br>要する費用 コピー代 | 写真代（記録・広報用）<br>事務用品（左欄にあげるものを除<br>く。）  |
| 保障関係          | 応援職員の傷病に対する救急的な<br>治療費 第三者に対する損害賠償<br>金の負担（応援作業中）                  | 応援職員の災害補償費（出張中の公務<br>災害） 第三者に対する損害賠償金の負<br>担（往復途上）                                 |

(埼玉県支部防災連絡会議)

第12条 防災に関する情報の相互交換を図るため、支部に埼玉県支部防災連絡会議（以下「県支部連絡会議」という。）を置く。

2 県支部連絡会議は、次に掲げる情報について交換するものとする。

- (1) 配管図等の整備及び保管状況
- (2) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (3) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- (4) 防災訓練等の実施計画
- (5) その他必要な事項

3 県支部連絡会議の事務は、支部事務局が処理する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

## 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業者が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員(以下「応援職員」という。)の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業体(以下「応援水道事業体」という。)及び応援水道事業体現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業体)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業体を定めることができる。

(中継水道事業体)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業体の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業体)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体(以下「被災水道事業体」という。)が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的実施するものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

1 この協定は、平成10年4月30日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成23年12月7日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成28年8月8日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長  
横浜市 林 文子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長  
東京都公営企業管理者 醍 醐 勇 司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長  
川崎市 福 田 紀 彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長  
千葉県知事 森 田 健 作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長  
さいたま市長 清 水 勇 人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長  
前橋市長 山 本 龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長  
宇都宮市長 佐 藤 栄 一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長  
日立市長 小 川 春 樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長  
甲府市長 樋 口 雄 一

別表 1

| 順位     | 支部長名    |
|--------|---------|
| 第 1 順位 | 東京都支部長  |
| 第 2 順位 | 神奈川県支部長 |
| 第 3 順位 | 千葉県支部長  |
| 第 4 順位 | 埼玉県支部長  |
| 第 5 順位 | 群馬県支部長  |
| 第 6 順位 | 栃木県支部長  |
| 第 7 順位 | 茨城県支部長  |
| 第 8 順位 | 山梨県支部長  |

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

制定 平成 10 年 6 月 30 日幹事会決定  
 一部改正 平成 23 年 10 月 14 日幹事会決定  
 一部改正 平成 28 年 6 月 15 日幹事会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成 10 年 4 月 30 日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第 16 条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第 2 条 関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

(各都県支部の応援体制)

第 3 条 関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

| 種別   | 発令の時期                      | 体制  |
|------|----------------------------|---|
| 注意体制 | 震度 5（弱）の地震が発生したとき          | 情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。           |
| 警戒体制 | 震度 5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき | 情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。                 |
| 非常体制 | 震度 6（弱）以上の地震が発生したとき        | 情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。 |

- 2 関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。
- 3 関東地方支部長は、関東地方支部内において震度 6 弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。
- 4 前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

(応援活動)

第 4 条 応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどで行う。

- 2 応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業体が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業体での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事事業者との契約は、原則として応援水道事業体が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業体と応援水道事業体が契約方法などについて協議するものとする。
- 3 協定第 6 条第 5 号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業体が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援水道事業体現地対策本部)

第5条 関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。
- 3 幹事応援水道事業体は、現地対策本部を構成する応援水道事業体の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。
- 4 現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業体が担うこととする。
- 5 現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業体が担うこととする。

(現地対策本部の運営)

第6条 現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受け入れ態勢の支援
- (5) 被災水道事業体との連絡調整
- (6) 応援水道事業体間相互の連絡調整
- (7) 関係各機関との連絡調整

(応援活動の体制)

第7条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

| 項目     | 編成   |
|--------|--|
| 応急給水活動 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水班 1班あたり 3名体制（運転手 1名、給水要員 2名）を標準とする。</li> <li>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</li> </ol>        |
| 応急復旧活動 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧班 1班あたり 8名体制（責任者 1名、記録者 1名及び作業員 6名）を標準とする。</li> <li>2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</li> </ol> |
|        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漏水調査班 1班あたり 4名体制（責任者 1名及び作業員 3名）を標準とする。</li> <li>2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</li> </ol> |
| 現地対策本部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び本部員が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。</li> <li>2 派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。</li> <li>3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。</li> </ol>                                    |



2 応援水道事業体の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

3 応援職員は、被災水道事業体又は現地対策本部の指示に従う。

4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入体制）

第8条 都県支部長は、その属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般的事項

ア 各応援活動に関する方法及び手順

イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法

ウ 作業報告の内容及び手続

エ 応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策

オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

ア 応急給水の水源となる水道施設等

イ 応急給水拠点の位置

ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

ア 復旧優先線路の明示

イ 資機材及び残土等の置場の確保

ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

ア 資機材の備蓄及び整備状況

イ 必要となる資機材の種別

ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

（中継水道事業体の活動）

第9条 協定第9条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

2 前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

（支援拠点水道事業体の活動）

第10条 協定第10条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、

応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

2 前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

（応援活動の情報提供）

第11条 関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

2 関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

（応援に要する費用負担の原則）

第12条 応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

- 2 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。
- 3 応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。
- 4 法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。
- 5 応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基準により算定し、被災水道事業体が負担する。
- 7 中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。
- 8 その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

|           | 被災水道事業体が負担すべき費用                                       | 応援水道事業体が負担すべき費用   |
|-----------|---|---|
| 人件費等      | 超過勤務手当、深夜勤務手当特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当<br>旅費（日当含む）            | 給料<br>地域手当等基本的な負担   |
| 管材料費      | 継ぎ手、直管等   |   |
| 工事請負費     | 工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）                            |   |
| 車両、機材等の費用 | 燃料費（ガソリン、軽油）<br>修理費<br>賃借料<br>輸送料                     | 損料  |
| 滞在費用      | 食料費（弁当等）<br>宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）                    | 携行する食料費<br>携行する寝袋、テント等<br>被服（クリーニング代を含む）<br>生活用品、その他福利厚生費 |
| その他事務費等   | 写真代「工事確認用」<br>作業用消耗品<br>通信費<br>トランシーバー、消火器、地図<br>コピー代 | 写真代「広報、記録用」<br>その他事務用品                                    |
| 補償関係費用    | 応援職員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」             | 応援職員の災害補償費<br>「出張中の公務災害」<br>第三者に対する損害賠償金の負担<br>「往復途上」     |

（応援に要する費用の一時繰替支弁の請求）

第13条 協定第11条第2項の規定により、応援水道事業体が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

（連絡体制）

第14条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第14条に規定する連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。

(関東地方支部防災連絡協議会)

第15条 協定第15条第1項に規定する関東地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

- (1) 連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
- (2) 協定第4条第2項の代理に関する事項
- (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
- (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
- (5) 配管図等の整備及び保管状況
- (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- (8) 中継水道事業体の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料

2 連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業体が処理する。

3 特に協議すべき事項がない場合は、第1項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。

4 特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年12月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年8月8日から実施する。

日本水道協会関東地方支部相互応援要請書

|                    |     |    |       |
|--------------------|-----|----|-------|
| 会 員 名              |     |    |       |
| 災害発生年月日            | 年   | 月  | 日     |
| 発 信 者              | 職氏名 | 時間 | 日 時 分 |
| 受 信 者              | 職氏名 | 時間 | 日 時 分 |
| 災 害 状 況            |     |    |       |
| 集 合 場 所            |     |    |       |
| 経 路 及 び<br>進 路 状 況 |     |    |       |
| そ の 他              |     |    |       |

| 要 請 内 容         |      |      |     |
|-----------------|------|------|-----|
|                 | 応急給水 | 応急復旧 | その他 |
| 期 間<br>(月日～月日)  | ～    | ～    | ～   |
| 給 水 車 台 数       | 台    | 台    | 台   |
| 応 急 復 旧 班 数     | 班    | 班    | 班   |
| 物 資             |      |      |     |
| 資 機 材           |      |      |     |
| 車 両<br>(車種及び台数) |      |      |     |
| そ の 他           |      |      |     |

(受取人) \_\_\_\_\_ 様

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定第3条の規定に基づき、上記のとおり応援を要請します。

年 月 日

(差出人) \_\_\_\_\_

(2) 中継水道事業体にかかる施設情報票 (案)

中継水道事業体にかかる施設情報票

|    | 都県支部名 | 事業体名 | 事業体電話番号 | 施設名 | 所在地 | 受入人数 | 受入車両台数 | 備考    |            |        |     |
|----|-------|------|---------|-----|-----|------|--------|-------|------------|--------|-----|
|    |       |      |         |     |     |      |        | 寝具類の数 | 通信機器の数(種類) | アクセス情報 | その他 |
| 1  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 2  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 3  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 4  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 5  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 6  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 7  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 8  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 9  |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |
| 10 |       |      |         |     |     |      |        |       |            |        |     |

※災害時相互応援に関する協定実施要領第15条第1項(8)に基づき、案内図及び図面等は別添付参照のこと。

### 災害時における救援物資提供に関する協定書

白岡町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）等による物資提供について次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時等における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力の内容）

- 第2条 甲の行政区域内（白岡町内）に震度5以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲又は甲の行政区域内に自治体の災害対策本部が設置され、甲から乙に対し物資の提供の要請があったときは、乙は以下のとおり協力するものとする。
- 2 乙は、要請された被災地の甲の管理している施設に設置されている地域型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
  - 3 乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等の理由により供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上その対策を講ずるものとする。
  - 4 乙は、全各号に定める物資の提供の他、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
  - 5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとする。また飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定する。

#### （要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### （要請の責任者及び受託者）

- 第4条 前条の要請を速やかに行うため、甲が要請責任者を、乙が受託者をそれぞれ定めるものとする。
- 2 前項の定めにより、救援物資提供要請連絡名簿を作成し、それぞれ保管するものとする。
  - 3 要請責任者又は受託者に変更が生じた場合は、速やかに相手方に救援物資提供要請連絡簿を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により行うことができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

#### （期間）

- 第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に行うものとする。

#### （協議）

第6条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上各1通を保有する。

平成21年8月12日

### 災害時における救援物資提供に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力の内容）

第2条 甲の行政区域内（白岡市内）に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲又は甲の行政区域内に自治体の災害対策本部が設置され、甲から乙に対し、物資の提供の要請があったときは、乙は次のとおり協力するものとする。

- (1) 乙は、要請された被災地の甲の管理している施設に設置されている災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、第2条本文の要請があった場合には、フォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等の理由により供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上その対策を講ずるものとする。
- (3) 乙は、第1号に定める物資の提供の他、飲料水の供給を甲に行うものとする。
- (4) 前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議して決定するものとし、当該飲料水の対価については、甲が負担する。この場合において、当該飲料水の価格は甲乙協議の上決定するものとする。

#### （要請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### （連絡責任者）

第4条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

#### （期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1箇月前までに相手方に行うものとする。

#### （協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成25年4月22日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番地10号  
株式会社伊藤園  
総務部長 松本 功一



別記様式（第3条関係）

救援物資提供要請書

年 月 日

株式会社伊藤園  
久喜支店長 様

白岡市長

災害時における救援物資の提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

|                   |                                   |             |
|-------------------|-----------------------------------|-------------|
| 要<br>請<br>事<br>項  | <input type="checkbox"/> 災害対応型自販機 | 【飲料水の種類・数量】 |
|                   | <input type="checkbox"/> 飲料水の提供   |             |
| 物資搬入希望日時          | 年 月 日 AM・PM :                     |             |
| 物資搬入場所            |                                   |             |
| 災害対策本部設置日         | 年 月 日                             |             |
| 電話要請日時            | 年 月 日 AM・PM :                     |             |
| 電話要請者及び<br>応答者の氏名 | 要：白岡市                             | 応：伊藤園       |
| 物資搬入等<br>における担当者  | 職・氏名                              | 班<br>電話等    |
| 備 考               |                                   |             |

資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書

物品輸送引渡書

月 日 時 分

地区名 ( )

輸送担当者 ( )

| 物 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |

物品受領書

月 日 時 分

地区名 ( )

受領者 ( )

| 物 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |



### 災害時における物資の供給等に関する協定書

白岡町（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ、円滑に物資を供給し、もって甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

#### （協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有又は管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。開放期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

#### （支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

#### （物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

#### （物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

#### （物資の価格・費用負担）

第6条 前条2項による受渡し完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく速やかに乙に対して支払うものとする。

なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(乙の営業について)

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続し、又は再開するときは、乙は、甲のできる限りの協力（販売許可の再開等）を受けることができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成23年9月29日

甲 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地  
白岡町  
白岡町長 小島 卓

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号  
株式会社マミーマート  
代表取締役社長 岩崎 裕文

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

白岡市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、白岡市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資（別表）の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

### （要請の方法）

第3条 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に応援生活物資の供給・輸送業務等要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に応援生活物資の供給・輸送業務等報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

### （経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

### （経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

### （ボランティア活動への支援）

第7条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第 8 条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 9 条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第 10 条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 24 年 12 月 20 日

甲 埼玉県白岡市千駄野 432 番地  
白岡市

白岡市長

乙 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目 5 番 5 号  
生活協同組合さいたまコープ

代表理事  
理事長

(別表) 災害時応急生活物資 (第2条関係)

| 段階<br>品目 | ライフラインストップ時  | ライフライン復旧時<br>(電気・水道復旧時)  |
|----------|--|--|
| 食料品      | 飲料水 ■<br>飲料 (ジュース・牛乳等) ■<br>食品 { <ul style="list-style-type: none"> <li>菓子パン ■</li> <li>バナナ ■</li> <li>レトルト食品 (米飯等)</li> <li>缶詰</li> <li>即席カップ麺</li> </ul> | 水・飲料<br>菓子パン<br>食パン<br>バター・ジャム<br>肉・魚・野菜<br>レトルト食品<br>インスタントコーヒー・お茶・紅茶 |
| 衣料品・寝具   |  | 下着<br>靴下   |
| 日用品雑貨    | ティッシュ<br>トイレットペーパー<br>オムツ (子ども・大人用)<br>生理用品<br>使い捨てカイロ<br>蚊取り線香<br>アルミホイル・ラップ<br>ゴミ袋<br>紙コップ・紙皿  | 同左の他<br>洗面用具・洗剤<br>文房具<br>マスク  |

※ 品目は、上記の他、甲乙協議の上その都度指定できるものとする。

※ ■印は、発災直後、最優先に調達すべき品目。



### 災害時における物資供給に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月17日

埼玉県白岡市千駄野432番地  
甲 白岡市  
白岡市長 小島 卓

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
乙 NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類    | 主な品種   |
|--------|--|
| 作業関係   | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール                       |
| 日用品等   | 毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係    | 飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク   |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ  |
| 電気用品等  | 投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ   |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ  |

輸 送 状 況

作成者 ( )  
月 日 時 分

| 避難所名<br>(地区名) | 担当者 | 輸送物品 (数量・時間) |    |  |  |  |
|---------------|-----|--------------|----|--|--|--|
|               |     | 食糧           | 毛布 |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |
|               |     |              |    |  |  |  |

## 市内の寺院の状況

| 施設名  | 所在地            | 電話           |
|------|----------------|--------------|
| 忠恩寺  | 白岡市高岩 2148     | 92-6349      |
| 全龍寺  | 白岡市下大崎 1317    | 92-0297      |
| 常福寺  | 白岡市柴山 1103     | 0556-62-1362 |
| 青雲寺  | 白岡市篠津 672      | 92-2630      |
| 正泉寺  | 白岡市柴山 1074     | 97-0147      |
| 最勝寺  | 白岡市柴山 1125     | —            |
| 正傳寺  | 白岡市上野田 328     | 92-2678      |
| 寿楽院  | 白岡市小久喜 49      | 92-3421      |
| 大徳寺  | 白岡市上野田 170     | 92-1156      |
| 宝鏡寺  | 白岡市荒井新田 568    | —            |
| 正福院  | 白岡市白岡 938      | —            |
| 観福寺  | 白岡市野牛 656      | —            |
| 安楽寺  | 白岡市太田新井 1162-1 | 92-1349      |
| 興善寺  | 白岡市白岡 961      | 92-0157      |
| 最勝寺  | 白岡市彦兵衛 176     | —            |
| 新雲泉寺 | 白岡市千駄野 917-7   | 92-1131      |

災 害 遺 体 処 理 票

|                                 |                             |          |       |     |            |    |   |   |
|---------------------------------|-----------------------------|----------|-------|-----|------------|----|---|---|
| 遺体番号<br>第 号                     | 取扱日時                        |          | 年     | 月   | 日          | 午前 | 時 | 分 |
|                                 | 安置所                         |          | 記載者氏名 |     |            |    |   |   |
| 災<br>害<br>遺<br>体<br>処<br>理<br>票 | 被 保 管 者                     |          |       |     |            |    |   |   |
|                                 | 住 所<br>氏 名                  |          |       |     |            |    |   |   |
|                                 | 性 別 年 令                     | 男        | 女     | 推 定 | 歳          |    |   |   |
|                                 | 死 亡 日 時                     | 年        | 月     | 日   | 午前         | 時  | 分 |   |
|                                 | 死 亡 場 所<br>発 見 場 所          |          |       |     |            |    |   |   |
|                                 | 保 管 日 時                     | 年        | 月     | 日   |            |    |   |   |
|                                 | 遺 留 品                       | 有 無      |       |     |            |    |   |   |
|                                 | 容 姿                         | 身長 cm 客観 |       |     |            |    |   |   |
|                                 | そ の 他<br>着 衣                |          |       |     |            |    |   |   |
|                                 | 摘 要                         |          |       |     |            |    |   |   |
|                                 | 処 理 顛 末                     |          |       |     |            |    |   |   |
|                                 | 送 付 月 日                     | 年        | 月     | 日   | 火葬場<br>墓 地 |    |   |   |
|                                 | 埋 火 葬 月 日                   | 年        | 月     | 日   | 火葬場<br>墓 地 |    |   |   |
|                                 | 引 渡 月 日<br>受 取 者 氏 名<br>住 所 | 年        | 月     | 日   | 番 地        |    |   |   |
|                                 | 摘 要                         |          |       |     |            |    |   |   |

## 資料-69 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

### 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白岡市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に救援物資の要請をするときは、書面により通知するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見な

し、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年 2月26日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 千葉県柏市新十余二5番地  
三協フロンテア株式会社  
代表取締役社長 長妻 貴嗣



## 資料-70 義務教育施設の状況

## 義務教育施設の状況

令和5年3月31日現在

| 学 校 名   | 校地面積                   | 校舎面積                 | 普通教室 | 特別教室 | 屋内運動場                | 給食室                 | プール                 |
|---------|------------------------|----------------------|------|------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 篠津 小学校  | 23,216m <sup>2</sup>   | 3,826m <sup>2</sup>  | 17   | 11   | 840m <sup>2</sup>    | 186m <sup>2</sup>   | 375m <sup>2</sup>   |
| 菁莪 小学校  | 29,660m <sup>2</sup>   | 5,434m <sup>2</sup>  | 13   | 17   | 813m <sup>2</sup>    | 207m <sup>2</sup>   | 375m <sup>2</sup>   |
| 大山 小学校  | 18,885m <sup>2</sup>   | 2,705m <sup>2</sup>  | 8    | 8    | 398m <sup>2</sup>    | 151m <sup>2</sup>   | 325m <sup>2</sup>   |
| 南 小学校   | 29,813m <sup>2</sup>   | 6,169m <sup>2</sup>  | 26   | 14   | 1,138m <sup>2</sup>  | 206m <sup>2</sup>   | 375m <sup>2</sup>   |
| 西 小学校   | 26,221m <sup>2</sup>   | 5,393m <sup>2</sup>  | 24   | 10   | 1,138m <sup>2</sup>  | 227m <sup>2</sup>   | 375m <sup>2</sup>   |
| 白岡東 小学校 | 27,131m <sup>2</sup>   | 5,041m <sup>2</sup>  | 15   | 12   | 1,152m <sup>2</sup>  | 266m <sup>2</sup>   | 375m <sup>2</sup>   |
| 篠津 中学校  | 26,899m <sup>2</sup>   | 5,066m <sup>2</sup>  | 14   | 14   | 1,249m <sup>2</sup>  | 269m <sup>2</sup>   |                     |
| 菁莪 中学校  | 25,047m <sup>2</sup>   | 4,430m <sup>2</sup>  | 7    | 17   | 1,190m <sup>2</sup>  | 209m <sup>2</sup>   |                     |
| 南 中学校   | 27,745m <sup>2</sup>   | 4,871m <sup>2</sup>  | 11   | 15   | 1,157m <sup>2</sup>  | 249m <sup>2</sup>   |                     |
| 白岡 中学校  | 32,958m <sup>2</sup>   | 5,188m <sup>2</sup>  | 11   | 16   | 1,274m <sup>2</sup>  | 297m <sup>2</sup>   |                     |
|         | 267,575 m <sup>2</sup> | 48,123m <sup>2</sup> | 146  | 134  | 10,349m <sup>2</sup> | 2,267m <sup>2</sup> | 2,200m <sup>2</sup> |

## 白岡市内障がい者福祉施設

| 名 称                     | 住 所                            | 電話番号         |
|-------------------------|--------------------------------|--------------|
| ありの実館                   | 〒349-0218<br>白岡市白岡 805-2       | 0480-92-4968 |
| 東ありの実館                  | 〒349-0222<br>白岡市爪田ケ谷 52-3      | 0480-92-7940 |
| めぐみの里                   | 〒349-0203<br>白岡市下大崎 1274-1     | 0480-53-6933 |
| 太陽の里                    | 〒349-0217<br>白岡市小久喜 450        | 0480-93-1101 |
| 白岡太陽の家にじ                | 〒349-0205<br>白岡市西 2-18-6       | 0480-92-7686 |
| クローバー                   | 〒349-0203<br>白岡市下大崎 294-1      | 0480-97-0033 |
| かるがも工房                  | 〒349-0217<br>白岡市小久喜 1344-3     | 0480-53-5422 |
| かるがも工房青空                | 〒349-0215<br>白岡市千駄野 1338-5     | 0480-53-5422 |
| こころ寮                    | 〒349-0205<br>白岡市西 6-8-22       | 0480-91-2255 |
| サンフラワー                  | 〒349-0217<br>白岡市小久喜 843-2      | 048-769-8800 |
| 第二サンフラワー                | 〒349-0217<br>白岡市小久喜 843-9      | 048-769-8800 |
| ふわふわ白岡                  | 〒349-0218<br>白岡市白岡 1006-1      | 0480-48-5140 |
| 障害者デイサービスセンター           | 〒349-0215<br>白岡市千駄野 445        | 0480-93-0201 |
| 放課後等デイサービスばくの樹          | 〒349-0217<br>白岡市小久喜 842-5      | 0480-53-4788 |
| みつばち                    | 〒349-0203<br>白岡市下大崎 317-3      | 0480-97-0977 |
| タイムこどもデイサービスめろでい        | 〒349-0204<br>白岡市篠津 1875-3      | 0480-90-4445 |
| 児童発達支援事業所だいちの園<br>ひこべえ  | 〒349-0224<br>白岡市彦兵衛 195-3      | 0480-37-7805 |
| げんき広場                   | 〒349-0205<br>白岡市西 7-9-17       | 0480-53-5533 |
| こぱんはうすさくら新白岡駅前教室        | 〒349-0212<br>白岡市新白岡 4-14-5 101 | 0480-90-5566 |
| 児童発達支援センター<br>だいちの園しらおか | 〒349-0218<br>白岡市白岡 1025-1      | 0480-53-6075 |
| そらきっず                   | 〒349-0218<br>白岡市白岡 1025-1      | 0480-53-4002 |
| コベルプラス新白岡教室             | 〒349-0212<br>白岡市新白岡 4-6-13 107 | 0480-38-6946 |

## 資料-72 白岡市内の介護施設の一覧

令和3年1月22日現在

| No. | 種別                           | 施設名                  | 所在地           | 連絡先          | ファックス        | 定員  |
|-----|------------------------------|----------------------|---------------|--------------|--------------|-----|
| 1   | 地域密着型介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム) | 地域密着型特別養護老人ホーム 光乃里   | 白岡市荒井新田359番地1 | 0480-97-0171 | 0480-97-0172 | 20  |
| 2   | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)      | 介護老人福祉施設<br>光乃里      | 白岡市荒井新田359番地1 | 0480-97-0171 | 0480-97-0172 | 80  |
| 3   | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)      | 特別養護老人ホーム<br>いなほの里   | 白岡市千駄野663番地1  | 0480-90-5557 | 0480-90-5556 | 87  |
| 4   | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)      | 特別養護老人ホーム<br>わかば     | 白岡市岡泉902番地    | 0480-91-6517 | 0480-92-5544 | 70  |
| 5   | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)      | 特別養護老人ホーム<br>ずいせん長寿村 | 白岡市高岩1051番地1  | 0480-90-1155 | 0480-90-1166 | 100 |
| 6   | 介護老人保健施設                     | 介護老人保健施設<br>ぽっかぽか    | 白岡市上野田357番地1  | 0480-90-5666 | 0480-90-5665 | 95  |
| 7   | 軽費老人ホーム                      | ケアハウス<br>おおり         | 白岡市上野田1741番地1 | 0480-90-5700 | 0480-90-5656 | 30  |
| 8   | 有料老人ホーム(介護付き)                | ヒューマンサポート白岡          | 白岡市白岡1066番地1  | 0480-91-7500 | 0480-91-7501 | 76  |
| 9   | 有料老人ホーム(介護付き)                | あんしんホーム白岡            | 白岡市小久喜847番地1  | 0480-90-5600 | 0480-90-5601 | 55  |
| 10  | 有料老人ホーム(住宅型)                 | 白岡ひばり館               | 白岡市西10丁目13番9  | 0480-31-6286 | 0480-31-6287 | 27  |
| 11  | 有料老人ホーム(住宅型)                 | シルバーコート白岡西吉番館        | 白岡市西9丁目3番3    | 0480-53-6319 | 0480-53-6388 | 33  |

| No. | 種別                            | 施設名                     | 所在地                      | 連絡先          | ファックス        | 定員  |
|-----|-------------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------|--------------|-----|
| 12  | 有料老人ホーム（住宅型）                  | シルバーコート白岡西武番館           | 白岡市西9丁目3番地15             | 0480-53-6319 | 0480-53-6388 | 33  |
| 13  | 有料老人ホーム（住宅型）                  | いなほの有料老人ホーム             | 白岡市西3丁目5番1<br>白岡市西3丁目5番2 | 0480-90-1745 | 0480-37-7003 | 20  |
| 14  | サービス付き高齢者向け住宅                 | クリエホーム・ソラティア            | 白岡市小久喜200番地5             | 0480-92-6322 | 0480-92-6381 | 50戸 |
| 15  | サービス付き高齢者向け住宅                 | ウエルガーデン白岡               | 白岡市小久喜1413番地             | 0480-90-5111 | 0480-90-5112 | 48戸 |
| 16  | サービス付き高齢者向け住宅                 | 花みずき白岡                  | 白岡市白岡1007番地2             | 0480-31-8195 | 0480-31-8196 | 30戸 |
| 17  | サービス付き高齢者向け住宅<br>（介護付有料老人ホーム） | ル・レーヴ新白岡                | 白岡市新白岡9丁目3番地3            | 0480-53-8723 | 0480-53-8752 | 74戸 |
| 18  | サービス付き高齢者向け住宅<br>（介護付有料老人ホーム） | さわやかしらおか館               | 白岡市小久喜948番地1             | 0480-48-5933 | 0480-48-5966 | 55戸 |
| 19  | グループホーム                       | グループホーム<br>メディカルフローラ新白岡 | 白岡市7丁目5番地11              | 0480-92-4466 | 0480-92-3444 | 27  |
| 20  | グループホーム                       | 愛の家グループホーム白岡            | 白岡市新白岡6丁目12番地4           | 0480-90-5450 | 0480-90-5451 | 27  |
| 21  | グループホーム                       | ソレアド新白岡                 | 白岡市新白岡8丁目12番地3           | 0480-90-5117 | 0480-90-5187 | 27  |

### 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

#### （派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

#### （被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1） 相続に関する相談
- （2） 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3） 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4） 成年後見制度に関する相談
- （5） その他司法書士法に定める業務に関する相談

#### （要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

(態勢整備等)

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。

ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月22日

甲 白岡市千駄野432番地  
白岡市

白岡市長 小島 卓

乙 さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号  
埼玉司法書士会

会 長 山崎 秀美

## 災害時における被災者支援に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、白岡市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

### （相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた白岡市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により白岡市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

### （支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

### （行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

### （相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

### （報告）

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

### （費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。



(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月31日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地浦  
和区常盤六丁

白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

埼玉県行政書士会  
会 長 荒岡 克巳

年 月 日

## 災害時支援要請書

埼玉県行政書士会会長 様

白岡市長

災害時における被災者支援に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

### 記

|         |                  |
|---------|------------------|
| 要 請 内 容 |                  |
| 場 所     |                  |
| 期 間     | 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 |
| 備 考     |                  |

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 要 請 者   | 所属<br>職名<br>氏名<br>電話番号 |
| 要 請 日 時 | 年 月 日 ( ) 時 分頃         |

被災者台帳の作成に係るデータ項目の例

| 法令上の事項<br>(根拠規定)              | データ項目の例示              | 説明  |
|-------------------------------|-----------------------|---|
| 氏名<br>(法第90条の3<br>第2項第1号)     | ・ 氏名<br>(ふりがな (フリガナ)) | <p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で記載・記録される。</p> <p>○住民基本台帳記載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳記載の情報を優先する。</p> <p>○ただし、外字等、記載・記録が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳記載の氏名とは異なる氏名を記載・記録することも可。</p>   |
| 生年月日<br>(法第90条の3<br>第2項第2号)   | ・ 生年月日<br>(年齢)        | <p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○年齢については生年月日から判断できるため、年齢の記載・記録は必須ではないが、市町村の判断により記載・記録することも可能。</p>  |
| 性別<br>(法第90条の3<br>第2項第3号)     | ・ 性別                  | ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。  |
| 住所又は居所<br>(法第90条の3<br>第2項第4号) | ・ 住所                  | <p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。</p>   |
|                               | ・ 居所                  | <p>○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。</p> <p>○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。</p> <p>○公共料金の請求等の確認など、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象とする事例もある。</p> <p>○居所地において被災した被災者の居所を記載・記録する場合のほか、住所地において被災し避難した被災者について、当該避難先の居所を記載・記録する場合が考えられる。避難先の居所を記載・記録することにより、被災者の援護が行いやすくなる。</p> |

| 法令上の事項<br>(根拠規定)                            | データ項目の例示  | 説明   |
|---|---|--|
| 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況<br>(法第90条の3第2項第5号) | <p>&lt;住家被害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害認定結果</li> <li>・被害認定日</li> </ul> <p>&lt;被災住民の人的被害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷・疾病の状況</li> <li>・死亡日</li> <li>・被害の状況</li> </ul> <p>&lt;家財等の動産被害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の状況</li> </ul> | <p>○罹災証明書の証明事項と同義。</p> <p>○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載・記録。</p>  |
| 援護の実施の状況<br>(法第90条の3第2項第6号)                 | <p>&lt;被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援制度</li> <li>・申請日</li> <li>・申請者</li> <li>・被災者と申請者の関係</li> <li>・支援の区分</li> <li>・支給日</li> <li>・支給終了日</li> </ul>                                   | <p>○支援漏れや手続の重複等を防ぐ観点から記載・記録。</p> <p>○具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援金（基礎・加算）<br/>基礎または加算支援金については、2回受給する被災者が出る可能性がある。<br/>(例：基礎支援金 大規模半壊 → 半壊解体<br/>加算支援金 賃貸 → 建設・購入、補修)</li> <li>・都道府県及び市町村における見舞金等</li> <li>・義援金<br/>義援金の主体（日本赤十字社、都道府県、市町村等）ごとに項目を作成する。また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分時ごとに記載・記録する必要がある。</li> <li>・災害弔慰金、災害見舞金<br/>被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載・記録。</li> </ul> |
|   | <p>&lt;地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免の実施の有無</li> <li>・減免の対象</li> </ul>   | <p>○具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村住民税の減免</li> <li>・固定資産税の減免</li> <li>・その他税に関する減免</li> <li>・国民健康保険料の減免</li> <li>・保育所の保育料の減免</li> <li>・国民年金保険料の減免</li> </ul>  |

| 法令上の事項<br>(根拠規定)                               | データ項目の例示  | 説明  |
|--|---|---|
|  | <災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度><br>・貸付金の有無<br>・貸付金の種類   | ・災害援護資金、生活福祉資金<br>災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用除外となることから、貸付の有無とその種類を記載・記録。   |
|  | <災害救助法に基づく救助<br>(住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付)、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居><br>・救助の種類<br>・救助の有無                              |   |
|  | <児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置><br>・特例措置の種類<br>・特例措置の有無  |   |
| 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由<br>(法第90条の3第2項第7号) | ・要介護制度区分<br>・障害の種類・程度<br>・乳幼児<br>・妊婦<br>・持病(難病、特定疾病等)<br>・ペットの有無<br>・DV<br>・児童虐待<br>・外国人<br>・支援を要する高齢者<br>・上記対象者に関する同居(支援)親族の有無 | ○被災者支援(該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等)において特に配慮が必要である旨記載・記録。<br><br>・DV、児童虐待<br>本人からの申出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合(避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等)で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。 |
|  | ・情報提供ネットワークシステム(平成29年7月運用開始予定)を介して取得することが可能な要配慮者情報については、資料15を参照   | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条<br><br>○特定個人情報データ標準レイアウト<br>4、10、20、26、74、78、80、82  |

| 法令上の事項<br>(根拠規定)  | データ項目の例示   | 説明  |
|---|--|---|
|   |  | <p>○主に、被災者が他の市町村の住民の場合、当該被災者に係る要配慮者関係情報について、情報提供ネットワークシステムを利用して他団体から情報提供を受けることにより把握することが可能。<br/>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠したA市の住民Xが、出産に備え実家のB市に滞在中、B市で災害が発生した場合、B市には当該Xに係る情報がないため、B市は、情報提供ネットワークシステム(特定個人情報データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」)を使用して、A市が保有するXの出産予定日について情報提供を受け、Xへの援護を実施。</li> </ul> <p>○特定個人情報データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に関係する可能性のある項目を幅広に対象とし、このうち、市町村が被災者台帳作成に当たり必要な項目を取得可能とするものである。このため、各項目は必ず記載・記録しなければならないものではない。</p> |
| 電話番号その他の連絡先<br>(規則第8条の5第1号)                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号</li> <li>・携帯電話番号</li> <li>・メールアドレス</li> <li>・ファックス番号</li> </ul> | ○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。   |
| 世帯の構成<br>(規則第8条の5第2号)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単数世帯</li> <li>・複数世帯</li> <li>・世帯主名</li> <li>・世帯番号</li> </ul>         | <p>○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載・記録。</p> <p>○世帯を認識するために有用。</p>   |
| 罹災証明書の交付の状況<br>(規則第8条の5第3号)                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付日</li> <li>・交付枚数</li> <li>・申請日</li> <li>・申請者</li> </ul>            | ○罹災証明書の交付実績を記載・記録。  |
| 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先<br>(規則第8条の5第4号) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳情報提供に関する同意</li> <li>・同意する情報提供先</li> </ul>                          | <p>○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載・記録。</p> <p>○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。</p> <p>○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載・記録。</p>  |

| 法令上の事項<br>(根拠規定)   | データ項目の例示  | 説明   |
|--|---|--|
| 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時<br>(規則第8条の5第5号)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先名</li> <li>・提供日</li> <li>・情報の使用目的</li> <li>・提供した情報(項目)</li> </ul>        | ○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載・記録。   |
| 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号<br>(規則第8条の5第6号) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号(マイナンバー)</li> </ul>   | <p>○被災者台帳作成に個人番号(マイナンバー)を利用する場合に記載・記録。</p> <p>○マイナンバーを記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要。</p> <p>○台帳情報提供時においては、提供する台帳情報からマイナンバーを除く必要がある。</p> |
| 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項(例)<br>(規則第8条の5第7号)  |   |  |
| (調査)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査番号</li> <li>・調査日</li> <li>・調査担当者</li> <li>・災害種類</li> <li>・調査結果</li> </ul> | <p>○被害の状況を把握するための調査の履歴を記載・記録。</p> <p>○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載・記録。最終的な調査結果は、被害の状況として記載・記録。</p> <p>○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載・記録できるようにするのがよい。</p>                 |

| 法令上の事項<br>(根拠規定) | データ項目の例示   | 説明  |
|------------------|--|---|
| (建物)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所在地</li> <li>・建物用途</li> <li>・建物構造</li> <li>・位置座標（緯度、経度）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載・記録。</li> <li>○木造/非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載・記録。</li> <li>○法定事項ではないが、導入市町村において、記載・記録している例がある。</li> <li>○登記情報等、公表されている（利用可能な）情報を基本とする。</li> </ul> |
| (住家・非住家の別)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家・非住家の別</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載・記録。</li> <li>○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。</li> </ul>   |
| (所有者氏名)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の氏名<br/>(ふりがな(フリガナ))</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載・記録するとよい。</li> </ul>   |
| (所有者住所/居所)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の住所</li> <li>・建物所有者の居所</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者の住所/居所を記載・記録。</li> <li>○所有者が法人である場合、所有法人の所在地を記載・記録。</li> </ul>   |
| (所有者電話番号)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の電話番号</li> <li>・建物所有者の携帯電話番号</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。</li> </ul>   |
| (所有者連絡先)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の携帯電話のメールアドレス</li> <li>・建物所有者のファックス番号</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。</li> </ul>   |

出典：内閣府ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/daichou.html>



## 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（抄）

令和 3 年 3 月 内閣府（防災担当）

## 【 総 則 】

## 1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という。）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

## 2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の 6 区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

| 被害の程度        | 認定基準  |
|--------------|---|
| 全壊           | 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもとする。 |
| 大規模半壊        | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のもとする。  |
| <u>中規模半壊</u> | <u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のもとする。</u>                     |
| 半壊           | 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもとする。                                       |
| 準半壊          | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のもとする。  |

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4

月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。  
 ※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。  
 ※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和 2 年 3 月末時点）  
 ※本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

### 3. 住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用

被害認定基準等は、災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。

したがって、災害が発生した場合には、被害の状況をより迅速かつ的確に報告する必要があるが、一方で、災害による被害の程度を正確に把握する必要があるなど、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間の経過によって、被害状況の把握方法と内容は変わってくるものである。

例えば、災害発生時からの的確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要である。したがって、この場合の認定基準は、速報性に重点を置いた報告の判断基準となる。

一方、災害に係る住家の被害調査は、この調査に基づいて発行される「罹災証明書」が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられているが、これは災害の全体像でなく、個々の住家の被害程度に着目するものである。したがって、この場合の認定基準は、的確性に重点を置いた形で使用されることが求められる。

※平成 25 年 6 月 21 日に改正された災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）において、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないと定められたところ（法第 90 条の 2）。

※罹災証明書の発行に係る事務は、地方公共団体の自治事務として行う事実の証明であり、その発行基準については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により設定されるものである。なお、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく支援金の支給の申請などに必要となる住宅の被害の程度を証する書面については、本運用指針等を参考として地方公共団体が発行しているところである。

### 4. 適用範囲

本運用指針は、地震、水害及び風害による下表のような住家被害を想定して作成したものである。これら以外の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針の考え方等を参考に、被害認定基準等に基づき適切に被害認定を行う。

| 災害 | 想定している住家被害   |
|----|--|
| 地震 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震力が作用することによる住家の損傷</li> <li>地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷</li> </ul>                                       |
| 水害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水することによる住家の機能損失等の損傷</li> <li>水流等の外力が作用することによる住家の損傷</li> <li>水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷</li> </ul>    |
| 風害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>風圧力が作用することによる住家の損傷</li> <li>暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷</li> <li>損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷</li> </ul> |

### 5. 調査方法

災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、場合により、「第 4 編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこと

もできる。

#### ●地震による被害

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。ただし、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

#### ●水害による被害

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

#### ●風害による被害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が準半壊に至らない（一部損壊）と判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

被害調査は、本運用指針及び調査票等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。

調査（地震・水害による被害の場合は第2次調査）実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

#### 6. 判定方法

現行の住家の被害認定基準（平成13年6月28日以降）は、被災した住家の延床面積と損壊

等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを「全壊」又は「半壊」としている。

元来、この基準は、「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号）に基づく災害報告など各省庁の災害報告の「住家全壊」「住家半壊」等の定義を統一するものとして通知されたものである（昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知。ただし、当時は「住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める損害割合」ではなく「住家の主要構造部の被害額がその住家の時価に占める割合」であった。）。このうち災害報告については、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第2条第2項において「棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数」について報告を行う（住家の被害のうち全壊又は半壊の場合）ものとしている。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時、建物被害調査に関して、住家の被害認定基準のほかに、固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正のための「固定資産評価基準経年減点補正率基準表」（昭和38年2月25日自治省告示第158号）があったが、必ずしも大災害を想定したものではなかったため、被災市町では、「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」（財）日本建築防災協会（当時）及び地震保険の損害調査の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を建築の専門家の支援を受けつつ税務部局で作成した。

具体的には、倒壊家屋が昭和40年代以前の建物であろうとの想定の下で同年代の固定資産税実績をもとに建物の部位別構成比を求め、これに各被害率を乗じ、その合計を住家の被害認定基準に照らして全壊・半壊等と判定した。被害調査は、税務部局・消防部局・区役所が、他の政令指定都市の税務職員の応援を得て実施した。

このように、住家の被害認定基準を忠実に適用し住戸ごとの被害の程度（全壊・半壊等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、固定資産（家屋）評価等の専門的知識を要するものであることから、平成13年に本運用指針を定めるに当たっては、これら被災市町が作成した被害調査の基準等を踏まえ、次のように工学的見地から簡素化を図っている。

- ・固定資産（家屋）評価における災害時の損耗減点補正の考え方と同様に、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定する。このとき、一般的な住家を想定し、部位別構成比を5%刻みで簡略化している。
- ・応急危険度判定等における被災状況の見方も参考とし、一定の要件に該当する場合には、その段階で、個々の部位の損害割合の積み上げをしないで判定する。

その後の主な改定の内容は、次のとおりである。

- ・平成21年改定「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更等
- ・平成25年改定「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加等
- ・平成30年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加等
- ・令和2年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す等
- ・令和3年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す等

なお、各部位の全面積／本数／枚数の損傷程度がやむを得ない事情により確認できないときには、確認できる部分の面積／本数／枚数により損傷率を算定することも可とする。

具体的には、災害ごとに定める次の方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定することとする。また、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。

#### ●地震による被害

##### (1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流出し、又は落ちている場合、地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある場合等は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

##### (2) 傾斜による判定

###### (木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が $1/20$ 以上の場合、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

###### (非木造の住家)

住家の傾斜が $1/30$ 以上の場合、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/30$ 未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注1) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとす。

##### (3) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(注2) 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

#### ●水害による被害

##### (1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

##### (2) 浸水深による判定

(【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ)

津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深(最も浅い部分)が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし全壊、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし大規模半壊、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上とし半壊、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。

津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※が発生していない場合には、第1次調査において一見して浸水深(最も深い部分)が床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。

※ 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。

(3) 傾斜による判定（第2次調査のみ）

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注3) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(4) 部位による判定（第2次調査のみ）

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない（一部損壊）と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

●風害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注4) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(3) 屋根等の損傷による判定

屋根等（木造・プレハブの住家にあつては、屋根、外壁及び建具、非木造の住家にあつては、外部仕上・雑壁・屋根及び建具）に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合を10%未満とし、準半壊に至らない（一部損壊）と判定する。

(4) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない（一部損壊）と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

●航空写真等を活用した判定について

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

7. 部位別構成比の取り扱いについて

本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。

8. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

9. 集合住宅の扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定することも必要である。

※建物全体の傾きや躯体（外壁、屋根、柱・耐力壁）の損傷は建物全体共通の被害であるため、原則として1棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定する。水害等により浸水した階の住戸と浸水しなかった階の住戸のように、住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸の場合、当該被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定し、認定することも必要である。

10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判定することを目的とした被害認定調査とは、その目的、判定の基準を異にするものであることから、被災者にこれらの判定・調査の混同が生じないように、それぞれの判定・調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要である。

●被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。被災宅地危険度判定は、地震や

降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。宅地擁壁が倒壊していても住家に被害が及ばないケースもあり、被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判定された宅地に建てられている住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又はより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを判定しようとするものである。

#### ●地震保険損害調査・共済損害調査

地震保険損害調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うことを目的とする。地震保険の損害認定方法は、住家の被害認定の方法とは異なることから、地震保険で「全損」、「大半損」又は「小半損」と認定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

共済損害調査は、自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うことを目的とする。共済損害調査における損害の区分・認定方法は、住家の被害認定の区分・方法とは異なることから、共済損害調査の結果は必ずしも住家の被害認定調査の「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の認定とは一致しない。

#### ●応急危険度判定の判定結果の活用

住家の被害認定調査を実施するに当たり、傾斜度など応急危険度判定に係る調査の内容と共通する部分もあることから、本運用指針による被害認定調査に先立ち、応急危険度判定が実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられる。

具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。

さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物の1階の傾斜が1/20 超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30 超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30 超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しく傾斜していることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

## 11. 調査結果の記録等

調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録、整理しておく。



## 12. その他

国は住家の被害認定基準及び運用指針について地方公共団体に対して助言を行うとともに、必要に応じて被害認定に係る参考資料を整備する。

都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害認定を実施することができるよう、平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟などにより、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るための環境を整備することが必要であると考えます。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難になることも想定すると、地元の被害認定経験者や税務課OBの活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受け入れも重要であり、平時より協定締結等により応援、協調体制を整えておくことが必要である。

各都道府県においては、住家の被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を促進することも必要である。

<参考> 被害認定の流れ



### 罹災証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)白岡市長

申請者 住所

フリガナ  
氏名

続柄

電話

次のとおり、罹災証明書の発行を申請します。

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 罹 災 の 原 因       | 地震 火災 風水害             |
|                 | その他( )                |
| 罹 災 年 月 日       | 年 月 日 時 分頃            |
| 罹 災 住 所 ( 場 所 ) | 白岡市                   |
| 罹 災 家 屋 等 形 態   | 住 家 戸建住宅 共同住宅 寮 店舗兼住宅 |
|                 | 非住家 店舗 その他( )         |
| 罹 災 内 容         |                       |
| 使 用 目 的         |                       |

※落雷被害による申請の場合は、工事事業者等による落雷被害の事実がわかる書面を添付してください。

(整理番号 )

## 罹災証明書

|        |  |
|--------|--|
| 世帯主住所  |  |
| 世帯主氏名  |  |
| 申請者の続柄 |  |

|      |            |
|------|------------|
| 罹災原因 | 年 月 日の による |
|------|------------|

|           |  |
|-----------|--|
| 被災住家※の所在地 |  |
| 住家※の被害の程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない<br>(一部損壊) |
| 浸水区分      |  |

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

|                           |  |
|---------------------------|--|
| その他<br>(住家以外の被害等<br>について) |  |
|---------------------------|--|

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

白岡市長

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 28 日  
規則第 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第 17 条）
- 第 5 章 補則（第 18 条）  
附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年白岡町条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する様式第 1 号の医師の診断書を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

##### (借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の災害援護資金借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

##### (調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

##### (貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した様式第3号の災害援護資金貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、様式第4号の災害援護資金貸付決定不承認通知書を借入申込者に通知するものとする。

##### (借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに様式第5号の災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

##### (貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

##### (償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

##### (繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、様式第6号の災害援護資金繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

##### (償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した様式第7号の災害援護資金償還金支払

猶予申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した様式第 8 号の災害援護資金償還金支払猶予承認書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、様式第 9 号の災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した様式第 10 号の災害援護資金違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した様式第 11 号の災害援護資金違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、様式第 12 号の災害援護資金違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した様式第 13 号の災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
  - (1) 借受人の死亡を証する書類
  - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
  - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、様式第 14 号の災害援護資金償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、様式第 15 号の災害援護資金償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に様式第 16 号の氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第 5 章 補則

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 17 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成 6 年 4 月 20 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和元年 8 月 9 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 12 月 20 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。



災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 28 日  
規則第 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第 17 条）
- 第 5 章 補則（第 18 条）  
附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年白岡町条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する様式第 1 号の医師の診断書を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

##### (借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の災害援護資金借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

##### (調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

##### (貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した様式第3号の災害援護資金貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、様式第4号の災害援護資金貸付決定不承認通知書を借入申込者に通知するものとする。

##### (借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに様式第5号の災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

##### (貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

##### (償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

##### (繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、様式第6号の災害援護資金繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

##### (償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した様式第7号の災害援護資金償還金支払

猶予申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した様式第 8 号の災害援護資金償還金支払猶予承認書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、様式第 9 号の災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した様式第 10 号の災害援護資金違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した様式第 11 号の災害援護資金違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、様式第 12 号の災害援護資金違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した様式第 13 号の災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
  - (1) 借受人の死亡を証する書類
  - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
  - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、様式第 14 号の災害援護資金償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、様式第 15 号の災害援護資金償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に様式第 16 号の氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第 5 章 補則

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 17 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成 6 年 4 月 20 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和元年 8 月 9 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 12 月 20 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(平成 26 年 3 月 31 日締結)

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 1 号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

(支援金の制度)

第 3 条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金の支援をする。

2 支援金の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給付金の制度)

第 4 条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等（国家公務員住宅等の公的住宅を含む。）に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(人的相互応援の制度)

第 5 条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

(疑義等の協議)

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と、別添に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、白岡市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

なお、本協定については、乙を代表として久喜郵便局及び白岡郵便局が締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、白岡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙の社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項  
（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。  
2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 白岡市総合政策部長
- 乙 日本郵便株式会社 久喜郵便局長  
白岡郵便局長

(準用)

第8条 この協定は、白岡市国民保護計画においても準用する。

2 なお、準用の際の協力項目は、その都度確認することとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。  
なお、平成9年10月1日締結の「災害時における相互協力に関する覚書」は、本協定をもって廃棄する。

平成29年3月22日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 埼玉県久喜市本町3丁目17番地1  
日本郵便株式会社  
久喜郵便局長 浅川 豊利

埼玉県白岡市千駄野941番地1  
日本郵便株式会社  
白岡郵便局長 秋間 威人

## 協力郵便局一覧表

| 郵便局      | 所在地           |
|----------|---------------|
| 久喜郵便局    | 久喜市本町3丁目17番地1 |
| 白岡郵便局    | 白岡市千駄野941番地1  |
| 大山郵便局    | 白岡市柴山1161番地1  |
| 白岡岡泉郵便局  | 白岡市岡泉1262番地   |
| 西白岡郵便局   | 白岡市白岡1050番地2  |
| 新白岡駅前郵便局 | 白岡市新白岡5丁目1番地1 |



資料-82 防災アセスメント調査における白岡市の被害想定結果

【地震被害想定の結果】

(1) 建物被害

| 項目   |     | 関東平野北西縁断層帯地震<br>(破壊開始点北) | 茨城・埼玉県境地震 |
|------|-----|--------------------------|-----------|
| 全壊棟数 | 地震動 | 53 棟                     | 164 棟     |
|      | 液状化 | 46 棟                     | 165 棟     |
| 半壊棟数 | 地震動 | 546 棟                    | 1,018 棟   |
|      | 液状化 | 83 棟                     | 298 棟     |

(2) 人的被害

| 項目   |        | 関東平野北西縁断層帯地震<br>(破壊開始点北) | 茨城・埼玉県境地震 |
|------|--------|--------------------------|-----------|
| 死者数  |        | 2 人                      | 7 人       |
| 負傷者数 |        | 83 人                     | 160 人     |
|      | うち重傷者数 | 7 人                      | 16 人      |

(3) ライフライン被害 (直後)

| 項目    |               | 関東平野北西縁断層帯地震<br>(破壊開始点北)  | 茨城・埼玉県境地震                 |
|-------|---------------|---------------------------|---------------------------|
| 上水道   | 断水人口          | 24,720 人<br>(断水率 46.8%)   | 36,943 人<br>(断水率 70.0%)   |
| 下水道   | 支障人口          | 12,080 人<br>(機能支障率 34.1%) | 12,232 人<br>(機能支障率 34.5%) |
| 電力    | 停電軒数          | 2,226 軒<br>(停電率 9.8%)     | 7,714 軒<br>(停電率 33.9%)    |
| 都市ガス  | 供給停止戸数        | 0 戸<br>(停止率 0.0%)         | 5,315 戸<br>(停止率 100.0%)   |
| LP ガス | ガス漏れ戸数        | 102 戸<br>(漏洩率 4.1%)       | 115 戸<br>(漏洩率 4.6%)       |
| 通信    | 固定電話<br>不通回線数 | 6 回線<br>(不通率 0.0%)        | 20 回線<br>(不通率 0.1%)       |

(4) 避難者数 ※避難者は1週間後に最多となる。

| 項目       | 関東平野北西縁断層帯地震<br>(破壊開始点北) |       | 茨城・埼玉県境地震 |         |
|----------|--------------------------|-------|-----------|---------|
|          | 直後                       | 1週間後  | 直後        | 1週間後    |
| 避難所避難者数  | 228 人                    | 956 人 | 687 人     | 1,700 人 |
| 避難時外避難者数 | 152 人                    | 956 人 | 458 人     | 1,700 人 |

【風水害被害想定の結果】

(1) 建物被害

|         | 中川流域    | 利根川、小山川  | 荒川      |
|---------|---------|----------|---------|
| 浸水影響家屋数 | 5,416 棟 | 10,625 棟 | 9,834 棟 |

(2) 避難者

|         | 中川流域     | 利根川、小山川  | 荒川       |
|---------|----------|----------|----------|
| 要避難者数   | 4,363 人  | 9,934 人  | 4,602 人  |
| 屋内安全確保数 | 14,832 人 | 28,059 人 | 31,095 人 |

(3) ライフライン被害（影響人口）

|       | 中川流域     | 利根川、小山川  | 荒川       |
|-------|----------|----------|----------|
| 電力    | 7,249 人  | 32,457 人 | 25,545 人 |
| 都市ガス  | 394 人    | 9,302 人  | 4,656 人  |
| LP ガス | 122 人    | 1,693 人  | 1,133 人  |
| 上水道   | 31,490 人 | 31,490 人 | 31,490 人 |
| 下水道   | 13,894 人 | 26,702 人 | 25,679 人 |
| 固定電話  | 7,266 人  | 32,599 人 | 25,633 人 |
| 携帯電話  | 2,010 人  | 13,407 人 | 8,774 人  |

## 資料-83 市街地整備の実施状況

## 市街地整備の実施状況

|   | 名 称             | 事業主体 | 進捗状況 | 施行区域<br>面積 (ha) | 事業完了<br>(予定) 年 | 計画<br>人口<br>(人) |
|---|-----------------|------|------|-----------------|----------------|-----------------|
| 1 | 原ヶ井戸・東土地区画整理事業  | 白岡市  | 完了   | 11.9            | 平成 15 年        | 1,180           |
| 2 | 野牛・高岩土地区画整理事業   | 白岡市  | 完了   | 56.2            | 平成 27 年        | 4,800           |
| 3 | 白岡駅東部中央土地区画整理事業 | 白岡市  | 施行中  | 30.4            | 令和 10 年        | 2,700           |
| 4 | 白岡・篠津土地区画整理事業   | 白岡市  | 完了   | 98.6            | 昭和 52 年        | 8,000           |

資料-84 都市公園の状況

都市公園の状況

|    | 名 称       | 種 別  | 所在地      | 面積<br>(ha)     | 開設年月日                   |
|----|-----------|------|----------|----------------|-------------------------|
| 1  | ツツジヶ丘公園   | 街区公園 | 西二丁目地内   | 0.36           | S53.3.28                |
| 2  | イチョウ公園    | 〃    | 西十丁目地内   | 0.3            | S53.10.27               |
| 3  | モミジ公園     | 〃    | 西九丁目地内   | 0.57           | S52.12.26               |
| 4  | シラカバ公園    | 〃    | 西一丁目地内   | 0.25           | S53.3.28                |
| 5  | アジサイ公園    | 〃    | 西四丁目地内   | 0.29           | S53.10.27               |
| 6  | 久伊豆公園     | 〃    | 小久喜地内    | 0.35<br>(0.28) | H14.9.12<br>(S57.2.1)   |
| 7  | 八幡公園      | 〃    | 白岡地内     | 0.71           | S58.6.1                 |
| 8  | 新白岡もみじ公園  | 〃    | 新白岡三丁目地内 | 0.08           | S63.10.1                |
| 9  | 新白岡さくら公園  | 〃    | 〃        | 0.08           | S63.10.1                |
| 10 | 新白岡中央公園   | 〃    | 新白岡二丁目地内 | 0.17           | S63.10.1                |
| 11 | 新白岡くすのき公園 | 〃    | 〃        | 0.08           | S63.10.1                |
| 12 | 新白岡さざんか公園 | 〃    | 〃        | 0.08           | S63.10.1                |
| 13 | 新白岡けやき公園  | 〃    | 新白岡一丁目地内 | 0.08           | S63.10.1                |
| 14 | 新白岡つつじ公園  | 〃    | 〃        | 0.19           | H30.12.14<br>(S63.10.1) |
| 15 | 白岡公園      | 近隣公園 | 西五丁目地内   | 1.21           | S53.3.28                |
| 16 | 高岩公園      | 〃    | 新白岡三丁目地内 | 2.32           | S63.4.1                 |
| 17 | ふれあいの森公園  | 〃    | 小久喜地内    | 2.05           | H6.4.1                  |
| 18 | 原ヶ井戸北公園   | 街区公園 | 白岡東地内    | 0.14           | H6.4.1                  |
| 19 | 原ヶ井戸南公園   | 〃    | 白岡東地内    | 0.22           | H9.4.15                 |
| 20 | 駒形公園      | 〃    | 新白岡五丁目地内 | 0.29           | H9.4.15                 |
| 21 | 白岡市総合運動公園 | 運動公園 | 千駄野地内    | 12.7<br>(1.45) | H9.9.19<br>(H9.4.1)     |
| 22 | 中ノ宮公園     | 街区公園 | 新白岡八丁目地内 | 0.45           | H14.4.15                |
| 23 | どんぐり公園    | 〃    | 千駄野地内    | 0.24           | H26.4.1                 |
| 24 | せせらぎ公園    | 〃    | 小久喜地内    | 0.13           | H29.4.3                 |
| 25 | いこいの森公園   | 〃    | 小久喜地内    | 0.32           | H29.4.3                 |
| 26 | 屋敷前公園     | 〃    | 荒井新田地内   | 0.26           | H29.4.3                 |

|    | 名 称             | 種 別  | 所在地       | 面積<br>(ha) | 開設年月日   |
|----|-----------------|------|-----------|------------|---------|
| 27 | えんみょうモクセイ<br>公園 | 〃    | 下大崎地内     | 0.16       | H29.4.3 |
| 28 | したばたハナミズキ<br>公園 | 〃    | 下大崎地内     | 0.13       | H29.4.3 |
| 29 | 下田公園            | 〃    | 荒井新田地内    | 0.49       | H29.4.3 |
| 30 | 柴山沼             | 総合公園 | 柴山・荒井新田地内 | 12.76      | H29.4.3 |
| 31 | 白石様堀公園          | 街区公園 | 新白岡七丁目地内  | 0.35       | H29.4.3 |

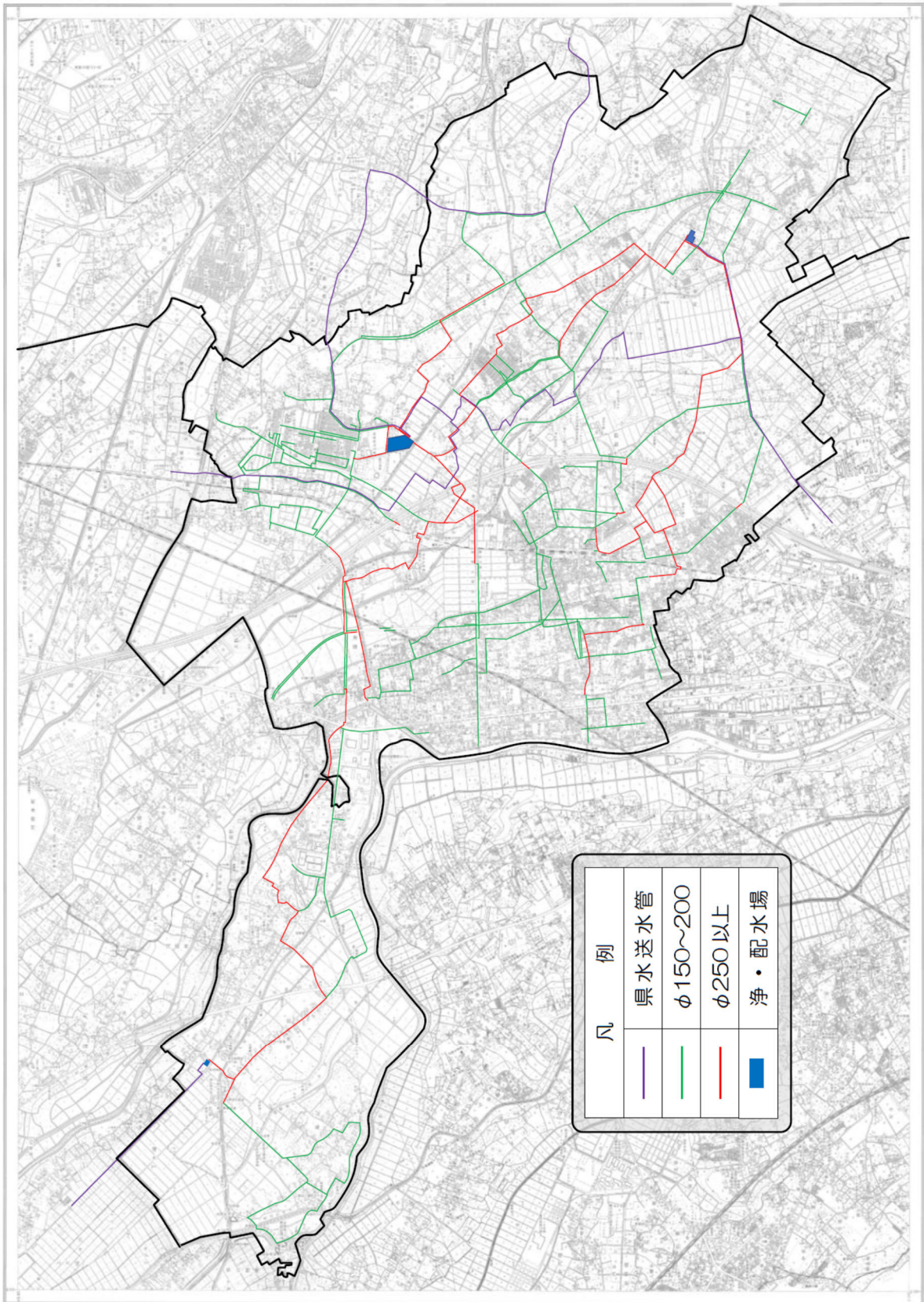
## 都市計画道路の状況

令和3年3月31日現在

| No                            | 路線番号 |   |    | 路線名         | 幅員<br>(m) | 計画延長          | 改良済                    | 整備済                    | 事業費割                 | 概成済                  | 未整備                   |
|-------------------------------|------|---|----|-------------|-----------|---------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| <b>合 計</b><br>(整備延長)<br>(進捗率) |      |   |    |             |           | (km)<br>24.06 | (km)<br>17.76<br>73.8% | (km)<br>17.58<br>73.1% | (km)<br>0.18<br>0.8% | (km)<br>0.84<br>3.5% | (km)<br>5.46<br>22.7% |
| 1                             | 1    | 3 | 1  | 首都圏中央連絡自動車道 | 25        | 1.10          | 1.10                   | 1.10                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 2                             | 3    | 4 | 1  | 大宮栗橋線       | 21        | 3.06          | 3.06                   | 3.06                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 3                             | 3    | 4 | 2  | 大宮栗橋線       | 21        | 0.04          | 0.04                   | 0.04                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 4                             | 3    | 4 | 3  | 白岡駅東口線      | 20        | 0.25          | 0.00                   | 0.00                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.25                  |
| 5                             | 3    | 4 | 4  | 白岡駅西口線      | 20        | 1.11          | 0.20                   | 0.09                   | 0.11                 | 0.00                 | 0.91                  |
| 6                             | 3    | 4 | 5  | 爪田ヶ谷篠津線     | 16        | 2.66          | 2.08                   | 2.08                   | 0.00                 | 0.58                 | 0.00                  |
| 7                             | 3    | 4 | 6  | 白岡久喜線       | 16        | 3.42          | 2.27                   | 2.27                   | 0.00                 | 0.00                 | 1.15                  |
| 8                             | 3    | 4 | 7  | 白岡篠津線       | 16        | 3.22          | 3.02                   | 3.02                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.20                  |
| 9                             | 3    | 4 | 8  | 太田新井小久喜線    | 16        | 2.48          | 0.16                   | 0.16                   | 0.00                 | 0.00                 | 2.32                  |
| 10                            | 3    | 4 | 9  | 篠津柴山線       | 16        | 1.10          | 1.10                   | 1.10                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 11                            | 3    | 4 | 10 | 篠津柴山線       | 16        | 1.48          | 1.48                   | 1.48                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 21                            | 3    | 4 | 29 | 新白岡駅東口線     | 20        | 0.30          | 0.30                   | 0.30                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 22                            | 3    | 4 | 30 | 新白岡駅西口線     | 20        | 0.18          | 0.18                   | 0.18                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 23                            | 3    | 4 | 31 | 野牛篠津線       | 16        | 1.20          | 1.20                   | 1.20                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 24                            | 3    | 4 | 32 | 野牛宮代線       | 16        | 0.84          | 0.58                   | 0.58                   | 0.00                 | 0.26                 | 0.00                  |
| 25                            | 3    | 5 | 33 | 高岩団地線       | 12        | 0.77          | 0.77                   | 0.77                   | 0.00                 | 0.00                 | 0.00                  |
| 26                            | 3    | 4 | 35 | 白岡宮代線       | 16.8      | 0.85          | 0.22                   | 0.15                   | 0.07                 | 0.00                 | 0.63                  |

資料 道路課 (都市計画現況調査)

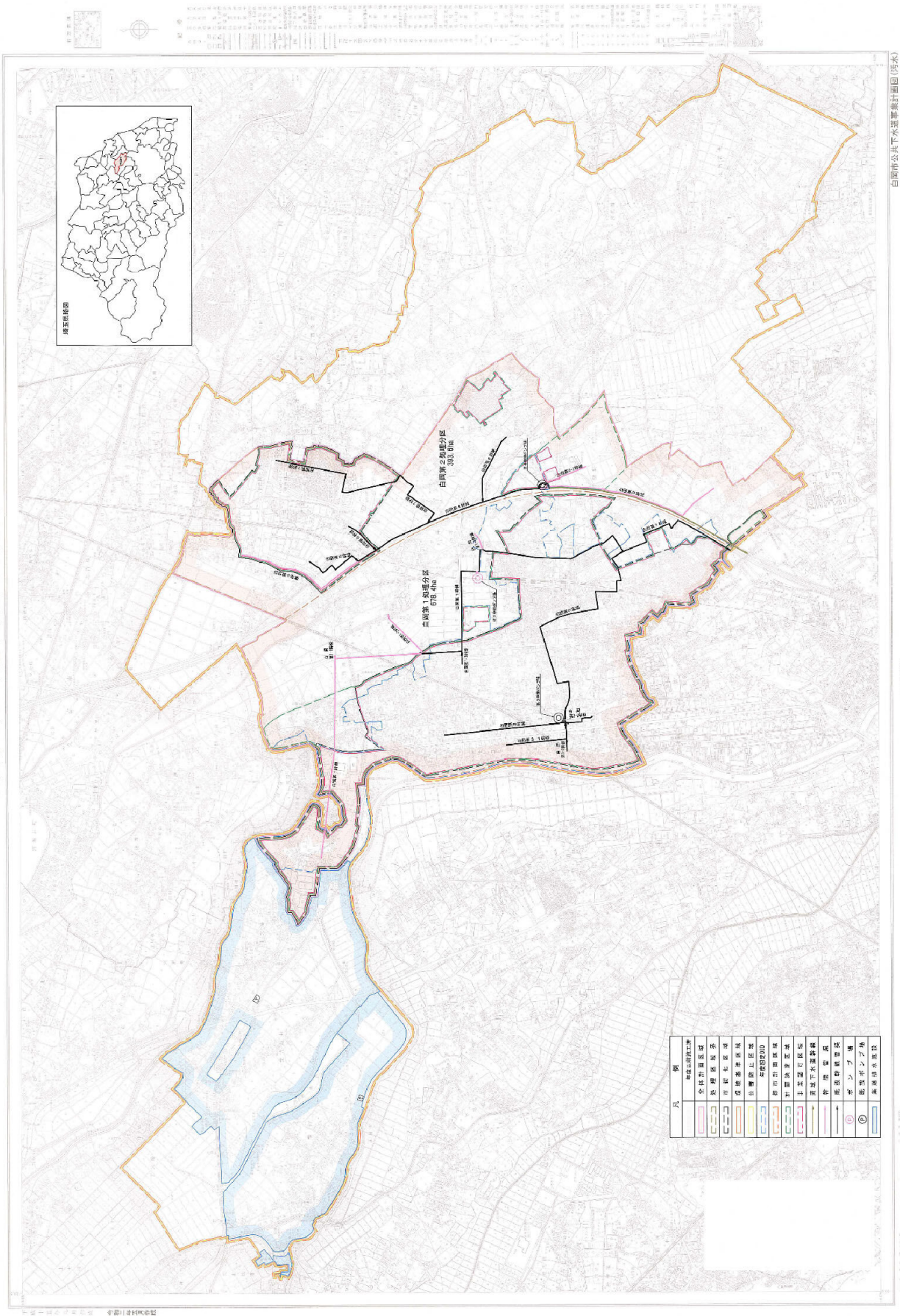
資料-86 白岡市上水道施設位置図





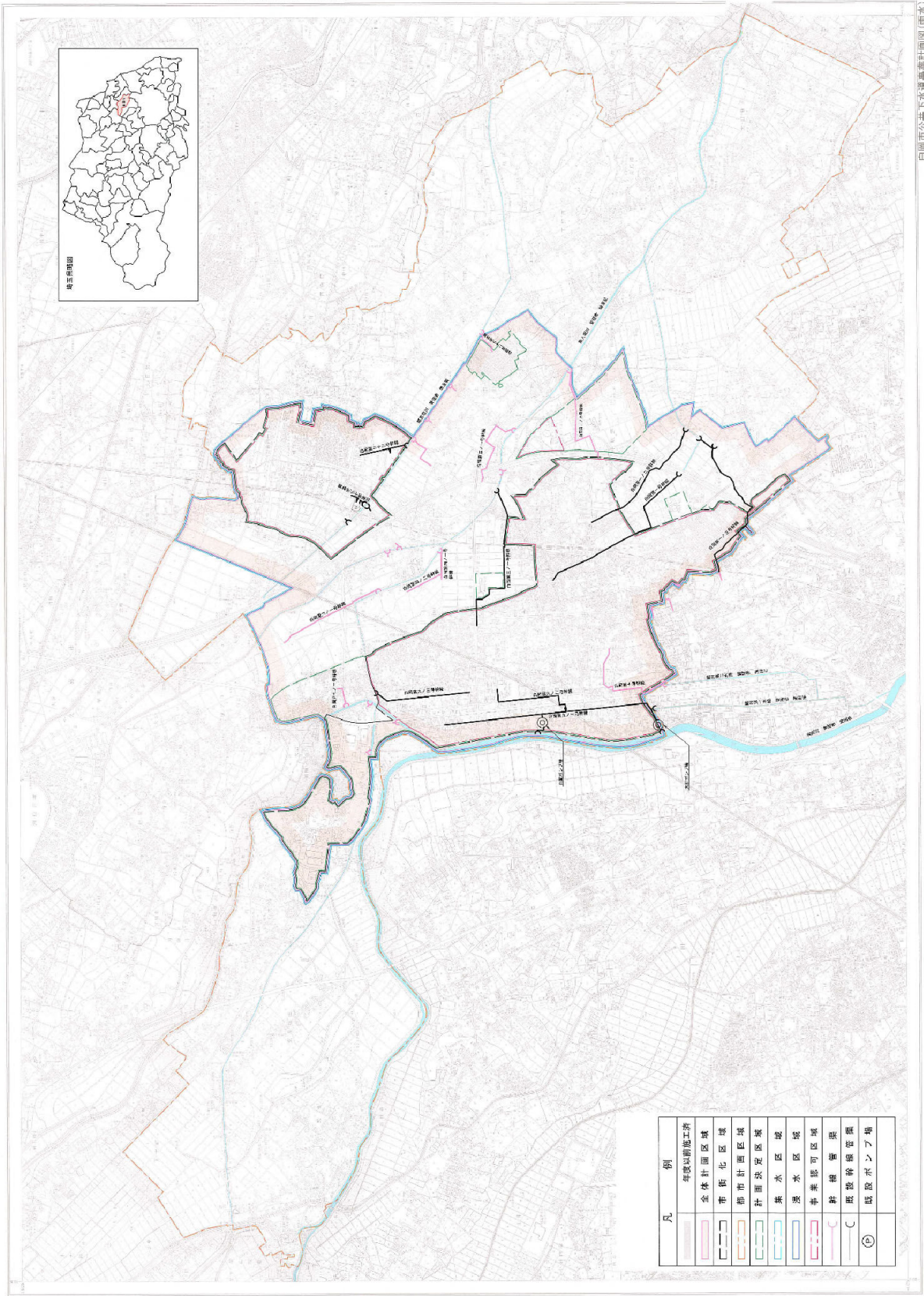
資料-87 白岡市下水道施設位置図

白岡市公共下水道事業計画図(汚水)





白岡市公共下水道事業計画図(雨水)



白岡市公共下水道事業計画図(雨水)

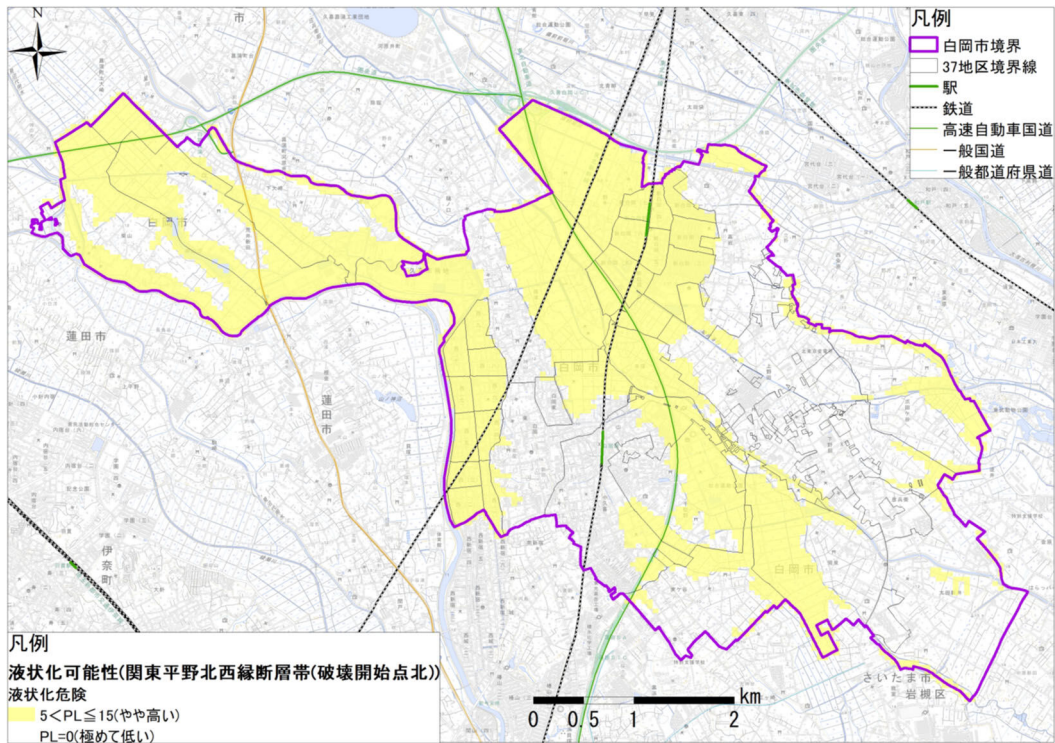
1 : 10,000



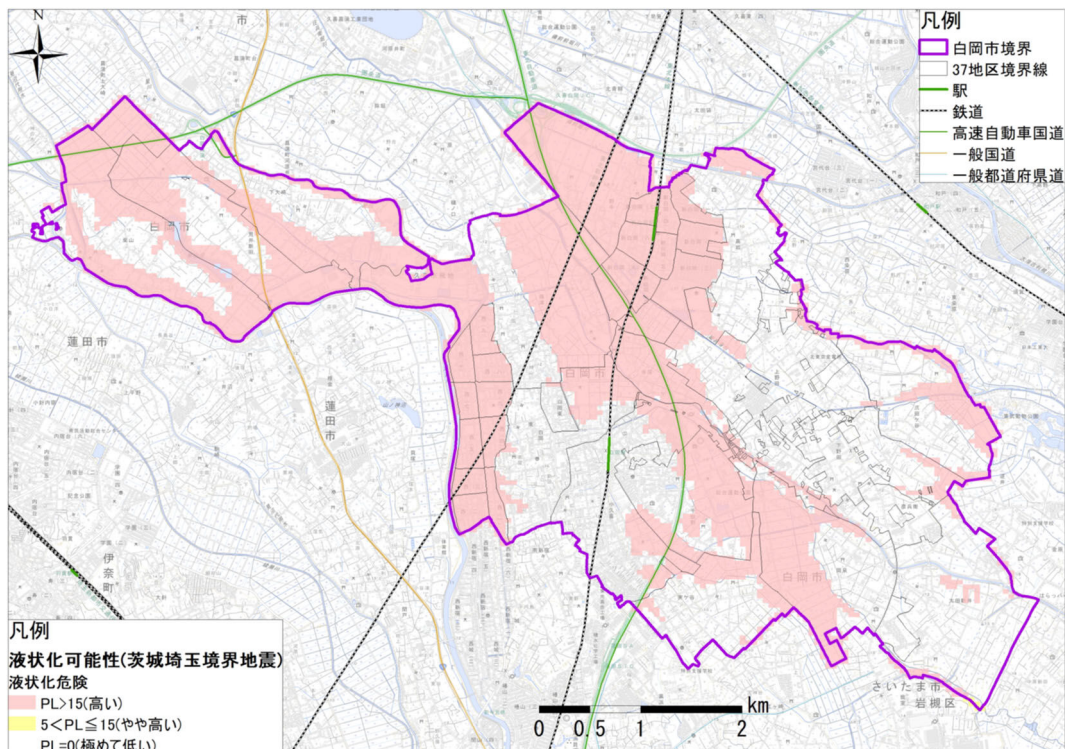
資料-88 白岡市液状化危険度

「白岡町防災アセスメント調査（令和5年3月）」において、次の2つの想定震源における液状化危険度を算定した。

関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点北)



茨城・埼玉県境地震



資料-89 市内の危険物施設の現況

市内の危険物施設の現況

令和4年3月31日現在

| 区分           |     | 施設数      |           |
|--------------|-----|----------|-----------|
| 施設<br>区<br>分 | 製造所 |          | <u>2</u>  |
|              | 貯蔵所 | 屋内貯蔵所    | <u>27</u> |
|              |     | 屋外貯蔵所    | 5         |
|              |     | 屋内タンク貯蔵所 | 1         |
|              |     | 屋外タンク貯蔵所 | 22        |
|              |     | 地下タンク貯蔵所 | 24        |
|              |     | 移動タンク貯蔵所 | 9         |
|              | 取扱所 | 給油取扱所    | <u>18</u> |
|              |     | 一般取扱所    | <u>20</u> |

資料-90 市内の毒劇物取扱施設の現況

市内の毒劇物取扱施設の現況

令和3年1月1日現在

| 事業所      | 区分    | 品名       |
|----------|-------|----------|
| 蓮田白岡衛生組合 | 貯蔵・取扱 | 劇物 アンモニア |
| 白岡冶金(株)  | 貯蔵・取扱 | 劇物 アンモニア |

### 地域貢献型広告に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、白岡市内における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市内に広告を掲出することにより、市民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地域貢献型広告 乙が実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報が記載されたものをいう。
- （2）公共的な情報 防災関係・防犯関係・公共施設案内・観光名所などをいう。
- （3）広告主 本協定の趣旨に賛同し、広告の製作費及び広告料を支払う民間企業などをいう。

（情報提供）

第3条 甲は、乙に対し、広告の掲出のために必要な情報を提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力をを行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条の規定に基づき広告の掲出及び維持管理を行うこと。
- （2）広告の掲出場所・内容等について変更があったとき、及び甲が求めるときに報告を行うこと。
- （3）内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議の上必要な処置を講ずること。

（細目）

第5条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（広告の掲出）

第6条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上決定する。

2 広告の掲出については、白岡市有料広告掲載に関する要綱（平成19年10月31日告示第376号）第2条に規定する広告掲載の要件及び乙の定める社内規定に基づき、甲乙協議の上、法令等を遵守するとともに公序良俗に反しないものとする。

（経費）

第7条 広告の掲出に当たり必要な経費は、広告主及び乙が負担し、甲は、その一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成28年6月8日

甲 白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地  
東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社  
総支社長 小池 猛

## 防災備蓄品一覧表

令和3年3月末日現在

| 分類      | 品名                  | 合計数    | 単位            | 備考                              |
|---------|---------------------|--------|---------------|---------------------------------|
| 食糧      | 缶入りパン・袋入りパン         | 9,722  | 食             | 保存期間5年                          |
|         | アルファ米               | 9,950  | 食             | 1食100g(保存期間5年)                  |
|         | 即席おかゆ(アレルギーフリー)     | 1,450  | 食             | 1食40g(保存期間5年)                   |
|         | 非常備蓄用ミキサー粥          | 1,600  | 食             | 1食30g(保存期間5年)                   |
|         | ビスケット               | 7,536  | 食             | 1食75g(保存期間5年)                   |
|         | クラッカー               | 7,320  | 食             | 1食75g(保存期間5年)                   |
|         | 粉ミルク                | 1,308  | 本             | スティックタイプ、乳製品アレルギー対応含む(保存期間1.5年) |
|         | 保存用ようかん えいようかん      | 7,100  | 本             | 1箱5本×20セット入り(1食は2本)             |
|         | ほ乳瓶                 | 220    | 本             | 240ml(ガラス製)乳首(シリコン製 耐用5年)       |
|         | 使い捨て哺乳瓶             | 225    | 本             | セット5本入り 5年保存                    |
|         | ミルクセット              | 12     | 式             | ガスコンロ、ボンベ3本、ケトル(2.5l)           |
| 飲料水     | 15,864              | 本      | 500ml(保存期間5年) |                                 |
| 生活必需品   | 真空パック毛布             | 1,850  | 枚             | 真空パック ガス滅菌処理                    |
|         | アルミ毛布               | 408    | 枚             |                                 |
|         | 難燃カーペット             | 960    | 枚             | 1帖(900mm×1900mm)                |
|         | レスキューシート            | 1300   | 枚             | 2130mm×1370mm アルミ蒸着ポリエステル       |
|         | 寝袋                  | 10     | セット           |                                 |
|         | 肌着セット(男性用、女性用)      | 1,370  | 組             | Tシャツ、ブリーフ(女性はショーツ)、靴下、タオル各1     |
|         | 備蓄タオル               | 255    | 枚             |                                 |
|         | 紙おむつ(大人用)           | 1,072  | 枚             | テープタイプ及びパンツタイプ                  |
|         | 尿取りパッド              | 900    | 枚             | 1袋30枚入り                         |
|         | 紙おむつ(幼児用)           | 3,564  | 枚             | テープタイプ(S、Mサイズ)パンツタイプ(L、Bigサイズ)  |
|         | 生理用品                | 8,640  | 個             | 1パック(約40枚入り)                    |
|         | 仮設トイレ(避難場所用)        | 13     | 式             | 組立て式 容量270L                     |
|         | マンホール対応型トイレ         | 18     | 式             | 組立て式                            |
|         | マンホール対応型トイレ(車椅子対応型) | 1      | 式             | 組立て式                            |
|         | 簡易トイレ(家庭用)          | 799    | 個             | 家庭用組み立て式、凝固剤・消臭剤付               |
|         | 簡易トイレ用テント           | 24     | 張             | 1200×1200×1900mm ワンタッチタイプ       |
|         | 便袋                  | 1,660  | 袋             | 凝固シート圧着、脱臭剤付き、100袋1セット          |
|         | ベンリー袋               | 5,500  | 袋             | トイレ用便収納袋                        |
|         | トイレトペーパー            | 720    | ロール           | 1パック6ロール入り、1箱8パック入り             |
|         | ウェットティッシュ           | 288    | 袋             | 1袋100枚入り、130mm×200mm            |
| 非常用ローソク | 767                 | 本      | マッチ付き 10時間用   |                                 |
| 医薬品等    | 救急箱                 | 29     | セット           | 50人用(アルミ箱入り)                    |
|         | マスク                 | 74,150 | 枚             |                                 |
|         | アルコール消毒液            | 539    | 本             | ジェルタイプ                          |
| 防災資器材   | 消火器                 | 32     | 本             | ABC10型 3.5L(5年耐圧試験)             |
|         | 担架                  | 30     | 台             | 折りたたみ式 布製(2,100mm×540mm)        |
|         | リヤカー                | 16     | 台             | 折りたたみ式 ノーパンクタイヤ                 |
|         | 救助用ゴムボート            | 1      | 基             | 全長310cm 全幅147cm 繊維ナイロン470dtex   |
|         | 救命胴衣                | 6      | 着             | 固定式作業用救命胴衣(小型船舶用救命胴衣兼用)         |
|         | テント                 | 2      | 張             | 3.6m×5.4m 三方幕付                  |
|         | ビニールシート             | 1,580  | 枚             | 3600mm×5400mm(2間×3間)ハトメ付        |
|         | 油圧ジャッキ              | 16     | 台             | 爪荷重2t、上げ幅116mm                  |
|         | 発電機                 | 23     | 機             | 交流式23A、6.2時間連続運転可能、日本製          |
|         | 投光器                 | 46     | 台             | 三脚・補助コード3m付、300W型               |
|         | バルーン投光機             | 5      | 台             | LED300W 34,500ルーメン 三脚・バルーン収納袋付  |

| 分類        | 品名             | 合計数   | 単位  | 備考                                 |
|-----------|----------------|-------|-----|------------------------------------|
| 防災資<br>器材 | 強カライト（ラジオ付）    | 58    | 個   | FM・AMラジオ付日本製<br>（ライト2.5時間、ラジオ40時間） |
|           | コードリール         | 16    | 台   | 許容電流22A、コード長50m                    |
|           | トランジスタメガホン     | 24    | 台   | 定格出力15W、最大出力23W、音声到達距離約400m        |
|           | 電池             | 428   | 本   | 単2、単3                              |
|           | 2連はしご          | 11    | 台   | 最伸長7m程度                            |
|           | 浄水装置           | 2     | 台   | 処理能力2,000L                         |
|           | 浄水装置用カートリッジ    | 12    | 個   |                                    |
|           | 組立て水槽          | 7     | 式   | 丸型 2,200L 消防用                      |
|           | 給水用1tタンク       | 15    | 基   | ミズコン                               |
|           | 飲料水タンク         | 57    | 個   | 20Lポリタンク                           |
|           | 非常用水運搬袋        | 5,550 | 枚   | 容量5L、文字・町章入り                       |
|           | かまどセット         | 14    | セット | 7升用                                |
|           | コークス煮焚ストーブ     | 16    | 台   |                                    |
|           | コークス           | 83    | 袋   | 25KG/袋                             |
|           | 金てこ            | 44    | 本   | 22mm/1,200mmスチール製                  |
|           | のこぎり           | 32    | 本   | 片刃                                 |
|           | 大ハンマー          | 26    | 本   | 900mm/4.5kg                        |
|           | つるはし           | 28    | 本   | 900mm/2.5kg                        |
|           | スコップ           | 95    | 本   | 900mm/2kg                          |
|           | なた             | 31    | 本   | さや付                                |
|           | トラロープ          | 23    | 巻   | 12mm/200m                          |
|           | シグナル誘導棒        | 17    | 本   | 赤・黄に変色                             |
|           | 軍手             | 516   | 双   |                                    |
|           | ワンタッチパーテーション   | 360   | セット | W2.1m×D2.1m×H1.0m 避難所用             |
|           | マルチハウス（テントタイプ） | 201   | セット | W2.1m×D2.1m×H2.2m 避難所用             |
|           | 避難所用間仕切り       | 3     | セット | 6畳間×6室・60枚使用                       |
|           | ベッド            | 3     | 台   |                                    |
|           | ガソリン携行缶        | 18    | 個   | 20ℓ缶                               |
|           | ガソリン缶          | 56    | 缶   | 1ℓ缶（保存期間3年）                        |
|           | 避難所運営セット       | 12    | 式   | 避難所運営事務用品                          |
|           | ポリバケツ（ふた付）     | 4     | 個   | 90ℓ                                |



### 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

#### （定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、白岡市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、白岡市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNETTOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。

#### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

#### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

#### （地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNETTOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNETTOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNETTOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年7月6日

甲) 埼玉県白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長 小島 卓

乙) 埼玉県さいたま市土手町1丁目2番地  
株式会社ゼンリン  
関東エリア統括部長 園田 孝司

【添付別紙】

ZNETTOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

### 被害調査要領

#### 1 目的

この要領は、台風その他による被害状況を迅速に調査するため必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 職員の責務

職員は、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、自己の安全を確保しながら積極的に身して調査活動をしなければならない。

#### 3 被害調査班の構成は、警戒体制及び災害対策本部組織による。

#### 4 被害調査班の正副班長は相互に連絡し、班員を指揮して調査に当たるものとする。

#### 5 被災直後の速報は、様式第1号を用い、被害の概要を直ちに市災害対策本部に報告する。

報告を受けた市災害対策本部は、速やかに集計の後、様式第2号及び様式第3号により県災害対策本部に報告する。

様式第1号 発生速報

発 生 速 報

白 岡 市

| 日 時 分受信         | 発信者 | 受信者 |
|-----------------|-----|-----|
| 1 被害発生          |     |     |
| 2 被害場所          |     |     |
| 3 被害程度          |     |     |
| 4 災害に対する<br>措 置 |     |     |
| 5 その他必要<br>事 項  |     |     |

(注) 内容は、簡単に要を得たものとする。

様式第2号 経過速報

経 過 速 報

白 岡 市

|       |                       |           |     |       |       |       |       |    |  |  |
|-------|-----------------------|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|----|--|--|
|       |                       | 発信者       |     |       |       | 受信者   |       |    |  |  |
| 災害の種別 |                       |           |     |       |       | 発生地域  |       |    |  |  |
| 被害日時  |                       | 自 月 日     |     | 至 月 日 |       |       |       |    |  |  |
| 報告区分  |                       |           |     |       |       |       |       |    |  |  |
| 区 分   |                       | 被 害       |     | 区 分   |       | 被 害   |       |    |  |  |
| 人的被害  | 死者                    | 人         |     | 田畑被害  | 田     | 流出・埋没 | ha    |    |  |  |
|       | 行方不明者                 | 人         |     |       |       | 冠水    | ha    |    |  |  |
|       | 負傷者                   | 重傷        | 人   |       |       | 畑     | 流出・埋没 | ha |  |  |
|       |                       | 軽傷        | 人   |       |       |       | 冠水    | ha |  |  |
| 住家被害  | 全壊<br>(焼)<br>(流<br>失) | 棟         |     | 道路被害  | 決壊    | 箇所    |       |    |  |  |
|       |                       | 世帯        |     |       | 冠水    | 箇所    |       |    |  |  |
|       | 半壊<br>(焼)             | 棟         |     | その他被害 | 文教施設  | 箇所    |       |    |  |  |
|       |                       | 世帯        |     |       | 病院    | 箇所    |       |    |  |  |
|       | 一部破損                  | 棟         |     |       | 橋りょう  | 箇所    |       |    |  |  |
|       |                       | 世帯        |     |       | 河川    | 箇所    |       |    |  |  |
|       | 床上浸水                  | 棟         |     |       | 砂防    | 箇所    |       |    |  |  |
|       |                       | 世帯        |     |       | 清掃施設  | 箇所    |       |    |  |  |
|       | 床下浸水                  | 棟         |     |       | 崖くずれ  | 箇所    |       |    |  |  |
|       |                       | 世帯        |     |       | 鉄道不通  | 箇所    |       |    |  |  |
|       |                       | 人         |     |       | 被害船舶  | 隻     |       |    |  |  |
|       |                       | 人         |     |       | 水道    | 戸     |       |    |  |  |
| 非住家被害 | 公共建物                  | 全壊<br>(焼) | 棟   |       | 罹災世帯数 |       | 世帯    |    |  |  |
|       |                       | 半壊<br>(焼) | 棟   |       | 罹災者数  |       | 人     |    |  |  |
|       | その他                   | 全壊<br>(焼) | 棟   | 火災発生  | 建物    | 件     |       |    |  |  |
|       |                       | 半壊<br>(焼) | 棟   |       | 危険物   | 件     |       |    |  |  |
|       |                       |           | その他 |       | 件     |       |       |    |  |  |

災害に対してとられた措置

- 災害対策本部の設置状況
- 市(町村)のとした主な応急措置の状況
- 応援要請又は職員派遣の状況
- 災害救助法適用の状況
- 避難命令 勧告の状況
 

|      |     |
|------|-----|
| 市町村数 | 地区数 |
| 人 員  | 人   |
- 消防機関の活動状況
 

|                      |      |   |
|----------------------|------|---|
| ア 出動人員               | 消防職員 | 名 |
|                      | 消防団員 | 名 |
| イ 主な活動状況 (使用した機材を含む) |      |   |

被 害 状 況 調

白 岡 市

|       |       |       |  |
|-------|-------|-------|--|
| 災害の種別 |       | 発生地域  |  |
| 被害日時  | 自 月 日 | 至 月 日 |  |
| 報告区分  | 確 定   |       |  |

| 区 分  |       | 被 害   |       | 区 分    |      | 被 害   |    |    |  |
|------|-------|-------|-------|--------|------|-------|----|----|--|
| 人的被害 | 死者    | 人     |       | 田畑被害   | 田    | 流出・埋没 | ha |    |  |
|      | 行方不明者 | 人     |       |        | 畑    | 流出・埋没 | ha |    |  |
|      | 負傷者   | 重傷    | 人     |        |      | 冠水    | ha |    |  |
|      |       | 軽傷    | 人     |        |      | 冠水    | ha |    |  |
| 住家被害 | 全壊    | 棟     |       | 道路被害   | 決壊   | 箇所    |    |    |  |
|      |       | 世帯    |       |        | 冠水   | 箇所    |    |    |  |
|      | 半壊    | 棟     |       | その他の被害 | 文教施設 | 箇所    |    |    |  |
|      |       | 世帯    |       |        | 病院   | 箇所    |    |    |  |
|      | 一部破損  | 棟     |       |        | 橋りょう | 箇所    |    |    |  |
|      |       | 世帯    |       |        | 河川   | 箇所    |    |    |  |
|      | 床上浸水  | 棟     |       |        | 砂防   | 箇所    |    |    |  |
|      |       | 世帯    |       |        | 清掃施設 | 箇所    |    |    |  |
|      | 床下浸水  | 棟     |       |        | 崖くずれ | 箇所    |    |    |  |
|      |       | 世帯    |       |        | 鉄道不通 | 箇所    |    |    |  |
|      |       | 棟     |       |        | 被害船舶 | 隻     |    |    |  |
|      |       | 世帯    |       |        | 水道   | 戸     |    |    |  |
|      | 非住家被害 | 公共建物  | 全壊(焼) |        | 棟    | 罹災世帯数 |    | 世帯 |  |
|      |       |       | 半壊(焼) |        | 棟    | 罹災者数  |    | 人  |  |
| その他  |       | 全壊(焼) | 棟     | 火災発生   | 建物   | 件     |    |    |  |
|      |       | 半壊(焼) | 棟     |        | 危険物  | 件     |    |    |  |
|      |       |       | その他   |        | 件    |       |    |    |  |



| 区 分            |                     | 被 害 | 市災<br>町害<br>村対<br>策本<br>部        | 名 称  |   |   |   |
|----------------|---------------------|-----|----------------------------------|------|---|---|---|
| 公立文教施設         | 千円                  |     |                                  | 設 置  | 月 | 日 | 時 |
| 農林水産施設         | 千円                  |     |                                  | 解 散  | 月 | 日 | 時 |
| 公共土木施設         | 千円                  |     |                                  |      |   |   |   |
| その他公共施設        | 千円                  |     |                                  |      |   |   |   |
| 小計             | 千円                  |     |                                  |      |   |   |   |
| 公立施設被害<br>市町村数 | 団体                  |     | 災設<br>害置<br>対市<br>策町<br>本村<br>部数 |      |   |   |   |
| そ<br>の<br>他    | 農産被害                | 千円  |                                  |      |   |   |   |
|                | 林産被害                | 千円  |                                  |      |   |   |   |
|                | 畜産被害                | 千円  |                                  |      |   |   |   |
|                | 水産被害                | 千円  |                                  | 計 団体 |   |   |   |
|                | 商工被害                | 千円  |                                  |      |   |   |   |
|                |                     |     | 災適<br>害用<br>救市<br>助町<br>法村<br>名  |      |   |   |   |
|                |                     |     |                                  | 計 団体 |   |   |   |
| その他            | 千円                  |     | 消防職員出動延人数                        | 人    |   |   |   |
| 被害総額           | 千円                  |     | 消防団員出動延人数                        | 人    |   |   |   |
| 備<br>考         | 1 災害発生場所            |     |                                  |      |   |   |   |
|                | 2 災害発生年月日           |     |                                  |      |   |   |   |
|                | 3 災害の種類概況           |     |                                  |      |   |   |   |
|                | 4 消防機関の活動状況         |     |                                  |      |   |   |   |
|                | 5 その他（避難の勧告 指示等の状況） |     |                                  |      |   |   |   |

## 確定報告記入要領

| 区 分   | 基 準  |
|-------|--|
| 人的被害  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。</li> <li>2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。</li> <li>3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</li> <li>4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</li> </ol>  |
| 住家被害  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</li> <li>2 棟とは、一つの独立した建物とする。</li> <li>3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。</li> <li>4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</li> <li>5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</li> <li>6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</li> <li>7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</li> <li>8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</li> </ol> |
| 非住家被害 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</li> <li>2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</li> <li>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</li> <li>4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</li> </ol>   |
| 田畑被害  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</li> <li>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</li> <li>3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</li> </ol>   |
| 道路被害  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</li> </ol>   |

| 区 分     | 基 準   |
|---------|---|
| その他の被害  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</li> <li>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</li> <li>3 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</li> <li>4 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</li> <li>5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</li> <li>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</li> <li>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</li> <li>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</li> <li>9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</li> <li>10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</li> <li>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</li> <li>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</li> <li>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</li> <li>14 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。<br/>例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</li> <li>15 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。</li> </ol> |
| 火 災 発 生 | 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。   |
| 被 害 金 額 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</li> <li>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</li> <li>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</li> <li>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</li> <li>5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</li> <li>6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</li> <li>7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</li> <li>8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</li> <li>9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。</li> <li>10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</li> </ol>   |

### 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、白岡町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続を定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

#### （支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

#### （支援協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、様式第1号の支援要請書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等
- (3) 支援協力を希望する期間

#### （支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により甲に報告するものとする。

#### （復旧作業後の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に様式第2号の災害復旧業務完了報告書を提出し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により甲に報告し、速やかに災害復旧業務完了報告書を提出するものとする。

#### （災害復旧実施マニュアルの提出）

第6条 乙は甲の要請に対応するため、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提出するものとする。

#### （経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成23年3月29日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成23年3月29日

甲 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地  
白岡町  
白岡町長 小島 卓

乙 埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目820番地6  
埼玉県電気工事工業組合  
理事長 小澤 浩二

|              |             |   |
|--------------|-------------|---|
| 様式第1号(第3条関係) | 支援要請書       | 略 |
| 様式第2号(第5条関係) | 災害復旧業務完了報告書 | 略 |

## 資料-97 都市ガス事業者一覧

## 都市ガス事業者一覧（組合加入業者）

| 事業者名                       | 所在地                 | 電話番号         | 備考      |
|----------------------------|---------------------|--------------|---------|
| 東京ガス埼玉<br>導管ネットワーク<br>サービス | さいたま市浦和区北浦和 5-16-20 | 048-832-4452 | 都市ガス事業者 |
| 東彩ガス株式会社<br>久喜事業所          | 久喜市大字下早見 818        | 0480-21-5626 | 都市ガス事業者 |

## 資料-98 プロパンガス業者一覧表

## プロパンガス業者一覧表（組合加入業者）

|   | 業者名                    | 電話番号         | 住所             | 備考 |
|---|------------------------|--------------|----------------|----|
| 1 | 田中商店                   | 0480-92-1021 | 白岡市岡泉 1276-2   |    |
| 2 | 埼玉屋商店                  | 0480-97-0651 | 白岡市下大崎 1314-2  |    |
| 3 | (株)エック 埼玉北(営)          | 0480-92-9666 | 白岡市高岩 752-2    |    |
| 4 | 関口産業(株)                | 0480-92-1515 | 白岡市小久喜 1115-1  |    |
| 5 | (有)白岡齊藤喜一商店            | 0480-92-4559 | 白岡市小久喜 1165-2  |    |
| 6 | (株)トーエル埼玉<br>TASK センター | 0480-92-0562 | 白岡市上野田 477-135 |    |
| 7 | (株)ミツロコ白岡店             | 0480-93-7780 | 白岡市西 3-3-2     |    |
| 8 | 河原実業(株)白岡(営)           | 0480-93-1681 | 白岡市西 7-1-13    |    |
| 9 | (有)騎西屋油店               | 0480-92-0077 | 白岡市白岡 1186-4   |    |

## 災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書

白岡市（以下、「甲」という。）と一般社団法人埼玉県LPガス協会南埼玉支部（以下、「乙」という。）とは、災害時又は災害発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）におけるLPガス及びLPガス器具（以下、「LPガス等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等におけるLPガス等の供給に関して必要な事項を定めることにより、被災者並びに避難者の救援活動を円滑に実施することを目的とする。

### （協力要請・方法）

第2条 甲は、災害時等における応急対策を実施するうえでLPガス等を必要とする場合、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的な余裕がないときは口頭又は電話等で要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （協力範囲）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガス等の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

### （供給及び運搬）

第4条 LPガス等の供給並びに運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。

### （引渡し）

第5条 LPガス等の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

### （報告）

第6条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 第3条の規定により、乙が供給したLPガス等の対価及び運搬に要した経費（以下、「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における時価により、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

### （費用の支払い）

第8条 前条の規定による費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

### （その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期すため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、その都度連絡するものとする。



(協 議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年8月28日

甲) 埼玉県白岡市千駄野432番地  
白岡市  
白岡市長

乙) 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲150番地  
一般社団法人埼玉県LPガス協会  
南埼玉支部  
支部長 平澤 道男

### 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

白岡市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

#### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

#### （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

#### （通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

#### （電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

#### （移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合には、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成 26 年 12 月 19 日

甲 埼玉県白岡市千駄野 432 番地  
白岡市  
白岡市長  
小 島 卓 印

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤 5 丁目 8 番 17 号  
東日本電信電話株式会社  
取締役 埼玉事業部長  
笠 井 澄 人 印

【別紙1】

情報管理責任者~~(変更)~~通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【白岡市】

| 情報管理責任者氏名 | 連絡電話番号               |
|-----------|----------------------|
| (正)       | TEL<br>FAX<br>E-Mail |
| (副)       | TEL<br>FAX<br>E-Mail |

【東日本電信電話株式会社】

| 情報管理責任者氏名 | 連絡電話番号        |
|-----------|---------------|
| (正)       | TEL<br>E-Mail |
| (副)       | TEL<br>E-Mail |

白岡市  
総合政策部安心安全課長

\_\_\_\_\_

東日本電信電話株式会社

\_\_\_\_\_

【別紙2】

特設公衆電話 定期試験仕様書

白岡市およびNTT東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施することに努めることとする。

| 試験名                       | 実施手順  | 備考  |
|---------------------------|---|---|
| I. NTTによる回線試験             | ① NTTから特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。                   | ◇ 試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。     |
|                           | ② 回線に異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。                   | ◇ 派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。 |
|                           | ③ ②の場合、NTTの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。                |   |
| II. 白岡市による通話試験<br>(避難所含む) | ① 各避難所等にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話出来るかの確認を実施します。 |   |
|                           | ② 通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT故障受付部門（局番なしの113）へ連絡願います。      |   |
|                           |   |   |

## 白岡市管工事業協同組合員名簿 [6社]

令和5年4月1日現在

| 役職名  | 会社名       | 代表者名  | 住所           | 電話番号    | FAX番号   |
|------|-----------|-------|--------------|---------|---------|
| 理事長  | (株)山田設備工業 | 山田 豊  | 白岡市 西 8-15-1 | 92-2251 | 93-3671 |
| 副理事長 | (有)木村住設   | 木村 祐司 | " 太田新井 458-3 | 92-2626 | 93-2626 |
| 理事   | (株)弓木電設社  | 弓木 訓  | " 千駄野 660    | 92-6983 | 92-6941 |
| 理事   | (株)エハラ設備  | 江原 康雄 | " 荒井新田 83-2  | 97-0058 | 97-0718 |
| 監事   | 誉田設備      | 誉田 勝洋 | " 千駄野 821    | 92-1344 | 92-5106 |
|      | (株)享和     | 立川 亨  | " 下野田 809    | 92-2345 | 92-2385 |

## 資料-102 白岡市指定給水装置工事事業者一覧表

## 白岡市指定給水装置工事事業者一覧表（指定順）

令和5年8月1日現在

| 番号 | 会社名          | 電話番号         | 住所                      |
|----|--------------|--------------|-------------------------|
| 1  | ㈱弓木電設社 営業所   | 0480-92-6983 | 白岡市千駄野 660 番地 3         |
| 2  | ㈱享和          | 0480-92-2345 | 白岡市下野田 809 番地           |
| 3  | ㈲木村住設        | 0480-92-2626 | 白岡市太田新井 458 番地 3        |
| 4  | 弓木空調㈱        | 0480-92-6457 | 白岡市千駄野 675 番地 5         |
| 5  | 吉澤水道工業㈱      | 0480-21-5002 | 久喜市南 1 丁目 2 番 28 号      |
| 6  | ㈲山崎水道        | 0480-97-0008 | 白岡市荒井新田 459 番地          |
| 7  | ㈲折原水道        | 0480-92-1855 | 白岡市高岩 1045 番地           |
| 8  | 島村水道         | 0480-92-6863 | 白岡市岡泉 1355 番地 1         |
| 9  | ㈱山田設備工業      | 0480-92-2251 | 白岡市西 8 丁目 15 番 1        |
| 10 | ㈱エハラ設備       | 0480-97-0058 | 白岡市荒井新田 83 番地 2         |
| 11 | ㈲タカセ土建       | 0480-53-9557 | 白岡市下野田 446 番地           |
| 12 | 譽田設備         | 0480-92-1344 | 白岡市千駄野 821 番地           |
| 13 | 北辰住設㈱        | 048-812-5510 | 春日部市永沼 1262 番地 3        |
| 14 | 深作設備工業㈱      | 0480-21-3175 | 久喜市久喜北 1 丁目 10 番 4 号    |
| 15 | 正和工業㈱        | 048-736-6111 | 春日部市豊野町 2 丁目 32 番 19 号  |
| 16 | 長谷川工業㈱       | 0480-22-0748 | 久喜市原 338 番地 11          |
| 17 | ハギワラ㈱        | 048-768-4788 | 蓮田市大字黒浜 1899 番地 7       |
| 18 | ㈱中村工業所 宮代営業所 | 0480-32-4817 | 宮代町字山崎 745 番地 2 号       |
| 19 | シミズ設備工業㈱     | 048-773-5676 | 上尾市谷津二丁目 5 番 10 号       |
| 20 | ㈱サンケイ        | 0480-31-1545 | 杉戸町大字杉戸 2612 番地 1       |
| 21 | ㈲小河原設備       | 0480-33-0391 | 宮代町字姫宮 375 番地           |
| 22 | ㈱中村設備工業所     | 048-773-8733 | 上尾市錦町 1 番地 18           |
| 23 | ㈲蛭間水道設備      | 0480-32-2407 | 宮代町本田 5 丁目 18 番 20 号    |
| 24 | ㈱高田工業所       | 0480-34-0361 | 杉戸町清地 6 丁目 12 番 26 号    |
| 25 | ㈲小島水道工業      | 0480-68-5743 | 加須市北篠崎 212 番地           |
| 26 | ㈲小山設備        | 048-766-3355 | 蓮田市大字根金 896 番地 18       |
| 27 | ㈱カキヌマ        | 0480-23-4126 | 久喜市北青柳 1236 番地 1        |
| 28 | 関根設備工業㈱      | 0480-42-0087 | 幸手市中 1 丁目 12 番 33 号     |
| 29 | ㈲三鈴商工        | 048-663-4010 | さいたま市北区奈良町 50 番地 11     |
| 30 | 太平ビル管理㈱      | 0480-32-0381 | 杉戸町杉戸 2 丁目 6 番 3 号      |
| 31 | 協立設備㈱        | 048-786-4557 | 桶川市大字下日出谷 302 番地 6      |
| 32 | ㈱岡野水道設備      | 0480-23-2181 | 久喜市太田袋 628 番地           |
| 33 | ㈱共栄設備        | 048-768-2012 | 蓮田市大字江ヶ崎 1711 番地        |
| 34 | ㈲渋谷さく泉工業所    | 048-768-1229 | 蓮田市大字黒浜 4749 番地 11      |
| 35 | ㈲斎藤商会        | 048-766-9508 | 蓮田市大字根金 1551 番地 1       |
| 36 | 本沢住設㈱        | 048-769-1923 | 蓮田市大字江ヶ崎 1177 番地 7      |
| 37 | ㈱大三          | 03-5831-1670 | 東京都足立区一ツ家二丁目 14 番 1 号   |
| 38 | ㈱こばやし設備工業所   | 048-685-1344 | さいたま市見沼区大字東宮下 2013 番地 1 |
| 39 | 新井ポンプ工業㈱     | 048-794-2432 | さいたま市岩槻区大字徳力 86 番地      |
| 40 | 大久保設備工業㈱     | 0480-92-4961 | 白岡市千駄野 90 番地 2          |
| 41 | ㈱中島電気工業      | 0480-65-1727 | 加須市南篠崎 2548 番地          |



| 番号 | 会社名             | 電話番号         | 住所                        |
|----|-----------------|--------------|---------------------------|
| 42 | ㈱ヤマグチ           | 0480-52-5570 | 久喜市佐間 290 番地 2            |
| 43 | (有)平柳設備         | 048-721-1635 | 伊奈町大字大針 1335 番地 12        |
| 44 | (有)北沢設備工業       | 048-728-2404 | 伊奈町内宿台五丁目 102 番地          |
| 45 | ㈱埼玉総合設備         | 048-686-1234 | さいたま市見沼区大字風渡野 351 番地 15   |
| 46 | ㈱ハトリ            | 048-562-5000 | 羽生市南 7 丁目 2 番地 2          |
| 47 | アサヒ住建(株)        | 048-728-7576 | 伊奈町西小針六丁目 150 番地 1        |
| 48 | ㈱木村設備           | 0480-32-7788 | 宮代町本田 4 丁目 10 番 32 号      |
| 49 | ㈱泉山設備           | 048-592-7510 | 北本市石戸 5 丁目 268 番地         |
| 50 | 五十嵐設備           | 048-761-4180 | 春日部市小淵 1155 番地 6          |
| 51 | ㈱伊藤住設           | 049-226-5071 | 川越市大字上寺山 458 番地 10        |
| 52 | ㈱鈴木総合設備         | 0480-85-4111 | 久喜市菖蒲町台 977 番地            |
| 53 | (有)長島設備商会       | 048-591-1304 | 北本市本町 4 丁目 99 番地          |
| 54 | (有)ケーワイエンジニアリング | 048-663-0818 | さいたま市北区別所町 47 番地 24       |
| 55 | 郷設備             | 048-766-6646 | 蓮田市大字根金 1785 番地           |
| 56 | ㈱熊谷設備工業         | 0480-38-0043 | 杉戸町大字宮前 137 番地 56         |
| 57 | 守合設備            | 0480-53-3988 | 白岡市千駄野 862 番地 4           |
| 58 | ㈱茂田工業所          | 0480-32-1766 | 杉戸町内田 2 丁目 8 番 16 号       |
| 59 | ㈱池上管工           | 048-624-2044 | さいたま市西区大字土屋 491 番地 1      |
| 60 | (有)関根設備工業       | 0280-78-0248 | 茨城県古河市山田 328 番地 3         |
| 61 | (有)吉澤設備工業       | 0480-21-2598 | 久喜市上清久 247 番地 4           |
| 62 | ㈱アイダ設計          | 048-726-8613 | 上尾市大字川 286 番地             |
| 63 | (有)旭工舎          | 048-793-3055 | さいたま市岩槻区大字徳力 346 番地       |
| 64 | (有)サトウ住設        | 048-718-3600 | 春日部市水角 848 番地             |
| 65 | 上尾ガス水道設備(株)     | 048-771-0183 | 上尾市栄町 1 番 4 号             |
| 66 | 三室建設(株)         | 048-624-5388 | さいたま市西区三橋 5 丁目 645 番地 1   |
| 67 | (有)敏総合設備工事      | 0480-21-3085 | 久喜市吉羽 5 丁目 16 番地 4        |
| 68 | 日興設備工業(株)       | 048-664-5321 | さいたま市北区宮原町 2 丁目 69 番地     |
| 69 | 田中電機産業(株)       | 0480-72-6590 | 加須市旗井 1 丁目 37 番地 14       |
| 70 | ㈱北島ソリューション      | 048-768-0271 | 蓮田市上二丁目 5 番 4 号           |
| 71 | ㈱小林設備           | 048-932-2760 | 草加市青柳 3 丁目 34 番 5 号       |
| 72 | (有)ジャパン管工       | 0480-36-5521 | 杉戸町大字佐左エ門 788 番地 3        |
| 73 | (有)滝本商店         | 048-746-1025 | 春日部市米島 1185 番地の 55        |
| 74 | ㈱宮設備            | 048-871-5318 | さいたま市北区盆栽町 95 番地 2        |
| 75 | ㈱良松             | 048-666-1200 | さいたま市北区東大成町 1-460         |
| 76 | ㈱大宝設備           | 048-786-9871 | 桶川市大字上日出谷 190 番地の 2       |
| 77 | ㈱シンエイ           | 048-666-3366 | さいたま市北区本郷町 260 番地         |
| 78 | 積水ハウス建設関東(株)    | 048-686-7331 | さいたま市見沼区東大宮 6 丁目 14 番地 10 |
| 79 | ㈱早田工務店          | 048-781-1298 | 上尾市向山二丁目 20 番地 15         |
| 80 | (有)肥留川興産        | 048-542-5817 | 鴻巣市郷地 2615 番地             |
| 81 | (有)深谷設備工業       | 048-787-0735 | 桶川市川田谷 6366 番地            |
| 82 | カナモリ産業(株)       | 048-722-8601 | 伊奈町大字小室 4684 番地 5         |
| 83 | (有)平山設備         | 048-769-3552 | 蓮田市西城三丁目 194 番地 2         |
| 84 | (有)長澤設備         | 0280-62-1420 | 加須市栄 1839 番地              |
| 85 | ㈱空衛設備           | 0480-37-3317 | 宮代町東 331 番地 6             |
| 86 | (有)斎藤水道工業       | 048-756-0770 | さいたま市岩槻区加倉一丁目 27 番 10 号   |
| 87 | アテックス(株)        | 048-590-5707 | 北本市中央四丁目 74 番地            |

| 番号  | 会社名              | 電話番号         | 住所                           |
|-----|------------------|--------------|------------------------------|
| 88  | 横田設備工業(株)支店      | 048-479-9404 | 新座市片山一丁目15番31号               |
| 89  | (有)加藤設備          | 0480-85-7879 | 久喜市菖蒲町下栢間2686番地              |
| 90  | (有)豊永プランニング      | 043-488-3399 | 千葉県佐倉市Y-加が丘六丁目8番1号           |
| 91  | (株)春日部設備工業       | 048-739-6635 | 春日部市西金野井369番地1               |
| 92  | (株)埼仙            | 048-725-0480 | 上尾市中分2丁目94番地1                |
| 93  | (有)あらい水道         | 048-768-5508 | 蓮田市関山1丁目1番13号                |
| 94  | (株)いいじま          | 049-297-0457 | 川島町大字上伊草1364番地               |
| 95  | (有)倉元興業          | 048-798-3017 | さいたま市岩槻区大字黒谷2158番地33         |
| 96  | タイヨー設備(有)        | 048-737-0841 | 春日部市武里中野472番地1               |
| 97  | (有)優輝設備          | 0480-33-5508 | 宮代町本田5丁目9番20号                |
| 98  | (株)大木水道          | 048-787-0611 | 桶川市大字川田谷3552番の2              |
| 99  | 奥北設備             | 0480-24-7215 | 久喜市久喜東6丁目10番11号              |
| 100 | 桐原設備工業所          | 048-596-1842 | 鴻巣市広田3459番地12                |
| 101 | 長島商会             | 0480-34-1377 | 杉戸町高野台南2丁目11番地1 ハイウェイラック106  |
| 102 | (株)中央設備工業        | 048-725-3232 | 上尾市今泉365番地12                 |
| 103 | 関根建設(株)          | 0480-38-1772 | 杉戸町大字本島647番地                 |
| 104 | (株)アクアマリンズ       | 048-662-6000 | 志木市上宗岡四丁目6番27 志木ハイパス628      |
| 105 | (有)松山水道設備        | 0489-91-2469 | 松伏町松伏2631番地1                 |
| 106 | (有)三幸システム企画      | 048-781-3405 | 上尾市大字地頭方441番地7               |
| 107 | 山中設備工業           | 0280-76-6211 | 茨城県古河市上和田134番地               |
| 108 | 平井管工(株)          | 048-872-7612 | 春日部市上大増新田19番地1               |
| 109 | (有)ラピスト          | 0480-73-7277 | 加須市道地1205番地1                 |
| 110 | (株)スガマ           | 0280-80-1205 | 茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋92番地3          |
| 111 | (株)MSフィールド       | 048-621-3535 | さいたま市西区指扇領別所366番地7           |
| 112 | 東京ガスファーストエナジー(株) | 048-688-5789 | さいたま市北区宮原町二丁目18番地7           |
| 113 | (株)大川工業所         | 048-771-5219 | 上尾市上平中央二丁目36番地2              |
| 114 | (有)苗村商会          | 048-725-2067 | 上尾市大字平方1321番地2               |
| 115 | 瀬山電機・設備          | 048-559-3443 | 行田市大字下須戸1197番地2              |
| 116 | (株)イースマイル        | 06-7739-2525 | 大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号 イースマイルビル |
| 117 | N・K企画            | 048-916-0161 | 三郷市番匠免1丁目116番地               |
| 118 | (株)トミザワ設備        | 0480-21-0946 | 久喜市上町6番52号                   |
| 119 | (有)シンセイ          | 048-597-0201 | 鴻巣市宮前38番地20                  |
| 120 | (有)長島設備          | 0280-84-0301 | 茨城県猿島郡五霞町大字冬木249番地           |
| 121 | (株)木下建設          | 0480-33-0382 | 白岡市彦兵衛128番地4                 |
| 122 | (株)宮下工業          | 048-625-5966 | さいたま市西区植田谷本854番地3            |
| 123 | (株)深谷設計設備        | 048-673-3194 | さいたま市北区別所町26番地15             |
| 124 | (株)ベストワーク        | 048-795-2000 | さいたま市岩槻区鹿室1123番3             |
| 125 | (株)福田設備工業        | 0480-73-2848 | 加須市中種足1529番地                 |
| 126 | (有)湯山設備工業所       | 049-242-5064 | 川越市中台元町一丁目5番地15              |
| 127 | (株)甲斐設備工業        | 048-971-5157 | 越谷市恩間新田300番地21               |
| 128 | (株)エクシング 埼玉北営業所  | 0480-92-9666 | 白岡市新白岡4丁目6番地10               |
| 129 | サンエス設工(有)        | 048-780-7681 | 上尾市今泉一丁目31番地11               |
| 130 | (株)新井管工事         | 048-787-8181 | 桶川市川田谷6654番地の1               |
| 131 | (有)玉坂設備          | 048-787-6550 | 桶川市上日出谷344番地の11              |
| 132 | (株)ユーライフ         | 0493-59-9292 | 東松山市元宿二丁目18番地37              |
| 133 | (株)阜月            | 042-363-2258 | さいたま市南区文蔵二丁目27番23号           |

| 番号  | 会社名              | 電話番号          | 住所                                  |
|-----|------------------|---------------|-------------------------------------|
| 134 | (有)本田工業          | 048-736-2929  | 春日部市谷原新田 1404 番地                    |
| 135 | (株)ワンロード         | 048-797-8925  | さいたま市大宮区吉敷町一丁目 73 番地 3 階            |
| 136 | (有)平設備           | 0493-57-1157  | 比企郡滑川町伊古 158 番地 1                   |
| 137 | (株)丸山設備          | 0480-77-1051  | 加須市新川通 420 番地 5                     |
| 138 | (株)彩玉            | 0480-53-3432  | 加須市中種足 1497 番地                      |
| 139 | ダイセーExt(株) 埼玉事業所 | 0280-23-1363  | 行田市持田 2364-1                        |
| 140 | (株)荒川設備          | 048-297-8999  | 川口市大字峯 810 番地の 12                   |
| 141 | (株)アクアサービス       | 06-6335-1211  | 大阪府豊中市庄内栄町四丁目 5 番 7 号               |
| 142 | 森設備(株)           | 048-556-2300  | 行田市長野五丁目 16 番地 1                    |
| 143 | (有)長峯設備          | 048-561-4491  | 羽生市大字羽生 430 番地 6                    |
| 144 | (株)杉本設備工業        | 048-794-2147  | さいたま市岩槻区大字表慈恩寺 1526 番地の 1           |
| 145 | (株)やなぎ           | 048-772-5197  | 上尾市大字平塚 3010 番地 3                   |
| 146 | (株)早水設備          | 048-864-7563  | さいたま市南区文蔵一丁目 2 番 5 号                |
| 147 | (有)クリア住設         | 03-3857-2190  | 東京都足立区入谷五丁目 10 番 5 号                |
| 148 | (株)ワイズ・ウォーター     | 048-878-8253  | さいたま市見沼区大谷 1285 番地 1                |
| 149 | (有)福商            | 0480-33-4043  | 宮代町字中 21 番地 25                      |
| 150 | (株)クラシアン さいたま支社  | 0120-500-500  | さいたま市北区吉野町 2 丁目 200 番地 1            |
| 151 | (株)栄大土木          | 048-587-2131  | 深谷市下手計 147 番地                       |
| 152 | (有)萩原工業          | 048-851-4110  | さいたま市中央区上峰二丁目 2 番 3 号               |
| 153 | (株)くはら設備 坂戸営業所   | 049-280-8777  | 坂戸市塚越 1203 番地 1                     |
| 154 | 中埜水道工業           | 0480-53-3522  | 加須市花崎北 2 丁目 5 番地 6 2 号棟             |
| 155 | (株)ブルーホース        | 048-884-8518  | 伊奈町栄 1 丁目 83 番地                     |
| 156 | (株)ライフサポート       | 03-5465-0703  | 東京都渋谷区大山町 45 番 18 号 代々木上原ウエストビル 3 階 |
| 157 | (株)忠光            | 04-2934-5337  | 入間市宮寺 3145 番地 1                     |
| 158 | (有)バード           | 0480-21-1402  | 久喜市吉羽一丁目 28 番地 10                   |
| 159 | (株)スイドウサービス      | 06-6991-6767  | 大阪府大阪市城東区野江 4-1-8-402               |
| 160 | (株)彩水設備          | 049-298-6130  | 川越市鯨井新田 45 番地 2                     |
| 161 | (有)斉藤設備工業        | 048-266-2352  | 川口市前川 2 丁目 44-24                    |
| 162 | (株)アクアライン        | 082-502-6639  | 広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ヲ/ヤビル 6F   |
| 163 | (有)長谷川設備工業       | 048-626-2385  | さいたま市西区大字西遊馬 902 番地 1               |
| 164 | (株)交換できるくん       | 03-6427-5381  | 東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号 東京建物東渋谷ビル 12F  |
| 165 | (有)磯部設備          | 048-269-0352  | 川口市柳崎二丁目 25 番 31 号                  |
| 166 | (有)アイル設備工業       | 049-282-4294  | 坂戸市大字塚越 237 番地 13                   |
| 167 | (株)小高設備          | 049-239-3900  | 川越市大字下広谷 512 番地 1                   |
| 168 | (株)オダケン          | 049-233-9036  | 川越市上戸 112 番地 6                      |
| 169 | (株)タカギ           | 093-962-0941  | 福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目 4 番 1 号           |
| 170 | (株)水野水道          | 048-541-5361  | 鴻巣市人形四丁目 6 番 27 号                   |
| 171 | マツオ興業(株)         | 049-297-0792  | 比企郡川島町大字上伊草 821 番地 1                |
| 172 | 横井電気工業(株)        | 0480-52-0771  | 久喜市栗橋中央二丁目 19 番 29 号                |
| 173 | 小澤設備工業           | 090-2758-9969 | 鴻巣市下忍 3483 番地 4                     |
| 174 | (株)小杉設美          | 048-984-7044  | 越谷市大字北川崎 740 番地 1                   |
| 175 | (株)気水設備          | 048-876-9990  | 春日部市永沼 629 番地 2                     |
| 176 | (株)こぐれ技建         | 048-778-8283  | 上尾市大字上 62 番地 13 深山ビル 201            |
| 177 | (有)寿管工           | 048-782-6638  | 桶川市南二丁目 2 番 11 号                    |
| 178 | 東彩ガス(株)          | 048-962-1138  | 春日部市大場 202 番地                       |
| 179 | 宮本興業(株)          | 0480-31-7296  | 加須市北小浜 227 番地 2                     |

| 番号  | 会社名                | 電話番号          | 住所  |
|-----|--------------------|---------------|---|
| 180 | (有)飯村設備工業          | 0493-35-0566  | 東松山市大字毛塚 894 番地 5                           |
| 181 | 池中建設(株)            | 048-964-3611  | 越谷市東越谷 7 丁目 31 番地 3                         |
| 182 | (株)M I T E C       | 04-2940-1880  | 所沢市宮本町 2 丁目 23 番 24 号                       |
| 183 | (株)アイル             | 048-999-6973  | 越谷市千間台西 5 丁目 12 番地 38                       |
| 184 | (株)クリーンライフ         | 06-6821-6133  | 大阪府吹田市広芝町 6 番 10 号                          |
| 185 | (株)エナジー            | 049-247-9002  | 川越市大字大袋新田 771 番地 8                          |
| 186 | (株)優進設備工業          | 080-3548-7142 | 加須市南大桑 661 番地 1                             |
| 187 | (株)ミナミ住設 大宮営業所     | 048-666-9096  | さいたま市北区宮原町 4 丁目 139 番 18 号                  |
| 188 | (株)プレミアアシスト 埼玉 S C | 0120-216-620  | 川口市上青木 1 丁目 8 番 8 号                         |
| 189 | (有)沖田土木            | 048-977-8684  | 越谷市大字向畑 528 番地 4                            |
| 190 | (株)住まいる安心レスキュー     | 03-5856-9291  | 東京都足立区入谷 9 丁目 31 番 8 号                      |
| 191 | (株)LR              | 048-954-8506  | 八潮市木曾根 871 番地 5                             |
| 192 | (株)ザイマックス          | 03-5544-6600  | 東京都港区赤坂 1 丁目 1 番 1 号                        |
| 193 | (株)オースイ            | 0120-09-1133  | 大阪府大阪市中央区内本町 2 丁目 3 番 8 号<br>ダイヤパレスビル本町 409 |
| 194 | (株)旭クリエイト 幸手支社     | 0480-42-0759  | 幸手市大字千塚 1337 番地                             |
| 195 | (有)マサト設備           | 0480-22-1408  | 久喜市南 4 丁目 6 番 18 号                          |
| 196 | (株)ワースハンド          | 046-292-7155  | 神奈川県海老名市東柏ヶ谷 1 丁目 14 番 29 号橋ビル 202          |
| 197 | 鈴木工業(株)            | 048-886-7907  | さいたま市南区南浦和 2 丁目 33 番 5 号                    |
| 198 | (有)カネコプレーナー        | 048-856-9213  | 上尾市中分 2 丁目 186 番地                           |
| 199 | (株)日本水道センター        | 047-421-1281  | 千葉県船橋市夏見 1 丁目 6 番 1 号                       |
| 200 | (株)加藤工業            | 0480-62-5500  | 加須市北小浜 745 番地 4                             |
| 201 | 日本設備工業(株)          | 048-797-5633  | さいたま市岩槻区東岩槻 2 丁目 5 番 6 号                    |
| 202 | (株)ハマノ             | 0480-31-1318  | 杉戸町杉戸 5 丁目 5 番 12 号                         |
| 203 | (株)第一設備工業          | 048-812-7840  | 杉戸町 4434 番地 8                               |
| 204 | (株)早坂建設            | 048-916-5546  | 越谷市神明町 3 丁目 289 番地 4                        |
| 205 | 秋山総業(株)            | 048-783-3777  | さいたま市西区宮前町 1777 番地 1                        |
| 206 | (株)小川土木開発          | 048-852-1853  | さいたま市中央区新中里 3 丁目 14 番 10 号                  |

## 資料-103 白岡市指定排水設備工事店一覧表

令和4年7月26日現在

| 整理番号 | 指定番号 | 排水設備工事店名        | 店舗所在地                    | 店舗電話番号       |
|------|------|-----------------|--------------------------|--------------|
| 1    | 2    | 有限会社折原水道        | 白岡市高岩 1045 番地            | 0480-92-1855 |
| 2    | 10   | 株式会社弓木電設社       | 白岡市小久喜 1161 番地 3         | 0480-92-6983 |
| 3    | 13   | 株式会社山田設備工業      | 白岡市西 8 丁目 15 番 1         | 0480-92-2251 |
| 4    | 15   | 譽田設備            | 白岡市千駄野 821 番地            | 0480-92-1344 |
| 5    | 17   | 有限会社山崎水道        | 白岡市荒井新田 459 番地           | 0480-97-0008 |
| 6    | 19   | 弓木空調株式会社        | 白岡市千駄野 675 番地 5          | 0480-92-6457 |
| 7    | 20   | 株式会社エハラ設備       | 白岡市荒井新田 83 番地の 2         | 0480-97-0058 |
| 8    | 22   | 有限会社木村住設        | 白岡市太田新井 458 番地の 3        | 0480-92-2626 |
| 9    | 23   | 島村水道            | 白岡市岡泉 1355 番地 1          | 0480-92-6863 |
| 10   | 24   | 有限会社タカセ土建       | 白岡市下野田 446 番地            | 0480-92-9557 |
| 11   | 25   | 株式会社享和          | 白岡市下野田 809 番地            | 0480-92-2345 |
| 12   | 28   | 株式会社サンケイ        | 杉戸町大字杉戸 2612 番地 1        | 0480-31-1545 |
| 13   | 29   | 株式会社高田工業所       | 杉戸町清地六丁目 12 番 26 号       | 0480-34-0361 |
| 14   | 30   | ハギワラ株式会社        | 蓮田市大字黒浜 1899 番地 7        | 048-768-4788 |
| 15   | 31   | 深作設備工業株式会社      | 久喜市久喜北一丁目 10 番 4 号       | 0480-21-3175 |
| 16   | 34   | 株式会社中村工業所 宮代営業所 | 宮代町字山崎 745 番地 2 号        | 0480-32-4817 |
| 17   | 39   | 北辰住設株式会社        | 春日部市永沼 1262 番地 3         | 048-812-5510 |
| 18   | 41   | 有限会社小島水道工業      | 加須市北篠崎 212 番地            | 0480-68-5743 |
| 19   | 43   | 株式会社カキヌマ        | 久喜市北青柳 1236 番地の 1        | 0480-23-4126 |
| 20   | 47   | 有限会社布施設備工業      | 白岡市千駄野 1260 番地の 2        | 0480-92-2754 |
| 21   | 48   | 有限会社三鈴商工        | さいたま市北区奈良町 50 番地 11      | 048-663-4010 |
| 22   | 50   | 有限会社片藤設備        | 白岡市西三丁目 1 番 4            | 0480-93-5543 |
| 23   | 51   | 協立設備株式会社        | 桶川市大字下日出谷 30 1 番地の 5     | 048-786-4557 |
| 24   | 54   | 株式会社共栄設備        | 蓮田市大字江ヶ崎 1711 番地         | 048-768-2012 |
| 25   | 55   | 株式会社中村設備工業所     | 上尾市錦町 1 番地 18            | 048-773-8733 |
| 26   | 58   | 有限会社小山設備        | 蓮田市大字根金 896 番地の 18       | 048-766-3355 |
| 27   | 60   | 有限会社澁谷さく泉工業所    | 蓮田市大字黒浜 4749 番地 11       | 048-768-1229 |
| 28   | 61   | 有限会社斎藤商会        | 蓮田市大字根金 1551 番地の 1       | 048-766-9508 |
| 29   | 63   | 長谷川工業株式会社       | 久喜市原 338 番地 11           | 0480-22-0748 |
| 30   | 64   | 本沢住設株式会社        | 蓮田市大字江ヶ崎 1177 番地の 7      | 048-764-1924 |
| 31   | 65   | 株式会社 大 三        | 杉戸町杉戸二丁目 16 番 15 号       | 0480-37-2411 |
| 32   | 66   | 株式会社こばやし設備工業所   | さいたま市見沼区大字東宮下 2013 番地の 1 | 048-685-1344 |
| 33   | 67   | 新井ポンプ工業株式会社     | さいたま市岩槻区大字徳力 86 番地       | 048-794-2432 |
| 34   | 68   | 有限会社平柳設備        | 伊奈町大字大針 1335 番地 12       | 048-721-1635 |
| 35   | 70   | 有限会社蛭間水道設備      | 宮代町本田五丁目 18 番 20 号       | 0480-32-2407 |
| 36   | 71   | 大久保設備工業株式会社     | 白岡市千駄野 90 番地 2           | 0480-92-4961 |

| 整理番号 | 指定番号 | 排水設備工事店名      | 店舗所在地                    | 店舗電話番号       |
|------|------|---------------|--------------------------|--------------|
| 37   | 72   | 有限会社北沢設備工業    | 伊奈町内宿台五丁目 102 番地         | 048-728-2404 |
| 38   | 74   | アサヒ住建株式会社     | 上尾市大字平塚 2558 番地 4        | 048-773-8513 |
| 39   | 76   | 株式会社泉山設備      | 北本市石戸五丁目 268 番地          | 048-592-7510 |
| 40   | 77   | 正和工業株式会社      | 春日部市豊野町二丁目 32 番地 19      | 048-736-6111 |
| 41   | 78   | 五十嵐設備         | 春日部市小淵 1155 番地 6         | 048-761-4180 |
| 42   | 80   | 株式会社伊藤住設      | 川越市大字上寺山 458 番地 10       | 049-226-5071 |
| 43   | 81   | 有限会社東武管工設備    | 春日部市小淵 235 番地 8          | 048-755-5540 |
| 44   | 82   | 住 耕           | 白岡市西 2 丁目 1 番 14         | 0480-93-1205 |
| 45   | 84   | 株式会社岩崎設備      | 宮代町百間三丁目 9 番 24 号        | 0480-35-0088 |
| 46   | 85   | 富士コントロール株式会社  | 久喜市栗橋東二丁目 14 番 14 号      | 0480-52-6038 |
| 47   | 86   | 有限会社ケワイヅ・アリアク | さいたま市北区別所町 4 7 番地 2 4    | 048-663-0818 |
| 48   | 87   | 郷 設 備         | 蓮田市大字根金 1785 番地          | 048-766-6646 |
| 49   | 88   | 有限会社長島設備商会    | 北本市本町四丁目 99 番地           | 048-591-1304 |
| 50   | 89   | 株式会社熊谷設備工業    | 杉戸町大字宮前 137 番地 56        | 0480-38-0043 |
| 51   | 90   | 株式会社中島電気工業    | 加須市南篠崎 2548 番地           | 0480-65-1727 |
| 52   | 91   | 株式会社ヤマグチ      | 久喜市佐間 290 番地の 2          | 0480-52-5570 |
| 53   | 92   | 守合設備          | 白岡市千駄野 862 番地 4          | 0480-53-3988 |
| 54   | 93   | 株式会社サカエヤ設備    | 久喜市菖蒲町新堀 2610 番地 6       | 0480-85-0507 |
| 55   | 94   | 有限会社小河原設備     | 宮代町字姫宮 375 番地            | 0480-33-0391 |
| 56   | 96   | 岩崎工業株式会社      | 蓮田市東三丁目 10 番 13 号        | 048-768-2181 |
| 57   | 98   | 株式会社池上管工      | さいたま市西区大字土屋 491 番地 1     | 048-624-2044 |
| 58   | 101  | 株式会社埼玉総合設備    | さいたま市見沼区大字風渡野 351 番地の 15 | 048-686-1234 |
| 59   | 102  | 有限会社新井設備      | 幸手市大字円藤内 753 番地          | 0480-42-2952 |
| 60   | 103  | 有限会社吉澤設備工業    | 久喜市上清久 247 番地の 4         | 0480-21-2598 |
| 61   | 104  | 株式会社アイダ設計     | さいたま市大宮区桜木町二丁目 286 番地    | 048-726-8613 |
| 62   | 105  | 有限会社関水道総合設備   | 久喜市菖蒲町台 2135 番地 2        | 0480-85-3812 |
| 63   | 106  | 有限会社旭工舎       | さいたま市岩槻区大字徳力 346 番地      | 048-793-3055 |
| 64   | 107  | 有限会社サトウ住設     | 春日部市水角 848 番地            | 048-718-3600 |
| 65   | 109  | 上尾ガス水道設備株式会社  | 上尾市栄町 1 番 4 号            | 048-771-0183 |
| 66   | 110  | 三室建設株式会社      | さいたま市西区三橋五丁目 645 番地 1    | 048-624-5388 |
| 67   | 111  | 日興設備工業株式会社    | さいたま市北区宮原町二丁目 69 番地      | 048-664-5321 |
| 68   | 112  | 田中電機産業株式会社    | 加須市旗井一丁目 37 番地 14        | 0480-72-6590 |
| 69   | 116  | 株式会社小林設備      | 草加市青柳三丁目 34 番 5 号        | 048-932-2760 |
| 70   | 117  | 有限会社ジャパン管工    | 杉戸町大字佐左門 788 番地 3        | 0480-36-5521 |
| 71   | 118  | 甲原管工業株式会社     | 上尾市大字平塚 861 番地の 1        | 048-773-2923 |
| 72   | 119  | 有限会社滝本商店      | 春日部市米島 1185 番地の 55       | 048-746-1025 |
| 73   | 122  | 株式会社宮設備       | さいたま市北区盆栽町 95 番地 2-103   | 048-871-5318 |
| 74   | 123  | 株式会社良松        | さいたま市北区東大成町一丁目 460 番地    | 048-666-1200 |

| 整理番号 | 指定番号 | 排水設備工事店名     | 店舗所在地                            | 店舗電話番号        |
|------|------|--------------|----------------------------------|---------------|
| 75   | 124  | 有限会社太宝設備     | 桶川市大字上日出谷 190 番地の 2              | 048-786-9871  |
| 76   | 125  | 荒井設備工業所      | 久喜市菖蒲町台 1491 番地                  | 0480-85-1480  |
| 77   | 126  | 株式会社シンエイ     | さいたま市北区本郷町 260 番地                | 048-666-3366  |
| 78   | 128  | 積和建设埼玉株式会社   | さいたま市見沼区東大宮六丁目 1 4 番地 1 0        | 048-686-7331  |
| 79   | 129  | 株式会社木村設備     | 宮代町本田四丁目 10 番 32 号               | 0480-32-7788  |
| 80   | 132  | 株式会社早田工務店    | 上尾市向山二丁目 20 番地 15                | 048-781-1298  |
| 81   | 133  | 有限会社中村管設     | 久喜市菖蒲町菖蒲 5013 番地 660             | 0480-85-5780  |
| 82   | 134  | カナモリ産業株式会社   | 伊奈町大字小室 4684 番地 5                | 048-722-8601  |
| 83   | 137  | 株式会社空衛設備     | 宮代町東 331 番地 6                    | 0480-37-3317  |
| 84   | 140  | 横田設備工業株式会社   | 新座市片山一丁目 15 番 31 号               | 048-479-9404  |
| 85   | 141  | 株式会社ハトリ      | 羽生市南七丁目 2 番地 2                   | 048-562-5000  |
| 86   | 142  | 有限会社加藤設備     | 久喜市菖蒲町下栢間 2686 番地                | 0480-85-7879  |
| 87   | 149  | 有限会社あらい水道    | 蓮田市関山一丁目 1 番 1 3 号               | 048-768-5508  |
| 88   | 150  | 株式会社いいじま     | 川島町大字上伊草 1364 番地                 | 049-297-0457  |
| 89   | 151  | 有限会社倉元興業     | さいたま市岩槻区大字黒谷 2158 番地の 33         | 048-798-5541  |
| 90   | 152  | タイヨー設備有限会社   | 春日部市武里中野 472 番地 1                | 048-737-0841  |
| 91   | 153  | アテックス株式会社    | 北本市中央四丁目 74 番地                   | 048-590-5707  |
| 92   | 154  | 有限会社優輝設備     | 宮代町本田五丁目 9 番 20 号                | 0480-33-5508  |
| 93   | 156  | 株式会社大木水道     | 桶川市大字川田谷 3552 番地の 2              | 048-787-0611  |
| 94   | 158  | 長島商会         | 杉戸町高野台南 2 丁目 11 番地 1 ハイライラック 106 | 090-7174-1177 |
| 95   | 159  | 株式会社中央設備工業   | 上尾市大字今泉 365 番地 12                | 048-725-3232  |
| 96   | 160  | 関根建設株式会社     | 杉戸町大字本島 647 番地                   | 0480-38-1772  |
| 97   | 162  | 有限会社三幸システム企画 | 上尾市大字地頭方 441 番地 7                | 048-781-3405  |
| 98   | 164  | 有限会社松山水道設備   | 松伏町大字松伏 2631 番地 1                | 048-991-2469  |
| 99   | 165  | 平井管工株式会社     | 春日部市上大増新田 19 番地 1                | 048-872-7612  |
| 100  | 167  | 奥北設備         | 久喜市久喜東 6 丁目 10 番 11 号            | 0480-24-7215  |
| 101  | 168  | 株式会社スガマ      | 久喜市桜田一丁目 4 番 1-417               | 090-3200-7869 |
| 102  | 170  | 株式会社大川工業所    | 上尾市上平中二丁目 36 番地 2                | 048-771-5219  |
| 103  | 171  | 大和工業株式会社     | さいたま市岩槻区笹久保新田 1025 番地 3          | 048-796-8813  |
| 104  | 173  | 三共設備工業       | さいたま市見沼区大字南中野 1028 番地 1          | 048-682-2708  |
| 105  | 177  | 株式会社MSフィールド  | さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7            | 048-621-3535  |
| 106  | 178  | 大阿蘇水質管理株式会社  | 越谷市大字大林 272 番地 1                 | 048-974-8011  |
| 107  | 179  | 株式会社トミザワ設備   | 久喜市上町 6 番 52 号                   | 0480-21-0946  |
| 108  | 180  | 有限会社シンセイ     | 鴻巣市宮前 38 番地 20                   | 048-597-0201  |
| 109  | 181  | 株式会社木下建設     | 白岡市彦兵衛 128 番地 4                  | 0480-53-6355  |
| 110  | 182  | 株式会社宮下工業     | さいたま市西区植田谷本 854 番地 3             | 048-625-5966  |
| 111  | 183  | 有限会社敏総合設備工事  | 久喜市吉羽五丁目 16 番地 4                 | 0480-21-3085  |
| 112  | 184  | 株式会社ベストワーク   | さいたま市岩槻区東岩槻四丁目 5-2               | 048-795-2000  |

| 整理番号 | 指定番号 | 排水設備工事店名                              | 店舗所在地                     | 店舗電話番号       |
|------|------|---------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 113  | 185  | 株式会社福田設備工業                            | 加須市中種足 1529 番地            | 0480-73-2848 |
| 114  | 186  | 株式会社茂田工業所                             | 杉戸町内田二丁目 8 番 16 号         | 0480-32-1766 |
| 115  | 188  | 有限会社湯山設備工業所                           | 川越市中台元町一丁目 5 番地 15        | 049-242-5064 |
| 116  | 189  | 株式会社甲斐設備工業                            | 越谷市大字恩間新田 300 番地 21       | 048-971-5157 |
| 117  | 190  | サンエス設工有限公司                            | 上尾市今泉一丁目 31 番地 11         | 048-780-7681 |
| 118  | 191  | 有限会社玉坂設備                              | 桶川市大字上日出谷 344 番地の 11      | 048-787-6550 |
| 119  | 192  | 株式会社ワンロード                             | さいたま市大宮区吉敷町一丁目 73 番地 3 階  | 048-797-8925 |
| 120  | 193  | 有限会社本田工業                              | 春日部市谷原新田 1404 番地          | 048-736-2929 |
| 121  | 195  | 株式会社丸山設備                              | 加須市新川通 420 番地 5           | 0480-77-1051 |
| 122  | 196  | 株式会社ユーライフ                             | 東松山市石橋 1696 番 4           | 0493-81-5678 |
| 123  | 197  | 株式会社鈴木総合設備                            | 久喜市菖蒲町台 977 番地            | 0480-85-4111 |
| 124  | 198  | 株式会社彩玉                                | 加須市中種足 1497 番地            | 0480-53-3432 |
| 125  | 199  | 有限会社平設備                               | 滑川町大字伊古 158 番地 1          | 0493-57-1157 |
| 126  | 200  | ダイセイエ x t 株式会社<br>埼玉事業所               | 行田市持田 2364 番地 1           | 048-598-4353 |
| 127  | 201  | 株式会社荒川設備                              | 川口市大字峯 810 番地の 12         | 048-270-8999 |
| 128  | 202  | 東京ガスファーストエナジ<br>ー株式会社 東京ガスライ<br>フバル大宮 | さいたま市北区宮原町二丁目 18 番地 7     | 048-651-0313 |
| 129  | 204  | 有限会社長峯設備                              | 羽生市大字羽生 430 番地 6          | 048-561-4491 |
| 130  | 206  | 株式会社やなぎ                               | 上尾市大字平塚 3010 番地 3         | 048-772-5197 |
| 131  | 207  | 株式会社早水設備                              | さいたま市南区文蔵一丁目 2 番 5 号      | 048-864-7563 |
| 132  | 208  | 有限会社ラピスト                              | 加須市道地 1205 番地 1           | 0480-73-7277 |
| 133  | 209  | 株式会社ワイズ・ウォータ<br>ー                     | さいたま市見沼区大字大谷 1285 番地 1    | 048-878-8253 |
| 134  | 210  | 有限会社福商                                | 宮代町字中 21 番地 25            | 0480-33-4043 |
| 135  | 211  | 有限会社萩原工業                              | さいたま市中央区上峰二丁目 2 番 3 号     | 048-851-4110 |
| 136  | 212  | 株式会社くはら設備                             | 坂戸市塚越 1203 番地 1           | 049-280-8777 |
| 137  | 213  | 株式会社ブルーホース                            | 伊奈町栄一丁目 83 番地             | 048-884-8518 |
| 138  | 214  | 株式会社忠光                                | 入間市宮寺 3145 番地 1           | 04-2934-5337 |
| 139  | 215  | 株式会社彩水設備                              | 川越市鯨井新田 45 番地 2           | 049-298-6130 |
| 140  | 216  | 有限会社長谷川設備工業                           | さいたま市西区大字西遊馬 902 番地 1     | 048-626-2385 |
| 141  | 217  | 株式会社杉本設備工業                            | さいたま市岩槻区大字表慈恩寺 1526 番地の 1 | 048-794-2147 |
| 142  | 218  | 株式会社岡野水道設備                            | 久喜市太田袋 628 番地             | 0480-23-2181 |
| 143  | 219  | 有限会社バード                               | 久喜市吉羽一丁目 28 番地 10         | 0480-21-1402 |
| 144  | 220  | シミズ設備工業株式会社                           | 上尾市谷津二丁目 5 番 10 号         | 048-773-5676 |
| 145  | 221  | 有限会社磯部設備                              | 川口市柳崎二丁目 25 番 31 号        | 048-269-0352 |
| 146  | 222  | 有限会社アイル設備工業                           | 坂戸市大字塚越 237 番地 13         | 049-282-4294 |
| 147  | 223  | 株式会社小高設備                              | 川越市大字下広谷 512 番地 1         | 049-239-3900 |
| 148  | 224  | 株式会社オダケン                              | 川越市上戸 112 番地 6            | 049-233-9036 |
| 149  | 225  | 株式会社水野水道                              | 鴻巣市人形四丁目 6 番 27 号         | 048-541-5361 |



| 整理番号       | 指定番号       | 排水設備工事店名           | 店舗所在地                      | 店舗電話番号               |
|------------|------------|--------------------|----------------------------|----------------------|
| 150        | 226        | 森設備株式会社            | 行田市長野五丁目 16 番地 1           | 048-556-2300         |
| 151        | 227        | 横井電気工業株式会社         | 久喜市栗橋中央二丁目 19 番 29 号       | 0480-52-0771         |
| 152        | 228        | 小澤設備工業             | 鴻巣市下忍 3483 番地 4            | 090-2758-9969        |
| 153        | 229        | 株式会社小杉設美           | 越谷市大字北川崎 740 番地 1          | 048-984-7044         |
| 154        | 230        | 株式会社気水設備           | 春日部市永沼 629 番地 2            | 048-876-9990         |
| 155        | 231        | 関根設備工業株式会社         | 幸手市中一丁目 12 番 33 号          | 0480-42-0087         |
| 156        | 232        | 有限会社寿管工            | 桶川市南二丁目 2 番 11 号           | 048-782-6638         |
| <u>157</u> | <u>233</u> | <u>有限会社飯村設備工業</u>  | <u>東松山市毛塚 894 番地 5</u>     | <u>0493-35-0566</u>  |
| <u>158</u> | <u>234</u> | <u>株式会社グランドプラン</u> | <u>狭山市祇園 20 番地 27-103</u>  | <u>04-2959-1700</u>  |
| <u>159</u> | <u>235</u> | <u>優進設備工業</u>      | <u>加須市南大桑 661 番地 1</u>     | <u>080-3548-7142</u> |
| <u>160</u> | <u>236</u> | <u>有限会社沖田土木</u>    | <u>越谷市向畑 528 番地 4</u>      | <u>048-977-8684</u>  |
| <u>161</u> | <u>237</u> | <u>株式会社深谷設計設備</u>  | <u>さいたま市北区别所町 38 番地 10</u> | <u>048-783-4090</u>  |

## 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

### 第1節 計画の位置づけ

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、「強化地域」に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が「強化地域」に指定された。

なお、平成24年4月1日現在、「強化地域」は1都7県157市町村が指定されている。

東海地震が発生した場合、県は、震度5弱から5強程度と予想されることから、「強化地域」には指定されていないが多大な被害が発生することが予想される。このため、市では、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念し、警戒宣言に伴う対応措置について計画する。

### 第1 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- (2) 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講じる。
- (3) 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講じる。
- (4) 東海地震に対する予防対策は、「震災対策編第2章震災予防計画」により対応する。また、発災後の対策は、「震災対策編第3章震災応急対策計画」及び「震災対策編第4章震災復旧及び復興計画」により対応する。
- (5) 市は、地震防災対策「強化地域」でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

### 第2 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりとする。

#### 1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

#### 2 予想震度

埼玉県地域防災計画においては、県内の予想震度を震度5弱～5強程度としているため、本計画でもそれに準ずる。

※ 東海地震に関する情報の種別

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

| 情報名                       |    | 発表基準  |
|---------------------------|----|---|
| 東海地震予知情報<br>カラーレベル:赤      |    | 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合                     |
| 東海地震注意情報<br>カラーレベル:黄      |    | 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合                    |
| 東海地震に関連する調査情報<br>カラーレベル:青 | 臨時 | 観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合               |
|                           | 定例 | 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合 |

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

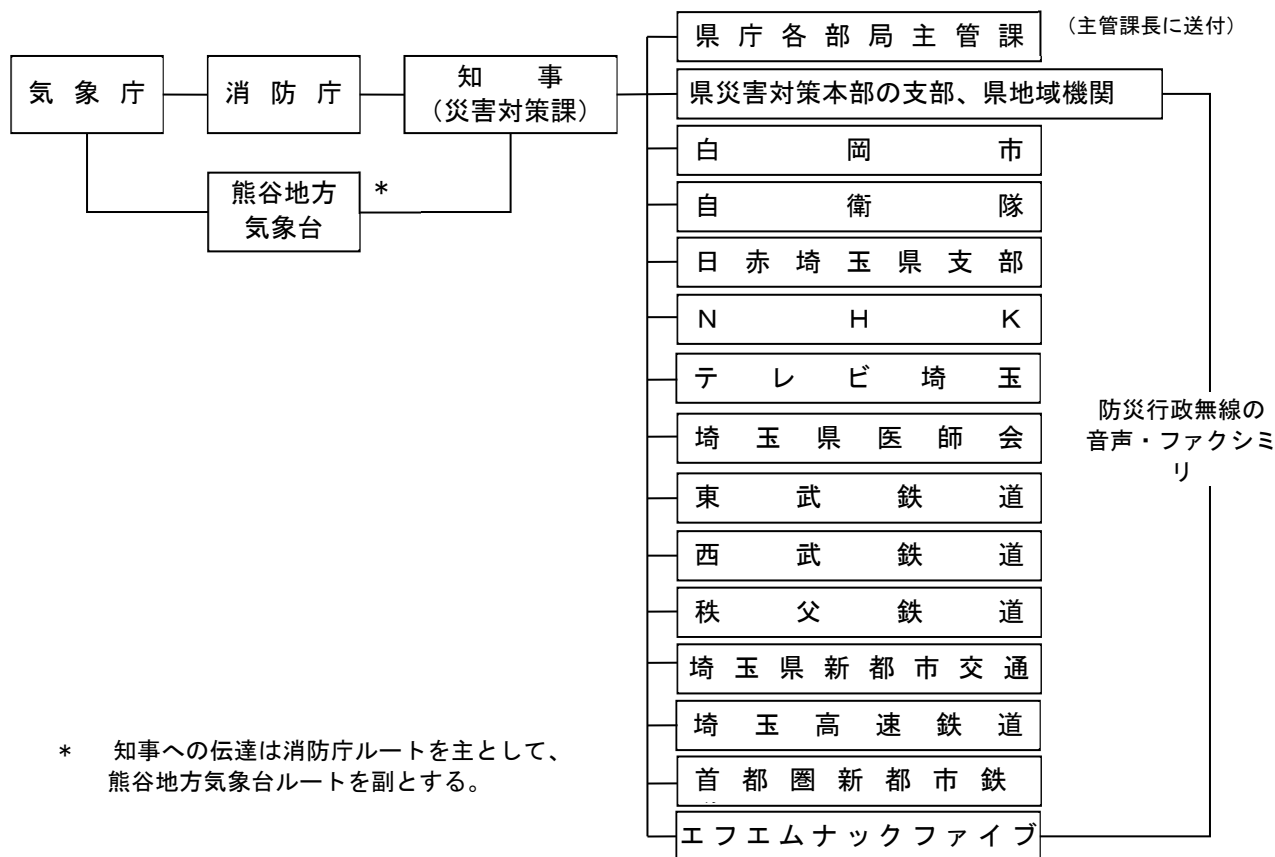
東海地震注意情報発表及び警戒宣言に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

### 第1 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段 【安心安全課】

#### 1 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段

県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。

東海地震注意情報伝達系統図



## 2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意志決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制確立に関すること等
- (3) 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項（電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること）

## 3 体制整備

東海地震注意情報が発令された場合は、警戒体制により災害応急活動を実施する。

### 第2 警戒宣言に伴う措置

【安全安心班】

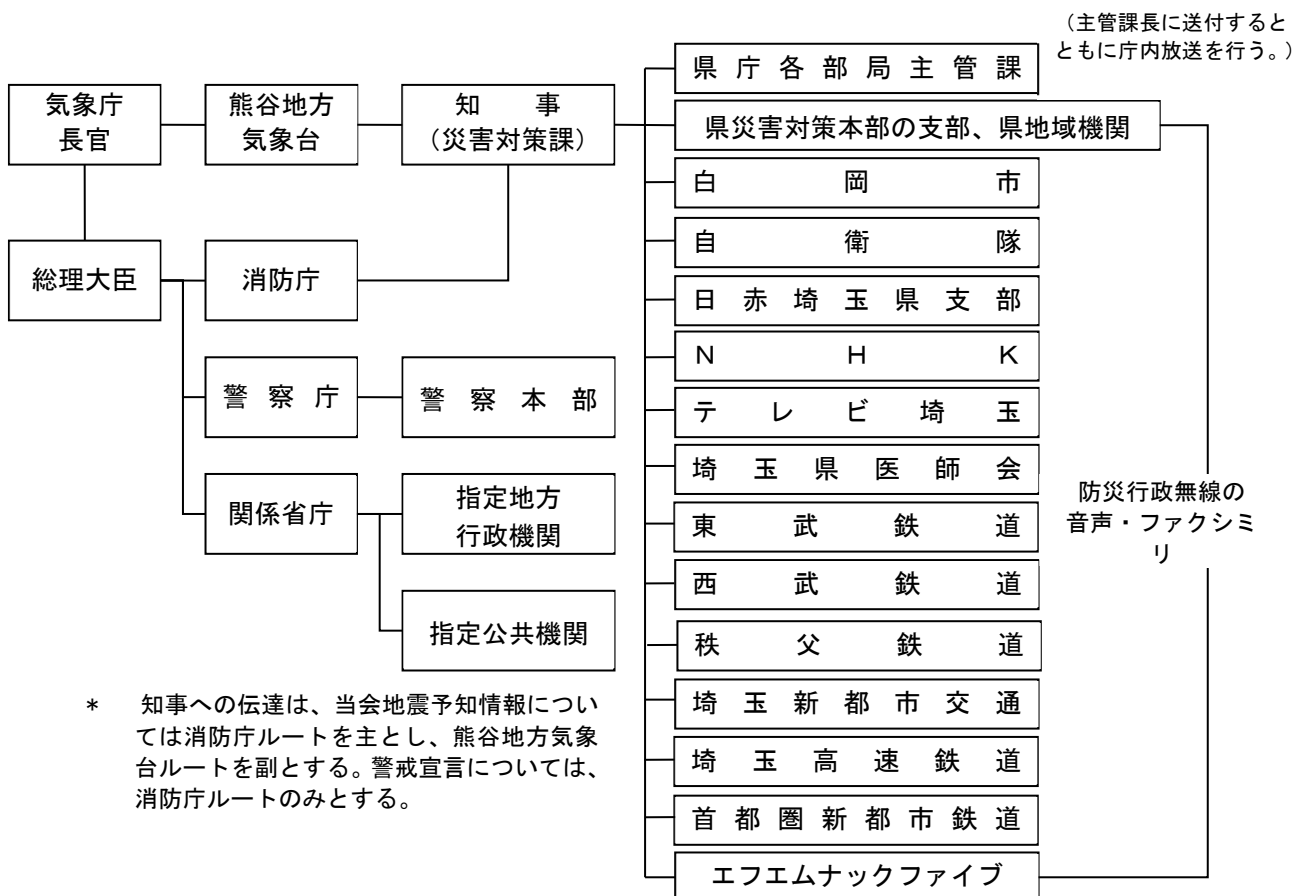
市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに市の幹部職員、関係部局、防災関係機関、市民等に伝達する。

#### 1 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段

県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。

#### 警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。  
各防災機関は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



## 2 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらずに解除になる場合）
- (5) その他必要となる事項（電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること）

## 3 体制整備

警戒宣言が発令された場合は、市は、災害対策本部を設置し、非常体制の配備により災害応急活動を実施する。

なお、災害対策本部の所掌事務は次のとおりである。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- (2) 各防災関係機関との連絡調整
- (3) 社会的混乱のための必要な措置
- (4) 関係機関等への情報提供
- (5) その他必要な事項

## 第3節 警戒宣言発令後の市の対応措置

警戒宣言の発令後における、市の対応措置を定める。

### 第1 広報活動

【安心安全班】

市民等の混乱防止に関する次の内容の広報を関係機関に要請する。

- (1) 駅等の混乱防止のための広報（東日本旅客鉄道(株)との協力）
- (2) 道路交通の混乱防止のための広報（警察との協力）
- (3) 電話利用の自粛要請のための広報（東日本電信電話(株)との協力）
- (4) 買い出し等の混乱防止のための広報（商工会との協力）
- (5) 金融機関の混乱防止のための広報（金融機関との協力）

### 第2 生活物資、飲料水、医薬品等供給対策

【農政班】 【保健衛生班】 【水道班】

【商工班】 【財政班】 【上下水道庶務班】

市は、飲料水、生活物資、医薬品等の円滑な供給を行うため、次の対策を行う。

- (1) 飲料水の確保
  - ア 市民に対して緊急貯水呼びかける。
  - イ 応急給水に必要な資機材や配水池及び取水・浄水施設の点検を行い、応急給水活動の準備を行う。
  - ウ 協定を締結している白岡市管工事業協同組合及び他の地方公共団体と連絡調整を行い、応援給水の準備を行う。
  - エ 水道施設の安全点検を実施し、また、応急復旧資機材を点検する等、応急復旧体制の準備を行う。
- (2) 食糧・生活必需品の確保
  - ア 食糧・生活必需品等の調達を速やかに行えるように、備蓄物資管理施設の管理者に対し情報伝達を行い、物資の供給に備える。
  - イ 協定を締結している店舗等に対し、情報の伝達を行い、保有物資の在庫状況の確認と、食品の売り渡し、炊飯等の準備を要請する。
- (3) 買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ
  - ア 市民が生活する上で必要な物資を確保するため、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても、極力営業するよう呼びかける。
  - イ 警戒宣言発令後も買占め、売り惜しみをしないよう、生活必需品等に係る事業者呼びかける。
- (4) 医薬品等の確保

市内の医薬品卸売業者と連絡をとり、一定数量の必要医薬品等を確保できるよう、在庫状況を確認する。また、速やかに供給が行える体制をとるよう要請する。

- (5) 緊急輸送対策
  - ア 警察が実施する交通規制に協力する。
  - イ 物資等の輸送については、「震災対策編第3章第13節緊急輸送」により実施する。
  - ウ 県及び市で定める緊急輸送道路の経路を確認し、必要車両の手配の準備、燃料の確保を実施する。
  - エ 車両調達に関する協定を締結している協定先に対し、調達可能台数の確認を行う。

### 第3 公共施設対策 【子育て支援班】 【教育総務班】 【教育指導班】 【保健衛生班】

#### 1 教育施設

公立の小学校及び中学校は警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて児童生徒の生命の安全確保について万全を期する。

- (1) 情報の収集伝達等
  - 警戒宣言が発令されたときは、校長は直ちに情報を収集し、職員に周知する。
  - 職員は、児童生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。
- (2) 授業の中止等
  - 警戒宣言が発令されたときは、校長等は全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切り、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。
- (3) 児童生徒の保護
  - 職員は、児童生徒の所在を確認の上、次の措置をとる。
    - ア 名簿により児童生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。
    - イ スクールバスで通学している児童生徒については緊急連絡網により、通学区域ごとに、保護者に帰宅時刻及び引取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。
    - ウ スクールバス運行に当たっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童、生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるよう連絡及び引き渡しの方法を確立する。
    - エ 心身に障がいのある児童生徒については、緊急連絡網により、保護者に帰宅時刻及び引取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。
- (4) 校内防災対策
  - 校内防災対策として、特に次の事項に留意して学校の安全に万全を期する。
    - ア 出火防止措置
      - 地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。
    - イ 消火設備の点検と作動確認
    - ウ 非常持出品の確認と準備
      - 重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。
    - エ 化学、工業薬品の管理
      - 火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

#### 2 病院施設

- (1) 患者に対する措置
  - 警戒宣言発令の情報を把握した場合、直ちに関係医療機関に対して、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に基づく体制に移行できるよう、体制整備を要請する。また、入院患者に対して安全措置を講じ、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、市民の不安を軽減させるよう要請する。
- (2) 防災措置等
  - 市は、東海地震注意情報等の情報を把握次第、白岡市医師会等にこの旨を連絡し、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に基づく体制にいつでも移行できるよう要請する。
  - また、各病院に対してはそれぞれの地震対策計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るよう要請する。

### 3 社会福祉施設

#### (1) 情報活動

##### ア 情報収集

市、防災機関から情報の収集に当たる。また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。

##### イ 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

- (ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。
- (イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。
- (ウ) 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。
- (エ) 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。
- (オ) 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

##### ウ 報告

警戒宣言に対応してとった措置について、市に連絡する。

##### エ 情報責任者

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市との連絡に当たる。

#### (2) 防災組織の確認

警戒宣言が発令された場合、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行う。

#### (3) 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

ア 非常口、非常階段、避難路、避難所を確認しておく。

イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。

ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。

エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。また、飲料水、食糧、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

#### (4) 施設設備の整備及び点検

整備及び点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。

##### ア 火気使用設備器具

火気は、極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。

イ 発火流出等のおそれのある危険物

ウ 消火用設備

エ 落下、倒壊危険のあるもの

特に、屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

オ 工事中の建築物等の保安措置

#### (5) 避難

地震及び火災等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市長から避難指示があった場合は、避難所への避難を指示する。

避難所に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について市長に報告する。

#### (6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の園児は、利用者名簿を確認の上、保護者に引き渡す。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引取りのない園児は、園において保護する。

エ 園児の引取りについて、事前に十分な打ち合わせをすること。

### 1 埼玉県警察による警備対策

久喜警察署は予知等情報発表及び警戒宣言発令に伴い、発生が予想される各種警察事象を未然に防止するため、警備体制を確立するとともに、関係防災機関と緊密な連携を図り、一体かつ総合的な活動を推進し、社会混乱の未然防止と人心の安定を図る。

なお、警察における予知等情報発表及び警戒宣言発令に伴う災害警備の任務は、次のとおりである。

- (1) 東海地震に関する情報等の伝達
- (2) 各種情報の収集及び伝達
- (3) 予知情報発表及び警戒宣言発令における市民、運転者等に対する広報
- (4) 人の集まる場所における混乱の防止
- (5) 各種犯罪の予防検挙
- (6) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (7) 危険物に対する保安措置
- (8) 関係防災機関との相互協力
- (9) その他必要な警察活動

### 2 埼玉県警察による交通対策

久喜警察署は警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施を図るとともに、地震発生時における交通対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

なお、警察における警戒宣言発令に伴う交通規制の任務は、次のとおりである。

- (1) 交通整理及び誘導
- (2) 交通情報の収集及び報告
- (3) 運転者に対する交通情報の提供
- (4) 所要の交通規制の実施
- (5) 運転者のとるべき措置の指導

### 3 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め、市民等に広く周知徹底を図る。

- (1) 走行中の車両
  - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（概ね高速道路では、時速 40 km。一般道路では時速 20 kmの速度に減速）すること。
  - イ カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。
  - ウ 現場の警察官等の指示に従うこと。
- (2) 駐車中の車両
  - ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。
  - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空き地等に移動させること。
  - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。
- (3) 車両による避難の禁止  
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

### 4 警戒宣言発令時の交通規制

警戒宣言が発令されたときは、基本方針に基づく交通規制のほか、「震災対策編第3章第12節第1埼玉県警察による交通規制」を準用して行う。

### 5 緊急通行車両等の確認

警戒宣言が発せられた場合における埼玉県公安委員会の行う緊急車両等の確認は、別に定める。



## 6 公共輸送対策

### (1) 市の対応

予知情報及び警戒宣言発令に伴い、公共交通機関において相当の混雑と混乱が予想される。そのため市は、東日本旅客鉄道(株)及びバス事業者に対し、列車の運行等に関する情報提供及び混乱防止のための広報等の措置を講じるよう要請する。

### (2) 東日本旅客鉄道(株)白岡駅及び新白岡駅の対応

駅長は、駅舎及び列車内等における旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講じる。

ア 帰宅旅客の集中により混雑が予想される場合は、次の対策を講じる。

(ア) 適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。

(イ) 階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、う回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。

イ 駅構内が混乱し、危険が予想される場合は、各種売店、食堂等の閉鎖を指示する。

ウ 駅構内旅客の混乱及び踏切道の渋滞、線路内歩行等により危険となった場合は、列車の運転を停止する。

エ 乗車券類の発売については、次による。

(ア) 強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止する。

(イ) 状況により東京支社警戒本部長の指示又は承認を受けて全ての乗車券類の発売を停止する。

オ 旅行中止旅客に対しては、乗車駅までの無賃送還の取扱をする。

カ 主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講じる。

(ア) 東京支社社員を派遣する。

(イ) 状況に応じて警察官の応援を要請する。

## 第5 上水道対策

## 【水道班】【上下水道庶務班】

市は、県と連携し、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保、継続するため次の措置を講じる。

(1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

(2) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

(3) 応急復旧体制の準備を行う。

資料-105 原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

- ① OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ② 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ③ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

資料-106 OIL と防護措置について

資料251

|                       | 基準の種類           | 基準の概要  | 初期設定値 <sup>※1</sup>   |               |                          | 防護措置の概要   |
|-----------------------|-----------------|--|---|---------------|--------------------------|---|
| 緊急防護措置                | OIL1            | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準                                | 500 $\mu$ Sv/h<br>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )  |               |                          | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）。                   |
|                       | OIL4            | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準   | $\beta$ 線:40,000cpm <sup>※3</sup><br>(皮膚から数 cm での検出器の計数率)<br>$\beta$ 線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】<br>(皮膚から数 cm での検出器の計数率) |               |                          | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。 |
| 早期防護措置                | OIL2            | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 $\mu$ Sv/h<br>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )   |               |                          | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。              |
| 飲食物摂取制限 <sup>※9</sup> | 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準  | 0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup><br>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )  |               |                          | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。                             |
|                       | OIL6            | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準  | 核種 <sup>※7</sup>  | 飲料水<br>牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、<br>卵、魚、その他     | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。        |
|                       |                 |  | 放射性ヨウ素  | 300Bq/kg      | 2,000Bq/kg <sup>※8</sup> |   |
|                       |                 |  | 放射性セシウム   | 200Bq/kg      | 500Bq/kg                 |   |
|                       |                 |  | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種   | 1Bq/kg        | 10Bq/kg                  |   |
| ウラン                   | 20Bq/kg         | 100Bq/kg   |   |               |                          |   |

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料-107 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断するEAL<br>(⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)  | 緊急事態区分における措置の概要                      |
|---|--------------------------------------|
| <p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑭東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要                                |
|--|--|
| <p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却</p> | <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要  |
|---|--|
| <p>装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>   |  |
| 全面緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要  |
| <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> |

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要                      |
|--|--------------------------------------|
| <p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要                                |
|--|--|
| <p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬</p> | <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|-----------------|
| <p>に係る場合を除く。)</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> |                 |

| 全面緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要  |
|---|--|
| <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> |

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要                      |
|---|--------------------------------------|
| <p>①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑧当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |



| 警戒事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|-----------------|
| <p>⑨オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> |                 |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要                                |
|---|--|
| <p>①原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>②原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |

| 全面緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要   |
|---|---|
| <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> | <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに</p> |

| 全面緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|-----------------|
| ⑨原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。<br>⑩燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。<br>⑪原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)<br>⑫その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | 基づく防護措置を実施する。   |

4. ナトリウム冷却型高速炉(3.に規定するものを除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多様多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第1号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1.から3.までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

| 警戒事態を判断するEAL<br>(④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)  | 緊急事態区分における措置の概要               |
|---|-------------------------------|
| ①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。<br>②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。<br>③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。<br>④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。<br>⑤オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。<br>⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要                         |
|--|---|
| ①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。<br>②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)<br>③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 |

| 全面緊急事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要  |
|--|--|
| ①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。<br>②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 | PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を |

| 全面緊急事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要                             |
|--|---|
| ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | 開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 |

6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要   |
|---|---|
| ①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。<br>②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。<br>③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。<br>④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。<br>⑤その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。<br>避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一次立入をしている住民の退去を準備する。 |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要                                  |
|---|--|
| ①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。<br>②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。<br>③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一次立入をしている住民の退去を準備する。 |

| 全面緊急事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要           |
|--|---------------------------|
| ①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。<br>②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。<br>③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | 避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。 |

7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

| 警戒事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要               |
|--|-------------------------------|
| (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)<br>①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。<br>②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。<br>③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。<br>④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。<br>⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。<br>⑥当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |

| 警戒事態を判断するEAL<br>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)   | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|-----------------|
| ⑦当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。<br>⑧東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。<br>⑨オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。<br>⑩当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。<br>⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 |                 |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要                         |
|---|---|
| ①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上)継続すること。<br>②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。<br>③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。<br>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。<br>⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。<br>⑥火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。<br>⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)<br>⑧その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 |

| 全面緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要   |
|---|---|
| ①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上)継続すること。<br>②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。<br>③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。<br>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。<br>⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)<br>⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 |

## 8. 再処理施設

| 警戒事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要                      |
|---|--------------------------------------|
| <p>①再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。)第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。</p> <p>②全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>④制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>⑥重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑦安全機能(再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。)が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>⑧再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>⑨当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑩当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑪オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑫当該再処理施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑬その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要                  |
|---|----------------------------------|
| <p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>②制御室が使用できなくなること。</p> <p>③原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>④火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤セルから建屋内へ放射性物質の漏れがあること。</p> <p>⑥再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。</p> <p>⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑧その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p> |

| 全面緊急事態を判断するEAL  | 緊急事態区分における措置の概要   |
|---|---|
| <p>①再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>②使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>③セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏れがあること。</p> <p>④原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p> <p>⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑥その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p> | <p>UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 全面緊急事態を判断するEAL                           | 緊急事態区分における措置の概要 |
| があり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。 |                 |

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| 警戒事態を判断するEAL<br>(③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)   | 緊急事態区分における措置の概要               |
| <p>①当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>②当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |

|  |  |
|--|--|
| 施設敷地緊急事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要  |
| <p>①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。<br><u>UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</u> |

|  |   |
|--|---|
| 全面緊急事態を判断するEAL   | 緊急事態区分における措置の概要   |
| <p>①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 |





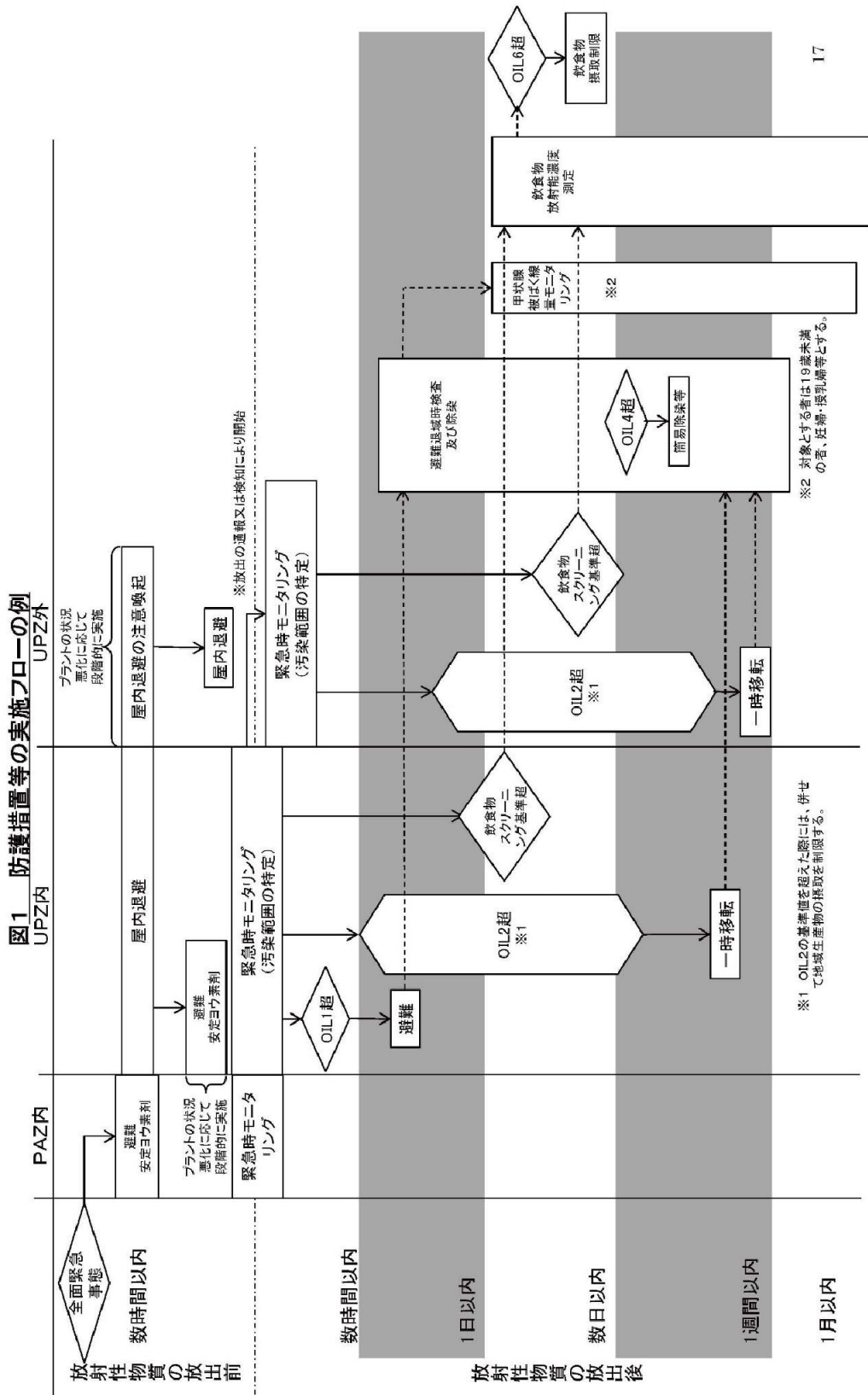
表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)  
(発電用原子炉(第2(3)①)ただし重の場合を除く。)

注:本ページは各主体の一般的な行動を標準としており、各事案においては、事案の特性等に応じて防護措置に各主体の行動をよめることとする。

|                  | PAG(～遊泳域300m)※1 |      |        | UPZ(～遊泳域300m) |                                   |        | UPZ外(遊泳域300m)   |      |   |
|------------------|-----------------|------|--------|---------------|-----------------------------------|--------|---|------|---|
|                  | 放射線防護           | 情報提供 | モニタリング | 放射線防護         | 情報提供                              | モニタリング | 放射線防護   | 情報提供 | モニタリング  |
| 0<br>1<br>1      | 原子力事業者          | -    | -      | -             | ・遊及び放射線測定器モニタリングへの要<br>・住民等への情報提供 | -      | 【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングへの要<br>【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要 | -    | 【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・遊及び放射線測定器モニタリングへの要<br>【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要 |
|                  | 国               | -    | -      | -             | ・地方公共団体への情報提供<br>・住民等への情報提供       | -      | 【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要   | -    | 【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要   |
| 0<br>1<br>1<br>1 | 原子力事業者          | -    | -      | -             | ・遊及び放射線測定器モニタリングへの要<br>・住民等への情報提供 | -      | 【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングへの要<br>【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要 | -    | 【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・遊及び放射線測定器モニタリングへの要<br>【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要 |
|                  | 国               | -    | -      | -             | ・地方公共団体への情報提供<br>・住民等への情報提供       | -      | 【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要   | -    | 【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要   |
| 0<br>1<br>1<br>1 | 原子力事業者          | -    | -      | -             | ・遊及び放射線測定器モニタリングへの要<br>・住民等への情報提供 | -      | 【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングへの要<br>【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要 | -    | 【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・遊及び放射線測定器モニタリングへの要<br>【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要 |
|                  | 国               | -    | -      | -             | ・地方公共団体への情報提供<br>・住民等への情報提供       | -      | 【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要   | -    | 【遊泳域】<br>・遊泳域の監視<br>【甲種照射防止に係るモニタリング】<br>・甲種照射防止に係るモニタリングの要   |

※1:…遊泳域部分の住民等が泳ぐことについてPAG内は遊泳を奨励していることが前提。





## 白岡市指定文化財一覧

| No. | 種 別      |           | 名 称             |
|-----|----------|-----------|-----------------|
| 1   | 市無形民俗文化財 |           | 小久喜の獅子舞         |
| 2   | 市有形民俗文化財 |           | 篠津天王様の山車・上宿耕地   |
| 3   | 市有形民俗文化財 |           | 篠津天王様の山車・横宿耕地   |
| 4   | 市有形民俗文化財 |           | 篠津天王様の山車・宿耕地    |
| 5   | 市有形民俗文化財 |           | 篠津天王様の山車・下宿耕地   |
| 6   | 市有形民俗文化財 |           | 篠津天王様の山車・神山耕地   |
| 7   | 市有形文化財   | 建築物       | 篠津久伊豆神社本社殿      |
| 8   | 市記念物     | 天然記念物     | 白岡八幡宮のカヤ        |
| 11  | 市記念物     | 天然記念物     | 白岡八幡宮のイヌザクラ     |
| 12  | 市有形文化財   | 書跡・典籍・古文書 | 山岡鉄太郎墨跡（高岩天満神社） |
| 13  | 市有形文化財   | 歴史資料      | 正福院の宝篋印塔        |
| 14  | 市有形文化財   | 歴史資料      | 鬼窪八幡宮鰐口（白岡八幡宮）  |
| 15  | 市記念物     | 史跡        | 正福院貝塚           |
| 16  | 市有形文化財   | 絵画        | 紙本着色新井白石画像（観福寺） |
| 17  | 市有形文化財   | 彫刻        | 木造薬師如来坐像（安楽寺）   |
| 18  | 市有形文化財   | 歴史資料      | 阿弥陀三尊種子板石塔婆     |
| 21  | 市有形文化財   | 書跡・典籍・古文書 | 大久保家文書          |
| 22  | 市有形文化財   | 彫刻        | 円空作薬師如来坐像（薬師堂）  |
| 23  | 市有形文化財   | 彫刻        | 円空作菩薩形坐像（安楽寺）   |
| 24  | 市有形文化財   | 彫刻        | 円空作観音菩薩坐像       |
| 25  | 市有形文化財   | 書跡・典籍・古文書 | 田口家文書           |
| 26  | 市有形文化財   | 書跡・典籍・古文書 | 興善寺朱印状          |
| 27  | 市有形文化財   | 建造物       | 忠恩寺山門           |
| 28  | 市有形民俗文化財 |           | 忠恩寺十三仏          |
| 29  | 市有形文化財   | 書跡・典籍・古文書 | 忠恩寺文書           |
| 30  | 市有形文化財   | 書跡・典籍・古文書 | 渋谷家文書           |
| 31  | 市無形民俗文化財 |           | 岡泉鷲神社の神楽        |
| 32  | 市無形民俗文化財 |           | 岡泉大尽囃子          |
| 33  | 市有形民俗文化財 |           | 岡泉の百庚申（岡泉観音堂）   |
| 34  | 市有形民俗文化財 |           | 柴山諏訪八幡神社の奉納絵馬   |
| 35  | 市有形民俗文化財 |           | 下大崎住吉神社の奉納絵馬    |
| 36  | 市有形文化財   | 書跡・典籍・古文書 | 鬼久保家文書          |
| 37  | 市有形文化財   | 彫刻        | 木造大日如来坐像（大徳寺）   |
| 38  | 市有形民俗文化財 |           | 篠津観音堂の笠付地蔵      |
| 39  | 市有形文化財   | 彫刻        | 木造達磨大師像（興善寺）    |
| 40  | 市有形文化財   | 歴史資料      | 白岡八幡宮棟札         |
| 42  | 市有形文化財   | 歴史資料      | 荒井新田の高札         |
| 44  | 市記念物     | 天然記念物     | 岡泉鷲神社の大ケヤキ      |
| 45  | 市有形民俗文化財 |           | 庚申待供養塔（岡泉観音堂）   |
| 46  | 市記念物     | 天然記念物     | 爪田ヶ谷諏訪神社の大スギ    |
| 47  | 市有形民俗文化財 |           | 岡泉天王様の山車        |
| 48  | 市有形民俗文化財 |           | 牛頭天王祭礼用具一式付収納箱  |
| 49  | 市有形民俗文化財 |           | 篠津天王様の神輿        |
| 50  | 市有形民俗文化財 |           | 忠恩寺九品仏          |
| 51  | 市有形文化財   | 歴史資料      | 朝鮮通信使奉納扁額及び下書き  |
| 52  | 市有形文化財   | 考古資料      | タタラ山遺跡出土遺物      |
| 53  | 市有形民俗文化財 |           | 白岡八幡宮奉納絵馬群      |
| 54  | 市有形民俗文化財 |           | 高岩天満神社奉納絵馬群     |

| No. | 種 別      |      | 名 称                   |
|-----|----------|------|-----------------------|
| 55  | 市有形文化財   | 歴史資料 | 興善寺中世石造物群             |
| 56  | 市有形文化財   | 歴史資料 | 新井白石自筆漢詩              |
| 57  | 市有形民俗文化財 |      | 小久喜の獅子舞<br>隠居獅子頭及び天狗面 |
| 58  | 市有形文化財   | 歴史資料 | 鷹場関係資料群               |
| 59  | 市有形文化財   | 歴史資料 | 白岡八幡宮梵鐘               |
| 60  | 市有形文化財   | 建造物  | 庄兵衛堰柵                 |

※ 9、10、41、43 は指定解除 19、20 は 21 に編入